白川静著作集

別巻　金文通釈 4

平凡社

金文通釋　4

金文通釋卷四　目次

金文通釋三四……一
金文通釋三五……八一
金文通釋三六……一四一
金文通釋三七……二三七
金文通釋三八……三三三
金文通釋三九……四三五
金文通釋四〇……五三七

財團法人
白鶴美術館發行

□ 隻壺

白川 靜

金文通釋 三四

一九九、秦公段
秦公鐘・秦器
二〇〇、虢文公子伇鼎
諸虢器・虞器・蘇器

白鶴美術館誌

第三四輯

一九九、秦公段

器名　秦公敦文錄

時代　秦成公考古引楊南仲說　穆公貞松　共公集古　桓公通考　景公集古・大系　春秋中期書道

出土　「此器近年出秦州」貞松　「民國初、出于甘肅秦州」通考

收藏　「藏皖中張氏」貞松　「今藏合肥張氏」王跋

著錄

器影　大系・一二七　通考・三四四　河出・二七一　水野・一七四　二玄・三八四

銘文　研究・下・四六　貞松・六・一三　小校・八・七八　三代・九・三三・二、三四・一　大系・二八八　書道・九一　二玄・三八三

考釋　韡華・丙・三七　研究・下・四六　文錄・

秦　公　段

三・三三　文選・上三・一八　大系・二四七　積微居・四三・四四　なお鐘銘考釋參照。
王國維　秦公敦跋集林卷一八
容　庚　秦公鐘簋之年代考古社刊第六期

器　制

通考にいう。「通蓋高約五寸餘、蓋器均飾瓦紋、口各飾蟠虺紋一道、足飾環帶紋、兩耳作獸首形」。器は環耳圈足の𣪘。すなわち無賁𣪘系統の器制に屬し、西周後期に盛行した三小足𣪘と異なり、形體としては古制を存する。器蓋の口緣に鉤連狀の蟠虺文帶文をめぐらす。一に秦式とよばれる文様であるが、象鼻貝紋鼎精華・一八一 通考・九六にも同様のものがみられ、また新蔡出土の器にはその繁縟なる形式のものがある。他は瓦文、圈足部に波狀文を飾る。波狀文も西周後期に行なわれたもので、器の時期からみて、比較的古制が保たれていることが注意される。

銘　文

「蓋銘十行五十三字、器銘五行五十一字、又蓋外刻九字、器外刻九字」通考　器蓋を合わせて鑄銘全文百四字、別に器蓋に各九字の刻文があり、その容量をいう。鑄銘の字體はいわゆる秦篆に近く、文

中重用の字は字形全く同じ。鑄銘の際、字母を押捺したものであるらしい。銘文は界線の中に施されており、大克鼎・曾姬無卹壺等にその例がある。文は秦公鐘と殆んど同じ。

秦公曰、不顯朕皇且、受天命、鼏宅禹賨、十又二公、在帝之坏、嚴龏夤天命、保業厥秦、虩事蠻夏

「秦公曰」という自述形式を以て文を起している。西周期初期に也𣪘、後期に大克鼎・叔向父禹𣪘・禹鼎など、その例に乏しくないが、列國諸侯の器には一人稱形式の文が多い。秦公は下文の十又二公をどこから數えるかによって、成・穆・共・桓・景の諸説に分れる。成前六六三〜六六〇より景前五七六〜五三七まで、前後約百數十年の差がある。器の時期については、參考の條にいう。

この一節は秦公の功業をいうものであるが、殆んど西陲の霸業成ることを誇示する表現である。「受天命」は、大盂鼎「受天有大令」・毛公鼎「膺受大命」・師詢段「孚受天令」のように文武の受命をいうときに用い、諸侯が自らいう例としては、晉公𥂴に「晉公曰、我皇祖唐公、膺受大命、左右武王、□□百䜌、廣嗣四方、至于大廷、莫不來王、王命唐公、冂宅京師」があるに過ぎない。この晉公𥂴の文も下文に「左右武王」とあって、武王の創業に伴なうものとして述べられている。引用の文は本器銘の文と極めて近く、なお下文にも語彙・語法の上に類するところが多く、この兩器の文には彼此參照すべきものがある。

なお宋刻に載せる秦公鐘の文も段銘とほぼ同じく、この部分を鐘銘に

秦公曰、不顯朕皇且、受天命、竈又下國、十又二公、不墜在上、嚴龏夤天命、保鑋厥秦、虩事䜌夏

に作り、「鼏宅禹賚」を「竈又下國」に、「在帝之坯」を「不墜在上」に作る。祖・賚・坯・夏、また祖・國・公・上、何れも韻讀に合う字で、韻字を改めて文を成したものであろう。

鼏宅の鼏を、積微居に冂聲の字としていう。「按鼏字、从鼎冂聲、說文訓以木橫貫鼎耳擧之、此當假爲迥、說文二上辵部云、迥、遠也、鼏字从冂、不从冖、彝銘雖時時冖冂混用、而此銘確是鼏字、近日釋此器者、如羅振玉吳闓生于省吾郭沫若諸家、皆釋爲莫狄切之鼏、於文不可通矣」。思うに晉公𥂴に「冂宅京師」とある冂宅と語同じく、また鐘銘の「竈又下國」の語を參照すると、迥遠の義とするよりは奄有の義とみるべきようである。虎冟の冟もまたその形に從い、冟・鼏は字の意象同じ。何れも冪の聲義を承ける字である。横木貫耳の字は扃に作り、周禮匠人「大扃」の注に「牛鼎之扃」、義禮士昏禮「設扃鼏」の注に「扃所以扛鼎、鼏覆之、今文扃作鉉、鼏皆作密」とみえ、扃・鼏は別義の字、晉公𥂴の「冂宅」も「鼏宅」の省文とみるべきであろう。韡華に、國差鑰にいう「齊邦鼏靜安寍」の意とし、「鼏亦靜也」というが、冂宅・竈又の義と解してよい。

禹賚は禹迹。積微居に「賚當讀爲迹、襄公四年左傳云、芒芒禹迹、畫爲九州、迹說文訓步處、禹迹謂禹所經行之處也、禹迹又作禹績、詩商頌殷武云、天命多辟、設都于禹之績、是也、迹說文或作蹟、故詩文作績、此銘作賚也」という。賚は兮甲盤に「其貢其賚」とあるように、もと租調のものを意味し、よって績の意となる。迹に用いるのは假借。禹迹はまた齊器の叔夷鎛に「伊小臣隹輔、咸有九州、處堣之堵」とあり、當時すでに黃河下流の地にも禹の神話が傳播していたことが知られる。禹は二虫を組み合わせた字形で龍形の神であったらしく、もと洪水說話の神であり、おそらく黃河上流の諸族の傳えたものであろう。叔夷鎛には夏王朝との關係にふれていないが頙司夏祀の語もみえており、當時その神話がひろく傳承されていたようである。この銘の下文に「虩事䜌夏」とあるのは、秦の地を中心としていう。その方面は古く夏とよばれ、のち外族が國を建てるときにも、夏號を稱するものが多い。

「十又二公」については、參考の條にいう。非子より數えるか、秦侯・秦仲・莊公・襄公より數えるかによって、その當るところが異なるのである。これら祖王の靈は、その沒後みな帝所に赴くものとされた。大豐段「文王臨在上」・宗周鐘「先王其嚴在上」、あるいは虢叔旅鐘に「皇考嚴在上、

異在下」のようにいう。「在帝之旂」は、猶鐘「先王其嚴在帝左右」・叔夷鎛「虘〻成唐、又嚴在帝所」と同じく、帝所をいう。韓華に「以文義求之、疑爲側之異文」というのは、左右の義とするものであろう。地名としては、麥尊に「王令辟井侯、出旂侯于井」、また噩侯鼎「王南征伐角䣄、唯還自征、在旂」とみえ、王國維・郭沫若は大伾の伾をこれに當てている。この銘では旂は韻讀に入るべき字である。積微居に「旂字不識、疑當从不聲、讀爲覆、說文七下襾部云、覆、葢也、从襾復聲、不聲字、古音在咍部、覆在覺部、爲幽部之入聲、咍幽二部音最近、故得相通假、在帝之旂、猶言在天之覆矣」と論ずるが、「在天之覆」では意を成しがたい。おそらく坏高のところの意であろう。

䪞龏は恭龏。共王を金文に龏王に作り、また陳肪𣪘に「龏龏鬼神、襄䪞畏忌」とあり、字を龏龏に作る。晉公盞には虔龏の語がある。保嬖は保辥というに近い。積微居に嬖を古文業に從う字としていう。

保業者、書康誥云、往敷求于殷先哲王、用保乂民、多士云、亦惟天丕建保乂有殷、君奭云、率惟茲有陳、保乂有殷、康王之誥云、則亦有熊羆之士、不二心之臣、保乂王家、詩小雅南山有臺云、樂只君子、保艾爾後、克鼎云、天子其萬年無疆、保辥周邦、畯尹四方、晉邦盞云、余咸妥胤士、作爲左右、保辥王國、業與辥乂艾、皆同聲、銘文保業、猶書云保乂、詩云保艾、克鼎諸器云保辥也、爾雅釋詁云、艾、相也、凡言保業・保乂・保艾・保辥者、皆謂保相也

乂・艾は草艾、辥は辟治、嬖はおそらく撲治の字で去聲であろう。去もまた廢治の義のある字である。韓華に「業事也」というのは、業の繁文とみるものであろうが、保と連文同義。「保嬖厥秦」の厥は領格を示す。四字句を成すためにその字を加えたのである。

虩事の虩を韓華に「畏也」というも、叔夷鎛「虩〻成唐」・晉公盞「虩〻在上」と形況の語に用い、また毛公鼎に「虩許上下若否雩四方」とあり、詩の大雅烝民「邦國若否　仲山甫明之」の明の義。これを明顯にするをいう。緐は蠻方。「鼏宅禹賚」といい「虩事緐夏」というのは、秦の勢威がすでに西陲を壓するものがあつたのであろう。

余雖小子、穆〻帥秉明德、刺〻趄〻、萬民是敕、咸畜胤士、盩〻文武、鎮靜不廷、虔敬朕祀

小子二字合文。一人稱としては「余小子」という例であるが、これを分つていうものに晉公盞「余雖今小子」の例がある。「今小子」は「雖小子」と同義。この部分の文も晉公盞と相似たところがあり、「余雖今小子、敢帥井先王、秉德嫚〻、智燮萬邦」・「余咸畜胤士、乍□左右、保辥王國、剌票𢿍𢎘」などの句がある。穆〻以下は、井編鐘に「安不敢弗帥用文且皇考穆〻秉德」など、類句が多い。刺〻趄〻は烈〻桓〻、詩に用語例がみえる。

敕は說文に「誡也」という。鐘銘は句を「萬生是敕」に作る。この一段は𣪘銘と鐘銘との間にかなりの異同がある。鐘銘の文にいう。

曰、余雖小子、穆〻帥秉明德、叡專明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕、刺〻趄〻、萬生是敕、咸畜百辟胤士、盩〻文武、鎮靜不廷、柔燮百邦、于秦執事

𣪘銘八句に對して鐘銘は十四句、語句の前後しているところもあるが、何れも押韻の文である。

「咸畜胤士」を鐘に「咸畜百辟胤士」に作る。百辟とは大盂鼎にいう正百辟、諸官の長たる族長たちであろう。晉公盦に「咸畜胤士」に作り、語句が近い。胤は胄。大系にいう。「孫詒讓云、胤士之義、以聲音攷之、當讀爲尹士、廣雅釋詁、尹官也、尹士猶言官士矣、余意胤殆叚爲俊、禮王制、司徒論選士之秀者、而升之學、曰俊士、書皐陶謨、俊乂在官、語意相近」。何れも音借を以て説くが、當時俊乂を選ぶ制度があつたとはみえず、鐘銘に百辟の字を加えているのは胤士と同位語とみてよい。氏族制の重んぜられていた時代のことである。「咸畜胤士」は「萬民是敕」に對する語である。

盩は古くから種々の字釋のある字であるが、大系に盄の異文とし、その音は去、强健の義であるとしていう。

方言五、盄、桮也、秦晉之郊、謂之盄、郭璞音雅云所謂伯盄者也、廣雅釋器亦云、盄、杯也、王念孫疏證言、太平御覽引典論云、劉表諸子好酒、造三爵、大曰伯雅、中曰仲雅、小曰季雅、雅與盄通、去聲與疋聲同魚部也、盩盩者、當叚爲袪袪、魯頌駉、以車袪袪、毛傳云、强健也

文武を形容するものであるから、その盛德をいう形況の語であろう。盩の本義は、去と盟誓に從うその字形によつて考えうるが、ここでは假借義の用とみてよい。韡華に盍と釋するのはよくない。

鎮靜の鎮は薛釋にみえる。孫釋にあるいは愼の古文であろうかとするが、なお薛釋に從つている。鎮靜二字連文。不廷は不廷方、入覲せざるものをいう。毛公鼎「率懷不廷方」・塱盨「不廷唯死」などの例がある。

作□宗彝、以卲皇且、其嚴歸各、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐才天、高弘又慶、竈囿四方、　宜

首句を文錄に「作爲宗彝」と釋するも、第二字は爲とはみえない。韡華に嘉と釋し、大系に字のまま隷釋して㲃の異文とし、「余意郎文公之廟也」という。葢文にある「西一斗」の西を文公の西垂宮と解するのである。鐘銘にはその宗名をあげていない。卲は卲各。この文では卲各を上下に離析して用いる。歸字は異構。文錄に御各と釋するも、御の意は卲にあり、韡華に徵とし懲恪の義とするが、下文の多釐を賜うことと文義がつづかない。主語は祖靈であるから來格の意とすべく、一應郭釋によつて歸各と解しておく。この部分を鐘銘に

作盄龢鐘、厥名曰□邦、其音鉠〻、雝〻孔煌、以卲零孝享、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畯疐在立、高弘又慶、匍又四方、永寶、　宜

に作る。文義は殆んど同じ。「畯疐在天」を大系に「畯讀爲峻、高也、疐卽豳風狼跋、載疐其尾之疐、疐謂躓也」という。頌鼎や克盨に「畯臣天子」、また晉姜鼎に「畯保其孫子」とあるによれば畯は永久の義とすべく、疐は止の義であろう。鐘銘のように「畯疐在立」というとき、躓と解しては文義が適當でない。晉姜鼎に「乍疐爲亟」とあり、疐は果實の脫華のところをいう。ゆえに止の義がある。積微居に、「在天」の天を鐘銘と同じく「在立」とすべく、天は字の誤であるとしていう。

按銘文此節皆祝福之辭、而忽云畯疐在天、事理殊覺不合、此句鐘銘作畯疐才立、立爲古文位字、兩相勘校、天爲立字之誤無疑、天立二字、同从一从大、字形相近、笵器者誤書爾、夫彝銘無誤、

此尋常之說也、若笵鑄偶疏、自不能無失、余恒謂彝銘不能盡通讀者、原因固甚夥、而笵鑄譌誤、當亦其中之一端、故彝銘校勘之學爲至要、此銘幸賴有鐘銘、可以勘正、否則沿訛爲說、沈霾千古矣

設・鐘の二銘は大旨同じきも文は必らずしも同一でなく、設のこの部分の主語は祖靈と解されるので、在天の語で通ずる。この銘は字范を用いて鑄型をなしたものとみられ、誤范とは考えがたい事情がある。

「高弘又慶」の慶は文に從う。心もまた文身の象。神判に用いた解廌は、勝訴のときこれに文飾を加えて神寵に對えた。ゆえにこれを慶という。

「竈囿四方」について、韡華にこれを論語竈奥の義とし、「竈囿卽竈奥、囿奥一聲之轉、竈囿四方、猶言福佑四方矣、蓋爲當時成語、後世旣罕用是詞、是以解釋轉紛也」というが、論語の竈奥の義とは關係がない。鐘銘に匍有といい、また「竈又下國」の語もみえる。積微居にいう。

竈囿四方者、詩商頌玄鳥云、肇域彼四海、余謂銘文之竈囿、卽詩之肇域、竈肇音近、囿域二字音義並近、古通、詩玄鳥云、奄有九有、文選卷卅五注引韓詩、作奄有九域、詩長發云、九有有截、晉書樂志、作九域有截、此有域二字、古通之證也、鄭君箋玄鳥篇肇域彼四海、破肇爲兆、蓋謂以四海爲兆域、然則銘文竈囿四方、蓋亦謂以四方爲兆域矣

竈囿を兆域の義とするものであるが、二字は動詞にして詩の奄有に當る。匍有・竈又と同義。書の金縢「敷佑四方」の意である。薛釋に字を奄有と釋し、大系には造佑と解する。竈は竈奥の字でなく、上部の穴は金文の窯の從うところと同じく、通氣の孔のある蓋、その中に黽形のものを覆う象であるから、字はあるいは奄の初文であるかも知れない。それならば、肇・造とは全く聲義の異なる字である。大系に、祖・賚・坏・夏之魚合韻、命・命・秦眞部、德・敕・士・祀之部、祖・各魚部、疆・慶・方陽部の諸字を入韻とする。

銘末に一宜字をそえる。韡華に語助の且と解して、「方下且字語詞、如詩椒聊且、遠條且、是矣、非文不足也、於銘詞之尾、加一且字、以助句、在秦器中、又有秦子戈、此亦金文之一例矣」というが、字は宜と釋すべく、俎上に肉を加えた形である。その字は、韡華にいうように秦子戈三代一九・五三・二にも「秦子乍造公族元用、左右…………宜」とみえ、おそらく侃師、すなわち鑄造者の署名であると思われる。

訓　讀

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて禹迹に鼏宅す。十有二公、帝の所に在り。嚴として天命を恭夤し、厥の秦を保㸚し、蠻夏を虩事す。余、小子と雖も、穆〻として明德を帥秉し、刺〻桓〻として、萬民を是れ敕し、胤士を咸畜せむ。藹〻たる文武、不廷を鎭靜す。朕が祀を虔敬し、以て宗の彝を作り、以て皇祖を卲かにす。其れ嚴として歸格し、以て純魯多釐、眉壽無疆を受けられむことを。眈く竈まりて天に在り、高弘にして慶有り、四方を竈有せむ。　宜。

参考

宋刻に載せる秦公鐘は殆んど同銘にして、またおそらく同時の作器であろう。すでに殷銘の各節にその對應する部分をあげたが、ここにその器を錄しておく。

秦公鐘

器名　盄和鐘薛氏　秦銘勳鐘考古　秦盄龢鐘王氏金文韻讀

時代　秦公殷參照。

出土　「右不知所從得」王氏金文韻讀

收藏　「藏在御府」薛氏

著錄

　器影　考古・七・九　大系・二三八

　銘文　薛氏・七・二　大系・二八九　商周拾遺・下・一四

考釋　金石錄巻二一　上古・二・九　拾遺・上・四　大系・二五〇　文錄・二・一　文選・上二・一三

器制　大系にいう。「器與齊之叔夷鎛鐘、除大小相異而外、其花紋形制全如出自一笵也」。

大系にいうように、その器制は、考古にあげる繪圖が全く叔夷鎛と同一であり、あるいはその繪圖に誤があるのでないかと疑われる。すなわち鈕は獸形をなすこと鑰鎛に類し、舞上・篆間にZ字狀の文様があり、四面に稜がある。四面に稜があるのは、たとえば饕餮紋鐘通考九四三・九四四など古い器制通考・西周前期にみえるもので、東周期には他に例をみないものであ

秦公鐘(考古圖)

る。考古にいう秦公鎛の尺寸は「口徑衡尺有五寸、縮尺有三寸九分、深二尺二寸六分、頂徑衡尺有二寸、縮尺有一寸、柄高八寸、卦柄四垂卷雲藻文之飾、聲未考」とあり、博古二二・五にみえる齊侯鎛鐘叔夷鐘は「高一尺七寸五分、鈕高二寸一分、闊二寸三分、兩舞相距一尺一寸八分、橫九寸四分、兩銑相距一尺四寸七分、橫一尺二寸三分、重一百二十二斤八兩」という。圖様によってこの兩者の尺寸比を合わせると、考古の圖様はほぼその比に適するが、博古の圖様はそのいうところと一致せず、おそらくいわゆる叔夷鐘の圖は秦公鎛鐘の圖を誤入したものであろう。叔夷鎛鐘の銘を分銘する叔夷鐘の圖文が、また鎛と異なることからも、そのことが推測されるようである。もし博古の圖が誤入であるとすれば、これを證として兩器の時期を近しとする郭氏の說は、その根據を失なうものとなる。通考上・五〇二頁に叔夷鐘として博古の圖を錄しているのも、なお疑問とすべきであろう。

銘文　「銘百有三十九字」考古。考古の摸刻には、若干缺泐のところがある。薛氏には殆んど全銘を錄し、「此鐘銘一百四十二字」とする。また「藏在御府、皇祐間、嘗模其文、以賜公

秦公鐘銘

卿、楊南仲爲圖、刻石者也」とあつて、石刻にも付されていたものである。

秦公曰、不顯朕皇且、受天命、竈又下國、十又二公、不豕在上、嚴龏貪天命、保爨厥秦、虩事緐夏、曰、余雖小子、穆々帥秉明德、叡専明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕、剌々趄々、萬生是敕、咸畜百辟胤士、盩々文武、鎭靜不廷、鑊燮百邦、于秦執事、乍盄龢〔鐘〕、厥名曰□邦、其音鉄々、雝々孔煌、以卲零孝享、以受屯魯多釐、眉壽無疆、畍疐在立、高弘又慶、匍又四方、永寶、宜

文は殆んど𣪘銘と同じく、𣪘の「鼏宅禹賚」を「竈又下國」に、「在帝之𡧊」を「不豕在上」に作る。「不豕」は、初期の狄𣪘「對不敢豕」、また克鐘「克不敢豕」、あるいは叔夷鐘「女不豕」のように、通じて用いられている語である。また「余雖小子」の上に一曰字を加え、以下句に前後するところがあり、「叡専明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕」の數句あり、胤士を百辟胤士に作る。末文は鏄銘であるため、「鑊燮百邦、于秦執事、乍盄龢鐘」といい、「厥名曰□邦」と鐘名をあらわし、「其音鉄々、雝々孔煌、以卲零孝享」と鐘の用をいう。末辭はまた殆んど同じく、在天を在位に、竈囿を匍又に作る。在位を大系に在天の誤摹かと疑う。卲零孝享するものは王であるから、在位の語でよい。大系に祖・國・下・夏之魚合韻、國在之部、命・命・秦眞部、子・德・祀・福・敕・士・事之部、鐘・邦東部、鉄・煌・享・疆・慶・方陽部の諸字を押韻とする。文義は殆んど𣪘銘と同じであるから、訓讀のみを加えておく。

訓讀

秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受けられて、下國を竈有す。十有二公、墜さずして上に在り。嚴として恭夤し、厥の秦を保嬖し、蠻夏を虩事す。曰く、余、小子と雖も、穆々として明徳を帥秉し、叡く明刑を敷き、朕が祀を虔敬す。以て多福を受けられ、萬民を協和す。夙夕を虩しみ、剌々桓々として、萬姓を是れ敕し、百辟胤士を咸畜す。藹々たる文武、不廷を鎭靜し、百邦を柔らぎ燮め、秦に于て事を執らむ。淑龢〔鐘〕を作る。厥の名を□邦と曰ふ。其の音鉠々雝々として孔だ煌らかに、以て招格孝享す。以て純魯多釐、眉壽無疆を受けられむことを。畯く疐まりて位に在り、高弘にして慶有り、四方を敷有して、永く寶とせむ。宜。

一、器の時代　兩者の銘は殆んど同文であり、おそらく同時の作器であろう。從つてその成立の時代についての諸說を、合わせて考える。史記の秦本紀によつて、その世系を表示すると、次の如くである。

非子40—秦侯10—公伯3—秦仲23—莊公44—襄公12前七七七〜七六六—文公50前七六五〜七一六—太子
竫公—靈公12前七一五〜七〇四—(武公20前六九七〜六七八・出公6前七〇三〜六九八・德公2前六七七〜六七六)
—(宣公11前六七五〜六六四・成公4前六六三〜六六〇・穆公39前六五九〜六二一)—康公12前六二〇〜六〇九—
共公4前六〇八〜六〇五—桓公28六〇四〜五七七—景公40前五七六〜五三七—哀公36前五三六〜五〇一　（　）中は同世代を示す。

非子より數えて一九代、前五〇〇年代までを錄した。考古に楊南仲の成公說、及び集古錄の共公說・景公說を引く。他に穆公說・桓公說等がある。文中の十有二公を、秦侯より數えるか、あるいは秦仲・莊公・襄公より數えるかによつて、その說を異にするわけである。いま年次の古いものからあげる。

成公說　考古にいう。「楊南仲云、按秦自周平孝王始邑、非子于秦爲附庸、平王始封襄公爲諸侯、非子至宣、爲十二世、自襄公至桓公爲十二世、莫可攷知矣」。すなわち宣公までを數えて十二世とし、成公のときの器とする說をあげる。成公は在位四年、事蹟は何ら見るべきものなく、本紀にはその在位を記すのみである。

繆公說　羅氏の貞松にいう。「予意十二公、當自秦侯始、至成公爲十二世、成公之後、爲繆公、作鐘與𣪘者、乃繆公也、秦自襄公有功王室、得岐西之地、始與諸侯通使聘享、至繆公、益昌熾而稱覇焉、故銘文中、有烈烈桓桓語、銘勳制器、當在此時、若共公與景公、非秦隆盛之世、共公立、僅五年、景公時、晉楚爲盟主、秦且敗于晉、何烈烈桓桓之足云、則此器作于繆公時、爲較允矣」。秦繆は晉文に次いで五霸の一にも數えられる人で、その事業は銘辭と相應ずるものがあるとする。

共公・景公說　考古に歐陽脩の說を引いていう。「史記本紀、自非子邑秦、而秦仲始爲公、襄公始爲諸侯、於諸侯年表、則以秦仲爲始、今據年表、始秦仲、則至康公爲十二公、此鐘爲共公所作也、據本紀自襄公始、則至桓公爲十二公、而銘鐘者、當爲景公也、未知孰是」。本紀と年表と、その始めるところが異なり、よつて兩說をなしうるという。大系に「可見古人之矜愼」と稱して

いるが、共公もまた在位四年に過ぎず、何ら事蹟のいうべきものはない。その三年には、楚の荘王が成周に臨んで、周鼎の軽重を問うている。

大系に、集古に一説としてあげる景公説を是としていう。

近羅振玉以爲、自秦侯始非子之孫、至成公爲十二世、銘鐘者爲穆公、時人多信之、案此乃因先有穆公之成見、倒數十二世而得秦侯耳、其何以必自秦侯始、毫無理由也、説者或謂、銘中有烈烈趄趄等語、非穆公莫足以當之、實則當時即世、雖君如桀紂、而頌揚之者、莫不比之堯舜、此不當以主觀之成見爲判斷也、余今得一堅確之證據、知作器者、實是秦景公、盄器與齊之叔夷鎛鐘、除大小相異而外、其花紋形制、全如出自一笵也、參看圖編第二三七及二三九圖、叔夷鎛鐘作于齊靈公前五八一～五五四中年、秦景公以靈公六年卽位、年代正相同、用知所謂十又二公、實自襄公始列爲諸侯始也、此事足證圖象研究之不可忽

秦公𣪘鐘の文が、叔夷鐘の銘辭と語彙等において多少相渉るところがあることについては通釋中にもふれたことであるが、考古に載せる秦公鎛鐘と博古に載せる齊侯鎛鐘、すなわち叔夷鐘の繪圖が全く同一であり、叔夷鐘の圖に疑うべきところが存することについてはさきに述べた。すなわちその繪圖は、博古にいう尺寸の比と一致しないところがあり、博古の記述によってその繪圖が誤入のものであることを知りうるのである。もし齊器の圖が、秦公鐘の圖を誤入しているものとすれば、これによって郭説のような論證を試みることは全く無意味である。かつ東西あたかもその時を同じうするとしても、このように隔絶する地に同笵の器が作られるということは考えがたいことである。叔夷鐘は、他の分銘鐘の器制文樣から考えて、必らずそれらと同一の圖文を用いたものとみられ、博古圖の誤は顯然たるものがある。すでに圖が誤入であるとすれば、郭説はその論據を失なうものとすべきである。

なお積微居四四頁にも、趙明誠の金石錄を引いて、景公説をとっていう。

秦公𣪘銘文十又二公、當以何人爲始、宋代吾家南仲提出非子或襄公兩説、歐陽公亦提出秦仲或襄公兩説、直至近世、立説者仍自紛紛、羅振玉乃謂、始於秦侯、而余前此亦據史記、謂當始於襄公、制器者實是秦景公、以非子分土附庸、並無爵位、微不足道、秦仲並未爲公、南仲歐陽兩前説、皆不足信故也、去年偶讀趙明誠金石錄、其古器物銘第四篇跋秦公鐘云、秦仲初未嘗稱公、莊公雖追稱公、然猶爲西垂大夫、未立國、至襄公始國爲諸侯、則銘所謂奄有下國、十有二公者、當自襄公爲始、然則銘斯鐘者、其景公歟、知南仲永叔立説闕疑而後、宋人早已明白論定、而後人尚視爲懸案、紛紛有言、余亦據與趙氏同一之史料、作同一之結論、及讀趙氏書、乃不覺啞然失笑、急自毀其草、甚矣吾輩對於宋人著述之疏也

秦本僻處西戎、至襄公封侯、始得岐以西之地、以西戎之下國、進而居宗周之舊邦、銘文所謂鼏宅禹蹟者、尚有其他更確切之訓釋乎

郭氏とその論據異なるも、「鼏宅禹蹟」の語によって、襄公より始算すべきであるという。なお一代降して桓公説をとるものに、容庚氏がある。

桓公説　容庚氏の「秦公鐘簋之年代」考古社刊第六期に、歐陽・羅氏の説をあげていう。

余謂秦之稱公、自秦仲之子莊公始、歷襄文寧出武德宣成穆康共、爲十二公、鑄器者乃桓公也、考桓公十年、楚莊王服鄭、北敗晉兵于河上、當是之時、楚霸爲會盟合諸侯、十三年、莊王薨、二十年、秦伐晉、二十四年、與晉厲公夾河而盟、歸而倍盟、與翟合謀擊晉、蓋欲繼楚莊而爭霸、鑄器當在此時、二十六年、晉率諸侯伐秦、秦軍敗走、追至涇而還、二十七年、桓公卒、霸業雖不成、其迹差合、故與齊桓同其謚、羅氏謂、共公與景公、非秦隆盛之世、共公立僅五年、景公時、晉楚爲盟主、秦且敗于晉、何烈烈桓桓之足云、然不自知其始秦侯、亦爲無據也

秦紀によるに、秦仲は宣王のとき大夫として西戎を伐つて沒し、ついで莊公は西戎を破つて西垂大夫となり、西犬丘に居り、襄公の八年、平王の東遷を助けてはじめて諸侯に封ぜられ、諸國に通聘し、上帝を西畤に祀つた。これを承けた文公は西垂宮に居り、その三年、東獵を試みている。その十三年以後、はじめて紀事の史あり、十六年、周の餘民を收めて岐に至つた。五十年、卒してこれを西山に葬る。ついで靈公もまた西山に葬る。武公は彭戲氏を伐つて平陽の封宮に居り、卒して雍の平陽に葬る。德公は雍城に移り、宣・成ののち繆公が出て霸業を成就した。秦紀の記事は繆公の事業を說くことが甚だ詳しい。卒して雍に葬り、三良を殉にして詩に黃鳥の篇を傳えている。康・共相次ぎ、桓・景のときは楚莊が霸業を伺うた時代で、晉の悼公が盟主として北方に霸を制し、桓廿六年、晉は秦を破つて涇水を渡り、景公は和を求めて晉に赴いている。以上を以ていえば、𣪘・鐘成立の時期に擬せられている成・繆・共・桓・景のうち、烈〻桓〻と稱しうるものはひとり繆公のみであるが、器の時期としては早きに失する。

ここで問題として考えるべきは、𣪘の器蓋に刻されている定量の文である。その文は

蓋文　西一斗七升大半升、蓋

器文　西元器、一斗七升奉、𣪘

とあり、文中の西は、器が秦州の出土であることと關聯するようである。貞松に字を後刻としていう。

秦公𣪘付刻

此𣪘器蓋側、又各有秦漢間人鑿字一行、予友海寍王忠愨公攷謂、西者漢隴西縣名、卽史記秦本紀之西垂及西犬丘、秦自非子至文公陵廟、皆在西垂、此𣪘之作、雖在徙雍以後、然實以奉西垂陵廟、直至秦漢猶爲西縣官物、乃鑿款于其上、故此器之出于秦州、亦一證也

郭氏は𣪘銘の口宗の字を文宗の文の借字とし、「字从又吻

聲、當是敃之異文、敃與旻通、毛公鼎敃天疾畏、即詩旻天疾威、旻又通閔、旻閔均从文聲、禮儒行、不閔有司、注云、閔或爲文、則閔與文通、此言囗宗、余意即文公之廟也、史記秦本紀、文公元年、居西垂宮、其宮在西縣、刻款西、即西縣若西垂宮之意、足見此𣪘乃西縣宗廟之祭器、下秦公鐘亦同、西縣由秦文公始居之、其陵廟在焉、故言作囗宗彝也」と西を西垂宮の意とし、器は文公の廟器であるという。秦紀によると、西山に葬られたものは文・靈の二公である。しかし始皇本紀末の秦紀によると、襄公もまた西垂に葬られていることが知られる。郭氏はまたこれを論じていう。

考封禪書言、秦襄公既侯、居西垂、自以爲主少皞之神、作西畤祀白帝、舊謂西垂即西縣、實則彼西垂乃泛言西陲、對周而言也、秦本紀中屢見、而西畤則在雍南之三畤原上、而始皇本紀論贊後、有重序秦先世一節、謂襄公立享國十二年、初爲西畤、葬西垂、生文公、文公立居西垂宮、五十年死、葬西垂、云々、竟以西垂爲地名、然其體例特異、所敍亦與秦本紀有出入、必後人所補竄、爲無疑也、本器言作囗宗彝、則是文公始居西縣之證矣

𣪘の刻文にみえる西と、この西垂宮・西縣の西とは必らずや關係のあるものと思われるが、王國維はその刻文を後刻として、「此敦器蓋又各有秦漢間鑿字、此敦之作雖在徙雍以後、然實以奉西垂陵廟、直至秦漢猶爲西縣官物、乃鑿款於其上、猶齊國差𦉜上有大官十斗一鈞三斤刻款、亦秦漢間、尚爲用器之證也」敦跋と論じて、西とは秦漢のとき、西縣の西の意であるとし、羅氏もその説による。𣪘の器蓋はもともと量器とすべきものでないから、刻文が後刻のものであることは一應首肯しうるとしても、西が縣名であるか否かはなお問題とすべく、器が祭器にして縣の官物でないとすれば、

西とは西垂・西垂宮・西新邑・西陵の西と解してよいと思われる。

始皇本紀の末に序列する文は、先君の立年と葬處とを記したもので、秦本紀と多少出入するところがあり、別の資料によるものであろう。記述はその葬處を主とし、本紀にみえぬところも多く、これによつて本紀を補うことができる。いまその記述によれば、襄・文は何れも西垂に葬るとされ、西元器・西の刻文ある𣪘はその祭器であると考えられる。器もまたその地の出土である。

これを以ていえば、兩器銘にいう十又二公は、襄・文二公より數えて十二公とすべく、襄ならば景前五七六~五三七、文ならば哀前五三六~五〇一となる。秦本紀にしるす景・哀二公の時代は、次の如くである。

景公四年、晉欒書弑其君厲公、十五年、救鄭、敗晉兵於櫟、是時晉悼公、爲盟主、十八年、晉悼公彊、數會諸侯、率以伐秦、敗秦軍、秦軍走、晉兵追之、遂渡涇、至棫林而還、二十七年、景公如晉、與平公盟、已而背之、三十六年、……景公母弟后子鍼有寵、景公母弟富或譖之、恐誅、乃奔晉、車重千乘、晉平公曰、后子富如此、何以自亡、對曰、秦公無道、畏誅、欲待其後世乃歸、三十九年、楚靈王彊、會諸侯於申、爲盟主、殺齊慶封、景公立四十年卒

子哀公立、后子復來歸秦、哀公八年、楚公子棄疾、殺靈王而自立、是爲平王、十一年、楚平王來求秦女、爲太子建妻、至國、女好而自娶之、十五年、楚平王欲誅建、建亡、伍子胥奔呉、晉公室卑、而六卿彊、欲內相攻、是以久秦晉不相攻、三十一年、呉王闔閭、與伍子胥伐楚、楚王亡奔隨、呉遂入郢、楚大夫申包胥來告急、七日不食、日夜哭泣、於是秦乃發五百乘、救楚、敗呉師、呉師

歸、楚昭王乃得復入郢、哀公立三十六年卒

從來最も有力とされている景公説の最大の難點は、その時代に銘文にいうような烈々桓々の事業なく、晉・楚が南北に霸を爭い、秦は晉に敗れ、楚に屈しており、器銘のいうところと合う事實がないということである。その點は成公説・桓公説も同じ。ただ繆公は五霸の一と目される赫耀たる事蹟のある人であるが、十又二公を秦侯から數えなくては數が合わず、また西との關係もなく論外とすべきである。大系に西との關係を以て景公説をとり、「雖君如桀紂、而頌揚之者、莫不比之堯舜」とするが、器は自銘の祭器であり、敷張の辭をなすとしても、あまりに空々しいことである。

以上によつて推論を試みると、器の時期について、從來提説をみない哀公説始皇本紀末付秦紀にいう畢公の可能性があるように思う。その論據とすべきものは次の諸點である。

1、本紀によると、哀公のとき、晉楚ともに衰え、楚に內亂あり、晉に六卿の興起があつて、秦は漸くその羈絆を脫し、楚のごときは吳に郢都を侵されて秦の救援を求めている。秦は楚を救うて吳師を敗走させ、楚都を回復しているが、器銘にいう「虩事蠻夏」・「鎮靜不廷」、鐘銘にいう「鑊燮百邦、于秦執事」とは、このような事實を背景とするものでなくてはならない。「竈囿四方」・「匍又四方」の語も、これらの事實と合う。

2、器を郭氏は文公の宗に祀る器とし、「□宗彝」をその義に解しているが、その宗名は確かでないとしても、文公が西垂に葬られたことは始皇本紀末の秦紀にみえ、疑のないところであろう。刻銘の西はその意とみられ、器は文公の祭器である。從つて文中の十又二公は文公より數えて十二公と解すべく、それならば作器者は哀公である。

3、本紀に文公の事蹟をしるしていう。「元年居西垂宮、三年、文公以兵七百人東獵、四年、至汧渭之會、曰、昔周邑我先秦嬴於此、後卒獲爲諸侯、乃卜居之、占曰吉、即營邑之、十年、初爲鄜時、用三牢、十三年、初有史以紀事、民多化者、十六年、文公以兵伐戎、戎敗走、於是文公遂收周餘民有之、地至岐、岐以東、獻之周、十九年、得陳寶」。その治世は五十年に及び、諸侯の業はこのときはじめて成就されたといつてよい。ゆえに文公の宗に歷世を合祀することがあつても何ら不自然なところはなく、事實文公の宗が秦の本宗たる地位を占めていたものと考えられる。

4、𣪘鐘の銘辭はその語彙語法において晉器の晉公盞に類するところがあり、兩者の時期は近いものと思われる。晉公盞の作器者晉公惟はおそらく定公午前五一一~四七五で、その初年は哀公の晩年に當る。哀公が兵を以て楚を救い郢都を回復したのはその三十二年前五〇五年であり、晉の定公午が內に范氏を伐つて六卿を控制し、また外には黃池の會に長たることを爭うたのはその三十年前四八二年であるから、秦・晉のこれらの器はその頃相ついで作られたものと考えてよい。おそらく秦器の制作は、その救楚の役から間もないときのことであろう。

以上の理由によつて、秦公𣪘及びその鎛鐘の成立の時期を哀公の三十二三年、前六世紀末におくべきであると思う。從來の成・繆・共・桓・景の諸公の他に、ここに哀公説を提示しておくのである。

二、銘辭と文字　　𣪘・鐘の銘文は何れも四字句を主として頻繁に押韻を用い、詩の樣式を思わせるものがある。秦にはまた石鼓があり、研究者の間に石鼓との比較を試みている人が多い。王氏の

敦跋に𣪘・鐘の文を論じていう。

字迹雅近石鼓文、金文中與石鼓相似者、惟虢季子白盤、及此敦耳、虢盤出今鳳翔府郿縣禮邨、乃西虢之物、班書地理志、所謂西虢在雍者也、此敦雖出甘肅、然其敍秦之先世曰十有二公、亦與秦盄龢鐘同、雖年代之說、歐趙以下、人各不同、要必在德公徙雍以後、雍與西虢、壤土相接、其西去陳倉、亦不甚遠、故其文字體勢、與寶盤獵碣、血脈相通、無足異也、……故此敦文字之近石鼓、得以其作於徙雍以後解之、其出於秦州、得以其爲西垂陵廟器解之漢西縣故址、在今秦州東南百廿里

また貞松にいう。

此𣪘書體、與岐陽石鼓文甚相類、而與他吉金文字殊、此百有三字、見于右鼓者十三字、曰公、曰不、曰天、曰又、曰之、曰事、曰余、曰帥、曰是、曰亡、曰以、曰各、曰多、書法字體、纖悉不殊、惟石鼓結字較斂、而此稍縱耳、石鼓文、前人皆以爲周物、鄭漁仲以爲先秦、以書體及出土之地攷之、鄭氏之說、殆不可疑、惟漁仲因鼓文中有天子及嗣王語、謂秦自惠文始稱王、當在惠文以後、始皇以前、則不然、嗣王與天子、均指周天子言之、鼓文又有公謂天子、所謂公者、殆指秦公、予意石鼓之刻、當在文公時也、予別有攷

石鼓を文公三年、東獵のときのもの前七六三とするのであろうが、𣪘・鐘の成立をかりに哀公の三十二年前五〇五とすると、相去ること二百六十年前後となる。また𣪘・鐘のときよりして始皇の刻石・秦量に至るまで凡そ三百年であるが、秦地の文字が西周後期の篆體の字樣を存して殆んど移ることのなかつたことが知られる。石鼓の時期については異說が多いが、何れにしても、いわゆる秦篆の成立の由來するところ久しく、金文字形の正宗を承けるものであることは疑がない。

𣪘銘中の重用の字、すなわち秦・公・不・朕・皇・且・受・天・命・在・嚴・以の十二字をとつてその字を重ねてみると、字形が全く同じで、字母を以て押捺して鑄型としていることが知られる。貞松にいう。「予曩攷秦瓦量款識、凡四字爲一笵、合諸笵印成全文、謂是聚珍板之濫觴、今此𣪘之文、則每字爲一笵、合多笵而成文、則活字之始、且遠在東周之世、可見我國文化之古矣」。ただこのように字母を用いるものは、本器の他には例をみないようである。もともと鑄銘は鑄型に直接刻入することが容易でなく、おそらく骨器や木などにまず刻して、これを用いて笵型を作つたものであるらしく、鑄銘の刻字は殆んど刻面と直角をなしている。それでこれを分斷すれば容易に字母がえられるのであるが、字母や同笵を用いた例が殆んどないのは、彝器が神聖な祭器であつたからであろう。そのような慣例を破つて、敢て字母を用いて𣪘銘を刻しているところに、秦の文化の特異な一面をみることができよう。字體書法の上に強い傳統性がみられると同時に、他と容易に好惡を同じうしないというところがあつたのであろう。秦の社會と文化とには、もともと列國と異なる特異な體質があるようである。

秦國の起原については、陳槃氏の「大事表譔異」第一冊に詳しい。顓頊の苗裔にしてその始祖は卵生說話をもち、また鳥獸を治めた柏翳の後にして、鳥身人言の族であつたという。柏翳の名は、羌族の始祖伯夷と關係があろう。のち西戎に入り、周の東遷によつてその故地を領した。春秋初期以

來、文公・繆公・哀公など、ときにその威力を中原に示すことがあり、秦公𣪘・鐘は哀公の器と考えられる。𣪘は器制完整、圖版によってもその鑄作の美を知りうるものであるが、特にその字様は西周篆籀の様式を傳え、西周の故地餘民を領したといわれる秦地の文化の特質を示している。詩の秦風に小雅の遺響を傳え、石鼓にその文辭と文字を殘しているのも同様である。しかし彝器文化としては、この𣪘・鐘の他にみるべきものは、一器もない。秦室關係のものはもとより、貴戚・世臣の作器も殘されていない。これは秦の社會が、東方列國のように宗法制的な遺制、また世臣豪族の存在を許さない特異な秩序のもとにあったことを示すものであろう。大縣を設け、阡陌を開くという衞鞅の専制的政策が容易に實施しえたのも、政治勢力を分斷する中間的な階級が存在しなかったためと思われる。客卿政治が、この國の社會の體制に適合していた。秦公𣪘・鐘の他にみるべき彝器が殆んど殘されていないという事實は、このようなその社會と政治のあり方から理解すべきであろう。秦の覇業の基礎をなしたとされる孝公のときにおいても、秦はなお中原の諸國からは夷狄視されていたという。おそらく牧畜社會的な遺制が、農業社會に移行したのちにも、原理的にその社會を強く支配していたのであろう。從って石鼓や秦公の器は、のちの始皇の刻石や量器などとともに、一時的な活動の所産であったとみてよい。いま秦器として、量器や兵器の屬二三を列しておく。

商鞅量　秦金石・上・八　周存・六・一二三　秦金文・三〇　大系・二九一　小校・一一・一九」文選・下三・一八　大系・二五〇

商　鞅　量

銘文

十八年、齊（遣）卿夫〻衆來聘、冬十二月乙酉、大良造鞅爰積十六尊五分尊一爲升　重泉

大良造鞅は衞鞅。秦本紀によると、孝公十年「衞鞅爲大良造」とあり、十八年前三四四は秦がすでに咸陽を作り冀闕を築き、鞅がその施策を實施したのちであるから、齊の卿大夫の來聘を咸陽に迎えたのであろう。その翌年、孝公は周より伯號を贈られ、翌廿年、諸侯の賀を受けている。このようなときに、東海の齊から大夫が來聘しているのは、翌廿一年、齊が魏を伐ってこれを馬陵に敗っていることと關係があるかも知れない。その翌廿二年、秦もまた衞鞅をして魏を伐たしめ、鞅はその功によって商君に封ぜられている。孟子梁惠王上に「及寡人之身、東敗於齊、長子死焉、西喪地於秦七百里」というものがこれである。齊使の來聘はおそらくこの二役の豫備的會談が行なわれたのであろう。「夫〻」は重文のかき方であるが大夫の意。夫と大は古字通用、秦刻石にもその例がある。この量器を作ることと、齊使の來聘とは一應無關係であろうが、いわば大事紀年の形式とみられる。尊はおそらく寸の假借字。「寸一爲升」であるから、

商鞅量銘

十六𣪘五分は一斗六升半であろう。

器底に始皇廿六年の刻辭がある。その文は他器にも多く刻されているもので、「廿六年、皇帝盡幷兼天下、諸侯黔首大安、立號爲皇帝、乃詔丞相狀綰、灋度量則不壹歉疑者、皆明壹之」とあり、大系に「此足證商鞅之法、至始皇時猶多沿用未改也」という。刻辭中の狀・綰は隗狀と王綰。商鞅のときより約百廿年餘を經ている。

文末の重泉は地名。漢のとき左馮翊に屬し、その故城は陝西蒲城縣の東南にある。縣の官器として用いたものであろうが、それならば同銘のものが多く頒布されていたものと思われる。始皇の量器と同様であるが、當時商君の威令の盛んであつたことが知られる。なお器側に後刻の臨の一字があるという。大系に臨晉の字の殘泐したものとしている。秦の量器には、他にも文末に「犛」貞松・一二・三八のように、地名を附記している例がある。

兵器には大良造鞅戟・秦子戈・呂不韋戈・右軍戈・上郡戈など銘をもつもの數器あり、秦子戈の文末に、秦公𣪘と同様に「宜」の一字があることは、すでに注意しておいた。周存六・附說に「簠齋謂、是襄公以前器、正與上戈呂不韋戈・郡子戈相似」とあり、時期の下るものではあるが、款識のしかたは同様である。また虎符に陽陵虎符・新郪虎符羅振玉、歷代符牌圖錄等があり、文例として新郪虎符を錄しておく。

新郪虎符　秦金文・四一　大系・二九二　文錄・四・三五　秦新郪虎符跋王國維、集林卷一八

銘文　「文四行四十字、錯金書」王跋

甲兵之符、右才王、左才新鄓、凡興士被甲、用兵五十人以上、必會王符、乃敢行之、燔燧事、雖毋會符、行殹

新鄓虎符

文中、甲・在・兵の字は篆體の古い形にかかれ、陽陵虎符と同じく、また凡は散氏盤の字と同形である。また敢の字形や也を殹と書することは詛楚文にその例があり、その他は小篆の字體であるから、王氏はその文字からみて秦符であるという。また新鄓の地が秦に歸した年次を考證し、この虎符の作られた時期を、秦の統一前二三十年のことであろうとしていう。

新鄓本魏地、魏策、蘇秦說魏王、大王之國、南有許鄢昆陽邵陵舞陽新鄓、至安釐王時、尙爲魏有……、其後公子無忌說魏王云、秦葉陽昆陽、與舞陽鄰、是彼時葉陽昆陽屬秦、舞陽屬魏、新鄓在舞陽之東、其中間又隔以

楚之陳邑、時楚正都陳、秦不能越魏楚地、而東取新鄓、明矣、至昭王五十四年、楚徙鉅陽、始皇五年、又徙壽春、新鄓入秦、當在此前後、然則此符當爲秦幷天下前二三十年間物也

文は「甲兵の符、右は王に在り、左は新鄓に在り。凡そ士を興し、甲を被らしむるに、兵を用ふること五十人以上ならば、必らず王の符に會して、乃ち敢て之を行へ。燔燧の事は、符を會すること毋しと雖も、行け也(や)」という。文錄に鄓・之・殹を韻としている。

虎符の制については、王國維になお「秦陽陵虎符跋」・「記新莽四虎符」・「隋銅虎符跋」以上・集林巻一八 以下一連の文章があり、歷代虎符の制を論ずることが詳しい。史漢の文帝紀二年九月、初めて郡國に銅虎符竹使符を與えたことがみえ、索隱に引く崔豹古今注に「銅虎符銀錯書之」とあり、漢制は銀錯であるが、秦の虎符はみな金錯であつた。また陽陵符の文は左右各十二字、秦文は多く六の倍數を用いたという。陽陵虎符の王跋中、參考とすべき二則を摘錄しておく。

李斯書存於今者、僅泰山十字耳、琅邪臺刻石、則破碎不復成字、卽以拓本言、泰山刻石、亦僅存二十九字、琅邪臺雖有八十五字、而漫漶過半、此符乃秦重器、必相斯所書、而二十四字、字字清晰、謹嚴渾厚、徑不過數分、而有尋丈之勢、當爲秦書之冠、惜係錯金爲之、不能拓墨耳

行文平闕之式、古金文中、無有也、惟琅邪臺殘石、則遇始皇帝成功盛德、及制曰可等字、皆頂格書、此爲平闕之始、此符左右各十二字、分爲二行、皇帝二字、適在第二行首、可知平闕之制、自秦以來然矣

新鄓虎符は、六字の文でなく、また平闕の法を用いることもなく、文錄に「新鄓乃魏之重地、考

信陵君傳、魏之虎符、皆在王臥內、是魏固有虎符也」として魏の虎符であろうとしているが、甲・在の字などみな陽陵虎符と同じく、秦符と定めてよいものと考えられる。王と稱しているのは、秦が皇帝を稱する以前の器であるからであろう。

二〇〇、虢文公子㚤鼎

器　名　虢文公鼎擵古　虢公子鼎奇觚

時　代　西周末葉韡華

虢文公子㚤鼎

收　藏　「江蘇吳縣曹秋舫藏」擵古「一藏吳縣曹氏、一藏湏陽端氏」周存

著　錄

器影　一、懷米・下・五　大系・二九　二一・陶齋・續・上・二〇　夢郼・上・一三　大系・二八　通考・六三

銘文　擵古・二之三・一　奇觚・一六・七　敬吾・上・二五　周存・二・四一　大系・二八二、二八三　小校・三・八七、八八　三代・三・四八・一、二　二玄・三九一

考　釋　餘論・二・二〇　韡華・乙・二四

器　制　一は懷米に圖樣があり、立耳三獸

足鼎。口下に變様夔文、腹部に波状文を飾る。懐米に「高七寸六分、口一尺、深四寸三分、耳二寸三分、重二百六十四兩、鑄款口內」という。二は陶齋續に圖様をあげ、「高九寸六分、深五寸五分、口徑一尺二寸三分、腹徑一尺二寸、耳高三寸、闊三寸四分」と尺寸を記し、通考に「通耳高八寸八分」という。器制文様は兩器同じ。

銘　文

二器とも四行。第一器は二十一字。第二器には孫字の重文がなく二十字である。

虢文公子伇、乍叔妃鼎、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

虢文公は宣王期の人。國語周語上に、宣王が千畝に籍せず、古禮である籍田の禮の意義を述べて王を諫めた話がみえる。注に「賈侍中云、文公、文王母弟虢仲之後、爲王卿士、昭謂、虢叔之後、西虢也、及宣王都鎬、在畿內也」とあって、二説相異なる。大系に

案當以賈爲近是、虢仲之虢乃東虢、其分枝爲北虢、漢書地理志云、北虢在大陽、東虢在熒陽、西虢在雍、西虢金文稱城虢、有城虢仲𣪘、出土于鳳翔可證、北虢金文稱虢季氏、如虢季子白盤・虢季子組壺其證也、單稱虢者、當即東虢、雖國在熒陽、固不妨入爲卿士也

と諸虢を論じ、この器を東虢とする。韡華には陝西の西虢説をとり、「案金文所載虢器類、皆出土陝西、以史考之、虢氏爲王室上卿、以至於東周、左傳所謂虢公者、皆西虢之族、如虢文公・虢石甫亦是也、故其器出土、陝西居多、殆有封邑、別在畿內、若東虢、則東方小國、其理勢、或不足當爲王室上公、則賈説近是也」という。虢器の出土は各地に渉り、名號も多く、その系列を明らかにしがたいところがあるが、單に虢と稱するものは虢氏の本宗であろう。この器を虢文公の子伇の作器とすれば、幽王期に屬すべきものとなる。

餘論に伇の字釋を論じて、作の異文であるという。そして「此文伇乍兩見者、伇爲虢公子之名、與乍器義異也」とする。伇は金文において戎伇・伇征のように用い、作器の作とは自ら用義の異なるものがある。叔妃は伇の夫人。郭氏いう。

叔妃即伇之室、蓋蘇女也、鼎之形制、與蘇冶妊鼎頗相近、彼鼎之虢妃、或即此人、蘇與東虢比隣、故相爲婚姻、此亦足爲虢即東虢之一證

蘇虢の關係は、近年發掘された上村嶺虢國墓からも、「蘇子叔乍」と銘する銅鼎、「蘇貉乍小用」と銘する豆が出土した事實からも知られ、すでに綴遺二七・二二に虢仲鬲「虢中作虢妃隮鬲」に注して、「虢改當是有蘇氏之女、以虢文公子瑕鼎及此鬲證之、是虢恒娶於改氏、蓋蘇國於河內之溫、與北虢大陽、東虢熒陽、地皆相近、世爲婚媾、固其宜也」と論じている。吳其昌の金文世族譜六・三七

に、虢氏を論じて妃姓とし、叔妃を段の子としているのは、虢氏が周室の出であることを無視したもので、これでは族譜を考えることはできない。

諸虢の問題は本支の關係や後の移動のこともあつてかなりむつかしい問題點をもつものであるが、近年黄河ダム工事に關聯して上村嶺の虢國墓が發掘調査され、そこから虢・虢季の器が出土してまた新しい問題を提供した。虢季の器は從來鳳翔から出土した虢季子白盤・虢季氏子組盤などが知られており、その虢季の器がまた上村嶺からも出土したことは、諸虢の地にときに變動があつたことを示すようである。これら諸虢の問題については後にいう。

虢季氏子段鬲

上村嶺出土諸器中、本鼎との關係が注目されるものに、虢季氏子段鬲がある。その文にいう。

虢季氏子段乍寶鬲、子〻孫〻、永寶用享

器上村嶺・四一 文物一九五九・一・一三は上村嶺一六三一墓出土。實足不分當の鬲、足端は獸蹄形をなし、腹足のところに稜飾がある。高さ一〇糎、口徑一五・三糎。文様はいわゆる象首文。鄭興伯鬲通考・一六〇 尊古・二・二一と極めて似ている。墓中からはこの一器のほか、若干の玉器が伴出している。銘はその口緣の內側に沿うてあり、字様は鼎銘よりもすぐれている。郭氏は「三門峽出土銅器二三事」文物・一九五九・一においてその考釋を試み、虢季氏子段は虢文公子段と同一人であると論じたが、その結果虢・虢季を同系とすることになり、議論は一そう紛紜を招くこととなる。郭氏の說にいう。

虢文公乃周宣王時人、見國語及史記周本紀、集解引賈逵云、文公文王母弟虢仲之後、又引韋昭云、文公虢叔之後、西虢也、今得此二器、可知韋昭全誤、而賈逵亦僅得其半、虢有東虢西虢北虢之分、漢書地理志、北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍、大陽乃漢所立縣、故城在山西平陸縣東南十五里許、正在三門峽鄰近、可知虢季氏乃北虢、北虢乃東虢的分枝、卽虢仲之後、而非虢叔之後、虢仲是東虢、虢叔是西虢

虢季氏器有有名的虢季子白盤及虢季氏子組壺、盤銘云、丕顯子白、桓〻子白、可見子白是人名、准此、則子組子段亦是人名、余前釋虢文公鼎時、以爲乃虢文公之子名段、今知其誤、文公是生號、非死謚、古無謚法、此又得一例證、今知虢季氏子段、卽虢文公、則虢文公鼎及虢季氏子段鬲、均周宣王時器、花紋形制亦甚相近、簡報考古通訊・一九五八・一一把上村嶺的周墓一律定爲東周墓、是不大正確的

故有虢季氏子段鬲出土、不僅可以斷定虢季氏卽北虢、且得虢文公鼎之互證、并可以斷定作器年代在周宣王時、而虢文公鼎乃北虢器、亦因以斷定同時、虢季子白盤及虢季氏子組壺等、亦均得確定爲北虢器、虢季子白盤、傳于淸道光年間出土于

陝西寶雞縣虢川司、其地望又爲西虢、出土說如屬實、則當北虢之器、轉贈于西虢者

郭氏はこの考釋においていくつかの重要な提說をしている。1、舊釋では「虢文公の子、𣪘」としていたものを、「虢文公子𣪘」と一人の名によみ、子𣪘を文公の名とする。2、そして上村嶺出土の虢季氏子𣪘鬲の「虢季氏子𣪘」は虢文公と同一人に外ならず、虢と虢季氏は同じであり、東虢より分岐した北虢であるという。3、從つて器の時期は、虢文公が宣王期の人であるから、上村嶺遺址には西周期の遺器を含む。4、北虢である虢季氏の器が西虢の地である寶雞から出土しているのは、北虢の器がその地に遺贈されたのである。ほぼ以上の四點である。以上について小批を試みておく。

1、金文の例によると、子孫の關係をいうときには、介詞之を用いる例が多い。伯戔盤「邛仲之孫伯戔」・沇兒鐘「𨛜王庚之淑子沇兒」・者減鐘「工𠭯王皮難之子者減」・郘鐘「余畢公之孫、郘伯之子」・黝鎛「𩐋叔之孫、遵仲之子黝」など、その例である。しかしまた𩐋氏鐘「齊𩐋氏孫□」・陳助𣪘「余陳仲扇孫・蠆叔和子」のように介詞を加えないこともあるので、介詞の有無によつてこれを決することは困難である。ただ郭氏改讀の最大の難點は、「虢文公」のようにいわゆる謚號にあたる名號を作器者として名乘つた例が、一例もないことである。いわゆる謚號が實は生號として用いられるものであることは、成王・昭王・穆王・龔王などに例がみえるが、列國諸侯が自らその號を稱することはなく、概ね單に齊侯・魯侯、あるいは邾公華・楚公逆・𨛜王義楚のようにいう。すなわち虢文公のような自稱の例なく、これはやはり廟號を以て稱するものとすべく、それならば文は舊讀によつて「虢文公の子、𣪘」と解する外ない。郭氏は「古無謚法」とするも、列國期の金文にすでに生稱の事實がないことを看過すべきではない。

2、右のように郭氏の改讀が成立しがたいものとすれば、「虢文公子𣪘」と「虢季氏子𣪘」とを一人とする論據は失なわれ、また虢と虢季氏とを東虢・北虢にしてもと本支の關係にあるとする提說も成立しがたい。

3、「虢文公子𣪘」が文公の子𣪘の意であるとすれば、器は宣王期より一代下ることになる。すなわち東遷前後のものとなるが、これについては陳槃氏に說があり、器の時期はなお下るものであろうとする。存滅表譔異、東虢の條一五八葉にいう。

今按此一虢文公子𣪘與宣王時之虢文公、可能是一人、然不必定是一人、如魯、僖公後有文公、而周公旦亦謚文公、晉亦前有文侯、後有文公、則安知虢氏之不可能有二文公、即令此虢文公亦即宣王時之虢文公、何以知其必爲虢仲之後、而非虢叔之後、又何以見虢仲之必爲東虢、而陝縣之虢又必爲東虢之分封乎、綜之、上引諸氏之說、皆孔穎達所謂各以意斷、不可審知者、今仍從闕疑可也

虢文公というも必らずしも宣王の時の人と限らず、一國に前後二謚ある例もあり、また陝縣の號は東虢の分封とは限らず、要は臆斷を避けるべしという。一國に二謚あることは、他にも燕に二惠・二桓・二文、齊に二莊があるなどその例多く、考えられぬことではない。陳氏が「不可審知」として決定を保留したのは、おそらく器の時期に對する疑問と、郭說のように虢と虢季とを一にすることを不合理とするによるものであろうが、銘文を「文公の子」と解すれば時期の問題は一應妥適な

時期に近づくと思われ、また同時に郭説のように鼎・鬲を一人の器とする不合理を避けるうるようである。

以上によっていえば、本器の銘は、「虢文公の子佼、叔妃の鼎を作る。其れ萬年無疆にして、子〻孫〻、永く寶用して享せよ」と訓むべく、その時期は東遷前後のものとなろう。字迹は甚だしく粗鬆の風がみえるが、西周末にはすでにこの種の字様をみることができる。

参　考

諸虢の問題は、すでに鼎銘の考釋においても論ぜられているが、この機會に一應の整理を試みておく。虢氏の器をその氏號別にあげると、次の通りである。

虢　　虢文公子佼鼎　虢文公子佼鬲　虢姜鬲　虢姜鼎　虢姞鼎　△虢𣪘盤　△虢大子元徒戈　△虢金盤

虢伯　虢伯鬲

虢仲　＊虢仲盨　虢仲鬲

城虢　＊城虢仲𣪘　城虢遣生𣪘

虢叔　〇虢叔旅鐘　虢叔旅盂二　虢叔尊　虢叔𣪘　虢叔簠　又　虢叔盨　虢叔鬲　又　虢叔大父鼎

虢季　＊虢季子白盤　虢季氏子組𣪘　＊虢季氏子組壺　＊虢季氏子組盤　△虢季氏子佼鬲

鄭虢　鄭虢仲𣪘

右の表中、〇印の器は長安、＊印は鳳翔、△印を付したものは上村嶺の出土器であるが、虢器は上村嶺、虢仲・城虢は虢季の諸器とともに鳳翔、虢叔の器は長安、虢季の一器が上村嶺から出土している。上村嶺出土の虢季氏子佼鬲が、虢季氏が鳳翔からその本族の地である上村嶺に引揚げてきた際のものとすれば、一應諸虢の器とその出土地は對應を示していることになる。虢氏は文王の同母弟の後で周の舊族であり、西周期はもとより、列國期においてもなお富强の族であつたことは上村嶺遺址の示すところである。これら諸虢と、文獻にいう東虢・西虢・北虢・南虢・小虢との關係にも、なお明らかでない點が多い。

虢は左傳僖五年に「虢仲・虢叔、王季之穆也」とあって王季の後であり、杜注に「文王之母弟也」という。正義に引く馬融注に「虢叔、同母弟、虢仲、異母弟」とする。二虢の封地について、同じく正義に引く賈逵注に「虢仲封東虢、制是也、虢叔封西虢、虢公是也」、また國語周語上の韋注に「虢叔之後、西虢也」という。何れも西虢を虢叔の後とするものである。しかるに續郡國志・帝王世紀御覽巻一五九引等には、虢仲を西虢、虢叔を東虢とし、賈・韋の説とまさに相反する。馬融注には「虢仲封下陽、虢叔封上陽」とあるが、これならば東西の別を立てがたいので、孔疏に「按傳、上陽下陽、同是虢國之邑、不得分封二人也、若二虢共處、鄭復安得虢國而滅之、雖賈之言、亦無明證、各以意斷、不可審知」と論じて斷定を避けている。東西を周召分陝と同意とするものに酈道元の説があり、「河南卽陝城也、昔周召分伯、以此城爲東西之別、東城卽虢邑之上陽也、虢仲之所都、

爲南虢、三虢、此其一焉」という。すなわち虢仲南虢説である。

漢志陝縣の條に、「北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍」とあり、陝を南虢とするものであろう。上陽下陽を一とすれば北虢南虢はもと一封ということになる。また、この地を虢仲の封地とすれば、虢の初封は陝と雍、これを東虢・西虢とよんだとすることが考えられよう。

虢仲の東虢が滎陽にあつたとする説については、段玉裁の校漢志注に「按滎陽東虢、葢卽西虢自雍而遷者、而鄭武公滅之」という。すなわち虢叔の國とするものである。これは左傳隱公元年に「制、巖邑也、虢叔死焉」とあり、古く皐・虎牢といわれた滎陽の地がのち虢叔の居城となつたのは、東遷のとき西虢がその地に入つたとするものであろう。しかし虢仲東虢の説は古くからみえ、この地は東遷以前より虢氏と關係があつたものとみられ、おそらく古く虢城公の領したところではないかと思われる。すなわち班𣪘にみえる虢城公の地であろう。班𣪘にいう。

佳八月初吉、在宗周、甲戌、王令毛伯、更虢城公服、甹王位、作四方亟、……王令毛公、以邦家君土駿庶人、伐東國、……三年、靜東國、亡不戌肙天畏、否畀屯陟

その地は東國戡定の基地として最もふさわしく、毛公は東方懷刑の任を終えて無事に復命を果している。この虢城公が、のちの城虢公・城虢遣生の族と同じであるかどうかを確かめる資料はないが、城虢の器は西周後期かと思われるものが鳳翔から出土している。大系に班𣪘の虢城公に注していう。

虢城公當卽下文趞令曰之趞、別有城虢趞生𣪘者、可爲證、又有城虢仲𣪘、出土于鳳翔、鳳翔乃古西虢之地、是知城虢卽西虢、虢城公當是始封于西虢者、故世稱西虢爲城虢、以其稱號冠于虢之上、以別于東虢北虢也、因知趞尊𡧊鼎等之趞、卽虢城公、本器作者之班、乃趞之臣屬

郭氏のいう城虢趞生の器は班𣪘・趞尊等よりはかなり時期の下るものであろう。また班𣪘の文中、「趞令曰、以乃族、從父征、徣城、衞父身」とあつて、この城は虢城公の居城のことと思われる。その地は一に成・成𠂤ともよばれ、周初には東方經營の前衞的據點であつた。城と成はもと一字、成𠂤は成皐の成であろう。虢城公の服を更いで東征を命ぜられているのは、その地が當時においてもなお東方への據點であつたからであろう。古く坏といわれる地もこれに近く、王國維は大伾に當て、郭氏は汜水縣西北の大伾であるという。麥尊によると、「王令辟井侯、出坏、侯亏井」とあつて、周公の子井侯征はもと坏にあつたが、井に徙されて井侯と稱した。當時東方の經營のために、このような移封が行なわれたらしく、虢城公もあるいは成の地より西によび歸されたのであろう。おそらくそのような關係があつたがゆえに、のち東遷に際して虢叔にその地が與えられたものと思われる。これによつていえば、「制、巖邑也、虢叔死焉」といわれる虎牢・成皐の地には、もと城虢すなわち虢仲がおり、虢仲が西に徙るに及んで毛公等の他氏に屬したが、のちまた虢叔に與えられた。虢叔がその險要を恃んで滅びたことは、また國語鄭語にもみえる。劉昭の續郡國志注補に「今汜水縣、是東虢」とあり、顧表に東虢の所在を「在今河南開封府汜水縣」という。これ制に虢氏あり、鄭の武公に滅ぼされたもので、ことは春秋以前にある。漢志京兆下注に臣瓚を引いていう。

初（鄭）桓公爲周司徒、王室將亂、故謀於史伯、而寄帑與賄於虢會之間、幽王旣敗、二年而滅會、四年而滅虢、居於鄭父之丘、是以爲鄭桓公無封京兆之文也

鄭の建國は、實に虢、制の虢叔を滅ぼすことによつて達成された。陳氏の譔異にこれを東虢の滅亡をいうものとし、「幽王巳敗四年、卽平王四年前七六七、亦卽魯惠公二年、而晉文侯之十四年也、今本竹書紀鄭人滅虢、亦在是年也」という。鄭の武公四年のことである。これ文獻に東虢に擬せられているもので、制にある虢氏は春秋以前に滅びている。

西虢は陝西雍の地、すなわち鳳翔寶雞の東五十里がその故都であるという。水經渭水注にいう。「雍縣、晉書地道記、以爲西虢地也、太康地記曰、虢叔之國矣、有虢宮、平王東遷、叔自此之上陽、爲南虢矣」。西虢遷徙の後においても、その支庶のうちなお寶雞の地に殘留するものがあつて、小虢とよばれた。秦本紀に、武公十一年、「滅小虢」とあり、集解に「班固曰、西虢在雍州」とみえ、呉仁傑の兩漢刊誤補遺には「後漢志、陝縣本虢仲國云者、則志所謂雍州之西虢、而秦本紀所謂小虢者也」という。その說は、秦本紀正義、「陝州之虢、猶謂之小虢」というに本づくものであろう。

いまその遺器を以ていえば、鳳翔出土の器に虢季子白盤・虢季氏子組壺があり、何れも西周末の器である。いわゆる雍にある西虢とはこの虢季氏であるが、その器が宣王以後のものであることからいえば、その地は虢季の初封でなく、從つて西虢の初封はこの地でないように思われる。しかし宣王のとき、この地の虢季氏は威望甚だ高く、玁狁を迎え擊つて大功を建て、その先行凱旋の狀が盤銘にしるされている。陳氏の譔異に、全祖望の外編巻四一、奉慈溪馮明遠先生論燕虢封國書を引いていう。

全祖望曰、西虢亡於周惠王二十二年〔前六五五年〕、槃按此晉獻公二十二年、僖二年左傳所謂伐虢滅下陽者、東虢則平王元年〔前七七〇〕、巳爲新鄭、乃史記莊王二十二年、爲秦武公十一年〔前六八七年〕、秦本紀書是年滅小虢、班固亦以西虢稱之、注家以爲在寶雞東、名桃虢村、按小虢之名、不見於三傳、然與西虢、絕不相蒙、何以二虢之外、復有一虢、豈亦如邾之外別有小邾、而非其支係歟、抑卽虢仲之庶子、封於寶雞而爲附庸者歟、按全氏之置疑是也、以小虢爲西虢支庶之封、似亦可備一說、然秦本紀正義引輿地志云、小虢、羌之別種、言羌之別種、則非姬姓之國矣、豈其民則羌、其統治之者、則姬姓歟、將小虢巳亡、羌之別種始來居之歟

又鳳翔出土之金文、自稱城虢、亦曰虢城、不曰小虢冊二、一七四葉

鳳翔よりは城虢仲毀の出土も傳えられているが、最も刮目すべきは虢季子白盤・虢季氏子組壺などの虢季氏の器が出土していることであり、しかもその虢季氏は、盤銘にみられるような大規模な作戰を遂行しうる强大な軍事能力をもつ有力な氏族であつたということである。そういう能力の蓄積は一朝にしてなしうるものでなく、おそらく數世代にわたつて畜養されたものであろうから、虢季氏がこの地に入居したのも西周後期のことではないように思われる。もともとこの方面には、早く散氏盤にみえる夨王・散氏など、比較的初期の器をも殘している雄族がおり、さらに古くは寶雞袨禁にみられる古族、また北には克氏・函氏その他有力な氏族の興起したところで、社會的經濟的にそのような條件をもつ地域であつたと考えられ、周王室もそのような條件を顧慮して、有力な同姓國を配する必要を認めたのであろう。從つてこの地の虢を姬姓でなく、羌族とする考え方には、なお十分な根據を求めがたい。ただ小虢がその支族であるのか、附庸であるのかは明らかでなく、その本族が大去した後になお一部留まるものがあつたのであろう。虢季氏の器はのち上村嶺から出土し

ており、鳳翔の虢季氏はその地を大去したのち、陝縣の本族に合したものであるらしく、その時期は周室東遷の際であつたと考えられる。これ鳳翔の虢氏の纏末である。

賈逵說にいう「虢仲封東虢、制是也」、また漢志の「西虢在雍」を一應通說として、制・雍二地の虢氏の原委を論じたが、漢志にはまた河南の陝について、「故虢國、有焦城、故焦國、北虢在大陽今山西平陸縣、東虢在滎陽」とし、水經渭水注に「平王東遷、叔自此之上陽、爲南虢矣」とみえ、北虢・南虢は陝縣の虢をいうようである。雷學淇の介菴經說卷七、下陽於五虢爲北に下陽を論じていう。

周有五虢、成周之初、止有東虢西虢、賈逵解詁云、虢仲封東虢、制是也、虢叔封西虢、虢公是也、幽王之時、東虢之君虢叔、驕侈怠慢、恃勢而亡、未嘗遷都、西虢之君石甫、爲王卿士、讒諂巧從、滅焦而遷於河北之下陽、是爲北虢、其故都之在雍者、令支庶守之、是爲小虢、竹書云、晉文侯六年、虢人滅焦、春秋經云、僖公二年、虞師晉師、滅下陽、史記秦本紀云、武公十一年、滅小虢、此之謂矣、三傳皆謂下陽非國都、此實傳聞之誤、非經之正義、按春秋書滅者三十一、皆謂用大師以勝人之國也、僖公二年、書滅下陽、此後遂無虢事、則虢都在下陽、卽於是年滅可知、一證也、國語、史伯告桓公謂、成周之西有虞虢晉隗、皆在古大河之北冀州竟中、二證也、漢志、北虢在大陽、三證也、焦之國都、本在上陽、其曰下陽者、焦之下都、河北之巖邑也、虢石父既已滅焦、乃徙居北邑、不處其國都者、蓋石父比於褒姒、以亂王室、後見太子出奔、西戎屢寇、逆知西周必亂、小虢難以安居、乃巧託遷徙之計、越在冀方、意謂上陽猶是王畿、不如下陽之越竟乃免也、此史記所以斥曰巧從、東遷以後、鄭武公滅東虢、秦武公滅小虢、於是北虢獨存、桓王時、虢仲亦爲王卿士、因下陽阻於大河、行有不利、乃以上陽爲下都、時往居之、是爲南虢、漢志曰、宏農郡陝縣、故虢國、有焦城、故焦國、水經河水注曰、昔周召分伯、以陝城爲東西之別、東城卽虢邑之上陽也、虢仲之所都、是爲南虢、下陽上陽、本皆西虢之遷都、而宗廟社稷、實在下陽、而不在陝、周官注曰、毀其宗廟社稷曰滅、故經於僖公二年、書滅下陽、重宗社也、下陽雖滅、其君猶在上陽、故晉又用師敗之、其君乃出奔衞、傳以君在爲辭、故系之於僖公五年也、傳所謂晉滅焦者、亦卽此已、三傳因此乃謂下陽非虢都、此實誤耳

すなわち雍の西虢が、その小虢を棄てて王畿の境外に安逸を求め、下陽に遷つたものが北虢にしてそこに國都があり、のち上陽すなわち陝に移つたのが南虢であるとする。その說はまた雷氏の竹書義證にもみえている。

陝州の虢を小虢とする說は、すでに秦本紀正義にもみえているが、吳仁傑の兩漢刊誤補遺三虢二にも、「後漢志亦載三虢、滎陽有虢亭、虢叔國云者、東虢也、大陽有下陽城虢邑云者、北虢也、陝縣本虢仲國云者、則志所謂雍州之西虢、而秦本紀所謂小虢者也、滎陽鄭分、陝秦分、而大陽晉分也、故滎陽之虢、爲鄭所滅、陝縣之虢、次爲秦所滅、大陽之虢、最後爲晉所滅、然則虢不止有二矣」という。この陝州の虢はまた虢州ともいわれ、寰宇記六虢州の條に「春秋爲虢國地、按帝王世紀云、故虢有三焉、周興、封虢仲於西虢、此其地也」とするが、虢仲の器は多く鳳翔から出ており、上村嶺からは一器も出土していない。

南虢・北虢の滅亡は春秋に入つて後のことであるから、史籍の記載によつて多少ともその經過を追

うことができる。まず上陽の虢氏について述べよう。

上陽の虢氏は、虢公が晉の內政に干涉してその廢立を圖るなどのことがあり、その失敗の結果虞に奔竄する事態となつた。その背後に周室があり、問題はかなり政治的な背景をもつていたようである。左傳によつて、いまその記事を摘錄しておく。

隱五年、曲沃叛王、秋王命虢公、伐曲沃、而立哀侯于翼

隱八年　夏、虢公忌父、始作卿士于周

桓五年　秋、王以諸侯伐鄭、鄭伯禦之、王爲中軍、虢公林父將右軍、蔡人衞人屬焉、周公黑肩、將左軍、陳人屬焉、……王卒大敗、夜鄭伯使祭足勞王、且問左右

桓八年　冬、王命虢仲、立晉哀侯之弟緡于晉

桓九年　秋、虢仲・芮伯・梁伯・荀侯・賈伯、伐曲沃

桓十年　春、虢仲譖其大夫詹父於王、詹父有辭、以王師伐虢、夏、虢公出奔虞

虞叔……、遂伐虞公、故虞公出奔共池

以上は一連の事實であると考えられるが、虢公・虢公忌父・虢公林父・虢仲はそれぞれ一家の人であろう。晉の哀侯・緡公を擁立し、また鄭を伐つて敗れるなど、晉の內亂に乘じ、また鄭伯の政を奪うてその離叛を招くなど、卿士としての虢公はかなり野心的な動きをしているが、かえつて王寵を失なうて虞に出奔する結果となり、虞にも內部的な動搖が起つている。

莊・閔の時期には、虢叔の名がみえ、僖公のとき下陽の滅亡が傳えられている。

莊十八年　春、虢公・晉侯、朝王、王饗醴、命之宥、皆賜玉五穀・馬三匹、非禮也、王命諸侯、名位不同、禮亦異數、不以禮假人

虢公・晉侯・鄭伯、使原莊公逆王后于陳、陳嬀歸于京師、實惠后

莊二十年　春、鄭伯和王室不克、夏、鄭伯遂以王歸、王處于櫟、秋、王及鄭伯入于鄔、遂入成周、取其寶器而還、冬、王子頹享五大夫、樂及徧舞、鄭伯聞之、見虢叔曰、寡人聞之、哀樂失時、殃咎必至、奸王之位、禍孰大焉、臨禍忘憂、憂必及之、盍納王乎、虢公曰、寡人之願也

莊二十一年　春、胥命于弭、夏、同伐王城、鄭伯將王自圉門入、虢叔自北門入、殺王子頹及五大夫、鄭伯享王于闕西辟、樂備、王與之武公之略、自虎牢以東、原伯曰、鄭伯效尤、其亦將有咎、五月、鄭厲公卒

王巡虢守、虢公爲王宮于玤、王與之酒泉、鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑予之、虢公請器、王予之爵、鄭伯由是始惡於王、冬、王歸自虢

閔二年　春、虢公敗犬戎于渭汭、舟之僑曰、無德而祿、殃也、殃將至矣、遂奔晉

僖二年　晉荀息、請以屈產之乘、與垂棘之璧、假道於虞、以伐虢、公乃使荀息、假道於虞、曰、今虢爲不道、保於逆旅、以侵敝邑之南鄙、敢請假道、以請罪于虢、虞公許之、且請先伐虢、宮之奇諫、不聽、遂起師、夏、晉里克・荀息、帥師會虞師伐虢、滅下陽

虢公敗戎于桑田、晉卜偃曰、虢必亡矣、亡下陽不懼、而又有功、是天奪之鑒、而益其疾也、必易晉而不撫其民矣、不可以五稔

僖五年　秋、晉侯復假道於虞、以伐虢、宮之奇諫曰、虢、虞之表也、虢亡、虞必從之、晉不可啓、寇不可翫、一之謂甚、其可再乎、公曰、晉吾宗也、豈害我哉、對曰、大伯虞仲、大王之昭也、大伯不從、是以不嗣、虢仲虢叔、王季之穆也、爲文王卿士、勳在王室、藏於盟府、將虢是滅、何愛於虞、弗聽、許晉使、宮之奇以其族行、八月甲午、晉侯圍上陽、冬十二月丙子朔、晉滅虢、虢公醜奔京師

これまた一連の記事で、虢公は虢叔である。さきに下陽を失い、のち上陽を失うて虢は滅び、虢公醜は京師に遁竄している。前六五六年のことである。虢仲の出奔は桓十年、すなわち前七〇二年のことであるから、そののちは虢叔が二陽を保っていたわけである。南虢・北虢と稱せられるものは、おそらくこの二陽の虢であろう。そしてそこは、虢氏の最後の據點であり、虢仲・虢叔のほか、西虢の虢季氏もまたここに身を寄せており、その器を殘している。

以上によって虢氏の消息の大略をいうことができよう。周初、東西の二虢があり、制には虢仲が入り、虢城氏といい、虢叔はおそらく宗周の地にあった。虢叔より分れた虢季はのち鳳翔に入って大族となったが、一部は東遷に先立って東し、焦を滅ぼして二陽の地を領した。制に入った虢仲の後である虢城氏はやがてその地を離れて王畿に赴いていた。虢仲盨を殘し、また何段の廷禮に右者としてみえる虢仲である。おそらく厲王のときの虢公長父はその族であろう。墨子所染・呂覽當染・荀子成相にみえる長父である。西周末に虢叔の族がまた制地に入り、故封を回復したが、前七六七年、鄭に滅ぼされ、その族もまた二陽に歸した。こうして東遷の後は諸虢は悉く二陽に集まったが、さきには虢仲の族が王寵を恃んでついに虞に奔竄し前七〇二年、また虢叔も晉に破られて下陽を失い前六五八年、ついで上陽を圍まれて滅んだ前六五五年。上村嶺の虢器の時期も、このときを下限とすべきである。

獸形豆

上村嶺墓地は陝縣の東、黃河の峭岸に臨む東西に連なる臺地にあり、三門峽ダム工事のため開鑿調査されたもので、「上村嶺虢國墓地」一九五九年、科學出版社に詳細な報告があり、合わせて二三四墓、他に車馬坑三、馬坑一、このうち五座に埋狗坑がある。重槨單棺のもの二六座、銅鼎六五件、小鼎一、鬲二二、甗四、設三三、豆五、獸形豆一、簠二、壺一一、盉三、盤一七、匜一三等が出土、裝飾品、兵器、車馬の器も多く、特に車馬坑三座は、古代の車制を考える上に重要な資料である。報告者によると、出土の陶器は西安張家坡のそれと極めて似ているという。銅器も盤のような一部の將來品を除いては殆んど東遷前後のものであり、西周末期に、虢氏がこの地に據って經營を進め、春秋の初年には王の卿士として、鄭伯と廷權を爭うほどの勢力となっていたのであろう。鄭の桓公のとき、「西有虞虢晉隗霍楊魏芮」國語鄭語といわれているのであるから、二陽の虢は、東遷の前後にわ

虢文公子伇鬲

たつて、一時強盛を誇つたものであろう。上陽の地は、報告者によると上村嶺墓地の南、李家窑の一帯であろうという。

いま諸虢の器目をあげておく。

＊虢　虢文公子伇鼎本條

虢文公子伇鬲　貞松・圖・上・二八」　貞松・四・一四　三代・五・三九・二

貞松に「往歳見之津沽」という。

三獸足、有稜の鬲、腹に肉太の饕餮文を飾り、器制は上村嶺出土の虢季氏子伇鬲に近い。銘は口緣にあり、「虢文公子伇乍叔妃鬲、其萬年、子孫永寶用享」の十八字。子孫に重文を付せず、作は鼎銘と同じ。字は鼎銘よりいくらかまとまりがある。鼎の出土地は知られないが、おそらくこの地から出たものであろう。

虢姜𣪘　復齋・一九　攈古・二之一・八二

「隹王四年、虢姜乍寶𣪘、其永用享」とあり、文は一行に書かれているが、𣪘銘に一行一四字をしるす例は殆んどない。字は西周後期の字様を存し、虢姜鼎の字迹よりすぐれているようである。

虢文公子伇鬲銘

虢姜𣪘銘

虢姜𣪘　考古・三・一八　大系・一二四」　薛氏・二四三　大系・二八三」　全上古・一三・八　大系・二四五

器は考古に葢のみを存し平鈕、口緣に變樣夔文、他は瓦文を付す。「右不知所從得、惟葢存、徑尺九分、高四寸二分、銘四十有四字」という。銘にいう。

虢姜乍寶隮𣪘、用禪、追孝于皇孝叀

中、旛匄康𩁹屯右、通彔永令、虢姜其萬年眉壽、受福無疆、子々孫々、永寶用享

大系にいう。「余意亦東虢器、時代當在西周、葢厲宣時器、虢姜乃姜姓女之嫁于虢者、禪、說文云、祭天也、舊又多解爲祭地、禮器正義引書說云、禪者除地爲墠、此則用于人鬼、專是祭義、廣雅釋天、禪祭也、此其佳例」。康𩁹は康勵と近く、その語は頌鼎・小克鼎等にみえる。語彙よりいえば夷厲期のものである。虢には齊と通婚の例齊侯鼎もあるが、あるいは河南の諸姜であるかも知れない。文は

虢姜、寶𣄰毀を作る。用て禪し、皇考叀仲に追孝し、康𩁹純佑・通祿永命を旛匄す。虢姜其れ萬年眉壽、福を受くること無疆ならむことを。子々孫々、永く寶として用て享せよ。

とあり、來嫁した婦人の器としては堂々たる銘辭である。虢叔旅鐘によると、虢叔は皇考叀叔の器を作っており、その例を以ていうと、叀仲はあるいは虢仲の族であるかも知れない。何れにしても宋刻であるから深く依據しがたいが、西周の夷厲の際における虢氏の勢威をみるに足る器であり、史虢生のごときも、虢氏の一族として廷禮に加わっていたのであろう。

虢姜鼎　復齋・一五　攈古・二之二・六五

文殘泐。「虢姜乍寶𣄰鼎、其萬年永寶用」とあり、五行十二字。

虢姞鬲　尊古・二・二〇　通考・一五七」　貞松・四・三　小校・三・五四　三代・五・一四・九

通考にいう、「大小未詳、腹飾饕餮紋、口內銘、虢姞作鬲四字」。三足の足部に鼻稜あり、鮮麗な饕餮を飾り、字様もよい。姞姓より來嫁したものの器であろう。

虢姞鬲

虢𣪕盤　上村嶺・圖版六二・二」　同・圖三六

器は附耳圈足の三小足盤、一八二〇墓出土。上村嶺にいう。「腹外壁飾竊曲紋、圈足垂鱗紋、耳飾重環紋、腹內鑄有

虢𣪕口乍寶盤、子々孫々、永寶用

盤高一五・八糎、口徑四五糎」。かなり大きな盤である。器制は楚嬴盤通考八四二・竊曲紋盤同八四三と極めて近く、當時廣く行なわれていたものであろう。圈足の一部に破損がある。字は泐蝕多く、字迹を推測しうるにすぎない。字様は疏緩なものである。同出の彝器甚だ多く、虢・鼎・壺・豆などすべて三十器、棺中には多くの玉飾を留め、坑中に犬を埋めている。殷墓と同じく、埋蠱を防ぐものであろう。豆は腹外壁に重環文、柄に鱗文・波狀文を施し、「蘇貉乍小用」と銘する。𣪕姓には、鄧・樊・黃などの諸氏があり、あるいは鄭鄧叔の族であろう。蘇もまた隣接の地である。別に一七五三墓から「蘇子叔作」と銘する銅鼎が出ている。

虢大子元徒戈　上村嶺・圖版三五・二・四」　同・圖二三

一〇五二墓出土。墓は墓群中屈指の大墓で出土すべて九七〇件、石戈・銅器・玉飾のほか、多

くの銅槨飾が出ている。銅器類二六件、多く竊曲紋・獣帯文・瓦文・垂鱗文、その他の文様を飾る。墓西一〇米に一〇五一車馬坑あり、おそらくこの墓に附属するものであろう。一〇車二〇馬を収める。戈は二件。「虢大子元徒戈」の六字を銘する。全長一七・二糎。墓も大子を葬つたものであろう。

虢大子元徒戈

虢金盤・匜　上村嶺・圖版三九　同・圖二四

一六〇一墓出土。墓は形制大なるも随葬品少く、棺上に石戈十三件、棺の東南隅に盤・匜あり、文様同じく口縁に變様夔文、盤は附耳、圏足部に鱗文を飾り、小三足を付する。盤匜同銘。「虢金氏孫、乍寶盤（匜）、子々孫々、永寶用」の三行十四字を銘する。また虢氏の一族であろうが、虢の字様は他器と稍しく異なる。

虢金盤

虢伯鬲　綴遺・二七・二　三代・五・四一・一　小校・三・八五・二

「虢白乍姬大母隮鬲、其萬年、子々孫々、永寶用」という。文一八字。虢伯という例なく、大母は名であろう。

*虢仲

虢仲盨巻三・二七五頁　宋刻の何段にその名がみえ、廷禮の右者となつている。盨銘によると器は十二器作られており、厲王のとき威權を振い、南淮夷を征して克たずとされる虢仲の族は、このときすでに相當の勢威を擁していたのであろう。器は陝右の出土という。

虢仲鬲　懷米・下・一五」　攈古・二之二・三三　愙齋・一七・一三　奇觚・一八・二一　敬吾・下・四七　周存・二・七〇　綴遺・二七・二二　小校・三・七六　三代・五・三六・二

三獸足の鬲。獸足の部分に鼻稜あり、饕餮を飾る。虢姞鬲とその制作が近い。銘は口縁内にめぐらされ、「虢中乍虢改隮鬲、其萬年、子々孫々、永寶用」という。懷米に「高四寸二分、口五寸七分、腹四寸九分、深二寸四分、重五十三兩」とその尺寸を記している。

*城虢

城虢仲段　恒軒・三七」　愙齋・一〇・一三　周存・三・九七　小校・七・七〇　三代・七・四・一

器は附耳圏足の三小足段。失蓋。口下項上に弦文があるほか無文。銘に「城虢中乍旅段」とあり、二行六字。愙齋自藏の器である。旅器であることが注意される。

城虢趞生𣪘　攈古・二之二・一三　窓齋・一〇・一三　簠齋・三・一三　奇觚・三・一四　從古・一五・二
二　敬吾・上・五六　周存・三・八三　小校・七・九一　三代・七・三四・二
銘文三行一五字。「城虢趞生乍旅𣪘、其萬年、子孫永寶用」という。窓齋に「此敦亦簠齋丈所藏、城虢紀事之文、東虢西虢、無可攷、趞生作旅敦、未知虢仲虢叔之後生其名也、頌敦稱史虢生、疑卽此人」という。旅器を作っていることからいえば、本貫とする地以外に宮廟の存するものがあったのであろう。

*虢叔

虢叔旅鐘はすでに著錄卷三・三六八頁。また虢叔の諸器、虢叔鬲・虢叔簠二器・虢叔盨・虢叔尊・虢叔盂・虢叔大父鼎もみなその器に附說した。簠一は攈古に「得之關中」とあり、虢叔旅鐘もこれを長安にえたものであるから、虢叔の族は早く關中に入っていたものであろう。虢旅の名はまた鬲攸從鼎にみえている。

*虢季

虢季子白盤はすでに著錄卷三・八〇〇頁。また虢季氏子𣪘鬲については上文三八頁に述べた。なお虢季氏を稱するものに次の諸器がある。

虢季氏子組𣪘　器三器、一、筠清・三・四二　攈古・二之二・七〇　從古・八・三一　敬吾・上・五四　周存・三・六七　大系・二八四　小校・八・五　三代・八・七・二　二、陶齋・續・上・三五　敬吾・上・五四　周存・三・六八　大系・二八四　小校・八・六　三代・八・八・一　三、敬吾・上・五四

周存・三・六九　大系・二八四　三代・八・八・二
器は失蓋。陶續は「高九寸五分、深五寸五分、口徑九寸四分」という。兩耳に珥あり、瓦文の三小足𣪘。口緣下に變樣夔文、圈足部に垂鱗文、足頭に獸頭を飾る。蘇公子𣪘通考・三三二に類している。銘四行二〇字。「虢季氏子組乍𣪘、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享」という。大系には「此與虢季子白盤、乃一家之物、虢季氏當是北虢、今山西平陸縣卽其舊地、左傳僖二年、晉假道於虞、以伐虢者、是也」とするが、虢季の器が多く鳳翔から出土している事實を説きがたい。

虢季氏子組壺　兩罍・七・四五　雙王・一七　大系・一八五　通考・七二九」　窓齋・一四・一〇　周存・五・五〇　綴遺・一三・一九　大系・二八五　小校・四・八五　三代・一二・一六・二
器はもと歸安の吳雲平齋の藏。兩罍に「此器與商立戈父丁彝、已贈李眉生方伯」とあり、周存によるとのち杭州鄒氏の藏に歸したようである。器は失蓋。通考に「高一尺三寸三分、口縱三寸九分、橫五寸四分、兩獸耳銜環、腹飾竊曲紋、足飾垂鱗紋」という。腹帶四方に菱形の飾があり、古く用いられた襻孔の名殘を存している。銘五行一七字、口旁內にあり、

虢季氏子組乍寶壺、子々孫々、永寶、其用享

という。段の銘と殆んど同じく、字もまた結體疏緩。おそらく一時の制作であろう。周存の附說にいう。「篆文蒼莽、近於艸篆、微紅無綠、或謂傳世古皆如此、明曹氏格古要論、所謂褐色

虢季氏子組壺

虢季氏子組盤

舊以爲重」、周器にその色調のものが多い。

虢季氏子組盤　雙王」　周存・四・八　小校・九・七七

器は附耳圈足の盤。腹・足に二層の雷文をめぐらし、器腹にはなお上下に細條の帶文を付している。文様としては、春秋期に近い。銘文四行三十一字。文にいう。

隹十又一年正月初吉乙亥、虢季氏子組乍盤、其萬年無疆、子々孫々、永寶用享

字迹は虢季子白盤に酷似している。十又一年は子白盤の例を以ていえば、二年の合文でなく、十又一年とよむべきであるが、その正月朔は干支數⑫であるから、十二年の虢盤㉔とは接續せず、その干支に疑問がもたれる。宣王期の曆譜は元年㉘にはじまり、52 47 41 5・59 53 17 12 6・30 25 48となつて、五年兮甲盤⑥・十二年虢盤㉔・十三年不嬰段㊾はみなその譜に合う。ひとりこの器はその譜に入らず、また誤刷ともみがたいようである。

虢器には虢文公子伇・虢季氏子組の器など字様の殊に粗拙なものがあり、他の器についてもたとえば虢盤の文字のごときも、その僞刻を疑う人も多いのであるが、この器は字迹においてむしろ虢盤にまさるものがあり、しかもその銘刻に疑問があるとすれば、これらの器のうちにはあるいは仿刻に成るものがあるかも知れない。器の日辰は夷・厲・幽に移しても、なお合致せず、己亥ならば譜に合う。器は仿器の名手蘇億年兄弟のいた陝西の出土と傳えるものである。

周存にいう。

是盤陝西鳳翔府屬出土、辛壬之亂、爲兵官陸某所得、陸敗、其家屬運滬、爲余所見、集款購之、擬入廣倉學古物陳列會、未果、攷虢爲西虢、宣王時器、子白盤久張定論、此與子白盤僅差一年、而書法相似、疑子白與子組、兄弟也、子白稱虢季、子組稱虢季氏者、季非行次、與仲叔不同、左氏傳曰、虢仲虢叔、王季之穆也、虢宗出王季、故亦曰虢季氏、省則曰虢季、余藏一壺、蝕氏字、吳退樓兩罍軒、題曰虢季子、與稱虢季子盤者、同誤、子白僅一盤、而子組有壺有敦、今又有此盤、傳世寶物、多於子白矣、己未三月、子組壺爲友人以重金、博易去、蓋入余齋亦十餘年、偶閲斯銘、坿識數語

また巻四附説に「虢季氏子組盤事、詳虹廬筆乘、出土共八器七盛盤中、陸督建章家落、其妾携以南來、抵入某氏、惟餘器均未見、不知同此款識否耳」とあり、同出の器が多かつたという。鳳翔出土の器には窖藏のものが多く、この器なども窖藏の器かも知れないが、それにしても子白盤の紀年日辰と合うところがなく、乙亥は己亥の誤鑄であるかも知れない。

虢季子組鬲　西清・續・甲・一四・二

續鑑に「高三寸一分、深二寸九分、口徑四寸八分、腹圍一尺三寸七分、重四十八兩」とあり、また「銘首二字、漫漶不可識」というが、銘は「虢季子組乍鬲、子孫永寶用享」とよむべきであろう。單に虢季といい、他器と異なる。繪圖に失眞のところが多く、三獸足の鬲にして文様は饕餮であるらしく、あるいは虢季氏子伇鬲と器制の近いものであろう。

＊鄭虢

鄭虢仲段　器三器。一、西清・二七・二八　尊古・二・五　通考・三二四　大系・一一三」　貞松・五・三二　周存・三・六〇　大系・二〇一　三代・八・一七・三，四　二、貞松・五・三二　周存・三・六一　大系・二〇一　小校・八・一八　三代・八・一八・一，二　三、冠斝・上・二三」　二玄・四〇六

三器中、二器の器影を存する。一について通考にいう。「大小未詳、蓋器皆飾瓦紋、兩耳作獸首形、有珥、三足」。その器を西周後期中の無冥段・鬣段の間に排次している。また上冊・五四頁いう。「鄭虢仲簋二器、卽前器虢仲盨蓋之虢仲、字體亦相似」とする。容氏は虢仲盨を後漢書東夷傳にいう「厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」、また竹書紀年、厲王三年「淮夷侵洛、王命虢公長父征之、不克」の虢仲・虢公長父とみて、厲王期の器とする。

また第三器は失蓋。兩耳獸首、圈足の瓦文段で、口下に變樣夔文、圈足部には垂鱗文があり、第一器と器制異なる。文様は史頌段に近く、しかも圈足であるから、兩器とも列國期に下るべきものではない。

銘にいう。

　隹十又一月既生霸庚戌、奠虢中作寶段、子々孫々、及永用

この鄭を大系に鄭衞の鄭とし、器を鄭器中に列しているが、その器制を以ていえば、鄭建國以前の器である。殷が滅んだのち、殷の故城であった鄭の餘民は、多く手工業などの制作者であ

鄭虢仲段第一器

鄭虢仲段第三器

つたので陝西の地に移され、王畿中に鄭と稱する諸地があつた。西鄭のごときは一時穆王の都したところと傳えられ、金文にも免觶に「王在奠」とみえ、他に奠還などの名もある。康鼎の銘末に奠井とあるものは、おそらく奠井叔盨の奠井叔康であろう。奠井叔の例を以ていえば、奠虢仲とは、王畿中の鄭にある虢仲の意であり、列國の鄭に屬するものではない。東遷の前後、桓公が諸鄭を治めて東土にも人望をえ、諸鄭を率いて新鄭に入り、鄭國を建てた。奠井・奠虢の器はそれよりかなり前のものと考えられ、奠は王畿中の地名である。はじめ制に封ぜられた虢仲の家は、班段にみえるようにその地を去つて、早く宗周の地に遷つていたのであろう。

三器中、二銘は「十又一月」を「十一又月」に誤り、また又に一横畫が多い。また「子々孫々」を「孫々孫々」に誤まつているものがある。また及は、鄭鄧叔盨のように「及子々孫々、永寶用」というのが普通である。同銘の雙器にして器制を異にしているのも異例とすべきであろう。

以上、諸虢の器をあげたが、これによつて虢氏の消息の大體を追迹しうるようである。要するに東虢とされる制には古く虢仲、のち虢叔が入つたが終始その地を保つたのではなく、その本宗はむしろ王畿にあり、虢叔旅・鄭虢仲などは宗周の近くにおり、のち鳳翔に虢季が栄え、仲・叔の

族はまた二陽に入つてその地を經營した。ついで周室東遷のため虢季もまた陜に入り、東遷後約百年にして、二陽は相前後して滅んだ。王族中、有力な一族であつた虢氏の消息は、王朝としての周室のあり方とも關係するところが深いと考えられ、そのため諸虢について、やや詳しい記述を試みたのである。

なお虢と脣齒輔車の關係にあつたといわれる虞の器、及び虢と隣接して通婚の關係にあつた蘇器を列次しておく。

＊虞器

虞司寇伯吹壺　器二。　一、藝類・四」　攈古・二之三・三〇　愙齋・一四・九　周存・五・四三，四四　綴遺・一三・一三，一四　小校・四・八九　三代・一二・二一　大系・二八五　二、攈古・二之三・三二　周存・五・四三，四四　小校・四・九〇　三代・一二・二二　大系・二八六　二玄・三九三

器は藝類に第一器の拓影のみを載せている。兩耳獸首銜鐶。器の全體に三層にわたつて波狀文を飾り、頸部と圈足に變樣夔文をめぐらしている。洹子孟姜壺とほぼ同制である。藝類に「原藏海豐吳氏、器已燬、錢唐陳叔通徧脩拓本」とあり、周存にも「虞司寇壺二、海豐吳氏先後得此、因以名齋曰雙虞、壺旋燬於火、相傳殘字猶存、然未見墨本」という。器蓋各二銘。蓋銘は口沿にあり、何れも字迹は器銘にまさる。器銘は粗鬆なること虢文公子㲉鼎に類する。銘にいう。

虞嗣寇白吹、乍寶壺、用享用孝、用瘉眉壽、子〻孫〻、永寶用之

虞司寇伯吹壺

第二器の蓋は白・之の二字を缺く。嗣寇は嗣工・嗣徒にくらべると後起の官名であり、列國の器に至つて多い。虞は姬姓。史記吳世家に「武王克殷、求太伯仲雍之後、封虞仲於故夏虛」とみえ、漢志には太伯の後を吳城に封じて虞公としたという。春秋僖公五年、晉に滅ぼされた事情については、虢器の條に述べた。字は虞あるいは吳に作り、吳越の吳は攻敔・攻吳としるしており、兩者を區別しうる。金文にしばしばみえる吳姬は、おそらく虞姬であろう。その存滅については、大事表

譔異冊三に詳しい。

＊蘇器

蘇公𣪘　二器。金索・一・五〇　恒軒・三一　大系・一二二　奇觚・三・八　愙齋・一一・五　大系・二八〇　小校・七・七六　三代・七・二一・六

器は金索に「孔荃溪方伯、廉訪關中時所得」とし、恒軒に「岐山宋氏藏器」という。圖様異なり、別器であろう。兩耳獸首を飾り、珥あり、瓦文の三小足𣪘。一は足端は魚尾形に反轉している。器蓋の口沿に環文、蓋鈕・圏足部に一は垂鱗文、一は環文を飾る。金索に「通高建初一尺一寸、濶一尺一寸四分、銅質粹美、古色斑斕、字畫渾厚、間有爲重綠凝蓋處、可以意測之」という。銘は器蓋何れも二行一〇字。

蘇　公　𣪘

蘇公乍王改𡚸𣪘、永寶用

と銘する。大系に𡚸を字形のままに釋して「卽王妃名、字不識」というが、王妾・王姞などのときに名をいう例がなく、金索に載せる蓋銘によると字は𡚸に作り、饆の初文である。金索に饆と釋し、多く銘文の例を引く。また蘇公についていう。

按詩何人斯小序云、暴公爲卿士、而譖蘇公、傳云、暴蘇皆畿內國名、正義曰、蘇忿生之後、春秋傳載、武王克商、使諸侯撫封、蘇忿生以溫、爲司寇、杜注、今河內溫縣是、蘇稱子、

此云公者、蓋子爵而爲三公也、今此器云、蘇公作王妃饆敦、必蘇公有女爲王妃、故作此敦、以媵之也、蘇公在武王時爲司寇、封國於溫、至春秋時、以陽樊溫原等賜晉侯、則溫非蘇有、蘇亦不得稱公、此敦當屬西周時物

蘇は己姓。王妃とは蘇より王室に入嫁した女をいう。國語晉語一に「殷辛伐有蘇、有蘇氏以妲己女焉」とある妲己も同じ。殷以來の古國である。春秋經僖十年「狄滅溫、溫子奔衞」の傳に、「十年春、狄滅溫、蘇子無信也、蘇子叛王卽狄、又不能於狄、狄人伐之、王不救、故滅、蘇子奔衞」とあり、文十年に至ってもなお蘇子の名がみえる。大系に「溫蓋蘇之支庶、故溫雖滅、而蘇猶存」という。虢に二陽あるごとき關係であろう。史頌𣪘に「王在宗周、令史頌省蘇、𤅊友里君百生、帥䨻盩于成周」とあり、蘇は當時周が成周を經營するに當って重要な地位を占めていたのであろう。金索の圖は史頌𣪘第三器と似たところがあり、本器もそれより遠からぬ時期のものであろうと考えられる。

蘇器にはなお蘇公子癸父甲段・蘇衞改鼎・蘇冶妊鼎，盤・蘇甫人盤，匜・甫人父匜・甫人盨・蘇公之孫寬兒鼎・蘇子叔鼎・蘇駱盤などがあり、王・衞・虢と婚を通じ、上村嶺虢墓からも蘇器が出土している。

蘇公子癸父甲段

蘇公子癸父甲段　二器。一、筠清・三・三九　擴古・二之三・一一　從古・八・三〇　敬吾・上・五五　周存・三・六三　大系・二八一　三代・八・一二・二　二、寶蘊・六六　西清・乙・一二・三七　故宮・下・一八〇」　貞松・五・二七　小校・八・一六　三代・八・一二・三

一は浙江銭塘の瞿氏淸吟閣藏、二は中央博物院藏。故宮にいう。「西周器、蓋器均飾瓦紋、口緣各飾竊曲紋、圈足飾鱗紋、通蓋高二三・九糎、口徑二二・一糎」。器は虢季子組段と殆んど同制。周存に「蘇公子敦祗一器、與子組敦合、今未知存佚」としるしている。器蓋二銘、各廿二字。文にいう。

蘇公子癸父甲、乍障段、其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用享

大系にいう。「此乃蘇之公子、名甲字癸父者所作器、

古人名字竝擧時、率字上名下、此名甲字癸父、猶鄭石癸、名癸字甲父、羅振玉謂、其文當是蘇公子癸作父甲障段、文倒爾貞松・五・廿九葉、失之、王國維國朝金文箸錄表、其曾爲羅所增益之全集本、于此器項下、亦著此說、原版之雪堂叢刊本則無之、此必羅所竄入、爲無疑」。名字を合せいうのは、金文では稀な例である。

蘇衞改鼎　四器。一、長安・一・八　擴古・二之一・三三　敬吾・上・二六　周存・二・五八　二、擴古・二之一・三三　敬吾・上・二六　三、陶齋・續・上・一九　恒軒・上・一五　四、澂秋・上・三　周存・二・五八　劉・葉・陣氏等の舊藏。四銘みな三代・三・一七、一八に収める。器は圖錄にみえるものみな同制、澂秋に「通耳高建初尺一尺三寸六分、口徑一尺三寸六分、深六寸六分」という。立耳三獸

足鼎。口下に弦文がある。銘文二行九字。「蘇衛改乍旅鼎、其永用」とあり、蘇女の衛に嫁した者の器であるが、旅鼎である。器數も四器に上っていることが注意される。もとより、蘇が衛に奔竄する以前の器である。韡華・乙・一七に「西周末葉、或東周初葉器」という。器は頌鼎に似ている。

蘇冶妊鼎　夢郼・上・一二」　積古・四・九　攈古・二之二・二三　周存・二・五二　大系・二八〇　三代・三・三六・一

立耳三獸足鼎。底の淺い半椀形の鼎で、口下に變様虁文を飾る。文三行一六字。「蘇冶妊乍虢妃魚母賸、子々孫々、永寶用」。積古に蘇を魚、虢を叔と釋して、宋の司馬子魚が叔妃に贈った器とするが、もとより蘇器。冶妊は妊姓の女で蘇に嫁したものであろうが、その女が虢に嫁するに當つて媵器としてこの鼎を作ることをいう。媵器らしいやさしさをもつ鼎である。魚母はその女の名、虢・蘇は通婚の關係にあり、虢墓から蘇器が出ていることはさきに述べた。同銘の盤貞松・一〇・二七　小校・九・七三　三代・一七・九・一があり、賸を盤に作る。小校には二銘を錄する。貞松の器は、丹徒の劉氏の藏器であるという。

蘇甫人匜　日本・四・三三七」　窓齋・一六・二五　奇觚・八・三〇　周存・四・三〇　綴遺・一四・八　大系・二八〇　小校・九・五九　三代・一七・二九・一

器は鋬の獸首をあげて前方を見る形に作り、器の口緣を銜む。列國期の匜の通制である。器腹は瓦文、口沿に變様虁文をめぐらす。器形は史頌匜に近い。銘二行九字、內底に「蘇甫人乍𢿌

蘇甫人匜

妃襄賸匜」と銘する。綴遺七・六、盤釋にいう。「積古齋款識卷五𢿌妊壺銘、吳侃叔引集韻云、𢿌同姪、阮文達公曰、攷公羊傳何休注、諸侯一娶九女、夫人與左右媵妾、各有姪娣、此姪所作之器、此銘曰蘇甫人作𢿌改賸盤、亦是爲姪作器、以媵也」。また大系に「𢿌妃女字、襄名、𢿌字从女疊聲、余意字當叚爲熠、周頌時邁、莫不震疊、毛傳、訓疊爲懼、疏云、疊懼釋詁文、彼疊作慴、音義同、疊與慴通、則𢿌可與熠通矣、說文、熠、盛光也」とその名字の意を論ずるが、

上村嶺出土の器にも「虢𣪘口」の名があり、𣪘は氏族の名であろう。𣪘妃裏とは、虢妃魚母というに同じ。蘇より𣪘に嫁する女のために甫人の作った媵器である。器は制作完好、おそらく蘇が畿内の有力な邦族として勢威をえていた時期のものであろう。

同銘の盤貞松・一〇・二五　周存・四・一七　綴遺・七・六　小校・九・七〇　三代・一七・四・一があり、匜を盤に作る。雙器である。

甫人父匜　懷米・下・七一　大系・一四八」　攈古・二之一・五五　周存・四・三〇　綴遺・一四・七　大系・二八〇　小校・九・五九　三代・一七・二九・二，三，四

器は流を前にして、鋬は獸頭が器口を銜む形に作る。器腹は虺龍の相交わる文様であろう。懷米に「高四寸七分、濶至流九寸七分、深三寸二分」という。「甫人父乍旅匜、萬人用」とあり、人は年の假借。甫人は前器にみえる蘇甫人、字迹も前器と近い。陶齋・二・三七に錄する兒觥に同銘の文あるも、王國維集林三、説觥は後刻であるという。

甫人盨　善齋・禮八・一二　善齋・圖・九二　頌齋・續・四五　通考・三七一」　貞松・六・三七　大系・二八一　小校・九・三八　三代・一〇・三〇・七

通考に「通蓋高四寸九分、口縱四寸一分、横六寸三分、蓋之口緣及器之腹足、均飾竊曲紋一道、兩耳作獸首形」とあり、文様は斜格形に加えられている。また頌齋續にいう。

色黑有紅斑、蓋一足後補、銘三行一五字、在蓋內、器無銘、乃周器、出于西安、作器人名二字挖去、辰在寅殷亦然、猶後世不肖子孫、出售書畫之挖上款者、不意於周已有之、甫人姓蘇、

甫人盨

寬兒鼎

所鑄器有二匜一盤、此器則他人爲甫人鑄也

銘は「口口爲甫人行盨、用征用行、萬歲用尙」とあり、頌續に「尙借作享」という。剔去の二字は出售のためではなく、臣從關係などの斷絶によるものであろう。大系に「此蓋蘇甫人所自作器、銘首所缺二文、蓋卽蘇公」というが、自作の器ならば匜銘のように「甫人父乍旅匜」のようにいうべきである。夫妻の名を列ねた鐘銘の文中、一方の名を剔去するような例から考え

白鶴美術館誌　第三四輯　二〇〇、虢文公子𥎦鼎

ると、このような人名の剔去は、人間關係の變動によるものであろう。

寛兒鼎　善齋・二・七七　善齋・圖・三八　大系・三九　通考・八九」　貞松・三・二四　周存・二・
補　大系・二八二　小校・三・五　三代・四・一三・一」　韡華・乙中・四六

通考にいう。「通蓋高約八寸六分、附耳有蓋、蓋腹均飾蟠虺紋、足飾饕餮紋」とあり、蟠虺文は細密な細線を以て施されている。銘文五行三〇字、

唯正八月初吉壬申、
蘇公之孫寛兒、擇其
吉金、自作飤繁、眉
壽無期、永保用之

という。字様は屈曲の多い南方系のもので、王孫遺者鐘などに類しており、蘇地本來のものではない。器制・文字の上からみて、蘇器中、最も時期の下るものとすべく、「唯正八月」という紀月のしかたも、蔡侯鐘「隹正五月」・𠑇兒鐘「隹正九月」・子璋鐘「隹正十月」など、春秋の後半に下る器に多くみえる。韡華乙中・四六に春秋末葉の器にして、武王の司寇蘇忿生の裔孫の器であるという。蘇は僖十年前六五〇年一たび狄に滅ぼされ、廿五年前六三五年王はその地を以て晉に賜うたが、文十年前六一七年の女栗の盟にまた蘇子の名がみえ、杜注に「蓋王復之」という。傳に「秋七月、及蘇子盟于女栗、頃王立故也」とあつて、その機會に一時國を恢復したのであろうが、その後經傳に現われることがない。いまこの器を以ていえば、その族はあるいは河南に遷つたのであろう。

蘇はまた溫ともいい、陳槃氏の大事表譔異冊三に溫の存滅を考證してあるが、金文では蘇という。上村嶺虢墓から蘇子叔鼎・蘇駱盤が出土していることはすでにしるした。有殷以來の名族であつた有蘇氏も、春秋に入つて約百年にして滅び、一部は河南に遷つて楚・蔡の文化圈に入り、寛兒鼎のような器をとどめたのであろう。貞松に「近年出土」とあるのみで、その地を詳かにしないのは惜しむべきである。

昭和四十六年六月　初版發行
平成　四　年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

□隻壺

白川静

金文通釋 三五

二〇一、晉姜鼎
二〇二、晉公盦
二〇三、邵鐘

白鶴美術館誌

第三五輯

二〇一、晉姜鼎

器名　韓城鼎集古　乙亥鼎積古

時代　周器薛氏　文侯先秦古器記　晉襄公廣川書跋

出土　「得於彭城」薛氏　「得於韓城」考古

收藏　「臨江劉氏藏」考古

著錄

器影　考古・一・六　博古・二・六　西淸・二・一三　大系・三〇

銘文　薛氏・一〇・一一　考古・一・六　博古・二・六　嘯堂・上八　古文審・二・一六　大系・二六七

考釋　全上古・一三・二　拾遺・上・一九　續古文苑・一　叢攷・二五九　大系・二二九　文選・上二・一八　文錄・一・一六

器制　宋刻の考古・博古に載せる圖は同じ。西淸の器は鳥足の方鼎で器制極めて古く、銘文の時期と一致せず、甚だ疑うべきである。宋刻の器は附耳の三獸足鼎。繪圖であるため失眞の憾みがあるが、口緣はおそらく變樣夔文、器腹の主文は公字形を含む波狀文、獸足の上部に饕餮文を飾る。文樣は大克鼎等に似ているが、時期的には虢文公子㱿鼎に近いもの

であろう。考古に「徑尺有七寸四分、高尺有二寸半、深七寸六分、容四斗二升」とあり、博古に「高一尺三寸、腹徑一尺五寸、容四斗一升」というのとほぼ一致している。

晉姜鼎

銘文

宋刻のものは一二行、何れも「百有二十一字」とする。考古に集古本、及び劉原父の釋文を載せている。その銘は博古に掲げるものと殆んど同一であるが、嘯堂所収のものが最も原銘の彿を留めているようである。西清はもとより僞刻である。また積古巻四に乙亥鼎と稱するものも同文であるが、これも僞刻である。積古にいう。「右乙亥鼎銘、元手搨本、陽識草篆、按論語云裨諶草創之、史記屈原賈生列傳云、屈原屬草稿未定、是當時固有草篆、施之鼎彝、未免太簡、錄此銘、以備一體云」。陽刻の草篆など、器銘の通例からみて考えられぬことであり、文錄に「案此器發見最早、宋時已甚顯著、歐劉諸公、皆有釋文、阮氏款識、有乙亥鼎、即此文一字不異、阮爲金石鉅子、手拓此文、乃至了不辨識、目爲草篆云云、亦可異矣」と論じている。當時の金文學の限界を思わせるような事實である。その器もおそらく疑問のものであろう。

いま嘯堂の刻銘による。

隹王九月乙亥、晉姜曰、余隹司朕先姑君晉邦、余不叚妄寧、巠雝明德、宣邲我猷、用盥匹辝辟、每朢厥光剌、虔不家、譗覃京自、辪我萬民、嘉遣我、易鹵責千兩

銘文の前段。晉姜の自述の語をしるす。「隹王」は西周後期の廷禮の器にも多くみえる形式であるが、列國器の場合には、周正によることを示すものであろう。晉地には當時

なお古暦が行なわれており、左傳の記事中にも夏周の兩暦がみえている。

晉姜は何びとであるか明らかでない。考古に載せる太常博士豫章楊南仲の釋にもその人をいわず、博古には「晉姜、齊侯宗女姜氏、以其妻晉文侯、故曰晉姜」という。西清に文公重耳の夫人姜氏とする廣川書跋の說を載せ、

按晉文侯仇、平犬戎之亂、平王錫以文侯之命、此稱文侯者是也、文侯之夫人、不見於書傳、董逌廣川書跋卷三謂、春秋時、齊歸晉女者、獻公則齊姜、文公則大姜、平公則少姜、其在春秋前、則穆侯夫人、少姜蚤死、齊姜不得主祀、穆夫人不盡穆侯世、惟文公夫人、當襄公世、猶不棄祀事、則銘稱晉姜、即太姜、爲文公重耳夫人、鼎蓋作於襄公時、而所云勿廢文侯覲命、則晉姜述祖德、以敎誡其孫子、不指文公言也、博古圖謂、以其妻晉文侯、故曰晉姜、是直以文侯爲文公重耳、實誤、晉既有文侯、不應復稱文公爲文侯、固明甚、劉原父先秦古器記、亦載此器、贊曰、文侯翼周、九錫彤弓、斯得之矣、然下云、姜氏戴德、既佑武公、則又似以晉姜、爲文侯仇之夫人、亦非是、今併政之、以俟後之考者

と論じ、文侯前七八〇〜七四六の夫人とする舊說を排して文公前六三六〜六二七の夫人太姜とする說をとる。兩說の間に前後約百五十年の差がある。晉は姬姓と稱し、姬姜の間に歷世通婚のことがあるから、この晉姜が何びとであるかを定めるには、銘文にいうところの全體を通じて考えなくてはならない。郭氏の大系に、銘文中の繁湯がまた曾伯霥簠の文中にもみえることから、その征役を一事とし、また「此有文侯名、春秋中葉以上、尙無諡、大率即文侯在世時事也、即在其後、亦必相距不遠」という。晉世において、文侯・昭侯のときとするものであろうが、曾伯霥簠と同時とするのは疑問である。そのことについては後にいう。

「余隹司朕先姑君晉邦」とは、先姑君のあとを嗣いで、家祀を奉ずるをいう。大系に「君晉邦者、君謂女君、古者以適妃爲君」とあり、晉邦はその君氏の名である。晉公盦に「宗婦楚邦」の名がみえ、君氏を稱するにこのような名が用いられたのであろう。先姑君というのは先考の妣である。これらの稱號から考えると、晉姜・晉邦は晉君の夫人であろうが、また下文に「用罶匹辝辟、敏揚厥光剌」といい、鹵賚千兩の賜與をえていることからいえば、夫人には夫人としての祭祀の儀禮などがあり、ゆえに「余隹司先姑君晉邦」のような表現がなされているのであろう。司は嗣。宗周鐘「我隹司配皇天王」・叔向父禹𣪕「余小子司朕皇考」・毛公鼎「司余小子弗役」などの例がある。夫人の場合に「司先姑君」というのは、「司朕皇考」というのと同じ意味であろう。

「余不叚妄寧」以下、宋刻以來異釋が多い。楊釋に「余不辱妄寧」、考古等に「余不敢妄寧」、その他の異釋がみえるが、通義に關する以外は一々あげない。拾遺に多くそれらの說を注している。叚は金文の「叚休命」・「眔叚」・「今余弗叚組」・「叚不黃耈萬年」などの字と比較して、叚と釋すべき字である。純嘏の字にもその形を用いる。他に命ずるときには毛公鼎「女毋敢妄寧」といい、自戒の語としては「余不叚妄寧」という。大系に暇の初文とするが、「毋敢妄寧」と同意の語である。

「巠雝明德」は早くすでに大盂鼎に「敬雝德巠」の語があり、また列國の器では陳曼簠に「不敢逸康、肇堇經德」という。「宣卯我猷」について、大系に

必者備風淇奧、有匪君子、釋文、匪本又作斐、韓詩作邲、美貌也、義于此甚適、說文、邲、宰之也、宰之二字、義難通、恐有字誤、說文又有佖字、云威儀也、詩曰、威儀佖佖、然今詩小雅賓之初筵云、曰既醉止、威儀怭怭、怭怭乃醉態、毛詩訓爲媟嫚、許薟記誤、余意佖當卽邲字之異文、我當讀爲義、義猒與明德、爲對語

とする。金文において、我猒は宗周鐘「朕猒又成亡競」・毛公鼎「雝我邦小大猒」・師訇段「命女惠雝我邦小大猒」のように朕・我を付していうことが多く、「我猒」は「我邦小大猒」の意としてよい。義猒の語は考えがたい。「宣邲我猒」は大克鼎「寧靜于猒」・王孫遺者鐘「誨猒不飤」というに近い。

「用置匹辟辟」とは、辟君を輔佐するをいう。置字はやや異構であるが、周初の置の字形を承ける。琱生段一・二にみえる字形はこれに近い。置匹はまた單伯鐘に、「不顯皇且剌考、逨匹先王」の語がある。辟は台の初文。大系に「召通詔、爾雅釋詁、詔相導左右、助勴也、卽本銘召字義、匹當讀弼、輔也」という。妄寧を戒め、明德を經雝し、その猒誨を明らかにして、辟君を輔佐することをいう。辟君は一般には辟事するところの人を指す。置圜器「事皇辟君」・叔夷鐘「朕辟皇君之易休命」のごとし。しかしこの銘の晉姜が晉室の人であり、辟事の臣でないとすれば、夫人もまたその夫君を辟君と稱したのであろう。文意からみて、臣事の人の器とは解しがたいところがある。拾遺に「以招所辝辟、言以相所事之君也」というが、一般の君臣關係ではない。その人はもとより晉君である。その何びとであるかについては晉姜、及び器の時期の問題と合せて考えるべきであるから、後にいう。

「毎揚厥光剌」とは、上文の先姑君晉邦をさしていう。敏揚は對揚と同義の語と考えられ、大豐段「毎揚王休」・君夫段「君夫敢毎揚王休」・縣改段「縣改毎揚白屖父休」のように、多く賜與を受けてそれに對揚する語であるが、何れも祭事に關する器にみえる。この銘では、賜與のことは下文にあり、かつ先姑君はすでに故人であるから、その光烈に敏揚すという。先姑君の光烈を承けて、その家祀に精勵する意を述べるのである。ゆえに「虔不家」という。家は墜。師寰段にもみえている。

「譖覃京𠂤」は、宋釋のうち楊釋に「譖覃享𠂤」と釋するものが最も近く、享は京の誤釋。譖は集古本・博古は明らかにその字に作るが、考古は謂に作り、嘯堂は魯に作る。謂に作るものは誤刻であろう。大系に「譖通櫓、櫓爲大盾、則魯有大義、覃亦大也見漢書叙傳注」という。また京𠂤を京陵と解し、夏虛に鼎宅する意であるとする。

京𠂤卽京陵、漢志屬太原郡、師古云、卽九京、禮記檀弓、晉獻文子成室、……曰、武也得歌于斯、哭于斯、聚族于斯、是全要領、以從先大夫于九京也、在今山西新絳縣北二十里許、與汾城縣接壤、蓋其地實晉國之首都也、晉公𥂴云、王命鄭公、口宅京𠂤、卽其證、其所以有京名者、余意在古實爲夏都、左傳定四年言分封唐叔、曰、命以唐誥、而封於夏虛、所謂夏虛、猶言殷虛矣

左傳昭元年に「昔高辛氏有二子、伯曰閼伯、季曰實沈、……遷實沈于大夏、主參、唐人是因、以服事夏商」とあり、大夏は必らずしも夏虛ではないが、また「及成王滅唐而封大叔焉、故參爲晉星」ともみえ、詩譜に「太原晉陽、是」とあつて、括地志史記晉世家正義引に「故唐城在幷州晉陽縣北二

里」という。いま太原に屬する地である。しかし禹の都したところは安邑同上正義ともいわれ、世家に「唐在河汾之東」ともあり、顧炎武日知錄卷卅一はその地を世家にいう翼であるとする。晉の始封のとき、遠く太原晉陽に都するはずがなく、翼よりして漸次北方にその土を擴大していつた事情については、顧氏に詳論がある。後に問題とするところとも關聯するところがあるので、顧氏のいわゆる前後四都說をあげておく。

春秋時、晉國本都翼、在今之翼城縣、及昭侯封文侯之弟桓叔于曲沃、桓叔之孫武公、滅翼而代爲晉侯、都曲沃、在今聞喜縣、原注、漢志、聞喜故曲沃、其子獻公、城絳居之、在今太平縣之南、絳州之北、原注、今太平縣南二十五里、城址尚存、歷惠懷文襄靈成六公、至景公、遷于新田、在今曲沃縣、原注、杜氏曰、新田今平陽絳邑縣是、後魏始名曲沃、當汾澮二水之間、于是命新田爲絳、而以其故都之絳爲故絳、此晉國前後四都之故蹟也日知錄卷卅一、晉都

銘文は晉姜が先姑君晉邦のあとを承けて、その德猷をつつしみ公侯の事にいそしむことを誓うものであるから、「譖覃京𠂤、辥我萬民」というのは、國都の周邊を含めてのことと考えてよい。從つて京𠂤は翼城の一帶をいうとすべきである。郭氏のいう九京はまた九原とも稱する地で、絳の西北二十里に九原山があり、春秋の晉の諸大夫の葬地であつた。ゆえに禮記檀弓下に「從先大夫於九京也」の語があり、その地は太原晉陽とは異なり、翼をいうものと解される。郭氏は克鐘の「王親令克遹涇東、至于京𠂤」を解してこの京𠂤とし、その地を太原京陵、檀弓の九京であるとするが、克鐘の京𠂤は詩の大雅公劉にみえる豳地の京師であり、晉器にみえるものとはまた別地である。辥とは辥治をいう。字が肉に従うのは辥辟の意で肉刑をいう。乂の初文とみてよい。

「嘉遣我、易鹵賚千兩」とは、君氏の行う祭祀の料として、辥辟すなわちその夫君である晉公よりの嘉遣をいう。嘉は籩豆靜嘉の嘉で神事に用いるところのものをいい、遣は𠂤肉を贈る意。祭祀の料として贈られたものは、鹵賚千兩である。大系に「嘉遣我者、當是晉公嘉晉姜之賢能、遣其出征」として軍事の資とするが、晉姜が婦人であることからいえば不類の嘉遣とすべく、またその嘉遣の解も字の古義によるものでない。下文に征の字があるので、征役に關する賜與としたのであろうが、先姑君を嗣ぐ晉姜に外征のことを命ずるというのも、事情に合わぬ解である。

「鹵賚千兩」の賚を、郭氏は魚に從う字にして貝の小なるものであり、これを乾餘とするのであるという。鹵字については說明がない。鹵は宋刻に虎と釋して「虎賁千兩」、劉・楊は鹵と釋し、孫星衍はその釋によつて旅の義とする。拾遺に「按孫讀是也、旅賁卽周官之旅賁氏、國語曰、天子有虎賁、以習武訓、諸侯有旅賁、以禦災害、晉爲侯國、固宜有旅賁之錫矣」というが、字釋に問題があり、かつ文には王の賜與であることをいわず、君氏晉姜への賜與としては不類を極め、また虎賁・旅賁を數えるに千兩というような例はない。文錄は拾遺の說により、文選は一語をも著けていない。

鹵はすでに兔盤にみえ、「王在周、令作册內史、易兔鹵百𨻰」という。積古・七・一七に「鹵、說文云、西方鹹地也、左襄廿五年傳、楚蒍掩度山林表淳鹵、正義引賈侍中說、淳鹵之地、九夫爲表、六表而當一井、此鹵地當曰百表、淳鹵而以度計、豈周制與楚異乎」といい、また大系に、「鹵是千鹵

字、象形、鹽鹵字乃出叚借、後干鹵字、以櫓若樐爲之、而鹵轉成爲鹽鹵字之專字、本銘所錫者、殆係鹽鹵、㔶乃缶屬、大約卽盛鹵之器也」とし、鹽鹵の解をとつている。金文の鹵の用例は、兌盤と晉姜鼎のみであり、この銘に對してのみ別解を施すべきでない。賚は貯賚のように用いて積の初文、租徵をいう。鹵賚とは、租徵として收むべき鹽鹵の意である。千兩の兩は車兩。兌盤における賜與は、兌がまた史兌簋ともよばれているように祭事を掌るものであつたことからいえば、鹽鹵は祭事の用に供するものであろう。「嘉遣我、易鹵賚千兩」とは、晉姜が先姑君晉邦のあとをついで晉室の祭事を管掌するに當つて、その神饌に必要な鹽鹵を特に嘉遣することをいう。郭氏のいう小貝のごときは、千兩の數を以て賜うべきものではない。兌盤の百㔶も、おそらく槖を以て數えたものであろう。

以上、晉姜が先姑君の行なつていた晉室の祭祀行事を嗣襲するに當つてその決意を述べ、また晉公がその祭事を助けるために鹵賚千兩を遣つたことをいう。

勿灋文侯覭令、卑貫俑□、征緐湯□、取厥吉金、用乍寶隮鼎

前段を承けて、器を作ることをいう。文侯は穆侯の子。文侯の弟桓叔は曲沃に封ぜられたが、曲沃の邑は翼よりも大きく、これより兄弟の子孫の間に繼承權をめぐる爭いが起り、桓叔の孫武公の卽位に至るまで內亂が絶えなかつた。そういう事實を背景として、「文侯覭命」の語を解すべきである。「勿灋文侯覭命」は、鹵賚千兩を嘉遣するときの晉公の語とも解されるし、また晉姜自誓の語とみてもよいが、何れにしてもそれは文侯の遺命であろう。大系に「春秋中葉以上、尙無謚、大率卽文侯在世時事也」とするが、先姑君嗣襲の際のことであるから、いわゆる先王に帥井する意を述べたものとするのが自然であろう。謚號の有無には拘わらぬことである。もし「文侯覭命」がその遺命であるとすれば、晉姜は昭侯の夫人であるかも知れない。文侯の本宗はこの後、昭・孝・鄂・哀・小子・湣と五世六侯がつづき、みな侯という。これを奪つた桓叔の後は、莊伯につづいて武公・獻公が卽位し、みな公という。おそらく翼と曲沃との對立の情勢がようやく生じようとするころ、文侯の宗を守ろうとする意識がこの語のうちに含まれているとみられ、この銘文のもつ重々しい修辭は、そういう事情を背景にするものと考えられる。

「卑貫」以下の二句は、最も難解のところであるが、すでに檢討してきた文意の上からいえば、ここに唐突として征役のことがあらわれるはずはない。文錄に「俾貫通弘、征繁湯原」と釋して「與南宮鼎貫行埶意同、謂開發深弘之道路、繁湯皆淮夷地、曾伯霥簠、克狄淮夷、印燮繁湯」と曾伯霥簠の文を引き、文選には湯下の一字未釋、貫字の義を「論語先進、仍舊貫、集解、貫事也」とする。大系には「貫俑等均當是南方之國名、中齋及中甗、有南國貫行、此貫卽彼貫、餘無可考」とし、また曾伯霥簠に「克狄淮夷、印燮緐湯」とあるによつて、本鼎と曾伯霥簠とは同時の作であるという。繁湯に對する征役によつて吉金を俘略し、この鼎を作つたと解するのである。

「取厥吉金」を文錄に「俘厥」と釋するが、宋刻以來概ね「取厥」と釋されており、取の字である。征伐して俘掠したものは、師寰段「折首執訊、無諆徒馭、毆孚士女羊牛、孚吉金」のようにいう。取とは授受によるものをいい、𦔻嗣兼官のときの職務俸に「取遺若干寽」という例が多く、鄘侯少

子𣪘「合趣吉金」の趣は取の意。作器のときには「擇其吉金」というのが通例であり、ときに邾君鐘「邾君求吉金」という。これらのことからいえば、本鼎にいう「取厥吉金」というのは、擇・求と同じ語例であり、必らずしも征役を意味するものでない。本文の征は征取の意で、毛公鼎に「用歲用征」、陳公子甗「叔邍父作旅甗、用征用行、用䵼稻粱」などの征であろう。すなわちこの部分は、文侯の顯命を廢することなく、その政命を十分に疏通させる決意であるが、これを記念するために繁湯などの地から求めた吉金を以て、この鼎を作ることをいう。

用康𨇁妥褱遠𤞷君子、晉姜用旂綽綰眉壽、乍疐爲亟、萬年無疆、用享用德、畯保其孫子、三壽是𥝢

末文。祝嘏の辭。𨇁は柔。「𨇁遠能𤞷」のようにいう。ここでは康𨇁と綏懷の動詞を連用し、それに對して「遠𤞷君子」という。旂は祈の初文。祈匄の意。「綽綰眉壽」は蔡姞𣪘に「用旂匄眉壽、綽綰永命」とあり、綽綰の字形はときに繁簡の體を用いることがある。說文ではその字は何れも素に從うが、素も糸系の字。爾雅釋訓には「綽綽爰爰、緩也」という。書の無逸に「寬綽厥心」とあり、詩の衛風淇奧「寬兮綽兮」もその意である。

「乍疐爲亟」について大系に、「禮曲禮上、士疐之、疏云、疐謂脱華處、今此上从雩(花)省、下从止、即古文趾、則疏說最爲得之、中之田形、蒸叩蒂之象、非田字、作疐與爲亟爲對語、亟者極之省、謂爲百政之總揆、庶衆之準則也」という。秦公𣪘に「畯疐在天」、鐘に「畯疐在位」とあるのと語義近く、疐は何れも動詞。それならば乍は則と解してよいところである。「三壽隹𥝢」は宗周鐘に「參壽隹剌」とあるのと同語。參壽は參星の信仰と結合して解されているが、この鼎に三壽に作り、多壽をいう語であろう。𥝢は宗周鐘の剌と異構であるが同語。亟・德等と韻しており、同系の音とみられる。

訓　讀

隹王の九月乙亥、晉姜曰く、余は隹朕が先姑君晉邦に嗣ぐ。余、妄寧を叚さず、明德を經雝し、我が猷を宣卹し、用て辝が辟を盄匹し、厥の光剌に敏揚せむ。虔しみて墜さず、京𠂤を譖覃し、我が萬民を辪めむ。

我に嘉遣して、鹵積千兩を賜ふ。文侯の顯命を廢すること勿く、貫通□ならしめむ。繁湯の□を征りて、厥の吉金を取り、用て寶䵼鼎を作る。

用て遠邇の君子を康柔綏懷せむ。晉姜、用て眉壽を綽綰することを祈り、乍ち疐まりて亟と爲らむ。萬年無疆、用て享し用て德し、畯く其の孫子を保ち、三壽を是𥝢めむ。

參　考

大系に「銘末乃韻語、亟德𥝢、之部入聲、二子字作爲韻脚、亦可」という。文選に子・極・德・子・利を韻としている。何れも銘の末段にのみ押韻があるとするものであるが、韻は全文にわたつているようである。すなわち德・辪・剌・𠂤・我もまた末辭の文と同韻、魚之の兩韻にわたる。また寧・家・民・令は眞耕合韻。湯下の一字も員に從うていて、おそらくその韻に入るべきものであろう。

宋代の著錄家以來、この銘は多く繁湯の征伐を主題とする銘文とされ、またその繁湯が曾伯霥簠にもみえることから、器の時期について曾伯霥簠と同時とする說が述べられている。しかし銘文の主題は、文首にしるされているように、先姑君晉邦のあとを嗣いで君氏の地位についた晉姜が、家邦の祭祀を謹しんで文侯の命にこたえる意を述べ、その祭祀の料として、晉公から鹵積千兩を嘉遣され、これを記念して繁湯の金を求め、祭器としての鼎を作ることをいう。すでに國君の夫人である晉姜が、軍を率いて遠く淮夷を伐つことは考えられず、一征字によってこのような解がとられているのは不審に堪えない。曾伯霥簠と同時とする郭說に對して、屈翼鵬教授の曾伯霥簠考釋集刊第卅三本に詳細な考覈が試みられており、その蒙を闢いている。その要にいう。

按春秋初年、晉國絕無伐淮夷的事、更絕無與鄫同伐淮夷之說、以地望來看、晉姜鼎的繁湯原、當在澶淵附近、此器的繁湯、當在今新蔡縣之東北、二者絕非一事、郭氏根據一個似是而非的地名、從而推定此器與晉姜鼎、實在是太武斷了

屈教授によると、曾伯霥簠の時期は「當在魯僖公十六年前六四四年諸侯會于淮之後的數年以內」であり、曾伯は姒姓の鄫であるとする。簠銘の「隹王九月初吉庚午」は、あたかも僖公十八年九月初吉の初八日庚午と一致し、それならば前六四二年の器となる。晉を以ていえば、獻公の末年、驪姬の構難によって公子重耳は國外に奔り、惠公即位して九年、のち數年にして晉文の復辟が成るという時期である。このときには、すでに曲沃派である桓叔の孫武公が晉を奪って二世四代にわたっており、この鼎銘にみえる文侯の後は斷絕し果てたのちである。從って文中に「勿灋文侯覲命」というような語があるべきでない。この點からも、郭說の誤は明らかである。器は曾伯霥簠よりも、かなり時期の早いものとみなければならない。いま文侯以後の晉國の事情をみるために、史記晉世家の關係部分を錄しておく。

穆侯四年、取齊女姜氏爲夫人、七年伐條、生太子仇、十年伐千畝有功、生少子、名曰成師、晉人師服曰、異哉、君之命子也、今適庶名反逆、此後晉其能毋亂乎、二十七年、穆侯卒

弟殤叔自立、太子仇出奔、殤叔三年、周宣王崩、四年、穆侯太子仇、率其徒襲殤叔而立、是爲文侯、文侯十年、周幽王無道、犬戎殺幽王、周東徙、而秦襄公始列爲諸侯、三十五年文侯仇卒前七八〇〜七四六

子昭侯伯立、昭侯元年、封文侯弟成師于曲沃、曲沃邑大於翼、翼晉君都邑也、成師封曲沃、號爲桓叔、是時年五十八矣、好德、晉國之衆皆附焉、君子曰、晉之亂、其在曲沃矣

七年、晉大臣潘父、弒其君昭侯、而迎曲沃桓叔、桓叔欲入晉、晉人發兵攻桓叔、桓叔敗、還歸曲沃、晉人共立昭侯之子平爲君、是爲孝侯、誅潘父、孝侯八年、曲沃桓叔卒、子鱓代桓叔、是爲曲沃莊伯

孝侯十五六年前七二四、曲沃莊伯弒其君晉孝侯于翼、晉人攻曲沃莊伯、莊伯復入曲沃、晉人復立孝侯子郄爲君、是爲鄂侯、鄂侯二年、魯隱公初立前七二二、鄂侯六年卒、曲沃莊伯聞晉鄂公卒、乃興兵伐晉、周平王使虢公、將兵伐曲沃莊伯、莊伯走保曲沃、晉人共立鄂侯子光、是爲哀侯

哀侯二年、曲沃莊伯卒、子稱代莊伯立、是爲曲沃武公、哀侯八年、晉侵陘廷、陘廷與曲沃武公謀、

九年伐晉于汾旁、虜哀侯、晉人乃立哀侯子小子、晉小子之四年、曲沃武公、誘召晉小子、殺之、周桓王使虢仲伐曲沃武公、武公入于曲沃、乃立哀侯弟緡、晉侯二十八六年前六七九、曲沃武公、伐晉侯緡滅之、盡以其寶器賂獻于周釐王、釐王命曲沃武公爲晉君、列爲諸侯、於是盡併晉地而有之

以上長文の引用を試みたが、銘文にみえる文侯を中心として、晉が翼の文侯と曲沃の桓叔との二勢力に分れ、ついに曲沃の武公によつて統一され、その間終始翼の支持者であつた周室が、ついに武公の統一を承認するに至つた前後約百年間の事情をみることができよう。「勿灋文侯覭命」とある以上、翼の勢力がなお周室の支持をえて安泰であつた時期のことであると考えられるが、一般に「文侯覭命」というような表現は、作器者がその夫人であるという立場からいえば、その在世中のこととはしがたいから、器の時期はその後とすべきであろう。ただ昭侯は在位僅か七年にして弑殺され、その子孝侯も曲沃の執拗な攻勢を受けて、十六年にまた弑殺を受け、その後は周室の援護によつて辛うじて命脈を保つにすぎなかつた。そのような經緯によつていえば、「文侯覭命」を呼號とするのは、殆んど昭侯即位の初年以外にあるべきでないように思われる。

昭侯の即位は平王の廿六年、前七四五年である。董作賓氏の中國年曆簡譜によると、その正月朔は乙未、干支數を以ていえば㉜であり、その年の九月には乙亥⑫を求めがたい。しかし昭侯二年56・三年㊾・四年⑭には、それぞれ九月乙亥の日がある。また元年㉜がかりに閏年を承け、あるいは九月までに閏月があるときは、九月乙亥を求めうる。魯の隱公以前のことであるから、閏の有無を檢しがたいが、もし十九年七閏の法が規則的に適用されていたとすれば、昭侯二年前七四四以後の數年

がその曆譜に入る。干支の數は年に五・六日ずつ動くもので、同じ干支の日が數年の後にまた來るのである。從つて「隹王九月乙亥」というような表示は、その初出の年でなくては紀日の意味を果たしえないし、また鼎銘に晉姜が晉邦のあとを嗣ぐというのは、嗣君の初年のことでなくてはならない。このような條件からいえば、銘の「隹王九月乙亥」とは、昭侯二年の可能性が強い。すなわち前七四四年である。列國の器としては、時期の最も早いものである。

鼎の銘辭には、特に危機感ともいうべきものがなく、文侯の遺業を承けて、晉國の繁榮を願い、子孫の安泰であることを祈つている。文侯の父穆侯は齊女を娶り、少姜とよばれた。先姑君晉邦とは、おそらく文侯の夫人であろう。ついで昭侯がまた姜女を娶り、それが本器にいう晉姜であろう。通婚の關係からみても、それが自然である。以上のような事實から考えて、この器を一應晉の昭侯二年の器としておく。昭侯の弑殺はそれより五年後のことである。

器は繪圖を存するのみであるが、その器制は西周後期の諸器に類し、春秋に入る前後の樣式のものと考えてよい。文字も模刻であるが、その結體は古く、たとえば余を令に作り、召を盟に作るなどは、列國器に殆んど例のないものである。文辭についても薛氏に、「款識條理、有周書誓誥之辭」とみえ、拾遺に宗周鐘・書の文侯之命との語彙・修辭の關係を論じている。器・銘の全體を通じて、さきの時期推定と特に齟齬するところはない。ゆえにここに晉昭公初年說を提示し、合せて晉史を考えるべき資料としての意味をしるしておく。

二〇二、晉公𥂴

器名　晉邦𥂴攈古　周敦筠清

時代　晉襄公大系・初　晉平公綴遺　晉定公午唐蘭・大系・積微居

收藏　「錢塘、瞿穎山藏」攈古

著錄

器影　周存・四・三五　大系・一六三　通考・圖三八

銘文　筠清・三・一五　攈古・三之三・二八　從古・八・一四　周存・四・三六　研究・下・二八　綴遺・二八・六　大系・二六八　小校・九・九六　三代・一八・一三、一四

考釋　拾遺・下・五　大系・二三〇　文選・上三・二九　文錄・四・三二　積微居・七三、七四

唐蘭　晉公𥂴考釋國學季刊・四・一、民廿三

器制　器は方言五に甇・甈などの異名としてその名をあげている甀。從來その器種が明らかでないため、筠清には敦とし、從古に壺とするが、綴遺に改めて𥂴としている。通考に罌缶・盆盎の類と一類の器とする。また器の尺寸を記し、「高約三寸六分、口徑約八寸一分、侈口廣肩、兩耳無足、肩與腹各飾竊曲紋一道」という。竊曲文というよりは、秦公𣪘の帶文と似ている。おそらくその系統の文様であろう。初期の蟠螭文というべきものである。

晉　公　𥂴

周存の器影の拓は、原寸と思われる。周存にいう。「晉公𥂴、清吟閣第一器、余獲一全形搨軸於桐城吳氏。卽瞿氏物、上有趙次閑徐問蘧題、今冬陳叔通同年、作緣讓於同好、亟留此影、原器久佚、卽搨本亦希、如星鳳矣」。器は佚して、わずかにこの拓影を存するのみである。その器制は曾大保盆と同じ。おそらく水器にして鑑と同制でろう。說文に「鑑、大盆也」と稱するものである。

銘文　通考にいう。「銘、二十四行、可辨者一百一十餘字、在腹內側」。文に殘泐多く屬讀しがたいところもあるが、全文約一八八字に及ぶ長文で、また晉史の資料とするに足るものである。

隹王正月初吉丁亥、晉公曰、我皇且鄦公、〔膺〕受大命、左右武王、□□百緣、廣嗣四方、至于大廷、

作歡、恐漢人以午之禽爲馬、故改隹爲驩、更復假歡爲之」と襄公前六二七~六二一の名と解したが、唐釋に晉の定公午前五一一~四七五とするに及んで、その說に從つている。すなわち三晉の分立前四〇三に先立つことほぼ百年前後の器となる。定公の末年に、黄池の會前四八二があり、吳王夫差と長を爭うたことは、有名な史實である。器銘の時代的背景については、のちにいう。

「我皇且鄦公」以下は、晉の創業を回顧する。皇且とは遠祖をもいう語である。鄦は唐の初文。說文口部唐字條に、古文として昜に從う字をあげており、文獻にはときに唐を陽春秋・昭十二年經に作る。左傳僖廿四年に「邗晉應韓、武之穆也」とみえるが、本器の銘によると、下文に「左右武王」とあり、それならば武の穆ではありえない。いわゆる桐葉辨の問題については、崔述の考信錄卷四にすでにこれを疑い、武王が卽位數年にして歿し、しかも年すでに九十三歳であつたとする古傳により、成王は幼童ではありえないという。いまこの銘に「左右武王」とあり、童書業春秋史第四章は「唐叔當是與武王同世的人、或者他與管叔蔡叔康叔等、同爲武王諸弟之一、也未可知」とし、陳槃氏の大事表譔異册一・三六葉に、逸周書王會解の成周の會に「唐叔荀叔周公在左、太公望在右」を引き、荀は郇にして「文之昭」左傳僖廿四年であるから、唐叔は文の昭であり、かつその列次は周公の上にありとする。おそらく武穆說は桐葉の說話と關聯あるものらしく、𥂴銘によつて武穆說の誤であることが立證されたとしてよい。唐釋に「唐公謂唐叔也、成王滅唐乃封唐叔、見左傳昭公元年、此云武王、殆誤也」とし、左傳によつてかえつて器銘を疑つているが、銘は明らかに武王に作る。左傳の武穆說にすでに疑問の存することからいえば、左傳によつて晉公自作の器にいうところを疑うべきではない。

「□受大命」は、毛公鼎などの文例によると、おそらく「雁受大命」であろう。大盂鼎に「受天有大命」、また毛公鼎・㣈伯段等に「雁受大命」、叔夷鐘に「尃受天命」の語があり、何れも王業をいう。晉の始封は必らずしも王業ではないが、「左右武王」の語に繫けていうものであろう。

「□□百緐」とは、秦公の器にいう「虩事緐夏」・「𤔲燮百邦」の語に近い。周は自ら夏を以て任じており、ゆえに他邦を百蠻と稱したのであろう。「廣嗣四方」は、虢季子白盤「經維四方」、あるいは秦公器の「竈囿四方」・「匍又四方」と同義。大廷について唐釋に「卽大庭、古國名、舊以爲古帝王、非也」とし、大系に

大廷卽大庭、續漢郡國志、魯國有大庭氏庫、注引杜預云、大庭氏古國名、在城內、魯於其處作庫、文選東京賦、大庭氏何以尚茲、薛注亦云、大庭古國名、本銘所言、亦正是國名、莊子胠篋篇言、昔者容成氏大庭氏伯皇氏中央氏栗陸氏軒轅氏神皇氏云々、擧一以反三、則所謂神農氏軒轅氏等々、亦必爲古國族名矣

と論じている。しかし周の王業を晉の初封と關聯して述べるに當つて、ひとり東方邊裔の大庭氏をあげるのは不審とすべく、「至」とは概ね地名に繫けていう語である。かつその地はおそらく晉地とみるべく、晉には陘廷のような地名があり、史記集解に引く賈逵の注に「翼南鄙邑名」という。その地はまた單に陘ともいい、廷とは山西に多い平と同じく、高平のところをいう語のようである。左傳にいう古國族の名とは關係のないものであろう。汾水上流には古く狄族がおり、赤狄・長狄は

のちまでも晉地にとどまっていた。世家によると、悼公三年前五七〇魏絳を擧用して「戎大親附」という成果をえている。「至于大廷、莫不來王」とは、晉と戎との始封以來の關係を顧慮していうものであろう。「來王」を唐釋に「事□」に作るが、韻讀の上から來王とみてよい。

「王命鄭公、冂宅京𠂤」とは、晉の始封をいう。始封の地は京𠂤、すでに晉姜鼎にみえる。はじめ晉の本宗はその地にあり、のち桓叔の族が曲沃より興って翼を併せ、ついに翼に都した。頃・定のときにはもとより翼、すなわち京𠂤の地に都していたのである。冂宅の語は秦公𣪘に「鼏宅禹賫」とあり、廣範圍の支配をいう語であるが、晉姜鼎にいう「譖覃京𠂤」もその意であろう。京𠂤とは大系にいう京陵などの一地名には限らぬようである。

以下缺文多く、その辭を繹ねがたい。「我剌考」以下、その偉業を頌する語を連ねているようである。もし作器者を定侯午とすれば、頃公をいう語となる。唐釋に「此疑指頃公也、頃公嘗平王室之亂」とあり、世家に「頃公六年、周景王崩、王子爭立、晉六卿平王室亂、立敬王」とみえ、その功は晉公に歸せられていたのであろう。しかし世家には、頃公の末年、宗室衰微し、「六卿皆大」という。三家六卿僭上の勢は、すでに平・昭のときより著しいものがあった。殘泐のうち「虩ゝ在□」は、叔夷鐘に「虩ゝ成唐」とみえ、詩の大雅大明に「赫赫在上」という。上ならば韻讀に合う字である。また「召業」の業も押韻。おそらく紹業の意であろう。晉邦も韻に入る字である。

公曰、余惟今小子、敢帥井先王、秉德嫿ゝ、智燮萬邦、□莫不日卑□、余咸畜胤士、乍□左右、保辪王國、剸票皾張、□攻虩者、不乍元女、□□□□

また晉公自述の語。さきには剌考のことをしるし、ここでは晉公としての決意を述べる。「余惟今小子」は謙稱、小子は必らずしも幼弱の意ではない。惟は唐釋にいうように定公であろう。晉世家には概ね歷世の名をしるしており、定公午の名はまた左傳にもみえる。積微居にいう。

哀公二年左傳云、鄭勝亂從、晉午在難、杜注云、午晉定公名、史記晉世家云、頃侯卒、子定公午立、銘文作惟、經傳作午者、惟從午聲、其音同也

當時、晉國に午と稱する名が多く、世家には悼公三年に祁午、定公十五年に「邯鄲大夫午」と稱するものがある。「帥井先王」は下文の「保辪王國」と對應する語であるが、文中晉國については晉邦といい、自らは晉公と稱している。大克鼎に「保辪周邦」とあり、王國を周邦の意とすれば先王は周の先王と解すべきであろう。上文の「左右武王」を承ける語。晉は周室から出ているので、かくいうのであろう。唐釋に「保辪王國」とは、「定公二年、率諸侯爲周城成周、是其事也」と史記年表の文を引く。嫿嫿は玉篇にその字があり、廣雅に「疊、厚也」とみえる訓義の字。他器には多く「穆ゝ秉德」のようにいう。積微居に「嫿當讀爲秩、秉德嫿嫿、猶詩大雅假樂言德音秩秩也、玉篇女部、姪或作嫿、姪嫿爲一字、足證秩嫿二字之可通矣」とあり、秩秩の初文とみてよい。智燮の智は字未詳。和燮と同義の語であろう。「智燮萬邦」というのも、「保辪王國」というに近い。智と似た字が秦公鐘の鐘名に用いられており、また「柔燮百邦」の語がある。この銘辭には秦公鐘と修辭に類するものがあって、秦公の器を哀公卅二年前五〇五、本器を定公の即位以後(末年ころ)、その女を楚に嫁したとき前四七五のものとすれば、本器は秦公の器より約三十年後の、時期のものとなる。下文の

「余咸畜胤士、乍□左右、保辥王國」は秦公毁の「咸畜胤士」、鐘の「咸畜百辟胤士」及びその前後に類句を求めることができる。郭氏の研究韻讀に「咸綏」とするも、「咸畜」と釋すべき字のようである。「□莫不日卑□」は難解の句。大系に第一字を諗と釋するのは、尙書の僉の義とするものであろうが、拓迹はなお明らかでない。また日を曰と釋するも、文中の曰字と形異なり、唐釋に日とするのがよい。その下二字を郭氏は卑讓の義とするが、積微居に「意義固可推測得之也」とし、黄池の會における爭長のことであるという。

春秋魯哀公十三年前四八二黃池之會、定公與吳王夫差爭長、左傳云長晉、國語則云長吳、史記晉世家云長吳、吳世家又云長晉、以銘文智孌萬邦、□莫不曰卑□二語觀之、或者長吳之說、爲得其實乎

すなわちその長を讓ったと解するのであるが、「莫不日……」という形式は平生の德養をいうもので、特定の事件についていうものでない。

「余咸畜胤士」以下、また一余字を加えて語端を改めている。胤士・左右・王國の三句は之部の韻で一節。秦公毁にはこの部分を「咸畜胤士、盭〻文武、鎮靜不廷、虔敬朕祀、作□宗彝」、また鐘には「咸畜百辟胤士、盭〻文武、鎮靜不廷、䰙燮百邦、于秦執事、作盄龢鐘」という。作器の事由に連なる文である。本銘では、作器をいう前に、なお刜票以下の三句がある。上文の「保辥王國」は晉邦のことでなく周室のことであろうが、以下四句は「保辥王國」の方法を述べ、弢・者・女の三字は魚部の韻。魚之は合韻であるけれども、上下に押韻が分れているから、これまた一節である。刜票以下は字釋も確かでなく、文義をえがたいところが多い。刜は字形のままであるが、票は唐釋・通考等に農と釋する。上部は票の形、下は廾に從う。また次一字は斟に似ているがその字とも定めがたく、次に弢形の字がある。大系にいう。

刜、擊也、㦒今作票叚爲暴、斟卽舒字、弢當是迮迫字之本字、暴者擊之、受迮迫者舒之、猶言弔民伐罪、或除暴安良矣

次の句については、文錄・大系に何れも「□攻雝者都」、唐釋に「□攻虩□」と釋し、文錄には雝都を「雍都秦也、晉之創霸、以攘楚爲功、此文與楚和親、故不得言楚而言秦、亦立言之工于閃避者也」とするが、これも巧を求めた說である。大系も雝都を固有名詞としているが、上句と對應せず、もし上文が弔民伐罪の意ならば、この句もその意をもつ句とすべきであろう。者は堵遮の字であるから雝者は壅蔽の義とみられ、王威を壅蔽するものを伐つ意であろう。それならば刜票二句は、「保辥王國」の具體的行爲を示し、次の「否作元女」とは、晉のその政策を實踐する意味をもつ行爲となる。「公曰」以下に述べるところは、「否作元女」という晉室の行爲の政治的意味を說いたものと解される。元女は下文の「宗婦楚邦」にあたり、おそらく晉室の女を楚に送り、そのことが王室保辥の意味をになうものとされたのであろう。その點について大系にいう。

否乍元女者、否讀爲丕、乍猶嫁也、元女謂長女、左襄廿五年、庸以元女大姬、配胡公、而封諸陳、晉定公卽位于魯昭公三十一年前五一一、在位三十六年、以魯哀公十八年卒前四七七、此言嫁其長女于楚、當是中年時事、於時楚爲昭王珍、其子爲惠王章、惠王卽位于晉定二十四年前四八八、則爲晉公壻者、蓋卽惠王也

その說はまた文錄・文選にもみえる。文錄に銘文の意を概括して、「此晉侯嫁女于楚賸器之銘、晉楚連姻、見左傳昭四年前五三八、所謂求諸侯而麇至、求昏而薦女者也」といい、文選にその說を布演して、「左昭四年、楚靈王使椒擧請昏于晉、晉侯許之、五年、晉侯送女于邢丘、晉韓起如楚送女、叔向爲介、薳啓彊言於楚子曰、晉之事君、臣曰可矣、求諸侯而麇至、求昏而薦女、君親送之、上卿及上大夫致之、云〻、此器必是時作也」と左傳の文を引く。それならば定公の卽位に先立つこと二十六七年のことである。この晉楚の通婚は當時の大事件として他の諸國にも喧傳されたことであるらしく、左傳にその顚末を詳記している。そのことについては、のちにいう。

賸𥂴四酉、□□□□、虔龏盟〔祀〕、〔以〕倉□皇卿、晢親百爾、倠今小子、整辪爾容、宗婦楚邦、倠□萬年、晉邦隹雗、永康寶

賸器を作り、これを戒め送る辭をいう。四酉を唐釋に上酉とするも、器數をいうものであろう。賸器の數は𠧪皇父の器のようにときに數十器にも及ぶことがある。𥂴のみで四器であるから、他の器種のものもあつたことと思われる。賸器を作つてこれを送り、楚の宗婦としてその大任を果たすことを囑する。「虔龏盟祀」以下はその辭。夫人は家廟の祭祀を主るものであるから、まずそのことをいい、皇卿君子を和親せよと戒めるのである。盟下の一字は祀であろう。倉を綴遺に荅の古文とするが、積微居に字を假借としていう。

爾雅釋言云、僉・畣、然也、畣卽此倉字、乃誤从曰爲从田、則無義可說、繆以千里矣、𢑚銘有禆於文字之學如此、楚辭云、孰云察余之善惡、王注云、屈原荅靈氛曰、荅字敦煌卷子本作倉、與𢑚

陳侯因資敦に「合瓶厥德」の語があり、合がその初文。倉はその繁文とみるべき字である。ここも荅揚の意であろう。晢は上文にみえ柔和の義。ゆえに晢親という。百爾の爾は𦍩形に近く、大系に「百𦍩殆叚爲百爾、邶風雄雉、百爾君子、詩之爾字、鄭箋訓爲汝、余意當訓爲近、與邇通、所謂邇臣也」とする。百諸婚遘・百辟胤士などと同樣のいい方であろう。

この部分は、器を作つて祭器に用い、そのような儀禮を通じて君臣の和親を致すべきことをいう。沇兒鐘に「孔嘉元成、用盤飮酒、龢邉百生、愳于威儀、惠于明祀、𢹂以匽以喜、以樂嘉賓、及我父兄庶士」、また邾公華鐘「鑄其龢鐘、以卹其祭祀盟祀、以樂大夫、以宴士庶子、昚爲之名、元器其舊」というのと同じ。皇は多く王公考妣に冠して用い、皇卿という例は他にみえない。當時卿士の地位は、列國において隆重を極めていたのであろう。

「倠余小子」とまた語端を改めていう。「整辪爾容、宗婦楚邦」とは、その女を嫁するに當つて百兩の御を整え、楚邦の宗婦たるにふさわしい肅容を修めるをいう。容を綴遺・文選・通考にみな家と釋するが韻讀に入らず、大系に容と釋するのがよい。萬年の上二字を、舊釋に「隹□」とし、通考に「烏□」、綴遺に「烏昭萬年」、大系には「烏邵萬年」とする。隹は文中に他に二見、字形からみてやはり隹であろう。烏では文義をえがたいようである。末文二句は祝嘏の辭。「晉邦隹雗」を積微居に詩大雅板「大宗維翰」と語法同じとするが、文末の「永康寶」を以て承けることからいえば邾公華鐘の「邾邦是保」と同じ語意とみるべきであろう。末文は「宗婦楚邦」を承けて、宗婦を

主語とする文である。容・邦は東部、年・韓は眞元の合韻。全文に殆んど韻を用いている。

訓　讀

隹王の正月初吉丁亥、晉公曰く、我が皇祖唐公、大命を雁受し、武王を左右し、百蠻を□□し、四方を廣嗣す。大廷に至るまで、來王せざる莫し。王、唐公に命じて、京𠂤に冂宅し、□邦を□□せしむ。我が烈考、……虩〻として上に在り。……召㚇し、……晉邦を……す。以上、周の受命と晉の初封、及びその功業をいう。

公曰く、余雖、今小子なるも、敢て先王に帥型し、德を秉ること嬗〻、萬邦を㬱燮す。□、日に卑□せざる莫し。余、胤士を咸畜し、左右を作□し、王國を保辥せむ。剕票䖟㣈、虩堵を□攻し、丕いに元女を作し、□□□□す。先王に帥型して邦家を治め、壅蔽を正すために、元女を楚に嫁せしめるをいう。

賸𥂕四酉、□□□□、盟〔祀〕を虔龔にし、〔以て〕皇卿に答□し、百爾を㬱親す。媵器を以て元女を嫁せしめ、その君臣に宜しきをねがう意を述べる。

雖、今小子なるも、爾の客を整辥し、楚邦に宗婦たらしむ。隹萬年に〔紹ぎて〕、晉邦を隹翰り、永く康寶とせよ。元女を戒めて送る辭をいう。

參　考

器銘は二百字に近い長文であるが、その半は泐して屬讀も困難である。ただその大意は、右の訓讀によつてほぼ推すことができよう。文は晉公がその元女を楚に嫁することをいうもので、史傳に關するところがあり、從來種〻の提說が試みられている。

器を筠清に周敦と稱し、周器とする。いう。「此西周世古文之最縟、將開籀文者、器又蝕、可屬讀者才半、約略論之、此號未爲晉所滅時、二國盟會之事、當盟而有回電之儆、其盟則小子卿涖之、可言者、如此而已」。文中の虩〻・盟祀・今小子・皇卿・剕票などの字によつて、誤つて晉虢會盟のことをいうものとする。晉が虢を滅ぼしたのは魯の僖公五年前六五五であるが、本器の器制・文字はそれよりかなり時期の下るものとみられ、かつその文は晉虢の盟會のことに關しない。

次に晉の平公前五五七〜五三二說をとるものに綴遺がある。器銘中、「㬱燮萬邦」・「咸畜胤士」など、秦公鐘に類することに注意し、秦器を景公の器とする前提に立つて、晉においてはそのときは平公の世に當るとするのである。

史記十二諸侯年表、魯昭公五年、寔爲〔秦〕景公之四十年、晉平公之廿一年前五三七、時代正同、故語言文字、亦相類、尤足資印證矣、保辥王國、言晉自襄王命文公、爲侯伯、世主諸侯會盟、所以燮龢萬邦、而畜此胤士、以爲左右虎臣者、正以尊周室、保王國也

元女長女之稱、觀昭十五年、景王宴荀躒、樽以魯壺、王謂文伯、諸侯皆有彝器、以鎭撫王室、晉獨無有、今以嫁女於楚、作斯媵器、君與上卿親爲送致、是平公尊周之心、曾不及其善楚之念、知人論世、有以知晉霸之衰於是矣

その論證は專ら秦公𣪘・鐘の文辭との類似に據るものであるから、秦公器の時期によつて本器の時

代も定まることになる。秦公の器はその條に論じたように、魯の定公四年前五〇六呉が楚を破って郢に入り、翌五年前五〇五秦が楚を救うて秦の威權大いに振うときに作られたものであるが、そのとき晉は定公の七年であった。綴遺の論證法によると、器はなお三十年近く後のものとなる。

銘文中の⿰牜隹が定公の名午の初文であるとすれば、器は定公の時期とするのが最も當る。定公説を説くものは唐釋にはじまる。その説にいう。

器爲晉侯⿰牜隹媵女所作、郭氏謂、歷代晉公無名⿰牜隹者、有近似之字、則爲襄公驩、蘭按此説甚誤、考左傳哀公三年、晉午在難、注云、午晉定公名、晉世家、十二諸公年表、又六國年表索隱引世本、定公名午、知此器實定公所作

のち郭氏も襄公説を改めて唐釋に従うている。唐氏はまた、文中の烈考をその父頃公とし、「保辥王國」を定公二年、成周の築城を指すとし、器を定公初年にありとして、「定公之嫁女于楚、蓋亦在即位之初、故猶稱小子也」という。

唐蘭の定公初年説に對して、郭氏の大系には定公中年説を出し、かつその女は楚の惠王に嫁したものという。その説はすでに考釋中に引いたが、楚の惠王の即位は定公の廿四年前四八八、定公の在位は卅六年であるから、郭氏は定公の廿年前後を器の時期と考えているのであろう。

銘文中の晉楚の通婚が、器の時期を考える最も重要な手懸りであることはいうまでもないが、その點にはじめて着目したのは呉闓生の文錄である。呉氏の説は考釋中に引用しておいたが、左傳昭公四年前五三八・五年にその記事があり、本銘にいうところはその事實に當るとする。これは文獻と器銘とを結合しうる重要な記錄であり、その記述を通じて銘文の解釋上にも示唆をうるところがあると思われるので、稍しく長文であるけれども、その關係部分を節錄しておく。

昭公四年、春王正月、許男如楚、楚子止之、遂止鄭伯、復田江南、許男與焉、使椒擧、如晉求諸侯、二君待之、椒擧致命曰、寡君使擧曰、日君有惠、賜盟于宋、曰、晉楚之從、交相見也、以歲之不易、寡人願結驩於二三君、使擧請間、君若苟無四方之虞、則願假寵以請於諸侯、晉侯欲勿許、司馬侯曰、不可、楚王方侈、天其或者欲逞其心、以厚其毒、而降之罰、未可知也、其使能終、亦未可知也、晉楚唯天所相、不可與爭、君其許之、公曰、晉有三不殆、其何敵之有、對曰、恃險與馬、而虞鄰國之難、是三殆也、恃此三者、而不脩政德、亡於不暇、又何能濟、君其許之、乃許楚使、椒擧遂請昏、晉侯許之、楚子問於子產曰、晉其許我諸侯乎、對曰、許君、晉君少安、不在諸侯、其大夫多求、莫匡其君、王曰、然則吾所求者、無不可乎、對曰、求逞於人不可、與人同欲盡濟、夏、諸侯如楚、魯衞曹邾不會、楚子合諸侯于申、椒擧言於楚子曰、臣聞諸侯無歸、禮以爲歸、今君始得諸侯、其愼禮矣、霸之濟否、在此會也

五年春、王正月、楚子以屈生爲莫敖、使與令尹子蕩、如晉逆女、晉侯送女于邢丘、子產相鄭伯、會晉侯于邢丘

晉韓宣子、如楚送女、叔向爲介、鄭子皮子大叔、勞諸索氏、大叔謂叔向曰、楚王汰侈已甚、子其戒之、叔向曰、汰侈已甚、身之災也、焉能及人、及楚、楚子朝其大夫曰、晉吾仇敵也、苟得志焉、無恤其他、今其來者、上卿上大夫也、若吾以韓起爲閽、以羊舌肸爲司宮、足以辱晉、吾亦得志矣、

可乎、大夫莫對、薳啓彊曰、可、苟有其備、何故不可、恥匹夫不可以無備、況恥國乎、楚無晉備、以敗於鄢、自鄢以來、晉不失備、而加之以禮、重之以睦、是以楚弗能報、而求親焉、旣獲姻親、又欲恥之、以召寇讎、備之若何、晉之事君、臣曰可矣、求諸侯而麇至、求昏而薦女、君親送之、上卿及上大夫致之、猶欲恥之、君其亦有備矣、不然奈何、君將以親易怨、王曰、不穀之過也、大夫無辱、厚爲韓子禮、韓起反、鄭伯勞諸圉、辭不敢見、禮也

六年、夏六月、楚公子棄疾如晉、報韓子也、過鄭、鄭罕虎公孫僑游吉、從鄭伯以勞諸柤、辭不敢見、固請見之、見如見王

韓宣子之適楚也、楚人弗逆、公子棄疾及晉竟、晉侯將亦弗逆、叔向曰、楚辟我衷、若何效辟、匹夫爲善、民猶則之、況國君乎、晉侯說、乃逆之

晉楚の爭霸は晉文以來のことであるが、のち秦穆・楚莊の霸業につづいて、その後も爭盟のことが行なわれ、右の記事のうちにもその事情をみることができる。このとき晉は楚の要請によって會盟の權を楚に讓ったが、楚はまもなく吳の侵寇を受けて一時その都を奪われるという屈辱を受けて秦の救援を仰ぎ、また吳は黃池の會に首盟を晉と爭うなど、列國の角逐のはげしいときであった。そのようなときに、晉が楚の霸權を認め、元女を楚に與えたのは、器銘にいうように「保辥王國」という大義名分はあったとしても、堪えがたい屈辱的な事件であったと思われる。積微居にそのことを論じていう。

銘文云、否作元女、賸盞四酉、下文又云、整辥爾容、宗婦楚邦、以此合勘、知定公嫁女於楚也、按春秋時、晉楚爭霸、世爲仇讎、當此國力衰敝之時、乃有嫁女於楚之事、昔齊景公、涕出而女於吳見孟子、以中原之上國、嫁女於夷狄之仇邦、二事蓋正相類矣

哀公四年春秋經云、晉人執戎蠻子赤、歸于楚、按此經與僖公二十八年經、晉人執衞侯、歸之于京師、事例書法皆同、說者因謂、晉人爲楚執國君、幾視楚爲共主、晉之不競已甚矣、按傳文記楚假備吳之名、謀伐晉、乃以重兵臨晉、晉執政趙孟聞之、懼而急致九州之戎、以詐誘致蠻子、以畀楚、當時晉人畏楚之情事、歷歷如繪、魯哀公四年、正晉定公在位之二十一年也、以傳文與此銘勘合、知晉之嫁女、實欲求歡於楚、以圖自保、余前跋謂此與齊景公涕出女于吳之事相類、當時但出於推測、今則信而有徵矣、知此則銘文所謂晉邦唯翰者、乃晉自卑之辭、謂晉當爲楚之藩翰也、詩大雅板云、价人爲藩、大師維垣、大邦維屏、大宗維翰、懷德維寧、宗子維城、銘文句例、與詩文同、亦不能作他解也、吳闓生乃謂、銘意謂楚爲晉國之藩翰、不惟與詩文句例相違、尤昧於當時晉楚强弱之大勢矣

かくて楊氏はこの婚嫁のことを定公の中年以後のことと解し、吳氏の昭公四年說を批判していう。

晉定公以魯昭公三十一年始卽位、與昭公四年晉楚連姻之事、相距二十餘年、兩不相涉、吳氏知此器屬晉定公、又以昭公四年事說此銘、昧於時代先後、遂至自相矛盾也

晉楚爭盟の大勢は、國語晉語八によると、晉の名臣趙文子の歿するや、諸侯晉に叛き、その霸業は失なわれたという。趙文子の卒は平公の十七年前五四一にあり、その後晉には六卿强く、昭・頃のころにはその上僭の勢すでに成り、定公に及んでは范中行氏の叛亂をみるに至った。

器銘にみえる晉楚連姻のことについて、吳氏の平公二十年前五三八説と、楊氏の定公説前五一一～四七五とがあり、特に楊説は定公中葉のことと解しているらしく、その點において郭説と一致する。そして郭氏は、定公の元女が楚の昭王の子惠王前四八八～四三二に嫁したのであろうという。惠王は在位五十七年、昭王在位廿七年の後を嗣いだ人である。第一説は定侯午の名のみえる器銘と合わないが、左傳に詳細に記されている事實であり、また第二説は文獻にその證がなく、できるだけその事實性が追迹されねばならない。それでいま、その關係年表の作成を試みておいた。年齡計算等のこともあるので、晉の悼公元年前五七二からはじめる。

	晉	楚
前五七二	晉悼公～前五五八元年、悼公周之立年、十四矣其大父捷、晉襄公少子、號爲桓叔、生惠伯談、談生悼公周、賢魏絳、任之政、十一年、九合諸侯、和戎翟	楚共王前五九〇～五六〇十九年
		卅一年、共王卒
前五五九	十四年、率諸侯、伐秦大敗秦軍	康王～前五四五元年
前五五八	悼公卒	
前五五七	平公彪～前五三二元年、伐齊	
前五五二	六年、魯襄公來	
前五四八	十年、伐齊至高唐	
前五四四	吳公子季札來聘	熊郟敖～前五四一元年
前五四〇		靈王～前五二九元年、共王之子子比弃晉、三年、諸侯皆會楚于申
前五三八	廿年魯昭公四年楚請婚、晉侯許之	
前五三二	廿六年、平公卒	
前五三一	昭公～前五二六元年	
前五二八		平王居～前五一六元年
前五二七		二年、王爲太子建取秦女、好自取之、建時年十五矣
前五二五	頃公去疾～前五一二元年	四年、與吳戰
前五二〇	六年、晉六卿平王室亂、立敬王	
前五一九		十年、吳伐楚、敗之
前五一五		昭王珍～前四八九元年、世家、太子珍少、其母乃前太子建所當娶也
前五一一	定公～前四七五元年	
前五〇六		十年、吳入郢、昭王亡、秦以車五百乘、救楚
前四九七	十五年、公圍晉陽	

前四九一	晉人執戎蠻子赤、歸于楚	
前四九〇	廿二年、敗范中行氏	
前四八八		惠王章～前四三二元年
前四八二	卅年、與吳會黃池、爭長	
前四八一		八年、晉伐鄭、楚救鄭、子西受賂而去、太子建之子白公勝、怒劫惠王、置之高府、白公自立、爲王、欲弑之、惠王從者屈固、負王亡走昭王夫人宮
前四七九	卅三年、孔子卒	十年、葉公攻白公、白公自殺、惠王復國
前四七六		十三年、吳王夫差、陵齊晉、來伐楚
前四七四	出公鑿～前四五二元年	

右の年表によつて、まず第一説の婚嫁のことを考えよう。晉の悼公は十四歳にして即位し、在位十五年。その子平公即位のときは、おそらく十歳前後であろう。その廿年に、その女を楚に嫁している。平公は三十歳前後、その女は早くても十四五歳である。一方楚の公子たちは、共王の末年の所生であるらしく、晩年に寵子五人のうちから立嫡を定めるとき、群神に祀り、ひそかに室內に璧を埋め、その上を歩かせて占つたが、そのとき四子は歩し、末子平王は幼弱のため人に抱かれて入つたという。靈王は第二子であるが、そのときおそらくなお十歳にみたなかつたであろう。即位のとき、三十歳前後であつたと思われる。魯の昭公四年は靈王の三年にあたる。從つて請昏のことは、その弟たち、子比・子晳・末弟平王、あるいは靈王の太子祿のうちの、一人であろうと考えられる。このとき平王は廿二・三歳であつた。子比・子晳はのち王位の繼承をめぐつて殺され、康・靈に次いで平王が即位している。

右の三兄弟のうち、かりに平王が晉女を迎えた人とすると、平王は即位のとき卅二、三歳であるが、史記にはその二年前五二七太子建のために秦女を求め、建はときに十五歳であつたという。晉女を迎えたとしてもなお十二年に過ぎないから、十五歳の太子があるはずはない。

三子のうち、子比は靈王即位のとき晉に奔り、十二年前五二九、召されて歸つたが、靈王の太子祿を殺して自立し、靈王は出奔して臣下の家で自殺した。しかし子比も王位に在ること十餘日、子晳もまた殺され、四子に後繼なく、末子平王が即位して、この兄弟相續の內紛はようやく終る。以上によつていえば、晉女を迎える可能性のあるものは、子晳か、あるいは靈王の子、太子祿のほかにはない。子晳ならばおそらく二十四・五歳、太子祿ならばなお十四・五歳の年齡であろう。諸侯の女を求めるのは太子のために聘することが多いことからいえば、右の數子のうち、太子祿である可能性が最も多い。靈王はその三年、諸侯を申に會し、霸權を收めたが、晉女を求めたのはそのときのことである。それで左傳にしるす晉楚の連姻は、晉の悼公の女を楚の靈王の太子祿に聘したものとしてよく、何れも十四・五歳位であつたと思われる。しかしこの祝福された結婚も、僅か十年にして、晉に亡命していた子比のために太子祿は殺され、政爭の犧牲となつて、不幸な結末を告げた。

このような經過からいえば、左傳昭公四・五年にしるす晉女入嫁に關するあの繁富な記載や重臣の往來、また列國の反響などは、おそらく當時の晉の資料などを主として記されたもので、周の同宗である晉から蠻夷と目されていた楚への入嫁は、天下の耳目を聳動するに足る事件であつたのであろう。

銘文にみえる小子⿰午隹が晉の定公午であるとすれば、その文にいう元女の入嫁は當然第二の連姻とすべきであろう。それで第二說の可能性を確かめる必要がある。晉の歴世の年齡計算は、悼公が卽位のとき十四歳であつたとする記述を基礎にして算出しうる。悼公在位十五年、卒年は二十九歳。かりに十八歳にして世子をえたとすれば、平公卽位のとき十一歳、在位廿六年、卒年卅六歳。昭公卽位のとき十九歳、在位六年、卒年廿四歳。頃公卽位のとき七歳、在位十四年、卒年二十歳。定公卽位のとき三歳、在位卅七年、卒年三十九歳。出公卽位のとき廿二歳、在位十八年、卒年三十九歳。

このような計算法によつて晉室の終るまでを算出しても、大きな齟齬はない。定公卅年、吳と黃池に會して長を爭うたとき、定公は卅二歳前後の壯年であつた。

一方楚の平王は、卽位の翌年、長子建のために秦女を迎え、その美なるをみてこれを奪つたが、太子建はときに十五歳、平王はおそらく卅二・三歳であろう。在位十三年、卒年は四十五前後とみられる。その太子珍は、卽位のとき幼少であつたと傳えられており、母は太子建のために迎えた秦女であつた。おそらく十歳前後であろう。昭王在位廿七年、卒年を卅七歳とすれば、子惠王は卽位のとき十七八歳。そのとき晉の定公はなお二十六七歳である。郭氏のいう、定公の元女が惠王に嫁するという條件は、年齡的にみて困難としなければならない。定公は在位卅七年、卒年四十歳前後とみられ、その元女を嫁するとしても、晩年のこととすべきである。また惠王の世子は、その十四五年には十五六歳に達していたであろう。定公の元女が楚に嫁するとすれば、郭・楊二氏のいう定公の中葉ではなく、その晩年であり、またその對象は惠王でなく、その太子中であろう。惠王の八年前四八一、白公の亂があつて惠王は危く昭王夫人の宮に逃れ、十年前四七九、白公の自殺によつて漸く國に復した。定公の卅三年のことである。これより定公の歿する年前四七五まで數年、惠王の太子の年齡からみて、惠王の十三・四年、すなわち定公の卅六・七年が、兩者の條件の妥當する年である。定公卅七年はその歿年であるから、かりに卅六年前四七六をその年として想定しよう。

晉はこれよりさき、しきりに齊・衞を伐ち、内には范中行氏を擊破し、また卅年前四八二の黃池の會には吳と牛耳を爭うたが、實情は六卿の勢力が日に強く、宗室の衰微を招いていたときである。一方楚も、さきには郢都を吳に侵され、その後もその脅威は去らず、また白公の亂によつて、惠王は久しく國都を棄てるという狀態であつた。惠王の八年前四八一には晉が鄭を伐ち、楚が鄭を救うなどのことがあり、兩國の關係は必らずしも良好ではなかつたが、惠王十三年前四七六、吳王夫差が齊・晉を陵して楚に侵寇するに及んで、二國はこの東方の脅威に對處するために連携の必要を痛感したであろう。そしてそのような情勢の中で、兩國の通婚が行なわれたと考えられる。すなわち第二次の連姻をいう晉公盞の成立は、前四七五年前後とみてよい。曆譜によると、その年の正月朔はまさに丁亥に當り、文首の「隹王正月初吉丁亥」というのと合う。その年は周の元王の元年である。文

中、王國のことに及んでいるのは、元王の卽位に祝意を表する意味を含むものであろう。

いまその前提に立つてこの銘文を讀むと、前段に晉の始封を述べて王室夾輔の大任を說き、後段に輿望によつて元女を楚に嫁せしめるという大義名分を立て、あらゆる障碍を除去して晉邦を安泰にしようとする意圖が、明らかに看取される。始祖唐公が百蠻を郤け、晉公が萬邦を燮和するを願う意を述べているのも、黃池の會に長を爭うた定公の霸圖を示したもので、一たび主都を侵され、また內亂によつて王が久しく國都を棄てていた楚に宗婦として元女を送るのも、むしろ定公の積極策を示すものであろう。泣血して女を與えたとする楊氏の說は、定公中葉、元女を楚の惠王に嫁したとする郭說とともに、何れもなお事實に合わぬところがある。また文中の百蠻の語を、文選に「實寓輕楚之意」とするが、この百蠻は當時上國を侵す勢を示した吳に對する語とみるべきである。

文は四字句を主とする詩のような形式で、押韻がある。大系に王・方・王・邦・疆・□・上・□・邦・王・邦・襄を陽東の合韻、弢・者・女を魚部、□・爾を脂部、容・邦は東部、年・榦は眞元の合韻であるとする。他に士・右・國は之韻。魚部にはなお一句の韻があつて偶數句であろう。文選に文を「高華閎朗」と稱しているが、秦公𣪘・鐘より後るること約三十年、當時の文辭をみるに足るべきものである。

晉器は晉姜鼎・晉公𥂴の他にはみるべきものに乏しく、車器の屬に「晉公之車」錄遺五三三、四などの文を存するに過ぎないが、宋刻になお伯郤父鼎があり、清末には郘鐘が出土し、下つて貞松に吉日劍を錄する。三晉の器にはなお𠫑羌鐘・嗣子壺・趙孟介壺等があり、吉日劍と合せて別にいう。

伯郤父鼎

時代　「殆成康時物也」博古　周器・薛氏・嘯堂

器影　博古・三・一三　大系・二五

銘文　薛氏・九・一〇　嘯堂・上一五　大系二六七

考釋　大系・二三〇

器制　器は立耳三足鼎。口沿下に變樣夔文、器腹に波狀文、脚頭に饕餮文を飾り、器制は晉姜鼎と酷似している。博古に「高六寸二分、深四寸一分、口徑八寸、腹徑七寸八分、容六升一合、重六斤有半、此鼎以獸飾足、腹間著以蟠螭、兩耳純緣皆素、鬱有古風」といい、成康のときのものとするが、銘文によるとおそらく周末のものであろう。大系に小克鼎諸器との近似を指摘している。

伯郤父鼎

銘　文　三行一八字

晉嗣徒白郤父乍周姬寶隮鼎、其萬年永寶用

博古にいう。「按晉以僖侯諱司徒、故廢司徒爲中軍、稽之周曆、晉僖侯之元年、實周共和

之二年前八四〇、推而下之、至周平王之四十八年、魯隱公始居攝、蓋百有餘年矣、孔丘作春秋、斷自魯隱始、則前乎此、列國雖有名卿大夫、往往無復考、按是以伯郜父之名、不見於經傳」。また大系にその說を承け、「是此鼎乃宣王以前之器、觀其形制花紋、與小克鼎諸器、如出一笵、知年代之相去、必不遠、或者郜厲世物也、周姬當郜王姬、得此知大國之卿、亦得與王室通婚姻矣」という。周姬の列國卿大夫に適くものは左傳にその例が數見するが、周末にすでにそのことが行なわれていたのであろう。伯郜父という名號からみて、作器者はもともと王畿高門の出身者であったのではないかと思われる。列國の器では、時期の最も早いものの一である。

二〇三、郘　鐘

器　名　郘啓堇鐘奇觚　郘黛鐘通考

出　土　「是鐘出山西榮河縣后土祠旁河岸中、同治初年、岸圮、出古器甚夥、長安賈人雷姓、獲郘鐘大小十二器、皆同文」愙齋　「器四、歌鐘三、編鐘一、咸豐間、河岸出土」攈古

收　藏　「英蘭坡中丞棨、購得其十、後歸潘伯寅師九器、大澂得其一」愙齋　「潘文勤藏器」奇觚・綴遺

器　數　「大小十二器」愙齋　「吳愙齋著錄七器、此五器據予所藏拓本入錄、在吳氏七器之外、拓本皆有潘文勤印、當是滂喜齋藏器、合愙齋所錄、共得十二器、不知傳世共幾器也」貞松　周存に著錄するもの器十三、また大系に十五器を錄するが、その第十四は容庚說によると第三、第十五器は第十二器であり、結局十三器となる。通考にも「今所見凡十三器」という。

著　錄

器影　攈古・上一〜四　恒軒・上一〜二　猷氏・二圖一　善齋・樂・三六・三七　善齋圖・一三　通考・九五五　大系・二二六〜二二九abc

銘文　奇觚・九・二七・二八　愙齋・一・七〜一一　貞松・一・一八〜二〇　周存・一・一一〜一九　綴

郘　鐘

器　制　善齋にいう。「今所見凡十三器、見周金文存、金文大系錄十五器、其第十四器卽第三器、其第十五器疑卽第十二器之未剔者、小校經閣錄十四器、其第十四器卽第四器之半」。

遺・二・四～八　大系・二六九～二七六　小校・一・六七～七八　三代・一・五四～五七

考　釋　述林・七・一七　窓齋賸稿・三　韡華・一・九　大系・二三二　文選・上一・九　文錄・二・七　積微居・一七〇

王國維　郘鐘跋 觀堂集林・一八

器　制　通考にいう。「欒長約七寸一分、甬長約四寸八分、鼓上飾蟠虺紋」。器に大小あるも、器制同じ。鼓文はかなり様式化したものである。

銘　文　「鼓右四行、鼓左五行、凡八十六字」通考　銘文は細字でかつ銹泐が多いが、十三銘あり、彼此對照して殆んど通讀することができる。

隹王正月初吉丁亥、郘鱉曰、余畢公之孫、郘白之子、余頴岡事君、余嘼娶武、乍爲余鐘、玄鏐鏞鋁、大鐘八聿、其竈四堵、喬ゝ其龍、既壽鬯虡、大鐘既縣、玉鐺鼉鼓、余不敢爲喬、我㠯享孝、樂我先且、㠯旛眉壽、世ゝ子孫、永以爲寶

文首の「王正月初吉丁亥」は晉公盦と同じ。ただその時期については、器制・銘文の上から、別に證を求めるべきである。作器者の郘伯について、窓齋等に莒とするも出土の地望と合わず、王跋に舊釋を非としていう。

前人多釋郘爲莒、然郘鐘十二枚、均出山西榮河縣漢后土祠旁河岸中、非莒器

明甚、余謂、郘卽春秋左氏傳晉呂甥之呂也、呂甥一云瑕呂飴甥、一云陰飴甥、瑕呂陰皆晉邑、呂甥旣亡、地爲魏氏所有、此郘伯郘黛、皆魏氏也、史記魏世家、晉文公命魏武子、治於魏、生悼子、悼子徙霍、魏於漢爲河東郡河北縣、霍於後漢爲河東永安縣、劉昭續漢書郡國志永安縣下注、引博物記曰、有呂鄕、呂甥邑也、元和郡縣志、河東道晉州霍邑縣下云、呂坂在縣東南十里、有呂鄕、晉大夫郘甥之邑也、是霍與呂、相距至近、悼子徙霍、或治於呂、故遂以呂爲氏、魏錡稱呂錡、錡子魏相、亦稱呂相、亦稱呂宣子、皆其證也、世本王侯大夫篇、奪悼子一代、史記亦不載悼子之名、余謂呂錡卽悼子、服杜注左氏、以錡爲魏犨子、杜氏又以絳爲錡子、史記則云、武子生悼子、悼子生絳、二說正同、雖武子之子、尙有魏顆、然錡於鄢陵之役前五七五、射楚王中目、退而戰死、尤與悼之謚合也

魏氏出於畢公、此器云畢公之孫、郘伯之子、其爲呂錡後人所作、彰彰明矣、顧呂在永安、卽今霍州、此器出榮河者、蓋春秋時、魏氏采地、實奄有河東之半、自河北春秋前魏國故地以北、永安以南、安邑以西、西訖於河、皆魏地也、故魏壽餘僞以魏入秦、而魏顆亦敗秦師於輔氏、今榮河爲漢之汾陰縣、地介永安與河北之間、魏氏之器、出於此、固其所也、銘中畢公、舊釋戴公、或釋翼公、然其字與畢仲敦之畢正同、其从廾者、殷虛卜辭畢字、或从又、从廾、說文糞棄二字、皆从廾、以人地二名互證、則郘爲呂錡之呂無疑

なお王氏は、榮河の地は古く呂とよばれ、呂覽・淮南に龍門・呂梁の名がみえ、魏氏ははじめ霍にあつて呂を治めたので呂氏と稱し、汾陰に徙つたのちもその故稱を用いたのであろうという。文錄に王釋を引き、「其說甚爲有據」としている。

これに對して積微居には畢を翼と釋する舊說を是とし、攈古に載せる周・張二家の考釋を引き、晉の別稱たる翼に外ならずとしていう。

周悅讓・張之洞二家、並釋爲異、而讀爲翼、周氏說云、左氏僖公十年傳、晉有呂甥、蓋以邑爲氏、郘宜卽呂之別文、晉於春秋初、實別稱翼、見隱公五年傳、此郘黛、宜爲翼之公族、故曰異公之孫、謂翼侯也、王靜安跋此器、謂郘卽呂甥之呂、與周氏說同、而於異字、則釋爲畢、其說云、魏錡稱呂錡、錡子魏相、亦稱呂相、或稱呂宣子、魏氏出於畢公、此器云畢公之孫、郘伯之子、其爲呂錡後人所作、彰彰明矣、樹達按靜安長於考史、跋此銘說亦甚辨、然以字形核之、則周氏之說是、靜安之說非也、畢字金文、與此器異字形體殊異、則此銘之字、自不得釋爲畢也

字釋の證として、邾公牼・華の二鐘にみえる「余畢龔威忌」の語をあげ、字を翼恭の初文とするが、その字はなお畢と釋すべく、宣卲の意であろう。張之洞の釋に字を翼にして戴と同義、謚號であるとするが、列國期の器にその家系をいう場合は、陳肪𣪘「余陳仲𢊁孫、𨛫叔和子」・𥳑鎛「齊辟𪄳叔之孫、𨗜仲之子𥳑」・沇兒鐘「郤王庚之淑子沇兒」・子璋鐘「群孫、斨子子璋」のように謚號を用いない例が多い。

「頡岡」の岡は止に従う。窓齋に頡𡭗と釋し、「說文力部、劼、愼也、周書酒誥曰、汝劼𡭗殷獻臣、比部、𡭗愼也、周書大誥曰、無𡭗于卹、密、與高密戈密字、亦相似、頡𡭗事君、言以愼密事君也」とし、文錄には頡密と釋するが、字は𡭗・密と釋しがたいようである。

善齋に「頡岡猶言頡亢、漢書揚雄傳、騶衍以頡亢而取世資、顔注、上下不定也、文選引作頡頏」というも後世の語であり、かつ銘文中の語として適當でない。詩の豳風鴟鴞の釋文に韓詩を引いて

「口足爲事曰拮据」とあり、勞勤の意。「頡岡事君」とは虔卹の義とみてよい。

「余𦣻」の句について窓齋に「古𦣻字、與獸守狩通」といい、文錄に「余𦣻孔武」と釋する。大系に「𦣻、獸省、古以爲狩獵字、嬰卽丮字、殆讀爲劇」と狩獵の解を加えているが、文は鐘を作る理由をいうところである。文選に嬰を詩の賓之初筵「屢舞傞傞」の傞とし武舞の意とするも、傞傞は形況の語。𦣻は𠫑子壺に「柬〻𦣻〻、康樂我家」とあり、敬雝の意をもつようである。嬰はおそらく丮の初文。班段に「不环丮皇公」とあつて朕の意。嬰武は朕武の意であろう。窓齋に嬰を妥の異文かとし、「言出狩而綏章孔武也」というが、出狩のことではない。以下に鐘を作ることをいい、その簨簴の獸飾の壯を述べるのは、呂氏の勇武をそこに託する意があろう。頡岡の二句は、その家名を存するために著けたもので、ゆえに上文の家系を承けていう。家系をいうのは、一種の名告りである。文首の數句に余の字を連用しているのも、そういう名告りの意識のあらわれであろう。

「玄鏐鏞鋁」は鐘銘に習見する語。また玄鏐膚呂・玄鏐赤鏞・玄鏐鏄呂のようにいう。鏐は爾雅釋器「黃金謂之璗、其美者謂之鏐」、說文に「璗、金之美者、與玉同色」、「鏐、一曰黃金之美者」とあり、銅色のすぐれたものをいう。禹貢の梁州に璆鐵銀鏤を貢すといい、史記夏本紀の集解に引く鄭玄注に「黃金美者、謂之鏐」とみえる。鐘は樂器であるから、特にその材質を尙ぶのである。鏞鋁は玄鏐と對文。また赤膚ともいうことからいえば、また銅色の深いものであろう。鏞はときに丼に

從い、また鏄・膚に作る。他の彝器と異なり、一定の硬度が必要であるため、その銅色によつて成分の如何を考え、適否を定めたものと思われる。

「大鐘八聿」とは編鐘の數をいう。窓齋にいう。

周禮小胥、凡縣鍾磬、半爲堵、全爲肆、注、鍾磬者編縣之、二八十六枚、而在一簴、謂之堵、左氏襄十一年傳、注、縣鐘十六爲一肆、大澂竊疑、晉侯賜魏絳以鼓鐘二肆、未必有三十二鐘之多、若以十六枚爲一堵、則二肆爲六十四鐘、尤爲可疑、所謂全與半、或指十二律而言、大鐘具全律者、謂之肆、小鐘得半律者、謂之堵、郘子所鑄十二鐘、大者八、小者四、故云八肆四堵、若執十六鐘爲一肆之說、八肆爲一百二十八鐘、四堵爲三十二鐘、何用如此之廣樂哉

孫氏の述林にも、肆・堵について同樣の說を述べているが、大系に「今案小胥鄭注、謂鐘磬各八、同在一虡爲堵、鐘十六、磬十六、各一堵、合而爲肆之說、實有誤、葢堵與肆、乃縣鐘磬之公名、鐘八枚在一虡爲堵、磬八枚在一虡、亦爲堵、鐘二堵爲肆、磬二堵亦爲肆、非謂鐘磬混縣也、左傳襄十一年、歌鐘二肆、及其鏄磬、邾公牼鐘、鑄辝和鐘二堵、洹子孟姜壺、鼓鐘一銉、堵肆均僅就鐘言、本銘之大鐘八聿、卽編鐘十六堵、百二十八枚、亦僅就鐘而言肆」とする。いま存する郘鐘は、その一肆にすぎないという。肆は肆陳の義。善齋にいう。

按左傳襄公十一年、鄭人賂晉侯、以歌鐘二肆、及其鏄磬、女樂二八、邾公牼鐘、鑄辝龢鐘二堵、齊侯壺、鼓鐘一肆、言堵肆而不言其數、地下所發見者、齊侯鏄十四器、臨江鐘十四器、西清續鑑錄十一器、近年所見三器、郘鐘十三器、新鄭鐘二十二器、均與十六鐘一肆之說不合、竊疑肆列也、而不

必爲十六之數、嘗見手持而擊之商鐃、以三器爲一組、所見五器均如是、以聲類通假、或者四馬爲駟、四鐘爲肆歟

ただ四を以て編鐘の數とする例をみず、肆陳を字の初義としてよい。

「其竈四堵」は堵の數をいう。愙齋に「竈亦通造、周禮春官大祝、掌六祈、二曰、造、注、造故書作竈、杜子春讀爲造次之造、大鐘以享祖考、小者或祈祝所用與」という。逑林に「左傳昭十一年杜注云、簉副倅也、謂所鑄鐘、正縣八肆、百廿八枚、又別以四堵六十四枚、爲副簉也」とし、大系にはこれを磬數をいうものと解して、「竈者造磬也、薛書有褱石磬、銘曰、自作造磬、磬之所以名爲造者、卽爲鐘之副簉也、故其竈四堵者、卽造磬三十二枚、八與四、可公約、邵黛所用鐘磬、實是宮縣、每側鐘四堵、配以磬一堵也、或據此銘、以爲八肆卽四堵、小胥文當作半爲肆、全爲堵、有未諦」という。造を造副の義とすれば、鐘磬を合わせていうものとなる。左傳襄十一年には「歌鐘二肆、及其鎛磬」という。編鐘の他に鎛磬を合せ用いるのである。

通考に八肆四堵はみな鐘數をいうものであるとしていう。

唐蘭古樂器小記、據尸編鐘推測、謂此一組之編鐘、當有兩簴、簴各二列、列各八鐘、正與十六枚爲一堵說合、又據邵黛鐘大鐘八肆、其竈四堵之文、謂肆者列也、二列爲一堵、四堵卽八肆、故頗疑小胥爲誤倒、其本文當爲全爲堵、半爲肆、鄭氏作注時經本已誤、故鄭以鐘磬各一堵爲一肆、附會之、其說是也、考尸鐘、其一亘者載全文、其編鐘三組、第一組合七編鐘而成一全文、第二組僅存二鐘、據余推測、可分兩肆、每肆八鐘、合爲一堵、第三組僅存四鐘、據唐氏推測、分爲四列、列各八鐘、所載銘詞僅及毋或丞類而止、少下四十二字、乃因鐘小而不能盡載全文、三四二列有銘文者、僅各五鐘、其三均無字、如唐氏十六枚爲一堵、八枚爲一肆之說、于第二第三兩組、均可通、而于第一組尚不合、唐氏於第一組七鐘之解釋、謂余嘗思尸鐘自一至七七枚、何以爲七枚、得無以七音之故耶、此假定未幾卽得證明、則楚王畬章鐘之鼓間、綴以穆商商三字、又其一器、則綴以卜翆反、宮反五字、卜翆者殆卽外羽耳、其意義未能悉詳、然具備宮商羽三音、則余之揣測、固未誤也、案薛尚功于楚王畬章鐘、已謂恐宮商乃二鐘所中之聲律、然又謂其義未曉、唐氏亦謂其意義未能悉詳、安知其揣測固未誤、且據字形觀之、卜字必非、而翆之釋羽、亦可疑、宋代有銘之鐘四十五、近代所出有銘之鐘約百二十、除此二鐘外、未有記七音者、則此二鐘聲律之揣測、爲不足據

鐘の器數がすでに聲律に關係なしとすれば、一肆の數も必らずしも一定にする要なく、その大鐘は特懸一簴、その小なるものは編鐘とするも「如克鐘・邢人鐘・子璋鐘皆合兩鐘而成全文、則兩鐘爲一肆、虢叔編鐘合四鐘而成全文、則四鐘爲一肆、尸編鐘第一組、合七鐘而成全文、則七鐘爲一肆」通考というように、一肆の鐘數は器によつて異なるとみてよい。本器の銘は十三銘、驫羌鐘のいま存するものは十四鐘であり、すなわち二肆一堵の鐘である。四堵のうち、その一堵を存するものである。

「喬〻其龍」以下は虡栒の狀をいう。愙齋に「說文、喬高而曲也、喬喬卽蹻蹻之省、詩酌、我龍取之、蹻蹻王之造、傳云、龍和也、蹻蹻武貌」、また逑林に「詩大雅崧高、四牡蹻蹻、毛傳云、蹻蹻壯皃、……明堂位所謂夏后氏之龍簨虡、考工記梓人說鐘虡云、必深其爪、出其目、作其鱗之而、蹻

蹻即狀其壯猛之容也」とあり、漢賦の類にもその狀をいうものが多い。

次句は愙齋に「既壽𨛜爵」とするも文は𨛜爵のことをいうべきところでなく、迒林に𨛜を思にして語詞とするが、文義をえがたい。大系に「既旃𨛜虡」とし、石鼓の田車石に「又旃」の語があり、旌旗の連蜷をいう語であり、「此亦形容龍之連蜷、言蹻〻乎有龍形之横箕、既連蜷于開暢之竪虡也」とその龍狀を形容すると解する。𨛜を暢を以て釋している。愙齋に𨛜を韔にして「曰韔虡者、或以虎韔飾虡、取威武之義也」というも、韔は弓衣。善齋に句を「既壽𨛜虡」と釋し、「𨛜長也、壽取其久遠之意、此當讀作𨛜虡既壽、與大鐘既縣同」という。倒文にして韻をとるものであろうが、壽久では意をなしがたい。匡卣に「作象虡」とあり、制作の意であろう。𨛜はおそらく雕・彫の假借であろう。「大鐘既縣」とは匡卣にいう「甫象樂二」にあたる。

玉鐳はおそらく玉器、この場合磬をいうものであろう。愙齋に「王廉生釋作龢玉、玉磬也、鐳當即罍聲也、玉鐳言鐘磬之相龢、鼉鼓言鐘鼓之相龢、承上文大鐘既龢而言也」とし、迒林に爾雅釋樂に𣪠喬に從うて大磬をいう語があり、鐳は聲近にしてその大磬をいうとする。また漢武內傳に玉敔に從う字があり、これも鐳と聲類近く、古字であるという。すなわち書の咎繇謨にいう鳴球の類である。

「余不敢爲喬」の喬は驕、喬字は前後異體。綴遺に「古書於重文、往往前後變體」という。文は祭享のためにこの盛樂を設けたことをいう。

訓讀

隹王の正月初吉丁亥、郘𪐴曰く、余は畢公の孫にして郘伯の子なり。余、頡剛して君に事へ、余、娶(わ)が武を暠(あつ)くして余が鐘を作爲す。玄鏐鏞鋁、大鐘八肆、其の竈は四堵なり。喬〻たる其の龍、既に𨛜虡を壽(つく)る。大鐘既に懸し、玉鐳鼉鼓あり。余、敢て驕を爲すにあらず、我以て享孝し、我が先祖を樂しましめ、以て眉壽を旛めむ。世〻子孫、永く以て寶と爲さむことを。

參　考

攈古に「此鐘豐咸間、河岸出土、向來著錄家所未見、是古之韻文、詳各家釋文中」として、張孝達・王正孺二家の考釋を錄している。張釋に畢を翼と釋して謚號とし、王釋にも共と釋して謚號とするが、字はやはり畢と釋すべく、また何れも莒器としているのは出土の地と合わない。迒林に字を畢と釋して齊侯鎛にみえる畢公と同じとするのは、やはり器を齊魯の莒とみるものである。器は王跋にいうように晉の呂氏の器とすべく、おそらくその家が晉の六卿として勢威を擅にするに至った時期のものであろう。

器の時期については、一應文首に「隹王正月初吉丁亥」とあるのが注意される。晉公盦と同じ日附けである。晉公盦はその條に記したように、周の元王元年前四七五の正月朔であるが、このような日辰は概ね王の初年にいうものと考えてよい。その前後の周王は敬王前五一九〜四七六及び貞定王前四六八〜四四一であるが、貞定王の元年朔は丁未であるから丁亥をえがたく、敬王の元年朔も壬寅㊴であり、かつ時期もやや早過ぎるようである。このように重要な器の制作には、大體王の即位などの時

期がえらばれることが多く、ゆえに「隹王正月」の日辰を付してその年を記念することが行なわれたことからいえば、この器を晉公盦と同時のものとする假定に立つて、他の問題を考えてゆくのが便宜であろう。器制においてもほぼその時期に入りうるものと思われるし、またその字迹は、細字の書様が特に晉公盦のそれと近似している。

晉公盦が晉の定公の卅七年、周の元王の元年であるとすると、當時の呂氏、すなわち魏氏はどのような情勢にあつたかを考えてなくてはならない。史記の魏世家によつてその概略をみよう。世家にいう。

魏武子、以魏諸子事晉公子重耳、重耳立爲晉文公、而令魏武子襲魏氏之後、封列爲大夫、治於魏、生悼子、徙治霍、生魏絳、事晉悼公、八年之中、九合諸侯、戎翟和、徙治安邑、卒、謚爲昭子、生魏嬴、嬴生魏獻子、事晉昭公、昭公卒、而六卿彊、公室卑、晉頃公之十二年前五一四、韓宣子老、魏獻子爲國政、晉宗室相惡、六卿誅之、盡取其邑、各令其子爲之大夫、獻子與趙簡子中行文子范獻子、並爲晉卿、其後十四歲前五〇〇、而孔子相魯、後四歲前四九七、趙簡子以晉陽之亂也、而與韓魏共攻范中行氏、魏獻子生魏侈、魏侈與趙鞅、共攻范中行氏前四九〇、魏侈之孫曰魏桓子、與韓康子趙襄子、共伐滅知伯前四五三、分其地、桓子之孫、曰文侯都、魏文侯元年、秦靈公之元年前四二四也、與韓武子趙桓子周威王前四二五～四〇二同時

これによると、魏の世系中、前四七五年當時の世系は失名のままである。すなわち

魏昭子絳徐廣曰、世本曰莊子、梁玉繩曰、內外傳亦皆作莊子、則昭字誤―（魏嬴）系本無魏嬴―魏獻子荼系本、莊子之子、梁玉繩曰、世本以獻子爲莊子之子、杜注左傳亦云、莊子絳、獻子之父、韋注周語云、獻子、魏絳之子舒也―魏襄子侈索隱、系本、獻子生簡子取、取生襄子多、而左傳云魏曼多是也、則侈是襄子、中間少簡子一代―〔魏桓子駒〕系本、襄子生桓子駒、正義、世本云、獻子乘生懿子游及簡子取、取生襄子多、多生桓子駒、駒生文侯斯其、與此不同、古書誤也

という世次である。六國表によると、前四七五年に魏獻子の名をあげ、また魏世家に「晉頃公之十二年前五一四、韓宣子老、魏獻子爲國政」とあり、このときまでに四十年執政に任じたこととなる。表にはその後また廿數年、前四五三に至つて「魏桓子、敗智伯于晉陽」という。獻子荼舒・（簡子取）・襄子多侈・曼多・桓子駒の世次の間に約六十餘年、その間、前四九〇年に趙鞅とともに范中行氏を攻めたものは襄子多、前四五三年に知伯を滅ぼしたものは桓子であるから、六國表初年の獻子はおそらく襄子の誤であろう。獻子は魯の定公元年前五〇九にすでに歿しているのである。すなわちその執政は五年に過ぎず、晉公盦制作の當時の魏主は簡子取・襄子曼多、あるいは桓子駒の他には求めがたい。尤もこのとき魏氏は安邑に處り、器の出土地である榮河の一帶もその領邑であつたのであろうが、あるいは魏戊が晉陽の縣を賜うた左傳昭廿八年ように、その一族のものがその地にあつたのかも知れない。

魏は古樂をのちにまで傳えたところで、漢の孝文のとき魏の樂人竇公が獻じた書は周禮大宗伯大司樂の一章であつたという。國語晉語七に「悼公十二年前五六一、公伐鄭、軍於蕭魚、鄭伯嘉來納女工妾三十人、女樂二八、歌鐘二肆及寶鎛、公賜魏絳女樂一八、歌鐘一肆曰、子教寡人和諸戎狄、而正諸華、於今八年、七合諸侯、寡人無不得志、請與子共樂之」という話がみえ、このときより魏に歌

鐘の樂があつた。おそらく榮河出土のこの編鐘も、八肆四堵のうち、同宗に分與された二肆一堵の器であると思われ、作器者は魏氏の本宗、襄公曼多もしくは系本にいう簡子取であろう。年數を以ていえば獻子の歿前五〇九より桓子の知伯討滅前四五三年まで六十餘年、その間に簡・襄の二子を加うべく、晉公盞の制作時の魏主は簡子取である可能性が多い。もし取・曼多の二名をとつて器銘の作器者である邵黛の名を考えるとすれば、曼多の名は形・聲ともに遠く、取はあるいは黛の壞文にしてその上部を存し、字を取に誤まつたものと解しうる。金文の肇の字はまた肈にも作り、上部を取の形に誤ることはないとはいえない。この前後の魏主の名は、文獻によつて昭子を莊子に、獻子荼を棄・舒に、襄子侈を多・哆・曼多に作るなど、乖異が多い。これを以ていえば黛を啓形に、また取に誤まることもありうることであろう。それでいま、魏の世次において系本説をとり、その在位を獻・襄二子の間において前四七五年前後とし、系本にいう簡子取は器銘にいう邵黛の黛の壞文であろうとする說を提示しておく。その時期と魏主の名から考えて、これ以外に器銘の邵黛を解する途を見出しがたいようである。

いま以上の前提に立つて器銘のいうところをみるに、畢公は魏氏の晉にあるものの初世、邵伯は獻子をいう。獻子は韓宣子の老するや晉の國政を執り、前五〇九年に歿した。世家には魏侈すなわち襄子曼多が獻子を嗣ぎ、前四九七年に晉陽の亂によつて范中行氏を滅ぼし、その孫桓子駒が知伯を滅ぼしたとするが、系本によると獻・簡・襄・桓の次序である。史記に獻・襄・□・桓とするのは、おそらく誤倒、かつその名を佚している。系本の世次を以ていえば、銘中の邵伯は獻子、一代の世業は赫奕として、邵黛が「余畢公之孫、邵伯之子」というにふさわしい。魏獻子が一代の輿望を荷う執政であつたことは、たとえば左傳昭廿八年の記事によつても知ることができよう。簡子のとき、魏は昭・獻二子の後を承け、その聲望は晉國を傾けるものがあつたと考えてよく、かつ昭子のとき晉室より歌鐘一肆の分賜を受けており、その家には金石の樂を盛んにする風があつた。「大鐘八肆、其竈四堵」を作り、その象虡を飾つて世に誇つたとしても、少しも異しむべきところはない。

以上によつて、いま器を晉公盞と同じく前四七五年、元王卽位のときを期して、昭・獻の餘烈を受けた邵黛、すなわち文獻にいう簡子取が、家廟に用いるためにこの八肆四堵の歌鐘を作つたものと解しておく。器が榮河縣の河岸に出土したのは、のち分器としてその一肆がその地の同族に贈られたものであろう。文字の細密なることも晉公盞と甚だ似ており、逑林に「纖細不逾二分、精妙絕倫、金文所僅見也」という。あるいは一人の手筆に成るものであろう。文もまた押韻。攈古に收める二釋にすでにその韻讀に注意し、逑林にも「銘文爲均語、瑰雅可誦、首以亥子爲均、中以武鋁堵虡鼓且爲均、末以壽寶爲均」としているが、王國維の韻讀に亥・之を之部、武・鋁・堵・□・鼓を魚部、孝・壽・寶を幽部の韻とし、文選に□を虡にしてまた魚部に入るという。大系には爲喬の喬を幽部に加える。晉公盞と同じく、全文概ね四字句、殆んど隔句韻に近い押韻である。器を前四七五年の制作とすれば、孔子の歿してより五年後に當る。

昭和四十六年九月　初版發行
平成　五　年九月　再版發行

神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
印刷所　中村印刷株式會社

財團法人

白鶴美術館發行

饕餮夔龍文卣

白川靜

金文通釋 三六

二〇四、屭羌鐘 三晉諸器

二〇五、匽公匜 匽器

白鶴美術館誌

第三十六輯

二〇四、驫羌鐘

時代　周靈王廿二年劉節・唐蘭・徐仲舒・ホワイト・楊樹達・董作賓　周靈王廿三年吳其昌　周安王廿二年郭釋　周威烈王廿二年容庚　韓亡後廿年梅原

器名　驫氏編鐘圖釋　驫氏鐘吳其昌

出土　「民一七一九二八年頃、洛陽城東約卅五里、金村附近太倉李密城韓君墓出土」韓君墓發見

略記

收藏　「泉屋博古館」泉屋

著錄

器影　彙續・三一　洛陽・一〜五　驫圖・五〜一二　善齋・樂一・二四〜三五　善齋圖・一〜一二　尊古・一・三　通考・九六〇，九六一　書道・一一〇

器銘　貞松・續上・四〜六・一一三　補上・一　小校・一・五三　三代・一・三二　大系・二七七，八

考釋　大系・二三四　叢攷・四・二四〇　文選・上一・一二　之餘・三〇　積微居・一六一　書道・一一〇

劉節　「驫氏編鐘考」北平圖書館館刊五卷六號、一九三一

吳其昌　「驫氏鐘補考」同上

唐蘭　「驫羌鐘考釋」同六卷一號

劉　節　「答懐主教書」同七卷一號

郭沫若　「驫氏鐘補遺」彙攷續編所收

徐中舒　「驫氏編鐘圖釋」中央研究院　一九三二

溫庭敬　「驫氏鐘銘釋」中山大學研究院史學專刊、一九三五

B. Karlgren : On the date of the Piao-bells, BMFEA. No. 6. 1934, Stockholm 劉叔楊譯　考古社刊第四期、一九三六

董作賓　沁陽玉簡大陸雜誌一〇・五　一九五五

白川靜　「驫羌鐘銘文考釋」立命館文學一六四・五　一九五九

器は出土の當時より研究者の注目を集め、直ちにそれぞれ考釋が試みられた。吳氏の補考にいう。

中華民國二十年秋夜、倭寇屠遼之前夕、余與秀水唐立庵蘭、永嘉劉子植節、同詣番禺商錫永承祚飲、宵淸籟寂、鐙影幢然、相與縱談金文、錫永出所新得廬江劉氏所藏驫羌十二編鐘墨本見示、硏斈討論、各有所獲、錫永執筆略識綱紀、因相約各爲考釋一篇、……越三月、劉・唐・商三君之文、均已完成、出以示予、咸精詳淵博、不復可加、……昨又與安慶徐仲舒晤談、知仲舒亦有考釋、已付殺靑、第未見稿、互語𡙕較、多相暗合、爲之慰愧交集、四君子之文、皆足不朽、夫何復言、獨念愚者之慮、或偶爲四君所未言、或言而未詳、或不敢隨聲雷同、因粗記漠略、作補考一篇、以爲四君子拾遺補闕云爾、海寧吳其昌記

右のうち商氏の考釋は、唐釋の序によるとなお完成していなかつたようである。

器　數　劉釋に「驫氏編鐘凡十二、馬叔平先生曰、尚有二器、現在美國」といい、十四器とする。十二器は善齋に著錄、のち善齋より泉屋に歸した。唐蘭いう。「鐘銘凡六十一字、今見五器、四藏廬江劉氏、一在美國、並出鞏縣、同出者有驫氏鐘九枚、銘爲驫氏鐘四字、一在美國、餘亦在劉氏、在美國之二器、僅馬叔平先生曾借得拓本、余所編商周古器物銘、已印入」。また器を十四器とするものである。在米の二器はカナダのオンタリオ博物館にあり、郭氏補遺にその圖を載せる。合わせて十四器である。

驫羌鐘

器　制　大小あるもみな同制。甬部が甚だ長く、鼓部の文様は子璋鐘などに近い。第一器

について善齋にいう。「身高一尺二分、鑿高四寸四分、兩舞相距六寸五分、兩銑相距八寸一分」。他の十一器についてもその尺寸をしるしており、いま表示すると次の通りである。

鐘番號	身高	鑿高	兩舞相距	兩銑相距	
1	一尺二分	四寸四分	六寸五分	八寸一分	
2	九寸五分	四寸三分	六寸	七寸七分	
3	九寸一分	四寸	五寸八分	七寸二分	
4	七寸八分	三寸四分	五寸	六寸二分	以上全銘
5	七寸三分	三寸三分	四寸七分	五寸七分	
6	七寸	三寸一分	四寸六分	五寸五分	
7	六寸四分	二寸八分	四寸二分	五寸	
8	五寸五分	二寸五分	三寸六分	四寸六分	
9	五寸二分	二寸三分	三寸四分	四寸二分	
10	四寸八分	二寸一分	三寸一分	三寸九分	
11	四寸五分	一寸九分	三寸一分	三寸七分	
12	四寸	一寸八分	二寸七分	三寸三分	以上銘四字

郭氏の續編に載せるオンタリオの二器は、一器全銘、一器は四字銘。もしこの二器を加えて全器であるとすれば、器は七鐘一肆の編鐘である。他に散逸した一・二器があるとも傳えられるが、その消息を確かめがたい。

銘文

鐘の鉦部正背二面にしるされ、正面は四行卅二字、背面四行廿九字、四字銘のものは正

面二行に「驫氏之鐘」とするす。何れも界線の中に加えられている。

唯廿又再祀、驫羌乍戎厥辟韓宗敵

再は商形の下に二を加えている。貞松は缺釋、劉釋に二と釋し、「晩周之器、多稱年、驫氏仍用殷厤、故二从商省而稱祀」というが、殷厤を用いるゆえに商形の字に従うとするのは疑うべきである。年紀だけではその暦法が知られず、殷暦とは關係がない。吳其昌は字を商と釋し、古く參商を連稱するゆえに文は「廿又三祀」と解すべく、「日入三商爲昏」儀禮士昏禮疏を證とするが、字は唐釋にいうように再の異文とみてよい。叔夷鎛「敢再拜頴首」の再と同構で、また陳璋壺にも同形の字がある。廿二年と廿三年とでは、器の制作の時期を考える上に、重要な關係をもつ。また春秋末に至つても年紀に祀を用いることは、楚王酓章鐘に「隹王五十又六祀」とあり、楚地ではなおその稱を用いている。

「廿又再祀」の繫年については諸説があり、何れもこれを周王に繫けている。從來の研究には、次の四説がある。

一、周靈王廿二年説　前五五〇、晉平公八年、魯襄公廿三年

この説をとるものに劉節・徐中舒・ホワイト・楊樹達・董作賓の諸氏がある。カールグレンも、その説による。

二、周靈王廿三年説

吳其昌説。再を商參にして三と解するもので、時代觀としては前説と同じ。

三、周安王廿二年説　前三八〇　晉孝公十三年

郭沫若説。晉はのち四年にして滅んでいる。

四、周威烈王廿二年説　前四〇四

溫庭敬・容庚・陳夢家氏の説。唐蘭もはじめ第一説をとつたが、のち第四説に改めている。梅原博士も時代觀としてこの説をとる。一・二は同王に屬するものであるから、要するにその時期については靈王説・安王説・威烈王説の三説があり、前後百七十年の差がある。

以上は何れも銘文にいう紀年を周王に繫けるものであるが、器はその銘文にしるすように韓宗に事える驫羌の作器であり、列國器にいう紀年はみな宗國の紀年を用いるのが原則である。從つて本銘の紀年も晉紀によるものとすべく、おそらく晉の烈公廿二年前三九五、周安王七年、韓列侯五年の器であろう。そのことは銘文にいう秦・齊・平陸・楚京への作戰や行動を、史實に徵することによつて確かめうるのであるが、そのことについては後に改めていう。

「驫羌乍戎厥辟韓宗敵」は、まず器を作ることをいう。郭・溫兩釋は「驫羌乍戎」で句讀とし、カ氏も同じ。また劉・吳は厥を氏と釋し、唐釋に戎を伐とするが、何れも誤釋、文義もまた通じない。驫羌を劉釋に驫を驫の繁文、驫羌は後漢書西羌傳にみえる白馬羌・氂牛羌と同じく西戎の別族の名とする。戎には姜姓のもの、姒姓のものがあり、文王が娶つた姜氏は大姒という。金文にも驫姒と

いうものが二器三代・三・七・二　又・六・三七・一あり、また鄭羌伯鬲夢鄣・上一六に「鄭羌伯乍季姜隮鬲、其永寶用」とあつて、鄭にある羌伯の器である。それで劉氏は、小鐘に屭氏といい、銘文に戎氏の名がみえるのは大小貳宗の別であるという。しかし戎氏は戎厥と釋すべく、「戎厥辟」とつづく文である。屭羌については、呉釋に最も詳しい。その說にいう。

按羌卽羌戎、說文羊部、羌西戎、羊種也、段君云、是戎與羌一也、按段君說是也、屭卽鱻也、屭地、南及洛陽附近、故屭姒鼎屭姒彝、出于洛陽集古遺文羅氏注、北及水經注沁水注之鱻水、地域頗廣、中居華・戎二族、其華族爲姒姓、故稱屭姒、其戎族爲姜姓、卽屭羌也、鱻地既南及于伊洛、而北至于沁鱻、故羌戎散布之迹、亦南及于伊洛、而北至沁鱻、羌戎本居渭水上游極西之地、逐漸沿渭水下游而東徙、至于陝西棫林、鄭國故土境內、則爲鄭羌氏、故據古錄有奠羌白鬲、故宮博物院有奠羌伯匜、是其明證

既散居渭水兩岸、與秦人雜處、故一度爲秦人壓迫、欲復逐之于瓜州、故左傳襄公十四年傳云、將執戎子駒支、范宣子親數諸朝曰、來、姜戎氏、昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州、而駒支之對亦曰、昔秦人負恃其衆、貪其土地、逐我諸戎、是其明證、至晉惠公、始引此羌戎氏、處于河沁伊洛之鱻地、故范宣子又曰、吾先君惠公、有不腆之田、與女剖分而食之、駒支對曰、惠公蠲其大德、賜我南鄙之田、是其明證、南鄙云者、在晉都絳邑之南故也、春秋僖公廿二年左氏傳云、秋、秦晉遷陸渾之戎于伊川、據史記十二諸侯年表、魯僖公之廿二年、卽晉惠公之十三年也、故王符潛夫論志氏姓篇云、姜戎居伊洛之間、晉惠公徙置陸渾、其明證也、姜戎氏既受秦人壓迫、因晉惠公之故、反得安居王城近畿、南至伊洛、北至沁鱻之地、其感激晉人、爲何如乎、故駒支對范宣子曰、我諸戎、爲先君惠公不侵不叛之臣、至于今不貳、是其明證

其後晉與鄭國戰爭、羌戎無不效死、如秦晉殽陵之戰、駒支自謂、晉禦其上、戎亢其下、秦師不復、且每戰皆參、故駒支自言、自是以來、晉之百役、與我諸戎、相繼于時、以從執政、豈敢遢離、至襄公十四年、范宣子又召戎子駒支而面斥、駒支又極力自誇其忠勇、效力于晉之功、襄公十四年至十八年、相距僅四年耳、至襄廿四年、亦相距只十年耳、則此六年之內、三與齊戰、羌戎氏當無役不參與也、故鐘云、屭羌作戎氏辟韓宗敲、乃屭地羌人、自作鐘、以銘其戰功、以爲戎氏合宗之光也、此羌戎對晉關係之歷史沿革之綿索之可推見者也

羌戎と晉との關係を詳述し、その靈王廿三年魯襄公廿四年說の左證とするものである。右のうち羌戎が極西の地から東遷し、秦の壓迫を受けて晉の南鄙の田を受け、その臣となつたとする說は、羌戎が殷のときもと河南西部の丘陵地にあつたと考えられる事實からいえば、關係が逆であるとすべく、卜辭に頻見する羌族が、當時遠く渭水の上游にあつたとはしがたい。羌族の本貫が河南の西部にあり、その聖地として岳を祀り、姜姓の祖はその岳神たる伯夷であるとする傳承については、かつて羌族考論叢九集に詳說しておいた。その一部はのち陝西を經て甘肅に及び、ついに西藏に達したが、河南の地にあつて早く華化したものは姜姓の諸國を樹て、また戎俗を維持した諸部族も多くその地に留まり、晉・鄭の諸羌となつた。屭羌のごときもその一であり、晉に入つて南鄙の田を賜い、牧畜より農耕の生活に轉じたものと考えられる。晉には他にも潞安地區に長狄の族がおり、戎狄の諸

族が雜居していたようである。

吳氏の𠫑羌西戎說は劉釋に發するものであるが、劉氏は文を「𠫑羌乍戎氏」とよみ、𠫑を國邑の號、戎に大小二宗あり、𠫑氏を小宗、戎氏を大宗とする。この劉・吳兩氏の說に對して、郭氏は「案此說至難徵信」としていう。

蓋彝銘中、言某人作器、或爲某作器之例多々矣、絕未有見自名某夷某蠻之例者、又古人多以蠻夷字樣爲名字、字多通叚、不能以東夷南蠻等解之、卽作如字、亦僅取蠻夷之人孔武有力而已、非自謂其夷狄也、此𠫑羌亦其一例耳、𠫑固是氏、羌乃其名、羌可讀爲壯、讀爲莊、讀爲將、讀爲匡、鄭羌伯鬲之羌伯、乃莊伯耳、何遽直能認爲西戎耶、卽作戎羌字解、亦取西戎善騎射、故以爲名也、𠫑之爲氏、觀小鐘自銘爲𠫑氏之鐘、卽其證、𠫑之卽鬳、二氏所擧鬳姒二器、亦其佳證、然謂鬳必姒姓、則證尙未充、蓋姒姓之女適於鬳者、亦可稱鬳姒、如姞姓之女適號、適蔡者、稱號姞蔡姞也、又鬳姒彝、羅云、近出洛陽、則鬳若𠫑氏邑里、必離此不遠叢攷二四二葉

郭氏は𠫑羌は羌族に關係なく、また戎は鏞の假借とし、羌・戎の解を何れも假借を以て說くが、金文にはその通假の例がない。のちまた彙攷續篇において羌を苟にして狗の初文とし、よんで敬となすという。「狗字在古、並無惡意、入後其義始褻、然今人對於幼子亦每以狗爲愛稱、故殷王丂甲、不諱狗、此𠫑丂、讀狗讀敬均可、唯金文中用丂爲敬之器、均在周初、入後多見敬字、均作敬、則此𠫑丂當直是𠫑狗」。また大系においてはさらに丂字の義を詳說したのち、「蓋又用爲敬字、春秋戰國時人、多擬古之習、此銘稱年爲祀、亦可見其一端也」と論じているが、字は金文の丂に似ず、卜文の例からみても羌と釋してよい字である。郭氏は卜文に犧牲としてみえる羌をすべて獸牲として、字を狗と釋し、器の𠫑羌を釋するにもその說を用いたものであるが、卜文にみえるものは羌人を人身犧牲として牲殺したもので、そのことについては「殷代の殉葬と奴隷制」立命館大學人文科學研究所紀要第二輯及び「羌族考」論叢九集に論じた。

𠫑羌の名が鬳水の名によることは吳釋にみえるが、鬳水は水經注に鬳鬳水に作る。その文にいう。

沁水出上黨涅縣謁戾山、南過穀遠縣東、又南過陭氏縣東、注、穀遠縣、王莽之穀近也、沁水又南逕陭氏縣故城東、劉聰以詹事魯繇爲冀州治此也、沁水又南歷陭氏關、又南與鬳鬳水合、水出東北巨峻山、乘高瀉浪、觸石流響、世人因聲以納稱、西南流注于沁、沁水又南與秦川水合、水出巨峻山東、帶引衆溪、積以成川、又西南逕端氏縣故城東、昔韓趙魏分晉、遷晉君于端氏縣、卽此是也、其水南流、入于沁水

水名は乘高瀉浪、觸石流響の聲によつて名をえたとしているが、あるいは𠫑氏の名と關係があろう。またその地には、のち晉君が遷されている。これを戎狄の間に處いたものと思われる。溫氏は𠫑羌を部落の名とし、作戎を起兵の義としているが、軍事には戎工・戎攸という。不嬰𣪘「肇誨于戎工」・叔夷鐘「女以戒戎攸」など、その例である。作は金文においては多く作器のことをいう。それで郭氏や㐤氏は「𠫑羌作戎」を一讀とし、戎を器名とし、郭氏は鏞の假借字とするが、下文にみえる敲がおそらくその器名であろう。

容庚氏は作を「佐也、書說命下、昔先正保衡、作我先王」を引き、また書太甲上、「惟尹躬克左右

厥辟宅師」、大克鼎「肆克龔保厥辟龏王、諫辪王家」と文例同じであるという。また積微居にもその説があり、

按近人釋此銘者、多以厲羌作戎四字爲句、下文征秦迮齊云云之事、皆以屬之韓宗敵、果爾、則厲羌作鐘、全敍其君之功績、而己無與焉、殊非事理所宜有、且厲羌若果無功績、下文賞於韓宗之語、何所根據乎、足知其說之誤矣、余謂厲羌作戎厥辟韓宗敵九字、爲一句、乍當讀爲佐、謂厲羌佐戎事於其君韓宗敵、而有征秦迮齊、入長城、會平陰諸役之功也

楊氏は敵を韓君の名とし、この句は厲羌が韓君の軍功を佐けたことをいうとする。容庚氏はなお「迮齊」までつづけて一讀とするが、作を佐と解しており、文の理解のしかたは同じである。金文において、佐助の義は虢季子白盤「王易乘馬、是用左王」、あるいは左右などの語を用いる。作の語を承けるものは器名でなければならない。それで郭氏は作戎を作鏞とし、

戎叚爲鏞、爾雅釋樂、大鐘謂之鏞、唐蘭古樂小記云、鏞字或作庸、詩靈臺、賁鼓惟鏞、商頌、庸鼓有斁、並與鼓對稱、又周書世俘解、王奏庸、凡此稱鏞者、皆卽鐘也、此說得之、然唐讀本銘之戎、爲伐字、作動詞解、以乍伐厥辟軐宗敵爲句、遂說敵爲鐘之古名、不僅字形句法有可商、鐘一名敵、無其證

という。しかし戎を鏞鐘に假借することもその例なく、字形句法においてもなお問題がある。徐釋には戎を劍の象形字にして匕首の匕に從うとするが、これも戎の形義の解釋に無理がある。羌族が戎とよばれていたことは、たとえば、左傳僖三十三年「遂發命、遽興羌戎」、また襄十四年にも「來、羌戎氏」とあり、戎とは羌戎をいう。戎下の字を劉・吳など氏と釋する說が多いが、厥と釋すべく、字は金文において領格の介詞之の義に用いる例が多い。令彝「對揚明公尹厥宣」・同段「對揚天子厥休」・師詢段「臨保我厥周雩四方」のごとし。從って銘は「戎厥辟韓宗」とつづくところである。辟は辟君の義。厲羌は韓氏に辟事していたのである。韓の故地については諸說陳槃氏、大事表譔異・册四あるも、當時の韓は河曲部にあり、厲羌の族もその地にいたのであるから、かれらは韓に辟事していたと考えてよい。ゆえにその軍功を記念して、韓宗のために器を作ったのである。韓の字釋については、劉・吳は陽にして、陽宗とは大宗・常宗の義とするが、徐釋に韓とするのがよい。馬・容二氏も、古璽の字形によって韓と釋している。唐氏もまた「韓宗卽晉卿韓氏之宗也」とし、下文の敵を樂器名とするが、劉氏は唐釋の後に長文の跋を加え、字形・音韻・史實の上からなお陽宗の解を執っている。すなわち字を陽宗と釋し、陽に大の義あり、陽宗は百世不遷の大宗であるという。しかし厲羌の地はすでに韓氏の本貫に近く、厲羌が韓に辟事していたことは文中の征戰のことからも考えうるのである。作を敵までかけて讀む場合、敵はもとより器名でなければならず、劉・唐は何れも器名とするが、その何の器であるかについてはまた說が分れている。劉說に樂器の解をなしていう。

敵者、編鐘之原始語義也、字當讀如鬲今作魚綺切者、乃一聲之轉、古者鐘鼓皆從量出、古量大者儲酒儲米、小者可作食具、故鍾鐘經典皆相通、而鼓从豆从支、與敵之从鬲从攴、葢同一語變方法也、晏子春秋、齊舊量四、豆區釜鍾、管子經重丁、今齊西之粟、釜百泉則鏂二十、齊東之粟、釜十泉則鏂二泉、

節案、說文、融三足鍑也、方言、吳揚之間謂之鬲、說文曰、江淮之間謂釜曰錡、又曰、釜曰鬴、詩采蘋、維錡及釜、釋文曰、錡三足釜也、說文又有鬵字、曰、三足釜也、有柄喙、廣雅、鬵鬴也、然則區鏂甌融鬲鬵錡七字、實一器之異名、其聲皆在一類、由是又可推知鬴鍑釜、亦一器之異稱左傳昭公三年、釜十則鍾、則鍾之原始、乃由匋器出、其初爲食具可知、蓋古代民族、燕享畢、必有謌舞、卽席鼓豆擊鬲爲樂器、此鼓與鐘之來源也、宣和博古圖謂、大者曰特鐘、小者爲編鐘、有鎛焉、則大於編鐘、而減於特鐘者也、而總名曰鐘、其說甚是、證之實物、若上虞羅氏所藏之夜雨楚公鐘器眞字僞者、鏞也、若齊侯鎛者、鎛也、若邵鐘者編鐘也、朱駿聲曰、大鐘曰庸、次曰鎛、小者曰編鐘、是鐘取融之名、蓋用古義

劉說は要するに鼓樂の器が多く食器・量器の名に起原すること、融は鬲より出て樂器の名となつたもので、この銘においては鐘の名に用いられているとする。唐蘭もまた字を樂器の名とするが、字は擊と釋すべきであるとしていう。

融讀若擊、樂器名、皐陶謨、戛擊鳴球、戛擊、明堂位作揩擊、長楊賦作拮隔、荀子・大戴禮・史記作膈、本皆當作融、象以攴擊鬲、與鼓磬敔等字同、後世鐘之所託始者

ただ融の字形は鐘鎛の字に類せず、他にその用法もなく、また擊の音というのも確かでない。從つてこれを直ちに特定の樂器名とすることには、なお問題があるとすべきである。鐘銘の文には殆んど鐘の本名を用い、あるいは鎛という。

融を樂器名とする劉・唐二家の說に對して、徐・郭二氏はこれを韓侯の名と解している。郭釋にいう。

余謂融乃韓侯之名、以史記攷之、當是韓文侯、韓文侯七年、當周安王廿二年、晉孝公索隱云、紀年以孝公爲桓公、故韓子有晉桓侯、十三年、魏武侯七年、趙敬侯七年、秦獻公五年、楚肅王元年、齊康公廿五年田桓公五年、燕釐公二十三年、然韓文侯之名、史無可徵、韓世家、景侯卒、子列侯取立、索隱云、系本作武侯也、又十三年、列侯卒、子文侯立、索隱云、紀年無文侯、系本無列侯、覾此、可知紀年祗有列侯、世本有武侯與文侯、史記有列侯、同於紀年、復有文侯、同於世本、然依紀年、則文侯年代、均當屬於列侯、今案當以紀年爲正、蓋紀年乃晉魏人所記彔、不至於於三晉之一之韓國、竝其君主之一代而亦奪落也、故史記之文侯七年、其在紀年、必爲列侯二十年、本銘之韓宗融、卽列侯取矣、取者融之壞字也、古人無諱、本器足證至戰國初年亦猶是

すなわち郭氏は、器を周の安王の二十二年前三八〇とする前提に立つて韓の歷世を考え、韓の列侯の廿年、融をその名とし、文獻に傳える列侯取は融の壞文に外ならずとするものである。いま世家・世本・紀年にいう韓の世系をあげると、次表の通りである。

世家	武子	景侯虔	列侯取	文侯	哀侯	懿侯	昭侯	宣惠王	襄王倉
世本	×	景子處	武侯	×	×	×	昭侯	韓宣王	
紀年	武子	景子處	×	×	哀侯	共侯若山	釐侯	威侯（威王）	

郭氏はその立說の便宜の上から紀年を以て最も信ずべきものとし、史記の文を誤であるとしているが、史記には文侯について數條の記事があり、文侯二年前三八五鄭・宋を伐ち、七年には齊を伐つて

桑丘に至つている。もし郭說によつてこれを列侯の功業とするも、銘文にいうところの征役と符合するところはない。

同じく敿を韓侯の名とするものに陳夢家の說があり、景侯虔に充てる。この說は、銘文の廿二年を威烈王と解し、當時の韓侯名とするものである。

鐘銘曰、厥辟韓宗敿、卽景子虔也、其字從鬲從攴、卽獻字之省、陳侯午敦、獻從鼎從犬、亦省虎頭、金文假獻爲甗、甗者上爲甑、下爲鬲、而鬲實爲主體、古音獻虔音近、故知銅器之韓宗卽紀年之景子矣六國紀年六八頁

陳氏の說は敿・獻の同音を以て文獻にみえる景公虔の名と結合するものであるが、その說は器銘の廿二年を威烈王に屬することを前提としている。從つてその紀年の解釋が變れば、當然その立說の根據も失なわれる。

以上の器名にして樂器とする說と、韓侯の名に比定する說と、內容上多少の相違はあるが、敿についてはこの二說が最も有力である。他に徐氏は敿を徹の古文とし、溫氏も字を徹と釋して徹達の二字を連語とするも、何れも文義が通じがたい。

敿を韓侯名とするものは、「䮾羌乍戎」の四字を一讀とし、戎を鏞とするが、その用例なく、また敿を特定の樂器名とするものも、なお適解としがたいようである。しかしこの文首の部分が作器のことをいうものであること疑なく、文例としては虘鐘一「隹正月初吉丁亥、虘乍寶鐘、用追孝于己白、用享大宗」などがあり、この文においては韓宗敿の敿が作の字のかかるところである。韓君の名とする說は、作器者がその臣䮾羌である場合、辟君の私名をあげていう例がなく、語法としても作字のかかるところを失なつて不適當である。下文に「賞于韓宗」とあり、作器者はその恩寵に對揚してこの器を作つている。それはおそらく韓宗に捧げられた器であろう。そのことを考慮に入れていえば、敿はおそらく獻にして獻器であろう。すなわち陳氏が敿・獻の同音を論じてこれを景侯虔の名としたのは誤であるが、字は獻と同聲通用し、獻器としてこの鐘を作つたことをいうと解される。獻は古く單に鬲形に作ることがあり、犬も攴に近い形にしるすことがある。金文編五四一頁、參照。鬲を擊つて樂器とすることは、この時代の貴族生活に考えがたいことであるから、字は獻の譌變の形とみてよいであろう。もし獻器の解をなしうるならば、特定の器名に充てる必要はない。宗周鐘は㝬侯の作器であるが「對乍宗周寶鐘」という。克盨に「用乍旅盨、隹用獻于師尹倗友婚遘」というに近い。獻器というもこれを奉獻する意でなく、その器を用いて祀り、その禮を獻ずる意である。「乍戎厥辟韓宗敿」とは、「隹用獻于韓宗」の意に外ならない。ゆえに末文に「永枼毋忘」という。刻して子孫に示すものである。

達征秦、迮齊入長城先、會于平陰、武侄寺力、𩰫敓楚京

䮾羌の武功をいう。達征は二字連文。唐釋に「達、說文、先導也、近出小臣謎簋、王令易自達征自五齵貝、則達征爲周人習語也」としているのがよい。劉釋に「率征秦之師、以迫齊也」というのは、達を統率の率とみるものであるが、文義に合わず、また事實とも一致しない。征秦と迮齊とは、別の行動である。征秦を「征秦之師」と解することはできない。郭釋に「所謂達征秦迮齊者、卽率諸

侯之師却秦、竝加以追討、復還師而迮迫齊人也」という。文の主語を韓侯とみているのであるが、もし率從の意ならば、禹鼎「亦唯噩侯馭方、達南淮夷東夷、廣伐南國東國」のように、その率いるところを賓語として示すのが例である。ここにいう秦・齊・楚に對する作戰は、當時の强國に對するもので、國際政局に波及するところも大きく、一韓侯の行動の範圍を超えるものがある。從つて史實の上にも何らかの徵證を求めうるはずであり、またそれによつて器の時期をも定めうるであろう。器の時期についての諸家の說も、それぞれ依據するところを、これらの史實に求めている。征秦の役について、劉・唐以下、靈王廿二年說をとる諸家、及び廿三年說をとる吳其昌は、當時晉秦の間にこれに該當すると考えられる事實がないため、別解を試みている。すなわち劉氏は文を「率征秦之師、以迫齊也」と解しているが、窮說というべきであろう。また吳其昌は、秦を齊魯の交にある秦地であるとして、

　齊魯之交、亦有秦地、故左傳記魯大夫、莊公九年有秦子、襄公十年有秦堇父・秦丕茲、昭公二十五年有秦遄、又孔子弟子有秦商、皆此齊魯之交、秦地之人也、又春秋經莊公三十一年、秋築臺于秦、杜注、東平范縣西北有秦亭、是其地也

という。しかしその地が魯地ならば文は征魯というべく、ひとり地名をあげていうべきでない。唐蘭は征秦の役を晉の悼公十四年、周の靈王十三年前五五九、すなわち春秋經襄公十四年にみえる伐秦の役であるという。經に「夏四月、叔孫豹、會晉荀偃・齊人・宋人・衞北宮括・鄭公孫蠆・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人、伐秦」とあるものである。しかしこの文には征役の參加者を詳しく列擧しているが、韓子の名がみえない。

安王說をとる論者のうち、郭沫若氏は、銘文にいう三役をすべて安王廿二年前三八〇にありとする考えである。この年の史記年表に、三晉の項に「伐齊至桑丘」、また齊の項に「伐燕取桑丘」の記事があり、その詳細は史記田敬仲完世家にみえる。郭氏はその記載を引いていう。

　世家云、桓公五年、秦魏攻韓、韓求救於齊、齊桓公召大臣、謀曰、蚤救之、孰與晚救之、騶忌曰、不若勿救、段干朋曰、不救、則韓且折而入于魏、不若救之、田臣思索隱云、戰國策作田期思、紀年謂之徐州子期、王國維云、臣思乃巨思之譌曰、過矣、君之謀也、秦魏攻韓、楚趙必救之、是天以燕予齊也、桓公曰、善、乃陰告韓使者而遣之、韓自以爲得齊之救、因與秦魏戰、楚趙聞之、果起兵而救之、齊因起兵襲燕國、取桑丘與此大同小異之文字、戰國策齊策中先後凡二見、一爲邯鄲之難、一爲南梁之難、蓋因文成熟套、述史者不免隨時驅使、非關事有出入也、以此觀之、安王二十二年、秦魏攻韓之事、實牽動全局、秦魏之攻韓、是否通謀、無可徵攷、韓受秦魏之攻、殆同往求救於齊楚趙三國、待得楚趙之救、乃獲却秦師、而與魏人爲和、齊人乘諸國之構兵、而襲燕取桑丘、燕人受齊之襲、必曾同往求救於韓趙魏、韓怨齊人之詒己而不救、趙魏亦恨齊之襲燕以相逼、故三晉聯軍、往攻齊、戰國七雄、均捲入漩渦之中、可知是年之役、實非同小可、而其事之始末、均以韓爲中心也、本銘所紀者、卽是年之事叢攷

郭氏の依據する田氏世家の文には疑問多く、またこの役を以て銘文の記事を解することもできない。韓はこのとき秦魏と戰つて楚の救援を受けており、「迮齊」の餘裕があつたとは思われない。かつこの世家の文にも混亂があり、索隱にもいうように騶忌・段干朋は威王廿六年前三三一、また宣

王二年前三一八にもこれと相似た話がある。前者はいわゆる邯鄲の難、後者は南梁の難であるが、梁玉繩は秦魏攻韓の記事は他にみえず、世家の文の主題は齊が燕の桑丘を取つた事實をいうにあるとする。カールグレンもすでにその郭説の矛盾を指摘しており、世家に齊の違約に對する報復的攻撃をしるして、「齊威王元年、三晉因齊喪、來伐我靈丘」という文をあげ、その報復は威王元年前三七八、すなわち前役の後二年になされており、銘文中にそのことが記されるはずはないとしている。カ氏は銘文の征秦の語に注意して文獻中にその事實を求め、兩者の衝突が行なわれた紀年として、

645 627 625 624 623 620 617 615 607 601 594 582 578 563 562 559
456 419 409 408 401 393 391 389 387 370

また三晉と齊との間の紛爭についても

591 589 572 555 550
494 485 472 471
413 409 408 390 385 384 382 380 378

をあげ、その中からカ氏のとる靈王廿二年、すなわち前五五〇年に近い資料を、徐中舒の考釋から抽出列記している。その主要なものは次の數條である。

前五六〇　左傳襄公十三年、晉悼公使韓起將上軍、辭以趙武、乃使趙武將上軍、韓起佐之

前五五九　襄公十四年夏、十二諸侯之大夫、從晉侯伐秦、報櫟之敗也

前五五七　襄公十六年、平公卽位、會十國諸侯齊不再入於溴梁、盟曰、同討不庭謂齊、次年、齊伐魯

前五五五　冬十月、會于魯濟、同伐齊、齊侯禦諸平陰

この後五年、齊は兵を興して晉を伐ち、平陰の役に報復している。徐中舒があげているこれら一連の事實は、銘文にいう秦齊の討征と一致するものと考えられ、カールグレンはこれによつて前五五〇年說をとりうるとしているのである。ただこの說では、カ氏も自ら認めているように、下文の「䜌敓楚京」という事實が說明されないことに難點がある。

周靈王廿二年・廿三年說、また周安王・威烈王廿二年說は、このように何れも銘文中にしるされている事實を十分に說明しえないものであるが、それは文首の二十二年を、何れも周王に繫けて解しているからである。すべて列國器の紀年は、それぞれの國の紀年をいうものであり、周の紀年を用いる例はなく、このことは文獻の記述においても同樣である。從つて、この器においても、下文に「令于晉公」とあつて晉がなお宗主權を保つている事實からみて、その紀年は晉の紀年を用いているとしなければならない。晉の歷世中、在位二十二年に及ぶものは、春秋中期以後では平公前五五七～五三二・定公前五一一～四七五・烈公前四一五～三八九の三公に過ぎず、三晉勃興の後ではひとり烈公をあげうるのみである。いま烈公治世の際の列國との關係を表示すると、次の通りである。

前四一九　秦靈公六年、晉城少梁、秦擊之秦本紀

前四一五　秦靈公十年原作十三年・按靈公在位十年、三字疑衍、城籍姑正義、括地志云、籍姑故城、在同州韓城縣北三十五里、秦本紀

前四一三　秦簡公二年、與晉戰、敗鄭下年表

前四〇九　秦簡公六年、塹洛城重泉秦本紀、正義、括地志云、重泉故城、在同州蒲坂縣東南四十五里也

魏文侯十六年、伐秦、築臨晉・元里魏世家、考證云、臨晉、今陝西同州府、元里、同州府澄城縣

前四〇八　魏文侯十七年、西攻秦、至鄭而還、築雒陰合陽魏世家、正義、括地志云、郃陽故城、在同州河西縣南三里、雒陰在同州西也

又云、文侯受子夏經藝、客段干木、過其閭、未嘗不軾也、秦嘗欲伐魏、或曰、魏君賢人是禮、國人稱仁、上下和合、未可圖也魏世家

前四〇一　秦簡公十四年、伐魏至陽狐年表

前三九三　魏文侯三十二年、敗秦于注魏世家

前三九一　秦惠公九年、伐韓宜陽、取六邑年表・韓世家

前三九〇　秦惠公十年、與晉戰武城、縣陝年表

前三八九　魏文侯三十六年、秦侵我陰晉魏世家、集解、徐廣曰、今之華陰、年表云、秦侵陰晉

前三八七　魏文侯三十八年、伐秦、敗我武下、得其將識魏世家、正義、括地志云、故武城、一名武平城、在華州鄭縣東十三里、考證云、黃式三曰、既獲秦將、又言敗我、疑有訛奪

前三八四　秦獻公立、秦以往者數易君、君臣乖亂、故晉復彊、奪秦河西地秦本紀

以上、晉秦に關するものを列した。これによつていえば、はじめ晉秦は互いに城を築いて緊張關係にあつたが、晉の烈公七年前四一三、秦を鄭下に敗つて優位に立ち、秦は洛城重泉に塹を設けて防備を嚴にしている。のち秦は魏地への侵寇を企てたが、文侯の君臣和合して乘ずるところがなく、また北して韓を攻め、その六邑を奪い、その後また勝敗をくりかえしている。紀年を烈公二十二年と解すれば、右のうち前四一三年、鄭下に秦を敗つた役が、文中にいう征秦に當るものであろう。周威烈王説をとる論者も、征秦をこの役に充てている。このとき三晉はなお分裂せず、史記の記述も、韓魏をいうに何れも晉の號を用いており、その宗主權が保たれていた時期である。この役より十二年後には、韓は秦に六邑を奪われているのであるから、强秦を破つたという武功を誇る銘文の記述は、それよりも前のことでなければならない。

次に迮齊のことについては、「入長城」「先會于平陰」とあり、具體的にその武功がしるされている。迮は殳に從う字形に作る。劉説に「卽說文迮字、文選歎逝賦注引聲類曰、迮迫也、玉篇、迫迮也」、また吳釋に「義爲擊」という。金文の鄦大史申鼎愙齋・六・七に「用征台迮」とあり、征と對文、强烈な攻撃を加えることをいう語である。

靈王期説をとる論者は、文中にいう平陰の役を、左傳にみえる二役襄十八年・昭廿三年のうち、前者の役をいうとする。劉釋に

襄公十八年前五五五傳、晉伐齊、齊侯禦諸平陰、塹防門而守之廣里

とある條を引き、「此役適當周靈王之十七年、晉平公之三年、是否卽鐘中所記之事、吾人雖不敢定、其所謂平陰、卽鐘之平陰、則無疑也」という。傳はなお下文に「丙寅晦、齊師夜遁、十一月丁卯朔、入平陰」とあり、齊の敗戰をしるしている。

左傳に平陰の役が兩見するのは、その地が齊の攻防の要地であるためであり、威烈王説をとる郭氏は、平陰の役は必らずしもこの一次に限らずとして、上引の田敬仲世家の文を引き、安王二十二年前三八〇説を主張していう。

蓋韓趙魏攻齊救燕、乘齊之虛、先破長城而會師於此、再分兵爲二路、一軍北上以襲齊襲燕之師、而至於桑丘、一軍南下、擣邿而佔領楚丘、以爲牽掣、北上者爲正師、南下者爲偏師、故史僅記正師、而不及其偏、䰾羌乃偏師之將、故僅記南下之功、而不及於北、此新舊史料、正所謂相輔相成者矣

二軍分兵のことは、全く郭氏の想像にすぎず、晉軍が長城に入つた役は史に明文があり、晉の烈公十二年のことである。その前後の關係記事には次の文がある。

前四一三　齊宣公四十三年、伐晉、毀黃城、圍陽狐年表、世家

前四〇五　晉烈公十一年、田悼子卒、乃次立田和、田布殺其大夫公孫孫、公孫會以廩邱叛于趙、田布圍廩邱、翟角・趙孔屑・韓師救廩邱、及田布戰于龍澤、田布敗逋水經瓠子水注、史記田敬仲世家索隱引竹書紀年、據范祥雍校、又義證參照

前四〇四　晉烈公十二年、王命韓景子・趙烈子・翟員、伐齊、入長城水經汶水注引竹書紀年

これよりさき、晉齊の間にはしばしば攻伐のことがあつて宿怨を結んでいるが、このときまた兩者の緊張は頓に强まつて、ついに兩年にわたる伐齊の役となつた。韓の軍はこの兩役に參加しているが、特に前四〇四年の役には韓景子が王命を奉じて出軍しており、かつ「入長城」という明文がある。鐘銘が下文に「卲于天子」というのは、この役が王命によつてなされたことを示しており、竹書の文はよく銘文のいうところと對應している。威烈王說をとる溫氏も、伐齊の役をこの年次のものとしているが、威烈廿二年說に合致させるために、烈公十二年の二を六の壞文とするなど、恣意的な主張をしている。鐘銘の事實を一時のこととする點において、郭氏の誤と相通ずるものがある。

齊の長城は、西のかた平陰から起つて山陵を連亙し、東して海に達するもので、もと齊魯の界をなすものであつた。劉說に「管子輕重丁曰、長城之陽魯也、長城之陰齊也、泰山記曰、泰山西北有長城、緣河經泰山千餘里、至瑯琊、水經東汶水注曰、泰山卽東小泰山也、上有長城、西接岱山、東連瑯琊巨海、千有餘里」を引く。田齊のときさらに大補修を加えたらしく、紀年に「梁惠王二十年前三五一、齊築防以爲長城」とみえる。

「入長城先」で一句。先とは先行をいう。從來下句につけて「先會于平陰」とよむが、會には先ということはない。積微居に「入長城先、四字爲一句、言䰾羌帥師、征秦迫齊、入長城時、爲先鋒也、近人皆以先字屬下會於平陸爲一句、非是、文不記後事、何爲忽言先乎、且會謂會師、會師必同時之事、不能有先後之分、會師而云先、文不可通矣」として員卣の「員先、內邑」を例とする。中方鼎二・三「王命中、先省南國」・中觶「王曰、用先」、虢季子白盤「是以先行」などみな先行の意。

齊の長城攻擊に當つて、韓景子の軍に屬する䰾羌の族が、先陣の功を收めたことをいう。

平陰はさきに述べたように左傳に二見、一は山東泰安の平陰縣襄十八年、一は河南孟津昭廿三年の兩地であるが、銘文のいうところはもとより前者である。その地が齊の長城の西方の起點であつた。劉釋にその地を詳說していう。

後漢郡國志、濟北國盧下有平陰城、有防門、有長城、東至海、水經濟水注曰、濟水自臨邑縣東、又北逕平陰城西、京相璠曰、平陰齊地、在濟北盧縣、故城西南十里、南有長城、東至海、西至濟、河道所由、名防門、去平陰三里、括地志云、齊長城西起渾州平陰縣、沿河歷泰山北岡、至密州瑯

琊臺入海、史記趙世家正義云、齊長城西頭、在齊州平陰縣

劉氏は靈王期說をとるものであるから、左襄十八年「同伐齊、齊侯禦諸平陰、塹防門、而守之廣里、丙寅晦、齊師夜遁、十一月丁卯朔、入平陰」の記事をそのまま銘にいう「入長城先」のことに當て、唐蘭もその說に贊しているのであるが、左傳の經文によるとこの役は魯が主動者となり、晉・宋・衞・鄭その他の諸國が參加しており、晉齊二國の直接交戰でなく、また王命によるという銘文の表現と合わない。また傳によると、晉の三軍は遁走する齊軍を逐うて、趙武・韓起の率いる上軍が盧を圍んで克たず、半月後には秦周を圍んでいる。かくて連合軍は齊都を包圍したまま久しく拔くことをえず、その間隙に乘じて楚が鄭に軍を出して連合軍の背後に迫ろうとした。師曠が「南風不競、多死聲」とその出兵を危んだ話は頗る有名である。翌十九年、諸侯は祝柯に誓うて軍を解いた。祝柯は濟南長淸縣にその故城があり、長城より深く齊地に入つたところである。その十一月、晉齊の和平が成り、前後一年半に及ぶ征役は終つた。魯の季武子は、この役に孚獲した兵器を以て、林鐘を鑄たという。會するもの十二國、その主力はいうまでもなく晉であつたが、作戰は連合軍の手で行なわれ、齊地の大半を制壓し、祝柯に會している。「入長城先、會于平陰」という銘文の事實と、必らずしも一致するものでない。靈王期說の根據とする左傳襄十八年の文、また安王期說のとる田氏世家の文が何れも銘文と一致しないのは、その說の信じがたいことを證明するものであり、この役は晉の烈公の十一年、晉軍が王命を以て、趙・韓を主力として長城にいつた征役をいうものであることは疑ない。このときは軍は深く齊地を制壓するに至らず、その諸軍を長城西端の起點である

平陰に會したのである。

「武侄寺力」以下は、征秦・迮齊につづいて第三の役をいう。武侄の句は難解であるが、要するに「寴敓楚京」という行爲の說明句である。劉釋に「武なる侄（騶虞戎名）力を恃み」とよむ。その說にいう。

寺乃恃之借字、說文所無、海內北經、林氏之國有珍獸、大若虎、名曰騶吾、郭璞曰、大傳謂之侄獸、侄騶實雙聲字、說文、虞卽騶虞、晉有虞號二邑、其後又有鮮虞、鮮虞卽羌虞、詩皇矣、度其鮮原、亦卽羌原、書大傳、西方者鮮方也、晉人謂之騶虞者、實與驪戎同、戎氏善養馬、故御馬、謂之騶從、其官曰騶虞、左傳成公十八年、晉悼公卽位、程鄭爲乘馬御、六騶屬焉、騶卽侄、群騶卽武侄

侄・騶は雙聲にして武侄は武騶、屭羌の勇武を稱する語とするものであろう。吳氏は「寺之古聲同紐、武侄者人名也、言此征秦迮齊、入長城會平陰者、皆有此武侄之力也、襄公十四年之羌戎子尙爲駒支、去此十年耳、則此武侄、疑爲駒支之子、然此無左證、未敢質言、其爲人名、則固甚明白也」とし、武侄を人名とする。しかし屭羌の功を列記する文中に「武侄の力なり」の一句を加えては、文氣の一貫を缺き、下句につづかない。

郭氏も武を人の名にして屭羌の字と解し、「武殆屭羌之字、羌人善騎射、故名羌字武、又羌可讀爲壯、亦與武相應」とし、侄については「侄乃到之異、此讀爲擣、寺者邿之省、襄十八年之役、傳云、乙酉、魏絳欒盈、以下軍克邿、杜注、平陰西有邿山、此寺亦卽邿山、蓋三晉會師平陰之後、武以偏

師力、擣郜山也」叢攷と解したが、傳文に郜を伐つたものは魏絳・欒盈の下軍であるとしており、韓氏はこれに加わつていない。郭氏は補遺においてその說を改め、「武卽武卒之武、荀子議兵篇、魏氏之武卒、又淮南覽冥訓、勇武一人爲三軍雄、高誘注、武、士也、江淮間、謂士爲武、今韓器亦用此字、蓋不必限于江淮間也」という。大系に至つてまたその說を訂補し、侄を挃と通用の字とし、「淮南兵略訓、夫五指之更彈、不若捲手之一挃、高注云、挃擣也」という。唐蘭は侄を忿戾の意とし、說文に孫至に従う字があり、勇很の義。「寺是也、力勤也、武侄寺力、猶詩烝民云、威義是力矣」と解する。徐說もこれに近く、侄は致、武致とは「武之至」の意という。文選には侄を鷙を以て解する。思うに武侄は連語、慓勇の意であろう。至・失はその音近く、その従う字には慓勇の意を含むものが多く、武侄とは後にいう趺宕などの語義に近いようである。金文には嗇武・聖武・元武などの語がみえるが、武侄のようにいう例はない。

寺力も解しがたいところであるが、郜を之と釋しては文義をえない。邾公牼鐘に「分器是寺」とあつて持の義、「永保是尙」と同じ。「武侄寺力」とは、歷戰の後においてもなお戰意沮喪するところなく、その餘勇を奮つてさらに楚京譶敓の功をあげたとするものであろう。

譶を劉說に疾言、吳說に衆言とし、唐釋には「譶敓猶襲奪、襲爲暫取、故利疾速、譶襲聲同、故可假用」という。說文三上に「譶、疾言也、讀若沓」とあり、郭氏は「譶有疾義、沓亦有急義、漢書禮樂志、騎沓沓、師古云、沓沓疾行也、譶猶沓沓矣」と沓の聲義を以て說く。積微居には「當讀爲慴」とし、銘文の義を論じていう。

武侄寺力、譶敓楚京者、謂晉軍征秦迫齊、勇武擣擊之威力、使楚國都之君臣慴懼震動、而奪氣也、春秋之世、晉楚互爭中原、世爲仇敵、此役兵不至楚、而言此者、戰勝之餘、張大其辭、以洩憤也

征齊の役における晉軍の武威が楚京を震撼したと解するもので、事實においては楚との戰役はなかつたという前提での論である。譶が沓聲の字ならば、譶敓は踏奪、その地に臨んでこれを蹂躪するをいう。單に風聲に慴れる意ではありえない。

楚京についても、衆說紛異、殆んど歸するところがない。劉釋に楚邱と解する繆鉞の說を引き、なお疑問を存していう。

溧陽繆鉞曰、楚京卽楚邱、爾雅釋地、邱之高大者曰京、邱京亦雙聲字、春秋隱公七年曰、王使凡伯來聘、還、戎伐之於楚邱、以歸、後漢郡國志、武成下引此爲證、武成在今山東曹縣、其地距平陰甚近、節案、晉戎是役、征秦迫齊、武侄猶欲恃力奪楚、而未果、楚邱之說、聊存異義耳

しかし「而未果」ということならば、これを器に銘してその功とすることはありえないわけである。靈王期說をとる論者は、この楚京譶敓のことを、概ね左傳襄十八年にいう平陰の役と關連させて說いている。すなわち吳其昌はその傳文を引いた後、晉の征齊のとき、楚師がその背後を窺つたが、南風競わず、鄭を侵して寒雨に遇い、「楚師多凍、役徒幾盡」という思わざる蹉跌を受けて退いた。しかし晉と齊楚の間には宿怨いよいよ深く、「其毒楚之心、無時或釋、故楚京雖遠、而亦議奪破之也、故曰、譶敓楚京」という。齊楚勾結のことは襄公廿三・四年の左傳にみえ、吳氏は器をその廿四年前五四九の制作とするが、史實に徵しうるものはない。唐蘭は劉・吳の缺を補う資料として平陰

役後の晉軍の行動に及び、「按晉軍入陰後、己卯、荀偃士匄、以中軍克京茲、乙酉、魏絳欒盈以下軍克郙、趙武韓起以上軍圍盧、弗克、十二月戊辰、及秦周伐雍門之萩」と傳文を引いて論ずるが、楚京のことは傳文にみえない。唐氏は楚京を、おそらくこのとき韓起の行動した地域にある一小地名であり、いまその地を確かめがたいとしているのであるが、征秦迮齊につづく武功としては、比類を失する。また劉氏はこれを曹の楚邱のことであるという。しかしこのとき曹伯は征齊の連合軍中にあり、その邑を連合軍が侵奪することは考えがたいことである。

靈王期說では、銘文中の三役をすべて平陰の一役に關連するものと解するが、その點では、郭氏の安王期說も同斷である。すなわち田齊桓公五年の秦魏攻韓のとき、三晉の軍が曹の楚丘を攻擊したものと解するのである。

蓋楚京乃二地名、卽楚丘與京山也、郙山省稱爲寺、故楚丘亦省稱爲楚、京山亦省稱爲京、衞風定之方中篇、升彼虛矣、以望楚矣、望楚與堂、景山與京、楚丘正略稱爲楚、今山東曹縣東南四十里、有楚丘城、卽其地、水經濟水注云、濟水北逕楚丘城西、又云、黃溝枝流、北經景山東、與詩合、足證景山確是楚丘旁邑之山名、毛傳訓景山爲大山、未得其實也、古音京景相同、史記高祖功臣侯年表、京侯周成、集解引徐廣曰、京一作景、本鐘銘之京、卽詩之景矣、富敓楚京者、言武率偏師、克寺之後、復長驅南下、奪取楚丘與景山也叢攷

大系の論旨もほぼ同じ。郭說には、靈王說の論者と同樣に、かなり推測にわたる言が多い。それで溫氏のごときは、郭說は書生の談兵、千古の劇談であるという痛評を加えている。

定之方中にみえる楚邱は山東曹縣の附近で、その地には乘邱・楚邱・桂陵・陶邱、また曹南山などがある。みなかつて曹の地であつたが、曹は前四八七年、宋に滅ぼされている。それで前五五〇年說をとる研究者は、楚京を曹地の楚邱と解しえないのである。曹は當時、平陰の役に參加した諸侯の一であつたからである。また郭說等、器の制作を曹滅亡後におく論者はこれを故曹地と解しうるのであるが、田桓五年の役では實狀に合わず、威烈王說の論者、たとえば容庚氏のごときは、ただ「楚京、未詳所在」というのみである。

曹滅んでのち、その地は一時宋に歸したが、まもなく楚の北進に遭うて、その地は楚の領有となつた。史記には次のような記事がみえる。

前四〇〇　　楚悼王類二年、三晉來伐我、至桑丘年表、世家作乘丘

前四〇〇　　悼王二年、三晉來伐楚、至乘丘而還楚世家

桑丘の地は北方僻遠の地であるから、世家に從つて乘丘とすべきであろう。乘丘はのちの乘氏城である。讀史方輿紀要卷三三に「乘氏城、曹縣東北五十里、春秋時乘邱地、莊十年、公敗晉師於乘邱」とあり、晉楚の相爭うところであつた。楚邱は曹の東南四十里にあり、乘邱と楚邱とは相近い。詩の定之方中にみえる堂・京も古くこの附近にあつた地名である。史記にはひとり乘邱の名をあげているが、楚・堂・景・京はみな一望のうちにある地名であるから、世家にいう悼王二年の伐楚は、三晉がこの地に侵寇したことをいう。三晉というのは、韓氏の軍をも含む意である。史記にいうこの伐楚の役こそ、銘文にいう「富敓楚京」の事實に當るものであろう。從つてこの楚京の役は、征

秦迮齊の二役とはまた自ら別の戰役である。楚京は乘邱附近の楚・京二地とみてもよく、また秦・齊の二役に對して、楚の名を冠稱したものとしてもよい。威烈王說をとる溫氏が、晉楚の役を說くに苦しんで、楚京を平陰城東南の京茲に充てようとしているのも、窮說というべきであろう。烈公說によれば、その役は史記に明確な證を求めうるのである。

賞于韓宗、令于晉公、卲于天子

辟君たる韓氏の宗においてその武功を賞せられ、晉君よりも褒賞を受け、そのことは王聽にも達したことをいう。これもまた器の時期を考うべき問題を含んでいる。

唐氏は、平陰の役に魯より晉の六卿に三命の服を賜い、また平陰の役の翌年に當る左傳襄十九年に「於四月丁未、鄭公孫蠆卒、赴於晉大夫、范宣子言於晉侯、以其善於伐秦也、六月、晉公請於王、王追賜之大路、使以行禮也」とある記事をあげて、晉の諸卿の功も、必ずや周室の册に載せられたであろうと論じている。しかし銘文の秦・齊との戰が鄭下の戰前四一三、及び王が韓子等に命じた長城侵寇の戰前四〇八であるとすれば、この記事は銘文の事實を示すとはしがたく、殊にその論功が厵氏にまで及んだとする證はない。韓が趙魏と圖つて知伯を滅ぼし、三晉鼎立の勢を成したのは前四五三年のことであるから、平陰の役より約百年を經過しており、この文を說きえないのである。

韓宗の宗を、唐蘭は大宗の義とみている。それで「厵羌既爲韓氏之族子、則得命于晉公矣」としているが、もし厵羌が韓の族子ならば「戎厥辟韓宗」ということはありえない。宗には京宗・周公宗・宗室・宗彝などの語例からみても明らかなように宗廟の意があり、親族法的な意味を以ていうときには皇宗・宗子・宗婦のようにいう。從つてもし韓宗が厵羌の本宗の意ならば、琱生𣪘二「對揚朕宗君其休、用作朕烈祖盟公嘗𣪘」のようにいうべきである。殊に「韓宗敲」の敲が獻の義であるとすれば、それは辟君の祭享に獻ずるものであり、韓氏と厵氏との宗法的關係を意味するものとはしがたい。「賞于韓宗」とは、その辟君たる韓氏の宗廟において、武功を賞せられたことをいう。册命賜與が宗廟の大室中廷で行なわれるのと同樣である。

なお韓・趙・魏の三卿が正式に諸侯として認められたのは、周の威烈王廿三年前四〇三のことであり、本器はそれより九年後の制作であると考えられる。從つて韓宗という語は、三晉獨立の後でなくてはふさわしくない。周本紀に「威烈王二十三年、九鼎震、命韓趙魏爲諸侯」、韓世家には「景侯六年、與趙魏、俱得列爲諸侯」、また趙世家「烈侯六年、魏韓趙、皆相立爲諸侯」、魏世家「文侯二十二年、魏趙韓、列爲諸侯」とそれぞれの記載がある。もとより晉の六卿專權の勢はこれよりさきすでに定まつており、知伯滅亡前四五三の後には三晉分立の實をなしていたのであるが、韓宗という語は諸侯としての地位が定まつた以後とするのが適當であろう。その點からも、靈王期說・威烈王說は何れも妥當としがたい。

「令于晉公」の令を、劉・吳の兩釋に何れも賓と釋するが、銹泐のない器銘によると明らかに令と釋しうる字である。令は命の初文。「命于晉公」とは命を賜う意で、晉室よりも恩命を受けたのである。晉室はこのときすでに、甚しく微弱であつたが、なおその祀を保つていた。晉室の衰頽は早く昭公のとき以來避けがたい形勢にあり、三晉分裂の勢は何びとにも豫測しうる狀態であつた。

延陵の季子が三家の專權を豫言したのは、左傳によると平公の十四年前五四四のことである。いま晉世家の文を主として、その頽勢のあとをしるしておく。

昭公六年前五二六卒、六卿彊、公室卑左傳昭公十六年、魯人子服昭伯之語

頃公六年前五二〇、周景王崩、王子爭立、晉六卿平王室亂、立敬王左傳昭公廿二年經・傳

頃公十二年前五一四、晉之宗家祁傒孫、叔嚮子考證曰、二氏皆以公族爲大夫者、相惡於君、六卿欲弱公室、乃遂以法盡滅其族、而分其邑爲十縣、各令其子爲大夫、晉益弱、六卿皆大梁玉繩曰、十縣大夫、除趙韓魏知四姓之外、其六人者皆以賢擧、豈盡六卿之子姓族屬乎、史誤

出公十七年前四五八　知伯與趙韓魏、共分范中行地、以爲邑、出公怒、告齊魯、欲以伐四卿、四卿恐、遂反攻出公、出公奔齊、道死、故知伯乃立昭公曾孫驕、爲晉君、是爲哀公正義及索隱曰、諸說並不同、年表云、出公十八年、次哀公忌二年、次懿公驕十七年、紀年云、出公二十三年奔楚、當此時、晉國政皆決知伯、晉哀公不得有所制、知伯遂有范中行地、最彊

哀公四年懿公二年、前四五三、趙襄子・韓康子・魏桓子、共殺知伯、盡幷其地

幽公柳立前四三七、幽公之時、晉畏、反朝韓趙魏之君、獨有絳曲沃、餘皆入三晉

幽公十八年前四二〇、盜殺幽公、魏文侯以兵誅晉亂、立幽公子止、是爲烈公年表、立其弟止

烈公十九年前四〇一、周威烈王賜趙魏韓、皆命爲諸侯年表在十七年、前四〇三

靜公二年前三七六、魏武侯・韓哀侯・趙敬侯、滅晉後而三分其地、靜公遷爲家人、晉絕不祀

威烈王說をとる論者にとつて、このような晉室の陵夷は障碍となるものであり、カールグレンもその問題に論及しているが、特に安王說をとる郭氏にとつては殆んど致命的ともいうべき難點である。これについて郭氏は

晉公者、依紀年當爲桓公、依史記則爲孝公、按當以紀年爲是、紀年者晉史也、天子者周安王、周安王二十二年、距晉之絕祀僅四年、而韓氏之陪臣、猶以受命于晉公、見昭于天子爲榮、且奉天子之正朔、足知當時之周晉、確猶擁存其虛主之位也

と論じているが、器銘にいう正朔は晉紀であり、器の制作の當時、晉室はなお三晉の宗主として、名義的にもせよその宗主權を存していたのである。晉の絕祀に至るまで、なお三十年を殘している。器銘にいう征役を、征秦は前四一三、迮齊は前四〇八、楚京の役を前四〇〇とすれば、三晉分立後の役は最後の一役にとどまり、しかも侯命をえた翌年のことである。その行賞が役後久しからずして行なわれたとすれば、その武功について晉公・天子の嘉賞を受けることはもとよりありえたとすべく、器は最後の役より六年後の制作である。

命とは恩命の意であるが、具體的には命服を賜うのであろう。陪臣に命を賜うことは、平陰の役後、魯公が晉の六卿に三命の服を賜い、また「軍尉司馬司空輿尉候奄、皆受一命之服」左傳襄十九年という例がある。これは他國の卿大夫に命服を與えている例であるが、これによつていえば晉がその陪臣たる𠫑羌に命服を與えることも、當然考えられる。

「卲于天子」とは、そのことが王聽に達せられることをいう。劉釋に「昭于天子者、昭告于天子也」、また郭釋に「凡金文昭字均作卲、昭于天子、猶大雅文王、於昭于天、義如以昭周公之明德左傳定四年

文、猶言旌表也、毛傳、以詩之昭訓見、劉於鐘銘解爲昭告於天子、均未得其旨、又此三于字、均表示被動之介詞」叢攷という。金文には也𣪘に卲告の語もみえ、銘文ではことが上聞に達するをいう。およそ命服のことは、天子に請うてなすべきことであり、左傳襄公十九年「晉侯請於王、王追賜之大路」という文の「請於王」に當る。作器者の立場からいえば、「卲于天子」はもとより被動の語法である。

𠫑氏の武功が、このように韓宗に賞せられるのみでなく、晉公に命ぜられ、ついには上聞に達するのは、その征役が王命により、あるいは晉侯としての行動であつたからである。すなわち征齊の役前四〇八は特に王命によつて、韓景子・趙烈子の軍が主力となつて行動している。韓氏はこのときなお諸侯に列するをえず、王命を晉侯を通じて受けているのである。韓氏はのち五年にして諸侯に列したが、浾齊のときにもなお卿にすぎなかつた。楚京の役のときにはすでに列侯であつたが、器には前二役の功をも合せてしるしており、それらの論功は、晉侯・王室によつて公的にも承認を受けたのである。

用明則之于銘、武文咸刺、永枼毋忘

明則二字連文。沇兒鐘の「惠于明祀」を、邾公華鐘に「台卹其祭祀盟祀」に作り、邾公釛鐘に「用敬卹盟祀」に作る。明盟は通用の字。明則とは、鐘銘に刻して神明に告げる意であろう。則は劉釋に「則、刻劃也、說文、等畫物也、刻之于銘、著己之勞伐、以垂子孫也」という。また郭氏は「則讀爲載、古音則載相同、故虛字多用載爲則、詩載馳鄘箋、載之言、則也、廣雅、載則也文選高唐賦注所引、周語韋注亦同、是載可讀爲則、則則亦可讀爲載矣、載者記也、識也」という。則載の通用を以て說くものである。

則は金文の字はみな鼎刀に從う。その原義は鼎銘に刻畫する意であり。說文の古文・籒文の字形もみな鼎に從う。說文の正篆に貝に從う形とし、「等畫物也」というのは二分の義をとるものであるが、字の初義をえたものとしがたい。則はもと彝銘をいう。それより轉じて法則・典範の意となる。劉氏は說文により、郭說は假借を以て說くも、鼎銘に刻するを則といい、また劑という。約劑の義である。

周禮司約に「掌邦國及萬民之約劑」、また「大約劑書於宗彝、小約劑書於丹圖」とあり、注に「劑謂券書也」とみえるが、券書を用いるのは後世のことである。劑はおそらくもと齎に從うもので、「書於宗彝」とは、鼎・齎に銘刻するをいう。鼎に刻するを則といい、齎に刻するを劑という。文字の構造法同じ。約劑は大史にこれを藏し、その貳を六官に致す定めであつた。器銘にいう明則とは、これを宗彝に銘するもので、必らずしも約劑の義ではないが、器に銘してその盟誓を致すものであろう。すなわち韓宗にその盟誓を獻ずるもので、あわせてその功烈を子孫に傳えようとするのである。

銘は說文にその字なく、金文では概ね列國器にみえる。楚公逆鐘に「厥格曰」とあり、邾公華鐘「吝爲之名、元器其舊」、吉日劍「朕余名之」、秦公鐘「厥名曰□邦」など、字は格・名に作り、多く鐘銘にいう。禮記祭統に「夫鼎有銘、銘者自名也、自名以稱揚其先祖之美、而著之後世者也」、

あるいは檀弓下に「銘、明旌也」というのは何れも後起の義。名はもと祭肉を奉じて祝告し、祖廟に名を告げる儀禮を意味する字で、秦公鐘の「厥名曰□邦」というように器名を以て告げるにも用いる。その文を銘という。

「武文咸剌」の武文も解しがたい語である。文武の德をいうには多く文武という。劉釋に唐蘭の説を引き、これを晉の文公・武公をいうと解し、「秀水唐蘭曰、晉牒武獻惠懷文襄、器稱武文□剌、當作於文公以後、悼公稱霸最久、或作於是時歟、節按、器作於文公以後、甚是」という。しかるに唐氏はのちその自説を補訂し、韓氏はもと晉室より出ており、ゆえに武侯・文侯の名を著わしているのだとする。その説にいう。

晉國有二武文、其先唐叔子燮晉侯、晉侯之子寧族、是爲武侯、又穆侯太子仇爲文侯、是也、其後者、則曲沃武公、更號爲晉武公、其孫爲文公、是也、凡鐘鼎銘、皆追記祖考先烈、則此當爲武侯及文侯、余前記爲武公文公者、誤也、世本及國語、並謂韓萬爲曲沃桓叔之子、國語最詳晉事、世本悉著譜系、當得其實、則韓宗爲晉裔無疑、史記以爲周武王子韓侯之後、非也、曲沃桓叔、爲文侯之弟、故韓氏得祖武侯文侯矣

韓氏姬姓説は、鄧名世の古今姓氏書辨證に左傳僖公廿四年「邘晉應韓、武之穆也」を引き武王庶子説をとる。すでに晉・韓を並べ列することからいえば、この韓は晉侯の後であることはありえない。鄧氏はその初封を韓城、すなわち晉の韓原とし、「宣王中興、韓侯能幹不庭方、以佐王、大有功于周室、王親命之、賜之梁山、以爲韓國之望、平王東遷、子孫失國、以韓爲氏、而地入於晉、至曲沃武公幷晉、有韓萬者、爲戎大夫、伐翼有功、復封韓原、以爲采邑、其地蓋在河津萬泉之間也」巻八という。世家にも「韓之先、與周同姓」とし、晉裔の説をとっていない。

器は屭羌がその辟君たる韓宗の祀を奉ずるために作ったものであり、武文とは韓宗先世についていう。もし韓宗が晉室の後ならば、桓叔の兄文侯の名をあげずして、その父穆公の名をいうべきであり、高祖を稱するならば唐叔よりいうべきである。かりに左傳・系本によって韓を晉の支庶とするも、作器の當時晉韓の間に宗支の情のみるべきものなく、三晉はすでに諸侯に列しているのであるから、韓はその別子たるものを宗祖とすべく、從って文中の武文を晉牒のうちに求めるのは誤である。

郭氏は武文を先世の名とする説をとらず、別解を出し、「余案、此乃作器者自爲懿美之辭、猶小雅六月稱文武吉甫、魯頌泮水言允文允武、蓋屭羌征秦迮齊、克敵致果、是有武功、凱旋受賞、作器能銘、是有文事、故曰武文□剌」という。武功を以て武と稱し、作銘のことを文というと解するものであるが、凡そ自銘の器に武文咸剌と稱する例はない。また懿美の語には、文武という例である。

韓宗は、韓武子がはじめて韓原に封ぜられて興ったとされる。すなわち韓の昭穆は武にはじまり、武文を以て相序したものであろう。諸侯王の系譜廟號は、宗法・祭統の上から、昭穆を以て序せられていたと考えられ、名號の上に昭穆の意を示すことがなくても、廟制や祭統上の秩序はこれを原理として構成されていたようである。韓においては、武文がおそらく昭穆の紹遞を示すものであつたと考えられる。武子より十世にして、韓の譜牒にまた武子があり、武子ののち景侯を經てまた武

侯系本がある。武侯は史記に列侯に作る。列は武系の名號であろう。器は景侯のときに當るが、當時の韓室は武子・景侯・武（列）侯・文侯という次序を示している。おそらくこの武文は昭穆の序に從うものとみられ、韓宗の世譜をいうには武文と稱したのであろう。すでに韓宗の祀に奉ずる器であるから、その昭穆を以ていうのである。

咸剌の咸は、諸鐘の字が何れも銹泐して明らかでなく、從來多く缺釋のままである。善齋の第三器にこれを成と釋し、「第七行文下乃成字、謂成王也、余細審是器、始得見之、惜不易拓出、未克公諸世耳」善齋・一・二六という。郭氏はその釋を誤として咸と改め釋し、「案此說有未諦、如果爲成字、而爲成王、則當云文武成、而不當云武文成、蓋成咸形近、字又泐殘、不免稍以成見爲說耳、余初說武文二字、爲作器者自爲懿美之辭、今得識咸字、益足證余說之不誤」彙續という。唐釋の後に付した劉氏の跋に、字を休と釋する說をあげ、「余友蕭山朱豫卿、息軒劉盼遂、皆謂乃休字剝落、休烈之辭、見漢書匡衡傳、曰休烈盛美、皆歸之二后、休烈乃美烈之意」というが、金文においては休は多く休賜の意に用いる。器はいま泉屋に藏するも目檢の機會に乏しく、善齋のいうところを參考として咸と釋しておく。金文に咸令・咸有・咸剌・咸畜など副詞に用いる例が多い。ただ郭說のように、武文を懿美の辭としては、咸字の義が適當でなく、武文を歷世の意としなくては文義が順でない。これまた武文を韓宗のことに屬して解すべき證である。

「永枼毋忘」は「永世勿忘」の意。劉說にいう。「吳大澂曰、枼古葉字、齊侯鎛、枼萬世至于辝孫、勿或俞改、陳侯午錞、永枼□忘、詩長發、昔在中葉、古枼葉牒皆相通、卽傳世之稱、永枼毋忘者、永世毋忘也」という。齊侯鎛、すなわち𩞁鎛の文は「枼萬至於辝孫子」とあり、枼は世の繁文。他にも異構の字がある。

郭氏のように「武文咸剌」を自ら懿美する語と解するならば、この句はそれを永世に傳えることをいう語となつて、甚だ驕泰に失するものとなる。彝銘の末文には、先世祖考の靈に告げ、あるいは子孫に告げる語を以て結ぶのが例であるが、この文には自己の先世をいうものなく、また子孫の語を著けていない。しかも上文の「武文咸剌」の句を承ける語である。これを以ていえば、「永枼毋忘」とは他に告げる語でなく、自ら戒め誓う語とすべきであろう。陳侯午敦に「台烝台嘗、保有齊邦、永枼毋忘」というのも同じ。この語を以て韓宗の武文に告げるのは、この器を韓宗の祭祀を奉ずるために作るとする、文首の語に對應するのである。首尾一貫して、文に脈絡あるものというべきであろう。

訓　讀

唯（これ）廿又再祀、驫羌、戎の辟たる韓宗の敲を作る。遂（したが）ひて秦を征し、齊を迮して長城に入るに先んじ、平陰に會す。武侄寺力、楚京を富敓す。韓宗に賞せられ、晉公に命ぜられ、天子に卲せらる。用て之を銘に明則す。武文咸く烈なり。永世忘るること毋からむ。

参考

積微居の跋文末に一語を加えて、「此銘文字本明白易曉、而釋者不免鑿之使深、又所記爲戰事、戎字正其類語、而釋者顧改字讀之、似不免舍近求遠之病矣」と評しているが、劉・唐・吳・郭・容・徐・溫・董の諸家が再三にわたつてその考釋を論じ、しかもなお結論をえなかつたことを思えば、その文は決して「明白易曉」と稱しうるものではない。尤もその文は僅かに六十一字、特に聱牙の語もなく、また于省吾が「氣體雄駿、瓌麗醇奥」などと稱する特別の文體ではないが、文中の史實に確當のものを求めることが容易でなく、文また簡古、字々みな大旨に關するところがあり、それだけに考釋には最も周愼なるを要する。ゆえに各家の考釋はそれぞれ競爽の美を爭うものであるが、讀むに從つて百疑續出し、一として安んじうるものがない。ゆえにその疑點のあるところを明かにしながら、かつてその要を論じた。いま私見を以て銘文の意をまとめると、次のごとくである。

晉の烈公の二十二年前三九四、𠫑羌は、われわれ戎の辟君たる韓の宗室の祭祀に奉ずるための器を作つた。その理由は、かつて韓君に率いられて秦と戰つてこれを鄭下に敗り前四一三、また晉公が王命を受けて齊を征したとき、晉の卿士であつた韓景子に從つて齊の長城に入るに先陣の功をあげ、長城の西端にある平陰に會した前四〇九ことがある。またさらにその勇武なる戰力を以て、三晉が楚を伐つて乘丘等を侵奪した役前四〇〇にも參加し、楚京を攻略した。このように重なる武勳によつて、辟君たる韓室の宗廟において賞賜を受け、三晉の宗君たる晉公からは命服が與えられ、かつその武功は天子の上聞にも達したのである。ここにおいてその寵榮をこの鐘に銘して永久に

記念する。これというのも韓宗の威烈なる武文列世の神靈の致すところであるから、末代までもそのことを忘却するものではない。

これによつてこの銘文のもつ問題點は、概ね說くことができるように思う。この考釋は、從來の說とかなりの點で異なる。いまこの考釋の基礎となる主要點をあげると、次の諸點である。

1文首の「廿又再祀」を從來すべて周室の紀年としているが、これを晉の紀年とし、烈公廿二年とする。

2「戎厥辟韓宗」の厥を領格の助詞とし、𠫑羌と韓宗との主從關係をいうものとする。

3「韓宗敵」の敵を音獻にして、獻享の器とし、銘の末文をそれと對應するものと解する。

4秦・齊・楚の三役を、それぞれ年次の異なる征役と解し、史籍にその徵を求め、作器の時期を明らかにする。

5韓宗・晉公・王室という層序的な關係を、右の三役との關連において把握する。

6武文を韓宗における昭穆的秩序をいうものとし、銘末の文意を明確にする。

以上の六點のうち、2については羌族考論叢九集に論及しておいたので再說を避けた。なお1・3について、次に補說を加えておく。

文首の廿二年を周室に繫けるのは、文中に「卲于天子」の語があるため、一種の先入觀となつた嫌いがある。しかし𠫑羌が韓氏の臣であり、三晉がなお晉を宗主とする關係にある以上、その紀年は晉紀でなくてはならない。列國の器においては、一般に周の紀年を用いず、その國の紀年による

例である。者沪鐘のように「隹戉十又九年」とその國號をあげていうものはもとより、楚王酓章鐘「隹王五十又六祀」、陳侯午敦「隹十又四年」などは何れも楚・齊の紀年を以ていう。このことは殆んど自明にひとしい金文の通例であるに拘わらず、諸家が争うて周王にその繫けるところを求めたのは、「天子」の一句に牽かれて先入の見に陥つたためであろう。晉の紀年によるとすれば、烈公廿二年の他には、銘文の條件を滿足せしめうるものはない。

次に敵の解釋は、この器銘理解の上に一の關鍵をなすところである。宗器はその宗族によつて作られるのが原則であり、靜卣「靜拜䭫首、敢對揚王休、用作宗彝」をはじめ、善鼎「用作宗室寶障」・豆閉𣪘「永寶用于宗室」・小克鼎「克作朕皇祖釐季寶宗彝」など、この種の表現の有無に拘わらず、みなその器と考えてよい。ときにその親縁のために作ることもあり、そのときには

楚王酓章鐘　隹王五十又六祀、楚王酓章作曾侯乙宗彝、奠之于西𨛭、其永寺用享

のように、楚王が曾侯乙の宗彝を作るという。曾は楚の附庸であり、かつ

曾姬無卹壺　隹王廿又六年、聖趄之夫人曾姬無卹、……甬乍宗彝障壺、後嗣甬之、職在王室

のように通婚の國でもあるから、宗器を作つて與えることが行なわれているのである。このような關係がなくても、たとえば

作冊大方鼎　公朿鑄武王成王禩鼎、隹四月既生霸己丑、公賞作冊大白馬

によると、公朿が武王成王の祀鼎を作ることをしるしており、また宗周鐘は㝬侯の器であるが、「我隹司配皇天王、對作宗周寶鐘」とあり、前者はおそらく獻器、後者はその宗に配祀することをいうものであろう。いまこの器に「作戎厥辟韓宗敵」というのは、獻器とみるべきか、奉享の器とみるべきか、兩解のありうるところがあるが、その器が韓王墓から出土しているという事實は、一應注意すべきであろう。それで器の出土事情について一言しておく。

器は唐釋に鞏縣の出土とするが、洛陽郊外の金村にある一群の古墓から出土したものである。同地の遺物は一九二九年頃から海外にも流出しはじめ、編鐘の出土は一九三一年民廿年初のことであるという。その年すでに劉・吳の考釋が出され、翌年には徐・唐の考釋が發表されるなど學者の關心を集めたが、その出土地や出土事情については不確かなところが多く、一時は鞏縣の出土とも傳えられたのであろう。

器の出土事情は W. C. White の Tombs of Old Lo-yang 上海・一九三四によつて報告されたが、これとても發掘調査の報告ではなく、資料や情報の蒐集になるものであつた。その概要は別に顧子剛の「韓君墓發見略記」國立北平圖書館館刊第七卷第一號、一九三三として發表されている。W氏の報告によると、この編鐘は洛陽城東約三十五里、金村を去ること遠からぬ太倉の出土である。發掘は前後二、三年にわたつて行なわれ、民二十年初に編鐘が出土した。その地は成周の遺址で、土地の人が李密城とよぶ地である。その東南隅、邙山の南麓に古城垣の遺址があり、その南約二五〇呎に東西六基の墓がある。その約三五〇尺南にまた東西二基あり、構造相近く、あるものは小墓・馬坑を伴う。出土器中、韓君の銘をもつものがあり、この一群の墓は韓君墓とよばれた。その見取圖は略記一四

六頁及び梅原博士の「洛陽金村古墓考」四頁に載せられている。古墓發見の端緒は、民十七年一九二八、霖雨のため土地が陷沒し、下に古墓のあることが推測され、所有者から採掘權をえたものが試掘して、馬坑や羨道を發見し、やがて墓室が發掘された。

墓室の底層は八角形をなし、南北四呎、横二呎、厚さ四吋の石塊が布かれ、末端は羨道に達する。石塊上に一呎幅の松材を南北に並べ、墓壁の七面には長方塊の松材を五層に積み、高さ七八呎、三重の牆壁をなす。內側の牆壁五層中の第三層に、東西北の三處に空格があり、腰坑に當る。南面に墓門鐵礎があり、礎上四五呎のところに石拱があるが、雕飾のあとはない。墓壁には深棕色の漆が塗られ、墓頂近くの壁には廣さ一呎程の繪畫がある。繪は龍鳳の屬であるらしいが、識別しがたい。一定の間隔を以て直徑三呎の銅片があり、玻璃が嵌入されている。棺槨は北向、室の中央にある。以上は第五墓の墓制であるが、他は竪坑によつて遺物が搬出され、內部が亂されている。ほぼ同様の墓制であつたと推測される。

出土物は玉器が多く、精巧を極めている。他に人物花紋を付した圓形の小銅器や燈・鐘・帶鉤・案脚・漆器・銅鏡臺などが出土したが、一般の墓葬にみられる祭器や戈戟の類が殆んどみえぬことが注意される。馬具は最も特色があり、金銀を用いた華麗なものが多い。以上はW氏の手翰によつて顧氏のまとめた報告の概要であるが、のちW氏も報告を上梓し、梅原氏の「洛陽金村古墓聚英」昭一二に遺品の集成と解説がある。遺品中、銀器に三十七年の刻字をもつものがあり、氏はそれを始皇三十七年、すなわち前二一〇年とする。韓氏の滅亡後、二十餘年後である。そして梅原氏は、驫羌鐘の制作の時期も、郭氏の安王期説、容庚氏の威烈王期説が近いであろうとする。編鐘の時期は、必らずしも出土品との關係からでなく、銘文の解釋によつてその絕對年代を定めうることは、すでに述べた。

今本竹書紀年によると、魏の武侯二十一年前三七六、韓は鄭を攻めて新鄭に都した。韓の哀侯元年である。梁惠成王元年前三七〇、韓の懿侯は趙とともに魏を伐つて蔡癸を取り、魏世家によると、翌年には馬陵に敗れて報復を受けている。韓は昭侯前三六二〜三三三のとき、しきりに秦に敗られ、次いで宣惠王の八年前三二五王號を稱したが、その十九年前三一四には太子を秦に質として和を講じている。

これよりさき、蘇秦が六國の合從を說き、一時これに成功前三三三したことがある。戰國策韓一に、「蘇秦爲楚合從、說韓王曰、韓北有鞏洛成皐之固、西有宜陽常阪之塞、東有宛穰洧水、南有陘山、地方千里、帶甲數十萬」とあり、このとき韓都はおそらく河洛の地にあつたものと思われる。のち次第に秦にその地を削略せられ、始皇の十七年前二三〇についに秦に滅ぼされるのであるが、洛陽韓墓の造營はおそらくその間にあるべく、銀器にしるす三十七年は始皇の紀年ではありえない。驫羌鐘の制作は前三九四年であるから、これらの墓群も韓都が河洛の地にあり、なおその國勢を維持していた前三百年前後に營まれたものであろうと考えられる。この墓群ははじめ五臺墓の名でよばれていたが、劉節の「答懷主教書」にその出土地の沿革を論じていう。

五臺墓在舊土城之東北角、舊土城爲魏晉以前之洛陽故城、書洛誥所謂又卜瀍水東、亦惟洛食之地、

書序謂之東郊成周也、酈道元水經注穀水篇、論之最詳、今舊土城適當白馬寺之東、與道元之說相切合、注又曰、周威烈王葬洛陽城內東北隅、景王冢在洛陽大倉中、翟泉在兩冢之間、然則此五臺墓、殆卽所謂周威烈王墓邪、此疑問也、古人治學記言、往往得之傳聞、道元上距衰周千有餘年、所言未必準確、今就該冢所出各器物觀之、殆卽戰國末葉韓國君主之古墓、蓋周之王城處于澗瀍之間、南繫洛水、具見周書洛誥、及逸周書作洛解、則今之舊土城、非周王城故址、乃周之下都、審矣、皇覽言秦封呂不韋、大其城、幷圍景王冢、然周自平王以後迄敬王、凡十一代皆居王城、至敬王始城成周、居之、至赧王復遷王城、事見左傳國策、戰國末、韓臨二周之郊、成周實爲韓地、則景王冢亦未必卽道元所指之處、括地志曰、洛陽故城在洛陽縣東北二十六里、周公所築成周城也、晉太康地道記以爲四十里、今之所考、約略相合矣

すなわちその地は舊成周故城の東北隅に當る。周の敬王前五一九〜四七六が王子朝の亂を避けて一時この地に遷り、のち赧王前三一四〜二五六が再び王城に還つたが、周はその後數年にして滅んだ。韓が成周の地を收めたのは、おそらく赧王が王城に歸つてからのちのことであろう。すなわち韓墓の造營は、早くても前三一四以前ではない。このとき韓は宣惠王前三三二〜三一二の十九年、その後襄王前三一一〜二九六・釐王前二九五〜二七三・桓惠王前二七二〜二三九を經て、王安前二三八〜二三〇九年、秦に滅ぼされている。釐王の十四年前二八二、秦と兩周の間に會しているのは、殆んど城下の盟にひとしく、以後連年秦の削略を受け、存亡の危機がつづく。このことからいえば、韓墓はおそらく惠・襄・釐三王のころのものと考えてよい。劉氏は墓群の時期と驫羌鐘の制作時期とは直接の關係がないとして、鐘の時期については依然として靈王期說を主張しているが、以上の考察によれば、墓群の時期は鐘の制作より百年、もしくは百數十年後となる。鐘はその第七墓の出土と傳える。郭氏彙攷三六葉は「驫鐘出處、大概在第七墓中、因曾在該墓發見驫鐘之斷片、其花紋固與完全之驫鐘花紋一律、故可推斷也」というW氏の書翰を示している。他に斷片があるとすれば、鐘數ももと十四を超えていたのであろう。

銘文は全文僅かに六十一字であるが、簡古にして重要な記述を含み、一字をも等閑にしがたいものがある。文字はすべて方格のうちにしるされ、大克鼎と同じ形式である。字形は整工にして、秦器の字と近い。薑作賓氏の沁陽玉簡大陸雜誌・一〇・四に、兩者の字體を比較して何れも春秋中葉の器としているのは、時代觀においても、鐘銘の內容からみても首肯しがたい。郭氏は鐘銘の字體を論じていう。

以字體言、則規旋矩折、而逼近小篆、曩者王國維倡爲戰國時秦用籀文、六國用古文說觀堂集林卷七、自以爲不可易、學者已多疑之、今此器乃戰國時韓器、下距嬴秦兼併天下僅百六十年、而其字體上、與秦石鼓秦公𣪘、中與同時代之商鞅量商鞅戟、下與秦刻石秦權量相較、竝無何等詭異之處、僅此已足易王之肊說、而有餘矣

王氏が籀篆を秦、古文を六國としたのは概括の言であり、秦晉の器には共通の特質をもつところがある。これを江淮の文字の詭異、東方の頹靡なるものに比べれば、秦晉の器には整工にしてなお古籀の餘意があるといえよう。王氏の論は、その大旨において誤まるところはない。それは文字のみ

ならず、彝器文化の全體を通じていいうることである。

文に押韻あり、唐釋に秦・城・陰・京・銘・忘を一韻、宗・公を一韻とし、書道には戎・宗・宗・公東部　城・銘耕部　京・忘陽部の三部合韻とする。思うに秦・先・陰は一韻、秦眞・先先を押韻することは詩篇にその例が多い。陰は侵韻であるが、漢代においても心中親安世房中歌第三・文深身臣倫漢書杜周傳などの押韻例がある。他は東・陽の合韻である。耕部の字を加えるとすれば、それは眞・耕の合韻とみるべきであるが、この文では韻字が相錯わる押韻の法をとっていないようである。この鐘銘については、かつて「𠫑羌鐘銘文考釋」立命館文學一六四・一六五號、一九五九を發表したが、いま一二の補足を加えてここに再録する。晉烈公紀年説を主持する點においては、前論と異なるところはない。

なお金村古墓の出土と傳えられるものに嗣子壺があり、令狐君の器である。

嗣子壺

出土　洛陽太倉古墓。出土事情については後にいう。

著錄

器影　彙攷・二・二九　洛陽・二五三　河南・二二　大系・一九二　聚英・一三　通考・七四五

銘文　三代・一二・二八・二九　大系・二七八

考釋　大系・二三九

器制　河南に「通高一尺三寸五分、蓋濶一寸二分、底徑五寸二分、蓋飾花瓣六葉、耳飾獸首銜環、壺身以凹帶區花文、爲五層、作蟠虺文、底上有綯文一道」といい、通考に「通蓋高一尺四寸九分、兩耳獸面銜環、蓋作蓮瓣六、腹飾蟠虺紋、閒以帶紋五、足飾綯紋」という。蟠虺文は壽縣の諸器と似ている。下文の趙孟介壺など、蓮瓣の蓋をもつものに、器制の似ているものが多い。三代に二銘を錄しており、その一は未剔の銘のようである。

嗣　子　壺

銘　文　器の上項外緣にあり、二十三行五〇字。

隹十年四月吉日、命瓜君嗣子乍鑄𨭸壺、柬〻嘼〻、康樂我家、屖〻康盄、承受屯德、旂無疆至于萬億年、子之子、孫之孫、其永用之

郭氏いう。「此壺與𠫑羌鐘、同出于太倉韓墓、大率亦戰國初年之器、命瓜當卽令狐、左傳文七年、

晉敗秦師於令狐、至於刳首、杜注、令狐在河東、與刳首相接、水經涑水注、引闞駰曰、令狐卽猗氏也、刳首在西三十里、猗氏漢置、故城在今山西猗氏縣西南廿里許、戰國時、其地屬韓、此器之作者、蓋韓之宗室、封於令狐、而歸葬洛陽者也」。いわゆる四君時代の前後、列國に君と稱するものが多く、戰國策韓策にも二三その名がみえる。この器もおそらくその期のものであろう。韓の桓惠九年

前二六四、秦は陘城汾旁を拔き、翌年には上黨の地を略しているのであるから、令狐の地はおそらくそれ以前にすでに保持しえなかったであろうと思われる。一應器の時期の下限をそこにおくことができよう。紀年はもとより韓の紀年であろうが、その繫かるところを知りがたい。

嗣は司子に從う。說文にその字を古文としてあげており、汗簡に引く尙書にもその字がある。魏石經君奭の古文の字も同じ。河南に「司子子」と釋するのは誤る。柬ゞは鐘聲の和樂をいう語であり、それを轉用したものであろう。大系にいう。「柬ゞ猶侃ゞ、和樂也、同聲之字、有闌ゞ、王孫遺者鐘、闌ゞ龢鐘、卽形容鐘聲之和、又有簡ゞ、商頌那、奏鼓簡ゞ、亦言樂聲之和」。ここでは和樂の象をいうに用いる。嘼ゞも同じく形況の語。郭釋に「當讀爲肅ゞ、敬也、均康樂之形容」という。河南に平易謹愨の意とする。

屖ゞは遲ゞ、徐寛をいう。康盄は康淑。郭氏ははじめ「非人名也」彝攷とし、大系に令狐君の嗣子の名と改め解したが、伯叔などの人名にこの字を用いる例はない。「至于萬億年」の至于二字合文、至の下畫を于字形に作り、右下に重點を加えて合文であることを示している。商鞅量に夫に重點を加えて大夫の意とするなど、列國器にその例が乏しくない。「萬億年」といい、「子之子、孫之孫」など、他にみえぬ語である。文は押韻。壺・家・德・之は魚之の合韻である。文に「隹十年四月吉日、令狐君の嗣子、尊壺を作鑄す。柬ゞ嘼ゞとして、我が家を康樂す。屖ゞとして康淑、純德を承受し、無疆にして萬億年に至らむことを祈る。子の子、孫の孫、其れ永く之を用ひよ」という。字はやや狹長にして屭羌鐘に似ているが、結體に稍しく疏緩のところがある。

器の出土については、郭氏の彙攷に「民國廿年前後、出土於洛陽城東卅五里許之太倉古墓」としているが、孫海波は十八年であるという。文中、出土の事情に及ぶところがあるので、その文を引いておく。

民國十八年、出土于洛陽太倉古墓、其墓皆位于李密城之東北隅、與洛陽故城遺址相平行、距洛陽東約三十五里、歴年既久、丘墓盡平、略無封樹迹、但有沙邱起伏、自芒山迤南、毗連不絶而已、民國十七年、驟雨之後、一墓陷落、有疑爲古墓者、從事鑽探、乃悉此處地層、由木炭與小石、間積而成、下有墓穴、商得地主同意、先將一墓翻掘、其餘墓、則僅部分探采、由地面掘洞、達于墓門、再由墓門、直入墓穴、發冢之事、歴時三載、始終甚祕、局外人罕有知者、美國懷履光、任開封聖公會主教、于此事探訪綦詳、發掘之日、且多目撃、所獲祭器明器、車飾玉佩、及日常用器之屬、凡五百餘品、乃于民國二十三年、印行洛陽古城古墓考、其後日人梅原末治所著洛陽金村古墓聚英、亦係專錄是墓古物之書、而是墓所出銅器銘文佳者、𠫑羌鐘而外、則爲此壺

發掘は郭氏が「行同盜竊」というように祕密裏に行なわれ、器の出土狀態などは全く知られないが、器が金村出土のものであることは疑ない。

郭氏は彙攷の釋後に、𠫑羌鐘の時期について、劉節の靈王期說に對して烈しい掊撃を加え、また六國表の三晉の世系の誤について論じ、その安王期說について「雖千萬人之說與余異、余亦不能爲之心折也」と自信を示すとともに、

𠫑羌鐘之年代既定、則嗣子壺之年代、與之相去、必不甚遠、葢戰國初年之器

としている。鐘は晉烈公の廿二年前三九四の器であるから、郭說より十四年前のものである。また壺はその器制文様ともに趙孟介壺と近く、趙孟介壺には黃池の會前四八二のことが記されており、鐘に先立つこと約百年である。趙孟介壺は曾姬無卹壺と同じく兩耳に獸形を用いており、銜環の本器よりは時期が早いとみられ、嗣子壺の時期も、ほぼ鐘と前後するものとしてよいようである。

この器と字迹の近いものに智君子鑑があり、圖は通考・八七四、銘は錄遺に二銘五一九・五二〇を收める。文に「智君子之弄鑑」とあり、通考に「民國廿七年、河南輝縣出土、凡二器」、その器は「高六寸七分、口徑一尺二寸九分、脣寬五分、四獸耳、兩耳銜扁平之環、通體飾獸帶紋、腹足間以綯紋三道、脣之外側飾貝紋」という。輝縣からは、なお戰鬪文を付した鑑が二器出土しており、河南に收載する。「智君子」とはあるいは智伯の家であろう。智伯が晉陽に滅びたのは前四五三年、その子孫に輝縣に入つたものがあるのかも知れない。

趙孟介壺は輝縣の出土であり、趙孟が黃池の會に泣んだときの從者の作つた器である。趙器の遺存は甚だ乏しく、彝器としてはこの器を存するのみである。

趙孟介壺

器　名　　禺邗王壺通考　黃池壺Y氏

出土收藏　　河南にいう。「壺共二器、相傳十餘年前、河南輝縣附近出土、爲英國客爾兄弟所藏」。

なおY氏書・陳釋にも記述がある。

著錄

器影　Y氏・圖一二　陳釋・篇首　河南・一九　通考・七四三　二玄・四〇二

銘文　書道・九八　二玄・四〇一

考釋　通考・六一　積微居・一九二

W. P. Yetts, The Cull Chinese Bronzes, p. 45, London, 1939

陳夢家「禺邗王壺考釋」燕京學報二一、民二六年

器制　河南にいう。

「高一尺四寸四分九厘、重量未詳、花文分五層半、第一層半則于花瓣內、作蟠螭文、第一・二・三層爲蟠虺文、第四層于蟠虺文外、更繪一獸首、第五層于蟠虺文外、更重複第一層半之花文、此五層蟠虺文、間以絢文五道、于第一道第二道絢文之間、則爲壺耳、耳作怪獸形、捲鼻而脩尾、蓋上有花瓣八葉、葉內亦飾蟠虺文」。

趙孟介壺

その器制は曾姬無卹壺と極めて近い。

銘文　十九字、器の外緣上にめぐらされている。

禺邗王于黃池、爲趙孟介、邗王之易金、台爲祠器

首句の解釋について、禺を動詞とする解と、禺邗王を一名詞とする解とがある。唐・楊は遇、陳氏

は吳とする解をとる。孫氏の河南にいう。

唐云、馬叔平先生云、禺當爲遇、邗爲攻吳之合音、猶鄒爲邾婁之合音也、陳云、禺者吳也、金文吳或稱攻吳、或稱攻敔、或稱攻敔、吳敔敔三字、同聲相假、敔敔並同義、金文越王鐘、以樂虞家、假虞爲吳、亦吾敔相通之證、禺與吾敔敔、古音並近、廣韻虞部、禺愚鄅等字、同在居遇切下、證禺虞同音、邗者干之孳乳字也、禺假爲吳、故銘文之禺邗王卽吳干王、唐必欲讀禺爲遇、全銘無主名、故不得不讀介爲賓介之介、而以趙孟介爲作器之人、因于介字破句、故釋邗王之惕金、爲邗王錫之金、此其誤皆在文法者也

今按、唐讀禺爲遇、于文法固未合、然依陳說、疑問亦頗多、此器主名、旣爲禺邗王、下文何以又稱邗王、況黃池之會、吳實先歃、趙孟予敬金、本平常之事、吳王何至以其敬金而鑄祠器、縱此器爲吳王所自作、亦當與之而俱入吳、又何反遺于黃池、而出土于輝縣乎

陳氏が禺を吳と解するのは、邗を邗にして干の繁文とし、吳干を國族の名とみるものである。戰國策趙策に「吳干之劍」の名がみえ、管子小問篇に「昔者吳干戰」とあり、もと二國の名である。說文に「邗、國也、今屬臨淮、一曰、邗本屬吳」という。左傳襄三年に「晉侯使荀會逆吳子于淮上、吳子不至」とあり、吳は前五七〇年にはすでにその地を收めており、その名を合わせて吳干と稱した。文獻に頻見する干越は多く于越と解されているが、それらは王念孫讀書雜志漢書一四等のいうように干越であり、この方面に干という地名が多いのもその故地である。陳氏は以上のような論證によつて、首句を「吳邗王」とよむのであるが、下文に邗王と稱し、また文中に動詞を缺くことになるなど、なお疑問が殘されている。

邗はおそらく吳の古名として用いられた名で、吳器には工𫊣王皮難・攻敔王夫差のように攻・工を併せていう。吳干という例は金文にないから、禺邗を工吳と同稱とすることはできないようである。いま禺を遇、邗を吳の古稱と解すれば、文首の句を通讀しうる。積微居にいう。

禺假爲遇、國策楚策云、因退爲逢澤之遇、呂氏春秋淫辭篇云、空雄之遇、高注並云、遇、會也、邗王卽吳王、經傳多稱吳爲干、莊子刻意篇云、夫有干越之劍者、荀子勸學篇云、干越夷貉之子、生而同聲、干越皆吳越也、邗爲國邑之名、字从邑、爲本字、經傳假干爲邗、省形存聲耳

遇とは會盟のことをいう。ここでは黃池の會のことであるが、陳釋に長文の考證を試みて、その地は宋にあり、「當在封丘與平丘之間、而以封丘爲最近」という。吳語に「以會晉公午於黃池」・「闕溝深水、出於商魯之間」とみえるものである。

陳氏はまた器を吳王の作器とし、晉の獻金を以て晉工をして作らしめたものを、「器成未攜行」、それで黃池の故地より出土したものであるというが、推測の言が多い。

孫氏は器が晉器であることを論じていう。

再就其書法觀之、亦頗近晉國之作風、如嗣子壺・智君子鑑相似、而與吳器不類、若依唐說、遇吳王于黃池、爲趙孟介者、受吳王之錫金而作器、則介者或黃池之人、故沒以是器爲殉、此斯壺之所以得出土于輝縣也

文中にみえる黃池の會は左傳にもみえる著名な史實で、このとき晉よりは趙孟がその會盟に涖み、

呉と長を爭うたことが傳えられている。

春秋經、哀十有三年夏、公會晉侯及呉子于黃池

傳、夏、公會單平公・晉定公・呉夫差于黃池、秋七月辛丑、盟、呉晉爭先、呉人曰、於周室、我爲長、晉人曰、於姬姓、我爲伯、趙鞅呼司馬寅曰、日旰矣、大事未成、二臣之罪也、建鼓整列、二臣死之、長幼必可知也、對曰、請姑視之、反曰、肉食者無墨、今呉王有墨、國勝乎、太子死乎、且夷德輕、不忍久、請少待之、乃先晉人

史記の呉世家にも、ほぼこれと同じ記載がある。國語呉語によると、このとき越王勾踐が隙に乘じて呉を伐ち、その都に逼つて姑蘇を焚き、國都が危殆に瀕したので、夫差は晉に讓つて急遽歸國したのであるという。このときの爭長のことは、呉世家では「趙鞅怒、將伐呉、乃長晉定公」とし、晉世家には「定公與呉王夫差、會黃池爭長、趙鞅時從、卒長呉」とあり、互いに讓つた形となつている。陳氏は呉器とする解釋の立場から、そのことを論じていう。

今此器爲夫差於黃池會諸侯時、以趙鞅錫夫差之金、令晉工鑄之、而銘曰呉邗王・邗王、晉不欲呉王、而呉卒自稱王、則呉晉之勢可知矣、左傳史記、皆曰長晉、似不若國語呉越春秋之近情也、葢當時形勢、呉有內顧之憂、果不先晉、則恐民人畔離、故必毒戰、晉人以故、却而諾之也、又傳世呉器、無稱邗王者、此器作于黃池、其時所爭者、爲欲呉稱公不稱呉王、然則此器之作禺邗王、邗王者、或者特爲避呉王之稱乎

陳氏のこの說は、器が呉器ではなく、かえつて晉器であることを證するものとすべく、呉の自作の器にはすでにみな王と稱しており、この器に邗王というのは、上國の人々が呉越を干越とよぶ通稱に從つているにすぎない。

呉器說・晉器說の分れるところは、「趙孟介」の解釋にある。陳氏は圖解法によつて全文の構成を說き、文は「禺邗王、爲祀器」という主・述の中に、「于黃池」・「以趙孟介與邗王之易金」という二副詞句を加えた形であるとする。圖解中、趙孟の上にある一爲字を脫しており、また金文中、主述の間にこのような副詞句を挿入することも例がない。かつ文はおそらく介・器の韻をとるものと思われ、陳氏の句讀に問題がある。

介は广に從う。介の異構であろう。陳氏は字を賜與の義とする。詩の七月「以介眉壽」の介は、金文に多く匃に作る。それで廣雅釋詁三「匃、予也」の訓を用いたものであるが、金文ではすべて匃求の義に用い、もし介を匃の假借とするも、それならば趙孟が邗王の金を匃求したこととなる。かつ上文の爲字は文に屬しがたい。ここは「爲趙孟介」で一句とすべく、介は補介の義でなくてはならない。

趙孟は左傳に四見。趙孟盾文六年・趙孟宣子晉語五はいわゆる趙宣子、趙孟武襄廿七年は趙文子、趙孟鞅哀二年は趙簡子、趙孟無卹哀廿年は趙襄子である。その家はみな趙孟という。黃池の會に與かつたものは趙鞅簡子、當時晉の正卿であつた人である。

作器は正卿たる趙鞅の介者としてこの會に參加した人であるが、その名は文中に記されていない。積微居に「爲趙孟庎、此制器者、自明其職位、然不具名氏、古人醇樸、不尚名如此」というが、お

そらくその名を記さずとも、この會の晉側の介者たる者といえば、その人も容易に知られる著名な事實であり、そのため文中に名を著わさなかつたものと思われる。黄池の會に趙孟とともに泣んだものに司馬寅があり、趙孟は會盟の次第が紛糾しているとき、寅に「大事未成、二臣之罪也、建鼓整列、二臣死之、長幼必可知也」と實力行動を起すことを諾つている。趙孟の介者として、衆人悉くその人を知るものとしては、この司馬寅が考えられる。これだけの器を殘す作器者であるから、儀禮の末節に奔走する胥吏の類ではない。

「邗王之易金」の易は心に從う。陳釋に字を愓と釋し、「說文曰、愓敬也、愓金卽敬金、容希伯先生說」という。通考に字を「愓金」と釋するも說なし。字はおそらく易の繁文であろう。蔡侯の器には愓の字義に用いており、この器ではあるいは剔の義を含むものかも知れない。何れにしても敬愓の義ではない。陳公午敦に「以群諸侯獻金、作皇妣孝大妃祭器」とあり、易金と語例同じ。上文に以字を略しているのは、下文を「以爲祠器」と四字句に收めるためである。文は

邗王に黄池に遇ふ。趙孟の介と爲り、邗王の賜へる金もて、以て祠器を爲る。

とよむべく、作器者は趙孟の介たるもの、おそらく左傳にみえる司馬寅などがその人であろう。器は黄池の會前四八二より、遠からぬ時期に作られたものと思われる。夫差はこれより十年後、前四七三には越に滅ぼされている。

陳釋に、吳器說とする立場から通解を施していう。

吳邗王夫差于黄池、爲因趙孟介予邗王之愓金、以爲祠器、銘記吳王夫差、與晉定公午黄池之會、晉正卿趙鞅與其事、鞅以敬金奉吳王、吳王以之作爲祠器

そしてその器が衞輝縣の出土と傳えるのはおそらく誤傳で、器は黄池にそのまま殘され、賈人が大まかにその地を衞輝と稱したのであろうという。また The Burlington Magazine jan. 1937. London に載せられた W. P. Yetts の考釋を紹介しているが、その考釋はY氏の The Cull Chinese Bronzes に黄池壺の名を以て載せられている。その趣旨は陳氏の要約によると、「我禺作器者名、捍衞王于黄池、以抵禦趙孟之詭計、以王之錫金、我作此祠器」というにあり、陳氏の吳器說はY說を承けたものである。陳氏はまた唐蘭氏の趙孟介壺跋に對しても批判を加えているが、陳氏の說はすべて吳器とする點から出發しているため、牽强にわたるものが多い。銘文の理解としては唐釋がすぐれており、この考釋も大旨において唐說と同じである。

陳釋によると、同出の器になお二鐘あり、その花文・銹色は殆ど壺と同じく、何れも海外に流出したという。その器影未見。蓮樣花瓣の蓋飾をもつ壺は一時に流行したらしく、輝縣の數器のほか、汲縣・新鄭・壽縣の出土器にもあり、その形式のものでは梁其壺・曾伯壺が時期の早いものである。西周末期より、春秋期にわたつて行なわれたものであろう。

馬承源氏の「記上海博物館新收集的青銅器」文物・一九六四・七によると、中に長子の簋があり、山西潞安の長子を領した者の器のようである。器は蓋器の脚部に缺損あるも、器形文樣を確かめうる。記にいう。「器邊部分殘、可復原、連蓋高一九・三、口縱二三・五、口橫二九、腹深六糎、飾蟠龍

紋」。通考・三六二に載せるものとほぼ近く、獸耳がない。文にいう。

隹正月初吉丁亥、長子□臣、擇其吉金、乍其子孟□之母媵匿、其眉壽萬年無期、子ゝ孫ゝ、永保用之

馬氏いう。「長子卽晉國之長子、亦卽布幣文中之長子、左傳襄十八年云、晉執衞行人石買于長子、孫蒯于純留、杜注、長子純留二縣、今屬上黨郡、春秋地名考、長子周初爲史辛甲所封國、後歸晉、爲趙地、此器是晉國器、銘文書體、相當于春秋中期、或稍晚、長子□臣、是晉國的大夫、而以封邑爲氏的、此簠乃長子□臣所作之媵器、□是姓、金文中初見」という。字迹は晉公𥂴に似ており、それよりもなお下るものとみられ、戰國初期に入るかと思われる。

吉日劍は貞松・一二・二〇にその文を著錄し、「往歲見之都肆、錯金成文」とあり、尊古・四・四三にその圖を載せている。大系にいう。

吉日劍

繼于西崙箸古代中國藝術史（O. Siren: A History of Early Chinese Art, PL. 96. A）得見往年山西歸化城北百里許之李峪村所出一劍、其一面臘上殘文、與此同、知是一時所鑄、劍今藏美京符理雅古物館、日本梅原末治云、往年曾于紐育見之、李峪劍亦曾見于巴黎、頗覺二者之近似、蒙氏以所攝劍影見貽、以二劍細相比較、其一面文幾不爽毫毛、更詳言之、劍裏之鏄呂以下十字、其在李峪劍、除鏄字全泐外、餘均可辨、而尤以末三字爲最鮮明、劍格紋樣、亦與美京所藏者之正面相同、故二劍爲同時所鑄、毫無疑問、依文字而言、當是戰國時物、于時歸化屬趙、知實趙器也、李峪器由法商王涅克（L. Waniek）手、分佈于歐洲、彼宣傳爲秦器、于是遂有所謂秦式說發生、實屬無根之談也

その地からはまた兩耳を怪獸形に作る蟠虺文壺も出土しており、中原の文化がそこまで及んでいたことが知られる。銘文は

吉日壬午、乍爲元用、玄鏐鏄呂、朕余名之、胃之少□

とあり、玄鏐鏄呂はさきの郘鐘にもみえる。朕余は複稱、自というに同じ。四字句を以て文を成し、午・呂及び末字を韻とするものであろう。元用は元劍・元戈というのと同じ。胃は謂。器名をいうものであるが、作器の人をしるしていない。その字は狹長なること趙孟介壺に類し、一層裝飾化の進んだもので、時期も壺よりはかなり下るものであろう。

いわゆる秦式の問題については、徐中舒の屭羌編鐘考釋にこの器に論及している。

此鐘之出土地及年代既經確定、吾人卽可據此以論當時銅器之作風、鐘飾以細密而連續之蚪狀虺龍紋樣、其枚上紐上、復以繩文及渦狀刻文配布之、此與殷周以來所盛行之蟠螭雲雷鳳紋等圖案、迥然不同、葢銅器鑄作、至此顯然已入於一新時期中

民國十三年、綏遠之歸化城、發見銅器一群、由法人王尼克携至巴黎、其中有鼎鬲釜盤壺及綠松石飾柄之長劍、歐陸學者對於此類銅器、頗感興趣、彼等以爲此類銅器、頗受外來影響、其一種細密而連續之蚪狀虺龍紋樣、與此鐘類似之處極多、彼等稱此類銅器爲秦器、其所據之理由大致如左

一、歸化城土人言、此處出土之物、爲秦始皇東巡過此時所遺之祭器、故在傳說方面、可認爲秦器

二、此類銅器之外形及鼎足上之獸面、仍與殷周器相似、而器之薄地、及細密虺龍紋樣、則全然爲一種新型、開所謂漢器之模範、中國學者向來僅分銅器爲三代器及漢器、而此恰在二者之間、與秦之年代適相當也

三、近年俄人在黑海沿岸、西伯利亞及外蒙古各處、發見斯西安 Scythian 或古代蒙古人遺物約公元前四五世紀下之物、與中國銅器、頗有類似之點

四、秦在中國西方、最與斯西安接近

所謂秦器之說、其根據不過如此、此說雖屬推想、但其指示銅器之研究、以一新途徑、則極堪注意也

當歸化銅器出土之前一年、河南新鄭亦發見銅器一群、考此次出土遺物、多具秦器之特徵、日人梅原末治、據此將秦器最早之年代、定爲公元前四五世紀

據此所謂秦器之說、本無若何根據、而歸化城遺物、亦當爲趙器、歸化卽趙之雲中也、其地在公元前三百年始入中國版圖、史記趙世家載武靈王二十六年公元前三〇〇、攘地北至燕代、西至雲中九原、武靈王取得其地後、卽視爲邊疆重鎭、身居其地、史記趙世家曰、武靈王自號主父、欲令子主治國、而身胡服、將士大夫、西北略胡地、欲從雲中九原、直南襲秦、據此、則歸化銅器、卽武靈王遺物也、而秦時所開通路、亦僅自甘泉至雲陽、蒙恬將三十萬衆居上郡、其地皆遠在雲中之南、是秦人於此、似無遺蹟可言

徐氏はさらに、「春秋戰國之際、中國與西方之交通、葢以晉爲中心」として晉の獻公の諸戎征服の事蹟を述べ、外族との交渉は戰國に至るまで晉を通じて行なわれ、その外來の影響の最も大なるものとして、帶鉤と印璽の二者をあげている。そして帶鉤の古名に胡語の譯語があるという。

以上、秦式の問題についてこの機會にふれたのは、秦・晉の器に問題の蟠虺文をとるものが多く、また次に扱う匽・燕の器について、北方との關係が問題點となるという事情を考慮したからである。なお所謂秦式の文樣は、壽縣出土の蔡器その他に典型的にみられるものであり、秦公𣪘前五〇五をはじめ、ほぼこれと前後する列國器にその文樣はすでに一般化している。かつその文樣は戰國期を通じて諸國に行なわれているのであるから、この種の樣式は、むしろ戰國期の典型的樣式とみるべきものであろう。

なお錯金銘のものに繇書缶があり、もし晉の繇書の器とすれば、左傳宣十二年、前五九七年にみえる邲の

戰における晉の下軍の佐であつた人の器である。銘は器の外部にあり、かつ錯金が施されている。また字様の上にも多少問題のあるものであるが、一應三晉諸器の末に列しておく。

繇書缶　器の圖は通考・八〇三及び「金匱論古綜合栞」第一期、圖版一〇・通論二三一にみえる。また銘は、金匱・一〇九頁錄遺・五一四に錄するも、錯金が施されて

繇　書　缶

いるので、何れも模本である。器は金匱に「通高一尺二寸一分、腹深一尺三分、腹濶一尺二寸一分、外口徑五寸四分、底徑五寸二分」という。通考に「其狀大腹斂口、有葢、葢與腹有四環耳、泉屋圖四八・海外圖一一〇圓渦文壺、形制與此同」とあり、壺に似た器制であるが、銘には缶という。壺や罍など、この系統のものに、器外に銘を刻する例が多く、また錯金のことは文様にも多くみられるもので、當時このような制作が喜ばれたのであろう。銘文は器腹に五行四十字、葢には文首の八字を二行に加えている。銘にいう。

正月季春、元日己丑、余畜孫書、巳斁其吉金、以作鑄缶、以祭我皇祖、𣪘以祈眉壽、繇書之子孫、萬葉是寶

金匱にいう。「此春秋時、繇書所作器、左傳宣公十二年記邲之戰、趙朔將下軍、欒書佐之、卽其人也、銘辭、丑・缶・壽・寶爲韻、禮器、門外缶、門內壺、急就篇注、缶卽盎也、大腹而斂口」。すなわち欒書の器とするものである。

季春のように時節をいう例は金文にほとんどみえず、また季を偏旁に分つものもなく、春は蔡侯の器に至ってみえる。正月にして季春というのは、あるいは晉が夏曆を用いているからであろう。すなわち晉の正月は周の三月、季春にあたる。銘文は正月を晉曆を以て稱し、季春は周正の季節を以ていうものであろう。日知錄巻四・三正に晉曆についての考證がある。

「余畜孫書」の余は異構。容氏は缺釋とする。畜は秦公の器に「咸畜胤士」の語がみえ、畜孫で一語をなすものであろう。書も容氏は字形のままに釋し、かつ兄をつづけて「□畜の孫□兄」とよむが、大盂鼎や毛公鼎に感動詞の巳、また吳王光鑑に「往巳」とあって「往也」の意であり、ここでも感動詞とみるべきである。欒書を孫とするものは欒枝、すなわち欒貞子であるが、その家は晉の靖侯より出ており、子欒ののち、賓・成・枝・盾を經て書に至る。余はあるいは子欒の

白鶴美術館誌　第三六輯　二〇四、𠫑羌鐘

名であろう。㠯は「ここに」というほどの輕い用法とみられる。その文にいう。

正月季春、元日己丑、余の畜孫書、㠯に其の吉金を擇び、以て缶を作鑄す。以て我が皇祖を祭り、
𪓑(われ)以て眉壽を祈る。䜌書の子孫、萬世是を寶とせよ。

字様は刻銘錯金ということもあって線條化が著しく、かつ裝飾的である。また季・春・丑・書・我・皇・祖・𪓑・祈・萬・世・寶などの筆畫は、春秋中期の諸器に多く例を求めがたいものであるが、黃池の會前四八二のことをしるす趙孟介壺に比べると、なお古色を存するところがある。欒書は欒武子。邲の戰前五九七年に下軍の佐としてその名がみえ、のち晉の厲公を弑して周子を建てたことが、成十八年前五七三年にみえる。襄公十四年に、武子を論じた語があり、晉の士鞅范獻子が秦伯に答えて、「武子之德在民、如周人之思召公焉」と述べている。欒武子は主として成公期に活躍した人であるから、この器の制作もおそらくそのころであろう。董氏の「中國年暦簡譜」により、また晉の建正を周と二ヶ月早く前年十一月とすると、晉の正月元日己丑の日を求めうる可能性はほぼ三回前五九〇・五七四・五六九である。

成十六年前五七五年、晉は楚と鄢陵に戰つて大勝をえたが、このとき中軍の將として全軍を指揮したのは欒書であつた。このとき欒氏は、「魯之有季孟、猶晉之有欒范也」成十六年といわれるほど勢力があり、欒氏の絕頂の時代であつた。その點から器の制作もこのころのことであろうと思われるが、ただ正月元旦己丑を前五七四年に求めるとすれば、置閏の關係を改める必要がある。もしその年とすれば、鄢陵の戰の翌年である。

二〇五、匽 公 匜

收藏　「江蘇吳縣曹秋舫藏」攈古

著錄

器影　懷米・下・八　善齋・禮八・三八　善齋圖・九六　尊古・三・一七　大系・一四六

銘文　攈古・二之一・八四　周存・四・二八　筠清・四・五

○綴遺・一四・一三　大系・二六六　小校・九・五九

三代・一七・三一・一

考釋　大系・二二六

器制　善齋にいう。「身高六寸、口縱七寸半、橫一尺二寸」。鋬及び四足は獸首形に作り、鋬首は獸が器を銜む形で、その形は史頌匜と同じである。ただ器腹の文様は蟠虺文で、秦晉の器と近い。

銘文　三行一三字

匽公乍爲姜乘般匜、萬年永寶用

匽　公　匜

大系にいう。「姜乘乃姜姓女、名乘者、匽公之妻」。匽はおそらく姞姓にして、姜と通婚の關係にあるものであろう。匽侯旨鼎には姒姓の女のために器を作っている。また善齋にいう。「此燕國器、金文皆作匽或郾、古者匜沃盥洗手、盤者承盥洗者棄水之器也、盤匜相合爲用、故二器常同出土、如夆叔盤匜・毳盤匜、是也、此銘盤匜幷言、殆當時同鑄二器者」。その盤は大系に「尚未見箸彔」という。作爲二字連文、曩公壺に「曩公乍爲子叔姜□盥壺」の例がある。

匽器では匽侯旨鼎が最も古く、「匽侯旨初見事𢦚宗周、王賞旨貝廿朋、用作姒寶隮彝」とあり、郭氏は北燕の器であるという。その器については、すでに著錄巻一下・四一三頁した。おそらく周初の器であろう。またその條に匽侯の諸器を附説したが、匽侯旨鼎第二器は父辛の器を作っており、易州出土の器とされている。また匽侯盂も周初の器と考えられるものであるが、一九五五年、熱河凌源縣海島營子村から出土した殷周の古器十六件中の一である。なお一九四七年、「匽侯乍旅盂」と銘する二器が出土、著錄をみないが、おそらく第一器と近いものであろう。他に曩侯吴盉というものがあり、器銘に「匽侯易亞貝、乍父乙寶隮彝」とあり、蓋に亞字形中に曩侯、下に吴形をしるす。曩器は多く山東の黃縣から出土しており、その本貫はその方面であろう。これに貝を賜與している匽侯は、前記諸器にみえる匽侯に外ならない。梁山七器中の𡧊鼎には、「在匽、侯易𡧊貝金」とあり、この侯が匽侯であるか否か知りがたいが、𡧊鼎が𥁰伯父辛の器を作っていることからいえば、匽侯は召族中の身分高きものと考えられる。河南に郾城などの地名があり、その地は召族の本貫に近い。河南の郾城と、召族の器が多く出土した壽張梁山と、そして河北の匽とは、これらの器を通じて一道の脈絡をもっているようである。燕を姬姓とするのは、召公姬姓説を介して、このような事實を背景として傳承されてきたのではないかと思われる。

なお錄遺・四九九に匽伯聖匜と稱するものあり、「匽白聖乍□匜、永用」と銘する。器影未見。字迹を以ていえば西周末にも入りうるものであるが、あるいはなお時期の下るものかも知れない。匽器は周初には匽侯と稱し、ついで匽伯の器があり、春秋期に至って匽公匜がある。みな匽國の器であるとすれば、時期によって侯・伯・公とその稱を改めていることになる。しかしそれらの器はなお匽の字を用いているが、同じく北燕の器とされるものに郾侯・郾王というものがある。これまた匽諸器とは時期の異なるものであろう。

郾と稱するものには、郾侯庫𣪘のほか、郾王と稱するものがある。これまた時期によってその號を異にするものであるが、燕が王號を稱したのは易王前三三二〜三二一のときからである。郾侯の器は、

それより以前のものと考えてよい。

郾侯庫毀

器名　周彝筠清　郾侯彝攈古　郾侯庫彝積微居

著錄　筠清・五・八　攈古・二之三・六六

考釋　韡華・己・一〇　大系・二二六　積微居・四五

銘文　筠清に「此器剝蝕已半、不可屬讀」といい、攈古に「可辨者文三十二」という。いまほぼ字の識るべきものをあげておく。

郾侯庫、畏夜恐□、哉教□□、肅敬禴祀、休台馬齍、□毌□□亘□□允□□焦金壴、永台馬母、□□司□韋□毌聿𢦏

郾侯庫の名はまた矛銘三代・二〇・三六・三に「郾侯庫乍左軍」とみえ、郾が王號を稱する以前の人である。庫を筠清に載と釋し、韡華・大系に燕の成公前四五四〜四三九の名とする。韡華にいう。

東周末葉器、郾古燕字、載燕成公名、按史記燕世家、孝公卒、成公立、索隱曰、紀年、成侯名載、是也

大系にも「史記燕世家有成公、當周定考二王之際、在戰國初年、此庫卽載字之異、从車才聲」という。そして侯庫豆西淸二九・四二・郾侯庫戈周存・六・一九をあげ、何れも僞刻であるという。郾侯の器を仿刻するものがあったのであろう。

庫字は說文にみえず、積微居に、その字は差の省聲に從うものであろうという。その字は說文車部一四上にみえ「連車也、一曰、却車抵堂、讀若遲」とあり、楊氏はその字を「形殊而音不異也」とし、「此字自吳榮光誤釋爲載、吳式芬及近日考釋金文者、皆從之、遂謂爲燕成侯之器、誤也」という。令彝に左右の左を𢀜に作る例があり、楊氏はそれと同構の字とみているのである。いまこの銘を以ていえば、下文に哉の字があり、字は明らかに𢦏に從う。また𢀜は左手に從うており、この字の從うところとは別である。

楊氏は成公說を否定するが、期の時器については何らの提說もしていない。世家その他世本の類によると、燕が侯と稱したのは惠・釐以下、鄭前七六四〜七二九・穆前七二八〜七一一・宣前七一〇〜六九八・桓前六九七〜六九一までであり、次の莊公前六九〇〜六五八以下はみな公と稱する。世家の文はその系譜

と在位を述べるのみで、他の世家のように名をしるすこともないが、歴世の譜は何らか據るところがあつたものとすべく、文字通りに解すれば、郾侯という號は桓侯以前となる。

器の銘文は殘泐のものをまた模したもので、もとより失眞のところが多いと思われるが、その筆意によつて考えると、列國器のうち最も古いとみられる晉姜鼎前七四四、虢文公子㑭鼎幽王期・齊の大宰歸父盤前六三一の翟泉の會に會す・國差𦉜歸父の子などの字迹に比して甚だしく下るものとはしがたく、これを宣・桓の世としても大きな問題はないようである。集解に引く系本によると、桓侯のとき、燕は臨易、すなわち河間の易縣に移つたという。そしてその後は、公と稱している。匽と郾との間に斷絶があつたと考えられるように、このときまた國情に何らかの變化があつたとみられる。世家の文には混亂が多く、初封の召公を敍して詩にいう召伯甘棠の召伯虎と誤まり、また桓侯の次の莊公の條に南燕の燕仲父の記事を誤入するなど、考えがたいような誤がみられるが、おそらくその譜牒も南北を混合するような誤を含むものであろう。周が兩周を通じて卅一世卅七代であるのに、燕が四十三世というのも疑わしい。いくつかの資料が混入しているとみる外ない。ともかく燕器については、周初の匽、春秋期の郾侯、戰國器の郾王と、三系に分ちうるようである。それでいま、本器の郾侯庫を、春秋期の郾侯と解しておく。器影がなくて確かめがたいが、おそらく宣・桓のころのものであろう。

畏夜を韡華に「或夙夜敬畏之誼」とするが、「畏夜忌□」で一語、大系に威夷の假借字とする。名の下につづけていうのは、「余畢龏威忌」・「余龏寅鬼神、褱龏畏忌」などというのと同じである。

哉を韡華に上文の淑よりつづけて「淑人哉」とするが、文義としてもおかしい。哉はおそらく載、以下四字句。甫敬は祇敬。侯庫豆にも甫の字がある。琱生𣪘二にもみえる字である。禴を大系に「殆禴若礿字之異、喬聲與龠聲勺聲、同在宵部、禴祀卽禴祀、小雅天保、禴祀烝嘗、于公先王」と禴祭の義とするが、積微居に郊祀と解していう。

禴字不識、以聲近之字求之、殆郊之假字也、然據經傳言之、郊祭爲天子之禮、燕爲諸侯、不得爲之、而銘文云云者、成王以周公功大、嘗賜魯公伯禽、以郊祭之禮、或者燕爲召公之後、與周公夾輔成王者、實爲召公、豈成王所以賜魯者、亦嘗以賜燕歟、抑或雖未受賜、燕自僭行玆禮歟、不可知矣

禴を郊の借字としての論であるが、郊祀のことは金文にみえず、文は祭祀盟祀をつつしむ意であろう。

文中に馬字兩見。字は馬首を臺上におく形ともみえる。馬㽞・馬母とは何の意か識りがたいが、あるいは馬祖、馬神を祀るものかも知れない。馬政のことは、すでに盠器卷二・三二三頁にみえるように執駒の禮が古くから行なわれており、大鼎には「雒騆卅二匹」を賜うことがしるされている。周禮にも校人等馬政に關する諸職があり、三晉に車馬坑が多く發見されている事實からみて、この北方の燕地にも馬政が盛んであり、馬祭が行なわれたことも推測しうる。銘文は泐損多く、屬讀しがたいものであるが、その文はまた一般の定型に合いがたいもので、おそらくそのような特殊な内容をもつものであろう。郭氏が「馬㽞當是稱美皇母之辭、馬者武也、㽞與齊通、齊壯也、以武壯爲形

容、則成侯之母、殆一有爲之女性」と解しているのは、いかにも牽强である。韓華に禡を禂と解している。

禡字不見說文、考後文利台馬𦣞、𦣞則祭祀之名也、按周禮甸祝、禂牲禂馬注、杜子春曰、禂禱也、說文、禂、禱牲馬祭也、利以馬𦣞、正與禡祀之文相應、葢禡卽禂之古文也、禡周一聲之轉

禡を禂を以て解し、「金鼓亦行軍之事也」と軍行に當って禱牲馬祭を行なう意としているが、禡字の解になお疑問が存するとしても、文を馬祭をいうとする解は、ほぼ正鵠をえたものとなしえよう。蒙古には後にも馬牲を神桿につるして祭る祭儀があり、この器にいうところも馬祭のことをしるすものとみてよい。文辭詭異にして殘泐、器影もまたみることをえず、すべて疑問の點が多いが、器の時期は燕がなお侯と稱していた宣・桓の際にあるべく、文は馬祭をいうものと解しておく。

この後郾器には、郾王喜をはじめ郾王戎人・郾王戠など、郾王と稱するもの四、その器はみな戈矛鋸戟の類である。燕王のうちその名の知るべきものは王噲前三二〇〜三一二・昭王平前三一一〜二七九と最後の王である王喜前二五四〜二二二のみであり、初世の易王、及び昭・喜の間の惠・武成・孝の四王はその名が識られていない。

郾王戠劍

昭王は一代の英主で、樂毅を用いて齊の七十餘城を降し、一時北に覇を稱えたが、その後國勢はまた振わなかった。郾王喜の器を以て考えると、他の三王の器はその前三代のものであろう。

いわゆる北燕の器ではないが、この方面の出土器と考えられるものに杕氏壺があり、狩獵文をもつ諸器中、殆んど唯一の長銘をもつ器である。北燕の文化を考える上にも重要な資料とすべきものであるから、ここに附載する。

杕氏壺

杕　氏　壺

收藏　「現藏柏林博物院」徐氏

時代　「前五〜四世紀」徐氏

著錄　徐氏・圖一　歐米・二〇　七　彙續・二六　大系・一九　三　戰國・八五　海外圖・五六　通考・七六九」　貞松・七・三四　大系・二六六　三代・一二・二七・二

考釋　彙續・二七　大系・二二七　徐中舒　古代狩獵圖象考

集刊外篇第一種下冊、民二三

器制　通考にいう。「通葢高一尺一寸四分、有環梁、與葢相連、腹錯獵紋三道、界以三帶紋」。いわゆる狩獵文。群獸奔馳する中に、一人槍を以てこれを逐う圖象である。飛獸に翼を付するものがあり、象嵌が加えられている。

銘　文　四十一字。中央の帶文中にある。

杕氏福□、歲賢鮮于、可是金契、虡台爲弄壺、其頒既好、多寡不訏、虡台匽歓、盱我室家、罘獵毋後、窶在我車

全文四字句。隔句韻。詩のような形式で最も石鼓に似ている。ただ字様は殆んど線刻に近く、𩱦羌鐘の嚴整に及ばぬところがある。杕は木旁の形に作る。郭氏いう。「卽詩杕杜、有杕之杜之杕、序釋文、本或作夷狄字、顏氏家訓書證、詩有杕之杜、江南本竝木旁施大、而河北本、皆爲夷狄之狄、讀亦如字、疑此杕氏葢自狄人、諱其字、而改書爲杕也」。福□はその名。名の上に冠して杕氏というのは、齊器に侯氏というのと同じ意であろう。福下の一字は、貞松に及、徐釋に

我とするも、斗升に近い字形である。字は識りがたい。歲賢を郭氏は「當是歲時聘問之意、賢讀爲賫」とし、また「本銘乃刻款、細審其首四句之辭旨、乃謂杕氏歲時賫獻于鮮于、得鮮于贈以此金屬之瓶、故以之爲弄壺焉、而刻辭於其上、是則此壺本鮮于之製品」彙續という。すなわち杕氏が鮮于に歲貢を獻じ、この壺を贈られたとするのである。從つ

て下文の可を荷とよみ、詩の商頌長發「何天之龍」の何と解する。陳氏の海外に、刻銘は齊徐の人によつてなされたものと解していう。

余讀歳下一字爲販、謂杕氏歳經商于鮮虞、于鮮虞獲此金䀇、金契者用鮮虞人之語也、刻銘者、當爲齊徐間人、齊徐銅器、以盧爲吾、此器云盧以爲弄壺、則知刻銘者、稱此爲壺、稱吾爲盧、皆用齊徐語、而不用燕語也、可卽何、說文、何儋也、㽞卽弋、箕假爲纂、謂系之於車也

器を購得したとするものであるが、刻銘者を齊徐の商人とすることと合せて、なお疑問とすべきであろう。可・何はおそらく加の義であろう。虢季子白盤に「王孔加子白義」と同義とみてよい。

鮮于は鮮虞。虞于は音通の例が多い。大系に「以魯昭十二年、見于春秋、入戰國後、改稱中山」という。杕氏の歳貢をえていたとすれば、當時の鮮虞は、この方面の有力な國族であつたとしなければならぬ。河北正定の北六十里に鮮虞亭があり、鮮虞の故地とされる。その地は山西の太行山脈の井陘口より河北平原に臨み、燕・齊を扼する要地である。古くは翟列子說符篇・狄左傳昭十五年・國語晉語ともよばれ、穀梁昭十二年の范注に「鮮虞姬姓、白狄也」とあり、楊疏に世本の文であるという。別に子姓とする說もあるが、當時山西周邊の戎狄には姬姓と稱するものが多く、殷・周の後であるとするのは誤である。北方の諸族が華北の全般にわたつて活潑な動きをみせたのは主として西周後期、殊に河北方面では春秋の中期に至るまで、接壤の中原諸國がその侵凌になやまされている。後期に至つてその勢漸く衰え、晉がこれを伐つて滅ぼした左傳昭十二年、前五三〇。また史記年表によると、魏の文侯がかつて中山を滅ぼしたことがあり、錢穆氏の先秦諸子繫年通表二に、これを威烈王二十年前四〇六のこととする。また同じく六國表に、周の赧王の二十年に滅んだ前二九五とするが、これを滅ぼしたものは趙の武靈王である。中山君は逃れて齊に奔つた。その地は三たび主をかえており、狄種の鮮于は前五三〇に滅び、智伯の滅んだ前四五三のち、またその地を復するものがあつて中山と號したが、魏文に滅ぼされ前四〇六、魏は公子をその地に封じて中山武公と稱した。趙が滅ぼしたのは、この魏の所封の國である。

鮮虞が滅んだのは前五三〇年であるから、もし壺銘の鮮于をその國とすれば、器はそれ以前の制作となる。それで郭氏の大系に「製器之年代、由稱鮮于推之、大率當在春秋戰國之際」とし、また彙續にはいわゆる秦式の問題と關連して、

前有嵌石之陳騂壺、已由余攷知爲齊襄王五年前二七九、齊人破燕軍時所得之燕器、今又有此用鑲嵌與飛獸文様之杕氏壺、乃春秋末年、爲燕人所得之鮮虞器、近年河南洛陽韓墓所出之𪓐氏鐘、乃韓列侯時器、安徽壽縣所出之楚王鼎、乃楚幽王前二三七〜二二八之器、此外善齋所藏之取它人之善鼎、乃孔丘所生地之郰氏邑善一・五一、東周左𠂤壺、乃周考王末年、河南惠公封其少子班於鞏之東周善三・五〇、此等器物之花紋形制、均爲一系、而其絕對年代、或相對年代、均可推攷、故此等器制、似直可定爲周末式也

と論じている。いわゆる秦式の特徵として、「器形多奇狀、器薄而帶輕快味、文様平面施于全身、多作虺龍文、間有鑲嵌及立體動物形之附飾」等があげられているが、器種によつてそれらのあらわれ方は一様ではない。鮮于が晉に滅ぼされてのち、また數十年にしてその地に中山君の名がみえる

が、あるいは鮮于の後であるらしく、鮮于はその間、別に餘喘を保つたか、あるいは新たに根據の地を求めていたかも知れない。魏の封じた中山の地は靈壽、鮮于の故城はすでに壞滅していたのであろう。

刻銘が燕人のものであることについて、郭氏は「可是金契」の語を證としている。「此假爲𢽺、廣雅釋器、𢽺瓶也、玉篇、𢽺、瓶受一斗者、集韻、北燕謂瓶爲𢽺」などを引く。それならば首句の福字の下一字は、あるいは斗字であるかも知れない。弄器の語は多く戰國期に機巧の器に用いる。徐說にその例をあげるが、この弄は愛好の意であろう。「其頒既好、多寡不訏」とは定量あるをいう。「盱我室家」は嗣子壺「康樂我家」・越王鐘「以樂虘家」などと同じ。詩の溱洧「洵訏且樂」の訏樂は盱樂、二字同義である。漢書地理志下に引いて「恂盱且樂」に作る。器は單に定量をみたすに足るのみでなく、宴飮に用うべく、弋獵にも必らず具すべきであるという。弄壺という所以である。銘はおそらく器の狩獵文に對して、ふさわしい文がえらばれたのであろう。

杕氏福□、鮮虞に歲賢して、是の金𢽺を可(あた)へられたり。虘(われ)以て弄壺と爲さむ。其の頒既に好く、多寡訏(あやま)たず、虘以て匽飮し、我が室家を盱しましめむ。弋獵に後(のこ)すこと毋く、具して我が車に在らしめむ。

器が鮮虞の制作であるとすれば、歸化城李峪村出土の諸器と合わせて、たとえばスキタイ系文化との接觸の可能性も考えられるが、徐氏の說ではその接觸の時期はさらに下るものであるという。古代における文化波動の實態は容易に知りうるものでないが、匽の文化の場合、北燕世家の系譜に多くの疑問があるように、この方面には疾風のように過ぎていつたいくつかの古代文化の波動があるように思われる。召公の一族と考えられる匽侯がどうしてこの北邊の地に入殖したのか。なおその北方の淩源から殷周の古器が多く出土するのはなぜか。再び匽器があらわれたとき郾侯と稱しているのは、單に匽の繁文にすぎないものか。周の東遷前後、北方を席捲した戎狄の跳梁は、特に河北・山西において甚だしかつたが、北燕は果して匽侯以來の社稷を守りえていたのかどうか。世家の文は召伯虎や燕仲父などの話を誤まり加えている外は、燕の史傳と考えられる事實について何の記述もない。召公の家は南燕姞姓から考えられるように姞姓とすべく、もし北燕姬姓說が何らか據るところあるものとすれば、それはおそらく北方族に多くみられるように、姬姓を冐稱した戎狄の一であろう。春秋の當時、燕地がほとんど狄種の中にあつたことは、顧氏の大事表、陳氏の譔異第六册に詳しい。ただその文化は秦晉の系列に屬して考えうるものがあり、いまその器を三晉の器と併せて錄しておく。

昭和四十六年十二月　初版發行
平成　四　年　十　月　再版發行

神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
印刷所　中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

白川靜

金文通釋 三七

二〇六、王子嬰次鑪　新鄭諸器
二〇七、鄭鄧伯鬲　鄭器
二〇八、鄧孟壺　鄧器
二〇九、鄀公平侯鼎　鄀器
二一〇、趞亥鼎　宋器
二一一、陳侯段　陳器
二一二、蔡姞段　蔡器　壽縣蔡諸器
許子鐘　許器

饕餮夔龍文卣

白鶴美術館誌

第三七輯

二〇六、王子嬰次鑪

器名　王子盤圖志初編　王子方器新鄭古器　嬰次鑪大系

時代　春秋初期新鄭古器・大系　中期王釋・積微居　戰國李玉其

出土　「鄭冢古器、自民國十二年一九二三年八月二十五日、發見於河南鄭縣南門」鄭冢古器

收藏　「河南博物館」新鄭古器

なお出土・收藏の事情については、のちにいう。

著錄

器影　圖志初編・晨字第一號　古器・五四　研究・下三　大系・一六四　彝器・一二八

銘文　古器・五四　貞松・一一・三　研究・下三　大系・二〇三　彝器・一二八　三代・一八・二四・一　二玄・四一二

考釋　古器下册、錄六、王國維・關百益等　研究・下三　大系・一八二　彝器・一二八　積微居・一七八

器制　古器にいう。「高三寸四分、深二寸九分、口徑縱一尺四寸一分、横一尺一寸、腹圍四尺三寸、重二百四十兩、容七升七合五勺」。なお彝器に「腹有四環、飾以斜行文、色綠」という。斜行文は細密な斜行格文で、器腹の全體を蓋うている。兩端の環は兩鐶より鎖狀に垂れており、兩腹の銜鐶のものと異なる。

銘　文　彝器に「銘七字、在口內側」とあり、刻文である。

王子嬰次鑪

王子嬰次之庻盧

器は出土ののち諸家の考釋が試みられ、關百益が文を「王子積次之庻盤」と釋し、また王國維は「王子嬰次之□盧」、安陽の馬積生は「王子嬰齊之⿱番炙盤」と釋した。これら三家の考釋は、みな古器下册、錄六に收められている。いまその要を錄しておく。王釋にいう。

余謂嬰次卽嬰齊、乃楚令尹子重之遺器也、說文貝部、賏頸飾也、从二貝、又女部、嬰頸飾也、是賏嬰一字、又次齊古同聲、故齊聲之字、亦从次聲、則嬰次二字、卽嬰齊無疑、古人以嬰齊名者、不止一人、獨楚令尹子重、爲莊王弟、故春秋書公子嬰齊、自楚人言之、則爲王子嬰齊矣、子重之器、何以出於新鄭、蓋鄢陵之役前五七五年、楚師宵遁、故遺是器於鄭地、此器品質制作、與同時所出他器不類、亦其一證、然則新鄭之墓、當葬於魯成十六年鄢陵戰役後、乃成公以下之墳墓矣

また銘末の一字を盧にして、說文にいう「盧飯器也」とし、筥盧の解をなしている。方言に南楚に筲というもので、魏石經に筥の古文が盧に從う形に作ることを證とする。またその器は簠に外ならずとし、詩采蘋の傳に「方曰筐、圓曰筥」とあるのは正方正圓の意でなく、筥はその四隅を圓くお

としたもので、この器は筥に外ならないとする。その文は集林卷一八・貞松卷一一にもこれを錄している。馬氏の釋に、嬰次の次は易の夬卦「次且」の馬注に「次齊古通」とあり、また次聲に從うものに齊聲と通ずるものが多いことを述べて嬰齊に外ならずとし、その人については

春秋左氏傳成九年、朝於嬰齊楚令尹子重、而夕於側、又昭十六年、賦野有蔓草注、子皮之子嬰齊七穆之一也、公羊傳、仲嬰齊者何、公孫嬰齊魯子叔聲伯也、漢書古今人表、鄭子嬰齊、子亹弟、史記南越王遣太子嬰齊朝漢、古今多以嬰齊命名、幼而徇齊之意、此稱王子嬰齊、文秀體長、與王子申盞盂相似、無從證爲何時、絕非成周盛時之器也

という。楚・魯のほか、鄭に二嬰齊あり、一は昭公の弟鄭子子儀、一は七穆賦詩にみえるものであるが、馬氏はそれらの何れとも定めていない。また庻盧を⿱番炙盤と解していう。

說文、燔⿱番炙義別、經典通用膰、火部、燔爇也、爾雅、祭天曰燔柴、此應作燔者也、炙部、⿱番炙、宗廟火孰肉、周禮大宗伯、以脤膰親兄弟之國、此應作⿱番炙者也、說文無膰字、隸省火爲膰、而燔爲假借字、此器庻下从炙、上从广、象⿱番炙器之蓋、而燔肉于火中也、庻應定爲古文⿱番炙、或謂器文从夕、不从肉、特笵文模糊耳、攷說文段注、炙从肉在火上、又引長孫訥言曰、見炙从肉、莫問厥由、輒

意形聲、固當从夕、據此知小徐本火部有炙字、云炙也、从火夕聲、蓋唐以前、或用羼入許書、雖从夕、不从肉、正可證長孫説之確也

かくて銘末の一字を盤と釋し、膰肉を盛る盤と解するのであるが、その字形解釋は黄議員佩蘭の拓本による摹寫に本づくというも、諸著錄にみえる字様と異なるところが多く、摹寫の字に信じがたいところがある。

王・馬の兩釋に次いで、關百益の「周王子積器識攷」を列する。關氏はその銘識を「王子積次之庶盤」と釋し、前二者の嬰齊説を排していう。

第三字、當是積字、說文、積从禿貴聲、禿从儿、上象禾粟之形、取其聲、按字之上半、貴之古文也、其下部、蓋小篆禿之本字也、合之爲積、今或作頹、第四字、古文次字、第六字、疑是庶字、說文、庶、屋下衆也、从广炗、炗古文光字、置广下、或古文庶字如此、末一字、下从皿、上似爲舟、載皿上、以盤字釋之差近、今審其器、四面有環、下有足二十有三、足俱殘失、厥狀莫明、僅留痕在、其製甚異、俟詳攷之、庶盤云者、或取庶具百物之義、亦如寶鼎旅簋之類乎

關氏はまた次を次舍の義とし、王子頹の次舍に用いる庶盤の意であり、周禮天官に掌次の職があり、王次の法を掌り、その大次小次に用いた器であるとする。王子頹は左傳莊十九年に「初王姚嬖于莊王、生子頹、子頹有寵、蔿國爲之師、及惠王卽位、取蔿國之圃、以爲囿、邊伯之宮、近於王宮、王取之、王奪子禽祝跪與詹父田、而收膳夫之秩、故蔿國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂、因蘇氏、秋、五大夫奉子頹、以伐王、不克、出奔溫、蘇子奉子頹、以奔衞、衞師燕師、伐周」とあり、五大夫とともに叛亂を起した人物であるが、ついで二十一年、鄭伯・虢叔に攻められてみな殺された。すなわち春秋初期の人である。

器は新鄭の出土であるため、楚・周の二説についてはその理由を述べる必要がある。王國維は楚器説であるから、鄢陵の役に楚師は宵遁れ、そのときの遺器であるという。關氏は周器説であるから、これを王子頹の亂に繫けて、次のように論じている。

周器不出東都雒邑、而出鄭國之墟者何故、且同時所出、有鐘鼎敦簋尊罍匜洗等百有餘事之多、體質名貴、更非伯爵如鄭、所宜有者、余旣釋此器文、定爲周王子積器、復因人以攷事、因事以證地、始知藏器之所、爲鄭厲公墓、殉葬之器、卽成周之寶、積器入鄭、有自來矣、攷出器之地、中有墓穴、深三丈、形橢圓、丹砂底、內有殘骸三、古玉三、及貝殼等物三百數、器物環列其外、亦作橢圓形、其爲古墓遺跡可知

新鄭於春秋爲鄭地、所見之穴、兆域森嚴、其爲鄭先公之墓、又可知、鄭國之開基也、自桓公徙民、武公居之、至莊公始強盛、厲公則爭而得、得而失、失而復得、鄭國之弱、自玆始、桓公死幽王之亂、其葬所無攷、武公莊公、相繼爲平王卿士、有功於民、而不膺此厚葬、而謂厲公者何也、曰、以子積器故、按左傳、魯莊公十九年冬、假燕魏之師、逐王自立、王居於櫟、二十年夏、王及鄭伯、入成周、取其寶器而還、竹書紀年云、惠王二年、王子積亂、王居於鄭、鄭人入王府、多取玉、玉化爲蜮、射人、則周物入鄭者必夥、王子積器、意在其中、二十一年夏、鄭伯享王於闕西辟、王以鄭伯有克復之功、與之武公之略、左氏云、鄭伯之享王也、王以后之鞶鑑予之、虢公請器、王予之

爵、鄭伯由是始惡於王、鄭伯既以一爵之故、與王室有惡、入鄭之物、更無還周之理、然亦不見有留鄭之迹也、煌煌寶器、究歸何有、攷鄭伯正於是歲五月卒、是爲厲公、距爭爵之時、不逾月、其於此器攸關、昭然可見

新鄭出土の彝器は百餘件に及び、もし墓葬の器とすれば、その厚葬には驚くべきものがある。鄭の厲公は莊二十一年夏五月に沒し、その十二月に葬を受けている。それで注に「八月乃葬、緩慢也」というが、關氏はこれを厚葬の故に時月を要したのであるとする。そしてこの結論について、「自古器發見以來、研求者衆矣、咸欲獨抒己見、以補史乘之闕、尚無確定其器爲周器、墓爲厲公者、今以器文證之、與經傳悉合、然則此器也、不啻爲王積作紀、且代鄭厲公作志焉、金石之學、所以特重其文字者、以此」とその自信を示しているが、その釋にはなお議すべきところがあり、たとえば次を次舍と解するごときは、旅器の例からみても不當であり、積・盤のごときもなお確釋としがたい。なお考釋のことにはふれないが、器の時期を戰國、器を韓器とする說がある。新鄭古器の錄七、疑年の項に、新鄭の李玉其の說を引く。その文にいう。

吾邑李氏鑿井、發見古鐘鼎之屬百餘件、保存汴垣、余未睹其器、嘗深求其故、豈陵谷變遷、華屋蕩爲邱墟、異珍瓌寶、同茲陸沈歟、抑國家當危迫之際、孤城待陷、君若臣欷歔徬徨、不願以歷代法物、餉遺我仇、而瘞諸地下歟、古之國於此者、有熊而後、維鄭與韓、此次發見之物、論者多指爲鄭有、良非無因、余竊以爲事之無左證者、斷以理論、指爲鄭、似不如韓之可信、鄭雖周室懿親、而受封較晚、上不逮周初班爵、魯璜晉洗、各有分器、矧蕞爾彊土、物力有限、宗廟禮器、多以百計、竊恐未能焉、韓晉分也、晉實僭天子之政、而受諸侯之貢賦、文襄而下、主夏盟者百餘年、魯衞宋鄭上世之留貽、內府之儲蓄、大率輸入晉庭、晉之彝器、不知紀極矣、韓分晉而國、晉之府藏、當隨土地以俱來、且韓滅鄭、而因其都、鄭之有皆韓有、然則此百餘之古物、其爲韓也宜矣、顧此事無左證也、所願金石名家、博古宿儒、爲余是正焉

これよりのち、郭氏に新鄭古器之一二考核研究下册所收が出て鄭子嬰齊說を採り、また楊樹達氏の積微居一七八頁に楚令尹子重說を採る。ただその論據に新しい提說があり、郭氏研究は庡盧の解よりして王說を斥けていう。

盧字原銘、本從皿膚聲、此固可釋爲盧字、斷無釋盤之理、然王氏據許書、以盧爲飯器、則非也、此方器之不適爲飯器、一望可知、關馬二氏之釋盤、卽由其形似之臆測、余謂此乃古人爇炭之鑪也、許書、鑪方鑪也、今器爲方器、與許說正合、鑪字金文多作鏞、如邾公華鐘、玄鏐赤鏞、曾伯霥簠、吉金黃鏞、均鑪字也、郘鐘、玄鏐鏞鋁、邾公牼鐘、玄鏐鏞呂、則以鋁呂爲鑪、鏞與玄爲對文、與赤黃同例、乃用爲黑色之意、漢人又省作盧、至許書之釋盧爲飯器者、蓋假借之義、古書必有假盧爲筥者、故許氏云然

次いで庡字についてはこれを寮の別構とし、令器にみえる寮字が吕に從うのは鑪形を加えたものに外ならず、庡は少聲の字で寮と同じく宵部の字、「庡盧者尋常燎炭之鑪也」とする。すでに燎鑪であるとすれば、下に座があるべく、圖錄に「下有足二十有三」というのはその圈足部の殘痕であり、圖四十二にあげる殘豐がその座であろうという。王氏はこれを楚器とし、鄢陵の戰成十六年の遺器で

あるとするが、その役は六月二十九日盛暑の際のものであるから燎鑪を用いるはずがなく、文中の王子嬰齊は、鄭子嬰齊に外ならないとする。

嬰齊の名は漢書古今人表にみえ、史記十二諸侯年表・鄭世家には子嬰・公子嬰・鄭子とあり、左傳桓十八年に鄭子・子儀としてみえる人である。鄭の莊公は在位四十三年前七四三〜七〇一に及び、王室と拮抗するほどの勢威を示したが、その沒するや昭公は卽位の年に祭仲に逐われて衞に亡命し、鄭より迎えられた厲公も四年にしてまた祭仲に逐われて櫟に入り、子亹は在位二年にして謚號なく、次いで公子嬰が陳より迎えられ、在位十四年前六九三〜六八〇に及んだが、また單に鄭子と稱するのみであつた。鄭子の十二年、祭仲が沒すると、厲公の復辟運動が起り、傅瑕の離叛によつて鄭子とその二子は弑殺され、しかも傅瑕もまた殺されている。郭氏は鄭國のこのような史實に本づいて、この鄭墓は鄭子嬰齊とその二子を葬るものに外ならないとしていう。

子儀之死、本由於厲公之陰謀、然觀其入國、卽責傅瑕事君有二心而殺之、儼若歸國定難者然、則於鄭子及其二子之喪、必隆禮而厚葬之、以示君人者之至尊、而掩己之陰惡、此於新鄭之墓、一墓而出器至百餘事之多者、正爲極妥當之說明、且同時出土者、有人顱頂骨三塊、此三骨者、非卽鄭子與其二子之骨耶研究

鄭子嬰齊が弑逆に遭うたのは前六八〇年であるから、その墓葬は數年の後、おそくとも前六七五年以前にあるべく、本器は嬰齊が公子たるときの作器であるから、前六九三年以前であるとするのが、その結論である。大系の文は簡略であるが、要旨はこの文と同じ。以下になお同出の器について、たとえば蓮鶴方壺のような意匠は、印度藝術の影響があるのではないかという推論が試みられているが、郭說の成否は、同出百餘件のすべてが、前六八〇年前後より以前の器に屬しうるか否かにかかつているといえよう。特に器銘のような文字が、當時の字迹として認められるかどうかが、一の關鍵をなすものというべく、郭氏はその點については何らの論及をも試みていない。

最後に王說を支持する積微居の文を引いておく。楊氏は王說のうち、器が鄭に遺存したのは楚師脅逼のためであるとするのを訂して、遺贈の器とする說を出していう。

余謂春秋桓公二年、魯取郜大鼎于宋、大鼎郜器也、宋初有之、繼又爲魯有矣、成公二年、齊以紀甗賂晉、襄公十九年、魯君賄晉荀偃以吳壽夢之鼎、昭公七年、晉侯賜子產以莒之二方鼎、又十五年、周景王宴荀躒、樽以魯壺、彝器古人所重、上以之賜下、下以之獻上、與國以之爲酬酢、甲國之制、不必恒在甲國、固也、葢其變易遷流、不可紀極、據出土之地、以定器之何屬、可以論其常、而不可以論其變、如器出一地、必求一事以實之、斯不免於鑿矣

すなわち楚器の贈遺によつて鄭地にあるものとするのである。

春秋のとき、嬰齊の名の傳記にみえるものに楚の令尹子重成二年初見・魯の子叔聲伯成二年初出・鄭の七穆の一である子嬰齊昭十六年があり、史漢にみえるものには鄭の鄭子子儀がある。鄭子は春秋初年の人で郭氏の執るところ、子重は春秋の中期の人で王・楊の主とするところである。別に關百益氏は銘文の人名を王子頽として王子頽の叛亂莊十九年に繫けて論じ、李玉其は韓が新鄭を領した前三七

五のちの墓葬であるという。前後三百年の相違がある。
眀は子眀戈に眀に作り、本器では一貝に従う。また下部の字は匽にその形に従うものがみえるが、その字ともみえず、あるいは纓玉の象を示したものであろう。字形になお疑問はあるとしても、一應嬰次と釋し、嬰齊と解してよいと思われる。嬰齊の名は史傳に數見しているからである。王子と稱するのは、春秋の初年においては周・楚の外になく、鄭はその滅亡に至るまで王號を稱せず、また周の同姓の國であるから、内において王と稱することもなかつたと思われる。古く諸侯にして王と稱するものは、多く異姓外方の諸國に限られている。このことからいえば、楚の令尹子重説が最も自然な解釋となる。郭・闞の兩説は器を春秋の初頭におくもので、時代觀として早きに失するところがある。たとえば器銘の字は、趙孟介壺に極めて近いものであるが、その器はおそらく黃池の會前四八二のことをしるしたものであろう。壺蓋に蓮花瓣狀、兩耳に獸飾を付しており、圈足の器である。鄭墓出土の壺第六三號~第六六號と器制が近いが、鄭墓の器は圈足下になお獸飾の足を加え、蓮蓋の上に鳥飾を付するなど、器制に繁縟を加えている。壽縣蔡侯墓の方壺と近いものである。

新鄭出土鶴蓋壺

また鄭器第三九號の鼎は、その器制が近出の蔡侯鼎と極めて近い。蔡侯鼎はおそらく蔡成侯朔前四九〇~四七二の器であろうが、すでに春秋の末期に近いものである。その字は本器の銘よりかなり洗煉された樣式のものであるが、同じ系統のものとみてよい。

新鄭出土39號鼎

鄭州諸器についてはのちに簡單にふれるが、器は殆んど春秋以後のものであり、殊にその後半と考えられるものが多い。またその器は主として鐘・鼎・鬲・毀・簠・壺の類で、酒器のみえないことも注意すべき點である。器の出土について、墓域のことが何ら報告されておらず、これらが果たして墓葬であつたのかどうか、なお問題がある。すでに李玉其は、上文に引いたように坑藏のものではないかという疑問を示している。そこで、器の出土の狀態やその他について、闞氏の記述をなお錄しておく必要がある。

新鄭古器圖錄下册錄一、史略にその出土の情況を錄していう。

新鄭古器、於中華民國十二年八月二十五日、發見於河南新鄭縣城李氏園中、園主名銳、字崑山、因鑿井灌溉、掘地至三丈許、偶觸古器、初得大鼎一・中鼎二、以八百餘金、售於許昌張慶麟、繼續發掘、事爲姚知事延錦所聞、尼之、不可、時陸軍第十四師靳師長雲鶚駐鄭、九月一日、巡防至

新鄭出土罍

新、……李銳以已得之大鼎六・小鼎三・敦四・鬲六簠二・罍一・甗一・玉玦二・碎銅片五十三、悉數繳出、運鄭存放、五日續得鼎六・洗一・特鐘四・編鐘十七・大方壺四・罍二・圜壺二・敦四・簠四・舟二・兕觥一・王子方器一・圜盤一・碎銅片五百四十、七日又得鬲三、九日又得虎彝一・匜二・舟二・圜盤一・小鼎一・圜壺蓋一・殘豐一・銅碎片四十四、（內有鶴形儀飾二、即方壺蓋上之立鳥也、）又以原價收回張慶麟購去之物、計共得器八十九、碎銅片六百三十七、於九月十七日、儘數運至河南古物保存所、交所長何日章保管、（靳氏出版新鄭出土古器圖志初編中所載者、即此）厥後畫定區域、大事發掘、以期詳盡、計所挖井

新鄭出土鐘

穴、深量至三丈餘、幅員至十餘丈、四周試探、直至土質堅硬、度已無遺、始告蔵事、此十月五日事也、計續得之物、有圜盤・兕觥・舟・錡・鍑・編鐘・戉首・戉管・銅釘頭・扁銅鈴（此二件未錄）・罍飾（未錄）・矛刺各一・戈頭二・銅環四（此四件未錄）・瓦鋗一・瓦豆四・瓦當六・磁碗三・貝貨三百十七・貝片七・貝介鋸一・獸牙二十三・碎骨三・玉玦五・環紋玉件二・玉片二・碎銅三十五、於十月十七日、復派員運汴保管如前（靳氏新鄭出土古器圖志續編中所載、即此）、何所長嗜古不饜、恐運汴之物、猶有未盡、特訪園主李氏、尋得獸牙一・人下顎骨一・顱頂骨數塊

十四年二月、河南督辨胡景翼、在開封城隍廟後街王宅、查出陪鼎二・鬳二（其一缺蓋）、聞係地主匿藏而轉售者、均歸入保存所、王某尙匿編鐘一、未及查出、十六年、因訟事收入司法廳中、何所長聞之、再四交涉、亦歸入保存所、統計陸續送所保存之物、以百餘計

自古史册所載、郡國得鼎之事、從未聞一坑如是之多者、至所出之器、盡數歸公陳列、任人觀覽、

尤曠古未有之盛事也、於新鄭古器出土之前、孟津已有多量之銅器出見、其後西華又出商代鼎爵多件、惜皆散佚、桐柏古冢甚多、發見數處、經何所長往査、得古劍一・五銖錢數枚、餘俱不可聞問、河南古帝王都、故宮邱隴、遺物之沈埋於地下者、所在皆是、固不僅新鄭一處已也、然一坑之物、輯爲專書、與殷虛卜文、正始石經、共彪炳於史册者、新鄭古器、其濫觴也

以上がその收藏の經緯のすべてである。墓域や玄室のことにも觸れておらず、發掘の狀態も明らかでない。從つてこれだけの事實によつて、郭氏のようにこれを鄭子とその二子の古墓とし、本器を鄭子嬰齊の名を存するものとするのはなお早率の説たるを免れず、西周末に陝西に多くみえるいわゆる坑藏諸器と同樣に、何らかの事情によつて一時埋匿したものとする考え方もある。圖志初編、及び李氏にすでにその説がある。ただ李氏はそれを韓氏のなすところとするが、韓墓は洛陽金村にその遺址があり、やはり鄭國衰運の時期のものとみられる。しかし、王子嬰齊は、必らずしも鄭子でなくてもよい。王子と稱するものには王子剌公之宗婦鼎をはじめ、王子吳鼎・王子申簠・王子啓疆尊・王子造虵匜などの諸器があるが、おそらく概ね周室の器であろう。他に楚・吳にも王子と稱するものは文獻にはみえているが、遺器の確かなものはない。楚の嬰齊も春秋の經傳には公子嬰齊と稱している。

この器群の一の特質は、ほとんど銘文をもつ器を含まないことである。銘文としては、本器の他に、鼎第二四號に五行約五〇字の銘があるが、泐損して字は殆んど通讀しがたい。第二行の首に淮、第三行の首に陽の字があり、二行中段に賜の字がある。字樣は洹子孟姜壺に近い崩れをみせている。壺は前五四〇年より後の器と思われる。

同出百餘件のうち、文字を存するものは鑪・鼎の二器であるが、鑪には王子嬰齊、また鼎には賜の字があつて、何れも鄭室の器としがたいもので、將來の器と思われる。その他についていえば、鎛四器一~四・甲鐘九器五~一三・乙鐘十器一四~二三・乙丙鼎五器二五~二九・鬲九器四一~四九・方壺各二器六三~六六・段各四器七〇~七七など、器制の相等しいものが多く、概ねセットをなしている。もし卿相以下群臣の家の器であるならば、これらの器に一の銘文をも加えないことは、考えがたいように思われる。坑藏の器群を以ていえば、長安張家坡の器群・扶風齊家村の器群など、何れも有銘の器が多い。しかし虢國の故墓とみられる上村嶺遺迹から出土した銅器類一八一件のうち、有銘のものが數器に過ぎない事實からいえば、諸侯の器には銘を付することが少なかつたのであろう。すなわち新鄭の古器群は、おそらく鄭室の器であり、しかも何らかの理由によつて、このように多數の彝器が一處に埋藏されたものと考えられる。その墓坑の坑位が甚だ深いことは、陝西の坑藏器群とまた異なるところである。器群の全體は、段・鬲などを除くと、壽縣蔡墓の器群と、樣式的に著しい類似を示している。

以上を要約していえば、新鄭の器群はおそらく墓坑中に、特に坑藏の目的を含めて埋藏されたものと思われる。その器は鄭室の祭器であり、王子嬰次の器は遺贈のものであろう。器群全體の時代觀からみて、坑藏の時期は春秋末期、坑位は甚だ深いが、やはり墓坑の埋葬品であろうと思われる。器群中に、春秋の初期・中期のものもあり、鄭室がなおその國力を保つていた時期のものであろう。

鄭の滅亡は、前三七五年のことである。

器群の最初の報告書である新鄭出土古器圖志初編、及び續編民二二には、未修の出土品をそのまま撮影して記錄しているが、別に出土坑の外景、坑底での作業狀態、坑底の器群の配置圖を載せている。器群は坑底中央に楕圓形に並べられ、その中央の空間に銀硃がある。圖の解說にいう。

一、此圖爲掘挖古物之井穴、計東西長約四丈、南北寬約三丈五尺

二、甲處（器群）爲古物羅列位置、成楕圓形、西北方面留有空隙、度係甬道、距地面約三丈許

三、乙處（中央）爲古物羅列線、中央之銀硃、底厚約一寸、亦成楕圓形、北有頭骨、中有胯骨、南有股骨一塊

また東を除く三面に長方形の上下の直道（長四尺、寬二尺）があり、その中の土質が異なるという。墓道と思われるものはないが、この直道がそれに代るものかも知れない。中央の銀硃は、壽縣蔡墓の朱砂を敷くのと同じ。蔡墓も方形墓である。中央に殘骨もあり、やはり墓坑であろう。出土の諸器はのち修復され、關氏によって改編された。

關氏の新鄭古器圖錄二册民二六・六が出てのち、また新鄭彝器二册が出版された。所收の器は關氏の書と同じく、ただ伯林博物館所藏の鬲二器を菁華二九七によって加えている。器制文様が同じであり、鄭器の散佚したものと認めて錄入したものである。圖版は新たに撮影し、文様の拓が加えられていて、器群の大部分がいわゆる蟠虺文系統のものであることを確かめうる。關氏の鄭冢古器圖考

四册は最も後れて民國廿八年に出版されているが、乙丑の序があり、戊辰民一七に題簽を附している。圖は綿密な繪圖。古器の初稿本であろう。古器には寫眞圖版を收めている。彝器の胡汝麟の序に器の時代を論じていう。

夫新鄭既爲古之鄭國、其墓自屬鄭墓、郭君沫若、定嬰次爲鄭公子嬰齊、不爲無據矣、然嬰齊爲春秋初年人、而新鄭諸器、乃戰國時代之物、以同出之銘文、而不能證同墓諸器之年代、考訂之難也、有如是

器群をすべて戰國器とするものであるが、壽縣蔡侯墓の器群と比較するときなお多少古色を存するものがあるように見受けられ、蔡墓の蔡侯が蔡成公前四九〇〜四七二であるとするならば、鄭墓器群の時代はいくらかこれに先行するものとしてよいと思われる。兩器群の器には銘識あるものが少く、本書には各〻數器の器影を錄入したにすぎないので、他はその著錄について比較されることを希望する。なお嬰次鑪は必らずしも鄭器と定めがたいものであるが、鄭墓器群中、銘識の識りうる唯一のものであり、諸家の考釋もこの器によって鄭墓器群を論ずるものが多いので、いま新鄭器群に代つてこの器を標目として揭げておく。

二〇七、鄭鄧伯鬲

器名　叔帶鬲 攈古　鄭興伯鬲 愙齋　鄭燕伯鬲 周存

時代　西周後期 通考

出土　「得于任城」清愛

收藏　「陳壽卿器」奇觚

著錄

器影　尊古・二・二　通考・一六〇　二玄・四一〇

銘文　攈古・二之一・二九　奇觚・八・四　敬吾・下・四五　愙齋・一七・一五　清愛・九　周存・二・八一　大系・二〇〇　綴遺・二七・二七　三代・五・二二・二　小校・三・六〇　二玄・四〇九

考釋　大系・一八〇

器制　通考にいう。「大小未詳、腹飾饕餮文、有三稜」。その器制は鄭墓出土の鬲と極めて近く、饕餮文はやや變樣。通考一七一に錄する鄭鬲には象首文とする。鄭墓の器と近いことを以ていえば、通考にこの器を西周後期とするのは疑問とすべく、おそらく春秋初期のものであろう。

鄭鄧伯鬲

銘文　口內にあり、一行八字。

鄭登白乍叔嫦薦鬲

奇觚に「奠登伯作叔公黹薦鬲」と九字に釋するも、公は女の壞文であろう。登について、「登字見說文、此用爲鄧、或釋燕、或釋招、皆非」という。薦は𦥑に從い、石鼓の字と同じ。愙齋には「鄭興伯作叔帶□鬲」とするが、叔嫦はおそらく女子の姓であろう。叔姬・叔姜・叔姞など、その例が多い。ただ嫦を姓とする他の例をみない。綴遺に「鄭興伯作叔嫦薦鬲」と釋し、第二字を興の異體とするが、大系に鄭鄧叔盨によつて登の異文とするのがよいようである。薦鬲は羞鬲というのと同じく、供薦に用いる意。鬲には婦人の器が多いようである。

鄭器は概ね鄭の臣屬の器で、銘文の見るべきものも殆んど

ないが、いまその數器を錄しておく。

鄭鄧叔盨　貞松・六・三七　周存・四・補遺　大系・二〇〇　三代・一〇・三二・一　小校・九・三九」　大系・一八〇　積微居・二二九

器を貞松に段とし、「此段佚蓋、往歳見之津沽」という。銘に「鄭登叔乍旅盨、及子ゝ孫ゝ、永寶用」とあつて、器は盨である。あるいは同銘の段・簠などがあつて、羅氏はそれを目睹したものかも知れない。義伯の器についても、いま著錄に鼎・盨・匜などを錄している。登に登伯・登叔があり、大系に伯・叔を字であろうという。尹伯・尹叔、焚伯・焚季など、その例が多い。登伯には鬲大系・二〇〇鼎錄遺・八六がある。積微居に文末の及を其とよむべき説があり、鄭虢仲段「子ゝ孫ゝ、彶永用」の例をあげ、兩器みな鄭器にして「蓋鄭有此方語」という。

鄭義伯の器に盨があり、また鄭義羌父盨というものがある。

鄭義伯盨　武英・八一　故宮・下二〇六　通考・三七四」　貞松・六・三六　三代・一〇・三一・四　小校・九・二七

貞松に器種を段とし、「熱河行宮藏」という。器は圏足部に花瓣様の刳りがあり、盨である。ただ小足を付しているので、羅氏は段と考えたのであろう。武英殿に「右周盨、楕圓兩耳、四足皆作獸形、失蓋、體高四寸二分、口徑縱五寸二分、横七寸三分、色黑有綠斑、緣作回文、腹作瓦文、

鄭義伯盨

銘十四字、奠古鄭字、鄭義伯所作、尙見二器、一爲鼎、一爲匜」という。

本器の銘は「鄭義白乍旅盨、子ゝ孫ゝ、其永寶用」の十四字。鼎銘は貞松三・一にみえ、匜は下文の姜伯の器である。鼎・盨は器名を除いて同文、匜・盨は文樣同じ。

鄭義羌父盨　二器。第二器は夢郼上・一七に器影、また銘は三代一〇・三一・五・六にみえる。夢郼に錄するものは瓦文の蓋。三代の銘は器蓋の二銘であろう。

銘四行。「鄭義羌父乍旅盨、子ゝ孫ゝ、永寶用」という。羌父はおそらく鄭義伯の名であろう。

鄭羌伯鬲　夢郼・上一六　二玄・四〇八」　積古・七・二五　攈古・二之一・七四　周存・二・七八　三代・五・二九　小校・三・六八　二玄・四〇七

器制は鄭鄧伯鬲に近く、三足の部分に稜があり、文樣はいわゆる象首文に似ている。肉の太い便

化した文様である。口縁に「鄭羌白乍季姜隮鬲、其永寶用」の十二字を銘する。

同じく鄭姜伯と稱するものに鼎貞松・三・一三代・三・二八・四があり、鄭姜白乍寶鼎、子〻孫〻、其永寶用」という。羌を姜に作るが、同人の器であろう。器影をみない。

鄭羌伯鬲

鄭姜伯匜　故宮・上・二二〇　大系・一四九」西清・三二・四　貞松・一〇・三三　大系・一九九　三代・一七・二八・三

器制について故宮にいう。「春秋時器、口沿下飾重環紋一道、腹飾瓦紋五道、四足飾竊曲紋、蓋飾龍紋、高一四糎、深六・五糎、重一・二六瓩」。器制は頌匜に近く、ただ頌器は口緣下に變様の夔文を用いている。文に「鄭姜白乍季姜寶匜、用」と銘する。大系に「鄭義伯猶稱鄭井叔、義伯乃作器者之字、葢鄭之大夫、娶姜姓女、而作御器也」というが、義伯は姜伯の誤とすべく、また鄭井叔は康鼎にみえる鄭井の家で、おそらく鄭所封以前に陝西の鄭地に在ったものであろう。尤もその族は鄭の封建とともに鄭地に移ったものであるらしく、鄭井叔の器も春秋期のもの若干を傳えている。

鄭姜伯匜

鄭楙叔賓父壺　攀古・二・二　恒軒・五五　大系・一八三」窓齋・一四・一四　周存・五・五〇　綴遺・一三・一八　大系・二〇三　三代・一二・一五・一　小校・四・八三

器は失蓋。兩耳銜鐶。口下と器腹に公字形を含む波狀文を飾り、口頸や鼓腹上部・圏足部に變様の夔文を配している。器制は東遷前後に位置しうるものであろう。「鄭楙叔賓父、乍醴壺、子〻孫〻、永寶用」の三行十五字を銘する。攀古に、楙を楚

鄭楙叔賓父壺

と釋する周孟伯の説を錄するが、また張孝達の楙と釋する説を引く。壺は醴壺・酓壺のようにいう例が多い。叔賓父はまた他器にみえ、その盨三代・一〇・三〇・四に、「叔賓父乍寶盨、子ゝ孫ゝ永用」という。鄭楙叔賓父とは、鄭井叔蔑父三代・五・二二・一というのと同例であろう。鄭井叔三代・一・三・三のようにいうことがあり、それによると鄭楙叔・叔賓父と稱するものを、合わせて鄭楙叔賓父という。大系に、「楙氏、叔賓父字」とするも、楙叔は連稱したものであろう。

鄭子石鼎　貞松・二・四五　三代・三・二四・七　小校・二・五六

器影をみない。銘に「鄭子石乍鼎、子ゝ孫ゝ、永寶用」とあり、鄭の七穆のうち、印氏公子舒の孫に印段子石の名がみえ、また同時の公孫段も字は子石、左傳襄公廿七年に二子石というものである。積微居・一〇七にその何れとも定めがたいというが、鄭を冠稱するのはあるいは公孫を稱しうる子石、すなわち伯石その人であろう。それならば子産と同世代、春秋末の人である。

召叔山父簠

なお鄭氏伯高父甗三代・五・一〇・三鄭伯筍父甗同・五・九・一鬲同・五・四二・四等があつて、鬲には、「鄭白筍父、乍叔姫障鬲」とみえ、姫姓の族である。

召叔山父簠　寧壽・一一・二四　大系・一三四　故宮・上・八八」筠清・三・七　攈古・二之三・五三　從古・一二・一九　奇觚・一七・二五　貞松

・六・三四　周存・三・一二四　大系・二〇二　綴遺・八・二一　三代・一〇・二三・一，二　小校・九一・九
故宮にいう。「高八・五、深四・六、口縦二三・五、横二八・三、底縦一一・八、横一五・五
糎」。重さ約三瓩、腹足に變様虺文を飾り、兩耳獸首形をなす。失蓋。周存に「鄭召叔山父簠、
向與宗周鐘、同在山陰陳默齋將軍家、鐘歸沈仲復中丞、轉入楊氏、今年楊氏以二千墨銀售出、某
估方以居奇、恐將流出外洋、簠則入滬上富家」というが、のち兩器とも故宮に歸した。文七行二
八字。「鄭白大嗣工召叔山父乍旅匿、用享用孝、用匄眉壽、子〻孫〻、用爲永寶」と銘する。孝
・壽・寶は押韻。三代・一〇・二三に兩銘を載せている。兩銘は器蓋の銘であるかも知れない。大
系にいう。「奠白大嗣工者、言鄭伯之大司空、職上係國、復係其國之爵、此例僅見、召氏、叔山
父字、旅匿者、旅當訓爲祭、以下文言享孝知之、匿古簠字、从匚古聲、金文習見」。左傳・國語
にみえる鄭の官名には大嗣工というものがなく、
春秋期に大司馬のような官名をもつものは宋左
傳隱三・楚左傳襄一五のみであつた。

叔上匜　筠清・四・四九　攈古・二之三・七五　周
存・四・補(四・二〇・僞)　大系・二〇二　綴遺・一四・
一七　三代・一七・四〇・一　小校・九・六六　二
玄・四一
器影をみない。銘文五行三三字。

隹十又二月初吉乙巳、鄭大內史叔上、乍叔娟賸匜、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之
と銘する。匜としては長銘のものである。大內史は前器の大嗣工と同じく、春秋期のことをしる
す文獻にはみえない。叔氏は娟姓、その女の媵器である。周存四・二〇に「器在南海康氏、較常匜
稍大」とあるも、それは僞銘の器。綴遺に「器見上海」とするものが眞器である。錄入の銘も潘
氏の手拓であるという。字様は陳子子匜と極めて近く、時期の近いものであろう。

以上に鄭器を錄したが、銘文のみるべきもの少なく、遺器としては新鄭出土の器群が最も注目すべ
きものであるから、その器群を主として述べた。鄭の始封については史記に詳しく、また建國當時
の事情については陳槃氏の存滅表譔異冊一・五〇頁に詳しい。小稿の殷代雄族考論叢五集所收にも、桓
公初封の經緯について考察を試みてある。のち鄭は晉・楚に挾まれて南北抗衡の爭點となり、獲麟
後百餘年にして滅んだ。鄭の諸器にはその器制が比較的正統のものがあり、中土系彝器の中心を爲
すものであつたとみられる。

二〇八、鄧孟壺

器名　「鄧孟壺蓋」陶齋
時代　「東周初葉器」韡華
出土　「陝西盩厔出土」陝西金石志
收藏　「見於京師」綴遺　「舊藏淛陽端氏、後歸上虞羅氏」周存
著錄
器影　陶齋・三・三　大系・一八四　夢郼・續・二五　二玄・四一四
銘文　周存・五・四七　大系・一九一　綴遺・一三・一七　三代・一二・一三・五　小校・四・八二　二玄・四一三
考釋　韡華・庚中・二　大系・一七六
器制　陶齋にいう。「高五寸四分、頂縱徑七寸二分强、横徑五寸一分」。蓋は銜接部深く、口緣部に簡勁な夔様虺文を付している。
銘文　三行一四字。

鄧孟壺盜

弅孟乍監嫚障壺、子〻孫〻、永寶用

弅は鄧。豆下に収を加えており、さきの鄭鄧伯の字とは異構。弅孟はおそらく嫚姓の鄧であろう。綴遺に字を說文鄧の古文とし、嫚を嫚姓の字の初文とする。また「鄭昭公母・楚武王夫人、皆稱鄧曼、古姓多从女、自是曼姓、本字經傳作曼、同聲通假」という。もと嫚侮の字と區別があつたものであろう。鄧は河南の南陽におり、鄭楚の間に介在し、それで鄭莊・楚武と婚している。左傳莊十六年前六七八年、楚に滅ぼされた。上蔡・新蔡の地にも古鄧城の趾があるというが、あるいはもと郾城附近にいたものかも知れない。

伯氏鼎に嬀嫚臭とあり、嬀嫚は監嫚というのと同例であろう。

周初の孟爵通釋・卷一・三八五頁に「隹王初桒于成周、王令孟寧弅伯、賓貝」とあり、斷代にその弅伯をこの弅伯としていう。「鄧孟壺及鄧白氏鼎、兩器出於陝西、陝西金石志說、壺出土盩厔、鼎則光緒中武功出土、傳世又有復公子白舍𣪘攈古・二之二・八二稱、我姑登孟媿、則鄧爲媿姓、是西周之鄧、或在陝境」。鄧の始封については、夏后仲康の後が楚境に國したともいい、また殷の武丁がその叔父を河北に封じたとも傳えられるが、要するに嫚・媿の二姓があり、その器も陝西の出土であるという。しかし鄧孟壺のころには、嫚姓の鄧が河南に國していたことは明らかであり、壺が陝西の出

土であるのは、將來の器とみるべきであろう。

いま、嫚姓の鄧の諸器を列しておく。

鄧伯氏鼎　陶齋・一・二九　夢郼・上・一二」　周存・二・四四　大系・一九一　三代・三・四七・一

小校・二・八三　二玄・四一五」　韡華・乙中・三八

鄧伯氏鼎

器は光緒中、武功出土と傳えられる。立耳三獸足鼎。口緣に環文を飾る。陶齋に「高一尺六分、深六寸八分、口徑一尺三寸八分、耳高二寸七分」という。銘四行二〇字。「隹𢍏八月初吉、白氏姒氏乍嬭嫚臭朕鼎、其永寶用」とあり、嫚と釋した字には疑問がある。銘字の全體に雋鋭のところがない。韡華にいう。「東周初葉器、登通鄧、爾上从二日、葢姓氏之稱、疑爾字繁文、考王子申盞葢、王子申作嘉嬭盞、葢嬭亦爲姓氏之稱、與此正同、考之實皆楚姓之芈字、芈爾一聲之轉也、嬭下字不可識、又下字作旲、即古皐字、卜詞皐字、即作此形、可證」。鄧楚同姓說で、陳氏の綜述二九頁にも嬭𦥑同聲にして同姓說がある。しかし鄧に嫚・媿の二姓あり、嫚姓の鄧の遺址は上蔡より河北にまで及んでおり、楚と同姓とは考えがたい。作器者は伯氏姒氏とあり、おそらく夫婦の名を以て賸器を作つたものであろう。紀月の上に鄧・鄀のように國名をつけることも、この二國に多い。

鄧公𣪘　陶齋・二・一八　夢郼・續・二二」

周存・三・六二　大系・一九一　三代・八・一六・二　小校・八・一七

葢のみを存し、夢郼によるとなお圈足の一部を缺いている。陶齋に「高三寸四分、口徑九寸五分、頂徑五寸一分」という。口緣に變様虺文あり、他は瓦文。虺文の眼部が大きく突出している。銘四行二十三字。

隹𢍏九月初吉、不故屯夫人、始乍𢍏公、用爲屯夫人隮誒𣪘

とあり、紀月の上に鄧という。大系にいう。「不故疑即薄姑、漢書地理志下、殷末有薄姑氏、爲諸侯、周成王時、薄姑氏與四國共作亂、成王滅之、以封師尚父、左傳作蒲姑昭九年、漢志琅琊郡下、復作姑幕、今山東博興縣東北地域也、葢薄姑氏雖衰、後世子孫、猶守其血食未墜、故此與鄧

爲婚姻也、始乍彝公、與叔姫簠、叔姫霝乍黃邦同例、乍涟省、嫁也、適也」。すなわち薄姑の屯夫人が鄧公に嫁し、その屯夫人のために鄧で作られた器であるという。薄姑と鄧とはその地があまりにも遠隔であるから、不故を薄姑に比定することは困難なように思われる。また乍を嫁娶の字とすることについて、郭氏は叔姫簠の條一六五葉に、晉公盦「丕乍元女」、筍伯盨「筍白大父乍嬴妃、鑄匋盨」の例をあげている。本器の銘は曾侯簠の「叔姫霝乍黃邦、曾侯乍叔姫邛嬭賸器彝彝」というのに近い。すなわち彝公が、夫人のために家廟に祀る器を作っているのである。この器の場合には、嫁娶の意とみられる。文は「隹鄧の九月初吉、不故の屯夫人、始めて鄧公に涟す。用て屯夫人の障誒段を爲る」とよむべきであろう。郭氏はその初稿に乍を㑥、すなわち殂と釋し、文錄三・三九はそれによつて「唯鄧九月初吉、不故屯夫人飼殂」と句讀しているが、叔姫簠の文例では賸器を作つているので、やはり嫁娶の解をなすべきであろう。誒はまた食に従う形の字もあり、侑薦の意である。

別に窓齋一二・一一に鄧公段というものがあり、韡華丙・四に「鄧公午離自作餴敦、其萬年、子〻孫〻、壽用之」とよんで、「東周初葉器、鄧公午離、即春秋桓七年所載之鄧侯吾離、吾午古通假字」というも、文は僞銘。またその器影をみない。

韡華や斷代に媿姓の鄧とするものに、復公子段というものがある。

復公子段　全上古・一三　積古・六・一一　攈古・二之二・八二　貞松・五・二七　周存・三・補　三代・八・九・二，三　小校・八・八

攈古に「器二、一福建汀州伊墨卿藏、積古齋著錄、一據六舟搨本錄入、只器銘」という。文選下二・二九に釋して、「復公子白舍曰敃新、作我姑鄧孟媿賸段、永壽用之」とするが、敃新の語は意味が知られない。餘論二・二〇にも、毛公鼎の敃天を證として敃新と釋するも、その義には及んでいない。また文錄三・三九に、媿形の字を嫚の別體であろうとするが、明らかに別字であろう。三代所收の二銘のうち、前銘は疑うべく、後銘も「乍我」以下のみ屬讀しうる。姑とは他家より入るものであるから、孟媿とは鄧の姓ではあるまいと思う。

二〇九、都公平侯鼎

器名　「都公敦」窓齋　「都公鋀」周存

時代　「東周初葉」韡華

收藏　「器二、一藏烏程顧氏、一藏錢唐吳氏」周存　「武進陶氏藏」貞松

著錄

銘文　窓齋・一一・二三　周存・二・二九　貞松・三・二七　大系・一八九　三代・四・二三・一、二　三・一　小校・三・一六　二玄・四一六

考釋　韡華・乙中・四三　大系・一七五　積微居・二三七

銘文　二銘。六行四八字。周存に「都公鋀二文、皆反鑄」というように、字は殆んど左文である。

隹都八月初吉癸未、都公平侯自乍隟鋀、用追孝于厥皇且晨公于厥皇考辟□公、用易眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享

紀月の上に都を著ける。鄧・都の器にその例が多い。都は允姓にして黄帝の後と傳え、商密に國し

たという。上都・下都の別があり、上都は都、下都は鼘に作る。下都は今の商縣、商密と南北に接しており、その地から下都の器が出ている。下都はのち晉の有に歸し、宜陽の上都もやがて楚の附庸となり、春秋の末年には滅んでいる。左傳定六年、前五〇四年「遷郢於都」とあり、その地はすでに楚の邑であつた。

都公平侯は、都公敄人の子であろう。文中の皇祖晨公は、敄人の器では皇考晨公とよばれている。下都はまた上雒ともよばれる地であるが、秦が上雒に入つたのは左傳文公五年前六二二年のことであるから、このとき下都は滅び、のち百年にして上都も滅んだのであろう。

器は銘文に鋀とよばれており、著錄にも鋀に加えているものが多い。しかし鼎銘にして鈃鼎と稱する例も多く、周存に「按形亦與鼎一、故入此」として鼎の類に屬している。いわゆる盆盂の類ではない。銘文もまた濶大、たて廿三糎に及ぶ。

辟下の一字未詳。韡華に「字从缶从公、疑即古瓮字、古夷狄之君無謚、以地爲稱」として爾雅四極南方の濮鉛の鉛の初文とするが、平侯の父は鄀公敄人としてなお上雒の地にあつた人である。積微居にその字を盂公の合文とし、大盂鼎にみえる玟珷と同じ構造法であるとするが、他に例がない。また辟についても、𩁹鎛の「齊辟鞷叔之孫」・麥尊「王命辟井侯」と同例とするが、皇考の下につづけていうものであるから、やはり謚號とみるべきであろう。

訓　讀

佳鄀の八月初吉癸未、鄀公平侯、自ら障錳を作り、用て厥の皇祖晨公と厥の皇考辟□公に追孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

參　考

上鄀の器にはこれよりさき鄀公敄人の器があるが、器・銘にみるべきものなく、平侯の器は銘文のみであるが字迹宏潤にして特徴のあるものであるから、その器を首として、以下に上鄀の諸器を列する。

鄀公敄人段　積古・六・一六　攈古・三之一・二三　從古・一一・二三　周存・三・四二　大系・一八九
三代・八・四七・一　小校・八・四三」大系・一七四

もと江蘇江都の秦敦甫藏。のち諸城の劉氏の藏に歸したという。周存に錄するものは未剔本、周存に「此未剔本、後拓者、則字字淸晰矣」とあり、三代所收のものは銹泐少く、字迹をみることができる。前器の平侯鼎に近い平潤な字樣である。文にいう。

佳鄀正二月初吉乙丑、上鄀公敄人乍障段、用享孝于厥皇且于厥皇丂、用易眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

上鄀と下鄀との關係について、大系にいう。

左傳僖廿五年、秦晉伐鄀、楚鬭克・屈禦寇、以申息之師、戍商密、杜注、鄀本在商密、秦楚界上小國、其後遷於南郡鄀縣、今案鄀有上鄀與下鄀、本段稱上鄀、而下鄀公諴鼎、稱下蠚、可證、

彼鼎出于上雒、地與商密接壤、則是秦晉所伐者、實是下鄀、上雒後爲晉邑、南鄀之鄀、漢志作若、注云、楚昭王畏吳、自郢徙此、當即本段所謂上鄀、上下相對、必同時竝存、蓋由分封而然、意南鄀之鄀爲本國、故稱上、上雒之鄀爲分枝、故稱下、南鄀之鄀、後爲楚所滅、故於春秋末年、其故都竟成爲楚都也

兩鄀が當時南北に竝存したとすれば、それは虢氏のように一時の盛族であつたともみられ、郭氏は「兩鄀傳世之器均古、大率在春秋初年、或更在其前、蓋其初實一强盛之國、其地當跨有今河南湖北陝西三省所接壤處也」という。しかしまもなくまた南鄀に屛息するに至つたものであろう。水經沔水注に鄀縣を「古鄀子之國也」とする。

文に「隹鄀の正二月初吉乙丑、上鄀公敄人、障段を作り、用て厥の皇祖と厥の皇考とに享孝す。用て眉壽を賜ひ、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ」という。器銘に皇祖皇考の名を加えていないが、次器にその名をあげている。おそらく雙器であろう。

鄀公敄人鐘

鄀公敄人鐘　善齋・樂・二四」　貞松・一・五　周存・一・六〇　大系・一八九　綴遺・一・三一　三代・一・一〇　小校・一・二二

器は綴遺に「器見蘇州」とあり、周存・貞松に「常熟周氏藏」という。善齋にその圖を錄し、「身高一尺五寸五分、甬高七寸六分、兩舞相距八寸六分、兩銑相距一尺四寸」とその尺寸をいう。篆間に夔様虺文、鼓に虺首の相對う文様があり、右鼓に圓身の虺文がある。銘のある後面の右鼓に破損があり、銘の一部を缺く。周存に「右鼓殘闕、甬亦修補、文多剝蝕、常熟周氏、得於山西、癸丑、其裔携之杭州」とあり、剝蝕が甚だしい。その文は段とほとんど同文。段銘によつて補讀することができる。文は「隹鄀正二月初吉乙丑、上鄀公敄人、乍其龢鐘、用追孝于

厥皇且可公于厥皇考晨公、用易眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享」とあるものであろう。前器に祖考の名を加えず、本器によってその名を知ることができる。

鄀の器はすでに宋刻にみえ、薛氏一五・一に鄀元子斯簠二器を錄する。その文は「鄀元子斯、自作旅匿」、「鄀元子斯父、自作旅匿、子〻孫〻、永寶用」とよむべきであろう。また鄀子舟監戈八瓊室補正札記二・一九というものがある。

下鄀の字は蠚に作る。その器に鄀公諴の鼎・簠がある。

都公諴鼎　考古・一・九　博古・二・三三　大系・一九〇」　嘯堂・上・一四　大系・一七六

都　公　鼎

考古に「右得于上雒」とあり「徑尺有七分、高八寸八分、深五寸八分、容斗有八升」という。器は立耳の三獸足鼎。口下に變樣虺文、器腹に公字形を含む波狀文を飾り、口緣・脚頭に稜を付している。口下と器腹と膨らみが異なり、器形は小克鼎に近い。文六行四一字。郭釋に

佳十又四月既死霸壬午、下蠚雝公諴乍隮鼎、用追享丂于皇且考、用气眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用

とする。「十有四月」の語は宋人に異樣に感じられたらしく、考古に「按惟王十有四月、古器多有是文、或云十有三月、或云十又九月、疑嗣王居憂、雖踰年未改元、故以月數也」、また博古に「昔歐陽脩謂、雍公不知爲何人、而曰十四月、亦未有定論、又疑其惟十有四者、書其年月、既死霸記其日也、觀其腹出雲氣、足著饕餮、制甚古、而韻不凡、非周室無以作此」という。

嘯堂によると下蠚の字を明らかに認めうるが、宋刻はみな周室の器と解している。その文は上鄀諸器の銘辭と近く、文首にやはり鄀の字があったのであろう。文錄・一　三六に文首を「十有三月」と釋するも、大系新版に「頗疑十又二字、是鄀字殘畫誤摹」という。あるいは「蠚正」などの壞文であるかも知れない。器は上雒の出土、その商縣の地は下鄀の都したところであろう。下鄀の器は字をみな蠚に作る。上下を區別するためとみられる。

都公諴簠　攈古・二之三・四九　窓齋・一五・五　奇觚・五・二四　周存・三・一二五　大系・一九一　綴遺・八・一六　三代・一〇・二一・二　小校・九・一八　二玄・四一七」　大系・一七六

器はもと山東諸城の李氏藏、のち陳氏に歸したが、器影を錄したものがない。文五行二七字。

「蠤公諴乍旅匜、用追孝于皇且皇考、用易眉壽萬年、子〻孫〻、永寶用」とあり、單に蠤公というが、前器と同じ作器者である。兩都の器はその文辭相近く、字様にもまた通ずるところがある。器制にも古い様式のものがみられ、當時おそらく獨自の文化を誇つた國であろうが、詳しいことは知られない。陳槃氏の春秋大事表譔異冊四・三五一葉に都國の終始についての記述がある。

二一〇、趞亥鼎

器名　「宋公鼎」長安

時代　「襄公之世」大系　「東周中葉器」韡華

收藏　「山東濰縣陳氏藏」攈古　「諸城劉燕庭舊藏、今在滬上奚氏」周存

著錄

器影　長安・一・一一　大系・四二

銘文　攈古・二之二・六七　敬吾・上・二八　愙齋・五・一五　周存・二・四五　大系・二〇五　三代・三・四四　小校・三・六一　二玄・四一八

考釋　賸稿・三六　韡華・乙上・二七　大系・一八四　文錄・一・三六　文選・下一・二〇

器制　器は失蓋、附耳の三獸足鼎。兩耳甚だ大、口下に變様虺文、腹に鱗文を飾る。器腹が淺く、足も短い。おそらく芮大子鼎雙劍誃・上・八に似た器であろう。

趞　亥　鼎

銘　文　五行一九字。

宋莊公之孫趨亥、自乍會鼎、子〻孫〻、永壽用之

莊字は異體。攟稿に「字不可識」というが、韡華に「古莊字、从爿得聲、虢季子盤、畠武于戎工、亦當爲壯字」とし、大系には醬の古文であろうという。莊の異文としてよい。趨は說文にみえぬ字であるが、馬行の意をとる字であろう。大系に「字書所無、疑是官名走馬二字之合文」というも、例のないことである。會を攟稿に「當卽膾之古文、象細切肉形」とする。字は釜甑の象。もと羹を盛る意であろう。鼎も異體の字。攟稿に「鼎从亓、它器未見、古文奇字也」としている。

作器者は莊公前七〇九〜六九二の孫であるから、宋の桓・襄のころ、春秋中期の人である。經籍に趨亥の名はみえない。「永壽用之」は陳器にもみえ、陳宋の地で行なわれた語であろう。

參　考

字迹にやや頽靡の風があり、春秋中葉の器としては重厚を缺くが、當時齊に國差𦉜のような字も用いら

れており、宋はこのとき最も强盛を誇つた時期でもあるから、華麗を喜ぶ風があつたのであろう。字迹としては、宋公の鐘や戈銘の方が古色がある。宋器の遺存するものは少く、大系にすべて四器を錄している。

宋眉父鬲　攟古・二之一・五四　大系・二〇五　三代・五・二五・二　小校・三・六二　大系・一八五

器影未見。「宋眉父乍寶子媵鬲」とあり、宋において華父・皇父というものは多くその家の初世である。寶子は眉父の女。大系に「宋乃子姓之國、故女稱某子」という。甲骨文にはいわゆる姓組織を示すとみられる事實がなく、宋が子姓とされるのも擬制によるものと思われるが、春秋のとき、宋が子姓を稱していたことはこれによつて知られる。

宋公戌鐘　博古・二二・二七　嘯堂・下・八四　復齋・二八　薛氏・六・六四　續考古・四・一

宋公戌鐘

すべて六鐘。宋刻に收め、積古・攟古・敬吾に翻刻がある。第一器について、博古にいう。「高一尺三寸六分、鈕高三寸九分、闊九寸六分、兩舞相距一尺、横六寸六分、兩銑相距一尺一寸七分、横九寸四分、枚三十六、各長三分、重三十三斤」。第二器以下は高一尺二寸八分・一尺二寸二分・一尺一寸・一尺一寸・一尺一分、すなわち編鐘で

ある。器制は第三器まで方鈕、篆間變樣虺文、鼓に蟠虺文と思われる文様を付し、第四器以下は小異がある。おそらく後補の部分があるのであろう。

宋公戌之諆鐘

各鐘に何れも「宋公戌之諆鐘」の六字を銘する。大系にいう。

宋公名、舊釋爲成、王復齋以爲宋平公、積古引吳東發說、左昭十年傳宋公成、公羊作戌、史記亦作成、今觀是銘、當以公羊爲正、是平公器也、又云、左昭二十年傳公子城、杜注、平公子、成與城同、若平公名成、其子不得名城也、今改從之、唯古文辰戌之戌、與征戍之戍形相遠、此乃辰戌字、與成字之差僅一筆、故致誤也、古器中成戌字、亦每互譌、如頌𣪘甲戌字、第二第三第四之盄、均誤爲成、而成周字、則第三之器・第四之盄、均誤爲戌、其確證也

宋の平公前五七五〜五三二は在位四十四年、晉・楚の間にあつて、國內にも戴族である華氏と桓族である魚氏の對立があり、國勢の振わなかつた時期である。

器はまた續考古圖四に錄するが、器制・文様は博古とかなり異なる。舞上に雙獸が鈕を擁する狀をなし、文様はすべて方雷形に描かれているが、失眞のところが多いようである。器の出土について、「崇寧三年甲申歲一一〇四年孟冬月、應天府崇福院、掘地得古鐘六枚、以宋公鐘、又獲於宋地、宜爲朝廷符瑞、尋進上焉」といい、宋公成の器とし、六器の尺寸をしるしている。しかし復齋の書中には、器をいわゆる靑牋十五器のうちに屬し、「畢良史少董、得古器於盱眙榷場、摹十五種、貼以靑牋、親題其目、以納秦熺伯陽」という。畢良史は紹興の進士、畢骨董の異名を得たほどの蒐集家であった。その銘は他書の第一器と同じである。あるいはのち、內府より流出したものであろう。

宋公差戈　攈古・二之一・五七　奇觚・一〇・二
四　周存・六・一〇　綴遺・三〇・一八　三代・
一九・五二　小校・一〇・五〇　二玄・四一九

攈古に「甘泉汪中崧延熙藏」とあり、のち濰縣の陳氏、また方氏濬益の藏となつた。胡に「宋公差之所造不易族戈」の二行十字を銘する。綴遺にこの器について詳しい記述がある。その文にいう。

宋公差戈、銘十字在胡、汪孟慈太守舊藏、器今歸濬益、此戈出山東濟寧、許印林明經、纂入濟寧州志、光緒丙子、男孝傑、得於揚州、戈援已斷、文曰、宋公差者、宋元公也、春秋傳作佐、差佐古今字、印林釋不爲丕、引續漢志、梁國有丕亭、丕卽丕省、惟稱爲

邳陽侯戈、以族爲侯、則大誤、按周禮族師、各掌其族之戒令政事、若作民而師田行役、則合其卒伍、簡其兵器、以鼓鐸旗物、帥而至、此戈正所以備行役征伐之用

而春秋時、宋之公族、最爲强盛、左莊十二年傳曰、戴武宣穆莊之族、成十五年傳曰、二華戴族也、司城莊族也、六官者皆桓族也、丕陽族傳雖不見、然其爲宋之公族、則可知

また許印林の邳陽説を是とし、「邳近彭城、爲南北孔道、晉之通吳也、嘗假道於宋、計其行、必當出此、彭城爲宋地、則丕陽之卽邳陽、可無疑也」という。宋の元公佐前五三一～五一七の器ならば、春秋末のものである。

宋公䜌鼎　博古・三・三五　嘯堂・上・一九　續考古・五・一六」　大系・一八五

器は金石錄に「元祐間、得于南都、底蓋皆有銘」という。「宋公䜌之餴鼎」とあり、宋公䜌は春秋にみえる景公欒前五一六～四五三、史記に頭曼、古今人表に兜欒という人であろう。博古には蓋のみを錄するも、續考古に載せる圖は、蓋上に三環耳をもつ附耳三獸足の鼎。一銘のみをあげ、「克一姪得之於南京、南京卽宋地、高一尺一寸、口徑八寸、按宋世家二十四君中、無名欒者、惟哀公載記不記名、得非有更名者、未可考也」という。

別に博古・三・三七薛氏九・九六に鼎蓋あり、平鈕の他に四環耳を附し、繁縟な文様がある。「宋君夫人之餴釪鼎」と銘している。博古に宋公鼎と夫人鼎とを前後に列し、「此謂之宋君夫人、其字畫又切相類、殆同時所造也」としているが、器制は著しく異なる。何れも春秋末年のものであろう。

二一一、陳侯𣪘

器　名　「陳侯嘉姬彝」三代

著　録　積古・六・六　攈古・二之二・四〇　愙齋・九・六　三代・六・四七・四　二玄・四二〇

銘文

銘　文　三行一七字

敶侯乍嘉姬寶𣪘、其邁年、子〻孫〻、永寶用

字を敶に作るものは、陳宋の陳。田齊の字は別に墜に作る。陳は姬姓との通婚多く、文公・厲公はみな蔡姬をめとり、また哀公は鄭姬を迎えている。嘉姬はその何れであるかを詳にしないが、字様は雅潤の趣のあるもので、春秋の初期に入りうるものではないかと思われる。

文に「陳公、嘉姬の寶𣪘を作る。其れ萬年ならんことを。子〻孫〻、永く寶用せよ」とあり、嘉姬を迎えてその器を作ったものである。出自の家からは媵器を贈り、迎えた家でも夫人のために器を作る。何れも祭器として用いるものである。

参　考

陳は舜の後である胡公が宛丘に封ぜられた古國と傳えられ、嬀姓。小國で國勢振わず、のち楚に滅ぼされた。いまその器を列する。

陳公子甗　攈古・三之一・九　従古・九・四　敬吾・下・八三　周存・二・八七　綴遺・九・三一　大系・二〇三　三代・五・一二・三　小校・三・九七」　韡華・乙下・三　大系・一八三　文選・下三・五　積微居・二一四

器はもと錢唐の瞿氏淸吟閣の藏器であつたが、のち失なわれた。周存に「陳公子甗、銘多而用韻、甗中獨見之品、惜器已燬於庚辛之亂」という。庚辛の亂とは、北淸事變のことである。銘文六行三八字。文にいう。

隹九月初吉丁亥、敶公子〻叔邍父、乍旅甗、用征用行、用鬻稻粱、用旟眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、是尙

大系に「此乃陳之公子之子、字叔原父者所作器、不稱公孫、而稱公子子、蓋公孫之氏已通行、故避之也」という。後にみえる陳子匜にも、その語がある。綴遺九・三二にも「不曰公孫而曰公子子、與虢文公子琝鼎、幷同例」というが、文錄に「子下重文、不重讀、金文中多此例」という。吳氏

は銘の末文の子ゞ孫ゞをも重讀せず、「此四字句」とはいうが、やや拘泥の嫌がある。あるいは孫の意の字として用いたものであろう。叔原父について、韡華に「東周初葉器、叔原疑陳原氏之先、詩陳風東門之枌、穀旦于差、南方之原、傳、原大夫氏、春秋莊二十七年、公子友如陳、葬原仲、原氏或以字爲氏、而卽叔原父之後矣」と詩を引いて證とする。積微居に「其說是也」とするが、詩句の原は人の姓をいうものではない。

旅字は㫃に從う。曾伯霥簠にもその形に作る。旅器には「用征用行」という例が多い。鬻はおそらく蒸の古文。文錄にその釋がある。綴遺に爾雅釋言「鬻糜也」を引くが、甗甑は調羹の器ではない。是尙は是常。陳侯因資敦にも「永爲典尙」の語がある。綴遺に詩の閟宮「魯邦是常」の句を引く。文は有韻。行・粱・疆・尙の四字は陽韻である。文にいう。

隹九月初吉丁亥、陳公の子の子叔原父、旅甗を作る。用て征し用て行し、用て稻粱を蒸す。用

て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。子ゞ孫ゞ、是を尙とせよ。

字迹は結體疏緩にして平板、陳侯段に比してかなり時期の下るものと思われる。

陳侯簠　西淸・二九・五　夢郼・續・一五」　愙齋・一五・三　周存・三・一二五　大系・二〇四　三代・一〇・二一・三　小校・九・一八」　大系・一八三

西淸に「孟姜簠」の名を以て錄する。失蓋。「高二寸六分、深一寸七分、口縱七寸、横八寸七分」とその尺寸を記す。腹足にすべて變樣虺文を飾る。のち上虞の羅氏の藏に歸した。文四行二七字。銘にいう。

隹正月初吉丁亥、敶侯乍孟姜□朕匠、
用旛眉壽、萬年無疆、永壽用之

陳は嬀姓であるが、器は孟姜の媵器である。大系に「陳侯爲姜姓女作媵器、此亦一異例」という。□は將缶に從う形で、姜女の名であろう。字迹は前器と似ている。

三代三・四九・二に陳侯鼎一器を錄し、

隹正月初吉丁亥、敶侯乍□□四母朕
鼎、其永壽用之

というも、僞刻であろう。

陳子匜　攈古・二之三・六〇　奇觚・八・三四　窸齋・一六・二四　周存・四・二一　綴遺・一四・一八　大系・二〇四　三代・一七・三九・一　小校・九・六五」大系・一八四

もと陳壽卿の藏器。銘五行三〇字。文にいう。

隹正月初吉丁亥、𨻰子〻乍奔孟爲穀母媵匜、用旛眉壽、萬年無疆、永壽用之

奔は广に従う。この文でも子に重點がある。綴遺にいう。「壽卿釋子子、謂如曲禮女子子之文、

濬益按、此陳子子、當是陳新君之子、卽位未踰年之偁、故不曰公子。而曰子子歟」。奔を大系に國名とするが、陳の分族の家であろう。ゆえになお孟爲という。

爲は嬀。次條の陳伯元匜に「囪孟嬀瑪母」の名がみえる。末文は前器と同じ。

陳伯元匜　西清・三二・五　通考・八五五

故宮・上・二二一　二玄・四二三」貞松・一〇・三九　大系・二〇五　三代・一七・三五・二　二玄・四二二」大系・一八四

通考にいう。「高五寸二分、徧體飾蟠夔紋、鋬作龍形、四獸形足」。銘四行十九字。文にいう。

陳伯元匜

𨻰白殹之子白元、乍囪孟嬀瑪母媵匜、永壽用之

大系に「伯殹・伯元父子、殆陳之宗室、以伯爲氏者、囪亦當是國族名」という。媵は媵。陳子簠も字形同じ。綴遺に「薔宛邱當日、書體如此」という。銘末の一句のごときも、陳宋に行なわれた語であろう。

三代三・二三・七になお陳生鼎があり、器は故宮下・八六に錄する。立耳環文の三獸足鼎で器高一六

糎、器制は西周末期に入りうるものである。文三行十二字。「敶生奪乍飤鼎、子孫其永寶用」とあり、陳宋の陳と同字を用いているが、陳器であるか否かを定めがたい。

二一二、蔡　姑　殷

器　名　「尨姑彝」奇觚

時　代　「西周末葉器」韡華　「當在宗周厲宣之世」大系

著　録

銘文　奇觚・五・一八　愙齋・一一・二三　周存・三・一〇五　大系・一九二　三代・六・五三・一

小校・七・四九　二玄・四二三

考　釋　韡華・己・一四　大系・一七七　文錄・二・二二　文選・下二・一一

銘　文　六行五〇字。

蔡姑乍皇兄尹叔隮(尊)𩰫彝、尹叔用妥多福于皇考德尹叀姬、用旂匄眉壽、綽綰永命、彌厥生霝冬、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

韡華に器を西周末葉とするのは、銘に蔡姑・尹叔の名があるのによつて、これを詩の尹吉と結合したのである。「由此可知周之尹氏、葢爲姞姓矣、詩大雅、謂之尹吉、注、周之貴族、按尹吉卽尹姞之省也、姞爲尹姓、故詩云、彼都人女、謂之尹吉、德尹殆尹氏先君之謚稱、按尹氏以官爲族、故此

器之德尹、猶曰德公也、吳彝之靑尹、寓卣之幽尹、其彝並與此同、皆可證爲尹族之器」と論じ、大系にも「此銘文字、當在宗周厲宣之世」という。蔡に嫁した尹氏の妹が、その兄尹叔に、考妣である德尹・惠姬の祭器を作つて贈つたもので、こういう關係の銘辭は多く類例をみない。

第一字は舊釋に汜とするも、蔡の初文。大系に「容庚釋爲蔡、云、魏三字石經古文作此、故得定爲蔡字、按即帇字、段爲蔡也」というように、卜文では字を帇に用いる。殺の字はその形に從う。また蔡は姬姓であるが、ここに蔡姞と稱するのは、大系に「此乃姞姓女、嫁于蔡者、故稱蔡姞、猶鄂女適王稱王姞、楚女適江稱江芈之類、蔡姞之母爲叀姬、則姬姞互爲婚姻可知」という通りである。左傳宣三年にも、「吾聞姬姞耦、其子孫必蕃」とみえる。蔡の初封は書の蔡仲之命の孔傳に畿內說があり、尹氏との通婚という事實からみると、あるいは當時なお畿內にあつたものかも知れない。ただ畿內の蔡地については、確かな所傳がない。あるいは當時なお上蔡・新蔡の地にあつたのであろう。蔡が下蔡に移るのは昭侯のときで、春秋を以ていえば定・哀のときである。

綽綰の語は、晉姜鼎に「綽綰眉壽」とあり、金文の常語。詩の衞風淇奥に「寬兮綽兮」、また書の無逸に「不寬綽厥心」の語がある。彌生も黏鎛に彌心・彌生の語がみえ、彌終をいう。詩の大雅卷阿に「俾爾彌爾性」という句があり、傳に「彌終也」とみえる。

文に韻讀あり、おそらく彝・福・姬・壽は幽之の合韻、また冬・彊・享は東冬の合韻であろう。

訓讀

蔡姞、皇兄尹叔の障𪔳彝を作る。尹叔、用て多福を皇考德尹・惠姬に綏んじ、用て眉壽を𪗋匃し、永命を綽綰し、厥の生を彌るまで霝終ならむことを。其れ萬年無彊にして、子〻孫〻まで、永く寶用して享せよ。

参考

蔡は管蔡の蔡ののちとされるもので、武王の弟蔡叔度の封ぜられた國という。その封地ははじめ上蔡にあり、のち新蔡に移り、さらに州來、すなわち下蔡の地に遷ったという。汝潁に沿うて、次第に東している。近年その下蔡の地の蔡侯墓から、多數の銅器が出土し、呉器も出ている。上蔡・新蔡はなお河南の地であるから、いま中土系の列國に加えておくが、壽縣蔡侯墓の文化は、新鄭諸器と同じく明らかに南土系との強い接觸を示している。以下に從來著錄のうち蔡大師鼎一器を錄し、また壽縣出土の蔡器について述べる。

蔡大師鼎　貞松・續上・二四　大系・一九二　三代・四・一八・三　二玄・四二七」　大系・一七八

器影をみない。貞松及び大系所收の方濬益舊藏の搴拓によつて考えると、その銘は器の口緣に加えられていたもののようである。文三五字。銘にいう。

隹正月初吉丁亥、蔡大帀與、賸鄦叔姬可母飤緐、用旛眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之

器は許に嫁す子女のために作られた媵器である。叔姬可母はその名。大系にいう。「古人女子、無論已嫁未嫁、均稱某母、王國維以爲女字、謂女子字稱某母、猶男子字稱某父、今案某母當是女名、或省去母字、古者女子無字、出嫁則以其夫之字爲字、就見于彝銘者言、如頌鼎皇考龏叔・皇母龏姒、召伯虎段、幽伯幽姜、□鎛、皇祖聖叔・皇妣聖姜、皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、均其例證、故當其未許人時、曰待字也」。孫叔多父三代・八・一五・二、段に對する女子の名は成姬多母三

白鶴美術館誌　第三七輯　二一二、蔡姞段

代・一〇・三四・二、白多父簋であろうから、可母・多母は名と考えてよいが、郭氏のあげるものは謚號で、名字とは別である。文に

佳正月初吉丁亥、蔡の大師與、許の叔姫可母の食繁を賸り、用て眉壽を旂む。萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として之を用ひよ。

飤繁は鼎をいうに多く用いる語である。字迹はかなり修飾のあるもので、狹長にして屈折が多い。

壽縣蔡器の字様と近く、時期も新蔡以後のものであろう。新蔡に移つたのは、蔡が一たび絶邦ののち、楚の平王によつて平侯がその國を再興したもので、前五二八年のことである。そのころ許は三たび都を遷して夷、すなわち城父前五三三〜五二四にあり、新蔡と相隣する關係にあつた。もし許がなお葉にあつたとき前五七六〜五三四とすれば、上蔡は靈公の十二年前五三一に滅んでいるのであるから、それより以前とすべきであるが、器の字様はすでに末期に近いものである。

蔡　子　匜

三代に多く蔡器を錄する。蔡侯鼎三・二一に「蔡侯乍旅鼎、其萬年永寶用」、また蔡侯匜一七・二五「蔡侯乍姫單朕匜」とあるも何れも僞刻であろう。また蔡子匜一七・二六「蔡子□

自乍會匜」というものは、字様が壽縣の器に近い。器は十二家雪・一六に錄し、口沿に細密な蟠虺紋をめぐらしている。十二家に蔡子の名を佗と釋する。積微居一六七に「蔡子旅」と釋し、平侯廬とする。蔡は靈侯前五四二〜五三一が楚に滅ぼされて一時絶邦となつたが、平侯前五二九〜五二二がまた楚によつて新蔡に國した。蔡子というのは、再興以前のことかも知れない。器は匜にしてこれを會匜というのは、楊說によると會は沬の假借字であるという。他の匜にも澮盥という例がある。

また蔡公子壺三代・一二・二四・二というものがあり、「佳正月初吉庚午、蔡公子□□乍隮壺、其眉壽無疆、子〻孫〻、萬年永寶用享」と銘するが、拓迹も模糊としており、疑問とすべきものである。精撰といわれる三代中にも、なお僞刻があるのを免れない。

壽縣蔡侯墓

一九五五年五月、壽縣西門の蔡侯墓が發掘調査されて、銅器類合せて四八六件が出土し、一諸侯の陵墓としては未曾有の器群として注目を集めた。この地からは、かつて附近の朱家集からも、大量の楚器が出土したことがあり、壽縣が當時の文化の一中心であつたことが知られている。壽縣はいわゆる下蔡の地で、蔡の昭公二十六年四九三年以後、昭・成・聲・元・侯齊の五世〜前四四七にわたつて都していた地である。戰國策楚策によると、蔡はすでに絶邦の苦難を經たにも拘わら

ず、豪奢淫佚の遊を事としていたと傳えられるが、おそらく一時南方文化の中心として榮えたのであろう。そのことは壽縣蔡墓出土の遺品によつて、十分に想見しうるのである。

蔡墓はその年の五月廿四日、淮水工事のため、壽縣西門内の深溝から土を取つているうちに、甬鐘二件が出土したのが發見の機會となつた。その夜、手掘りで土中を探り、鼎・鑑・缶・豆・鐘など、三十器餘を收めた。それで二十六日、關係機關に通報して、正規の發掘作業が開始された。場所は壽縣西門の民家の密集地帶であつたが、淮域の治水工事の一環として、城内の積水を西湖に導くため深溝を掘鑿中に遺址が發見され、十四日間にわたる調査が行なわれた。墓は正方形で墓道はなく、南北八・四五米、東西七・一米、深さは三・三五米、墓底は墓口より稍しく狹い。墓坑中央の南よりに漆棺の痕迹があり、朱砂が敷きつめられており、その下に佩玉や銅劍がおかれていた。主葬一人の殘骨があり、東南に殉葬者とみられる殘骨がある。墓坑南部に厚い紅色雲紋がみられるのは、おそらく花土であろう。また幾重もの漆皮の痕迹がある。隨葬品の多くはそこにあつた。坑の北、約三分の一の部分に樂器・禮器があり、東側の大部分は編鐘を殘すのみで、さきに取り出されている。復原圖によると、東から編鐘・鼎・缶・鑑それぞれ數器があつたらしく、吳王光鑑は棺の北上に位置しておかれている。

出土の銅器はすべて四八六件。鼎などの烹飪器四四件、殷などの盛食器一八件、壺・尊の類一一件、鑑・盤は吳王光鑑を含む一八件、樂器は殘破のものを含めて三二件、戈矛の類六〇件、車器八四件、馬飾一二八件その他である。その他玉器五一、骨器二八件など、一諸侯墓の出土としては未曾有の量といえよう。出土品中、蔡侯𩛥の器があり、おそらく主葬の人とみられる。報告者はこの墓葬について、次のような總括を試みている。

自一九三三年、壽縣朱家集出土了大批的楚器銅器以後、這是壽縣所出的第二批銅器群、這批銅器、大部分有銘文、銘多蔡侯字樣、可以確定墓系蔡侯之墓、其中銘文有長達九十餘字的、這些銘文、不僅說明了當時蔡國的歷史情況、也提供了春秋晚葉蔡楚吳三國、國際關係的種々資料、這是研究公元前第五世紀我國歷史的重要材料

銘文蔡侯下系以𩛥字、當爲蔡侯之名、但此蔡侯爲誰、各家意見尚未一致、今天的壽縣、大致是戰國晚期楚考烈王所遷都前二四一年的壽縣的境地、蔡國在公元前四四七年滅于楚、從遷都州來以至滅國、僅四六年、所以這批蔡器應在公元前四九三—四四七年之間、最晚不超過戰國初期、由于同墓中出土、有吳王光嫁女之器（吳王光鑑）、吳王光在位一九年、其元年卽蔡昭侯五年、卒年當蔡昭侯二三年前四九六年、因此這批蔡器、不會早于蔡昭侯、現在可以暫定爲春秋晚期之器、或者說公元前五世紀前半期、更爲適當

壽縣蔡墓の發見以來、その報告及び銘文の研究が引きつづいて發表された。その主要なものを左に揭げておく。

安徽壽縣戰國墓出土的銅器群記略　壽縣古墓淸理小組　文物參考資料一九五五・八

由壽縣蔡器論到蔡墓的年代　郭沫若　考古學報一九五六・一　又、文史論集所收

壽縣蔡侯墓銅器　陳夢家　考古學報一九五六・二

對五省出土文物展覽中幾件銅器的看法　史樹靑　文物參考資料一九五六・八

蔡侯墓出土的三件銅器銘文考釋　孫百朋　文物參考資料一九五六・一二

壽縣蔡侯墓出土遺物　中國科學院考古硏究所　科學出版社　一九五六・一二

五省出土重要文物展覽圖錄　同籌備委員會　科學出版社　一九五八・三

後の二點は圖錄を主とするものであるが、前者には發掘の經過について詳しい記述がある。

有銘の器の主要なものは蔡侯〓の諸器と吳王光鑑とである。吳王光鑑は媵器であるが、作器者を主として吳に屬し、ここには蔡侯の諸器について述べる。盤・尊に同銘を勒し、吳との關係に及び、また鐘に長銘を分載し、楚との友好を說いている。

蔡侯〓盤　壽縣・圖・三八　五省・五〇　自銘に盥と稱しており、郭氏は盧と釋しているが、器形は盤に近い。壽縣に器を盤とし、「通高一六・二、口徑四九・二、腹深九・五、底徑三八・五、耳高四、長一二・五糎」という。四耳は獸形をなし、圈足。腹に蟠虺文を飾る。別に四環耳の盤その他殘片があるもみな異制。耳の獸形は、同出の壺の耳飾と似ている。銘は器底にあり、異體の字が多く、文もまた從前著錄のものとかなり異なるところがある。尊と器名を除くほかは同銘。盤銘は一六行九五字。

蔡　侯　盤

文にいう。

元年正月初吉辛亥、蔡侯〓、虔共大命、上下陟否、孜敬不惕、肇差天子、用乍大孟姬嬇彝盥、禋享是台、祗盟嘗禘、祐受毋已、齊叚整詭、□□王母、穆〻亹〻、悤□新旟、威義遊〻、霝頌韵商、康虎穆好、敬配吳王、不諱考壽、子孫蕃昌、永保用之、□歲無疆

蔡侯〓の器。この侯名は同出の鼎・鼾・段・簠・盤及び方壺・盥缶の類に多くみえており、吳王光鑑を除く

大部分の銘は、蔡侯䵼の名を付している。この蔡侯が蔡の歴世中何びとに當るかについては、この器銘の解釋や同出諸器の研究に重要な關係があり、出土以來、考釋諸家の最も努力するところであつた。陳釋は昭侯申前五一八～四九一、史樹青は成侯朔前四九〇～四七二、郭釋は聲侯産前四七一～四五七説をとる。下蔡に移つてのちの三代をそれぞれ充てている。別に李學勤氏の「談近年來新發現的幾種戰國文字資料」文物参考資料・一九五六・一に元侯四五六～四五一の可能性が主張されているが、それならば吳の滅亡の後である。文中に「敬配吳王」とあり、その吳王はまた天子ともよばれているから、吳王夫差前四九五～四七三と考えるほかない。同出の吳王光鑑は、夫差の父闔閭前五一四～四九六の女叔姬を蔡に嫁するときの媵器であり、本器にみえる大孟姬は、蔡より吳王に嫁したものであろう。吳は聲侯卽位の前に滅びているのであるから聲侯・元侯説の可能性は殆んどない。また夫差の霸業は成侯朔の在位の時期と重なつており、本器にいうところは成侯の外に屬しがたいようである。別に唐蘭氏に、銘文の元年を周の敬王の元年前五一九説があり、五氏ともみなその説を異にする。その屬するところによつて、銘文の解釋、同出諸器との關係にみな異同を生ずるが、いま成侯説を主として銘文の解釋を行なう。諸家の説については、のちにまとめていう。

初吉辛亥を唐説に周の敬王元年とし、その證として、䧿光鐘に周正を用いることをあげているが、䧿光鐘に用いるところは晉正である。列國器の年紀に周の紀年を用いている例はない。蔡の曆正では、ただ聲侯の元年前四七一のみが、初吉に辛亥を求めうる。しかしこのとき、吳はすでに滅んで十三年であり、文中の事實を説きえない。

「虔共大命」とは、侯位に卽くをいう。上下陟否は神意を奉戴する意。ゆえに「孜敬不惕」の語を以て承ける。孜敬は祗敬、叔夷鐘に「虔卹不易」の語があり、蔡墓の編鐘にも「有虔不惕」という。編鐘にはつづいて「差右楚王」とあり、本器には「肇差天子」という。肇は蔡侯の卽位を以ていうもので、周王に繫けていうものではない。天子はおそらく吳王であろう。蔡は昭侯のときその子を吳に質として託しており、光鑑にいう叔姬は、この王子であつた成侯に與えたものであろう。吳王夫差の十四年前四八二、黃池の會に吳は主盟を爭つたが、その霸業は越王勾踐を夫椒に破つたとき前四九四に發している。蔡はその翌年下蔡に移り、殆んど吳の附庸となつた。昭侯は吳に朝しようとして反對派に殺されたが、反對派は忽ち排除されて成侯が卽位している。このように蕞爾たる小國にすぎない蔡が、遠く成周の周室と關係をもちうるはずはない。器銘に吳を天子と稱したとしても、異しむに足りない。ゆえにすぐつづいて、「用乍大孟姬嬇彝䵼」という。この器を作ることが天子に奉事する所以であるとするのである。同出器中に、大孟姬の名のみえるもの二尊一缶、合わせて三器がある。禘享以下は、祭祀をいう。甫は祇、盟は明、嘗禘はのち時祭の名となつたが、もとは先王の祭祀をいう。

大孟姬盥缶銘

齊は示に、段は言に從う。齊段整訑とは、王母の儀容を美める語であろう。王母とは大孟姫をいう。成侯と吳王夫差とは、その在位の時期がほぼ重なつており、成侯の姉が夫差の母である可能性は乏しいから、王子のある王妃という意味で王母と稱したのであろう。夫差はのち越に敗れて自刎するとき、「孤老矣」と述べている。大孟姫も相當の年齡であつたとみてよい。毳盤・毳匜に、「王母媿氏」という例がある。

この器は、郭氏も注意しているように、必らずしも新たに嫁するときの媵器でなく、蔡侯卽位の紀念として、大孟姫に贈られたものである。ゆえに王母という。蔡・吳は何れも姫姓であるが、吳が姫姓を稱するのは周の一族であるからでなく、驪戎が姫と稱するのと同じ。ゆえに晉の文公は驪戎の女の出であり、魯の吳孟子は吳より嫁している。

「穆〻亹〻」以下、またその儀容をいう。霝頌の句を郭釋に「霝夏韵商」とよみ、「夏商當卽指夏代商代而言、霝者空也、韵殆韶之古字、假爲超、意謂前代所無、或史無先例」というも、穆〻以下の五句は、みな大孟姫を祝頌する語である。文に識りがたい字が多い。

「敬配吳王」の王は、おそらく夫差であろう。「不諱考壽」は祝嘏の辭。不諱は丕韡などの義と思われる。諱避の義ではない。永保は陳曼簠・夷叔鐘にみえ、晉姜鼎には畯保の語がある。末句の字迹はよみがたいところがあるが、郭氏は「冬歲無疆」であるという。「萬年無疆」というに同じ。

文は押韻。郭釋に亥・否・子・台・巳・母を之部、旟・商・王・昌・疆を陽部とする。全文を訓讀すると、一應以下のごとくである。

元年正月初吉辛亥、蔡侯䜌、大命を虔恭し、上下陟否し、孜しみ敬して惕(おこた)らず、肇めて天子を左(たす)け、用て大孟姫嬪の彝䵼を作る。禋享するに是を以ひ、祗しみて嘗禘を明らかにし、祐受巳むこと毋し。齋叚整訑にして、王母……。穆〻亹〻として、聰

蔡侯尊（第二器）

蔡侯尊銘（第一器）

□新旟、威儀遊〻たり。霝頌韵商、康虎穆好にして、敬しみて吳王に配す。丕諱考壽にして、子孫蕃昌し、永く之を保用し、□歲無疆ならむことを。

同出の𢍜にこれと同文の銘があり、盬を缶に從う字に作る。盬は他に例がなく、郭氏は盛食の器で盧であろうとする。鹵聲の字にして、王子嬰次の炒盧と同器とみたのであろうが、この器には圈足があり、かつ陳氏は、鹵の字形も確かでないという。一應盤の類としておく。

蔡侯鐘　壽縣・圖一八以下　五省・圖五四以下

蔡侯鎛鐘

甬鐘・鎛鐘・編鐘の三種があり、甬鐘十二器、最大のものは高七九糎、最小のものは高四八糎、殘破多く、文は屬讀しがたい。編鎛は第二器高四〇・五糎、最小のもの高二八・五糎、また編鐘は方鈕、銘を兩組に分ち、一組八十二字。他にも同銘を錄する。字は銹泐多く、判讀しがたいところもあるが、彼此參照して、ほぼその全文を知ることができる。

隹正五月初吉孟庚、蔡侯□曰、余唯末小子、余非敢寧忘、有虔不惕、差右楚王、隺〻爲政、天命是遷、定均庶邦、休有成慶、既志于忌、乍中厥德、均子大夫、建我邦國、爲令肅〻、不愆不貳、自乍訶鐘、元鳴無期、子孫鼓之

唯正五月は唯王某月とともに、春秋期の列國期に習見する。陳釋にいう。

正五月可能是王正五月之省、卽周正五月、春秋鄀公敄人𣪘有鄀正二月、所以別于王正周正、春秋之邾公華鐘・叔尸鎛・齊大宰盤・晉姜鼎等、有王某月、春秋末戰國之子璋鐘・陳侯因資敦等有正某月、正某月可能是王某月、此正五月、亦可能是所以別于同年的閏五月的、新城新藏闢于春秋長曆的硏究、主張春秋前期文宣爲界、年終置閏、後期年中置閏、凡稱正某月的銅器、多在春秋文宣之後

唯王某月というものは古く庚嬴卣にみえ、また西周後期に習見するが、當時正某月というものなく、正閏と關係ないものと思われる。鄀・鄧の器を以ていうと、列國の器はみなその曆正を用いたらしく、ただ晉・齊・鄀・鄧などの外は、みな周正をそのまま稱しているのであろう。なおこの器に王と稱するのは、下文に楚王と稱しており、楚をいう。楚王の政令を受けることを、天命とも稱しているのである。そこに作器當時の蔡の立場が示されているといえよう。初吉孟庚は、初吉の週の庚日。同出の吳王光鑑に初庚の語があり、第一旬の日をいう。

蔡侯の名は多く削られている。郭釋に「蔡侯下一字、乃蔡侯名、被剜去、但在別器中、却被保留着、其字作韈」とあり、剜去を免れたものによつて、韈であることを知りうる。五省の序言において、唐蘭氏もそのことにふれ、「另外還有五件編鐘、銘文都是蔡侯韈之行鐘、顯然是別一組樂

器、行鐘上的蔡侯名字、都還保留、大概這兩組鐘、早就混亂、放在墓裏時、更不去注意這種區別了」というが、器制は分銘のあるものと同じ。

「余唯」以下は、蔡國を再興したことをいう。「余非敢寧忘」は、毛公鼎「女毋敢妄寧」、晉姜鼎「余不叚妄寧」と同じ。書の無逸にも「不敢荒寧」の語がある。不惕は不易。差右の差は車に從う。輔佐の意。前後の文は叔夷鐘に「女尸、毋曰余小子、女尃余于艱卹、虔卹不易、左右余一人」

というのと同じ。

雈ゝは郭釋に易の繫辭「夫乾雈然」說文引とあるのと同義とする。堅確の意である。爲は異體字。下文にもその字がある。郭釋に「古文爲从爪象、示古代曾以象服務、爲旁復从公土、蓋示以象從事耕作」とするも、卜辭によると象を宮室に作るに用いており、旁もまた宮臺の意であろう。

「天命是運」の運を、郭氏は「殆讀爲臧、善也」という。字は周初の金文にみえ、麥尊「運天子

休」・「遲明命」、麥彝「遲命」、また下つては史頌段に「日遲天子覭命」など、これに對揚して明顯にする意である。蔡の再興を以て、天命とするものであろう。定均は和協、休有成慶も史頌段に「休有成事」というに近い。

忎は字未詳。郭氏は「此疑切之古字、忌者敬也、旣切于忌、謂切切然、存心虔敬也」という。于忌は畏忌・威忌であろう。忎は恭の異文かも知れない。乍を郭釋に延とする。乍ならは則の義。中には偃游を付している。德は言に從うており、西周の字と異なる。子は慈、夫は重文あり、析讀して大夫とする。戰國期のものに習見。孫釋に句を「均好央央」とし、鐘聲の宏亮をいい、治德の比喩に用いるとするが、建國をいう語の前にあり、鐘聲をいう語ではない。

甫は祗の初文。郾侯庫段に「甫敬禘祀」の語があり、石鼓文にもその字がみえる。偲は愆、貳は忎。不愆は經籍に多くみえ、不貳は越王鐘に「夙莫不貳」の語がある。

訶鐘は歌鐘。陳釋にいう。

> 銅器之鐘、自名爲和鐘・林鐘・鈴鐘、惟此墓所出、自乍歌鐘、同于左傳襄十一、鄭人賂晉侯以歌鐘二肆、蔡侯所自作的歌鐘之肆、乃是日常所用、同墓所出、又有蔡侯某之行鐘、與歌鐘形成同形類的兩組編鐘、歌鐘與行鐘之名、惟見于此、洛陽金村出土的驫羌鐘存五件和驫氏鐘存九件、或者亦是歌鐘行鐘之別

編鐘に全銘・分銘あるいは銘識のみのものがあるのは、一般のことである。行鐘とは行列の意で、いわゆる行器ではない。蔡墓出土のものは、三種ともみな編鐘で、その大小に次第がある。「元鳴無期」は沇兒鐘「元鳴孔皇」許子鐘「元鳴孔煌」など、鐘銘の常語である。

文は韻を用いており、郭釋に庚・忘・王・遲・慶を陽部、邦は東部にして協韻、また忌・德・國・貳・期・之を之部の韻としている。訓讀すれば次のごとくである。

> 隹正五月初吉孟庚、蔡侯龖曰く、余は唯末小子なるも、余敢て寧荒するに非ず、虔しむこと有りて愓らず。楚王を左右し、隺〻として政を爲し、天命を是遲かにす。庶邦を定均し、休にして成慶有り。旣に于忌に忎し、乍ち厥の德を中にし、大夫を均んじ子しみたり。我が邦國を建て、命を爲むること祗〻、愆たず忎はず、自ら歌鐘を作る。元鳴無期にして、子孫之を鼓せんことを。

器の製作の時期については、やはり蔡侯龖が何びとであるかという問題に歸着するが、この器銘の問題點は、「建我邦國」が具體的にどういう事實をいうものであるか、この親楚策がどのような情勢のもとにとられたものかという、二點に要約することができよう。それによつて、前器の時代をも確かめうることになろう。また壽縣蔡墓の時期も、推論の根據がえられるはずである。

壽縣蔡墓の時代については、吳王光鑑をも含めて論ずるを便宜とするが、その鑑の時期はすでに明らかなことであるから、ここに蔡侯龖について諸家の說を錄し、この器群の意義を考えることとしよう。

文中の蔡侯について、悼侯・昭侯・成侯・聲侯・元侯の五說がある。悼侯說は唐蘭氏の主持する

ところ。光鑑にみえる叔姫の嫁したのは昭侯であるが、盤・尊にみえる蔡侯䜌は悼侯である。元年は周正。景元前五四四は呉の興起以前、元王前四七五は呉の滅亡に先立つ三年であるから、この元年は敬王前五一九とすべく、その正月初吉に辛亥を求めうるとする。専ら麻朔による論證であるが、その年の辛亥は正月の十日ころとなり、初吉の週に入りがたい。唐氏は「初吉是初一至初十的十天裏面所遇到的吉日」というも、四週の第一週であるから八日を超えることはない。また氏は、䜌は䜌と似ており、六國の人が誤まつて東とよみ、文獻に悼侯東國として傳えたという。このとき蔡はなお楚境の新蔡にあり、遠く呉と婚を通ずることは困難であつた。

昭侯説は陳氏の主持するところ。鐘銘に末小子とあること、「左右楚王」とあつて親楚策がとられていること、尊銘に元年に呉と通婚し、「肇佐天子」とあつてなお附庸の國ではないこと、光鑑が同出しており、闔閭と同時の人であること、以上五點のうち、前四點は昭侯に適合するという。また同出の長銘三器の關係は、尊・盧の銘が昭侯元年前五一八、光鑑は闔閭の元年前五一四、鐘鎛は昭侯十年前五〇九の朝楚のときとしているが、尊・盧銘の日辰は昭侯元年の曆譜と合わず、かつ器は大孟姫の媵器ではなく、大孟姫はすでに王母と稱している。昭侯及び前二代は専ら楚の支援によつて國を維持しえたのであるから、これよりさき呉との親交策がとられたとは考えがたく、光鑑も闔閭元年の器とは定めがたく、婚嫁の對象を蔡侯とも稱していない。また䜌は音欒にして卯に假借し、卯よりして申に誤まつたとするのも、窮説に近い。

成侯説は史樹青氏の主持するところ。䜌は縳の初文にして、成公朔の朔は縳と諧韻。古音はいずれも魚部。いま安徽より潁上・陝西の間に、水を匪、樹を富、説を拂とよむのは、舌音が脣音化したもので、朔・縳の音の轉化であるという。光鑑にいう叔姫は成侯の妃、大孟姫は成侯の長姉にして夫差に嫁したとする。諸器にいう嫁娶のことは、この説が最も適合する。ただこの説の問題點としては、やはり元年正月初吉辛亥の日辰が、成侯の元年に入りがたいことである。また成侯朔の名と䜌との關係についても、疑問が殘されている。

聲侯説は郭氏の主持するところ。しかし聲侯即位の前年、呉はすでに滅んでおり、そのことが郭説の大きな弱點である。郭氏はいう。

> 呉王夫差之死、或當在十二月、死耗乃至亡國之消息、尚未傳至蔡、故蔡聲侯、於元年正月之初、猶爲大孟姫作器、曰敬配呉王、大孟姫當爲聲侯之姉、故冠以大字、但因呉國已亡、故器留于蔡、而入聲侯之墓、銘中有不諱考壽語、可知孟姫年齡、已相當大

郭氏はまた鐘銘を盤・尊より後のものとし、「及呉既滅、則蔡聲侯復附于楚、故鐘銘有輔右楚王之語」とするが、これはあるいは當時の事情に合するものがあろう。郭氏はまた䜌を喬聲にして圃の古文に從い、「則此奇文乃田産之産字」として、聲侯産に外ならぬという。

當時の蔡の國情は、一に呉楚兩國の勢力の消長に左右され、蔡はその間に首鼠兩端を持する有様であつた。蔡は靈侯前五四二〜五三一が申の地で楚に殺され、一たび絶邦となつたが、楚の平王が靈王を弑殺して自立すると、諸侯の款を求めて、さきに滅ぼした陳とともに蔡をも再興し、平侯を立てて新蔡に都させた前五二九。ついで悼侯ののち昭侯が立ち、その十年前五〇九楚に朝し、讒

を受けて三年にわたつて留置された。おそらく、そのころ急激に興起してきた呉に、蔡が接近することを警戒する處置であつたと思われる。

呉では闔閭がその君僚を殺して自立し前五一五、しきりに楚を伐つてこれを敗り、闔閭の九年前五〇六、蔡とともに楚を伐つてついに郢都に入り、十一年前五〇四、夫差はまた深く楚地を侵して、楚は都に逃れている。この前五〇六年、郢都を陷れたとき、蔡は完全に呉の隸下にあつた。蔡の昭侯の十三年である。その年の春、蔡楚の間が險悪となり、楚の進攻をおそれた蔡は、昭侯の子を質として呉に送り、その冬、郢都の戰に參加している。闔閭すなわち呉王光が、その女を蔡に嫁したのは、この王子ではないかと思う。

昭侯二十六年前四九三、楚の報復をおそれる蔡は、呉王夫差の勸めで下蔡に遷つた。夫差の三年である。呉王光鑑が作られたのは闔閭のときであるから、蔡はなお新蔡に都しているときであつた。光鑑の制作は、從つて闔閭の九年、前五〇六より十數年のうちにあるものと思われる。

呉は楚を制壓すると、中原の制覇を志して、前四八九年に陳を伐ち、前四八二年の黄池の會に晉と牛耳を爭つてこれを屈せしめた。史記の呉世家に「十四年春、呉王北會諸侯於黄池、欲霸中國、以全周室」としるしているが、呉王の志は天子に代ることにあつたのであろう。蔡侯の盤・尊の銘に、「肇差天子、用作大孟姫嬇彝盥」とあるのは、成侯の元年前四九〇とすればこれよりなお八年前であるが、郢都に入つてよりすでに十五年を過ぎており、事實上、呉は當時最強の國であつた。蔡侯の諛辭であつたとしても、當時の實情を示す表現であつたとみられる。

黄池の會より五年ののち、情勢はまた一變していた。呉の南方にあつて一時雌伏していた越が再起して呉を敗り、楚は陳を滅ぼし、二年後の前四七六年、呉は再び越に敗れ、翌年呉都は包圍を受け、また二年して呉は滅亡する。そしてその翌年前四七二、蔡の成侯が沒している。

前四七八年以後の急激な情勢の變化、すなわち呉の衰運、陳の滅亡、楚の強盛という事實の前に、蔡はまた方針の轉換を迫られた。呉と絶ち、楚と結ぶことである。このとき陳はすでに滅び、蔡もおそらくまた絶邦の危機に立つたであろうが、さきに昭侯の親呉策に反對してこれを殺したような親楚派も國内に多く、幸にして蔡は滅亡を免れたのであろう。「均子大夫、建我邦國」というのは、その間の事情を示すものとみられる。

このような國際關係の中で蔡侯器の銘文を考えると、そのいうところが最もよく理解されるように思う。すなわち

呉王光鑑　闔閭在位の後半、前五〇六以後
蔡侯盤・尊　成侯元年、前四九〇頃
蔡侯鐘　成侯在位の後半、前四七八以後

という年次を考えることができる。前後約三十年間の制作である。

大孟姫の器が蔡侯墓から出土している事情も、右の事實から容易に推測しうる。おそらく呉の衰運と滅亡の間に、大孟姫嬇がその器を携えて蔡に大歸し、その弟の墓中に収められたのであろう。

右のような論據によつて、この稿では史樹青氏の說をとり、蔡侯𪒠を成侯とする解を試みておく。

その際に問題となるのは、さきに述べたように元年朔の日辰と、成侯朔の名の問題である。成侯元年前四九〇は正月朔甲寅で、その初吉に辛亥の日を求めがたい。成侯の父昭侯は暗殺された人であるが、あるいは史記の紀年に誤があるかも知れない。もしその翌年ならば、置閏の關係で初吉辛亥を求めうるのである。初吉辛亥の日は、その前後數年の間には求めえない。

鸝字の解については、唐説に鷭に似て東と誤り釋され、悼侯東國の名となつたとし、陳氏は音欒にして卯より昭侯申に誤まるとし、史樹靑は縛にして成侯朔の朔と同韻、郭氏は𤔔聲にして圃の古文に從い、聲侯産の産の異文とする。みな悼・昭・成・聲の名に合わせて解している。鸝は𤔔と四亩に從う。𤔔は架絲の象。亩はおそらく瓦塼の象であろう。すなわち錘塼・紡錘を示す字である。その音はおそらく錘、垂專は同母の字である。また朔は斥に從う字で、垂・朔は古く之韻の音であつたようである。鸝の字畫が繁縟であるため、同音の字が假借して用いられ、朔とされたのであろう。銘辭の內容、蔡をめぐる吳楚との關係、その他から考えて、成侯説が最も妥適であると考えられるので、ここに成侯説による解釋を試みておく。

蔡は成侯より後、聲侯・元侯・侯齊に至つて楚に滅ぼされた。前四四七年、陳の滅亡に後ること三十三年である。聲侯以下の事蹟は傳わらず、聲侯は在位十五年前四七一〜四五七、蔡墓はその初年に作られたものであろう。光鑑の制作のときより、ほぼ三十五年足らずである。特に蔡侯鐘のときよりは、十年にも充たない時期である。

郭氏はその考釋の末文に「本文凡三易稿、而後初步寫定」としるしている。筆者もさきに別解を試みたことがあるが、前後の事情から成侯説をとる。趙孟介壺と前後する器となるが、蔡墓の文様・字迹はこれと極めて近い。なお同出の蔡器中、主要なものを録しておく。

蔡 侯 𪔁

蔡侯𪔁　鼎類は出土すべて十八件。三式に分れ、うち𪔁一件。壽縣にいう。「出土時殘破、已修復、蓋上有六柱圏頂及三圓圏、圜底、底有黑烟痕迹、獸面紋膝、蹄足、蓋內有銘文二行六字、腹內銘文殘存一字、通高六九、高至口五五・三、口徑六二、腹圍一九七、深三八、耳高二一、足高三六糎」。銘に「蔡侯鸝之飤𪔁」という。

蔡侯𪔂　七件。大小に次第あり、みな殘破。壽縣にいう。「無蓋、侈耳立于緣上、侈口、淺腹平底、腹周壁六個雲文飾、獸面紋膝、蹄足、腹內有銘文、二行六字、最大的通高約五二、最小的通高約四二糎、已修復一件、通高四五糎、出土時、內各有一匕」。銘は器名を𪔁に作る。

蔡侯鼎　九件。六件は對をなしている。みな殘破、三件が修復されている。壽

蔡侯鼎銘

蓋頂作蓮瓣形、腹有兩獸面形耳、蓋內有銘文二行六字、通高三六、座高一二・五、寬二四糎」。五省・圖四三に原色版を載せる。器腹に靑綠の銹色あり、蓋・方座に赭色を呈する部分がある。器・座の全體を方形にまとめた細緻な蟠虺文で埋めている。

蔡侯簠　四件。出土のときみな殘破、一件が修復されている。壽縣にいう。「器蓋形狀相同、並各有兩獸面耳、足作曲尺形、唯蓋足內有四蝙蝠形飾、

縣にいう。「與鼎相近、唯腹深、足瘦長、蓋上有一環及三小足、素腹、僅有凸起的弦紋一周、蓋及腹內、均有銘文二行六字、最大的通高四八・五糎」。銘は器名を鼒に作る。

蔡侯殷

蔡侯殷　八件。出土のときみな殘破。二件が修復されている。壽縣にいう。「與方座相連、

蔡侯簠

器の上半に細密な蟠虺文を飾る。

蓋內及器底、均各有銘文二行六字」。器蓋の側面に極めて細密な線状の蟠虺文を配している。新鄭出土の簋と殆んど同制である。

蔡侯壺　二件。もと殘破していたが、すでに修復されている。壽縣にいう。「方口圓腹、蓋頂作鏤空的蓮瓣形、兩耳獸形並附環、四獸作足、背承壺底、頭部昂起、腹以上有較繁的花文、腹部帶文、頸內有銘文二行六字、被蓋口蓋住、僅可見其一半、通高八〇、高至口六九、足高一四糎」。器形の全體は曾姬無卹壺に似ており、ただ獸足を加えている例は多くない。通考七四一・二に獸足の壺二器を錄している。

蔡侯尊　三件。うち二件は口部に破損があり、すでに修復されている。その第一器に、盤と同じく九十二字の銘文があり、第二器は盥缶と同じく九字の銘があり、大孟姬への獻器である。兩器

蔡　侯　壺

文様が異なる。第一器について壽縣にいう。「腹部獸面文、唇連頸內、有銘文二三行九二字、高二九・七糎」、また第二器について「唇嵌銅三角形回文、項腹之間、有銘文九字」という。第一器の文様は饕餮であろう。第二器の器影及び第一器の尊銘は、すでに蔡侯盤の銘の條二九七頁に掲出してある。

蔡侯盥缶　二件。大小不同。第一器について壽縣にいう。「蓋有六柱圈頂、獸首形耳、腹兩側有提連、殘缺尚未修復、蓋上有六個肩上有八個圓餅飾、周身嵌銅花文、口內沿有銘文一行一〇字」。すなわち「蔡侯〓乍大孟姬媵盥缶」と銘するものである。

第二器もほとんど同制。壽縣にいう。「較小、形式與一相同、唯圓餅飾間、幷鑄有陽紋細綫條的花文、蓋內及口外沿、均有銘文一行六字」。「蔡侯〓之盥缶」とあり、自用の器である。銘二九五頁は第一器のものである。

なお蔡侯銘を付するものに方缶・缶・方匜・匜・方鑑、無銘のものにも盉・鬲・敦・簠・豆・炊器などがあり、器のみるべきものが多い。方鑑の內壁に、吳王光鑑と同じく四小圓環を付していることなども極めて注意されることである。また盥缶第一器の大孟姬のために作つた器の銘は、他の蔡侯自器の銘と字樣が同じであり、大孟姬の名のみえる盤・尊の類は、みな一時の作と考えられる。吳の勢力の急激な擡頭に伴なつて、楚地の文化を傳えた蔡が、その勢力を背景に、當時絢爛たる青銅器文化を生んだことが想見される。蔡が下蔡に遷つてから、僅かに四年目のことである。壽縣諸器の制作上の特質についてはいうべきことが多いが、ここには略する。ただ新鄭器群と蔡侯墓器群との親近な關係は、その文化の由來するところを示すものがあろう。その埋藏の情況についても、兩器群に相似たところがある。次に陳蔡と地域的に近い許器を錄しておく。

許子鐘

器名　「無子鐘」考古
出土　「得於潁川」考古
收藏　「丹陽蘇氏藏」考古
著錄
　器影　考古・七・七　大系・二四六
　銘文　考古・七・七　薛氏・六・四　大系・一九三
考釋　拾遺・上・二　文錄・二・七
器制　考古にいう。「高寸七分、縮五寸、衡三寸七分、重四斤十二兩、磬未考」。方鈕の鐘。舞上に兩獸が鈕脚を銜える形に作る。篆間は夔樣虺文、鼓上は蟠虺文であろうが、繪圖のため確かめがたい。

許　子　鐘

銘文　一二行六五字。二銘。

隹正月初吉丁亥、鄦子𥂴𠂤、擇其吉金、自乍鈴鐘、中翰䱷𦇎、元鳴孔煌、穆〻龢鐘、用匽㠯喜、用樂

嘉賓大夫、及我倗友、𣪘〻趄〻、萬年無諆、眉壽無巳、子〻孫〻、永保鼓之

無子𦉜𠂤は何びとであるか知られない。楚に鄬將師左傳昭二七年の名があり、𦉜𠂤は將師であろう。器は春秋末葉のものであるが、許は許公前五二二〜五〇四・元公成前五〇三〜四八二・成公・前四八一〜四六四とつづいて滅びる。これよりさき、莊公は衞に奔り前七一二、穆公が國を回復し前六九七、また鄭に滅ぼされ、ついで元・成を經て楚に滅ぼされている。姜姓四國の一で古國であるが、六たび都をかえてついに滅んだ。器は潁上、すなわち許の故地から出土したと傳えるが、鄭に滅ぼされた前五〇四のちの許は殆んど楚境に沈淪していたのである。

鈴鐘は鈴鐘。「中翰𫳻𫰰」は鐘銘の常語。「既翰且揚」の意である。匽は燕、喜は饎、𣪘〻趄〻は和氣をいう。多く萬年無期につづく祝嘏の語である。文は押韻あり、文錄に鐘・揚・煌・喜・友・趄・諆・巳・之を韻とする。陽・之の兩韻である。

訓　讀

隹正月初吉丁亥、許子將師、其の吉金を擇んで自ら鈴鐘を作る。中に翰く𫳻揚がる。元鳴孔だ煌らかなり。穆〻たる龢鐘、用て匽し以て饎し、用て嘉賓大夫、及び我が朋友を樂しましめむ。𣪘〻趄〻として、萬年無期、眉壽巳むこと無からむ。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

參　考

許は姜姓四國の一で嶽神伯夷の裔といわれ、西周の名族であつた。姫姜は久しく通婚の關係にあり、河南の西部にあつて周の藩屛であつたが、楚の北進に遭うて、のちその地に沈淪する。姜姓の申呂も同じ運命をたどつている。蔡も中原より南境に陥つた國である。しかしもともと南土の國ではないので、その本貫により、いずれも中土系として扱つておく。

許は春秋において男と稱するが、その器はみな許子という。郭氏はこれによつて「古公侯伯子之稱、實無定制」というが、金文においてもおのずからその稱號は一定しており、亡國のときに改稱している例もある。一應の秩序はあつたものとしてよい。

次に許器と思われるものを列記しておく。

許子妝簠

器影　善齋・禮八・一〇　善齋圖・五二　大系・一三七　通考・三六一　二玄・四二九

銘文　筠淸・三・八　攈古・二之三・七六　從古・一六・二　敬吾・下・二四　愙齋・一五・四　奇觚・五・二五　周存・三・一二三　綴遺・八・二四

許子妝簠

大系・一九四　三代・一〇・二三・一　小校・九・一九　河出・二七六　二玄・四二八

器制　通考にいう。「高二寸七分、口縱六寸五分、横八寸七分、徧體飾蟠虺紋、兩耳作獸首形」。

器は失蓋。器底にも細密な蟠虺文がある。

隹正月初吉丁亥、無子妝、擇其吉金、用鑄其匿、用賸孟姜秦嬴、其子〻孫〻、兼保用之

銘五行三三字。作器者を大系一七九に「妝與許子鐘之盬自、疑是一人、古人每名字竝擧、或盬自乃一字一名、稱字則爲妝也、妝盬同从爿聲」というが、盬自が楚人の名のように將師ならば、名字に區別しがたいようである。

器は賸器であるが、孟姜と秦嬴を並記している。善齋圖に「殆二女同嫁、故鑄簠以賸二女也、左傳成八年、衞人來賸共姬、禮也、凡諸侯嫁女、同姓賸之、異姓則否、左氏以衞人賸共姬爲禮、故知此孟姜秦嬴並稱之、非禮也」とするが、たとえば陳侯簠においては、嬀姓の陳侯が孟姜のために賸簠を作るなどのこともあり、いわば親代りのような場合もあつたのであろう。文錄四・三に「孟姜許女、秦嬴諸侯女、來賸者、擧其盛言之」、大系には「殆許與秦同時嫁女、或許嫡秦爲賸、秦嫡許爲賸、故鑄器以分賸之」という。いずれにしても常例にないことである。

綴遺に妝を安に從う字とし、許の靈公前五九一〜五四七の名は寧、名字の對待を以て論ずればその字は安であり、齊侯䥝と同例であるという。䥝は齊侯の女の名である。また秦嬴に賸することは史に徵驗ありとして、

攷靈公以宣公十八年嗣位、襄公十二年傳、秦嬴歸于楚、楚司馬子庚聘于秦、爲夫人寧、禮也、杜注、秦嬴景公妹、爲楚共王夫人、諸侯夫人、父母既沒、歸寧使卿、故曰禮、正義曰、楚共王以成元年卽位、秦嬴歸楚、葢應多年、傳因子庚之聘、發其歸楚、非此年歸、而卽使歸寧、按共王卽位、後于靈公一年、此簠之作、必在成公之初年矣、又成公八年傳、衞人來賸共姬、禮也、凡諸侯嫁女、同姓賸之、異姓則否、許爲太嶽之後、而賸異姓之秦嬴者、春秋時、列國諸侯、已多失禮之擧、共姬歸宋、衞晉以同姓來賸、最後齊人亦來賸、晉嫁女于吳、齊使析歸父賸之、是也、是時、許以鄭故、嘗屬于楚、因秦嬴歸楚、而以孟姜賸之、亦小國事大之意、不復計其違禮矣

と論じている。器を靈公の時という前提に立つてこれを史實に徵するものであるが、妝の字釋になお問題があり、外國に賸する作器に字をいうことも違禮とすべく、器の時期としてもやや早きに失しよう。襄公十二年前五六一にすでに父母を喪うて大夫をして歸寧せしめたとすれば、秦嬴の來聘はそれよりかなり前としなければならぬ。

楚が秦女を聘したことは、左傳昭一九年・史記世家によると、平王六年前五二三、太子建のために秦女を婦として求めたが、その美好を愛して平王自らこれを取り、太子建には改めて別に求めたという記述がある。このとき建は十五歳であつた。もしこの兩度のうち、許子がその女を媵したとすれば、それは悼公賀前五四六～五二三の女か、あるいは許公前五二二～五〇四の女であろう。もし平王に嫁したときとすれば悼侯、太子ならば許公の女であろう。翌年、建は讒を受けて鄭に亡命し、殺された。その子白公勝が、その怨を以て楚に叛亂を起したことは、著名な事件である。器銘は諸侯に嫁する媵器としては文が簡素に過ぎるので、おそらく太子建のときであろうと考えられ、許子妝とは許公であろう。左傳定六年、前五〇四に、鄭に滅ぼされたという許男斯がその人であろう。許はその後、楚境に入つて、また國を建てている。

魯生鼎銘

魯生鼎　愙齋・五・一八　周存・二・四八
大系・一九九　三代・三・三九・四
小校・二・七五

器影なし。「無大邑魯生、乍壽母朕鼎、其萬年眉壽、永寶用」という。金文に大邑という例なく、大系一七九に京師の意とするも、字形に疑うべきところがある。鄦の模刻を誤つたかとも思われる字形である。字もまた漫漶。ただ模刻にしても、この種の銘文があつたのであろう。壽母は女子の名である。

許については、かつて羌族考論叢九集に論じた。また陳槃氏の大事表譔異卷二・一四三葉に、存滅についての詳しい記述がある。

昭和四十七年六月　初版發行
平成　五　年九月　再版發行

神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
印刷所　中村印刷株式會社

財團法人

白鶴美術館發行

饕餮夔龍文卣

白川 靜

金文通釋 三八

二一三、齊侯盤 齊侯諸器

二一四、國差𦉜 大宰歸父盤

二一五、叔夷鎛

二一六、𩍙鎛

二一七、洹子孟姜壺

二一八、陳肪段 田齊諸器

白鶴美術館誌

第三八輯

二一三、齊侯盤

時代　「約在春秋戰國期」通考

出土　「以光緒十八年壬辰、出土於河北易縣」山東

收藏　「盛伯義器」奇觚「齊侯新出四器、鼎盤匜盂、皆爲簠齋晩歳所得、故各目不之及、余亦於編定簠齋吉金錄後、始獲全形搨軸」周存 いまアメリカのメトロポリタン美術館に藏する。

著錄

器影　齊侯・五　通考・八四五　大系・一五七

銘文　奇觚・八・一四　周存・四・七　大系・二五三　山東・齊・三　三代・一七・一六・二　小校・九・七八

考釋　大系・二一一

器制　通考にいう。「大小未詳、腹旁兩半環爲耳、夆叔盤貞松堂・中・三五形制同」。夆叔盤も無文の小環耳をもつ盤であるが、字様はこの器銘よりもい

齊侯盤

くらか古色がある。

銘　文　六行三四字。

齊侯乍賸𡨦圃孟姜盥般、用旂眉壽、萬年無疆、也ゝ巸ゝ、男女無其、子ゝ孫ゝ、永保用之

齊侯がその女孟姜を他に嫁するに當つて作つた滕器。他の鼎・匜・敦にも、ほぼ同文の銘を錄している。𡨦圃は、復公子白舍毁「我姑鄧孟媿賸毁」・芮公鬲「內公乍鑄京氏婦祜姬賸鬲」などの文例を參考すると、孟姜の嫁する家をいうものであろう。大系に𡨦を寬の異文とし、

　𡨦圃、疑卽鮮虞、𡨦鮮古音同部、虞、說文云、騶虞、白虎黑文、尾長於身、仁獸、食自死之肉、淮南道應訓、散宜生乃以千金、求天下之珍怪、得騶虞雞斯之乘、注云、騶虞、白虎黑文而仁、食自死之獸、日行千里、其見于它種書說者、大抵相同、古與麟鳳龜龍爲五瑞、乃古人所想像之動物、不必實有也、今圃字亦正作奇獸形、周遭有廻文者、蓋象其能騰雲駕霧之意、所謂能日行千里者也、是則圃蓋卽虞之初文矣、易州在春秋時、本屬燕、然與鮮虞故地今河北定縣相近、或者器出于州之南境、在古本鮮虞之地也

と論じて、𡨦圃を鮮虞とし、出土の地も古く鮮虞の地であつたという。寬は說文七下に「寬、屋寬大也、从宀萈聲」とあり、また萈一〇上は「山羊細角者」とみえるが、この器銘の字は宀下に見と𠦝とに従う字形のようである。また圃の字形は、廌を包裹した形に作る。すなわち史頌毁の灋友の灋の從うところと同じ。灋は訟獄に敗れたものを、神に汚穢を及ぼすものとして、その神判に用いた解廌をいわゆる子夷の皮に包んでこれを流棄し、また合わせてその人と詛盟の器をも廢棄する象、すなわち去の字を添えたものである。銘文にいう圃は、その灋と關係があるとみられる字である。何れにしても𡨦圃を鮮虞と釋する郭說は、字釋の上からも、なお疑問とすべきであろう。鮮虞は文獻にはまた鮮于ともかかれ、金文においても杕氏壺には鮮于と稱しており、他に異稱があつたともみえない。器は易縣の出土とされており、その地は古く春秋期には鮮虞の地で、白狄のいたところである。この北方族は姬姓を稱していたようであるが、本來外狄であつた。のち魏の文侯の稱侯始元後十七年前四〇六に魏に滅ぼされ、その子が入つて中山君となつた。そしてその中山氏はまた趙の武靈王の二十五年前三〇一に至つて、趙に滅ぼされている。魏氏中山君がその地を領したのは、その百五年間であつた。

一方、齊が陳氏に國を奪われて田齊となるのは、太公元年前三八六である。姜齊は康公前四〇四〜三七九

の世を終えるまで、一應その祀を保っている。孟姜の媵器が作られる下限は、従って前三七九を下ることはない。器がその中山君に嫁した齊女の媵器であるとすれば、中山君が立ってのち二十六年間のことである。これよりさき、史記の六國年表には、中山武公が立った前四一四とする記事があり、その集解に西周桓公の子とするが、當時衰運の著しかった周室からの入封は考えられず、史子の類にしるす中山君の記事はすべて魏氏の中山氏である。

この中山氏は、齊とは特に親緣の關係にあったようである。戰國策魏策四に「中山恃齊魏、以輕趙」、齊策五「中山……國遂亡、君臣於齊」、また秦本紀昭八年「趙破中山、其君亡、竟死齊」という。そのとき齊はすでに田齊であったが、兩者の友好關係は持續していたのであろう。齊の康公は、その十九年前三八六にすでに海濱に遷されており、齊と中山君との婚姻の關係を考えるとすれば、それまでの約二十年間に短縮される。すなわち宣公の五十年前四〇六より、康公の十八年前三八七までである。このうち宣公はすでに頽齡であるから、中山にその女を送った齊侯は康公ということになろう。康公の二年には、韓魏趙のいわゆる三晉が、はじめて列侯の地位をえている。

以上のような年代關係と中山立國の事情を考慮に入れて、この器にいう寡圞の名を検討すべきであるが、當時鮮虞はすでにその地に國するをえず、おそらく魏の支配下にあったはずである。かりにその君を存するとしても、齊がその女を以て外狄に與え、かつ同出四器に上る媵器を作ることは考えがたいように思う。

魏は中山を滅ぼした當初、公子の子擊をしてその地を守らせた。子擊はのちの武侯であるから、終始中山にあったわけではない。戰國策中山策の最初に、「魏文侯欲殘中山、常莊談謂趙襄子曰、魏幷中山、必無趙矣、公何不請公子傾、以爲正妻、因封之中山、是中山復立也」とあり、注に「公子傾、魏君之女」というが、女を公子と稱する例はないようである。このとき、中山はなお獨立の國でなかったことは確かといってよい。次に中山君が東方五國の一に名を列して齊の不滿を買った話を載せ、また次に藍諸君と張登とが、齊との和解について策を講じた話を載せている。この藍諸君は、中山の運命を荷なう重要な地位にある人としてしるされているが、燕策二に「望諸相中山也」とみえる望諸と同一人でないかと思われる。燕の樂毅は齊の七十餘城を下したのち、讒を受けて趙に奔り、觀津に封ぜられて望諸侯と號した。樂毅はもと中山の人であるから、望諸はおそらく中山の地名であろう。中山策の藍諸は、燕策の望諸に作るものが正しいようである。

銘文にみえる寡圞は、あるいは望諸に當るものではないかと思われる。寡は見䒑を字の要素としており、望と聲義の近い字であり、圞は子夷の皮を以て𠩺を包む象で荐去の意があるようである。また望諸は中山君その人ではないとしても、國勢を左右しうる家柄であることは、中山策の文からも窺うことができる。そしてこのとき、姜齊は田常以來すでにその政を失なっており、呂氏は齊において殆んど臣下に近い狀態であった。簡公前四八四～四八一が田常に殺されて以來、齊は事實上田氏の支配下にあった。齊はただその侯名を辛うじて維持していたに過ぎないのである。それで齊と中山との關係をより緊密化するために、中山の實力者である望諸にその女を嫁して連帯を強めようとし、その媵器としてこれらの四器が作られたのであろう。これらの器が、齊の康侯の初年、その女の爲

に作られたものとすれば、器はほぼ前四〇〇年前後の制作となる。尤も以上は、孟姜が器の出土地である中山の方面に嫁したとする前提のもとに推論を試みたもので、そういう條件を顧慮しないとすれば、いくらかその時期を早めることもできよう。

孟姜は齊侯の長女。漢書地理志下によると、齊では長女を家にとどめ巫兒と稱し、家祀に奉ぜしめたという。その起原について、齊の桓公の兄襄公が淫亂にして、その姑姉妹の婚嫁をはばみ、國中に命じて長女を巫兒としてとどめさせたとするのであるが、齊女の風は古代の社會にはひろく認められるところである。金文には孟姜の名が數見する。詩經の齊風の解釋にみえる文姜說話は、そのような習俗についての知識が失なわれてゆく過程において、生まれてきたものであろう。

「也〻匜〻」はまた「匜〻也〻」ともいう。曩公壺・慶叔匜など東方の器に多い。鐘銘には「趣〻皇〻」のようにいう。また「男女無其」は慶叔匜にもみえ、媵器の常語である。其はその下に口あるいは日をつけており、大系に計と釋するが、師寰段に「無諆徒馭」とあり、其は數にもいう語である。韻讀の上からも其のままがよい。文末の匜・其・之が韻をふんでいる。

訓讀

齊侯、寡圜孟姜に賸する盥盤を作り、用て眉壽を祈る。萬年無疆ならむことを。也〻匜〻として、男女無其ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。

参考

器は光緒十八年一八九二易州より四器出土し、福開森が齊侯四器として Eastern Art の初號にこれを紹介した。のち盛伯羲・陳簠齋を經て海外に流出し、いまメトロポリタン美術館に藏する。周存に「後始獲全形搨軸、細案四器、質薄文細、與齊子仲姜鎛、正堪伯仲、可以識齊書矣」という。なお以下にその器をあげておく。

齊侯敦一

著錄　歐米・二〇三　通考・三九〇　彙攷・二・二三　大系・一四二　周存・四・二〇　奇觚・三・二九　大系・二五四　三代・八・三五　小校・八・三五　山東・齊・二

器制　高さ一七・五糎の環耳敦。通考にいう。「高五寸三分、蓋上有四環、口旁有三小獸首下垂、所以與器相合、器旁有兩環耳、腹飾帶紋」。耳に小環をつけているのは、盤と同じ。

銘六行三十三字。文にいう。

齊侯乍賸寡圜孟姜膳敦、用旛眉壽、萬年無疆、它〻匜〻、男女無其、子〻孫、永保用之

齊侯敦一

器名を膳敦と稱するほかは、盤と文同じ。奇觚にいう。

右宗室盛昱器、銘三十字、它煕重文二、子重文一、癸巳 光緒一九、一八九三 冬、見此敦及盤盂鼎、在廠肆、從賈人得拓本各一紙、居頃之四器、爲盛購去、鼎銘乃仿刻者、删之、賸下一字闕疑、盂上一字、盤文作圞、當是薦字

なお敦・旂・它・匜・其の諸字について論じている。また僕を任に從う字としているが、それは玉の象。齊侯・國差・夆叔の器にこの字を用い、田齊陳侯の器には保を用いている。

齊侯匜一

著錄　周存・四・二〇　壽縣攷略・圖・一七　通考・八五八　大系・一五〇」　周存・四・補遺　綴遺・二八・二（盂）　奇觚・六・三八（盂）　大系・二五三　三代・四・一四・二（鼎）　小校・九・六五・一　山東・齊・三　書道・九五

器制　通考にいう。「大小未詳、兩旁作獸首銜環、鍪作獸首形、四足圓如車輪」。器制は夆叔匜 通考・八五九 と極めて近く、通考にまた「夆叔所作爲盤匜敦三器、敦無銘、視齊侯所作鼎盤匜敦四器、僅缺一鼎、三器形制相同、故知年代相近、且同屬齊器也」という。

銘六行三十四字。文にいう。

齊侯乍賸寬𠨘孟姜盥盂、用旛眉壽、萬年無疆、它〻配〻、男女無其、子〻孫〻、永僳用之

齊侯匜一

器制は明らかに匜であるが、銘に盂と稱しており、綴遺・奇觚には器を盂とし、また三代は鼎に誤まっている。奇觚にいう。「向見此器在都市、其身長圓而淺、有流、四足、似匜、賈人遂名之曰匜、而銘云盂、古刻于字多作㐲、此从勺、即于、否則从勺爲㐲、亦是邗、則此銘爲盂、決非匜字矣」。綴遺にもその字を問題とし、「盂之右偏、不審所从、當是盂之緐文、按說文、盂、飯器也、此曰盥盂、所以別於食器、與齊侯盤太宰歸父盤之名盥盤同、韓非子曰、盂方水方、盂圜水圜、盥盂之謂也」と論じて盂を正名とするが、匜にして他器の名を取るもの

に盨匜の盨盉、魯の大司徒元匜の飮盂、夆叔匜の盥盤などがあり、匜を盥盂、飮盂とも稱したのであろう。

齊侯鼎

著錄　齊侯・三　通考・九二　大系・四〇」　周存・二・補遺　大系・二五四　小校・三・六・三　山東・齊・二

器制　通考にいう。「大小未詳、附耳有蓋、蓋上有三矩形、却置則爲三足、口飾獸紋一道」。器形は半圓形をなし、器腹淺く、蓋は平蓋。これと似た器制のものが通考九三・九九にみえるが、九九は楚王酓忎鼎で、この系統のものでは最も新しく、大系には始皇期に比定しているものである。本器の獸帶文は、顧龍を互字形に様式化して繞らしており、文様としては細密な蟠螭文よりも古いと考えられる。臨沂縣土城村出土の銅鼎山東文物・一二二は器制文樣においてこの器に近いものであるが、その獸帶文は一層形式化し、帶文下に鋸齒狀の文様を加えており、獸足が大きい。それと同じ器形の銅鼎六個山東文物・一一三が、臨淄縣姚王村から出土している。その三足が異様に裝飾化されたものが楚王酓忎鼎である。

齊侯鼎

銘六行三十四字。

齊侯乍賸𡨦𩁹孟姜善䵼、用旛眉壽、萬年無疆、它〻巸〻、男女無其、子〻孫〻、永保用之

齊侯諸器と同文。ただ器名を善䵼としている。字は刻文。他器の鑄銘と同じでないので、郭氏も「此器乃刻款、似可疑、姑存之以備數」としているが、字の結體には誤もみられず、刻文としても古い時期のものであろう。周存の拓に、烏程周氏の藏印がある。齊侯の器としては以上の齊侯四器が最も著聞するものであるが、齊侯の器にはなお他に數器を存する。

齊侯敦二

著錄　敬吾・下・二　三代・七・二三・五　小校・七・七七　山東・齊・一　二玄・四三

銘三行一一字。同銘三文あり、おそらく器蓋二器を存したものであろう。器影は傳わらない。文に「齊侯乍飤䵼、其萬年永保用」という。字迹は齊侯四器よりも古い。

齊侯匜二

著錄　兩罍・七・二　懷米・下・一六　上海・六七　攈古・二之三・一五　筠清・四・四八　窓齋・一六・二三　奇觚・一八・二六　周存・四・二二　綴遺・一四・一四　三代・一七・三七・二　小校・九・六四・一　山東・齊・四

器はもと呉縣曹氏の懷米山房に藏したが、のち杜文瀾・呉雲の藏となり、いまは上海博物院に歸している。器制について、上海にいう。

高二四・七糎、流至鋬長四八・一糎、流寬八・一糎、腹深一〇・二糎、重六・四二瓩、通體飾溝紋、鋬作龍首探水狀、龍脊裝飾摹仿西周前期式樣、器的形制頗瑰偉

匜としては器制比較的古く、鋬・足の形は楚嬴匜通考・八五六に近い。齊侯四器中の匜よりは、かなり早い時期のものとみられる。銘文四行二二字。文にいう。

齊侯乍虢孟姬良女寶匜、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用

齊侯匜二

筠清館に虢を爲と釋し、また良女の良を士昏禮にいう良席の良、良女を夫婦と解するが、その説の誤であることは綴遺にいう通りである。上海に「齊虢通婚、虢是姬姓、虢孟姬當爲齊侯的夫人、良女乃其字、虢國早亡、故此器的鑄作、在春秋初葉」と論じて、春秋初期の器とする。字迹は整齊にして、さきの齊侯敦二器、乍姜𣪘と近く、それらとほぼ時期の近いものであろう。虢は春秋によると、桓十年前七〇二年に虢公が虞に出奔し、また僖公五年前六五五年晉が虢公を滅ぼして虢公醜は京師に奔り、いわゆる二陽を失って滅亡した。すなわち春秋に入って約百年にして虢は滅んだが、その間の齊公としては僖・襄・桓の三公を數えるのみである。このうち桓公については、王姬・徐姬・蔡姬の三夫人のほか、長衛姬・少衛姬・鄭姬・葛嬴・密姬・宋華子の名が世家に傳えられているが、虢姬の名はみえない。この器にいう虢姬はおそらく亡國前の人であ

ろう。瓦文の匜には蘇甫人匜七四頁があり、器制は似ているが四圓足の匜である。この匜よりなお字迹の稍しく下るものに齊良壺三代・一二・一四・五があり、「齊良乍壺盂、其眉壽無期、子孫永保用」という。齊良とは虢孟姬良女のことかも知れない。

齊侯盤二

著録　擦古・二之二・三〇　周存・四・一五

綴遺・七・二六」　積微居・一七一

器は江蘇嘉定の瞿木夫の藏器であるという。器影を存しないが、周存に盤の底文全拓を載せ、それによると盤底は約三三糎である。銘三行一六字。文にいう。

齊侯乍皇氏孟姬寶般、其萬年眉壽無疆

この器銘については、綴遺に詳論があり、器は齊侯がその母氏のために作つたものであるという。

皇氏者、葢齊侯自稱其母之辭也、白虎通曰、皇君也、諸侯之母、稱小君、左氏春秋隱公三年、君氏卒、注曰、隱不敢從正君之禮、故亦不敢備禮於其母、傳曰、君氏卒、聲子也、不赴於諸侯、不反哭於寢、不祔於姑、故不曰薨、不稱夫人、故不言葬、不書姓爲公、故曰君氏、注、稱曰君氏、以別凡妾媵、據此意、孟姬亦必妾媵、非夫人、齊侯其所出、繼體爲君、非同魯隱之攝位、故得稱姓、然以終非夫人、故不曰皇母、而但稱皇氏、在春秋時、則有齊莊公母曰鬷聲姬、景公母曰穆孟姬、見左氏襄公十九年傳、及昭公十年傳注、此曰皇氏孟姬、又書體與齊侯𦉜二壺同、當是景公爲穆孟姬所作也

景公は在位五十八年前五四七〜四九〇、春秋末期の人でその治世は賢相晏子を用いて、一時富强を誇つた時期であるが、その前半には慶封の專權があり、後期には田氏僭上の勢が漸く顯著となつてきている。景公の母は、左傳昭十年「公、與桓子莒之旁邑、辭、穆孟姬爲之請高唐、陳氏始大」の注に「穆孟姬、景公母」とあり、史記世家に「景公母、魯叔孫宣伯女也」という。叔孫宣伯は叔孫僑如のことであるが、その弟叔孫豹は、左傳に叔孫穆子・穆叔の名でみえる人であるから、穆孟姬とはあるいはその家の女であるかも知れない。皇氏というのは、朱彝三代・六・四七・二に「隹正月己亥、朱鼄作皇母懿龏孟姬餴彝」というのと同じく、皇考皇母の意であろう。綴遺に君氏を妾媵の稱としているのは春秋の異說にすぎず、積微居に皇妣と釋しているが、それも誤釋である。

叔孫豹は魯の成十六年前五七五、亡命先の齊より招還されて、兄の叔孫僑如に代り、叔孫氏を嗣いだ。これよりさき、僑如は成公の母である穆姜に通じ、季孟二氏を取つて專權をえようとして成らず、齊に亡命した。豹はその內紛の際には齊に逃れていたが、僑如の亡命によつて復歸したのである。それは齊の靈公七年であり、莊公前五五三〜五四八年に先立つこと二十四年である。これによつていえば、莊公の夫人であり、景公の母である穆孟姬が、僑如の女であることは考えがたいように思う。叔孫豹は、魯の昭公四年前五三八に沒している。景公はその卽位のとき前五四七なお幼年であつたと考えられるから、穆孟姬が齊に入つたのは叔孫豹穆叔が執權の一人となつてからであろう。このよう

な叔孫氏の事情と、穆孟姫の名が穆叔から出ていることと合わせて、景公の母たる穆孟姫は、叔孫穆子の女であると定めてよいと思う。器はおそらく景公卽位の初年、叔孫穆子の晩年に當る時期に作られたものであろう。すなわち前五四七年より數年の間の制作であると考えられる。

字は剔抉が不十分なためやや疏鬆の感を與えるが、字の結體はよいようである。國差罎より稍しく後、洹子孟姜壺に先立つ時期のもので、字様の上からもそのような大體觀がえられるようである。

齊𢀜姜𣪘

著錄　攈古・二之二・二九　敬吾・下・一二　周存・三・八〇　三代・七・三八・二　小校・七・九五・三

山東・齊・五　二玄・四三二

この器も器影がなく、山東に「是器出靑州」というも、その出土地も明らかでない。文三行十六字。

「齊𢀜姜乍隮𣪘、其萬年、子ゞ孫、永寶用享」

という。𢀜は癸また巫と釋されているが、いま字形のままにしるしておく。史懋壺にみえる路筭の字は𢀜に從う。何らかの呪器であると思われる。𢀜姜の器というのは齊女の器であるが、他家に嫁娶した婦人の器ともみえず、作器者の身分に興味がもたれる。あるいはいわゆる巫兒であろうかと思われ、その意味で容庚氏が巫と釋しているのは注意されるが、巫は工を持する形である。工は左・尋・隱・穽などの字形に含まれている呪器で、𢀜はその呪器を組合せた字である。他に用字例がなく、字釋を定めがたいが、巫祝の用いる器であることは疑ない。「子ゞ孫永寶」の語を著けていることからいえば、その家もまた家祀を承けるものがあつたのであろう。

二一四、國差𦉜

器名　「國差甔」乙編　「齊侯甑」積古　「工師佸𦉜」積微居

時代　「左傳成二年」前五八九年、大系　「齊靈公八年」前五七四年、河出　「田常專政以後」積古

收藏　「中央博物院藏器」故宮

著錄

器影　寶蘊・下・九一　研究・下・五二　乙編・一六・九　大系・一九七　通考・八〇六　故宮・下・二六一　河出・二九一　二玄・四三五

銘文　積古・八・二一　攈古・三之二・四四　奇觚・一八・二二　大系・二三九　三代・一八・一七　綴遺・二八・一二　山東・齊・六　書道・八九　河出・二九二　二玄・四三四

考釋　全上古・一三　續古文苑・卷一　拾遺・中・三〇　研究・下・五二　叢攷・二六八　大系・二〇二　通考・四五四　文錄・四・三三

國　差　𦉜

文選・上・三・二八　積微居・四一・二六四　王國維　齊國差𦉜跋觀堂別集、補遺

器制　故宮にいう。「高三四・六糎、深三四・二糎、口徑二四・六糎、腹圍一三八・五糎、寬四七糎、重約一四瓩、腹前後及兩旁各飾獸面銜環」。また通考に「高一尺八分、口徑七寸七分、巨腹斂口、廣肩無足、四耳作獸面銜環」とあり、器面は平滑で何の文様もない。器制は缶に近く、器體が低い。器は銘文中に𦉜としるされているが、その字は說文にみえず、方言五に罌類の名について「齊之東北海岱之間、謂之儋」といい、後漢書明帝紀の李賢注には引いて儋を甔につくるものがそれであろう。廣雅釋器に「甔、瓶也」とあり、儋石というときの儋はその異文である。通考に、𦉜として本器と、新鄭出土の龍形四耳𦉜と、合せて二器を錄するが、自名の記はこの一器のみである。

銘文　十行五十二字。器の肩上に鑄銘として加えられている。綴遺にその行款を疑い、「此器不審作何狀、據拓本、當是弇口之器、阮錄移其行款、失原式矣」というのは、器形をみていないからであろう。銘拓も容易に入手しえなかつたらしく、王氏の再跋補遺に「舊無拓本、人間不過數紙也」としるしている。

國差立事歲、咸丁亥、攻帀佸鑄西郭寶𦉜四秉、用實旨酒、侯氏受福眉壽、卑旨卑瀞、侯氏毋瘏毋疒、齊邦鼏靜安寍、子〻孫〻、永保用之

「國差立事歲」は齊器にみえる紀年法。執政就任の歲を以て年をしるすもので、子禾子釜・陳純釜等にも同様の紀年がみえる。何れも量器であり、のちの秦の權量にもそのような例がある。國差は春秋の經傳にみえる國佐で齊の公族懿仲の後、國歸父の子國佐がその人である。また國武子といい、賓媚人ともいう。魯の宣十年、魯に來聘したことがあり、成十八年前五七三內亂によつて殺された。成二年、齊は晉魯の聯合軍に破れ、國佐はその敗戰處理に當り、盟約に涖んでいる。器の紀年の法について、王跋にいう。

許印林跋此器、以爲古人用干支紀歲、實始於此、余謂非也、齊器多兼紀歲月日、如子禾子釜云、□□立事歲禝月丙午、陳猷釜云、陳猷立事歲、䤼月戊寅、此器云、國差立事歲、咸丁亥、文例正同、但咸下奪一月字耳、前二器當讀厶厶立事歲爲句、厶月爲句、丙午戊寅爲句、此器亦然、云國差立事歲者、紀其年也、古人多以事紀年、如南宮方鼎云、惟王命南宮伐

反虎方之年、是、咸者其月也、禝月䤼月咸月、盞月陽月陰之異名、齊人之語、不必與爾雅同也、丁亥者其日也、古人鑄器、多用丁亥、諸鐘銘皆其證也、然則自漢以前、實無用干支紀歲之事、許說失之、至阮文達、據甲午簋謂、秦始以干支紀年、則誤以政和禮器爲秦器、孫仲容巳糾正之矣

立事は涖事、その執政の年を以て紀年とするものである。大系にその年を頃公十年、すなわち魯の成公二年前五八九としている。國佐の父國歸父のことは、春秋經傳に僖卅三年より後にはみえず、國佐の名は宣十年に初見しており、國佐の執政はその間にあるものとみられる。

咸月について、積微居にこれを夏正の八月であるとしていう。

按王君以子禾子・陳猷二釜、證咸之爲月名、是矣、顧咸爲何字、咸月爲何月、王君未言、余謂咸字从日从戌、疑卽戌亥之戌也、以表時日、故字从日耳、戌爲十二辰之一、古人時用十二辰、表月名、如夏正建寅、商正建丑、周正建子、皆是、戌謂夏之九月、周十一月也、陳猷釜之䤼月、字从酉、其爲酉之孳乳字甚明、酉月夏之八月、周之十月也、惟子禾子釜之禝月、从古文鬼、不識其爲何字、意者禝爲彪魅字之或體、假爲月建之未字乎、金文中月名、通以數字紀之、此諸齊器獨用月建者、疑周時兼用夏正、如以數紀月、人不知其爲用周正、抑用夏正、故以此示明確歟

金文や春秋に「王正月」のようにいうのは周正を示すものであり、列國器にはその國の暦を用いる例も多く、楊說は十分考慮に價するものである。夏暦はもと西北に行なわれ、春秋のとき晉にはなお夏暦が用いられているが、東方の齊が夏暦によつたかどうかは明らかでない。爾雅釋天・月名に正月を陬、二月を如、以下辜・涂に至るまでの名をあげているが、郭注に「其事義皆所未詳通者、故

闕而不論」とあり、あるいは歳陽・歳陰の名とともに、外來の語であるかも知れない。齊器にみえるものは、別の系統の語であろう。

攻市とは工師、器の鑄作者をいう。月令季春に「命工師……」とみえ、鄭注に「司空之屬官也」という。金文に侃事・侃嗣というものと同じであろう。積微居に工師佸が作器者であるというので器名を改めているが、この器は量器として作られ、齊侯に獻ぜられたものであるから、實は齊侯の器である。當時の齊侯は頃公であった。頃公はその十年前五八九年、晉と戰って敗れたが、晉と和平ののち諸政の改革を斷行し、世家には「歸而頃公弛苑囿、薄賦斂、振孤問疾、虚積聚以救民、民亦大說、厚禮諸侯、竟頃公卒、百姓附、諸侯不犯」としるしている。工師が器を獻じて齊邦の靜安を祈つたのは、おそらくそのような諸政革新のときとみてよく、またそのとき、國佐が執政となつて、その改革を圖ったのであろう。晉齊の和平交涉には、國佐は賓媚人の稱を以て接衝に當り、國威を辱しめることなく、使命を完うしたことが、左傳成二年七月の條にしるされている。諸政一新の命が出されたのは、その翌年年前五八八年十二月、頃公が晉に赴いて歸國してからのことであるから、この器が作られたのは、少くともその翌年前五八七年以後のことであろう。いま一應、前五八七年說を出しておく。

佸は工師の名。拾遺に、續古文苑に字を昏に從うとするのを是とするが、乇に從う形のようである。「西郭寶𦉜四秉」とは、酒器として西郭におくべきものを作ったのであろう。子禾子釜や陳純釜に、「左關釜」と稱するのと同じ。四秉はその量をいう。積微居再跋に甗罌に關する文獻の記載を集め、器に大小あり、必らずしも定量のあるものでないことを論じている。寶蘊によると、本器の容は三斗五升四合であるという。銘文には「用實旨酒」とあり、もと酒器であることが知られる。積微居再跋にいう。

> 阮元云、四秉者、作器所用粟之數、知非器之量者、秉十六斛、甗所容僅十斗、無容四秉之大罌也、今按阮氏疑非器量、是矣、而云記作器所用粟之數、則於文不可通、遽伯睘彝云、遽白睘乍寶隮彝、用貝十朋又三朋、阮蓋據此文以爲說、然彼文明云用貝、而此銘第云四秉、不云用粟、攈古引許瀚說云、秉、把也、一把曰秉、𦉜瓶罌屬、有頸可把、故以把計、四秉言四把也、吾東凡壺勺刀匕之屬、皆論把、齊古語如此、按許謂今語壺以把計、推論銘文、語似有徵、若以工師佸鑄西郭寶𦉜四秉十字連讀、文勢尤順、似可信矣、然通考彝銘、彝器以單位之名計數者、惟鐘耳、如鼓鍾一肆、大鐘八聿、其竈四堵、皆其例也、乃多數集合之名、則許氏之說雖似是、而實非也
>
> 余謂此秉字當讀爲柄、柄或从秉、秉字有執字把字之義、儀禮士冠禮云、加柶、面枋、又云、加勺、南枋、少牢饋食禮云、匕皆加于鼎、東枋、柶與匕皆似今之調羹、勺似今之瓢、皆有柄、要而言之、不問形之曲與直、方與圓、凡物之屬於器、可執持以擧其器者、通可謂之柄也、按此器四耳、耳各一環、凡四環、人可執持以擧𦉜、此所謂四秉也、此器以全環爲柄、猶盉之以半環爲柄也、四秉之制、迥異尋常、故銘文特記之、古文簡要、固不肯著一閒筆也、四秉二字、別爲一句、不當以十字連讀也

四秉を四把とする楊說は苦心の考案であろうが、缶罌方壺の類は四把を原則とするもので特別奇異

のことでなく、その器制について四秉のようにいう例がない。器が量器とされることは、たとえば秦公設の器蓋に「西一斗七升大半升」「西元器、一斗七升奉」のような刻文を付する例があり、西宮の寶器にして同時に量器としても標準器として用いられたものと思われる。王氏の跋補遺に、金鞏伯より器の拓をえたことをしるしたのち、

此器、阮文達據上海趙謙士太常家拓本著錄、銘後尚有文官十斗一鈞三斤八字、謂係漢人鑿款、今拓無此八字、而七斗一鈞三斤、却與此器容積輕重相似、當告鞏伯再就器上覓之、阮書文官十斗、乃大官七斗之訛、漢表無文官、十斗亦當作一石、漢人書七字與十字無殊、但中直略短耳

という。刻文は口沿にあり、積古・山東にその部分を錄している。刻文であるから後刻のものであるが、秦公設の例もあり、必らずしも漢まで下るものではない。早くからその容量が規準とされていたのであろう。別に脣上にも御らしい一字を加えている。

「用實旨酒」以下は祝嘏の辭。侯氏は黏鎛にもみえ、齊器に齊侯をいう語である。酒器であるから「卑旨卑瀞」という。瀞は淸。毋瘖は毋咎。毋疕の疕は積古等に萬に從うて癘字としているが、大系は文錄の釋により、兄に從うて荒、通考には痏と字形のままに釋する。字は呪祝のときの兄に從う字で、祌に呪飾を付している。災禍を意味する字であろう。銘に押韻があり、酒・壽は幽韻、瀞・盜は耕韻である。疕もまたその韻に入るものであろう。

鼏靜の鼏はまた賓とも釋されている字であるが、鼏宅の字と同じであろう。孫詒讓の拾遺に「阮釋文云、字不可識、又引吳東發云、當是鎮字、洪氏讀書叢錄云、當是鼏字、儀禮公食大夫禮、設扃鼏、鄭注鼏古文皆作密、說文籀文、以鼏爲貞字、故鼏字从貝、按洪說是也、爾雅釋詁、密靜也、書無逸曰、不敢荒寧、嘉靖殷邦、史記魯世家、嘉作密、是密靜二字連文之證」というのが詳審である。

訓讀

國差、事に涖むの歲、咸(月)丁亥、工師佸、西郭の寶罏の四秉なるを鑄る。用て旨酒を實たさむ。侯氏、福を受けられて眉壽に、旨からしめ瀞からしめむ。侯氏に瘖毋く疕毋く、齊邦鼏靜安寧にして、子〻孫〻、永く之を保用せんことを。

參考

器の時期について、積古に「以齊之强盛、而曰國差立事、其所祈禱、惟曰毋咎毋癘、鎮靜安寧而已、何其衰弱之甚也、其當田常專政、割齊安平以東、爲封邑之後乎」という。すなわち齊の平公五年前四七六以後の器とするものであるが、國差立事のときより、百年以上も後である。文錄に丁亥を「齊靈公之八年」前五七四とし、「古無以干支紀年者、始見於此」というが、丁亥は日をいう。干支を以て年を紀すのは、なお後世のことである。大系の列國器年表に器を齊頃公の十年前五八九、すなわち魯の成公二年とする。その年は齊が晉を主とする聯合軍に敗れ、國差は和平のため晉に赴いたが、左傳は國差を賓眉人の名でよんでおり、公族中の特定の身分の人とされていたようである。翌年十二月、頃公は晉に赴いて玉を獻じ、歸國して庶政一新の政策を斷行した。このとき國佐をあげて國

事に任じたので、國差立事とは頃公の十二年前五八七のことであろう。銘末の祝嘏の辭は、齊の衰運をいうものでなく、世家の文によると、このとき國をあげてその改革を謳歌している。この寶𦉜が獻ぜられたのも、そういう事情を背景にするものと考えられる。

王氏の再跋に「此西清古鑑中物、今從奉天、移藏武英殿、巳非復天府所掌」とあり、のち中央研究院に移された。傳世の器と見受けられ、かなり早い時期の出土品であろう。

字迹は器の肩から腹部に末廣がりにしるされて、そのため字樣や字の排置もそれに從う形となつており、線條化が著しい。また器面の鑄銘であるため淺い鑄作であるが、結體も確かであり、字樣になお氣格を存している。

作器者は工師の職にあるものであるが、左傳にいう工正に當るものであろう。陳の公子田敬仲が齊に亡命したとき、桓公から工正の職を與えられている。もしこの工師がその職を嗣ぐものならば、あるいは作器者は田氏の族であるかも知れない。田氏がその私量を以て民心を收めたのは、その後間もないことである。

國差の父國歸父に、大宰歸父盤がある。

大宰歸父盤

著錄　善齋・禮八・五七　善齋圖・九四　陶續・下・一七　筠淸・四・三〇　攈古・二之三・二九　從古・一六・二一　窓齋・一六・一四　簠齋・三・二　奇觚・八・一二　敬吾・二四　周存・四・七　大系・二三八　綴遺・七・二五　三代・一七・一四・一、二　小校・九・七五　山東・五・六　二玄・四三三

考釋　大系・二〇一　文選・下・三・七　積微居・二四三

器は殘破して、ただ盤底一片を存するのみである。善齋に「對徑八寸四分、厚一分」という。銘六行二四字。左行。文にいう。

隹王八月丁亥、齊大宰歸父、□爲忌盥盤、台𣫃眉壽、霝命難老

容庚氏の善齋に筠淸・綴遺の考釋を引いていう。

濰縣陳介祺舊藏、吳式芬跋云、此盤僅存殘銅一片、陳壽卿於丁酉歲道光十七年、一八三七獲之都市、予從借搨、留齋中者累月、篆文奇古、靑綠如繡、器雖不完、亦可珍也、月字舊爲靑綠所掩、余剔治出之

方濬益曰、筠淸館錄此器、釋太宰爲太僕、按春秋時、列國多有太宰官、見於左氏傳者、魯則羽父求太宰、楚則太宰伯州犁・太宰子商・太宰薳啓彊・太宰犯、吳則太宰嚭、鄭則太宰石孟、韓非子說疑篇、又有鄭太宰欣、而太僕之官罕聞、卽以齊論、國語、桓公自莒反於齊、使鮑叔爲宰、韋昭注、宰太宰也、

則釋宰爲確、歸父者、國莊子也、見左傳僖公二十八年城濮之戰、二十九年翟泉之盟、三十三年來聘、臧文仲謂、國子爲政、齊猶有禮、是也、又析文子亦名歸父、字子家、見襄公十八年晉圍齊、二十三年納欒盈之役、二十八年慶封之難、而杜注前後牴牾、於十八年則云析文子齊大夫、下文子家以告、公恐、乃云子家不詳其名、於二十八年則云、子家祈歸父、殆於失檢、然析文子只爲大夫、不聞爲太宰、國氏世爲齊命卿、官太宰爲當、固宜定爲國莊子器矣
忌通己、爲忌盥盤、猶言自作盥盤也、霝命唯老、又見于齊侯鎛鐘、陶齋續錄下一七錄一盤、乃翻刻此銘者

唯老は難老の誤釋であろう。綴遺にはなお爲上の一字を器銘の常例によつて作の異文とし、霝字の釋義を定めるなどの說がみえる。

自作の器であり、「靈命難老」の語を以て文を結んでいる。その語はまた叔夷鐘にもみえる。字は篆體に近い線條化の著しいものであるが、國差𦉜よりも形式化しているところがあり、殊に字様に奇異なものが多い。積微居に「按此銘字體頗多詭異、與他器銘往往殊異」とし、歸・忌・壽・老の諸字の字形を論じ、壽・老・考諸文の字形には、齊魯の器に共通する特徴があり、またそれによつて、國名の知られない伯勇父簠・交君子簠・夆叔匜・高克尊などの諸器も、山東の器であることを推測しうるとしている。なお鄘侯の器にもその字様がみえ、鄘が山東の莒であることを證しうるという。壽・老の二字、押韻である。文にいう。

佳王の八月丁亥、齊の大宰歸父、己が盥盤を□爲し、以て眉壽、靈命にして老い難きことを祈る。

器はおそらく、歸父の晩年のものであろう。城濮の戰前六三二は齊の昭公の元年に當る。翌年翟泉の盟に齊卿として涖み、昭公六年前六二七魯に來聘している。「佳王八月丁亥」というような年紀をしるさぬものは、王の初年でなくてはありえないことであるから、器は昭公卽位の初年のことであろうと思う。齊は桓公の沒後前六四三五公子が立つことを爭い、太子が宋の支援を受けて卽位し、孝公となつたが、その十年前六三三年の夏六月庚寅に卒するや、弟潘が衞と結んで孝公の子を殺し、自立した。昭公がその人である。このとき國政に任じた國歸父としては、政局の多難を目前に見て、身の安寧を希う心情を抱いていたであろうと思われる。春秋の曆譜によると、昭元・昭三の八月に各々丁亥の日を求めうるが、紀年のない銘としては、元年をとるべきであろう。もし昭公卽位の年とすれば、器はおそらく前六三二年の制作とみてよい。

周存の金說に、「歸父盤、陳藏僅殘銅片、廿年前、滬上見一完器、方自烏程顧氏出、閩端忠慤僅以二百緡得之、亦金石緣也」といい、その拓四・七にも「匋齋藏器」とし、別銘四・一〇と二銘、山東にも二銘を錄しているが、陶齋著錄のものは翻刻である。

國氏は姜齊の古い公族であり、西周期にすでにその器を殘している。郭氏の彙攷續攷二〇にその毀銘を錄し、文四行十九字、西周中期の字様であるが、器影を傳えず、銘も殘破の部分は僞作である。その父祖を乙・癸など干名でしるしており、齊の初期にそのような廟號が行なわれていることは、齊の世系にもみえている。

二一五、叔夷鎛

器名　「齊侯鎛鐘」博古　「叔弓鎛」古文審　「尸鎛」通考

時代　「齊靈公十六年」大系

出土　「宣和五年、靑州臨淄縣民、於齊故城耕地、得古器物數十種、其間鐘十枚、有款識尤奇、最多者幾五百字」金石錄・一三・二

著録

器影　博古・二二・五　金索・一　大系・二三六

銘文　博古・二二・五　嘯堂・下・七五　薛氏・七・七四　金索・一・五四　大系・二四〇～二四三　書道・二〇一

考釋　金石古文・二　續古文苑・一　全上古・一二・九　拾遺・上・六　古文審・八・一六　大系・二〇二　叢攷・二七二　文錄・二・二　文選・上一・三　通考・五〇一　積微居・四六～五二

容庚　古樂器小記燕京學報一四、民二二

孫海波　齊弓鎛考釋師大月刊二二、民二四

叔　夷　鎛

器制　博古にいう。「高一尺七寸五分、鈕高二寸一分、闊二寸三分、兩舞相距一尺一寸八分、横九寸四分、兩銑相距一尺四寸七分、横一尺二寸三分、重百二十二斤八兩」。圖様によると、四稜あり、獸の連鎖したもので、左右の稜が舞上に相寄つて、兩獸頭が鈕を構成する。舞上や枚に變様夔文を飾り、篆間に乳文を配する。乳は突出の小さな巴状のものであるらしい。同銘を分載している鐘四器があり、それらは鉦部を除いて、すべて細密な方形雷文を以て埋めており、鎛と文様が異なる。

博古に載せる齊侯鎛の圖は、考古・七・九に載せる秦公鎛と全く同じであり、ただその尺寸が異なる。尺寸比を以ていえば、考古の方が圖様に一致しており、この圖は秦公鎛を誤入したものであろうと思う。原器が編鐘と同制であるとすれば、あるいは細密な蟠虺文を飾るものであろう。それならば、輪鎛などと近いものであるかも知れない。

銘文　八十行四百九十二字。鐘銘として最も長文のものである。別に分銘の鐘があり、多きものは七八十字、少きものは數字、全體として數肆に及ぶものであつたと考えられる。

隹王五月、辰才戊寅、𩛥于淄涶、公曰、女尸、余經乃先且、余既專乃心、女少心畏忌、女不彖、夙夜宦執而政事、余弘猒乃心、余命女、政于朕三軍、肅成朕𩛥旗之政德、諫罰朕庶民、左右毋諱

文首より直ちに侯命を錄する。それは五月戊寅、侯が臨淄の郊外に軍政を修めたときのことである。淄涶の字を淄と釋すべきことについては、王國維の釋由集林卷六に詳論があり、大系にも武班碑の字をあげてこれを證している。涶は水邊の意であろう。

尸は夷の初文。下文に叔夷の名がみえるが、下臣には名をよんだのである。大系に「宋人釋爲及、固誤、近人改釋爲弓者、亦誤、銘中弘字所从之弓字形、迥然有別、叔夷乃宋出、其父爲宋穆公之孫、已則出仕于齊、當齊靈公之世、銘中兩見䪞武靈公、䪞通桓、桓武乃懿美之辭、靈公生號也、下有庚壺、亦生稱靈公」という。靈公は莊・景の父、在位二十八年前五八一～五五四である。

「余經乃先且」という先祖とは、下文に「尸箕其先舊及其高且、虩〻成唐」とあり、成湯をいう。すなわち叔夷は殷の子孫であり、宋から齊に遷つた人で、齊侯はその成湯の德に法り、叔夷に篤い信頼を寄せる意をいう。經は法。「余既專乃心」の專を、大系に孚信の意とする。金文には專命・專受の例は多いが、專信の義に用いる例は殆んどない。拾遺に「余既專乃心、猶今文尚書般庚云、今予其敷心也」とあり、布心の意とする。

少心の二字合文。畏忌は金文の常語。文選に「女不墜夙夜」までを句とするが、「女不彖」で句とすべく、邾公華鐘「恳穆不彖于厥身」の意である。夙夜はもと祭祀用語、のち政事にもいう。從つてここでは、「夙夜、宦執而政事」と下文につづけてよむ。猒は拾遺に「合也」とするが、猒足の意。以上は、すでに政事に任じて、よくその職事に任ずることをいう。ゆえにさらに、三軍のことを以て叔夷に託するのである。政は政嗣をいう。「肅成朕𩛥旗之政德」とは、三軍の軍紀を正す意である。旗は旗師・旗衆をいう。また「諫罰朕庶民、左右毋諱」と、齊侯直屬の臣に對しても、憚るところなく勅罰を加えることを命じている。左右近衛のものをも、その統轄下におく意である。以上、第一の公命である。

尸、不敢弗儆戒、虔卹乃死事、戮龢三軍徒旟、雩厥行師、昚中厥罰

右に對する叔夷の恭命の荅辭をいう。乃は博古に厥の字形に作る。死事とは司事をいう。不敢弗は死事にまでかかる。拾遺に「虔亦敬也、卹愼也、死讀爲尸、尸主也、戮當爲勠之異文、說文、勠幷

力也、與穌義相近、故此以戮穌連文矣、遹、孫讀爲從、按字从同、同从聲近」という。大系に「殆幢之古文、周禮地官稍人、作其同徒輂輦、彼同徒卽此徒遹、殆猶師旅師旗之謂也、舊或解周禮之同、爲終十爲同、本銘可證其非是」と周禮の同徒を以て解する。戮穌の目的語であるから、三軍の徒衆をいうものであろう。行餗とは軍の行動中の意。すでに軍政を以て託されたのであるから、軍律を明愼にする意を以て荅辭としたのである。

公曰、尸、女敬共辝命、女雁鬲公家、女嬰裂朕行餗、女肈敏于戎攻、余易女釐都□□、其縣三百、余命女嗣辝釐邑還、或徒四千、爲女敵寮

第二の公命をしるす。辝は台の繁文。雁鬲を孫星衍の釋に應歷とし、拾遺に「按孫讀是也、隷續魏三體石經、大誥、嗣無疆大歷服、歷古文作鬲、孫星衍三體石經攷云、葢古文鬲藉爲歷、今文尙書、般庚云、優賢揚歷、歷試也、言女宜試用于公家也」という。大系に輔弼の義とし、「雁通應若膺、當也、任也、鬲讀爲歷、爾雅釋詁、歷傳也、故雁鬲謂擔戴輔弼」と說く。楊釋に「按二孫讀鬲爲歷、誠是、惟仲容訓歷爲試、則於文義殊不密合、余謂爾雅釋詁云、艾、歷、相也、文謂汝應輔相公家也」とするが、雁は毛公鼎等に雁受、また下文に「雁卹余于明卹」とあり、膺の義とすべきである。鬲は相也の訓がよい。

嬰は恐、師嫠毁に「巩告于王」とある巩に同じ。大系に「讀爲攻治之攻」というが、巩は恐・鞏の意に用いる。裂は拾遺に「王楚釋爲恪、薛及王俅竝從之、孫釋讀爲圛、是也、爾雅釋訓、圛圛憂也、恐裂猶憂勤之意」とする。大系に經營の營にして、詩の大雅靈臺「經始靈臺　經之營之　庶民攻之　不日成之」を引くが、裂は勞の初文であろう。下文に「堇裂其政事」とみえる。「肈敏于戎攻」は不嬰毁の「肈誨于戎工」と同じ。詩の江漢にも「肇敏戎公」の句があり、戎公は戎攻・戎工の意である。

釐都以下、その四字は叔夷に與える所領をいう。拾遺にいう。「釐都蓋齊之大都、釐疑卽萊、故萊國、左襄六年傳、齊侯滅萊、又哀五年傳、齊置群公子于萊、是也、字亦作郲、襄十四年傳、齊人以郲寄衞侯、萊郲竝從來聲、來釐古音同、經典多通用、叔尸蓋爲釐大夫、故以其屬縣爲采邑、下文亦云、司治釐邑、又云、錫釐僕二百又五十家、竝其證也」。大系にその說を是としていう。

蓋此器實靈公滅萊之翌年所作也、春秋襄六年、十有二月、齊侯滅萊、當靈公之十五年前五六七、其

翌年五月、有戊寅、與本銘適合、本銘又言餗于淄滙、言政于三軍、肅成師旟之政德、言劉龢三軍徒瓋雩厥行餗、言婁發行餗、譬敏于戎攻、均是滅萊前後事、蓋於是役、叔夷最有功、故齊侯以萊邑賜之、竝以萊之遺民三百五十家、爲其臣僕也、古者國滅、則人民淪爲奴隸、本器足證春秋中葉以後、奴隸制度猶儼然存在也

萊はもと山東の古族で、子姓世本の國とされ、路史後紀卷九に「萊侯與太公爭營丘」とあり、齊の入封を拒んだ土着の種族である。のち逐われて次第に東し、黃縣など半島中部に據った。字は來・萊・郲・𦵔・賚に作る。禹貢に萊夷、管子輕重戊に夷萊といい、もと夷種であるが、殷本紀に殷の後とする傳承がある。そしていま、その地を與えられた叔夷も殷ののちである。おそらく萊の背叛に苦しんだ齊では、同姓の叔夷に命じてこれを撫卹せしめ、その地を叔夷に與えたのであろう。このような事例を以て奴隸制を論ずるのは、當をえたものとしがたい。萊はもと營丘附近を中心として山東に蟠居し、のち數次にわたつて東に移動したもので、一部は山峽の間に隱れて舊俗を保つた。水經淄水注に「東北流逕萊蕪谷、屈而西北流、逕其故城南、舊說云、齊靈公滅萊、萊民播流此谷、邑落荒蕪、故曰萊蕪」とみえる。萊蕪は齊魯の間にあり、淄水の上流である。すなわち掖縣・黃縣の地とは、まさに東西相反している。本器銘の上文に「餗于淄滙」とあり、このときの作戰の地は、この萊蕪の方面であろう。ゆえに淄滙という。萊族の大部分は東方にあり、左傳に襄六年齊靈公十五年、萊共公浮柔が棠卽墨に奔つて萊人は郳掖に遷され、その舊地平度は高厚・崔杼に與えられている。すなわち郭氏らのいう滅萊は、器銘にいう淄滙の役とは別であり、叔夷の與えられたところは萊蕪の地でなければならない。萊蕪の民はその同姓たる叔夷に屬し、共公の民は他に移住させられている。何れも、郭氏のいうように儼然たる奴隸制度の證としうるものではない。かつこの器がいわゆる滅萊のときのものでないとすれば、その制作年代も別に考えるべきである。

釐都以下の二字不明。「其縣三百」とは、おそらく萊蕪の地でいまの萊蕪縣、萊蕪谷は峽谷に沿うて南北數十里の間にわたり、後までも萊人の居住する地であつた。いわゆる夾谷はその地である。左傳定十年に「夏公會齊侯于祝其、實夾谷、孔丘相、犂彌言於齊侯曰、孔丘知禮而無勇、若使萊人以兵劫魯侯、必得志焉、齊侯從之、孔丘以公退曰、士兵之、兩君合好、而裔夷之俘、以兵亂之、非

齊君所以命諸侯也」とあり、當時萊夷はなおその地にあつたのである。その北の長城嶺は地勢高爽、林木鬱茂、列國のとき長城が走り、齊魯の境界をなしていた。その地の縣三百を賜うのであるが、縣はおそらく小群落を單位とするものであろう。

「余命女嗣辞釐邑」とは、その主邑を直領の地とし、叔夷に管理させるのである。釐邑合文。鐘銘には邑字がない。辝を拾遺に「當爲治」というが、上文の辝命と用義同じ。𨗨は薛釋に造と釋する。拾遺に「未知何字、缶與造、聲類略近、今姑從薛釋、鐘則無此字、其義當闕疑」と字釋を保留している。文勢よりいえば、通考に「釐邑𨗨」とつづけてよむのがよいようである。或は舊釋に或・國と釋し、これを疑うものをみないが、他にこの形に作る例がなく、別字であろう。字は祝告の㠯と戈戉に從い、咸の意象に近い。「或徒四千、爲女敵寮」とは、四千人の戈兵を以て叔夷に從わせる意とみられる。下文に齊君の輔弼のことを命じている。

尸敢用拜韻首、弗敢不對䚯朕辟皇君之易休命

第二の公命に對する荅揚の辭。叔夷が公家に勳勞あり、よく萊夷撫卹の功を收めたのでその地に縣を賜い、また諸臣の宰領を命ぜられたのに對して、その休命を謝する辭である。

公曰、尸、女康能乃又事眔乃敵寮、余用登屯、厚乃命、女尸、毋曰余小子、女尃余于艱卹、虔卹不易、左右余一人、余命女、裁差正鎛無此字卿、爲大事、䌛命于外內之事、中尃盟刑、女台尃戒公家、雁卹余于盟卹、女台卹余朕身、余易女車馬戎兵、釐僕三百又五十家、女台戒戎牧

第三の公命をいう。齊侯の輔弼のことを命ずる。又事は政事の執行、敵寮は直屬。康能は毛公鼎に「康能四國」とあり、治績を收めるをいう。登は者減鐘一「登于上下」の登、「余用登屯」とは秉德共屯の意であろう。「厚乃命」とは、深く信任する意。「𤔲𧶠乃命」というに近い語である。

「毋曰余小子」は詩の大雅江漢に「無曰予小子　召公是似」とあり、大事を託する優渥の語。尃は輔。「女尃余于艱卹」以下は、毛公鼎「虔夙夕、惠我一人、雝我邦小大猷、毋折緘」・「欲女弗以乃辟、圅于艱」、また師詢毀「屯卹周邦、妥立余小子、𤔲乃事、隹王身厚諳、今余隹𤔲𧶠乃命、命女惠雝我邦小大猷、邦居潢辪、敬明乃心、率以乃友、干吾王身、欲女弗以乃辟、圅于艱」などの文と類するところ多く、これら先蹤の文によるところがあるのであろう。

裁はおそらく職の異文。織・識の従うところとは異なり、また毛鼎の緘とも異形。差は佐。「職佐正卿」とは、正卿を輔佐する意。大系にいう。

古有左卿士右卿士之職、左正卿卽左卿士、故鎛銘僅言差卿、而無正字、正卿之稱、左傳多見、如莊廿二年、竝于正卿、文七年、子爲正卿、襄八年、國有大命、而有正卿、言其非副貳也、又鎛銘于裁差卿之下、尙有爲大事三字、余意事當爲史、古事史吏使字通用、大史古又稱左史、左襄十四年、有左史、杜注、左史、晉大史、則左正卿若左卿卽大史、叔夷既司治釐邑、復兼攝大史也

すなわち正卿を輔佐する大史職となれの意とするものであるが、左傳・國語にみえる齊の官制に大史の名がなく、わずかに祝史昭二〇年の名があるにすぎない。いま叔夷は國の大事を以て命ぜられ、外內の事を託されており、共和期における毛公・龢父と相似た重責を課せられている。史事は通ずるが、事は必らずしも史には用いない。文中の事は、すべて事の用法である。

「中尃盟刑」を拾遺に「言執中以布明刑也」というも、文例に合わない。中は沇兒鐘等にみえる「中翰叡旟」の中、詩に習見する「終〻且〻」の終に當る字で、既終の解をなすべきものであろう。內外の事より、さらに公家を戒め、齊侯を輔翼することを囑する語である。雁卹の句について拾遺に、「盟卹與書君奭、百姓王人、罔不秉德明恤、文同、明勉也、明卹猶此上文云虔卹也、卹訓愼、訓憂、與戒義近、言儆戒我于勤愼」という。大系に「余意不然、上卹字當訓爲安爲靜、下卹字當訓爲憂、盟卹明憂、書傳之釋不誤」とするが、同憂の義としてよい。そしてその事を命ずるに當つて、また車馬戎兵、さきに撫卹して公家に歸した釐の邑より、三百五十家を叔夷に與え、その軍役に供せよという。その隆賜は、ほとんど正卿を凌ぐものがあるといえよう。

尸用或敢再拜韻首、雁受君公之易光、余弗敢灋乃命

第三の公命に對する荅揚の辭。再命に「敢用拜韻首」といい、三命に「用或敢再拜韻首」という。或は又。灋は法の初文。金文では廢の義に用いる。乃命は上文にもみえ、一般に臣下に對していう語であるが、ここでは叔夷が齊侯の命を指していう。公命とそれに對揚する語は以上の三段を以て終り、以下に叔夷の自述の語を錄する。

尸箕其先舊及其高且、虩〻成唐、又敢才帝所、専受天命、删伐頣司、敱厥靈師、伊少臣隹補、咸有九州、處瑀之堵

叔夷の先世のことをいう。箕は典の繁文。說文に古文の典とする。大系に「此典字當是稽攷之意、所謂數典不忘祖也」という。左傳昭十五年に「籍父其無後乎、數典而忘其祖」とみえる典である。虩〻は虢〻、また赫〻の義。成唐は成湯。卜文には湯を成とも唐ともいう。拾遺に「成唐蓋叔及之遠祖、古書未見、攷下文曰、専受天命、又曰咸有九州、處禹之都、則叔及必前代帝王之胄、以聲類求之、成唐當卽成湯、叔及蓋宋公族而仕齊者也」という。删は扁に近い形に從う。拾遺に刻にして尅、文選に删、通考に則とするが、金文に隃伐・戭伐・博伐・廣伐・宕伐などの語があり、伐と同義の語とみられる。

頣を拾遺に「卽履之古文、桀之名履癸」とするが、文錄に汗簡によつて夏の古文とするのがよい。大系に、古印に夏侯の夏をこの字に作る例をあげている。疋を大雅小雅の字に用いるのは、おそら

く頭の省文、頭・雅は通用の字である。夏司は夏祀、天命を受けて、成湯が夏殷の革命をなしたことをいう。このとき小臣伊尹が湯を輔けたことは、經籍に著聞することである。敗は拾遺に「讀爲敗」とする。靈師とは夏桀の軍を稱するものであろう。殷周の際に、周書に殷を大邦殷と稱するのと同じ。禹堵のことは秦公𣪘にも禹賚とみえ、禹は當時下土を治定した神として、一般に傳えられていたのであろう。咸有の二句は、成湯の功業をいう。

不顯穆公之孫、其配襄公之妣、而鍼公之女、雩生叔尸、是辟于齊侯之所、是少心覲遵、靈力若虎、堇裟其政事、又共于䈞武霝公之所

叔夷の世系に及び、齊の靈公に辟事することをいう。拾遺に「穆公謂宋穆公也、叔及之族、蓋出于穆公、其父卽穆公之遠孫」といい、「此鐘之作、當在齊靈公末年、上距宋穆公元年前七二八、已歷百七十五年、必不止四世」という。また襄公を畢公と釋し、鍼を郕にして姫姓、兩句は母の出自をいうとするが、大系にその人を求めて、齊襄の女が秦成に嫁して、その女が宋に入嫁し、叔夷の母たる人であるとする推定を試みている。

穆公旣爲君號、則襄公鍼公、亦必爲君號、襄與鍼、不得說爲國名、叔夷作器時、已爲齊之正卿、其年齡當在五十左右、假令夷爲其母四十前後之子、其母又爲其母四十前後之女、則襄鍼二公之世、當在齊靈十六年前百三二十年、求與此年代相當者、則齊有襄公、秦有成公、必卽此襄與鍼爲無疑、蓋襄公之妹適秦、爲成公妃、其女適宋爲叔夷母、叔夷與齊、有此親誼、故出仕于齊也、釋親、男子謂姉妹之子爲出、卽此妣字義

郭說は關係者の年齡推算の上にもかなり無理があり、出生時の母の年齡を何れも四十歲として、辛うじてその關係を合わせている。いまその年齡關係を檢討すると、齊襄の在位前六九七〜六八六、その異母弟桓公前六八五〜六四三、兩者の在位年數計五十五年、襄公卽位のときはおそらく二十歲前後であろう。また秦の成公前六六三〜六六〇、その兄宣公は在位十二年、弟穆公は在位三十九年、その計五十五年、成公卽位のとき、なお三十に達していないであろう。襄公卽位のとき、成公はまだ生まれていなかつたかも知れない。また他國の國君の名をいうときには、國名を冠していうのが普通であり、單に某公というのは國內での謚號である。すなわち成公は秦の成公ではありえず、齊・宋のうちとみてよい。積微居に宋襄・杞成とする說があり、そのことについては後にいう。なお「襄公之妣而鍼公之女」は同位語であり、「襄公の姉妹が鍼公に嫁して生んだ子」の意である。陳肪𣪘「余塦仲𢊁孫、蜜叔和子」・郘鐘「余畢公之孫、郘伯之子」などみな同じ。この文にいうところは、襄公の姉妹にして成公に嫁した夫人の子、それが叔夷の母である。

辟は辟事。拾遺に避とよみ、「叔及蓋因避難奔齊者、故云避于齊侯之所也」というは誤る。師望鼎「用辟于先王」の辟である。少心は小心。覲遵は覲龠・諸覲などの意。小心畏忌というのと同じ。靈力以下はその勇武と勤勞とをいう。䈞武は桓武。その辟事する靈公を稱する。「又共于䈞武霝公之所」とは、新王卽位の初年に當つて、敬事の意を表するものであろう。鎛銘には「又共于公所」に作る。

䈞武靈公、易尸吉金鈇鎬、玄鏐鏷鋁、尸用𢦚鑄其寶鎛、用享于其皇且皇妣、皇母皇考、用旂眉壽、霝

命難老

靈公より吉金の賜與をえて、この鐘鎛を作ることをいう。文は鎛・鐘の間にそれぞれ異同がある。鎛銘はこの條の文首を「敹睪吉金」に作る。審擇の義。また玄鏐・尸も鐘銘によって補う。吉金以下は、みなその用いるところの材質をいう。大系に鈇は鏃、鐈は鼎に似た長足の釜、錛は小釜、鋁は鑪、これらの器を改鑄して、この鎛鐘を作ったのであるというが、玄鏐膚呂、玄鏐赤鏞はその銅色をいう語である。皇母皇考と、皇母を先にいうことが注意される。

不顯皇且、其乍福元孫、其萬福屯魯、龢協而又事、卑若鐘鼓、外內剴辟、都ゝ與ゝ、造而倗剌、毋或丞頪、女考壽萬年、羕保其身、卑百斯男、而埶斯字、肅ゝ義政、齊侯左右、毋疾毋已、至于枼、曰武靈成、子ゝ孫ゝ、羕保用享

末文。神尸祝嘏の辭をいう。乍は祚。鐘鎛の銘であるから、鐘鼓の音のように、政事の和協することをいう。「而又事」の而とは、皇祖よりして叔夷をさす。皇祖を主語とする文である。剴辟を拾遺に闓闢にして、開通の義という。都は者に從う。都ゝ與ゝは盛善。與衆の多きをいう。ゆえに「造而倗剌」の句を以て承ける。造は缶に從うて緐文。龢鎛にも造をその字に作る。倗剌は倗友、僚官をいう。丞頪は大系に、丞は晉の省にして、說文に駿也、廣雅釋詁に癡也、頪は說文に難曉也とある字で、「毋有癡迷」の意とする。女とは叔夷を女とする。「而埶斯字」を拾遺に「義未詳」という。埶は女に從う。百斯男に對していう。字は茲益の意であろう。「齊侯左右」は「左右齊侯」の意。押韻のために倒裝とする。「毋疾」は「媢于天子」の媢の意。枼は世。武靈の靈は靈龢・靈力の字と同じく、簉武霝公・霝命の霝と字異なる。拾遺に「武靈成、亦祝叔及後世象賢之語」といい、武靈成は祖謚に非ず、宋に武ありて靈なく、成は穆の玄孫にして世代が合わぬことを論じている。大系に武靈を齊の靈公とし、「成讀爲誠、言至于後世、使人讚嘆曰、桓武靈公、誠然武靈也、語因顧韻、故倒出之、極有風致」というが、桓靈の字には文中に霝を用いており、用字が異なる。また單に武靈というのも疑問とすべく、ここに齊の靈公を讚頌する語を加えるのは「齊侯左右」を承ける語としがたい。文義からみて、皇祖の語がここまで貫到するならば、武靈は祖の謚號とすべく、また「肅ゝ義政」以下、叔夷が祖靈に對える語ならば、それは叔夷の自號とみなければならない。文末に子孫に對する語があり、ここには作器者の語があるべきであるから、肅ゝ以下を叔夷が祖靈の祝嘏に對える辭とするのが、文義において順であろう。

訓　讀

隹王の五月、辰は戊寅に在り、淄の涶に師す。公曰く、女、夷よ。余、乃の先祖に經(はか)りて、余、既に乃の心を敷けり。女、小心畏忌、女、墜さず、夙夜して而(なんぢ)の政事を宦執す。余、弘いに乃の心に厭く。余、女に命じて朕が三軍に政せしめ、朕が師旟の政德を肅成せしむ。朕が庶民を敕罰し、左右して諱むこと毋れ、と。第一の公命

夷、敢て儆戒して、乃の司事を虔卹せずんばあらず。三軍の徒旝を戮龢し、厥の行師に雩(おい)て、慎しみて厥の罰を中(ただ)さむ。その答辭

公曰く、夷よ。女、辝が命を敬共せり。女、公家を膺鬲せり。女、恐しみて朕が行師に勞せり。女、戎攻に肇敏せり、余、女に釐都□□を賜ふ。其の縣三百なり。余、女に命じて、辝が釐遷を嗣めしむ。或徒四千、女の敵寮と爲せ、と。第二の公命

夷、敢て用て拜して稽首し、敢て朕が辟たる皇君の賜へる休命に對揚せずんばあらず。その答辭

公曰く、夷よ。女、乃の又事と乃の敵寮を康能せよ。余用て登純し、乃の命を厚うせむ。女夷よ。余を小子と曰ふこと毋れ。女、余を艱卹に専け、虔卹して易たらず、余一人を左右けよ。余、女に命じて、職として正卿を佐け、大事を爲め、併せて外内の事を命ぜしむ。中に明刑を敷かしむ。女、以て公家を専け戒め、余を明卹に膺卹せよ。女、以て余朕が身を卹へよ。余、女に車馬戎兵、釐の僕三百又五十家を賜ふ。女、以て戎殳を戒めよ、と。第三の公命

夷、用て或敢て再拜稽首して、君公の賜光を膺受す。余、敢て乃の命を廢せざらむ。その答辭

夷、其の先舊と其の高祖を典ふるに、虩々たる成唐、嚴として帝所に在る又り。天命を専受し、夏祀を删伐し、厥の靈師を敗る。伊小臣隹輔け、九州を咸有し、禹の堵に處る。遠祖成湯の功業をいう。丕顯なる穆公の孫、其の配は襄公の妣にして成公の女なり。雩に叔夷を生む。是れ齊侯の所に辟ふ。是れ小心恭適にして靈力あること虎の若く、其の政事に勤勞し、桓武なる靈公の所に供する又り。桓武なる靈公吉金を審擇し、夷に吉金鈇鎬、玄鏐錛鋁を賜ふ。夷、用て其の寶鎛を作鑄す。用て其の高祖皇妣、皇母皇考に享し、用て眉壽を祈る。靈命老い難からむことを。作器のことをいう。（文は鎛鐘の文を合わせて補う）

丕顯なる皇祖、其れ元孫に祚福し、其れ萬福純魯ならしめんことを。（神の祝嘏にいう）。而の又事を龢協し、鐘鼓の若くならしめむ。外内闓闢にして、截々與々として、而の倗剔を造し、丞頪或ること毋からしめむ。女、考壽萬年にして、永く其の身を保ち、百斯男あらしめ、而の埶を斯れ字はしめむ。以上、神尸の祝嘏の辭をいう。

肅々たる義政、齊侯を左右し、疾ましむること毋く、巳むこと毋く、世に至るまで、武靈の成ることを曰はしめむ。子々孫々、永く保用して享せよ。末文。自ら祝誓し、子孫に告げる語をいう。

參考

銘文は鐘銘と多少出入するところがあるので、それを參考としながら改めたところがある。この銘文における問題點は、叔夷の系譜と、釐都の位置、その征役の時期、從って器の時期の諸點であるが、いわゆる滅萊のことについてはすでに述べた。叔夷の系譜については、齊襄の妣にして秦成に嫁した夫人の子を母とする郭氏の説をあげておいたが、これについて楊氏に異論があり、襄は宋襄、成には秦成・杞成の兩者があるも、秦地は隔遠であるから杞成とすべく、宋襄・杞成は「二君時代相當、宋杞地望又相接、又同是二王之後、二國連姻、最爲近理、故所謂⿰飠咸公之女者、非杞成公莫屬矣、史記杞世家奪去成公一代、集解引世本訂補之」とし、

若然、則事實爲宋桓公有女、卽宋襄公之姊妹、嫁於杞成公生女、適叔夷之父、故云其配襄公之妣、而⿰飠咸公之女也、惟宋襄公於叔夷之父爲妻舅、於宋穆公已爲曾孫、故銘文謂叔夷父爲穆公之孫者、

孫字乃廣義、非子之子爲孫之孫

宋襄前六五〇～六三七の姉妹が杞成前六五四～六三七に嫁し、その子女を母として叔夷が生まれたという。もしこのような關係ならば、叔夷は母系を以てその祖考を稱していることになり、叔夷は宋の直系でないわけである。郭氏の齊襄・秦成說、孫詒讓の畢公・郕國說も同じ。

叔夷は自ら「丕顯穆公之孫」というのであるから、夷が穆公の後であることは明らかである。そしてその母は襄公の妣、成公の女というのは、もとより宋公の系譜においていう。これはいうまでもなく同族婚であり、近親婚であるが、異母の場合、宋においてはこのような關係が許されていたのではないかと思う。宋は子姓とされるが、それは周の姓組織に參加するための擬制的なもので、甲骨文には姓組織の存在を示すものがない。宋が列國期において甚だ違和的な國とされたのは、そういう習俗の相違によるところが多かつたようである。おそらくわが國の古代と同樣に、異母兄弟の間に結婚が認められていて、叔夷はその點で最も宋室の血統を承けており、またそのことを誇つているようである。成公前六三六～六二〇の女を母とするならば、共公前五八八～五七六と同輩行である。また齊靈前五八一～五四四と同世代であるが、年齢は叔夷の方がかなり年上のようである。文中の穆・襄・成は、すべて宋公をいうと解すべきであろう。

入齊の事情については、宋世家の文が參考となる。宋襄前六五〇～六三七が覇業に失敗して沒したあと、成公は在位十七年にして卒し、弟禦が太子を殺して自立したが國人に殺され、成公の少子昭公前六一九～六一一が卽位したがまた殺され、弟文公前六一〇～五八九が立つた。翌年前六〇九、昭公の子が文公の弟須と武・穆・戴・莊・桓の族と亂を起したが敗れて誅殺され、武穆の族は外に出されている。叔夷が齊に入つたのはおそらくそのときであろう。齊靈の卽位に先立つこと、二十九年である。そして頃公前五九八～五八二の末年、頃公が庶政の一新を斷行したころには、すでに齊において相當の地盤を固めていたものと思われる。「是辟于齊侯之所」といい、また「又共于𤔲武靈公之所」というのは、頃・靈の二代に辟事することを意味するものであろう。それでなくては、文は複重を免れない。

次に滅萊について、郭氏は靈十五年前五六七、左襄六年のこととし、器をその翌年前五六六の制作とする。叔夷入齊後四十四年のこととなるが、それでは叔夷はすでにあまりにも高年である。文首に淄涶の役とあるように、その役は萊𦿔の地であり、萊𦿔が齊の支配に歸してのち、東萊は次第に壓迫を受けて東方に移る。萊𦿔の役は、萊夷衰退の第一步であり、そのことはおそらく靈公の初年にあろう。五月戊寅のように年紀を著けずにいうのも、その證である。春秋長曆によると、靈元年前五八一の五月に戊寅があり、二年にもえられるが、理を以ていえば元年をとるべきである。叔夷入齊以來すでに三十年に近く、銘文の三段にわたつて述べられている公命は、その間の功績を集約し、新侯卽位の際に恩賞として行なわれたものであろう。

宋刻になお同銘の鐘十三器を存する。一、(博・嘯・薛)、二、(薛)、三、(博・嘯・薛)、四、(薛)、五、(博・嘯・薛)、六、(博・嘯・薛)、七、(薛)、八～一三、(薛)で、博古に圖樣と尺寸とをし

叔　夷　鐘

るすが、いまその圖様一を錄しておく。容庚氏の古樂器小器・通考にその分銘によってその文の排次を論じ、

又有編鐘十三、于口側懸、與此平口直懸異、十三鐘可分三組、一、七鐘爲一組、合成全文、二、十六鐘爲一組、八鐘爲一肆、凡兩肆一堵、今只見二鐘、三、三十二鐘爲一組、凡四肆二堵、今只見四鐘、第二第三兩組、先讀每肆之前銘、而後及其後銘、與他鐘讀法迥異

として、各組の組成を次のように示している。

第一組　第一鐘（隹王～龢三、八五字）第二鐘（軍徒～君之、七八字）第三鐘（易休～余于、七二字）第四鐘（盟卹～受天、七〇字）第五鐘（命則～吉金、八一字）第六鐘（鈇鐈～丞頪、七二字）第七鐘（女考～用享、四二字）

第二組　第一肆、前銘一（隹王～女尸）二（余經～畏忌）三（女不～厭乃）四（心余～旟之）五〔政德～不敢〕薛九六（弗憿～徒遖）七（雩厥～敬共）八（辥命～餗女）・後銘一（肇敏～其縣）二（三百～女敵）三（寮尸～朕辟）四（皇君～乃又）五（事眔～女尸）六（毋曰～卹不）七（易左～飙命）八（于外～中尃）＊第二肆、前銘一（家雁～車馬）二（戎兵～尸用）三（或敢～弗敢）四（灋乃～唐又）五（嚴才～靈餗）六（伊少～顯穆）七〔公之～之女〕薛八八（雩生～心觀）・後銘一（濟靈～擇吉）二（金鈇～享于）三（其皇～命難）四（老不～魯龢）五（協而～造而）六（朋剌～卑百）七〔斯男～右毋〕薛八八（疾毋～用享）

第三組　第一肆、前銘一（隹王～淄浬）二（公曰～旣尃）三（乃心～夜宦）四〔執而～心余〕薛十五（命女～肅成）六（朕餗～諫伐）七（朕庶～謀尸）八（不敢～卹厥）・後銘一（死事～餗昚）二（中厥～命女）三（雁鬲～女肇）四〔敏于～都□〕薛十五（□其～女司）六（辥釐～爲女）七（敵寮～顚首）八（弗敢～辟皇）＊第二肆、前銘一（君之～女康）二（能乃～余用）三（登屯～小子）四〔女尃～不易〕薛十一五（左右～差正）六（卿爲～于外）七（內之～刑女）八（以尃～卹余）・後銘一（于盟～身余）二（易女～百又）三（五十～用或）四〔敢再～公之〕薛十一五（易光～尸箕）六（其光～虡〻）七（成唐～所尃）八（受天～后敳）＊第三肆、一（厥靈～咸有）二〔九州～不顯〕薛十二三～五（穆公～辟于）六～八（無銘）・後銘一（齊侯～靈力）二〔若虎～事又〕薛十二三～五（共于～鎵鉊）六～八（無銘）＊第四肆、前銘一（尸用～享于）二〔其皇～母皇〕薛十三三～五（考用～元孫）六～八（無銘）・後銘一（其萬～又事）二〔卑若～外內〕薛十三三～五（剴辟～年永）六～八（無銘）

第二組銘文每行七字至八字、有一器九字、大抵以有異文之故、鎛鐘與第一組異文可證、第三組據唐蘭所列、而微有異同、考古圖僅箸錄五鐘、嘯堂集古錄同、薛氏款識、乃箸錄十四鐘

これによるともと五十五鐘にのぼる大編鐘であり、宋の名門たる叔夷が、齊においてこのとき高い勢望をもつ家であったことが知られる。一肆の銘文を前銘・後銘を通じて刻するという形式も異例

のものであるが、祭祀のときの陳列のしかたによるものであろう。その文は毛鼎と並んで金文中最も長篇であり、韻文としては比類がない。文選に「完整晶瑩、雄厚淵懿、誠千古之高文也、而此銘後幅用韻、高朗博大、聲滿天地矣」と稱している。文に同義二字を連用するいわゆる複詞多く、積微居に十九語をあげ、これと左傳成十三年にみえる呂相の絶秦書との比較を試みている。本器を齊靈元年前五八一のものとすれば、絶秦書はそれより三年後のものである。

韻は祖・所・司・補・堵・女・所・虎・所・鋁は之魚二部合韻、考・壽・老は幽部、祖・魯・鼓・與は魚部、剸・頪は脂部、年・身は眞部、字・右・巳は之部、政・成は耕部の韻である。字迹は嘯堂の刻するところが原銘に近いものと思われ、やや狹長であるが結體にすぐれ、線の流動が美しい。その字迹・文辭において𬬭鎛に近く、時期の相近いものとみられる。

庚壺は作器者の異なるものであるが、文辭に似たところがあるので、ここに附載する。文に殘缺多く、錄遺に新拓を加えているが、なお識りがたいものが半數を越えている。

庚壺

著錄　甲編・一六・九　大系・一八八」　大系・二五〇　錄遺・二三二

考釋　大系・二〇八　文錄・附四　積微居・一八〇

器は素文、弦文一道、兩獸首銜環。銘は二十七行、各行七字、文右行。大系にいう。「曾箸錄題爲周齊侯鐘、摹刻多失、銘前段可讀者數行、適爲所刪去、器今尚存、聞銘在壺外、兩耳後加、掩去字數不少、銘淺不易拓、余意施以精良之攝影、當能顯出、又其兩耳既係後加、則設法剔去之、想亦有可能、顧國內迄今尙無人爲之者」。文首に「…初吉…」と日辰をしるし、「…之子」は世系をいうものであろう。以上約十八字。

庚　壺

次にその判讀しうる部分は

……曰庚、擇其吉金、台鑄其□壺、齊三軍圍□、冉子執鼓、庚大門之、嫛者、獻于靈公之所、公曰、甬〻、商之台〔玉〕𬳿衣裘車馬

以下また缺文多く、之・庚逩二百・□台・鼓其・者などの字が約五十字の字格中の下方に殘されている。またやや讀むべきところは

歸獻于靈公之所、商之台□□車馬、庚伐□寅其王駟□方□縢相乘馬、□□□其王乘馬、用台□□餗、[]哉其兵、執〔者〕□獻之于靈公之所、公曰、甬〻、□□□□、余台易女……

とあり、以下約三十字の字格中に多・受女の三字を殘すのみ。大系に

銘辭所紀者、乃是三次之戰功、每次有獲、均以獻于齊侯、而受賞賜、首次之靈公、自卽齊靈公、二次公上一字適闕、三次公上一字半泐、案其字形仍當是靈字、蓋彔小有所失、三次所伐之國、屢言其王、在春秋時稱王者、爲南方之吳楚徐越、史記十二諸侯年表、于齊靈公十二年書伐吳、蓋卽此時事也、其時爲吳王壽夢十六年、壽夢名、春秋襄十二年作乘、銘中兩乘馬字、一在其王下、頗疑卽是壽夢

という。器を前五七〇の春の伐呉の役とするが、この役は楚がそれまで數次にわたる侵寇ののちに試みたもので、楚は特殊部隊の大部分を失つて、「於是役也、所獲不如所亡」左傳襄三年といわれ、齊の參加はしるされていない。その年四月、齊が晉の招集した會盟に應じているのも、楚の敗戰の結果とみられる。

このように不首尾な戰役が、獻捷の禮をしるすこの器銘と一致するものでないことはいうまでもない。かつ文中の王を、呉楚徐越に充てて考えるのも失當である。他國の僭稱を、自國の器銘に用いることはありえないからである。王は周王でなければならない。また齊侯が三軍を動かして行動するのも、王命による大義の戰いでなければならない。そして齊靈のとき、そのような戰

役は實際にあつたのである。

春秋成十三年前五七八の經に、「夏五月、公自京師、遂會晉侯齊侯宋公衞侯鄭伯曹伯邾人滕人、伐秦、曹伯盧卒于師、秋七月、公至自伐秦」とあり、諸侯の軍を京師に會し、伐秦の役が行なわれた。齊の靈公四年のことである。その年四月、晉侯は呂相に絶秦書を送らしめてその中原攪亂の罪狀を責め、「君若不施大惠、寡人不佞、其不能以諸侯退矣、敢盡布之執事、俾執事實圖利之」という長文の最後通告を行ない、五月丁亥、諸侯の師は秦軍を厤隧に破つた。秦の成差・不更女父はこのとき俘虜となり、諸侯の軍は大捷を博している。

この役には諸侯の軍が京師に會しており、齊靈もその三軍を率いて參加した。そして七月には、魯侯は歸還しており、おそらく齊侯も歸還しているであろう。庚はその戰役において、周王から殊寵を受け、めざましい働きをして、俘獲のあるごとにこれを齊侯に獻じて、「勇〻なるかな」という歎稱をえている。「靈公之所」とは、軍中のことと考えられる。こうして歸還ののち、そのことをしるしてこの器を作つた。魯侯は七月に歸還しており、齊侯の軍もそのころは歸國していたであろう。すなわち器は前五七八年、伐秦の役の功をしるし、文中の王は周の簡王である。左傳に錄する呂相の絶秦書は複語の多い文であるが、本器と同年のものであり、叔夷鐘・鎛はそれより三年前前五八一の制作で、また甚だ複語が多い。當時の文辭の實際をみるべき資料であるとともに、金文によつて經傳の文辭の信憑性を確かめうる例である。その意味で、本器銘に刪落が多く、識讀しがたいのが惜しまれる。

二一六、𪒠鎛

器名　「齊子仲姜鎛」攈古　「齊侯鎛」愙齋　「齊䍃子𪒠鎛鐘」綴遺

時代　「當在春秋中葉」上海

出土　「同治庚午九年、一八七〇四月、山西榮河縣后土祠旁河岸圯出土」愙齋

收藏　「尋氏得之、後歸潘伯寅」綴遺　「此器現已移交中國歷史博物館陳列」上海

著錄

器影　攈古・下二　大系・二三七　通考・九六九　二玄・四三七　上海・八五

銘文　攈古・下二　愙齋・二・二

周存・一・一　大系・二五一

綴遺・二・二七　三代・一・六六

〜六八　小校・一・九六　山東・

齊・八　書道・九七　河出・二七

〇　二玄・四三六　上海・八五

考釋　叢攷・二七三　大系・二〇九

文錄・二・四　文選・上一・七

𪒠鎛

積微居・一〇〇

器制　上海にいう。「高六七、舞縱三〇・五、舞横三七・五、于縱三四・六、于横四四糎、重六五・二瓩、鎛之篆舞鼓等各部均飾以帶狀紋飾、縝密均匀、規矩刻劃頗遒勁、鎛紐作龍獸搏鬪狀、器爲陳氏簒齊以前所鑄、與春秋前期相比較、在紋飾上已有顯著區別」。細密な蟠虺文を一面に飾り、壽縣諸器のそれと近い。また器制としては、宋公戌鐘に相似たものがある。

銘文　一九行一七五字。文は右欒より起つて鼓右七行、ついで鉦間に及び四行、また鼓左よりして左欒に至る七行にしるされている。

隹王五月初吉丁亥、齊辟䍃叔之孫、遵中之子𪒠、乍子中姜寶鎛、用𤔲侯氏永命萬年、𪒠僳其身、用享用考于皇祖聖叔・皇妣聖姜、于皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、皇考遵中皇母、用𤔲壽老毋死、僳盧兄弟、用求考命彌生、肅〻義政、僳盧子佳

銘の前半。祖考の祭器を作り、永命と繁榮を祈ることをいう。普通ならば後段にあるべき文章である。辟を大系に地名としていう。

齊辟者、辟乃地名、䍃叔所食邑也、史記王子侯者表有辟國、漢表作壁誤析爲辟土二字、此據王念孫校改、屬東海、水經沭水注云、葛陂水西南流、逕辟城南、世謂之辟陽城、漢武帝元朔二年、封城陽共王

子劉壯爲侯國、地在今山東莒縣東南

銘文にその世系を稱する場合、その地名をあげていう例はなく、積微居に「按文當以辟⿱𦥯革叔連讀、不以齊辟連讀、知者、麥尊云、王令辟井侯出矿、侯于井、此云辟⿱𦥯革叔、猶彼云辟井侯也、鮑叔有封邑、爲其封邑之君、故可稱辟也」といい、辟を辟君の意とする。麥尊の文は、麥よりしてその君井侯を辟井侯と稱するものであるが、この器ではその子孫よりしてその祖⿱𦥯革叔を辟と稱するのであろう。鮑叔は桓公の霸業を助けた元勳であるから、辟の稱號が許されていたものと思われる。

⿱𦥯革叔は鮑叔。積微居に陶・鮑の聲通を論じ、また「鮑氏古有專官、鮑叔蓋以官爲氏、其字本作⿱𦥯革、卽說文之鞄、經傳假用鮑魚之鮑爲⿱𦥯革叔之⿱𦥯革、猶周禮假鮑魚之鮑、爲柔革工之鞄或⿱𦥯革也」という。その說は山東通志金石記に引く楊篤の說にみえ、郭氏の新版にこれを追記している。大系に辟を莒の地名とするのは、鮑叔が公子小白を奉じて莒に赴いたとする所傳と合うようであるが、その地が鮑氏の所封であつたかどうかは明らかでない。下文にみえる祖考の廟號からも、鮑氏が殊號を許された豪族の家であつたことが知られる。史記管晏列傳に「有封邑者十餘世」とみえている。

「⿱𦥯革叔之孫」を大系に字のままに解し、下文の皇祖聖叔をその人とする。國語齊語注に「鮑敬叔之子叔牙也」とあり、左傳にみえる鮑氏の系譜は鮑敬叔—鮑叔牙—□—□ののち、鮑牽（莊子）・鮑國（文子）の兄弟がつづく。本器の聖叔を積微居に聖敬通用にして鮑敬叔であるという。それならば叔牙は器銘にいう又成惠叔、系譜に缺ける二者が、躋仲・⿰素令となり、⿰素令は莊子・文子の父ということとなる。文中に皇母の名をしるしていないが、それは子中姜であろう。器は皇母の祭器として作られたものである。

⿰素令はすでにその釋を以て行なわれているので、その字を用いておく。楊說に素は說文の堇の古文の形であるとするが、堇の卜文・金文によつていえば說文の古文は疑うべきである。その字は文中に三見するが、第二行末字のほか他の二文は刪られているらしく、器が山西の出土であることと合わせて、この器の傳承上に何らかの問題があることを示している。

祝嘏の辭中、「僄虞兄弟」というのは、他に例のない語である。もしこの兄弟が鮑氏の莊子・文子を意味するとすれば、さきにあげた鮑氏の系譜が問題となる。國語魯語上の韋昭注によると、鮑文子は「鮑叔牙之玄孫、去齊適魯、爲施孝叔臣也」とあつて、莊・文二子は鮑叔の玄孫である。文中の䍿叔又成の又成を楊説に「有功也」の意とするが、これは又成惠叔と同じ號である。楊説では聖叔を敬叔に、又成惠叔を鮑叔、ついで𨘋仲・輪とするが、その世代では兄弟の語が當るところがない。もし兄弟を莊・文二子とすると、世代關係は

鮑敬叔――鮑叔牙―聖叔―又成惠叔――𨘋仲――輪（牽、莊子）

となり、輪は叔牙の玄孫にして鮑莊子、兄弟とは莊・文二子となる。又成は一種の廟號なのであろう。鮑氏は桓公前六八五～六四三のときすでに大族で桓公の擁立者であつたが、齊靈八年前五七四には莊子が殺され、魯に去つて施氏の臣となつていた文子が迎えられている。文子が魯に赴いていた事情はよく知られないが、「僄虞兄弟」という語に意味があるように思われる。子姓は子姓。文獻に習見する。

䍿叔又成、勞于齊邦、侯氏易之邑二百又九十又九邑、與□之民人都鄙、侯氏從造之曰、世萬至於辝孫子、勿或俞改、鮑子□曰、余彌心畏忌、余四事是台、余爲大工厄・大吏・大徒・大宰、是辝可事、子孫永僄用享

銘の後半。先世の功によつて下賜された領邑と人民の保有を確認する旨の命をしるし、四事の職に從つて辟事することを誓う。又成は䍿叔の廟號。積微居に成事の意とするも、又成惠叔と同じ。また郭・楊何れも䍿叔を惠叔とするが、鮑氏の家は鮑叔より興つたもので、齊邦に勳あり、領邑人民を賜うたのもその人であろう。ゆえに齊侯が卽位に當つて、「世萬至於辝孫子、勿或俞改」という本領安堵の命を告げ、大工厄以下の職を與えることをいう。俞を大系に瑜の側視形とするが、俞は余の字に舟、すなわち盤形をそえ、余（針）を以て惡血を取り治癒する義で癒の初文。轉じて渝の義に用いる。大工厄は工正で制作のことを掌るものであろうが、䍿氏はもと皮革を業とする職能者の棟梁であつたのであろう。

訓　讀

隹王の五月初吉丁亥、齊の辟たる鮑叔の孫、𨘋仲の子輪、子仲姜の寶鎛を作り、用て侯氏の永命萬年を祈る。輪、其の身を保ち、皇祖聖叔・皇妣聖姜と、皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、皇考𨘋仲皇母に用て享し用て孝し、用て壽老にして死すること毋く、虞（わ）が兄弟を保ち、用て考命彌生を求む。肅〻たる義政、虞（わ）が子姓を保たんことを。

鮑叔又成、齊邦に勞あり、侯氏、之に邑二百又九十又九邑と、□の民人都鄙とを賜ふ。侯氏從つて之に告げて曰く、世萬、辝が孫子に至るまで、渝改すること或ること勿からむと。鮑子□曰く、余、彌心畏忌し、余が四事を是れ以ひん。余、大工厄・大吏・大徒・大宰と爲り、是を以て事ふ可しと。子孫永く保ちて用て享せよ。

參　考

齊の世卿に高・國・崔・慶・隰の諸氏があり、鮑氏はその間に交つて十餘世を保つ大族であつた。本器によると、聖姜・惠姜・子仲姜と歷世齊と通婚しており、特別の家柄とされていたのであろう。ただ左傳や國語には鮑叔と莊文二子のことがみえ、その間百年のことは蹤迹をえがたい。家柄の關係で、國政の表面に立つことがなかつたのであろうと思われる。莊文二子について、左傳成十七年前五七四に次のような記事がある。

齊慶克通于聲孟子、與婦人蒙衣、乘輦而入于閎、鮑牽莊子見之、以告國武子佐、武子召慶克而謂之、慶克久不出、而告夫人曰、國子謫我、夫人怒、國子相靈公以會、高・鮑處守、及還將至、閉門而索客、孟子訴之、曰、高・鮑將不納君、而立公子角、國子知之、秋七月壬寅、刖鮑牽、而逐高無咎、無咎奔莒、高弱以盧叛、齊人來、召鮑國文子而立之、初鮑國去鮑氏、而來爲施孝叔臣、鮑國相施氏忠、故齊人取以爲鮑氏後

すなわち齊靈の八年、高・鮑二氏は慶克の譖を受けて追われ、魯に去つていた鮑文子が迎えられている。器銘に「傈盧兄弟」というのはそれより以前のことであろうが、特にこの語を著けていることに意味があるとすれば、そういう危惧が豫見されるような事實があつたのであろう。不幸にしてそれが事實となつたものと思われる。

このような本領安堵、官職の認證は、新公卽位の初年に行なわれるのが通例であり、文中の兄弟が鮑氏の莊・文をさすとすれば、器は靈公四年前五七八の器となる。その五月五日に丁亥がえられる。他には頃・靈の初年に五月初吉丁亥の日を求めえないようである。

このことは、器の銘文のうち、鈴の字を剜去しようとしたらしい形迹のあることと關聯していよう。もし器が靈四年の制作であるとすれば、莊子は後四年、慶氏の譖を受けて殺され、國外にあつた文子が招還されて鮑氏をついでいる。器銘は子仲姜を祀る器として作られ、齊侯の永命眉壽を祈ることをいうものであるから毀滅を免れたが、作器者の名はその刑死後に删去を受けた。もし右のような事情を想定しうるならば、作器者の名である鈴は、文獻にみえる牽であろう。左偏は素、金文に縮の左偏をその形に作る。素索はおそらく聲義に關係のある字で、牽は索の誤傳と思われる。また器が山西榮河の后土祠旁から出土したのは、その後の事情によるものであろう。鮑氏はのち、哀六年前四八九陳氏と謀つて國・高二氏を逐い、また八年前四八七、悼公の廢立を謀つて潞に移され、その地で殺されている。潞はかつて衞侯が拘囚された地で、齊の邊邑である。鮑氏が齊に滅んだあと、その族はおそらく遺器を奉じて山西に去つたのであろう。この器が山西から出土しているのは、そのような鮑叔子孫の運命を、語るものがあるように思われる。文に韻讀あり、年・身眞部、死・弟脂部、生・政・姓耕部、鄙・子・改・忌・台・吏・宰・事之部の四韻を用いている。

周存に「張文襄・吳中丞輩、均有釋文、原拓至希、曾見友人藏一本、有印十餘、一曰、天下第一寶器、蓋傳世古鐘文字、無多於此者、宜當時推許、過於盂克二大鼎云」とあり、拓本も貴重とされた。二玄に収めたものは、吳中丞の手拓である。なお鑋氏の器に鑋氏鐘がある。

鑋氏鐘

著錄　貞松・一・一五　大系・二五二　三代・一・四二、四三　山東・齊・一〇

文五四、左行。陽面鉦部より右鼓、陰面をめぐつて陽面左鼓に終る。文にいう。

隹正月初吉丁亥、齊𩍜氏孫□、睪其吉金、自乍龢鐘、卑鳴攴好、用享㠯孝、于句皇且文考、用匽用喜、用樂嘉賓、及我倗友、子〻孫〻、永保鼓之

器影を存しないが、篆・鼓の文様は𬶍鎛のそれよりもむしろ古い。大系にいう。

𩍜氏卽𬶍鎛𩍜叔之後也、攴字舊釋爲及、案此字分明攴字、攴讀普木切、段玉裁以爲卽扑字、此處當讀爲頗或溥、言甚好也、倗友字原泐、余初補爲庶士字、今諦審拓本、尙有殘痕可辨、改訂爲朋友、銘末鼓字、拓本中尙有支旁殘畫、可辨、韻讀好・孝・考、幽部、喜・友・之、之部

正月初吉丁亥は、𬶍鎛と同様、齊靈の四年前五七八の正月三日に丁亥があるが、この器の文様は篆部に變様の虺文、鼓部の象鼻形を含む花文など、楚王領鐘に近く、文様の上では𬶍鎛よりもいくらか舊い形式である。文は

隹正月初吉丁亥、齊の鮑氏の孫□、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。鳴ること攴だ好からしめ、辞が皇祖文考に用て享し以て孝せむ。用て匽し用て饎し、用て嘉賓及び我が倗友を樂しましめむ。子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ。

𬶍鎛と同年の器としては、器制・銘辭の上に差異がありすぎるので、あるいは一世代遡らせうるのではないかと思われる。頃公元年前五九八には、置閭の關係によって初吉丁亥を求めうる。𬶍鎛のように、特にその世系を誇るところはない。

二一七、洹子孟姜壺

器　名　「齊侯壺」攈古　「齊侯罍」兩罍　「齊侯中罍」筠清

時　代　「齊莊公三年前五五一以後」研究　「齊景公三年前五四五以後」大系新版

收　藏　一、「舊藏蘇州曹氏懷米山房」兩罍　「蘇州貝氏藏」筠清　「舊藏兩罍軒」窓齋　「盧江劉健之觀察藏」周存　「一九五九年、移交中國歷史博物館陳列」上海　二、「儀徵阮氏舊藏、後歸歸安吳氏平齋」周存

著　錄

器影　一、懷米・下・一三　兩罍・五・二　周存・五・三六　大系・一八六　二玄・四三九　上海・七五　二、兩罍・四・二　周存・五・三七　大系・一八七

銘文　一、筠清・二・三七　窓齋・一四・四　攈古・三之三・二六　從古・一〇・二五　奇觚・一八・一六　周存・五・三六　研究・下・六一　大系・二五五　綴遺・一三・二七　三代・一二・三四　小校・四・一〇一　二玄・四三八　上海・七五　二、筠清・二・二四　攈古・三之三・二三　從古・一〇・一七　窓齋・一四・二　周存・五・三七　研究・下・六二　大系・二五六　綴遺・一三・二二　三代・一二・三三　小校・四・一〇〇　河出・二八三

考　釋　餘論・三・四一　賸稿・五一　文選・上二・二二　研究・下・五九　大系・二一二　積微居・五二

洹子孟姜壺

器　制　器二。第一器は上海に器影を錄し、「高二二・一、口徑一三・四、腹徑二一・六、底徑一八・六、腹深二七・七糎、重五・八瓩」とその尺寸をしるしている。第二器も器制・尺寸殆んど同じく、雙器である。器腹の膨らみの大きな壺で、器には三層に分つて各ゝ波状文を飾る。器足は虺龍文のようである。左右銜鐶、獸頭の兩角に特徵があり、器制は全體において曾伯陭壺通考・七二に近い。兩壺とも蓋を失なつているが、おそらく曾伯壺のような蓋があつたのであろう。その蓋には蓮瓣形の飾がある。

銘　文　第一器一九行一四三字、第二器一九行一六五字。第二器には誤脫や重複があり、そのため字數は異なるが、もと同文である。いま第一器の文による。

齊侯女䨓、聿喪其段、齊侯命大子、乘遽來敂宗白、聽命于天子、曰、期則爾期、余不其事、女受册歸、

連口御、爾其遵受御、齊侯拜嘉命

「齊侯女䨓」は第二器に女字なく「齊侯䨓」とあるため、舊釋に䨓を器名と解して齊侯罍とし、あるいは齊侯の名とし、また第一器銘をも綴遺に「齊侯、汝䨓」とよむなど諸説あるも、「齊侯之女」にして䨓はその人の名である。聿は肆。その字は多く肆に作られるが、鐘肆の字を部鐘に聿を作り、聿は肆の省文とみてよい。餘論にこの句を「爲喪其就」と釋していう。

喪、吳大澂釋爲喪字、得之、舊並釋爲器、非也、末字疑就字、舊釋爲獻、亦誤、審校前後文義、疑䨓爲齊侯女名、葢爲陳桓子妻、卽後文之孟姜也、此器爲孟姜喪終時所作、對君言之、故不諱其名也、云爲喪其就者、猶言其喪已終、爾雅釋詁云、就終也

これに對して郭氏の「齊侯壺釋文」研究下冊に、爲を希にして「齊侯女之名乃䨓希」と解したが、のち希を聿にして「詞也」と改めている。また孫釋の就は𣪘。その字を就の義に用いる例もあるが、本銘では舅に假借するとして、「𣪘就舅、同在幽部、𣪘可假爲就、故亦可假爲舅、舅於古亦無定字、士昏禮記、贊見婦于舅姑、注云、古文舅皆作咎、又晉語舅犯、其在荀子等書均作咎犯、是則舅咎可通假、則舅𣪘亦可通假矣」といい、首句を「齊侯女䨓希、喪其𣪘」とよみ、のち「聿喪其𣪘」と改めている。舅は釋親に「婦稱夫之父曰舅」とあり、夫の父をいう。𣪘は陳昉𣪘に「用追孝於我皇𣪘」とあり、考と通音にしてその義に用いる。舅はおそらくその轉音、ゆえにまた舅の義にも用いるのであろう。上海に𣪘と字形異なるとするも、器銘の字體には結構の嚴密でないものが多く、齊侯の服喪をいう銘辭の内容からみて、舅の義と考えてよい。

孟姜の舅たるものを、大系に「桓子之父田文子也」とし、「文子于莊公三年魯襄二十二年秋、曾諫齊侯厚禮欒盈之非、莊公在位僅六年、則文子之死、當在進諫後之一二年間、本器之年代、卽可準此而判定矣」という。のちまた新版において説を改め、齊侯を景公にしてその初年の器とするが、舅を田文子とする點においては異なるところはない。舊釋には、齊侯の女の喪と解する説が多いが、下文に「洹子孟姜、用气嘉命」とあり、孟姜の喪をいうものでないことは明らかである。

「齊侯命大子」の齊侯は、洹子孟姜がその舅を喪なつたという上文によつて、おのずから推定される。郭氏ははじめ莊公と解したが、次の景公の初年になお田文子は存命であるから、新版では景公とする説を出しており、田文子の名が左傳にみえる景公三年前五四五より以後であるという。景公の在位は五十八年に及んでおり、その大子が齊侯の使者として公的な行動をなしうる時期は、卽位後ある程度の年數を經てからのこととみられる。大子は第二器に夫子に作るが、夫大を通用する例が

ある。孟姜の嫁した陳桓子無宇が政治面に名をあらわすのは、左傳襄六年前五六七、萊の宗器を襄公に獻じたときにはじまり、廿四年前五四九楚に使したころには、齊の重要な人物となつていたであろう。そして昭十年前五三二に功成つて退隱を求め、左傳に「陳氏始大」としるしている。これらの關係を綜合して、ほぼその時期を推すことができる。

乘遽の二字は、第二器によつてその字形を確かめうる。餘論に「周禮行夫、掌邦國傳遽之小事、鄭注云、傳遽若今時乘傳騎驛而使者也、周制、凡有事急、行則乘傳遽、此齊侯命田氏子、乘傳遽至周、請命于天子也」という。大子とは齊の大子であろう。來敂は字様になお疑問があり、郭氏は「載句宗伯」と釋して、載は語詞、句については文選に「史記劉敬叔孫通傳、臚句傳、索隱引蘇林、下傳語告上爲句、言告喪于禮官也」といい、郭氏もこれに從う。積微居に餘論によつて「來敂宗伯」と釋するも說なし。字は來と釋するのがよい。天子の聞に達してその命を承けることをいう文であるから、來という。また敂字の解は、文選の說で通ずる。巩告の意であろう。餘論に「來敂宗伯、謂來問禮官也」というが、單なる問禮でなく、持服について命を天子に請うものであり、宗伯にその奏請を求めるのである。ゆえに「聽命于天子」という。その問辭は錄されていない。下命の語によつて考えると、それは持服の期間に關する問題のようである。

曰以下は天子の荅辭をいう。「期則爾期、余不其事」とは、期服を行なうことを許す意である。餘論に、それは短喪を求めたものであるとして、

時桓子蓋先卒、後文稱謚、可證、於禮、父亡則爲母服齊衰三年、父存則爲母服期、田氏子、本宜服三年、以欲短喪、故叚王命、以成之、齊侯乃使敂宗伯禮官、爲請命于天子、而天子即許其持服、故云、曰期則爾期、言從王命斷喪也

と論じている。洹子孟姜がその舅を喪つたので、その子は當然齊衰三年の喪に服すべきであるが、これを期、すなわち一年の持服とすることについて、齊侯が田氏に代つて天子の命を請い、その聽許をえたとするのである。しかし當時田氏は齊侯の臣であり、天子よりいえば陪臣であるから、その陪臣の妻たり母たるものが齊侯の女であるとしても、その持服について遠く天子の聞に達することはありえないし、またその喪服を禮制に反して短縮することを奏請することも、考えがたいことである。これは、齊侯自らがその女の舅たる田文子のために服喪することについて、特にそのことを報告し、許可を求めたものとすべきであろう。積微居にいう。

請命天子者、乃齊侯自爲陳文子服喪之事、此不須他證、第由下文天子荅語、可以知之、曰、期則爾期、期、何孫二君釋爲期服、其說碻不可易、第何氏子貞、說見東洲草堂金石跋卷壹謂、齊侯爲孟姜持服、孫氏以持服之人、屬之于田氏子、則皆非是、齊侯請命、而天子荅之曰、期則爾期、爾、爾齊侯也、蓋君之於其臣、本無服也、而齊莊公、以寵陳桓子之故、欲爲其父文子之喪持服、以古禮言之、諸侯絕期、莊公之請服也、不請大功以下、而請期服、凡此皆於經傳所云古禮不合、莊公蓋亦自知之、自知之、而不能自已、則恐驚世駭俗、爲群臣及天下所非、故特請命于天子、以爲己之根據、期則爾期、猶云爾欲期服、則期服耳、此簡單四字之文句、已透露當時之消息而有餘、蓋天子亦不以爲是也、必知當如此者、下文云、齊侯既遭洹子孟姜喪、其人民都邑堇宴舞、用從縱爾大樂、洹

子孟姜喪、猶言洹子孟姜家之喪、⿺辶齊與濟同、止也、若持服之事、不屬於齊侯、文安得云齊侯既止洹子孟姜之喪乎、且惟齊侯有服、故止服之前、人民都邑、不敢宴舞縱樂、若持服之事、屬於田氏子、文不可通矣、或疑齊侯爲臣持服、與古禮不合、抑思春秋之世、君臣之所爲、與古禮不合之事多矣、不必以此爲疑也

楊說によると、洹子孟姜の家の喪のために、齊侯がその私服を天子に求めたとするのであるが、作器者は文末にしるすように洹子孟姜であり、齊侯が天子に命を請うたのは、その私服のことではない。田氏の葬を公葬とし、齊侯自らもその喪に從うために、例外的處置として期の喪を行なうことを、天子に請わしめたのである。公事として喪葬のことを行なうのであるから、請命ののち、服喪のことは他の列國にも通告されたことであろう。

この請命に對して、「期則爾期、余不其事」という回答が與えられた。期すなわち一年の公的な服喪という申請に對する、承認の回答である。禮制の規定にないことであるから、「期則爾期」という表現となつているので、それは必らずしも譏詆の意を含むものではない。また「余不其事」とは、王室においても齊を服喪中の取扱いをするという意である。一言にしていえば、田文子の死は國葬の禮で葬られた。その服喪の期間を一年とすることについて、齊侯から天子の聽許をえたのである。服喪中は對外の儀禮も、その扱いをしなければならない。

天子の辭はなおつづく。女とは、傳乘して使している齊の大子をさす。受册とは、この事に關して、册命を以て許可を與えるのであろう。⿺辶齊は遄。餘論に字を傳と釋し、「似謂嗣父之職事、歸傳受御者、命其急歸、嗣而受事」の意で御は御事と同じとするが、餘論は田氏の子に家の嗣襲を命ずるものとみており、全文の理解が異なる。この部分は、齊侯から申請された田文子公葬の許可を、速かに傳達し、また天子より賻賵として賜うたものを薦供せよという。御とは賻賵の意であろう。公葬を許可するとなれば、賻贈が必要である。

「爾其⿺辶齊受御」の爾は、上文の女と用字が異なる。上文の女は齊の大子である。また「期則爾期」の爾は齊侯を指す。齊侯とその使者とに用いる二人稱を、區別しているのである。從つてこの句は、齊侯に對するものである。餘論に⿺辶齊を劑にして斷葬の意とするが、躋の意。その御を受領に出向せよというものであろう。おそらく御を賜うときの慣用の語で、もとより薦御のものは、大子がこれを奉じて歸還したものと思われる。ゆえに「齊侯拜嘉命」の語を以てこれを承ける。公葬の許可と賻贈を與えられたことに拜謝し、これを嘉命という。

于上天子、用璧玉備一嗣、于大無嗣誓于大嗣命、用璧兩壺八鼎、于南宮子、用璧二備玉二嗣鼓鐘一肆

田文子の喪葬に當つて、齊侯の祀るところをいう。公葬であるから、殯葬に際して諸神を祀り、その薦供するところをいう。上天子・大無嗣誓・大嗣命・南宮子はみな諸神の名。大系にいう。

上天子者、上帝之異稱、此因天子已失去天之子之本義、單用之如帝如皇也、大無嗣誓、無當是巫、與楚詛文之大神巫咸、殆是一事、齊侯拜嘉命以下數語、乃平列、其公式爲于某神用某物、因知于大無司誓于大司命、乃是于大巫司誓與大司命也

楚辭の九歌に東皇太一・大司命・小司命などの祭祀歌がある。諸神は天宮にあり、南宮子はあるい

はその屬であろう。また大無嗣誓は、神巫として祀られているものであろう。上天子は最も尊貴なるもので、玉のみを奉ずる。備は盛玉の器。南宮子には璧二備・玉二嗣という。上天子に璧玉備一嗣というのは、璧一備・玉一嗣の意であろう。王國維の說珏朋集林・卷三に「古者玉亦以備計、卽珏之假借、璧二備卽二珏也」とみえるが、楊說にこれを非とし、「古人玉以珏計、璧則絕無以珏計者、蓋珏象玉之相連、璧爲大玉、不得以系相連束也、愚謂此備字、乃琫之假字、說文珏部云、琫、車笭間皮篋也、古者使奉玉、所以藏之、从車珏、讀與服同、琫讀同服、而服備古音同、字多通用、故銘文假備爲琫也、玉一嗣者、嗣假爲笥、璧二備・玉一嗣、備嗣皆以盛器言之、上下文正相類」といい、左傳哀二十年「與之一簞珠、使問趙孟」の例を引いている。

大無嗣誓と大嗣命には璧と兩壺八鼎を用いる。この二神は、九歌の大司命・小司命のように一組をなす神であろう。壺・鼎を供えるのは、酒食を供薦するものであろう。人命の死生・長短を司る神のようである。また南宮子には璧・玉のほか、樂器として鼓鐘一肆を用いる。おそらく死者の赴くところの神なのであろう。祖靈を祀るに鼓鐘を以てするのである。玉・璧・鼓鐘を用いるのは、招魂の意である。

齊侯既遭洹子孟姜喪、其人民都邑、堇宴舞、用從爾大樂、用鑄爾羞銅、用御天子之事

餘論にいう。「按遭亦當訓爲斷、此陳氏私喪、齊侯既以王命許其短喪、此又云、洹子孟姜喪、知女罍卽孟姜矣、堇謹通、其人民都邑、謂田氏私邑、上文、田氏子自制樂舞、此其私邑亦於喪終作樂、故謹宴舞、明上下皆擧盛樂、故又云、用從爾大樂、從亦縱之叚字」。すなわち短喪のこと終り、大いに舞樂を興す意とするものであるが、上文に齊侯が田氏の喪に當つて天上の諸神の祭祀を行なうことをいい、この條では、田氏より齊侯に對して、その殊禮を謝する意を述べたものと解される。遭は濟終の意であろうが、齊侯が田氏の喪に涖んで、その禮を行なうをいう。其は田氏。宴は要に從う形であるが、愙齋に宴と釋する。宴の異文とみてよい。堇は謹。「其人民都邑、堇宴舞、用從爾大樂」の爾は、齊侯をいう。すなわち齊侯の親祭を受けて、田氏の人民都邑があげてこれに參加する意である。また末二句「用鑄爾羞銅、用御天子之事」の爾も、齊侯を指す。文中の爾はすべて齊侯を指し、齊侯は天子の語中においても、田氏の立場から述べられている文においても、すべて二人稱の爾で示されているのである。

羞銅について、大系に同瑁の同と解している。

羞銅者、卽書顧命、上宗奉同瑁之同、白虎通爵篇引作銅、鄭玄解同爲酒杯、書傳襲之、以同爲爵名、吳志虞翻傳注引翻別傳、大反鄭說、謂同乃冃字之譌、又云、馬融訓注亦以爲、同者大同天下、今經益金、就作銅字、詁訓言天子副璽、今此器爲壺、而銘之以銅、用知古者壺有銅名、省之則爲同、酒器之鍾、盛算之中、均是一音之轉變、顧命之同、實當是壺、蓋卽盛算之中、有簡册盛于其內、鄭玄訓爲酒杯、雖失尙不甚遠、若馬融虞翻及副璽之或說、均是臆必之見

郭氏は羞銅と本器の壺とを一物と見なしてこの論を立てているのであるが、羞銅については「用鑄爾羞銅、用御天子之事」とあり、爾は齊侯、羞銅は齊侯への獻器である。ゆえに「用御天子之事」という。天子への禮に用いるものは、諸侯の器でなくてはならない。從つて、この文によつて同・

壺の同一を證しうるものではない。同は祼𨟻に用いるもので、壺とはおのずから異なる。積微居に文末の句を「用御天子之吏」と釋し、「御者、詩小雅六月云、飲御諸友、謂享宴也、孟子梁惠王篇云、以御于家邦、趙注云、御享也、毛傳訓進、其義隔矣、吏使古爲一字、御天子之吏、謂享宴天子之使者也、筠清卷五申月望鼎云、用夙夕御公各、御字與此義同也」という。しかし本器の銘末にはまた「御爾事」とあり、文例同じ。使と解しては文義を成さぬところである。この羞銅は、この齊侯親喪のことを紀念して、齊侯に獻ずるためのものとしなければならない。

洹子孟姜、用气嘉命、用旂眉壽、萬年無疆、御爾事

孟姜の恩謝の辭を述べるが、作器のことはしるされていない。すでにこの壺に銘する文であるから、そのことは言わずして明らかである。積微居にいう。「郭君謂、洹子孟姜爲生人之稱、陳無宇生時即稱洹子、其説是也、史記田敬仲世家云、於是田常復修釐子之政、以大斗出貸、以小斗收、齊人歌之曰、嫗乎采芑、歸乎田成子、此爲當時歌辭、且芑子爲韻語、此陳洹生時、即稱田成子之確證、成子爲洹子之孫、事齊簡公」。左傳には生時に謚を賜う例も多くみえ、洹子が生稱であることは疑ない。齊嘉命は上文の「齊侯拜嘉命」と同じ語であるが、ここでは靈命の意であろう。祝嘏の辭である。齊侯の親喪をえたのに對えて「御爾事」という語を以て結んでいるが、虢叔旅鐘に「御于厥辟」「□御于天子」というに同じ。洹子孟姜の名において、齊侯への服事を誓う語である。

訓　讀

齊侯の女䨓、肆に其の毀舅を喪ふ。齊侯、大子に命じて、乘遽して、來りて宗伯に攸げ、命を天子に聽かしむ。（天子）曰く、期ならば則ち爾期とせよ。余は其れ事とせざらむ。女、册を受けて歸らば、遄かに□御せよ。爾齊侯其れ遹りて御を受けよ（と告げよ）と。齊侯、嘉命を拜す。上天子に、璧玉備（珥）一嗣を用ふ。大無嗣誓と大嗣命とに、璧・兩壺・八鼎を用ふ。南宮子に、璧二備・玉二嗣・鼓鐘一肆を用ふ。

齊侯、既に洹子孟姜の喪を遭ふ。其の人民都邑、宴舞を謹しみ、用て爾の大樂に從へり。用て爾の羞銅を鑄る。用て天子の事に御ひよ。

洹子孟姜、用て嘉命を乞め、用て眉壽を祈る。萬年無疆にして、爾の事に御へむ。

參　考

器銘は壺口の內部に加えられており、打拓に困難なこともあるが、第二器のごときは誤脱重複が著しく、字迹も兩器を通じて奄落庸劣、殆んど僞刻かと疑われるほどである。しかし二器の銘を合わせて彼此校覈し、ほぼその文義をたどることができる。

器は早く出土し、銘文中喪制に關するものがあるため、特に注目を受け、筠清・攈古・從古・兩罍・奇觚・愙齋・綴遺など、みな長篇の考釋を試み、また孫詒讓・郭沫若・楊樹達の諸家にも專釋がある。郭氏の釋文に「爲之考釋者、類能旁徵博引、出史入經、累牘連篇、飛毫舞墨、然而求其說之足以令人心安者、殆未有見」研究下といい、餘論の考說を舊說中の代表的なものとして、さらにこれ

に剖析を加えて釋文を試みている。しかし郭釋も、器銘にいうところを、短喪について、齊侯が田氏に代つて奏問するものと解したため、なお文旨に達しないところが多い。楊說はこれを、齊侯自身の服喪について、天子の聽許を求めたものと解しているが、その說はよく文旨に合う。楊氏はいう。「余去歲一月、讀此器銘、粗有所見、嘗撰跋一篇、釋期爲期服、與何孫二家說暗合、於時未得參稽二家說也、頃來得見諸家之說、因知孫郭二君各有發明、亦復互有得失、而余去歲所爲文、仍自覺其不可易、余既兼採諸家之說、復頗有異同、乃取舊稿、增益爲此文焉」。楊說は田氏短喪の舊釋を改めて齊侯の持服のことをいうと解し、文義はこれによつて甚だ疏通をうるに至つたが、文の第三段を舞樂を禁ずる意とし、御事の事を使と釋するなど、なお訂すべきものが數事あり、それらのことはすでに考釋中にふれておいた。

器の制作の時期は、陳文子無須の喪事に關するものであるから、おのずから推定される。左傳には、襄公二十八年、すなわち齊の景公三年前五四五、慶封の亂のときにおける、陳文子・桓子の行動が詳しくしるされており、桓子の母は重病であつたが、文子は景公を擁して無事に危急を脫するはたらきをしている。その死は、おそらくなおかなり後のことであろう。またこの器において、王室に赴告した景公の大子の年齡などを考慮に加えると、おそらく前五四〇年前後まで下るのではないかと思われる。桓子が退隱を求めたのは、前五三二年である。文子の喪が行なわれた當時、田氏專權の勢はすでに成つており、それで孟姜の出自の家である齊侯は、公葬の執行を王室に奏請したのであつた。孟姜はおそらく靈公の女、莊・景とは姉弟の關係であろう。

郭・楊二家は齊侯を莊公と解したが、郭氏はのち左傳の記事に氣づいて景侯說に改め、孟姜については、「景公乃莊公之弟、其女蓋在莊公時、已適田桓子也」という。景公は在位五十八年、即位前にその女を嫁したとすれば、即位のとき少くとも三十五歲前後とみなければならず、年齡計算上著しく無理を生ずる。おそらく莊・景の父である靈公の女で、景と同輩の人であろう。洹子が退隱を求めたのは、景公十六年のことである。そのことからいえば、孟姜はさらに一代遡つて、頃公の女とする可能性もある。それならば景侯の伯母である。頃侯の庶政改革のとき、舊族の勢力を抑制するために、陳氏と結ぶような政策がとられることもあつたであろう。何れにしても、景公はその姉あるいは伯母たる孟姜のために、この公葬を執行したのであるが、これによつて田氏との結合は不動のものとなつた。積微居に、世家の「田桓子無宇、事齊莊公、甚有寵」の文を引き、「他日田氏之篡齊、實齊莊公啓之、銘文之說明史實、蓋歷歷如繪矣」と稱するが、莊公はなお幼弱で沒しており、田氏と通婚を謀つた頃・靈のとき以來、田氏僭上の勢はすでに用意されていたものといえよう。この兩壺は雙器であるが、出土以來曹・阮二家の分藏するところとなり、のちまた合せて吳雲の藏に歸した。周存金說に「退樓得此後、以兩罍名軒、今此器歸廬江劉健之觀察、由分而合、又由合而分矣」という。兩罍軒には卷四・五をこの兩器に充て、詳細な考釋を加えたが、その文は郭氏のいわゆる「累牘連篇、飛毫舞墨」に近く、殆んど歸趨をうるところがない。しかしこの兩器を收めた吳氏の得意の情は、これによつても察せられる。兩器の釋文の末にいう。

右齊侯罍二器、一爲揚州阮文達公藏、一爲蘇州曹秋舫載奎藏、現在均歸余齋、當年文達獲此罍、

自謂得之最後、翫之最久、繪圖刻石、一再攷釋、繼以謌詠、珍爲大寶、一時海內知名之士、如許印林・龔定庵・吳子苾・朱椒堂・張尗未・何子貞諸公、各有釋文、而陳頌南二篇、最爲賅博、余昔著二百蘭亭齋金石記、專以陳氏所釋爲準、僅附拙見於後、亦間采他家著錄、近日陳壽卿太史、寄來釋阮器文一篇、意義新確、擬彙諸家所釋、並合兩器篆文、校其同異、逐字攷證、別編專集、以公同志之好、茲則但就銘篆所有、而陳氏釋爲闕文者、補正之、不復參以鄙說、他家所釋、亦不復羼入云

すなわち圖釋に錄するところは陳頌南慶鏞の考釋で、銘文の要旨を「此器蓋齊侯朝于王、王爲立樂、因報聘于齊、陳氏爲作韶樂、祭於廟、以迎天子之賓、而行饗禮之事也」と解する。以下二萬言に近い考釋が加えられている。その後また綴遺・郭釋など、みな長篇の文であるが、これらの考釋は、そのまま金文學の展開の方向を示すものともいいうるものである。いま初期考釋の一例として、愙齋賸稿の文を錄しておく。

是器舊說爲齊侯罍、非也、以器之形制言之、則壺也、首行畾[illegible]、則齊侯名也、文之可讀者、曰喪其都、喪其人民都邑、紀齊侯失國之事也、曰齊侯拜嘉命、曰齊侯旣躋洹子孟姜、似陳氏簒位之詞也、曰期則爾期、余否其事、則不然之詞也、天子不以爲可、而曰爾其躋受御、迫于不得已之擧、非周王之本意也、用璧備玉兩壺八鼎鼓鐘、政以賄成也、曰勤宴無用、廢立之飾詞也、曰從爾大樂、僭用韶樂、假君命也、詞意之牽强、名不正、言不順也、文字之草率重複、似倉猝之制作也、合兩壺觀之、文多可識、左氏定四年傳、甚閒王室、此云、期則爾期、似兼忌與毒亡意、周禮宗伯、以九儀之命、正邦國之位、七命賜國、八命作牧、九命作伯、皆宗伯所掌、陳氏欲廢立其君、故必先告宗伯也、大舞卽大司樂所教之六舞、或當時大司樂之通稱也、嗣誓卽司盟、掌盟載之灋、大嗣命卽典命之職、陳氏有僭用韶樂之志、故賂大司樂也、邦國有疑、司盟掌其盟約、故賂嗣誓也、上公九命、侯伯七命、皆典命掌之、故又賂大嗣命也、南宮子不可攷、其爲陳氏納賄請命之人與

陳桓子が齊侯を廢立するため、納賄請命のことをしるしたとするものであるが、彝器銘文の性質觀にすでに問題がある。

その後、餘論に田氏の嗣子洹子のために短喪を求めるものであるとし、郭氏の研究下はその說によって文の再解釋を試みている。そしてその考釋を通じてえた結論として、一、在春秋中葉稍後、無所謂三年之喪之痕跡、二、東遷以後、周室雖微、在名義上、確猶保存其宗主之虛位、大國立卿、猶須請命於天子、三、春秋中葉稍後、尚無所謂謚號の三條をあげている。器銘は短喪を請うものでなく、齊侯が期の喪に服し、公葬を以て禮を行うことを請うたものであるから、三年の喪には直接の關係がなく、また立卿のことをいうものでもない。謚號は死後に與えられることもあり、すべてが生號ではない。これらの見解は大系においてもなお維持されているが、銘文の理解としては、齊侯が孟姜のために持服のことを王室に請うものとする積微居の說が最も正鵠をえている。ただ齊侯を莊公とするのは當らず、關係者の年齡等より推算して、景侯の十年前後、孟姜は頃・靈の女であろうと考えられる。田氏僭上の勢は、このような齊室との結合を通じて、次第に强められてゆくのである。

二一八、陳肪𣪘

器名　「陳肪𣪘蓋」攈古

時代　「田常器」大系　「齊桓公午器」文錄

收藏　「山東諸城劉氏藏」攈古

著錄

器影　善齋・禮七・八一　大系・一二六　通考・三四六　善齋圖・八七　故宮・下・一八八　二玄・四四一

銘文　攈古・三之一・二一　周存・三・四五　大系・二五七　三代・八・四六・二　小校・八・四二　山東・齊・一六　二玄・四四〇

考釋　餘論・三・三　韡華・丙・七　文錄・三・三六　文選・上三・一八　大系・二二四　積微居・一八八

器制　器は蓋のみを存し、身高三寸半、口徑一尺二分、公字形を含む波狀文をめぐらし、圈

陳肪𣪘蓋

內にも虺龍らしい文様を圓形に加えている。𣪘蓋とされているが圈が廣く淺い作りで例をみず、侈口無足の⿰金會とよばれる器のようである。⿰金會は公食大夫禮注に「會、簋蓋也」、士虞禮注に「會、合也、謂敦蓋也」とみえ、蓋であるが一種の器種であつたのであろう。通考四〇五に自銘の器一を錄している。

銘文　七行四三字。文左行。

隹王五月元日丁亥、肪曰、余塦中⿸广肪孫、⿱宀龜叔和子、龏貪鬼神、襄覨畏忌、敹𢍰吉金、乍𢆶寶𣪘、用追孝於我皇𣪘⿰金會

塦中は陳敬仲。田齊の陳は字を塦に作り、陳蔡の陳は敶に作る。字様によつて兩者を區別している。陳仲の後は齊にあり、のち姜氏の國を奪うて田齊となつた。⿸广肪はおそらく彥。大系に「⿸广肪殆產

之異、从初彦省聲、產者生之初也、故从初、字在此與和對文、盍卽讀爲彥、美士曰彥」という。彥・產は何れも文に従う字で、額に文身を加える形。彥は成人の加入式、產は出生のときの儀禮で、額にアヤツコを加える字である。鄗は初に従い、やはり加入式の文身をいう字であるらしく、ここでは彥の意であろう。積微居に陳仲鄗を人名とし、鄗は彥にして完と聲近く、鼄叔和も人名であるという。そして鼄叔和を太公和とする文錄の説を引いている。

鼄は鼇の異文とみてよく、大系に「鼄叔當卽陳鼇子乞、乞子爲田成子常、此昉或卽常也」という。文錄に和子の和を「和、齊太公也、云鼇叔者、葢當時謚號」とするが、鄗・和はやはり對文とみてよい。沈子・順子・順孫というに同じ。太公和が諸侯の地位をえたのは前三八六年である。また鼇叔は悼公四年前四八五に卒しているから、その子田成子の器とすればそれより約百年前である。昉は田氏の世譜にみえないが、同じく鼇叔陳乞の子に子枋氏を稱するものがあり、鼇子乞を陳乞という例によれば、子枋を枋と稱してよく、昉は子枋であろう。器は鼇叔の祭器であるから、それより遠からぬ時期にこの器が作られたことになる。董作賓氏の中國年曆簡譜によると、齊の平公十六年前四六五の元旦朔は己丑、その五月朔に丁亥を求めうるが、一應そのころの器と考えられる。

龔貪の語は秦公毁に「嚴龏貪天命」とみえ、書の無逸にも「嚴恭寅畏」の語がある。貪を舊釋に盟とし、文選に「龔盟猶言敬祀」というが、貪に従う字形である。褰は舊釋に虔とするも、褰の初形であろう。

文末の「用追孝於我皇毁鐳」について、大系に「介詞于字作於、上鹼鎛與此器二例而已、我字左旁略有泐損、舊多釋爲叔、與上文鼄叔字、旣迥然不同、叔皇連文、義亦難通、毁叚爲考、古音毁考、同在幽部、大雅江漢、作召公考、卽召伯虎毁之作刺祖召公嘗毁、彼乃叚考爲毁、與此正爲互證」という。師嫠毁の文首にもその例がある。また末字を壺に従う字とし、「銘末綴此字者、乃作器或銘者之署名、此例彝器銘多見、如秦公毁及秦公鐘銘末綴一宜字、卽其晩近之例」という。のち新版に、「頗疑鐳字卽用爲乎、語尾助詞也」としているが、例のないことである。舊釋には毁壺とよんで、文錄に「二字記所作之器」とし、通考に毁鐳にして毁蓋の意とするが、毁は師嫠毁や洹子孟姜壺の例もあるので考・舅の假借とするのがよい。ただ文末の結束が十分でなく、上に寶毁の語があり、以下はその補足附加語のような語法であろう。積微居に亥・子・忌、また毁を幽部合韻とするが、韻字としては鐳をとるべきであろう。

訓　讀

隹王の五月元日丁亥、昉曰く、余は陳仲の鄗孫にして鼄叔の和子なり。鬼神に龔貪し、褰覾畏忌し、敕（つつし）みて吉金を擇び、茲の寶毁、用て我が皇毁考に追孝するの鐳を作る。

參　考

田齊の器にはなお陳逆・陳曼、また陳侯四器の名で著聞する陳侯午・陳侯因脊の器などがあり、その關係の器を加えると十數器にのぼる。いま田齊陳氏の消息を知るべき器を列しておく。

陳逆簠

著録　積古・七・九　攈古・三之一・七三　奇觚・一七・二六　周存・三・一二一　大系・二五七　三代・一〇・二五・二　小校・九・二三　山東・齊・一七

考釋　全上古・一三・七　拾遺・中・二九　大系・二一五　積微居・二三〇

器は周存に「積古齋・汪氏、一器燬於火、此別一器」というも、周存に錄するものは仿刻であろう。またその拓に付記して、「戊午夏、適廬見此於滬市、拓此一紙、并記」といい、「與積古齋所錄汪氏一器、文同粗花、確非僞鑄、吳氏燬于火之說、恐誤」ともいう。攈古には「銘文七十七者凡三器、塒文三十者一器」とあり、あるいはもと數器あつたものかも知れない。文一二行七六字。

佳王正月初吉丁亥、少子墜逆曰、余墜趄之裔孫、

余寅事齊侯、懽䘏宗家、羼厥吉金、台乍厥元配季姜之祥器、鑄兹寶簠、台享台孝于大宗皇且皇妣皇考皇母、乍求永命、眉壽萬年、子〻孫〻、羕保用

陳逆の名は左傳哀十一・十四年にみえ、陳子行ともいう。その系譜は明らかでないが、陳桓子すなわち陳無宇の裔孫で、有力な人物であつたらしい。陳成子が齊の簡公を執えた事件前四八一の立役者であつた。しかし器銘には「寅事齊侯」と述べているのであるから、器の制作はその事件よりは以前であろう。積古に「考左傳哀十四年、成子殺闞止、執簡公、逆實佐之、銘云㝉事齊侯、又云無作尨、僞也、此器作于魯哀公二十年前四七五、杜氏長曆、哀二十年正月丁亥朔、銘云唯王正月初吉丁亥、與杜氏合、時齊侯爲平公驚、距簡公之弑、已五年矣、史記田世家言、田常相平公五年、割齊自安平以東、至琅邪、自爲封邑、封邑大於平公之所食、時田常正割齊地、故逆亦自正封邑、而銘之彝器也」という。文中の皇を封と釋し、封邑をいう文と解したのである。大系にこの哀二十年說を采るが、寅事齊侯の文は弑逆以前のこととみるのが妥當であり、その日辰を簡公以前に求めるとすれば、悼公四年前四八五の正月三日に丁亥の日がえられる。紀年を付していないことからみて、他に適當な年を求めがたいようである。

翟は懽。懽䘏宗家とは、逆が陳氏の分支であるからで、このとき活躍した陳豹も「我遠於陳氏矣」と述べている。拾遺に裔孫を啻にして嫡孫とするが、逆は世本・史記・杜氏世譜族の譜になく、「成子兄弟四乘」の列にも加わつておらず、陳氏の分支であり、ゆえに「翟䘏宗家」という。弑逆の途中で成子が逡遁したとき、陳逆は劍を按じて、「需、事之賊也、誰非陳宗、所不殺子者、有如

陳宗」と陳宗の名において盟誓を求めている。陳氏中の有力者で、季姜を娶り、この器はその祥器として作られたものである。

祥器について、積古に「祥祭之器」とするが、下文に大宗の皇祖皇妣・皇考皇母に享孝することをいう。すなわち器はその祭器であり、喪葬の際のものではない。積微居に「阮氏釋祥爲喪禮之大小祥祭、顯與下文不合」とし、字は羊鬲に從う字の假借で𩰫と同義、𩰫鼎・𩰫毀と同じとする。夫人の職は酒食祭饗のことにあり、詩の斯干・采蘋などみなその例であるが、特に齊地・陳氏にその風があつたとしていう。

哀公六年公羊傳曰、陳乞曰、常以母有魚菽之祭、願諸大夫之化過我也、常之母即乞之妻也、按儀禮特牲饋食禮、爲諸侯卿大夫之祭禮、其禮主人初獻、主婦亞獻、陳乞爲齊大夫、祭祀當主人主婦共之、而乞以專屬之妻者、蓋以烹治魚菽、爲其妻之專職、故以祭事、繫之於其妻也、此製器之陳逆、見於哀公十四年左傳、與陳乞爲同宗、又同時也、陳乞以祭事、繫之於其妻、陳逆以祭器、繫之於元配、此不惟是爲古人之習俗、抑亦爲陳氏之家風矣

そして簠にして𩰫というものに凫簠の旅𩰫彝、叔姬簠の媵器𩰫彝の例をあげ、また詩の采蘋「有齊季女」の齊を「余謂此大夫蓋娶自齊國、故稱齊季女、自其母家言之」というが、詩の齊は齋の借字である。祥もまた祭享をいう字であろう。なお器の制作を公羊哀六年とするが、器の日辰と合わず、公羊にそのことをしるすのは陽生を立てるための隱謀に際してのことであり、常禮ではない。文にいう。

佳王の正月初吉丁亥、小子陳逆曰く、余は陳桓の裔孫なり。余、齊侯に夤事し、宗家を懽卹す。厥の吉金を擇びて、以て厥の元配季姜の祥器を作る。茲の寶簠を鑄て、大宗の皇祖皇妣、皇考皇母に以て享し以て孝し、永命を祚求す。眉壽萬年ならむことを。子〻孫〻、永く保用せよ。

簠は竹夫に從う。舊釋に皇を封と誤り釋して、文旨を失うものが多い。攈古に三器同銘、別に一器ありというから、もと數器一組をなすものであつたのであろう。字迹は結體疏緩、文錄に「此銘字畫奇縱、周末列國、多不循法度、自爲風氣」という。そのため舊釋には殊に誤が多いが、文は極めて通例のものである。

陳逆毀

著錄　攈古・二之三・四〇　敬吾・下・六九　大系・二五七　三代・八・二八・一　小校・八・二四　山東・齊・一七」　大系・二一五

文四行二六字。

冰月丁亥、塦氏裔孫逆、乍爲皇祖大宗毀、以匄羕令眉壽、子孫是保

冰月は晏子春秋内篇諫下第四にみえ、白鶴美術館誌　第三八輯　二一八、陳肪毀

齊の十一月である。齊器に戚・禊月・飜月などこの種の月名がみえる。斎はこの銘では明らかに衣に從う。皇祖大宗というのも前器と同じ。逆は分宗の人である。匂は貝に從う。兼は永。字迹は前器に近い。𣪘・壽・保の三字は幽部の韻である。

陳曼簠

著錄　一、西清・二九・六　通考・三六三　故宮・上・八九」　二、貞松・六・三二　大系・二五八　三代・一〇・一九・三　二、攈古・二之三・一七　敬吾・下・八二　窓齋・一五・八　奇觚・五・二三　周存・三・一二六　綴遺・八・二八　大系・二五八　三代・一〇・二〇・一　小校・九・一五」　大系・二一六

器は二器あり、一は故宮に藏し、一は潘文勤・朱氏・葉氏を經て嘉興の汪氏に歸した。通考にいう。「高三寸二分、口縱五寸八分、橫九寸三分、兩耳作獸首形、四足特長」。四足は橫斜に長く、簠の通制に從っていない。文四行二二字。

齊陳曼不敢逸康、肇堇經德、乍皇考獻叔饙般、永保用匿

銘に誤笵のところがあり、通考に「別一器下列三字笵反、故此三字作反文、而般逸二字、位置相易」という。二器同笵であるが、

陳　曼　簠

最下段の逸・乍・般の三字が反文になつており、いまその銘をあげておく。綴遺に「與上五字不相接、疑器成後、增入者、書非一手、故結體亦異」とするも、下三字は別笵であつたのであろう。

陳曼を大系に「疑卽田襄子盤、襄子名多異文、史記集解引徐廣曰、盤一作塈、索隱引世本作班、塈殆盤字之譌、因形相近、班盤聲俱近曼」、また「獻叔殆田成子常之字」という。字の上部は宰に從い、また憲の上部と近く、曼と釋することに問題があるが、一應通稱に從っておく。從つて曼盤同聲にして襄子とすることは、なお確かでない。かつ器銘にその世系をあげていうことがなく、單に名氏をいうのは、陳逆の場合と同じく、陳曼もまた田氏の支族であろう。桓子の末弟の子に子獻があり、その子諸御鞅は、簡公に政情の不安について諫めており、簡公がのち拘執を受けたとき、御鞅の言を聽かなかつたことを悔いた話が田齊世家にみえる。文中の「不敢逸康、肇堇經德」という言葉に ふさわしい人物のようである。詩の昊天有成命「成王不敢康」、酒誥の「經德秉哲」など、詩書

にみえる語が用いられており、字迹も陳肪・陳逆の器に比して謹飭な體である。田襄と同輩の人であるが、その兄弟の列に入らぬものであろう。

簠に鉼般と稱する例は他にない。また文末に「永保用匠」というのも異例であるが、德・匠の韻をとるものであろう。器制に異色があり、文辭・字迹も陳氏の諸器と趣向を異にするものであることが注意される。

陳侯午敦一

著錄　十二家・居・一三　陳侯四器・二　彙攷・二・二五　武英・八〇　大系・一四二　通考三七五」擄古・三之一・七　三代・八・四二　山東・齊・一八

同銘のもの三器あるも、器はみな異なる。十二家にいう。「通蓋高二六・七、右滅二、口徑二二・五糎、經火色黶而有黯然之綠斑、二環以爲耳、三環以爲足、蓋上亦有三環、器三十六字、蓋無銘、海豐吳氏舊藏陳侯午鐔、傳世凡三器、一藏盛京

陳侯午敦一

行宮、今移置故宮博物院寶蘊樓寶蘊・七四、一藏熱河行宮、今在武英殿武英・七九、一卽此器、寶蘊樓器銘少一字、且摩滅可辨者十九字、武英殿器亦僅存三十二字、以此器銘爲完整、且有蓋、蓋合于器、成正圜形、左右二環以爲耳、腹下三環以爲足、蓋上三環、反置則爲足、與武英殿器作三蹲獸足、兩獸環耳者殊、寶蘊樓器制則大異、似毀而下盛以方坐、侈口淺腹、兩耳作龍首、曲而上昂、與它毀之作簋形者不同」。すなわち第一器は敦、第二器は獸足の半敦形、第三器は方座毀である。銘にいう。

隹十又四年、陳侯午、台群者侯獻金、乍皇妣孝大妃[illegible]器鉠鐔、台登台嘗、保又齊邦、永世毋忘

擄古に錄するところは奪字があるようにみえるが、大系新版に容庚氏の語を載せ、それは未剔のものであるという。もと同銘である。

陳侯午は桓公前三七四~三五七、その十四年前三六一の器である。史記に「六年、救衞、桓公卒」と

あるが、索隱に紀年によって在位を十九年とする。史記の誤については、徐中舒の陳侯四器考釋歴史語言研究所集刊第三本、陳夢家の六國紀年に詳しい考證がある。諸侯の獻金を以て器を作ることは陳侯因脊敦にもみえ、當時そのことが行なわれたのであろう。このとき魏・齊は六國中最も强盛を誇り、魏の惠王が王號前三六九を稱するや、齊も間もなく威王前三五六が王號を稱した。諸侯は多くこの二國に依附して國勢を保ち、その要求に應じて銅材などを獻じたのであろう。器は皇妣孝大妃の祭器として作られている。その喪祭に當つて、諸侯の賁薦を受けたもので、因脊鐘もその皇考の祭器として作られた器である。

獻は鼎形に從う。𧙃は肉を侑する意の有に從い、祭の異文であろう。錬鐘は通考に錬鐘で一名、徐氏は甂與にして與に甂竇傾側の義があり、半椀形が相合する敦の器制をいうとする。大系に錬鐘を器の異なるものとしていう。

徐又云、敦有團意、詩七月、有敦瓜苦、傳云、敦猶專專也、專團同、團團正是敦形、爾雅釋丘云、如覆敦者敦丘、郭璞注、今江東呼地高堆爲敦、據此覆敦之形團、亦可想像得之、緯書孝經鉤命訣云、敦規首、上下圜相連、敦與簠簋、容受雖同、上下內外皆圜爲異、此上下內外皆圜、正是陳侯三敦之形製、陳侯午鐘曰錬鐘、錬有坳坎盌下之意、凡團物自其內空言之、則正作坳坎盌下之形、故此名錬鐘、乃形容鐘形之團

案此所引關于敦之文獻、可謂詳備、然以實物徵之、敦亦不盡上下內外皆圜、如齊侯作孟姜膳臺、亦自銘爲臺、而其形制則扁、器葢不均等、器底平而無足、脣下有頸內凹、與陳侯諸鐘之形制、復小有差異、鄭玄注禮、以無足之敦爲廢敦者、葢謂此類、又以錬鐘連爲一名、其說亦難安、余意錬與鐘、實二物也、錬當是盂之異、以雙聲爲聲也、盂之形、與鼎相似、郜公平侯盂可證、武英殿七九葉所箸錄一器、葢彼卽銘中所謂錬也、故陳侯午三器、寔一設一鐘一錬、形制各別、殊不可混鐘器晚出、多無銘、其有銘者、大率齊物、新出洛陽故都古墓攷、錄無銘之鐘三具、出于太倉韓墓、乃戰國初年之物也、李峪村所出、亦有一器、則與無脚之齊侯臺相近

同銘にして各器にわたる場合に、その器名を連稱することがあり、この銘の錬鐘もその例であるとするものであるが、他に錬と銘するものなく、證をえがたい。それで本器を陳侯午敦一とし、獸足形の器を二として錄しておく。文にいう。

隹十又四年、陳侯午、群諸侯の獻金を以て、皇妣孝大妃の祭器錬敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有し、永世忘むこと毋からむ。

嘗・邦・忘の三字押韻。陽東合韻である。

陳侯午敦二

著錄　武英・七九　陳侯四器・一　大系・一四三　通考・三七七」　貞松・五・四二　彙攷・二・二五

大系・二五九　三代・八・四二・二　山東・齊・一八

第一器と器制異なり、大系に陳侯午錬と稱しているが、錬という器名は確かでない。武英殿に錬を鎛とよみ鎛鐘と釋するのは誤。錬と釋すべきことについては、徐氏に詳論がある。器は半圜形、兩

陳侯午敦 二

環上獸首を耳とし、足は三蹲獸。武英殿に「通耳高三寸七分、腹前高三寸四分、後減一分、深二寸九分、口徑五寸九分、重四十四兩、色黑有紅綠斑、銘三十六字、横列腹內」という。銘は器底中央の部分にあり、缺泐が多く、判讀しがたいほどであるが、第一器と同銘。字の配列は同じきも異笵である。

陳侯午毀

著錄　乙編・一二・四四　寶蘊・七四

陳侯四器・一　大系・七四　通考・三四七　故宮・下・一八九」　貞松・五・四二　大系・二六〇　三代・八・四二・三　山東・齊・一九

通考にいう。「通耳高一尺五分、兩耳作龍形直上、腹及方座、均飾環帶紋」。環

陳侯午毀

帯文はいわゆる波状文。浅い細線によって構成される流線的な文様で、方座の四面にもその細線が加えられている。方座毁としては叔孫父敦金索・一の他に多く類例をみない器制である。銘は器底に部分は嵌入の疑いがあり、本來この器の銘であるか疑問に思われた。銘は器の正面からみて横に、すなわち兩耳の部分を上下としてしるされており、いわゆる横列、器銘の通例に反している。かつその器は明らかに方座毁であるが、毁にして鐔と銘する例なく、在銘の部分はのちに器底に嵌入されたようにみえる。かつて故宮において器を目驗し、その部分の色調の異なることを知ったが、のち研究員の方から銘は器と同鑄の材質のものであるという報告を受けた。

敦の第二器銘も、武英に「横列腹內」という。鑄銘を嵌入する例は、齊量の二釜も同じ。

攈古に敦一の銘釋に付記して、「右銘文三十六者凡六器」という。いま存するものによっていえば、第一器は器銘のみ。第二器は蓋なく、器銘一、及び本器に嵌入されている一銘と、合せて三銘のみである。攈古には未剔の第一銘を載せ、それによった仿刻のものがあるらしいが、それにしても六器とは何をさすのか知られない。十二家に「是名鐔之器凡五、而形制則可以分爲三種式、武英殿・善齋・居貞艸堂、三器相同、寶蘊樓・貞松堂、二器相同、今已歸美國之齊侯𩫖、則又與前五器迥異」というが、同銘は三器。敦一・二は字の排次同じく、毁は排次異なる。別に錄遺一六八に一銘あり、八行三八字を銘するが、その文には疑うべきところがある。

陳侯因脊敦

著錄　善齋・禮一・八二　善齋圖・八八　陳侯四器・四　大系・一四四　通考・三七八」　攈古・三之一・七五　從古・一五・三一　敬吾・下・九四　奇觚・四・一三　愙齋・九・一一　周存・三・三〇　陳侯四器・四　大系・二六〇　三代・九・一七　・一　小校・三・二五

考釋　愙齋賸稿・四九　餘論・三・一五　韡華・丙・一〇　陳侯四器・四八二　大系・二一九　文錄・三・三三　文選・上三・一九　積微居・九〇・一六一

愙齋以下に陳簠齋の藏器という。のち善齋の有に歸した。善齋圖にいう。「身高五寸九分、口徑七寸七分、兩耳三足、均作圓形、徑一寸四分」。器は無文。失蓋。口緣に銜接部があり、敦の下半であることが知られる。文八行七九字。銘にいう。

隹正六月癸未、塦侯因脊曰、皇考孝武𨗨公、䱷哉大慕克成、其惟因脊、䱷皇考卲練、高且黃帝、侎嗣𨗨文、淖問者侯、合䱷厥德、者侯𡨦薦吉金、用乍孝武𨗨公祭器鐔、台𣪘台嘗、保有齊邦、世

陳侯因脊敦

萬子孫、永爲典尙

齊侯因脊について、善齋に綴遺の稿文を引く。綴遺に錄入していないものであるから、節略してここに錄しておく。

史記田氏世家、敬仲之如齊、以陳字爲田氏、徐廣引應劭云、始食菜地於田、由是改姓田氏、按說文、田陳也、音訓並同、是陳田本一字、戰國策、齊太公擧兵伐魏、梁王抱質執璧、請爲陳侯臣、高注、陳侯齊侯也、又曰、邯鄲之難、趙求救於齊、田侯召大臣而謀、此陳田通用之證、史記、威王名因齊、此作因資者、齊資通用、又从齊之字、與从次之字通用

銘は因脊に作るが、文獻には因齊に作る。敦銘が本字である。桓侯午の子、威王前三五六〜三二〇をいう。おそらくその即位の初年の器であろう。孝武桓公は、叔夷鐘の箮武靈公、衞の叡聖武公と同じ。戠は餘論に「當爲哉字」とし、「龔哉、大慕克成」を句とすべしという。慕は謨。因脊はその後を承けて王と稱した。それで「其惟因脊、䚃皇考邵練」という。善齋に書の般庚上「紹復先王之大業」、孟子滕文公下「紹我周王見休」の紹、また練は緟にして繼の義であるとする。大系に統の字とするが、窸齋に䚃の省文とするのがよい。䚃とは荅揚をいう。

高祖黃帝とは、田氏の遠祖、すなわち陳の始祖は黃帝の後であるという。史記の五帝本紀に陳を虞舜の後とし、陳杞世家にもその世系をいう。舜は大戴禮記帝繫によると黃帝より八世の後である。陳の始封胡公より陳敬仲に至るまで十一世、また十二世して因脊に至る。ゆえに黃帝を高祖と稱するが、黃帝の名は晚出、史記の五帝本紀・陳杞世家にその名をあげず、史記が資料とした古文獻にはみえぬものであろう。桓公・威王のころ齊學が起つて五帝說が行なわれ、これを陳嬀の始祖とすることによつて、田氏の地位を高めようとしたものと考えられる。丁山氏に「由陳侯因脊鐘銘黃帝論五帝」集刊三本四分の一篇があり、黃帝の起原を論じているが、なお蹤迹をえがたい。

高祖を大系に動詞によむ。「徐作名詞解、于文例不適」とするが、䚃の目的語は、「皇考邵練高祖黃帝、侎嗣桓文」であり、紹練と侎嗣とが對文である。大系に「高祖黃帝與侎嗣桓文」とするのは、文義において通じない。また侎を「讀爲弭節之弭、低也、又讀爲邇、亦可通」とするのも、高祖と强いて對文とするためである。善齋に「說文、敉、撫也、或从人作侎」とし、書の大誥「敉寧文武圖功」「敉寧文王大命」、洛誥「亦未克敉公功」、立政「亦越武王率惟敉功」などを引き、「敉義當如繼、訓安撫者非也」というのがよい。嗣は立に從うており、似の初文。似續の意である。桓文は

齊桓・晉文の霸業をいう。桓文の霸業は、當時の諸侯の理想とするところであつた。

滒は朝。問は古く昏の形に従う。魏三字石經君奭に、これに近い字形がある。勳・婚・聞はその初形が近く、何れも爵形を含む。爵を以てその儀禮を行なうからである。ここでは問。徐釋に「儀禮聘禮云、小聘曰問、周禮春官大宗伯云、時聘曰問、又秋官大行人云、凡諸侯之邦交、歲相問也、此云朝問諸侯、義亦甚協」という。

合䫉は荅揚。書の顧命に「用荅揚文武之光訓」の語がある。厥德とは皇考の卲綂・保𣪕の德をいう。𡨦は𩰲。「諸侯𩰲薦吉金」とは、前器の「群諸侯獻金」というに同じ。この器もまた鐘。有銘の敦はほとんど齊器である。

末文は前器と似ており、嘗・邦・尚の三字押韻。陽東の合韻は戰國期以後のものにみられる。文にいう。

隹正六月癸未、陳侯因脊曰く、皇考孝武桓公、龏しめる哉、大謨克く成りたまへり。其れ惟因脊、皇考の、高祖黃帝を紹緟し、桓文を保似したまへるに揚へ、諸侯を朝問せしめ、厥の德に荅揚せり。諸侯、吉金を𩰲薦す。用て孝武桓公の祭器敦を作る。以て蒸し以て嘗し、齊邦を保有せむ。世萬子孫、永く典尚と爲せ。

器は威王因齊の即位のはじめ、桓侯午の祭器として作られたもので、その初年前三五六は連大のとり方によつて可能、二年には六月癸未がある。一應二年と考えてよい。威王の立つや、齊康公が卒して嗣なく、齊の全土が田氏に歸し、田氏の威望が一段と加わつたときである。世家にいう九年雌伏の話などは、縱横家者流の傳えるもので、諸侯の朝問は田氏が齊の全土を掌握したときに行なわれたとみられる。なお陳侯因脊の戈二器山東・齊二〇があり、槃善齋・兵下・三七には陳侯因という。

陳璋壺

著錄　歐米・二一三　彙攷・二・二七　大系・一八九　通考・七七四」　大系・二六一　三代・一二・二四・一」　大系・二二〇

陳騂壺

器は米國フィラデルフィアのペン大學博物館に藏する。通考に「高一尺一寸一分、兩耳獸面銜環、腹飾斜方蝠紋、足飾兩V相交紋、錯石」とあり、歐米に「嵌石變樣獸文鈁」と名づけている。銘は足部の器と接する狹い橫帶の部分三面に附刻されており、すべて三十字。

隹王五年、奠□陲旻再立事歲、孟冬戊辰、大𦣻□□子陲璋、內伐匽□邦之隻

齊の戈銘に「陳旻立事歲」山東・齊・二三というものがあり、本器はその再立事

のときのものである。大系に「此齊襄王五年、齊軍敗燕師時所獲之燕器、史記田敬仲世家、襄王在莒五年、田單以卽墨、攻破燕軍、迎襄王于莒、入臨淄、齊故地盡復屬齊、言奠□墜夏再立事者、卽國復之後、重任舊職也、言大蒦□□者、蒦殆摵之異、讀爲咸劉厥敵之咸、謂翦滅也、所泐二文、當是燕師字、言內伐匽□邦者、卽追亡逐北、進而侵伐燕之某邑、凡此均爲田單復齊時、所應有事」と說き、樂毅失脚のとき燕を侵し、そのときえた器であるという。しかし作器者の陳璋は田璋、齊の威宣兩王につかえた人で、隹王五年とは宣王の五年前三一五であろう。

孟冬のようにときをしるすものには、他に越王鐘の王春・商鞅量の冬という例がある。文は「隹王の五年、奠□陳夏、再び事に涖む歲、孟冬戊辰、大蒦□□陳璋、內りて燕の□邦を伐ちて獲たりしものなり」とあり、俘獲品である。方壺にして錯石をもつものは、戰國以後のものに多くみられ、洛陽古墓出土の厚子壺など、器制の似たものが多い。

子禾子釜

著錄　大系・二六一　齊量・五」　奇觚・六・三五　窓齋・二四・一　簠齋・三・區一　周存・六・一二二　之餘・五四　大系・二六一　綴遺・二八・一八　三代・一八・二三・二　小校・九・一〇四　齊量・九」　大系・二二　積微居・二二七

器は齊太公田和區簠齋・陳太公子和子區窓齋また陳子禾釜綴遺　などの名でよばれている。いま陳純・左關と合わせて三釜を上海博物館に藏し、「齊量」として出版された。その序にいう。

這三件青銅器、都是一八五七年清咸豐七年、山東省膠縣靈山衞古城出土的、曾爲濰縣陳介祺所得、其中左關釜、曾一度藏於善齋、善齋・通考等書、曾有影印、而子禾子釜和陳純釜、則很少有人見到、從其銘刻及出土地點來看、是戰國時代

子禾子釜

齊國遺留下來的量器、關於齊國量器、左傳昭公三年、有晏嬰的一段記載、齊舊四量、豆區釜鍾、四升爲豆、各自其四、以登於釜、釜十則鍾、陳氏三量、皆登一焉、鍾乃大矣、杜注、登加也、謂加舊量之一也、以五升爲豆、鍾八斛、而杜預的這段解釋、是不正確的、孫詒讓曾加糾正述林卷二、說今考陳氏新量之釜、葢十斗非八斗也、依傳文當以四升爲豆不加、而加五豆爲區、則二斗、五區爲釜、則一斛、積至鍾則十斛、所謂三量皆登一者、謂四量唯豆不加、故登者止三量也

器は器高三八・五、口徑二二・三、腹徑三一・八、底徑一九糎、容量は二〇・四六立、重一三・九四瓩である。積微居に實測の結果を換算して二斗一升三合、陳純釜は二斗九合、左關鍨は上海量二升餘であるという。おそらく齊器の四進法に對して五進法をとるもので、當時齊陳二量が合わせ行なわれていたのであろう。

銘は九行一〇八字。鑄銘の部分だけ銅色も多少異なり、貼合わせたらしい形迹がある。陳純釜も同様である。文にいう。

□□立事歲、禝月丙午、子禾子□□內者御□□□命□墜夏、左關釜節于稟釜、關鍨節于稟𣂷、關人築桿戚釜、閉□、又□外洪釜、而車人制之、而台□□退、如關人不用命、則寅□□、關人□□其事、中刑□徒、贖台(金)半鈞、□□其賄、厥辟□徒、贖台□犀、□命者、于其事區肴、北關之釜

銘の右肩・左肩の部分が磨泐していて、文首の人名は識られない。大系に「舊說此釜之子禾子爲齊太公和、今案銘中有陳夏之名、與陳騂壺之陳夏、自是一人、則二器之相距、必不甚遠、子禾子斷非太公和也、大率齊湣王末年之器」という。襄王五年前二七九に陳夏の再立事をしるしており、その初立事のときのものとする。文に缺泐多く、かつ多く文例をみないもので、甚だ通讀しがたい。大系に文意を說いて、「大意乃子禾子命某々、奉命往告陳夏、謂左關之釜、以稟釜爲準則、關鍨以

半𣂷爲準則、關吏如舞弊、或于釜內築桿以減少其量、或于釜外加物以添益其量、則當制止之、如關吏不用命、則論其事之輕重、施以相當之刑罰、𣂷字从半升、說文料字同列、是古人半升量有專字、亦有專器矣」という。器の容量は古量を以ていえば半斗であり、𣂷は斗に從う說文の料とすべく、積微居二二七頁にその說がある。北關におく標準器としての量器であるから、そのとり扱いを記した

ものであろうが、なお不明のところが多い。上記の銘文にも、代替の字を用いたところがある。文は難解であるため、悳齋・綴遺には、何れも鄭の子産や晉の趙鞅、荀寅が鑄たという刑鼎と一類のものとしている。單なる量器としては、刑罰的な表現が多く、はじめ田氏が加量の器を作って人心の收攬を圖ったというものとは、著しく性質が異なっている。量器は本來、嚴しい收斂の具であったのであろう。器の時代について、積微居にいう。

此器時代有二說、陳介祺謂子禾子即齊太公田和、近人則謂此器爲齊湣王末年之器、余謂陳說是也、知者、禾和音同、知子禾子即田和、一也、若齊湣王時、田氏篡齊已久、此時量器必早已統一、不容有公私之異、二也、惟其爲田和時、民心已早歸田氏、篡齊之勢已成、故其收買民心之政、不必如昔日加惠之厚、而齊陳二量之對立、則儼然尚在、三也、考左傳昭公三年晏子所言陳氏三量登一者、爲陳乞時事、……田和爲陳乞之玄孫、兩人相距五世、以年計已百餘年矣、……以器稱子禾子尚未稱侯考之、此器之製必在爲侯以前也、和子桓侯午、有陳侯午錞、則儼然稱侯矣、此時田氏勢力之大、已如日中天、無可復加

かくて滑公のときになお田和の政策が墨守されていたと考えるのは、迂儒の見であるという非難を加えている。

この楊說はいわば狀況判斷であるが、張政烺氏の論考北京大學、潛社史學論叢二に、陳夏を陳乞の末子陳得とする說があり、子禾子とは田和が家を嗣ぐ前の名であるという。それならば前四〇四年よりいくらか前の器である。この場合、田和が陳乞の玄孫であり、陳乞の子である陳夏と前後四世の差

のあることが、支障となるようである。銘文中に陳曼の名がみえ、宣王五年の陳璋壺にその再立事を以て年を紀している。その器が陳曼立事前のものとすれば、おそらく威宣の際のものであろう。

陳純釜

著錄　大系・二六二　齊量・一五」

奇觚・六・三五　悳齋・二四・三

周存・六・一二二　大系・二六二

綴遺・二八・一七　三代・一八・

二三・一　小校・九・一〇四」

大系・二二三　積微居・二三四

器は前器及び左關鋘と同出。器制・大小何れも子禾子釜と殆んど同じで、また半斗の量器である。器外の耳旁に七行三四字の銘があり、在銘の部分だけ嵌入されている。陳侯午敦及び前器と同じ。文にいう。

陳　純　釜

陳猶立事歲、馘月戊寅、各玆安陵□、命左關丕發、敕成左關之釜、節于稟釜、敦者曰陳純

また陳猶の立事を以て歲を紀す。馘月は冰月・禝月と同じく齊の月名。何月を指すのか明らかでない。安陵について大系に「舊以爲卽史記田敬仲完世家齊宣公四十四年、伐魯葛及安陵之安陵、今案非是、彼安陵在今河南鄢陵縣西北、而此器出于靈山衞、地望不合、余意安陵卽靈山衞之古名、其地近海而有丘陵、蓋本岸陵之意也、所出三器、均是量器、則出土地當卽所謂左關若丘關、左者東也、丘者以其所在地、爲丘陵也、置關靈山衞、地近膠州灣口、在古蓋齊國海上交通之門戶也」という。各は格至の義である。

丕發を郭氏は「關吏之名」とするが、積微居に「丕者大也、發謂發倉廩」とし、孟子梁惠王上「塗有餓莩、而不知發」、盡心下「齊餓、陳臻曰、國人皆以夫子、將復爲發棠」の例を引く。子禾子釜に多く罪刑のことをいうのも、そういう賑救の際の不正を戒めたものであろう。節とは定量をいう。

敦に敦治の義があり、積微居に孟子公孫丑下「前日不知虞之不肖、使虞敦匠事」の例を引く。楊氏はまた器名を陳猷釜と改め、陳純は工匠の名があるとするが、田氏の族人が工匠のことに從つていたとも思われず、この量器を以てその賑救のことに當る責任者の意であろう。子禾子釜にしてもこの釜にしても、在銘の部分が別に貼入されていることは、この器の用途と關聯するところがあろう。

器は左關鋘とともに三器同出。陳簠齋がまず區鋘攷記簠齋二四・五坿載を作り、簠齋・綴遺などに考釋が試みられた。左關鋘善齋圖・一六八、齊量・二五もまた量器で、半匏形にして流あり、その容量は前器二釜の約十分の一に當る。「左關之鋘」四字を器外に刻している。郭氏の丘關之釜攷釋之餘所收にこれら三器の舊釋を整理し、詳細な考釋が試みられている。

左關鋘は刻文で、秦侯段の刻文と同樣であるが、二釜の銘は鑄版を用いており、陳侯午段の銘とともに、その制作の上に問題を殘しているようである。おそらくそれらは、後の秦權・詔版と性質の類するもので、量器として作られ、出入・賑救などの量穀の器に用いられたものであろう。それで特定の目的に使用するに當

左關鋘

つて、鑄版を作つてこれを器に施し、各所の用に供せしめたものと思われる。みな實用の器であるから、器は二笵を合して、同形のものが多く制作されたらしい形迹があり、文飾は施されていない。そのような制作法は、すでに陳曼簠において銘の下部三字が笵型を誤つて三字左文となり、陳侯午段が三器同銘にして器制各〻異なるなど、參考とすべきものがみられるが、齊量二釜に至つては明らかに鑄版が別に作られており、秦の權量・詔版に先驅する形式が試みられている。その問題に論及したものがないようであるから、ここに一言そのことに及んでおく。

なお齊量については、佐藤武敏氏に齊量考人文研究・二一・四の一篇がある。

昭和四十七年九月　初版發行
平成　五　年九月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第三十九輯

白川 静

金文通釋 三九

二一九、魯原鐘　魯諸器
二二〇、㠱公壺　㠱・己諸器
二二一、杞伯每匄鼎　杞・鄫諸器
二二二、邾公釛鐘　邾諸器
二二三、鑄公簠　鑄諸器
二二四、薛侯盤　薛・滕諸器
二二五、鄀季故公毀　鄀諸器
二二六、曾伯霥簠　曾・戴諸器

饕餮夔龍文卣

財團法人 白鶴美術館發行

二一九、魯原鐘

器名　魯逢鎛 奇觚

收藏　「舊爲吾呉曹秋舫所藏、刻入懐米山房吉金圖、今歸南潯顧子嘉」窓齋　「呉縣曹氏、武進費氏」周存

著錄

器影　懐米・下・二　善齋・樂・五　大系・二三三　日本・三四六（銘後刻）

銘文　攈古・二之一・一九　窓齋・二・九　奇觚・一八・二七　周存・一・七二　大系・二二七　綴遺・二・一　三代・一・三・二　小校・一・七　山東・魯・四

考釋　窓齋賸稿・四　韡華・甲・一　大系・一九六　文選・下一・二

器制　懐米にいう。「高中六寸、肩徑三寸六分、寛五寸四分、鼓寛七寸二分、鈕高四寸、重二百八兩、鑄款鉦中」。圖様によると、器制は兮仲鐘・井編鐘に近く、舞上甬幹には波狀文を飾り、篆間には斜格虺龍文、鼓上にいわゆる象首文が相對する。また鼓右に兮仲鐘・己侯鐘と同じく小鸞形を附している。

銘文　二行八字。鉦間に銘する。

魯邍乍龢鐘、用享考

魯邍は、綴遺にいうようにおそらく魯の太宰邍父の家であろう。邍字は稍しく異構。窓齋賸稿に、石鼓・單伯鬲の字と比較し、また鐘字が辛に従わず、王形に従うことに注意している。字様の上に新しい要素がみられるが、器は容庚氏が西周後期とする兮仲・己侯の二鐘に近く、甚だ古制を存している。「用享孝」は、鄭井叔鐘の「用妥賓」、單伯鐘の「用保奠」というのと同じく、これで完結する銘辭とみられる。

周存に「魯原鐘形扁、與余所藏魯太僕原父敦、當是一家製作」という。敦は魯大宰原父𣪘のことである。

魯原鐘

魯大宰原父𣪘

著録　筠清・三・二二　擽古・二之二・六九　敬吾・下・七一　奇觚・一六・三四　周存・三・七二　大系・二二六　三代・八・三・一　小校・八・八・五　山東・魯・三　二玄・四五〇

葢銘四行一九字。文にいう。

魯大宰邍父、乍季姬牙賸𣪘、其萬年眉壽、永寶用

邍字は鐘銘と同構。季姬はその女。魯と同姓の家である。器影をとどめず、その器制を知りがたいが、字様によつて考えると、春秋のかなり下る時期のものとみられる。器の口沿に、同銘の刻文がある。字の結體は葢銘と甚だ近い。

周存に「魯原父敦葢、與余所得顧氏一器文合、乃何氏益壽館拓本、幷有刻文一器、不知何來、以字尚有致、存之」という。魯器には器影の存するものが乏しいが、魯侯諸器を除いて、他は概ね春秋期以後に下るものである。魯侯の器はすでに魯侯爵 巻一・一二五頁・禽𣪘の條 同・一〇三頁 に録した。いま他の魯器を錄する。

魯伯厚父盤

著録　懷米・下・六　大系・一五四　筠清・四・二九　擽古・二之一・五三　窓齋・一六・一六　周存・四・一七　綴遺・七・二二　大系・

魯伯厚父盤

二二七　三代・一七・四・三　小校・九・七〇　山東・魯・
四　二玄・四四九

懷米に仲姬盤といい、尺寸について「高三寸一分、口一尺二寸八分、深一寸八分、耳一寸八分、足八寸四分、重百五十兩」という。器は附耳。腹に變様夔文、足に斜格形の獸文を飾る。殷穀盤通考・八三七等に近い形式である。

銘は器底にあり、二行一〇字。

魯白厚父乍中姬俞賸般

という。綴遺に「按此伯厚父、卽魯公子翬、字厚、謚惠伯者也、何以言之、檀弓后木鄭注曰、魯孝公子惠伯翬之後、世本、其後爲厚氏」という。すなわち郈惠伯の後であるが、郈氏の何人なるかは明らかでない。綴遺にはその初世とする。それならば春秋に入る前である。東遷前後の器としてよい。中姬俞の名は伯大父の器にみえ、また一家の器である。

魯伯大父段一

著錄　寶蘊・下・六四　乙編・一二・三二　通考・三三一　大系・一一九　故宮・下・一八〇　二玄・四四八」　積古・六・

魯伯大父段一

一〇　攈古・二之二・七一　大系・二二八　三代・八・一・二　山東・魯・四

大系に「孟姬姜段」としている器であるが、伯大父の媵器である。器は中央博物院藏。通考にいう。「通蓋高七寸五分、蓋器均飾瓦紋、口各飾竊曲紋一道、足飾垂鱗紋、兩耳作獸首形、有珥、三足」。また故宮に「蓋破、一足斷」という。その器制は西周後期に行なわれたもので、容庚氏もその期に屬しているが、伯大父第二器の字迹とともに、本器の字迹もそこまで遡らせうるか疑問である。器銘にいう。

魯白大父乍孟姬姜賸段、其萬年眉壽、永寶用享

文三行一九字。段・壽二字幽韻。孟姬にして名は姜。その媵器である。蓋は後配であるらしく、通考に「蓋後配略大、無銘」という。別に仲姬のための媵器がある。

魯伯大父段二

著錄　善齋・禮七・六八　大系・一一八」　攈古・二之二・七一　從古・六・四一　周存・三・七一　大系・二二七　三代・八・二・一　小校・八・四　山東・魯・五　二玄・四四七」　大系・一九六

失蓋。善齋の繪圖によると、器制は第一器と全く同じ。器銘にいう。

魯白大父乍中姬俞賸段、其萬年眉壽、永寶用享

仲姫兪は伯厚父盤にもみえる。作器者の伯大父は、伯厚父と親縁の人であろう。大系に「二器同爲仲姫兪所作之媵器、伯厚父與伯大父、當是兄弟行、以伯爲氏者也」という。孟孫氏がみな孟といい、季孫氏がみな季というのと同じである。字迹は魯大宰邍父段と極めて近く、賸段・眉壽の字は殆んど同構である。おそらく時期の近いものであろう。これらの器に比すると、伯愈父の器は字迹がややすぐれ、時期もいくらか早いものであろう。

魯伯愈父匜

著録　金索・三・三七（盥匜）　貞松・一〇・三五　綴遺・一四・一五　三代・一七・三二・一　小校・九・六一・二　山東・魯・一三　二玄・四四五

金索にその繪圖を載せ、「器有流、有鋬、四足、通長漢尺一尺二寸五分、連足高五寸五分、重今秤三斤十兩、銅質靑白、翠綠相錯、聖廟百戶劉子超元所贈」という。またその出土について「道光庚寅一〇年、一八三〇歳、滕縣人於鳳皇嶺之溝澗中掘出、劉超元守備購得、以予嗜古、轉以見惠、洵足珍也、或以其地近張圭墓、疑卽其墓中物、然張圭唐人、此屬周制、此外有盤有簠有鬲、皆以姫年係之、是必姫氏早亡、卽以其媵嫁諸器殉葬、歳久墓圮、土人耕出之耳」としるしている。盤・簠・鬲はみな著録にみえ、器名のほか文はみな同じ。本器は銘三行一五字。文

にいう。

魯白愈父乍邾姫仁媵𩰫匜、其永寶用

邾姫について大系に「此伯愈父亦以伯爲氏者、與邾國通婚姻、故其女稱邾姫」という。伯愈父の器の存するものは、みな媵器である。大系新版鬲條に「魯伯愈父諸器、所見有鬲五・簠二・盤三・匜一」とあり、かなりの器數に上る。みな山東魯に著錄する。

𩰫匜を金索に盥匜とよみ、「國語、晉公重耳過秦、穆公歸女五人、懷嬴與焉、公子使奉匜沃盥、既而揮之、韋昭以爲、嫡入于室、媵御奉匜盥、是也、古者尊不就洗、侍御奉匜盥手、棄水於監、此器方容二手、可想其制、與巵匜酒器不同」という。匜は盤と同出するものが多く、その銘にも盤匜、盥匜などという例がある。𩰫は器名に用いる字であるが、字形からいえば盤に髮を洗う象。字をその本義において用いるものである。

魯伯愈父盤

著錄　三器。攈古・二之二・一五　奇觚・八・九　貞松・一〇・二五　周存・四・一三　綴遺・七・二三　三代・一七・七・三　小校・九・七一　山東・魯・一二

一は曲阜某氏藏攈古、一は潘文勤奇觚、一は三原許氏藏周存、ただ一も器影を傳えるものがない。文は匜と同じく三行一五字、「魯白愈父乍邾姫仁媵𩰫般、其永寶用」とあり、三器とも同笵と思われるほど似ているが、誘泐や破損の状が異なる。

魯伯愈父鬲

著錄　五器。上海・六四(4)」筠清・四・三二(3)　攈古・二之二・一六(3)　愙齋・一七・一一(4)(5)　周存・二・七四・補(1)〜(5)　貞松・四・八(1)(2)　綴遺・二七・二三(1)(2)(4)(5)　大系・二二八(1)〜(5)　三代・五・三二(1)〜(5)　小校・三・七一(1)〜(5)　山東・魯・五(1)〜(5)　二玄・四四六(1)

器は諸城の劉氏・潘伯寅・丁小農などの舊藏。いま上海の一器(4)を存する。上海にいう。「此鬲腹飾對稱捲體夔紋、制作規矩嚴格、紋飾也端正不苟、獸蹄足已無袋形、是趨向退化的表現、淸道光十年一八三〇山東滕縣城東北八十里之鳳凰嶺出土、同出之器有鬲五・簠三・盤三・匜一」。

銘は口沿にあり、一五字。(4)は父を奪字。文にいう。「魯白愈父乍邾姬〓朕羞鬲、其永寶用」。匜と鬲・盤には賸器の語を加えており、簠にはその語を加えていない。

魯伯愈父鬲

魯伯愈父簠

著錄　三器。兩罍・七・一〇　善齋・禮八・四」山左・一六　攈古・二之二・三三　二百・三　筠清・三・一二　愙齋・一五・一二　周存・三・一四一　綴遺・八・一四　三代・一〇・一一・二・三　小校・九・八　山東・魯・一〇　河出・二八一

考釋　韡華・丁・二　積微居・八八

銘四行一六字。文にいう。「魯白愈父乍姬〓固、其萬年眉壽、永寶用」兩罍に載せるものは「器已殘缺」とあり、蓋底の兩首文を錄している。善齋は器。腹足の文様は變樣夔文。おそらく三器同制であろう。善齋に「身高四寸二分、口縱九寸七分、橫一尺一寸八分、底縱六寸、橫七寸八分」という。攈古に「器二、一山西陽城張子絜藏、今歸諸城劉氏、一直隸天津王子梅得之曲阜、以贈甘泉汪孟慈熹孫、僅存器底、兼有裂文」とあり、周存に吳縣の吳氏、歸安の吳氏、また綴遺に汪孟慈より吳平齋に、一は馮晏海の藏という。山東に「枕經堂題跋一・一一云、王子梅大令、舊隨其尊人、宦遊曲阜、得一簠、贈孟慈太守、予爲審視、得十六字、又一器、係鼎銘、同曲阜劉佩芝茂才、得於耕地農者」とあり、みな同出の器であろう。

韡華に〓を夷と釋する。積微居に壬と釋して「〓字、筠清釋年、兩罍・小校並從其說、綴遺或釋仁七・二二、八・一五、或闕釋二七・二三、古文審八・一三從吳說釋年、奇觚八・九改釋𡰥、攈古・愙齋・貞松・大系、並闕疑不釋、余謂諸家之釋皆非是、〓乃說文之壬字也、八篇上壬部云、壬、善也、从人士、士事也、一曰、象物出地挺生也、按許君二義、後說爲是、銘文下二橫畫象土形、中直畫象根、銘文下出、象根深入土中、此較篆文不下出者、爲長也」と論ずるが、字は卜文の二千の字形に最も近く、挺生の壬とはみえない。また壬は挺生の

魯伯愈父簠

義ではなく、呈に従うものは祝告を捧げて翹企の意を示すもので、夲とは字の意象が異なる。むしろ袵の聲義に近い字と思われるが、確かめがたい。

魯大司徒子中白匜

著錄　愙齋・一六・二七　奇觚・八・三三　周存・四・二一　大系・二二五　綴遺・一四・一五　三代・一七・三九・二　小校・九・六五　山東・魯・一四」大系・一九五

器影を錄するものなし。銘四行三一字。文にいう。

魯大嗣徒子中白、乍其庶女礪孟姬𡢁匜、其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永保用之

綴遺に礪について「應是礪之異文、卽厲國也、說文無礪字、新坿有之、經典作厲、亦作礪、此文从石从二、見汗簡、下从又、似古本有礪字、而厲有賴音、論語子張、未信、則以爲厲己也、鄭注厲讀爲賴、左傳僖十五年秋七月、齊師曹師伐厲、杜注、厲、楚與國、義陽隨縣北有厲鄉、昭公四年、遂滅賴、公穀作遂滅厲、漢書地理志、隨故國、厲鄉故厲國也、師古曰、厲讀曰賴」と厲鄉の厲國であるとする。また大系に「今湖北隨縣北四十里、有厲山店」というが、魯より嫁する地としては、宋の商城の南の賴、あるいは鹿邑に近い賴鄉、山東歷城の賴亭などが考えられる。厲・賴は音通じ、おそらくもと一姓の國で、その遺址は多く河南の東境にあり、遷徙の地にその名を殘したものであろう。陳槃氏の大事表譔異册四厲三〇六葉條に從來の諸說をあげ、結論していう。

今綜上所引述、河南鹿邑・商城・息縣・湖北隨四縣、並有厲・賴之遺迹、如除去隨縣、不過爲厲山氏出生地、且已屬隨侯之國、可以不計、則祇餘鹿邑商城與息之賴、鹿邑縣南距息縣二百數十里、小國遷徙毋常、故此三地並有其遺址、然則此賴卽厲、非二國矣」齊亦有賴邑、哀六年左傳、使胡姬以安孺子如賴、是也賴亭在濟南府東章丘縣界、此賴邑與賴國關係、未知何如

左傳昭四年に「〔楚〕遂以諸侯滅賴、賴子面縛銜璧」とあり、鄢に遷されている。器銘にいう礪はおそらくこの族であるらしく、熹平石經公羊春秋殘石に厲虫に從う字に作る。莊子天運にその字がみえ、釋文に「敕邁反、又音例、郭音賴、又敕介反」という。

魯には司徒・司馬・司空の三官左傳昭四年があり、いわゆる三卿國語魯語上であるが、大をつけていうものがない。しかし宋の三族六卿には大司馬孔父隱公三年のように大を付するものがあり、列國にも後に行なわれたのであろう。厲は左傳昭四年前五三八に滅んで鄢に遷されているので、器はそれより以前のものであろう。

魯大司徒厚氏元豆

著錄　冠斝・上・二八，二九　通考・三九九　二玄・四五二」三代・一〇・四八〜五〇　山東・魯・一六

二玄・四五一

三代に五銘を錄しており、器は三器あつたらしいが、いま冠斝に一器を錄する。山東に「器作豆形、民國廿一年壬申、與魯大司徒元盂、同出曲阜林前村」とあり、別に匜一器が同出している。器は蓋上を八瓣形に作り、腹足に相鉤連する獸形文を飾る。器蓋二銘、四行二五字。單銘のものは子孫の重文を缺き、二三字。文にいう。

魯大嗣徒厚氏元乍善簠、其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之

厚は伯厚父盤の厚と稍しく異構。また元も人部に肥點を加えるが、元であろう。豆の自名に簠という例が多く、本名の他に簠ということがあつたのである。

魯大司徒厚氏豆

魯大司徒元匜

著錄　山東・魯・一五　錄遺・五一二

山東に、器銘によつて器を盂とし、「器作匜形」というが、匜に飲盂・盥盂と稱する例が多い。銘三行一五字。文にいう。

魯大嗣徒元乍飲盂、萬年眉壽、永寶用

器はさきの豆と同出。山東に「現藏齊魯大學、同出者尚有豆等、已不知何歸」とあり、豆の一は冠斝樓に歸したが、その後の消息はまた知られない。なお元には鼎の作器があり、「[魯]大左嗣徒元乍善鼎、其萬年眉壽、永寶用之」錄遺・八七という。

魯司徒伯吳盨

著錄　善齋・禮八・一四　冠斝・上・三〇　三代・一〇・三三
　小校・九・三〇　二玄・四五三

器は兩耳の盨。器蓋の口緣に變樣虺文、他に瓦文を付する。器制は杜伯盨に近い。器蓋二文、各三行一五字。銹泐多く、字は疏鬆の體で、大嗣徒の諸器とかなり異なる。文にいう。

「魯嗣徒白吳、敢肇乍旅段、萬年永寶用」。旅段と稱するが、器は盨である。盨段と連言するものが多く、ときに旅段・寶

魯司徒伯吳盨

毀というものもあって、銘文だけでは器種を定めがたい。敢の字は稍しく異構。嗣・永などの字様にやや崩れがみえる。

魯士商叡毀

著録　西清・二八・四　大系・一二〇」　攈古・二之三・五六　周存・三・五一　大系・二三一　三代・八・三二　山東・魯・一九」　大系・一九七

器は器蓋口沿に夔様夔文を付する瓦文毀。圏足部に鱗文を飾り、三獣足。両耳獣首鐶にして珥あり、郜遣毀と器制が近い。西清に「通蓋高七寸九分、深三寸七分、口徑六寸二分、腹圍二尺四寸八分」とあり、銘は縦一八糎に及んでいる。文四行二九字。文にいう。「魯士商叡、肇乍朕皇考叔猒父隮毀、商叡其萬年眉壽、子々孫々、永寶用享」。周存に「毀失蓋、去年八月、余在杭州、有人持至寓」という道光乙未一五年、一八三五の跋を付しており、早く蓋を失したものであろう。攈古に引く許瀚説に、魯の氏名・地名に商というものの例をあげている。大系に「此魯之大士、或士師名商叡者所作器」という。字迹は闊大であるが、かなり剝蝕がある。

魯士孚父簠

著録　善齋・禮八・一　魯古・二・一六　二玄・四五五」　窓齋・一五・八　奇觚・五・二一　周存・三・一四七　綴遺・八・一二　三代・一〇・五・一　小校・九・四　山東・魯・一八　二玄・四五四」　韡華・丁・一

魯士孚父簠

周存に「器五、呉縣潘氏、三原許氏各藏二器、其一器爲泰州宮氏所藏」、また綴遺に「器出兗州」といい、器蓋一器と別に二銘、山東には器蓋一器と別に三銘、三代に五銘を錄する。魯古所收のものは失蓋。器腹に波狀文、口縁に環文、器足に夔様夔文を飾り、器制は季良父簠に近い。銘はいずれも三行一〇字。文にいう。「魯士孚父乍飤簠、永寶用」。孚と釋した字は乳子の象ともみえる字で、偏は姫の從うところに近い。韡華には琤にして孚の異文とする。士職にある孚父の器で、字様は商叡の器と似ている。

魯器にまた魯內小臣鼎攈古・一・一八　窓齋・六・一四　周存・二・五九　三代・三・一六・五　小校・二・五〇があり、韡華乙上・二七　に左傳の晉官に、また積微居八六に周禮天官にその職があることに注意している。また宋刻に魯正叔盤薛・一六・一二　嘯堂・下七四　博古・二一・一五があり、西清の甲乙兩編に仿製の器を錄する。山東にはなお陋の器として陋膚盤・匜、陋也人鼎を錄しているが、確かでないので略する。

二二〇、㠱公壺

器名　㠱公匜薛氏

時代　「春秋初年」大系

著録

銘文　薛氏・一二・九　大系・二三六

考釋　大系・一九九　文選・下二・六　積微居・一八六　王獻唐「黃縣㠱器」一九六〇、山東人民出版社

銘文　六行三四字、一字缺。

㠱公乍爲子叔姜□盥壺、眉壽萬年、永保其身、也〻匜〻、受福無期、子〻孫〻、永保用之

大系に器を紀器の中に列し、紀・㠱を一としている。

此器、薛書題作杞公匜、云、㠱者古國名、술宏云、與杞同、雖形制未傳、而字畫奇古云々、按所引술宏說乃本集韻、然杞乃姒姓之國、此㠱乃姜姓之國、㠱與杞非一也、余謂㠱亦是紀、同一紀國、而作㠱若己者、亦猶句吳之作工𠭯若攻吳、而稱公稱侯、在古亦無差別

杞は姒姓の故國、紀は姜姓の國でまた己とも稱するが、本器に叔姜の名があるので、㠱・紀を一字と解するのは一應根據のあることである。しかし㠱は地名族名としてすでに卜辭にみえ、殷器の圖象に亞形中に㠱をしるした例が甚だ多く、また臨淄東方の黃縣から㠱伯の諸器が多數出土したことなどから合せ考えると、別に姜姓の㠱が存したともみられ、王氏の黃縣㠱器には「㠱非杞、亦非紀」という一章がある。そこには、杞は姒姓、卜辭に杞侯後・下・三七、また地名の杞後・上・一三があり、金文の杞と字樣同じく、その器は新泰から出土している。また紀國の字は己に作り、その器は壽光から出土しているが、もと宗周の近くにあり、のち東遷の際に滅んだもので、器はみなその遺品であるという。杞・紀の蹤迹は文獻によつてなお追迹しうるところがあり、そのように簡明なものではないが、㠱・紀が同姓にして異國であることは疑ないといえよう。

王氏は殷代㠱侯の遺器として、いわゆる亞㠯形、亞字形の下に〓を付した圖象、亞字形中に㠱・㠱侯としるした圖象をもつもの、およびその關聯器四十三器、器數にして計七十三件をあげ、そのうちの母癸彝は殷暦譜の帝辛六年四月癸巳の器であり、他の器もみな殷器である證とする。そしてこの姜姓の㠱は、殷周以前よりこの地にある古族で、殷周以後にもなお姜姓國としてその古俗を維持したものであるという。王氏はさらに亞を徒の借字にして衆、多亞は多衆、大亞はその統率者、㠯もまた身分的呼稱で亞〓形はその合文、㠱はその族名にして、亞・亞〓・㠱侯と署するもの

は、殷の武丁以後、三期にわたるその族の器であるとし、周に及んで㠱公匜以下の五器があるとい
い、㠱仲壺・㠱甫人匜・安伯・㠱孟姜の諸器をあげて論じている。
亞は殷墓郭室の形と同じで、おそらく喪祭の儀禮を司る職能的標識と考えられ、〓・㠱に限らず、
他の圖象と結合する例が多い。従って亞〓とは、㠱氏中の特定聖職者を示すとみられ、また亞
〓形の器が殊に多いのは、その族の特殊な傳統を示すものと考えられる。㠱が姜姓であることは、
その意味で注意される。おそらく羌系の古族のうち早く殷の支配下に入った㠱侯は、異族であるゆ
えに、異族として祭祀儀禮に與かる特別の家柄とされたのであろう。殷墓出土の器が多いことから、
當時は殷都の附近にあり、のち殷周の鼎革に遭うて東徙し、山東の黃縣に據った。殷末の箕子の説
話は、この族と關係があるものと思われる。
器は薛氏に匜としているが、銘には盥壺という。王氏の黃縣一二四頁に、「大系以銘文爲壺、改作壺、
金文盥字、類用于盤匜、不用于壺、此稱盥壺、與例費合、彼時器銘名稱、有時與本器不符、原疑爲
匜、銘誤作壺、今仍薛書不改」といい、器を匜とするが、壺に盥壺という例三代・一二・一八・二があ
り、誤鑄ではない。積微居に、子叔姜は慶叔匜の子孟姜、春秋文十二年經の子叔姫と同例の稱である
という。黔鏄にも子仲姜の例がある。積微居にまた男子に子沈子・子北宮子というと同じく、子を
冠稱するのは男女の貴稱であることを論じている。

訓　讀

㠱公、子叔姜□の盥壺を作爲す。眉壽萬年、永く其の身を保ち、也〻熙〻として、福を受くること
無期ならんことを。子〻孫〻、永く保ちて之を用ひよ。

參　考

王氏の黃縣㠱器は、㠱氏の蹤迹を求めて縦横の論を發したもので、そこには種々の問題が提起され
ているが、いま深くその問題に入ることはできない。
㠱氏の器には早く㠱仲作倗生壺蓋があり、すでに倗生𣪕の條巻二・四三九頁に錄した。晉地の出土で
あろうかといわれ、山東の㠱氏との關係は知られない。象文をもつ西周中期の器である。㠱姜にし
て王婦となるものあり、王婦㠱孟姜匜窓齋・一六・二三　簠齋・三匜・二三　周存・四・二六　綴遺・一四・一六
三代・一七・三二・二　小校・九・六一に「王婦㠱孟姜乍旅匜、其萬年眉壽、用之」という。春秋桓九年
「紀季姜歸于京師」とあり、杜注に「季姜、桓王后也」という。王室と通婚の國である。字迹は
綴遺に「此文爲東遷後書體」というように列國期のものである。
山東㠱氏の器は、みな列國に入るもので、多く㠱伯と稱している。
㠱伯子𡚱父盨　四器、黃縣㠱器・一九頁以下　錄遺・一七六〜九　二玄・四五九
出土の事情について、黃縣にいう。「一九五一年四月、黃縣城東南十里灰城區域南阜村、村民平泥
溝、掘出銅器八件、疑器中含金、敲缶驗看、致多損傷、政府酌給奬金、使銅器全部歸公、現在山東
省博物館陳列、八件銅器、四盨及盤匜、俱有銘、一鬲一鼎無銘、匜最完整、鼎殘存一半」。他に佩
飾なども あつたらしいが、陶器等とともに失なわれたようである。
灰城には古代の遺址があったらしく、王氏の黃縣に、王道新の黃縣志稿金石目未刻に陳去疾信璽の

出土、またその黄縣金石雜記未刻に益字を刻する古印の出土を傳え、なお一九一四年前後に四銅鐘、一九三一年前後に五銅鐘が出土したという傳聞と、灰城には今も箭鏃・陶器類が出土することをしるしている。光緒府志によると、灰城の城基は二三丈の高さで、なお荒臺のあとを存するという。かつて萊都であつたともいわれている。

盨は四器。器は瓦文附耳、みな器蓋備わり、同制。銘は器蓋合せて八銘。五行二六字。文にいう。

　㠱白子⿱宀廷父、乍其征盨、其陰其陽、以征以行、割眉壽無疆、慶其以臧

黄縣に父を左と釋するも、父の誤釋。⿱宀廷は寶の音でよむ字であろう。征盨は旅盨と同じ。「其陰其陽」とは、器蓋をいう。金文に陰陽を對稱する例は他になく、珍らしい語例である。割は匄求。「慶其以臧」も他に例をみない句である。慶は況の假借字であろう。詩小雅常棣「況也永歎」の傳に「況、茲」、釋文に「況或作兄、非也」というも、說文矢部五下矤字條に「兄、詞也」段注本とあり、漢書揚雄傳上注「慶、辭也」、また敍傳上注に「慶、發語辭」とみえる。以を王釋に允とし、以允を一系の字であるとするが、允の卜文は拘執の人の象で、以とは別系の字である。二器、器蓋四銘、他はみな以に作つており、允に作るものはない。文は「㠱伯子⿱宀廷父、其の征盨を作る。其れ陰其れ陽、以て征し以て行し、眉壽無疆ならんことを割む。慶に其れ以て臧からんことを」とよむべきであろう。陽・行・疆・臧の四字押韻である。

㠱伯⿱宀廷父盤　黄縣・四八頁　二玄・四五八　黄縣に「通耳高一二・七糎、器高九糎、口徑四八・八糎、耳回紋、邊緣鉤屈紋、圈足直鱗紋」という。器は附耳圈足。鉤屈紋は變樣夔文。銘二行九字。「㠱白⿱宀廷父、朕姜無頮般」という。㠱伯⿱宀廷父は、盨銘に㠱伯子⿱宀廷父というものと同じ。頮は沬の初文。說文一一上に「沬、洒面也」とあり、重文として頮の字形を出し、「古文沬、从頁」というが、古文は頁部九上に「顋、昧前也、讀若昧」という顋である。書の顧命「王乃洮頮水」の頮は說文の沬に當り、昧前は沬面の義で、これらの三字は聲義同じ。盤には盥盤あるいは頮盤という。姜無の媵器として作られたものである。

㠱伯⿱宀廷父匜　古文物・三　黄縣・五四頁　黄縣に「右匜流鋬相距四〇・五糎、腹高一四糎、深九糎、足高五・五糎、鋬高一三糎、邊緣鉤屈紋、

曩伯媐父匜

腹瓦紋、屈獸爲鍪、鍪中鉤屈紋、下爲四獸足」とあり、銘二行九字、「曩白媐父朕姜無頮匜」という。盤匜相對するもので、媵器である。他に甗の鬲部を存するもの、無銘の鼎があり、何れも獸足。鬲は肉太の夔様變文、鼎は口沿に斜格に近い獸文、腹に鱗文を飾る。

これらの曩器は黄縣の出土であるが、姜姓の曩氏はもと河南西部の舊族で、殷のとき東し、西周末についにこの地に據ったものであろう。

近年、芝罘灣に臨む煙臺市南郊から、また曩器が出土した。齊文濤氏の報告文物・一九七二・五にいう。「一九六九年一一月、在這裏發現了一批銅器、有鼎二・壺二・匜一・甬鐘一・戈二・魚鉤一」、その他陶器三十餘件が出土、中に曩侯鼎・己華父鼎がある。

曩侯鼎　立耳蹄足、腹に重環文を飾る。高さ二〇・四糎。底と足とに補修を加え、また煙熏のあとがある。銘四行廿二字。

曩侯易弟□嗣戎、弟□乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用

とあり、賜與のものは不明であるが、おそらく戈であろう。曩には公・伯と稱する器があり、侯と稱するものは初出である。同出の器に己華父鼎があり、立耳弦文の獸足鼎。銘二行一一字、「己華父乍寶鼎、子〻孫永用」という。報告者は、「己華父與前器弟叓、應是一人、大克鼎中有師華父、不知與己華父是否一人」とするも、それほど遡りうる器ではない。

同報告に、また黄縣小劉莊出土の銅器をしるし、うち三件に銘文がある。一九六九年出土。

启卣　王出獸南山□、□山谷、至于上侯、滰川上、启從征堇不斁、乍且丁寶旅隮彝、用匃魯福、用夙夜事　戉箙圖象　文物・圖版七、文六頁

启尊　启從王南征、□山谷、在洀水上、启乍且丁旅寶彝　戉箙圖象　文物・圖版七　文六頁

卣は通高二二・七糎、獸首提梁、蓋平鈕、器蓋に波状の間に圓を配した帶文を飾り、器の帶文中央に獸首を付している。尊の帶文も同じ。南山下の一字は宀下に人の卜形を執る形であるが、貉子卣にいう庶の意であろう。説文に「陸、依山谷爲牛馬圈也」というものである。また山谷

启卣

啓尊

上の一字は辵に從い、行動を示す字。上侯は師俞尊・鼎にみえ、地名。滰・溳はみな水名。尊には單に南征といい、卣に出狩より征行をいう。卣銘は「王、出でて南山の□に狩し、山谷をわたり、上侯・滰水の上に至る。啓、征に從ひて、勤めて孌れず。祖丁の寶旅障彝を作る。用て魯福を匃め、用て夙夜に事へむ」とよむべきであろう。齊氏は南征を昭王の南征とし、「南土即䝞駿𣪘的楚荊、過伯𣪘和䵼𣪘的荊、王南征、即周昭王對南方楚國的征伐、卣・尊的形制書體、以及花紋用雲雷紋爲地等、所記載的內容、又與昭王南征有關、其年代應訂爲昭王後期、啓器出土于黃縣、啓應是僥倖得以免遭滅頂之㦸的逃歸者」というが、出土の地があまりにも遠隔である。銘末に圖象をしるし、卣蓋に「𠙵　父辛」とあり、啓はもと東方の族

で、戰後その本貫の地に歸り、あるいは播遷してここに至ったものであろう。黃縣からは遹甗なども出土している。

㠱甫人匜

貞松・一〇・四〇　三代・一七・三五・四　小校・九・六四・一　山東・紀・六

器影を傳えず、貞松に「庚申歲一九二〇見之津沽」という。銘四行二〇字であるが、末行は二字のみで上格を空けており、款識の法に合わない。「㠱甫人余余王□叡孫兹、乍寶匜、子ゝ孫ゝ、永寶用」とあり、文に屬讀しがたいところがある。山東に䱷鐘に己伯の名があるので紀器に加えているが、その己伯は廟號である。

慶叔匜　薛氏一二・一〇　大系・二三六」　拾遺・上・一三　大系・一九九　文選・下三・一三

器影なし。また㠱器とも定めがたいものであるが、大系に「薛尚功云、此銘得於淄之淄川、……銘文字畫、與杞公匜絕相類、案此亦杞器也、淄川與壽光接近、在古均紀國地、銘文字畫、與㠱公壺絕相類、固其所宜、紀以魯莊四年、滅于齊、而此匜與壺、就其字體而言、葢春秋初年之器也」とあり、一應紀器として扱う。銘六行三四字。文にいう。

慶叔𣪘朕子孟姜盥匜、其眉壽萬年、永保其身、池〻熙〻、男女無期、子〻孫〻、永保用之

𣪘は作の繁文。文は齊侯盤・匜に近く、字様もおそらく類するものであろう。文は「慶叔、子孟姜に媵する盥匜を作る。其れ眉壽萬年にして、永く其の身を保たむ。也〻熙〻として、男女無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ」とよまれる。押韻を用いており、年・身は眞韻、熙・期・之は之韻である。

別に姜姓の己があり、字は文獻に紀に作る。その器は壽光より出で、㠱とは別國であるが、同姓であるのでここに並記する。

己侯鐘

著錄　金索・一　泉屋・十鐘・四　海外・一二八　大系・二二〇　通考・九五一　日本・三五〇　二玄・四五六」　積古・三・一　攈古・一之三・三八　從古・一〇・八　奇觚・九・二　愙齋・二・八　周存・一・七三　清愛・一　綴遺・一・三二　大系・二三五　三代・一・二・一　小校・一・四　山東・紀・一　二玄・四五六

考釋　愙齋賸稿・五　餘論・一・四　韡華・甲・一　大系・一九九

己　侯　鐘

器は乾隆年間の出土。積古に「此鐘壽光縣人、得之於紀侯臺下」という。通考に「欒長五寸、甬長三寸、鼓上篆間舞上均飾斜角雷紋、甬之上部及斡飾重環紋雷紋及環帶紋、背面鼓右、飾一鸞形、甬上有旋者、只得此器」とあり、旋環を存している。銘は鼓左にあり、三行六字、「己侯虓乍寶鐘」とあり、鐘字は反文。通考に「紀臺在今壽光縣城南二十五里、復南五里、有紀王城、即劇縣故城、春秋時之紀國也」という。積古以下にその考證がみえ、陳槃氏の大事表譔異冊二に詳論がある。金文に字を己に作り、經籍に己・紀に作る。また水經注・括地志に劇に作る。路史後記に姜姓とし、金文によつてその證がえられる。春秋の莊四年前六九〇「紀侯大去其國」とあり、その國は春秋の初年に滅び、左傳成二年には「齊侯使賓媚人、賂以紀甗・玉磬與地」という。杜注に「皆滅紀所得」とあり、滅國と解している。大去の地については、諸説があつて明らかでない。その器には早期のものが多く、貉子卣・己侯貉子𣪘はすでに錄した。巻一下・八三〇頁貉子卣は王が呂に格つて王牢を治めたことをしるし、王都附近のことであるから、あるいは己

侯が王都に出仕しているときのものであろう。康昭期とも考えられる器である。この器についても、大系に「疑昭穆時器」という。㓲は己侯の名。舊釋に畏・虐とするも、虢と意象の近い字である。器は出土後、山東益都の擧人李氏の藏となり、ついで江西萍鄉の劉鳳誥より諸城の劉氏に贈られ、のち濰縣の陳氏に歸し、陳氏は十鐘の一として寶藏したが、ついに泉屋の藏となつた。甬幹に波狀文を飾り、昭穆期には入りがたいとしても、後期の初頭に位置しうる古器である。周存によると、仿刻の拓があるという。

己侯𣪘　攈古・二之一・八二　從古・一五・二四　奇觚・三・一二　窸齋・一二・一六　簠齋・三・一五　周存・三・八八　大系・二三五　三代・七・二七・四・五　小校・七・八四　二玄・四五七　大系・一九九

器影を傳えないが、攈古に「山東濰縣陳氏藏器、有獸面雙環、與他敦異」という。器蓋二文。銘三行一三字。「己侯乍姜縈𣪘、子〻孫、其永寶用」と銘する。大系に「此亦媵器、姜縈卽己侯女名、此器年代、較己侯鐘當稍後、頗近厲宣時字體」という。器影がなくて確かめがたいが、東遷前後の器とみてよい。

二二一、杞伯每匃鼎

器名　杞伯鼎攈古　杞伯敏父鼎窸齋　杞伯每刊鼎大系

時代　「厲王期」大系　「杞孝公時」積微居

出土　「道光年間、新泰出土」山東通志、分域編引

收藏　「閩縣陳氏澂秋館藏、濰縣陳氏藏鼎、有器無蓋、與此非一器」貞松

著錄

器影　一、澂秋・五　大系・二七　日本・三一五　二玄・四六二

器銘　一、貞松・三・五　周存・二・五〇　大系・二三一　三代・三・三四・一　小校・二・六八　山東・杞・一　二、攈古・二之二・二四　簠齋・一・一七　奇觚・一・二四　窸齋・五・一九　周存・二・五〇　大系・二三二　三代・三・三三・三　小校・二・六九　山東・杞・一

考釋　窸齋賸稿・三四　餘論・二・一四　韡華

杞伯每匃鼎

・壬五　大系・一九七　積微居・一七三（卣）

器　制　附耳三獸足鼎。平蓋上に三矩足形があり、器制は齊侯鼎・平蓋獸帶紋鼎通考・九三と極めて近い。澂秋に器の拓影を載せ、口沿・腹部に變樣夔文、下腹に鱗文を飾る。またその尺寸を記し、「通耳高一尺一寸八分、口徑一尺、深六寸三分、腹圍三尺三寸六分、重庫平二百九十九兩」という。

銘　文　器蓋二銘、三行一五字。

杞白毎亡乍邾嬶寶鼎、子ゝ孫ゝ、永寶

澂秋に王國維の跋記があり、「鄭語云、曹姓邾莒、而春秋左氏傳所記莒女皆己姓、世本以莒爲嬴姓、此鼎及他彝器、記邾國之女、皆爲嬶姓、並與國語不同、或曹姓字乃嬶之譌歟」という。餘論二・一五にすでにその説がある。韡華壬・五に嬶は差に從い、曹差同紐であるという。邾友父鬲にも嬶に作り、曹はその假借字であろう。左傳に字を曹に作る。

杞は夏の後と傳えられる殷以來の舊國で、その地も殷都に近かったらしく、「壬辰卜、在杞、今日王步于商、亡災」前・二・八・七「丁酉卜、㱿貞、杞侯□弗其囚、凡㞢疾」後・下・三七・五などの卜辭があり、侯と稱している。逸周書王會解「夏公」の孔晁注に杞公、春秋經莊廿七年に杞伯とみえ、金文には杞侯のほかに杞子貞松・二・四五というものがあるが僞刻。姒姓。夏本紀に「湯封夏之後、至周封於杞也」、世本に「湯封夏於杞、周又封之」という。はじめ陳留の雍丘にあり、のち魯の東北に遷された漢志上。おそらく新泰の地であろう。春秋隱四年に「莒人伐杞、取牟婁」とあり、その地が安丘婁鄕とすれば、杞の東境にしてその再遷の地である。杞國の播遷については、攈古に錄する許瀚に詳説があり、陳槃氏の大事表譔異冊二・一二一葉にその説を是として、新泰説をとる。杞器は殆んどその地の出土であり、大系に「杞伯器出土于山東新泰、同出之器、已見箸錄者、有鼎二・段四・壺一・匜一・盉一、均杞伯毎刋爲邾嬶所作器」という。

毎亡は敏父・毎七・毎刋などと釋されているが、積微居に毎夃と釋し、夃の別體であるとする。そして杞子毎亡鼎の亡を粱字の從う夃の形に作ることを證としていう。

此與杞子毎夃鼎、當是一人之器、古人於爵、本無定稱也、毎夃之名、不見於經傳、余疑其卽杞孝公也、春秋襄廿三年、書杞伯匄卒、卽孝公也、亡字似匄而非匄、秦漢間人、不識古字、誤認爲匄耳、古人於二字之名、往往單稱一字、晉重文公重耳・左傳定四年　魯息隱公息姑・史記魯世家　杞鬱平公鬱釐、史記杞世家　皆其證也

ここに楊氏が證とする毎夃鼎貞松、二・四五　綴遺・九・二七　山東・杞・八は僞刻。ただ史にいう杞公匄を、この毎夃の單稱の例であるとするのは、聽くべき説である。大系に「毎刋者、余意卽謀娶公、說文、謀古文从母、與毎同从母聲、刋、剝之或作、與娶同屬侯部」という。孝公前五六六〜五五〇ならば春秋後期、また謀娶公ならば東遷前後の器となるが、器は附耳平蓋にして齊侯鼎に近く、春秋末以後の器制である。

郭氏が器を厲王期の謀娶公の制作とするのは、 春秋隱四年に莒人が杞を伐つて牟婁を取るという記事があり、 新泰の杞は早く安丘・諸城の地に遷つていたと解したものであろうが、 牟婁は當時おそらく杞の東境で、 杞はなお新泰の地にあつたものとみてよい。 器の時期からいつて、 孝公匄とする楊説の方が、 成立の可能性が多い。 匄は亡に従う字で、 器銘は匄の省文であろう。 毎匄の名は、 敏求の義によるものと思われる。 文にいう。 「杞伯毎匄、 邾嫊の寶鼎を作る。 子〻孫〻、 永く寶とせよ」。 同出の器は、 器名を易えるほか殆んど同文である。

参　考

字は𣪘銘・壺銘にみられるように、 國差罎に似て刻畫の鋭い書體で、 甚だ特徴がある。 以下に毎匄の器を列しておく。

杞伯毎匄𣪘　四器　十二家・居・一五」 擄古・二之二・四三　窓齋・一〇・一一　周存・三・八二　貞松・五・一九　大系・二三二　三代・七・四一・二　小校・七・四二・九七　山東・杞・二　二玄・四六一

銘は器蓋各二器、 別に三銘あり、 四器を下ることはない。 そのうち器影を存するものは十二家の一器のみで失蓋。 兩耳獸首、 三小足。 口沿に變様夔文、 腹部に瓦文、 圈足部に鱗文を飾る。 芮公𣪘と器制が似ている。 銘三行一七字。 「杞白毎匄、 乍邾嫊寶𣪘、 子〻孫〻、 永寶用享」 という。 文に左行のものがあり、 また左文のものもある。 𣪘の字形は魯の大宰諸器と極めて近い。 擄古に杞國についての許印林の長文の考釋を引いている。

杞伯毎匄𣪘

杞伯毎匄壺

善齋・禮三・五二　大系・一八二」 筠清・三・三　擄古・二之三・七　從古・八・一二　敬吾・下・三二　窓齋・一四・二二　周存・五・四五　綴遺・二五・六・七　大系・二三四　三代・一二・一九　小校・四・八七　山東・杞・六　二玄・四六〇」 大系・一九八　文錄・四・二二

杞伯毎匄壺

器は失蓋。 もと長白の盛伯羲祭酒の藏器であるが、 のち器のみ劉氏に入つたようである。 ついで蓋は錢唐の瞿氏、 器は南海の李山農に歸した。 兩獸耳銜環。 器腹を中央の星形を中心に上下に四分し、 各〻變様の虺文を飾るが、 繪圖であるため明らかでない。 おそらく虢季氏子組壺などに近い器制のものであろう。 善齋に「身高一尺五寸八分、 口横六寸八分、 縱四寸二分、 底横九

寸一分、縦五寸七分」という。かなり大きな壺である。銘は器文四行二一字、蓋銘は銜接部にめぐらしたもので、いずれも左文。文に「杞白毎匃乍邾嫊寶壺、萬年眉壽、子ゝ孫ゝ、永寶用享」という。二文の間に小異あり、字迹もかなり異なる。器銘の眉壽二字は倒書、陳曼簠の最下段が反文となつているのと同じく、笵型の誤であろう。大系に「器與蓋分藏二家、字跡亦小異、是否一器之析、或二器之殘、殊未能知也」という。ここに錄したものは蓋銘である。

兩銘とも、壺の字は甚だ異構。鬲の倒文の形である。大系に「王國維以爲卣、非也」という。善齋に繪圖あり、器銘の字も壺に作る。周存に「古卣字、蓋文倒鬲字同、余曾見壺蓋全形、係六舟拓、而題爲豆、此壺大小相若、或即原偶也」という。金文編一〇・一一に錄する壺字中、この形に當るものはない。兩銘とも同様の異體字を用いていることからいえば、やはり原配であろうかと思われるが、いずれにしても疑問のある器である。周存に「蓋文在環口外、吳康甫有全形模本」と

あり、劉氏はこれらの知見によりながらも、なお推測的ないい方をしている。

杞伯毎匃匜

貞松・一〇・三六　周存・四・二五　大系・二三四　三代・一七・三〇・一　山東・杞・七

器影をとどめない。銘は三行一七字。「杞白毎匃乍邾嫊寶匜、其子ゝ孫ゝ、永寶用」という。字迹は鼎銘に似ているが、銹蝕多く、よみがたい部分がある。

杞伯毎匃盆

攈古・二之二・五一　周存・四・三七　大系・二三四　綴遺・二八・一〇　三代・一八・一八・二　餘論・二・一四　韡華・壬五

器影を傳えず、盆とはどういう器種であるのか知られない。文三行一七字。銘に「杞白毎匃乍邾嫊寶盆、其子ゝ孫ゝ、永寶用」という。攈古に「許印林說、器似盆、而銘作盆、不見于說文、蓋州林本裕益長萃篆有之、以爲卽盄字、集韻四宵、出盄盆二字、注云、說文、器也、或作盆、是萃篆所本、疑說文有此字、而今逸之也、說文訓盄爲器、不詳器之形制、薛款識有秦盄龢鐘、亦莫曉

其義、今此銘作盔、則器爲盔無疑矣、此器制似盆、而銘作盔、其銚之異文乎」という許瀚說を引く。
周存にも「器無耳無足、似敦而大、銘在裏旁、寶字下一字、是器名不可釋、觀余藏曾大保器、知寶下一字、當爲盆」と附記して、器を盆とする。綴遺に許瀚說を引き、「按印林此說、至當至確、廣雅釋器、銚盂也、方言、盌謂之盂、或謂之銚、或謂之銚鋭、此器似盆與盂等器同類、盔之爲銚、復何疑乎」という。餘論には、爾雅釋器に「甌瓿謂之瓵」、郭注に「小甖、長沙謂之瓵」というものとする。器銘としての盔はこの器に一見するのみ。おそらく盆盂の類であろう。
杞の東境に莒があり、金文では鄘・簷としるされている。

鄘侯少子段

著錄　貞松圖・上・三六　通考・三四八」　擴古・三之二・八　周存・三・補遺　大系・一八八　三代・八・四三・一　小校・八・四〇　山東・莒・二　書道・一一　河出・二七七

考釋　餘論・三・一　韡華・丙・七　大系・一七三　文錄・三・三五　文選・下二・三〇　積

鄘侯少子段

微居・二六一

器は陳侯午段と同制の方座段。通考に「高六寸二分、形制與前器陳侯午段相似」という。器・方座に波狀文を飾る。銘六行三七字。孝孫二字合文、段を傍書する。

隹五年正月丙午、鄘侯少子析乙孝孫不巨、合趣吉金、嬭乍皇妣宏君中妃祭器八段、永保用享

餘論・大系に鄘を經籍にみえる盧とし、盧戎の國とする。その故地は湖北襄陽の地である。通考に「鄘者莒也」とし、大系に附記して「近時徐仲舒說、鄘爲山東之莒、較爲可信、莒滅于楚、在獲麟後五十年也、今改從之」という。小校によると、莒と釋するのは王國維の說である。
丙は火に從う。子禾子釜にもみえ、五行說による譌變であろう。合と釋した字は蚰又に從う繁縟な字である。文錄に敬の異文とするが、字形異なる。また嬭を文錄に妥にして妥とするも、尒に從う字。而に假借する。宏も異構。かりにこの字を用いておく。文に「隹五年正月丙午、鄘侯の少子析乙・孝孫丕巨、吉金を合せ取り、嬭ち皇妣宏君中妃の祭器八段を作る。永く保用して享せよ」という。もと八器雙器であったのであろう。字は曾姫無卹壺をなお狹長にしたような字形で、陳侯午段に近い。

簷大史申鼎

大系・四四」 窓齋・六・七 周存・二・三三 大系・一八八 三代・四・一五・一 小校・三・七 山東・莒・二

考釋 大系・一七三 文錄・一・三七 文選・上二・一八 積微居・二一三

器制について大系に「此鼎形制脚甚低、器淺而兩耳已殘缺、器身環帶花紋、與秦公段同屬一系、其時代之相去、必不甚遠、大率乃春秋末年之器也」という。器は半椀形、口沿に缺失のところがある。字は前器と近く、時期も相前後するものであろう。銘は四行三二字。

隹正月初吉辛亥、鄰安之孫、簷大史申、乍其造鼎十、用征台迮、台御賓客、子孫是若

簷は鄘。鄰字未詳。造を文選に「造讀簉、副鼎也」という。大系に周禮大祝六祈の造、また軍禮の造の意とする。下文に「用征以迮」と軍征に用いることをいうと解するものであるが、器は祭器である。積微居に、簠器の銘に習見する「用征用行」と同じという。大系に迮を段伐・笮迫とするも、下文に賓客を以て承ける。鼎十の例は鱗伯鬲に「鱗伯作齋鼎十」とみえ、副鼎を合せてその數をいうものであろう。

簷大史申鼎

文に「隹正月初吉辛亥、鄰安の孫、簷の大史申、其の造鼎十を作る。用て征き、以て迮き、以て賓客を御ふ。子孫是に若へ」という。迮・客・若は魚部入聲の韻である。

莒は己姓。獲麟後五十年にして楚に滅ぼされたというが、その後も故地を去つて邦祀を繼ぐものがあつたかも知れない。陳槃氏の大事表譔異冊二・一三八葉に「按莒氏屢滅、遺址不一、而其姓亦或以爲己、或以爲嬴、或以爲曹、蓋嘗改封易姓矣、各據所見、故言之亦不盡同矣」という。春秋以後の器も、なしとしがたいのである。別に筥小子段十二家・居二 攈古・二之三・三八 山東・筥一 韡華・丙・四二 二器あるも器の形制古く、銘は僞刻と思われる。字を莒に作る。別に戈・刀の類があり、山東に「莒刀出博山縣之香峪村、一坑同出數百枚云」という。字は簷に作つている。

二二二、邾公釷鐘

器名　邾公釗鐘窓齋　邾公釛鐘上海

時代　「邾定公」大系　「邾桓公」上海

收藏　「此鐘舊藏呉縣潘氏、後歸端忠敏、今藏烏程張氏」王跋　「上海博物館」上海

著錄

器影　陶齋・一・一五　大系・二二五　上海・八三

銘文　窓齋・一・二二　周存・一・五六　大系・二二七　三代・一・一九・二　小校・一・三〇　山東・邾・九　書道・九二　河出・二六一　二玄・四六四

考釋　窓齋賸稿・九　大系・一九一　文錄・二・七　文選・上一・一一

邾公釷鐘

王國維　邾公鐘跋觀堂集林巻一八

器制　上海に「高五〇・五、舞縱一五・九、舞横二〇・三、于縱一九・三、于横二五・三糎、重二五・五八瓩、枚間作蟠獸紋、鼓作夔文」という。鼓文は象首文に近く、細密な蟠虺文を飾る鋞鐘よりも、なお古色がある。

銘文　右欒より鼓に連なり、鉦部を經てまた左欒に至る。各二行三六字。

陸[illegible]之孫邾公釷、乍厥禾鐘、用敬卹盟祀、旂年眉壽、用樂我嘉賓、及我正卿、䍇君霝、君昌萬年

陸[illegible]は陸終。古代の神話的な傳承であるが、その遠祖の名をあげていう。叔夷鎛に唐を稱し、陳侯因脊敦に高祖黃帝をいうのと似ている。王跋にいう。

鐘字自來無釋、余謂此字从蚰章聲、以聲類求之、當是螽字、陸螽卽陸終也、大戴禮帝繫篇、陸終娶於鬼方氏、鬼方氏之妹、謂之女隤氏、産六子、其五曰安、是爲曹姓、曹姓者邾氏也、史記楚世家、語同、其說蓋出於世本、此邾器而云陸鐘之孫、其爲陸終、無疑也

邾は邾婁・侏ともいい、のち騶・鄒という。國語鄭語に鄒莒を蠻夷と稱しており、夷族であろう。邾婁はその自稱の音譯の語と思われる。左傳僖十九年に「宋公使邾文公、用鄫子於次睢之社、欲以屬東夷」とあり、早く山東の地に入っているが、その原住をもと黃州黃縣とする傳承もある。史記陳杞世家正義に「故邾城、在黃州黃岡縣」、のち邾・蘄・滕・鄒に遷ったとする。文公前六六六～六一四の末年、繹に都を遷した記事が左傳文十三年、前六一四にみえる。春秋後もなおその國を存し、杜譜に「春秋後六世、楚滅之」という。古い神話傳承をもつ異民族の國であったようである。釺は窓齋に釗、王跋に缺釋、文錄に釺、上海に鈁とする。大系に聲類を以て鉏とし、定公貜且前六一三～五七四の單名であるという。貜且の弟捷菑は一名一字であるらしく、大系に「左傳文十四年、邾文公元妃齊姜、生定公、二妃晉姬生捷菑、王引之言、捷字菑名、云元和姓纂有捷姓、引風俗通曰、邾公子捷菑之後、以王父字爲氏、準此、則邾定公名爲貜且者、亦當是一字一名」といい、貜は金に從う字の假借で且は鉏、兄弟の名字みな農事にとるという。釺鉏同聲とするところに問題はあるが、邾公の諸鐘のうち、この鐘が器・銘ともに最も古色があり、宣公牼・悼公華に先立つものと思われるので、一應定公說を取る。定公初年の器であろう。上海に「邾公鐘三器、以此鐘的紋飾、最爲精緻、銘文書體、有的已開小篆風氣、此器爲最晚、玉篇、鈁讀若劾、鈁・革音近、卽邾桓公」というが、字は齊の大宰歸父盤に類し、それよりも謹直である。また邾器に邾を用いるのはこの一器のみで、他はみな鼄を用いる。

禾鐘は龢鐘。卹は愼。正卿の語は左傳にみえる。文末を大系に「䰜君霝君、第二君字、余初疑剔誤、非是、字在此殆叚爲聞」というが、文意が通じがたい。君とは君氏にして、定公の母君であろう。すなわち文公の元妃齊姜をいう。定公卽位のとき齊姜はなお在世であり、定公の嗣襲の際にも齊姜の配慮があつて、晉姬の生んだ弟捷菑に位を奪われることもなく卽位しえたことを、君の靈として感謝し、それに對揚する意味の語であろう。ゆえに文末に「君旨萬年」と、君氏に對する壽詞を以て結んでいる。

訓　讀

陸終の孫邾公釺、厥の禾鐘を作る。用て盟祀を敬卹し、年の眉壽ならむことを祈る。用て我が嘉賓と、我が正卿とを樂しましめ、君の靈に揚ふ。君以て萬年ならむことを。

參　考

王・郭何れも韻讀を加えていないが、祀・壽は之幽合韻、賓・霝・年は眞耕合韻である。字迹は篆體整齊、齊の大宰歸父盤に近く、器の時期も相接している。定公の子宣公牼に邾公牼鐘、その子悼公華に邾公華鐘があり、三代いずれもその鐘を殘している。

郳公牼鐘　四器

收藏　「器一、一江蘇呉縣曹秋舫藏、一儀徵阮氏藏」擵古　「歸安呉氏藏器」窓齋　「一藏呉中馮氏桂芬、後置之聖恩寺」貞松　「器二、一曹秋舫舊藏、器今歸歸安呉平齋觀察雲、一舊藏蘇州廣福寺、今佚」綴遺　「郳公牼鐘四、二在呉中」周存　「上海博物館」上海

著錄　二、懷米・下・三　兩罍・三・四　陶齋・一・一六　上海・八二」　一、貞松・一・一六　周存・一・補遺　綴遺・二・二三　大系・二一三　三代・一・四九・一　山東・郳・六　二、懷米・下・三　擵古・三之一・三八　兩罍・三・四　窓齋・一・二三　周存・一・三六　綴遺・二・二一　大系・二一四　三代・一・四九・二　小校・一・四八　山東・郳・五　上海・八一　三、貞松・一・一七　周存・一・三七　大系・二一五　三代・一・五〇・一　山東・郳・七　四、積古・三・二〇　擵古・三之一・三九　周存・一・三八　大系・二一五　三代・一・四八・二　山東・郳・四

考釋　全上古・一二　窓齋賸稿・八　大系・一九〇　文錄・二・六　文選・上一・一〇　積微居・四〇

器制　第二器について上海にいう。「高三八・二、舞縱一四・八、舞横一八・九、于縱一七、于横二一・四糎、重一三・六三瓩、此鐘鼓部飾龍紋、形制古樸、然較春秋前期及西周後期之鐘、形式有所不同、紋飾也漸趨精進」。いわゆる蟠虺文であるが、方形の雷文に近いものを以て構成している。

銘文は右欒より起り、鼓より鉦間、また左して左欒に及び、各〻二行五七字。

隹王正月初吉、辰才乙亥、鼄公牼擇厥吉金、玄鏐膚呂、自乍龢鐘曰、余畢龏威忌、鑄辞龢鐘二鍺、台樂其身、台匽大夫、台喜者士、至于萬年、分器是寺

郳公牼鐘

郳公牼は春秋襄十七年に郳子牼としてみえ、郳の宣公前五七三〜五五六。その三年正月朔に乙亥がある。以下は鐘銘の常語。玄鏐膚呂について大系にいう。

鏐者、爾雅釋器、黄金謂之盪、其美者、謂之鏐、説文云、盪、金之美者、與玉同色、又云、鏐、黄金之美者、禹貢、梁州貢璆鐵銀鏤、史記夏本紀集解引鄭玄云、黄金之美者、謂之鏐、此以鑄器、知所謂黄金者、實是銅、玄鏐、卽説文所謂與玉同色者也、膚呂與玄鏐對文、膚叚爲臚、黑色也、呂乃鐧省、此叚爲鑪

郳公華鐘に玄鏐赤鏞、叔夷鎛に玄鏐鏞鋁、邵鐘に玄鏐鏞鋁、吉日劍に玄鏐鎛呂とあり、膚・鏞・鏞・鎛は相通じている。説文金部一四上に膚に従うて「鐵屬、从金膚聲」とみえるものがそれであろう。積微居五〇頁にその説がある。膚呂のときは修飾語、赤鏞のときは名詞の用法となる。呂は〓と意象同じく、また材質をいう。鐘は懸繫して鼓つものであり、その聲音を整えるためにも、特に材質の精美なるものが求められたのである。畢龏威忌は恭愼の意。鍺は編鐘・編磬の數。周禮小胥「凡縣鍾磬、半爲堵、全爲肆」、鄭注「鐘磬者、編縣之、二八十六枚、而在一虡、謂之堵、鍾一堵、

磬一堵、謂之肆」、また左傳襄十一年「歌鐘二肆、及其鎛磬」の杜注に「縣鐘十六爲一肆」とあり兩説異なるも、その實際は叔夷鎛によつて推知することができる。その條に容庚氏の説を引いておいた。大系に小胥の文を「凡縣鐘磬各以半八枚爲堵、全十六枚爲肆」と解すべきであるという。容庚氏は兩肆一堵説である。

龢鐘二鍺とは、郭説によると十六枚にして一肆、容説では卌二枚となる。大系にいう。

洹子孟姜壺言、鼓鐘一銉、銉鍺均畢以鐘言、而不及磬、邵鷩鐘言、大鐘八聿、其竈四堵、竈者謂篷磬也、懷石磬云、擇其吉石、自作篷磬薛八・九二、蓋金樂以磬爲之篷、故謂之篷磬、亦謂之竈、鐘八聿、竈四堵、則磬數僅及鐘數四分之一、是鐘磬各爲堵肆、而不相滲合

磬を加えるときは、伴奏的に用いたものであろう。者士を攈古に引く翁同書の説に、都人士にして都士とするも、士庶子と同じ。諸父諸兄曾子仲宣鼎ということもある。寺は持守の義。文に韻讀あり、

大系に鍺・夫魚部、忌・士・寺之部をあげるが、王氏韻讀に呂魚を加える。また身・年眞もそれぞれ句を隔てて韻するものであろう。文にいう。

隹王の正月初吉、辰は乙亥に在り。邾公牼厥の吉金の玄鏐鏞鋁を擇び、自ら龢鐘を作る。曰く、余、畢龔威忌にして、辞が龢鐘二鍺を鑄る。以て其の身を樂しましめ、以て大夫を匽し、以て諸士に饎せむ。萬年に至るまで、分器を是持て。

邾公牼は左傳の經と合う。公・穀の經は牼を瞷に作る。積微居に、左傳の古經は金文と合うところが多いことを論じている。分器とは分與あるいは分置の器であろう。積古に「分器者、分所當作之器、書序、武王班宗彝作分器」という。己侯貉子毁に「己侯貉子、分己姜寶作毁、己姜石用□、用匄萬年」とあり、いわゆる分器で、分器を受けた己姜石がその器に銘している。龢鐘二鍺は、肆に分つて分與もしくは分置されたものと思われる。

邾公華鐘

著錄　通考・九五四　金匱・初・六三　上海・八二」積古・三・一八　攈古・三之二・六　周存・一・五　大系・二一六　綴遺・二・二四　三代・一・六二・二　小校・一・九〇　山東・邾・八　上海・八二　河出・二六〇　二玄・四六三

考釋　全上古・一二・一一　續古文苑・一　拾遺・中・九　韡華・甲・八　大系・一九一　文錄・二・六　文選・上一・一一　積微居・三八

器はもと河間の紀曉嵐の藏器。のち潘伯寅の藏に歸した。通考に「欒長約六寸八分、甬長約四寸一

分、鼓上飾獸紋」、金匱に「全高五七糎、闊二九糎、鐘之鼓・篆・舞三處、皆作盤夔紋」という。鼓文は淺く曲線的で、象首の變様文のようである。邾公釛鐘とおそらく器制の近いものであろう。銘は右欒より鼓右・鉦、また鼓左より左欒に及び、すべて九三字。文にいう。

隹王正月初吉乙亥、鼄公華擇厥吉金、玄鏐赤鏞、用鑄厥龢鐘、台乍其皇且皇考曰、余畢龏威忌、悉穆不彖于厥身、鑄其龢鐘、台卹其祭祀盟祀、台樂大夫、台宴士庶子、昚爲之名、元器其舊、哉公眉壽、鼄邦是保、其萬年無彊、子〻孫〻、永保用享

積古に邾を周と釋し、「周公華不見史傳、要亦王畿內食采爲卿士者」といい、莊述祖の邾と釋する說をとらないが、擴古以後邾公の器とする。邾公華は邾の悼公。左傳經昭元年に「六月丁巳、邾子華卒、秋葬邾悼公」とみえ、悼公前五五五～五四一をいう。文は父宣公の器である牼鐘に近い。金匱に赤鏞を赤錯と釋し、「錯、說文、金涂也、史記趙世家、剪髮文身、錯臂左衽、注錯臂亦文身、謂以丹青錯畫其臂、是赤錯卽塗以赤色之意」というが、玄鏐赤鏞は吉金の說明句とみられる。また乍

邾公華鐘

を胙にして報、畢を翼と釋する。さらに邾の悼公について、その在位十五年中、附庸の小邦を以てしばしば魯と爭い、晉の辱を受けながらも卓然として自立に努め、魯の臧孫氏のごときもこの地に亡命した事實をあげて、その强毅奮發の情が銘文の「叔穆不墜于厥身」と表現されているという。

隹王の正月初吉乙亥、邾公華、厥の吉金、玄鏐赤鏞を擇び、用て厥の龢鐘を鑄る。以て其の皇祖皇考を祚りて曰く、余は畢龏威忌、淑穆にして厥の身に墜さず、其の龢鐘を鑄て、以て其の祭祀盟祀を卹しまむ。以て大夫を樂しましめ、以て士庶子を宴せむ。昚しんで之が名を爲り、元器を其れ舊しうせむ。哉ち公の眉壽にして、邾邦を是保たむことを。其れ萬年無彊、子〻孫〻、永く保ちて用て享せよ。

王氏の韻讀に「元器其

舊哉」とよみ、哉を之部の韻とするが、舊が韻字。忌・祀・子・舊は之部、壽・保は幽部、疆・享は陽部の韻である。周存に器の原拓について、「吳中兩見別本、大於紀鐘、均有原器、細審文字行款、疑非眞虎、甲寅、於風雨樓忽見此本、據首尾印文、知器已歸廿鐘山館矣」とあり、僞本のあることが知られる。

邾君鐘　貞松・一・三　大系・二二八　三代・一・八・一　山東・邾・一〇」　大系・一九二　積微居・二三四

器影なし。貞松に鼄君求鐘と題する。欒銘縱約一九糎。銘は右欒・鉦・左欒にわたり、一六字。左欒下約三字空白。文はこれで終つているのであろう。

鼄君求吉金、用自乍其龢鍾鈴、用處大正

とあり、鍾鈴は鐘の自名として楚王領鐘に鈴鐘とみえる。大系に「求字乃動詞、非邾君名」という。邾君は邾公ではなく、あるいは邾公鈺鐘にみえる君であろう。尤も邾公の夫人の稱であるとしても、必らずしも文公の妃とも定めがたい。處について積微居に「處蓋假爲虡、白虎通號篇云、虡者樂也、用處大正、猶戲鐘云用樂好賓也、大正者、弭仲簠云同鄉大正、音王賓、按爾雅釋詁云正長也、大正蓋猶今言首長、左傳成公六年云、或謂欒武子曰、子爲大政、將酌於民者也、又昭公七年、子產對韓宣子曰、以君之明、子爲大政、其何厲之有、按大政與大正同、彝銘大正、義

相近也」という。處に虡に用いる例なく、㫚鼎「處厥邑」、井編鐘「寋處宗室」、叔夷鎛「處堣之堵」などによれば、大正とは場所の名である。班毀に「曰大政」の大政は器に與えた名であつて、本器の大正は、宮室の名であろう。「邾君、吉金を求め、用て自ら其の龢鐘鈴を作り、用て大正に處く」とよむべく、夫人自作の器とみられる。邾器は鈺鐘のみ字を邾に作り、他はみな鼄に作る。時期によつて、用字を異にするものであろう。鈴・正は耕韻。鍾鈴というのも押韻のためである。

邾公孫班鐘　夢郼・上・三」　周存・一・四八　三代・一・三五・一　小校・一・四五　山東・邾・一〇」

文選・下一・二

器は鼓・篆に蟠虺文を飾り、鈕には相對う屈身の獸を飾る。形制は鎛鎛に近いものであるが、右欒の銘の墨付きは約二〇糎であるから、小さな鐘である。銘は右欒より鉦・左欒に及び四七字、左鼓に泐蝕の部分がある。

隹王正月、辰在丁亥、鼄公孫班、擇其吉金、爲其龢鐘、用喜于其皇且、其萬年眉壽、□□是□、霝命無其、子〻孫〻、羕保用之

鼄字は上半を泐しているが、邾器にみえる字と比較して、鼄と定めてよいと思われる。

邾公孫班鐘

公孫班は史にみえない。字様も鈴鎛に似た屈曲のあるもので、宣・悼期のものであろう。喜を文選に大豐毀の「事喜上帝」の意とする。其・之は之韻、祖・□はおそらく魚韻で、合韻であろう。

邾叔之伯鐘　三代・一・一九・一　山東・邾・一二

器影をみない。右欒の字は二五糎あり、前器より稍しく大きいらしく、また鼓文は象首文とみられる。文は右欒・鼓より、鉦を經て左欒に及ぶ。泐損の字を加えて約四四字である。文にいう。

隹王六〔月〕初吉庚午、鼄叔之白□□、擇□吉金、用□鐘、□□□保用享、子〻孫〻、永□用□□□、用旂眉壽無疆

保字は貝に從う。泐損多くして文を屬讀しがたいが、鼓文は象首文の比較的古い形式を存し、字迹

も前器よりは下らぬものであるから、ここに錄しておく。

邾伯鬲　十二家・舊・二　通考・一六五」　攈古・二之二・一七・一八　窓齋・一七・八　大系・二二一　三代・五・三四・三　小校・三・七五

通考に「高三寸五分、肩飾竊曲紋一道」という。三足は殆ど器體と分つところがない。銘は口沿にあり、十五字。「鼄白乍媵鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用」と銘する。

邾　伯　鬲

邾伯御戎鼎　攈古・二之二・二四　大系・二二三　三代・三・三七・二」　餘論・二・一三　大系・一九三

器影なし。文三行一六字。「鼄白御戎、乍媵姬寶鼎、子〻孫〻、永寶用」という。御戎の名は、春秋にみえる八世の中になく、大系に「疑在春秋以前、然相去亦不遠」という。媵姬は媵國の女。邾・媵は通婚の國であったことが知られる。

邾來隹鬲　貞松・四・七　三代・五・二九　山東・邾・一四

器影なし。銘は口沿にあり、一三字。「鼄來隹乍鼎、萬壽眉、其年無疆用」。貞松に「文字倒植、當作鼄來隹乍鼎、其眉壽萬年、無疆用」であろうという。誤鑄として

も珍らしい例である。なお邾討鼎というものがあり、大系に錄するが、字迹庸劣にして、おそらく僞刻であろう。餘論・二・七に討を訧と釋すべしという。

邾大宰鐘　甲編・一七・二四　大系・二五〇　通考・九六五　故宮・上・二四一　貞松・一・七　大系・二二九　三代・一・一五・一六　山東・邾・一二

器は鼓部と篆部に蟠虺文を飾る。故宮に「通鈕高二二・二糎」という小鐘である。銘は器の陰陽にあり、字迹の明らかでないところが多い。文三六字。

鼄大宰叢子懿、自乍其御鐘、□□吉金玄呂、〔懿〕用過眉壽多福、萬年無疆、子〻孫〻、永保用享

という。叢はこの字を充てておく。綴遺に僕子耕、通考・故宮には子蘇と釋している。字は本器ではイに従い、簠銘では木に従う。甲編に「按鐘有特鐘、有編鐘、銘文曰從、非特鐘可知」と説くが、從は御の誤釋。字は走に従う異構の字である。過は匄・割と同音假借。文に「邾の大宰叢の子懿、自ら其の御鐘を作る。吉金玄呂……、懿用て眉壽多福を過む。萬年無疆、子〻孫〻、永く保用して享せよ」という。大系に疆・享を韻とするも、なお呂・福も魚之合韻である。

邾大宰簠　二器

邾大宰鐘陽面拓

著錄　筠清・三・五　攈古・三之一・一〇　敬吾・下・二三　奇觚・一七・二三　周存・三・一二三　綴遺・八・二三　大系・二二〇　三代・一〇・二四・一　小校・九・二〇　山東・邾・一三

考釋　韡華・丁・四　文錄・四・三　文選・上三・二一　積微居・七六

一は劉燕庭の藏器。また一は慈溪の葉夢漁より金蘭坡・徐樹銘の有となる。器影なし。文にいう。

隹正月初吉、鼄大宰叢子畱、鑄其饙𠥓、曰、余諾龏孔惠、其眉壽以饙、萬年無𣀈、子〻孫〻、永寶用之

叢は木に従う。叢の繁文であろう。韡華に、左傳僖三三年の邾の訾婁を公羊に叢に作り、この大宰の封地であるという。畱と前器の懿とは兄弟輩である。諾は若否の若。一器に饙簠の饙字なく、以饙を以用に作る。饙は押韻の字で惠・饙は脂部、𣀈・之は之部の韻である。「隹正月初吉、邾の大宰叢の子畱、其の饙簠を鑄る。曰く、余、諾恭孔惠にして其れ眉壽まで以て饙り、萬年無期ならむことを。子〻孫〻、永く之を寶用せよ」。積微居に、顧棟高の大事表には邾に大宰なきも、これによって補いうるという。魯の大司徒など、同様の例が多い。邾にはなお邾大司馬戟三代・二〇

・一九・二がある。

また叢伯というものに鼎三代・三・五二、五三、二銘があり、「龍叢白乍□嬴障鼎、其萬年眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用」という。邾は曹姓である。嬴氏は夫人であろう。

邾友父鬲　攈古・二之二・三〇、三一　從古・七・二四　敬吾・下・四八　周存・二・七二　愙齋・一七・八

　綴遺・二七・二九　大系・二二二　三代・五・三六・三　小校・三・七五　山東・邾・一六」大系・一

　九三　積微居・一八七・二七三

器影なし。銘は器の口沿にあり、一六字。「龍睯父朕其子□婖寶鬲、其眉壽、永寶用」という。大系に「睯父疑卽春秋邾子益之字、與魯哀公同時」とし、攈古に、杞邾通婚の器にして春秋以前とする許瀚の説を引く。積微居には小邾の器としていう。

按睯爲友之古文、友父之名、經傳無所見、春秋莊公五年經云、秋、郳犂來來朝、孔疏云、郳之上世、出於邾國、譜云、小邾、邾挾之後也、夷父顏、有功於周、其子友別封、爲附庸居郳、命爲小邾子、穆公之孫惠公以下、春秋後六世、而楚滅之、友卽此銘之友父也、若然、此器之作、遠在春秋以前也

また乍は刀肉に從う字で、胙の或字であろうという。すなわち左傳僖廿四年周公の胤六國の一の胙であるとする。小邾はのち郳と稱した。郳の一器を錄しておく。

鄁始鬲

　著錄　凝盦・二六」　攈古・二之一・二八　愙齋・一七・一四　簠齋・三・二八　奇觚・八・四　從古・

一六・一〇　周存・二・八一　綴遺・二七・二八　三代・五・二三・二　小校・三・六一　山東・

邾・一六

器は簠齋の舊藏。凝盦にいう。「高五寸、口徑四寸九分、口外深弦紋兩道、中刻粗夔紋十二段、而十二夔紋形式各有不同、實爲此器特別之點、自宋以來著錄之器逾萬、而花紋若此者、只玆一件、誠奇品也、此器足部形式、與仰韶發見陶鬲彷彿、而始字从女、鬲字亦與甲金諸文特異、知此器特古最近、亦商代前期之器也、通體外爲綠鏽、內部悉爲銀浸、光潤可鑒、聞係陝西出土、鬲本易見、然形製如是者、絶末前聞也」。器制は邾伯鬲に近く、時期も殆んど相接するものとみてよい。何れも邾器の特色を存するものであろう。銘は口縁にあり、八字。「鄁始□母、鑄其羞鬲」という。□は爲に乏を付した形に近い。綴遺に「此鄁伯當是郳之夫人、始姓之女、古姓之佚而不傳者正多矣」という。大鬲雙劍誃・上・九に二百に從う字がみえる。小邾は滕にあり、齊・宋に屬し、のち楚

鄁始鬲

に滅ぼされた。いわゆる少數異民族であるが、郲器に春秋以前のものがあるとすれば、その文化は早く中原の諸國に伍するものがあったとすべく、遺存の器數もかなり多い。

二二三、鑄公簠

出土　「此器出於齊東、或猶是都淳于時所鑄歟」王跋

收藏　「第一器、係日本某氏藏、第二器、不知藏誰氏」貞松　「長白盛氏藏」周存

著錄

器影　西清・二九・三　大系・一三五

銘文　周存・三・一三〇　古文審・八・三　貞松・六・三二　大系・二三七　三代・一〇・一七・二・三　小校・九・一五　山東・鑄・一二玄・四六五

考釋　王國維「鑄公簠跋」觀堂集林巻一八　大系・二〇〇　文選・下三・二

器制　二器。西清の圖樣によると、器腹に象首文を飾り、他は變樣夔文。第一器は蓋。四方正中に獸首を飾り、器上に出ており、第二器は兩耳獸首の器。西清に第一器「高三寸一分、深一寸八分、口縱七寸五分、橫九寸四分、重七六兩」といい、第二器もほぼ同じ。器制は鑄子叔黑臣簠と殆んど同樣である。

鑄公簠蓋

銘　文　二銘、五行二一字。

鑄公乍孟妊東母朕簠、其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用

王跋にいう。「楽記、武王克殷、封黃帝之後於祝、鄭注云、祝或爲鑄、呂氏春秋愼大覽亦云、封黃帝之後於鑄、古鑄祝同字、晉語、黃帝之子、二十五宗、其得姓者十四人、爲十二姓、任居其一、鑄爲任姓、其爲黃帝後之祝、信矣」。字はまた州・州吁に作り、淳于とも同じとされているが、州は姜姓、鑄は妊姓で、別の國族であろう。光緒初年、桓臺から鑄子叔黑𦣝鼎などが出土しているが、そこが鑄の地である。

鑄公、孟妊東母の賸簠を作る。其れ萬年眉壽、子〻孫〻、永く寶用せよ。

銘文の字様は、齊・魯の器に多くみられるものである。

参　考

鑄は古い傳承をもつ古族であるが、小國のためしばしば遷徙し、その器は齊東・桓臺・益都など山

東の各地から出土している。

鑄子叔黑𦣝簠　二器。一、十二家・雪・九　通考・三五二　貞松・六・二九　周存・三・一三五　大系・二三七　三代・一〇・一三・三・四　小校・九・一一　山東・鑄・三　二、窓齋・一五・一五　周存・三・一三六　綴遺・八・一七　大系・二三八　三代・一〇・一四・一・二　小校・九・一二　山東・鑄・三」　大系・二〇〇

器制について通考に「通蓋高五寸二分、口徑縱七寸、横八寸二分、腹飾象首紋、口與足及足内均飾竊曲紋、兩耳作獸首形、蓋器同、蓋口有四獸首下垂、以與器合」といい、また「光緒初年、山東桓臺出土、簠二・鼎盨匜各一」という。器蓋各二銘、みな四行一七字。「鑄子叔黑𦣝、肈乍寶𠥃、其萬年眉壽、永寶用」。大系に𦣝を頤の初文とし、「象形、象有重

鑄子叔黑𦣝簠

頷而上有鬚也、鬚色黑、故此鑄子名臣而字叔黑」というが、臣は姫・䣙にみられるように乳房の象。黑臣は必らずしも字名とはしがたい。文に「鑄子叔黑臣、肇めて寶簠を作る。其れ萬年眉壽、永く寶用せよ」という。字迹は鑄公簠と似ている。同出の器はそれぞれ著録されている。

鑄子叔黑臣鼎　貞松・三・一〇　周存・二・四八　三代・三・四〇・一　小校・二・七三

貞松に「光緒初、靑州出土、同出者有數簠、不知尚有他器否」とあり、出土後分散したものであろう。器名を寶鼎に作るほか、文同じ。

鑄子叔黑臣盨　貞松・六・三九　山東・鑄・四

貞松に「吳縣潘氏滂喜齋藏、鑄子諸器、傳世者簠最多、簠與匜鼎、僅各一器耳」とし、器名を寶𣪕とよんで𣪕とするが、その字は盨である。

叔黑臣匜　貞松・一〇・三四　三代・一七・三〇・二　山東・鑄・四

貞松に「據吳縣吳氏愙齋拓本入錄」とあり、愙齋の藏器。文に「□叔黑臣乍寶匜、其永寶用」という。文首の一字は泐損してよめない。別に鑄侯・鑄叔の器がある。

鑄侯求鐘

鑄侯求鐘　貞松圖・上・二」

貞松・一・四　三代・一・九・一　山東・鑄・一

器制頗る奇異。兩欒より舞上にかけて直梁あり、乳甚だ大。鉦間に上下に交わる變樣夔文を飾り、鼓部・篆間・兩梁にも同種の文樣を附している。歐米一六〇・通考九五八に相似た器制の一鐘を錄する。銘は兩欒にあるらしく、字間約二〇糎。「鑄侯求乍季姜朕鐘、其子〻孫〻、永享用之」という。この器によつて、鑄を姜姓とする說があり、吳氏の金文世族譜に鑄を姜姓に屬するが、器は異姓の女のために媵するものであろう。陳槃氏の大事表譔異冊五・四四七葉に「按鑄侯作器媵季姜、不必季姜卽鑄女、諸侯嫁女、同姓媵之、異姓亦然、成九年經、夏、季孫行父、如宋致女、晉人來媵、又十年經、夏齊人來媵、此類卽媵異姓例也」と論ずる通りである。

鑄叔皮父𣪕

著錄　攈古・二之三・六七　筠淸・三・三八　愙齋・一一・二〇　奇觚・三・二六　敬吾・下・一　周存・三・四九　三代・八・三八・一　小校・八・三六　山東・鑄・五

考釋　　餘論・二・二八　文錄・三・三二

文選・下二・二七　積微居・二四一

器は浙江平湖の朱建卿藏。器影なし。銘四行三二字。

隹一月初吉、乍鑄叔皮父隮毁、其□子用享考于叔皮父、子ゝ孫ゝ寶皇、萬年永用

文錄に「作鑄連文、見齊侯鐘及守敦」というが、やはり鑄の器とみるべきであろう。

作器者を著けず、「享考于叔皮父」とあり、その子の作器である。子上の一字を攈古に「龔定盦釋民、何子貞釋仲、朱建卿釋妻、許印林釋弟、皆未確」とし、文錄に「妻字稍泐、猶可辨識、或釋婗、釋胄、釋弟、皆誤」という。餘論に女由に從うて胄の假借字とする。寶皇を文選に皇萬とつづける。おそらく皇・用は韻字であろう。祭器にして作器者の名をあらわさぬものである。

なおこの器と同名の叔皮父の作器があり、貞松五・三九・三代八・三〇・二・小校八・二八に著錄する。文五行二七字。「叔皮父乍朕文考□公眔朕文母季姬隮毁、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用□圖象」と銘する。□は弗に似た字形で、貞松・小校に何れも弗と釋するが、積微居二四一頁に、說文我部一二下に義の或體として羊弗に從う字があり、王引之の讀書雜志墨子・卷一・二葉に、晉姜鼎を引いて弗我の

字形の類似を證するのを引く。晉姜鼎の三字は何れもなお鋸牙の象を存しており、この字と必らずしも同じでない。また作器者の叔皮父と前器の叔皮父とは同名であるが、同一人であるか否かを確かめがたい。一應參考器としてここに加えておく。

鑄叔簠　　錄遺・一七四、器蓋二銘　一二玄・四六六　「鑄叔乍嬴氏寶匿、其萬年眉壽、永寶用」とあり、來嫁した嬴氏のための作器である。鑄の諸器は字樣殆んどみな同じ。

二二四、薛侯盤

器名　叔妊盤 擽古・陶齋

收藏　「山東諸城劉氏藏」擽古

著錄

器影　陶齋・三・三八　大系・一五五　獲古・四〇

銘文　擽古・二之二・八五　敬吾・上・二　周存・四・一一　筠清・三・八三　清愛・四　綴遺・七・三三　大系・二二二　三代・一七・一三・二　小校・九・七四　山東・薛・一　二玄・四六七

考釋　王國維「釋朥」觀堂集林卷六　大系・一八九

器制　附耳三獸首足の盤。器腹に變樣夔文、圈足部に鱗文を飾る。陶齋に「高五寸三分、深二寸九分、口徑一尺六寸七分、耳高三寸一分、闊二寸八分」という。

銘文　四行二〇字

薛侯乍叔妊襄朕般、其眉壽萬年、子〻孫〻、永寶用

薛は辥形の字。餘論二・五に龍の省文とするも、王氏の釋朥に「此薛國之本字也、𡴀字其音古讀如辥、此字从月𡴀聲、與薛字从艸辥聲同、朥爲任姓之國、其爲滕薛之薛、審矣」という。襄は蘇甫人匜・盤にみえる襄の從うところと同じ。文に「薛侯、叔妊襄の媵盤を作る。其れ眉壽萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ」という。

薛侯盤

參考

同銘の器に匜窓齋・一六・二一 周存・四・二四 大系・二二二 三代・一七・三六・一 小校・九・六三 山東・薛・一があり、器名を朕匜に作る。文左行、行款に亂れがあり、年字旁書、僞銘と思われる。また薛侯鼎攈古・二之一・三二 大系・二二二 綴遺・四・一六 餘論・二・五 韡華・乙・上・一六に「薛侯戚乍父乙鼎彝、史」と銘する。大系新版一九〇に「鼎疑𪔂字之殘」という。史を韡華に「疑史官所紀」、大系に「史者薛侯之史官所書之下款」とするが、古い圖象の用法であろう。薛は黃帝の子十二姓の一で妊姓。遠祖奚仲は薛に居り、夏の車正左傳定元年となり、湯の左相仲虺もその族であるという。薛の故城は滕の南四十里にあり、春秋の後にもなお祀を存し、戰國に入つて滅んだ。

滕虎段

器　名　然虎敦攈古　然虎彝積古　朕虎敦夢鄣

時　代　「周中葉以後」王國維　「或屬于（西周）前期」通考

收　藏　「山東海豐吳氏藏」攈古　「貞松堂藏」貞松

著　錄　一、雙劍誃・上・一七（蓋）　貞松・圖・上・三四　大系・一二三（蓋）　二、夢鄣・上・二七　通考・二九三　大系・七三　二玄・四六九」　一、積古・五・二八　攈古・二之二・四　貞松・四・四五　周存・三・一一〇　大系・二二一　三代・七・二九・三　小校・七・四〇　山東・滕・二（以上、第一器蓋）　二、攈古・二之二・五　大系・二二一　三代・七・二九・四　小校・七・八六　山東・滕・二（以上、第一器器）　三、大系・二二二　三代・七・二九・一　二玄・四六六（以上、第二器器）

考　釋　王國維「釋滕」集林・六　韡華・己・七　大系・一八九　文錄・三・三七　文選・下二・二九

器　制　第一器の蓋は雙劍誃に著錄。正中の獸首を挾んで左右に鮮麗な顧鳳文を附している。器は貞松圖に錄し、兩獸耳に珥あり、圈足下に方座がある。口緣と方座とに、蓋と同樣の顧鳳文を飾り、圈足に斜格雷文を付している。器制は西周中期を下ることのないものである。この器蓋について、通考に「未審相合否」という。尺寸がなくて、これを確かめがたい。第二器について通考に「大小未詳、口及方座、均飾鳥紋、足飾斜格雷紋、兩耳作獸首形、有珥」とあり、失蓋。器制は第一器と全く同じ。銘文合せて四銘、各〻三行一四字、一銘左行。

滕虎段

滕虎敢肇乍厥皇考公命中寶障彝

滕は火に從う形に作る。王國維の釋滕に「禮記檀弓上、滕伯文爲孟虎齊衰、其叔父也、爲孟皮齊衰、其叔父也、然則虎爲滕伯文叔父、其父本是滕君、此敦云、滕虎敢肇作厥考公命中寶障彝、是此敦之滕虎、卽檀弓之滕孟虎之證、鄭注檀弓、以伯文爲殷時滕君、今觀此敦文字、乃周中葉以後物、然則此敦不獨存滕薛之本字、亦有裨於經訓矣」といい、通考に「案此乃西周器、以花紋觀之、或屬于前期、王

先生謂為周中葉以後物、未免過晩」とする。垂豚のある顧鳳文は、昭穆期に最も行なわれたもので、西周中期の器とみてよいようである。

大系に滕虎敢を人名とし、「今案虎當是字、檀弓稱孟虎卽其證、敢乃名」といい、漢碑費鳳別碑に闞を金虎に從う字に作る例があり、虎・敢は名字對待をなすという。金文に「肇作」という例が多く

「敢肇作」は虢叔旅鐘「敢肇帥井皇考威儀」というのと語例同じ。敢は致敬の語である。文に「滕虎、敢て肇めて厥の皇考公命仲の寶障彝を作る」という。

滕虎・命中は春秋の滕譜に入らぬ以前の人である。滕は文王の昭たる四國の一。春秋時の世譜はほぼ左傳にみえ、春秋後も文公は孟子に學んで古禮を修めた。のち前二九六年に及んで滅んだ。器は夢郼の影片によると水銀色の瑩光を發するような光澤を感じさせるもので、西周中期の優品の一としてよいものである。

滕は古國であるが國小さく、彝器としては他に滕侯蘇𣪘一器があり、銘のみを存する。また滕侯耆嚴窟・下・四三　三代・一九・三九・三・滕侯昊徴秋・下・五五　貞松・一〇・二六　三代・二〇・一三・三の戈・戟があり、前者は壽縣の出土嚴窟・卷下である。徴秋に羅・王二家の跋記がある。

滕公蘇𣪘　攈古・二之二・八六　周存・三・補遺　大系・二二一　三代・八・九・一　山東・滕・一

山東海豐の吳式芬舊藏。銘三行二〇字。「滕侯蘇乍厥文考滕中旅𣪘、其子〻孫、萬年永寶用」という。滕仲は前器の命仲と同じく、その家は仲を以て稱するものであろう。旅𣪘の旅について、大系一八八に「此旅字當解為周禮大宗、國有大故、則旅上帝及四望之旅、祭也、舊說旅為祈禱天地山川、實則祀人鬼、亦可稱旅、

彝銘多見」というも、人鬼旅祭のことは證をえがたく、旅宮の器としてよい。寶字異構。文に「滕公蘇、厥の文考滕仲の旅𣪘を作る。其れ子〻孫、萬年まで永く寶用せよ」という。滕は宣公嬰齊以後前六四一の名が左傳にみえるが、それ以前ではただ滕侯・滕子という。字迹はかなり古く、前器より稍しく時期の下るものであろう。

二二五、郜季故公𣪘

収　藏　「器二、一山東海豐吳氏藏、一江蘇江寧甘氏藏」攈古　「銘二、一海豐吳氏藏、一嘉興李氏藏、李藏疑葢也」周存

著　錄

銘文　積古・六・四　攈古・二之二・一三　山左・七　奇觚・一六・二九　金索・一・四七　從古・一・一八　周存・三・八四　大系・二二二　三代・七・三三・六,七　小校・七・九二

考　釋　何紹基「跋郜季敦拓本」東州艸堂文鈔卷六　大系・一九四

銘　文　二銘、各三行一五字。

寺季故公乍寶𣪘、子〻孫〻、永寶用享

寺は郜の省。大系に「季故・公殆一字一名、公通工、事也、故者做也」というが、みな後世の訓である。またその國について、「春秋襄十三年、夏、取郜、杜注、郜小國也、任城亢父縣、有郜亭、公羊作詩、以爲邾婁之邑、葢郜初爲邾所滅、而魯復取之也、說文、郜、附庸國、在東平亢父郜亭、

卽杜注所本、故城在今山東濟寧縣東南」と說く。別に杜注左傳襄十八年に「平陰西有郜山」とみえ、亢父の地とかなり遠い。陳槃氏の大事表譔異冊五、四四四葉に「疑郜舊居郜山、迫于齊而南下、最後則爲魯所滅也」とあり、郜造遣の器は東平から出ている。

積古に「郜季殆亡國、寓公故曰故公也」というが、字迹は亡國前五六〇以後のものとはみえない。あるいは東遷前後にまで遡りうるものであろう。郜季の器に郜季鬲三代・五・三七・一があり、「寺季乍孟姬□母後鬲、其萬年、子孫用之」という。後鬲とは他にみえない語である。

郜遣𣪘

郜遣𣪘

著録　甲編・一二・三七　善齋・禮七・七三　大系・一二二」　積古・六・六　山左・七　金索・一・三二　攈古・二之三・二八　從古・一一・二六　敬吾・下・一六　窸齋・九・二　周存・三・五九　大系・二二三　三代・八・二〇・三　小校・八・二〇　山東・鄀・四

考釋　文錄・三・三六　文選・下二・二八

器は兩獸耳、三小足の瓦文段。器蓋の口沿に變様夔文、圏足部に鱗文を飾る。善齋に「身高九寸一分、口徑八寸半、底徑八寸九分」という。器蓋二銘、四行二四字。

鄀遣乍寶段、用追孝于其父母、用易永壽、子〻孫〻、永寶用享

遣は㠯に從う。やや異構の字であるが、遣であろう。考妣といわずして父母というのは、珍らしい例である。「鄀遣、寶段を作る。用て其の父母に追孝す。用て永壽を賜はらむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ」。段・壽幽部と母之部と合韻であろう。同銘の盤周存・四・一〇　小校・九・七五　山東・鄀・五があり、周存に「現歸瑞典」という。器名を寶般に作る。

鄀造遣鼎　貞松・二・四五　周存・二・五六　大系・二二三　三代・三・二四・五　小校・二・五六　山東・鄀・六」　大系・一九四

山東に「是鼎、光緒閒出土於東平縣」という。銘二行一二字、「鄀造遣乍寶鼎、子〻孫〻、用享」と銘する。大系に造遣を一字一名とし、遣・造に遝諧の義ありというが、一人とすれば遣は單名であろう。鄀造鼎周存・二・補遺　小校・二・七七に「鄀造作姬□賸羞鼎」とあり、鄀造と稱している。

鄀伯鼎　寶蘊・上・二五　乙編・一・四七　倫敦・一八　通考・六八　大系・三三」　積古・四・一四　山左・六　攈古・二之二・五八　大系・二二四　三代・三・四六・一　山東・鄀・二」　大系・一九五

通考に「通耳高九寸五分、附耳、腹飾竊曲紋二道」といい、毛公鼎の前に列している。附耳の鼎は大鼎などからみえるもので、本器は文様も比較的古い。銘は口上にあり、二〇字。

鄀伯鼎

鄀白肈乍孟妊善鼎、其萬年眉壽、子〻孫〻、永寶用

という。鄀は他器によると姬姓の國とみられ、大系に「此鄀伯爲其妻所作器、蓋鄀與妊姓之國、爲婚姻也、與鄀相近之國、薛祝均妊姓、不知孰是」という。積古等に鄀季鼎と題するのは誤釋である。

鄀伯祁鼎　類徵・二　貞松・三・一五　周存・二・四二　大系・二二四　三代・三・四九・一　小校・二・八四　山東・鄀・一　二玄・四七〇」　大系・一九五

口に流あり、前器と同じく銘は口沿に加えられている。銘二一字。

鄀白祁乍善鼎、其萬年眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用享

無疆・永寶の二字合文。大系に「此與前鼎、文字款

式、如出一人手筆、當是一時所作、祀卽鄀伯名」という。字を祀と釋するが、冃に従う字である。

鄀伯鬲　三器　山東・鄀・二

「寺白乍□中姬羞鬲」とあり、三器とも中の上一字を泐している。山東に「寺白鬲四器内一器文字漫滅、與邾義白鼎・孟□父𣪘・京叔盤・孟嬴匜等、同出滕縣安上村」という。民國廿二年春、

寺伯鬲四器を含め、十二器が出土したうちの一器である。

二二六、曾伯霥簠

時　代　「宣王九年」厤朔・劉節　「此器在春秋之前」綴遺　「春秋初年」大系　「魯僖十六年」攈古・從古　「魯僖十八年」屈釋

收　藏　「器二、一浙江慈谿葉夢漁藏、一山東濰縣陳氏藏」攈古「一歸陳壽卿、以之名齋、卽自謂初得古器之一者、一歸慈谿葉夢漁湖海閣」周存　一、「此器原藏在阮芸臺的家裏」小校跋「後來燬於火」大系　二、「舊爲寧波周小崖所藏、今歸陳壽卿」綴遺「現則不知流落在什麽地方」屈釋

著　録
器影　一、大系・一三二　屈釋・四一〇
銘文　一、積古・七・七　攈古・三之二・一一　奇觚・一七・二五　周存・三・一一九　簠齋・三・二九　綴遺・八・一七　大系・二〇七　三代・一〇・二六・一　小校・九・二三　山東・曾・一　二玄・四七
一　二、攈古・三之二・一二　從古・二・一九　奇觚・五・二六　窓齋・一五・二　周存・三・一二〇　綴遺・八・二〇　大系・二〇七　三代・一〇・二六・二　小校・九・二二　山東・曾・二

考　釋　全上古・一三・七　拾遺・中・二八　韡華・丁・四　大系・一八六　文錄・四・一　文選・上三・一九　積微居・七〇　屈萬里「曾伯霥簠考釋」集刊卅三本・民五一　書傭論學集所收

器制　拓影のみを存する。兩鐶耳。器腹に蟠螭文、足に鱗文を飾る。蟠螭文はあまり細密なものでなく、叔朕簠通考・三五五に近い。

銘文　二銘。一一行九二字。第二器は皇下の祖、曾下の伯を脱している。

隹王九月初吉庚午、曾白霥、哲聖元武、元武孔黹、克狄淮尸、印燮繁湯、金道錫行、具既卑方、余擇其吉金黃鏞、余用自乍旅匿、目征目行、用盛稻粱、用孝用享、于我皇且文考、天易之福、曾白霥、叚不黃耇萬年、眉壽無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之享

霥は黍あるいは黎に従う字にも釋されているが、いま字のままに釋する。字は樹液の漆を示す象に従う。哲は聖梯の𠂤を斤でうつ形に作り、心に従う。その敬虔の情をいう字であろう。元武は各重文。分讀する例である。黹は積古以下業と釋するも、大系に「乃常之異文、説文、常下帬也、从巾尙聲、裳、常或从衣、此从巾从黹省、𢀶常若裳乃形聲字、此乃會意字、此讀爲堂皇之堂、高也、盛也、聲正入韻」という。綴遺に光、拾遺に希と釋する。積微居に孫説を是とし、黹・夷を韻とするが、希では文意が順でないようである。

曾伯霥簠

白鶴美術館誌　第三九輯　二二六、曾伯霥簠

屈釋に黼にして上文の午・武と韻するという。字形は黼黻の象にして、彰著の意をとるものであろう。

淮は繁文。狄は詩大雅抑「用逷蠻方」の逷の義。綴遺に北狄淮夷と解し、「意宣王中興、王靈猶振、故曾雖小國、亦有克狄及淮夷之事歟」というも、魯頌泮水に「狄彼東南」に作るものと同じ。印は抑。繁は緐邑に従う。繁湯を屈釋に繁湯とし、その地を「此地在現今河南新蔡縣東北約七十里的地方、在淮水以北」という。齊魯より淮南に通ずる道で、南金輸入の要路であったらしく、ゆえに下句に「金道錫行」という。文錄に「金道產金之地、行亦道也、此言產金錫之區、皆已入版圖、歸我方域」という。大系に詩魯頌泮水「憬彼淮夷　來獻其琛　元龜象齒　大賂南金」、また考工記「吳粵之金錫、此材之美者也」を引く。

古くこの方面は南金の貢輸の道であつた。具は俱、卑は使役、方とは常の意。こうして再び南金貢輸の道を開き、その功を記念してこの器を作るをいう。黄鏞は作器の材質をいうものであるが、大系に「以銅所爲之鑪今言火盆、言毀銷之、以爲彝器也」とする。金文に玄鏐赤鏞、玄鏐鏞鋁という例が多く、この場合銷金の解は適當でない。屈釋に「鏞、是不是鑪字、還難肯定、但它可能是銅的一種、猶如剛硬的鐵、而別叫作鏤一樣」とするのがよい。行・旅はいずれも祭器をいう。本廟外の祀處に用いるもので、のちの旅宮・行宮はその意をとる。用孝の孝は食に從う。末文は詩の小雅南山有臺「遐不黃耇」の意。

文押韻、午・武・滯魚部、湯・行・方陽部、鏞・匿魚部、行・粱陽部、考・福幽之合韻、疆・享陽部の諸韻である。積微居に滯を希とよんで希・夷を韻とし、また考・耇を幽侯合韻、「盠全文自天錫之福一句外、無句不韻」というが、考・福を韻とする方がよい。

訓　讀

隹王の九月初吉庚午、曾伯霥、哲聖元武にして、元武孔だ滯(あきら)かなり。淮夷を克遏し、繁湯を印燮す。金道錫行、具に既に方あらしむ。余、其の吉金黃鏞を擇び、余用て自ら旅簠を作る。以て征し以て行し、用て稻粱を盛る。我が皇祖文考に、用て孝し用て享せむ。天之に福を賜はむ。曾伯霥、叚ぞ黃耇萬年、眉壽無疆ならざらむ。子〻孫〻、永く之を寶用して享せよ。

參　考

曾はまた鄫に作り、姒姓。禹の後と傳える。別に姬姓の曾があり、漢陽諸姬の一であろう。山東の曾もかつて河南にあり、のち山東に播遷したものと思われる。杞と同姓の國である。春秋襄六年前五六七、莒に滅ぼされ、のちその地は魯に入つた。存滅の次第については、陳槃氏の大事表譔異册四・二九八葉に詳しい。またこの曾を姬姓にしてもと陳留にあつたものとする劉氏楚器考釋の舊說については、屈釋にその辨正がある。

器の時期について、宣王期の淮夷討伐吳其昌、金文厤朔疏證・五・二六、劉節、壽縣所出楚器考釋、古史考存魯僖の淮夷討伐攈古引張石匏說・從古、また繁湯の名が晉姜鼎にみえるので、その器と同じく春秋初年とする大系の說などがあるが、器制・文樣からみて、春秋中期のものであろう。屈釋に簠の行なわれた時期と器制・花文、銘文の文辭と字迹、曾滅亡の時期、曾と淮夷との緊迫關係からみて、魯僖說をとり、結論していう。

按僖公十九年春秋經說、夏六月、宋公曹人邾人、盟于曹南、鄫子會于邾、己酉、邾人執鄫子、用之、左傳說、宋公使邾文公、用鄫子于次睢之社、欲以屬東夷、此被用爲犧牲的鄫子、當卽是參加僖公十六年、淮夷戰役的鄫國之君、也就是曾伯霥簠中、號稱曾伯的霥、而淮之戰、約結束在僖公十七年的春夏間、那麽、此簠的作成、當在魯僖公十七年夏、到十九年夏、這兩年的期間、恰巧僖公十八年九月的初吉（初八日）有庚午、可知此器之作、必在這時候了

魯僖征淮のことは、僖十六年「冬十有二月、公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男邢侯曹伯于淮」經、「十

二月、會于淮、謀鄫、且東略也、城鄫、役人病、有夜登丘而呼曰、齊有亂、不果城而還」傳とみえ、鄫は淮夷攻伐の據點であつた。その征役のことは詩の魯頌泮水・閟宮に「憬彼淮夷　來獻其琛」・「奄有龜蒙　遂荒大東」のように歌われている。また書の費誓も書序に伯禽入封のときとしているが、屈教授は魯僖の誓師の辭であると解する。その説はみな徴ありというべきである。

晉姜鼎に繁湯の名がみえ、郭氏はこれによつて「此簠與晉姜鼎同時、彼云征繁湯原、此云印燮繁湯、蓋晉人與曾同伐淮夷也、作器亦同在九月、彼在乙亥、此在庚午、先彼五日、彼云勿灋文侯覵命、知不得在文侯以前、或即文侯時事、亦有可能、要之、二器均春秋初年之物」とするが、晉姜鼎には繁湯の吉金を征取することをいい、必らずしもこの器にいうところと同じではない。

曾伯陭壺

曾伯陭壺

著録　倫敦・四五　K氏・
三五　通考・七二　故宮
・上・一一四」 貞松・七・
三二　大系・二〇八　三代
・一二・二六・一、二、二七・一　山東・曾・三

考釋　大系・一八六　文錄・四・二〇　文選・上二・二

通考にいう。「通蓋高一尺三寸、口徑四寸二分、蓋飾蓮瓣形、兩獸耳銜環、口及腹飾環帶紋、蓋及頸飾竊曲紋、足飾垂鱗紋」。波狀文は口と腹部二層に加えられ、華麗な制作である。新出の湖北の曾器である曾仲斿父壺と、器制の近いことが注意される。銘は器内一〇行、蓋は蓋外口外にめぐらされ、四一字。文にいう。

隹曾白陭、廼用吉金鐈鎣、用自乍醴壺、用卿賓客、爲德無叚、用孝用享、用易眉壽、子〻孫〻、用受大福無疆

大系に「用鐈鎣作壺、亦毀舊器、而鑄新器、鐈、説文云、似鼎而長足、廣雅釋器云、釜也、鎣是礬首銅」と改鑄の器とするが、吉金と鐈鎣とは對文、吉・鐈は修飾語とみてよく、鎣もまた材

質をいう語であろう。吉金黃鏞・吉金鎛鋁などと語例同じ。馬轡の類を吉金ということは考えがたい。無叚を文選に「老子、善言無瑕謫」の意とするが、無期・無疆に近い語であろう。文にいう。

隹曾伯陭、廼ち吉金鐈鋚を用て、用て自ら醴壺を作る。用て賓客を饗し、德を爲むること叚（かぎり）無く、用て孝し用て享し、用て眉壽を賜はむ。子〻孫〻、用て大福を受くること無疆ならむことを。

文は用の字を多用している。大系に壺・客・叚魚部、孝・壽幽部、享・疆陽部を韻とするが、鋚が鋁・鏞などと通用の字ならば、また魚部に入りうる字である。

曾諸子鼎

著錄　善齋・禮一・六三　雙王・一一　善齋圖・三四
通考・七六」　攈古・二之二・三七　敬吾・上・四〇
周存・二・補遺　三代・三・三九・三　小校・二・七
四　山東・曾・七

考釋　餘論・二・一四　韡華・乙上・二三　文錄・一・三七　文選・下一・二〇

通考にいう。「通耳高八寸八分、附耳、腹飾竊曲紋及鱗紋、足飾饕餮紋」。器は無叀鼎を附耳にしたような

曾 諸 子 鼎

器で、附耳鼎としては早期のものである。銘四行一八字。「曾者子□、用乍□鼎、用享于且、子〻孫〻、永壽」という。祖には多く皇祖・先祖といい、祖と單稱することは殆んどない。器は眞器であろうが、銘に疑うべきところがあり、永壽二字を文末におくのも語例に合わない。おそらく僞刻であろう。餘論・韡華に第四字を爨と釋するが、字形漫患、鑄銘ともみえない字である。

曾子仲宣鼎

貞松・三・二五　大系・二一〇　三代・四・一五・三　山東・曾・四」　大系・一八七　文錄・一・三七　文選・下一・二〇　積微居・一一八

器影をみない。銘六行三五字。文にいう。

曾子中宣遣用其吉金、自乍寶貞、宣喪用雝其者父者兄、其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

大系に「仲宣乃一字一名、由下單稱宣、可知」というが、仲叔は略していうことが多い。また遣を「讀爲肇、始也」といい、積微居に肇にして發聲の辭であり、「大都無義可說」とするが、文例によると肇啓・繼續の意のある字である。文選に肇造通用の說がある。宣喪を大系に「猶洹子孟姜壺言、洹子孟姜喪、謂宣之親喪也、蓋曾子新立、其喪服將除、爰初作器、以饗燕親族也」とし、楊氏は尙・爽の假借字で庶幾の意とする。康誥に爽を庶幾の義に用いる例がある。雝は和樂、のち饔飱の意となる。文に「曾子仲宣、遣（はじ）めて其の吉金を用て、自ら寶鼎を作る。宣喪（ねが）はくは用て其の諸父諸兄を雍（たのし）ましめむ。其れ萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶として用て享せよ」という。文末の兄・疆・享は陽部の字である。

大系錄入の銘は唐蘭氏の藏幅で陳德大の跋記があり、「鼎高當劉歆銅尺一尺二寸三分、純緣盤夔文、

腹魚鱗文、三足已折缺、前人仿饕餮圓足補之、朱翠花紋判然也」、「文小而渾厚、與曾伯霥簠拓本、體勢相似、此鼎銅質、既定爲三代、其文陷入處、猶存鎔金合笵之迹、因取以顏其居」という。器は曾諸子鼎に似たものであるらしいが、本器も補修の器である。

曾子綏簠　三銘。

著錄　周存・三・一四五　又、三・補遺　貞松・六・二五　大系・二〇九　三代・一〇・六・三、四　又、七・一　小校・九・五　山東・曾・五

考釋　韡華・丁・一　大系・一八七　積微居・一四九　文選・下三・二

器影なし。三銘のうち二銘は字迹疎鬆、僞刻であろう。文三行一一字。「曾子綏、自乍行器、則永祜福」。綏は尾下に小を加えた形で、師㝨𣪘にみえる形綏はその字に作る。大系に「从尾沙省聲」というが、もと綏飾の象形字であろう。則は積微居に古音載と同じとする說がある。祜福は儀禮士冠禮の加冠の祝辭に「眉壽萬年、永受胡福」とみえる胡福と同じ。

曾子簠　武英・三八　通考・三六四　大系・一三九　故宮・下・二〇三　貞松・六・三一　大系・二〇九　三代・一〇・一六・二　小校・九・一四　山東・曾・六」　大系・一八七

盞。通考に「高三寸二分、口縱七寸三分、橫九寸七分、通體飾蟠虺紋、

曾子簠

口旁有六獸首上出」とあり、淺い蟠虺文を飾る。銘四行二〇字。「隹正月初吉丁亥、曾子□自乍飤匿、子孫永保用之」という。大系に「此器由字體觀之、大率亦離滅國不遠、器全體施以淺刻糾虺紋、乃一部分外國學者所謂秦式、根據此器、可斷定此等樣式、在春秋中葉時已有之」という。この器の文様は、すでに形式化の進んだ細密なものである。

曾子遇簠　二器。

著錄　貞松・六・二四　又、補上・三〇　大系・二〇九　三代・一〇・一・五、六　小校・九・一　山東・曾・七　二玄・四七二」　大系・一八七　積微居・一二一

器影なし。銘二行六字、「曾子遇之行匿」という。大系に「此器字體、與叔夷鐘・𪓐章鐘等相似、蓋春秋中葉前後之器、春秋襄六年書莒人滅鄫、又昭四年書九月取鄫、蓋鄫滅于莒、降爲附庸、後復叛而歸魯、故又取于魯也、器或作于襄公之世、唯不得在昭四以後」という。字迹を以ていえば蔡侯𪓐盤の字に最も近く、その器は春秋末葉のものである。積微居に「疑此爲孔門曾子所制器也、郭錄此爲鄫國器、說之云、此器字體、與叔夷鐘・𪓐章鐘相似、按𪓐章爲楚惠王、知其器正在春秋末葉、此與曾子時代正相合也」というも、曾子は曾子仲宣の曾子で、曾參字は子與とよむべきではない。すでに曾子と稱しているのは、莒の征服を受けたのちのことであろう。なお「隹曾子白䧹□自乍䧶匿」貞松・一〇・三四　三代・一七・二八・五と銘するものがある。

曾大保盆

著錄　善齋・禮八・五九　善齋圖・一〇〇　雙王・一五　頌齋・續・四八　通考・八八〇　大系・一六二」　貞松・一一・八　周存・四・三七　大系・二一一　三代・一八・一三・一　小校・九・一〇〇　山東・曾・八」　文錄・四・三二

曾大保盆

通考にいう。「高三寸七分、口徑八寸一分、脣廣六分半、斂口廣脣、兩獸耳、無足、腹飾竊曲紋兩道」。器腹にふくらみなく、晉公盦に似た形である。もと水器であるが、周禮牛人注に盛血、禮記禮器注に炊器、荀子富國注に量器として、また莊子至樂に「鼓盆而歌」とみえ、通考に五者の用ありとする。銘三行二一字、腹旁にあり、反文。文に「曾大保會叔亟、用其吉金、自乍旅盆、子〻孫〻、永用之」という。會は鹿に從い、兩角を付しており、大系一八八に「盝如今之馴鹿」という。曾は古く鄫に作り、卜文續・三・二四・五にみえ、金文にもその字に作るものがある。鄫鼎三代・二・五一・三　綴遺・四・一八のほか鄫子

子奠伯鬲三代・五・四三・四　十二家・遐・七　通考・一六六があり、「鄫子子奠白乍隮鬲、其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永寶用」という。器は三棱のある獸足鬲。曾との關係はよく知られない。

郜は曾の故地に近く、姫姓の小國で文王の後と傳える。春秋の初年にはすでに國を失い、郜子と稱している。當時著名な大鼎があり、桓二年經に「夏四月、取郜大鼎于宋、戊申、納于大廟」とあり、宋より魯に賂として贈られている。いま郜史碩父鼎一器を存する。

郜史碩父鼎　善齋・禮一・七〇」　貞松・三・一六　小校・二・八八　山東・郜・一

立耳の三獸足鼎。腹に變樣夔文を付している。善齋に「身高一尺一寸、耳高三寸、口徑一尺五分」という。器制は康鼎などに近く、西周後期に入りうるものである。銘三行一二字。文にいう。「郜

郜史碩父鼎

史頌父乍障鼎、用享孝于宗室萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」。その家は史官。「郘の史頌父、障鼎を作る。用て宗室に享孝すること萬年ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ」。字迹は正統的なもので、西周後期の字様である。

郘の西に小國戴があり、子姓。公羊・穀梁に載、金文に𢦏に作る。その器數器を存する。

𢦏叔朕鼎　三器。一、善齋・禮一・七五　大系・三六　三、Watoson・圖七」　一、攈古・二之三・四五
　窓齋・五・一七　周存・二・三六　大系・二六二　三代・四・七・三　小校・三・一　二、貞松・三・
二二　周存・二・三六　大系・二六三　三代・四・八・一　小校・三・一　三、貞松・二・二二　周存
・二・三七　大系・二六三　三代・四・八・二　小校・三・一

器は附耳三獸足鼎。器腹に變様夔文を飾る。附耳を除くほかは郘鼎と近い。銘五行二七字。

　隹八月初吉庚申、𢦏叔朕自乍鼒鼎、其萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之

西清二・三三に錄するものは、庚申の申字を缺泐する。「高六寸、耳高三寸三分」とあり、善齋の器は「身高九寸六分、耳高二寸半」という。攈古に「浙江秀水金蘭坡得之徽州、携如杭州、未知歸誰氏」、また貞松に「一係盧江劉氏善齋藏、一係丹徒劉氏食舊堂藏」という。劉鶚の器は第三鼎である。

叔朕簠

叔朕簠　十二家・居・二三　通考・三五五」　積古・七・四　攈古・三之一・六　窓齋・一五・一四　奇觚
・一七・二二　周存・三・一二三　綴遺・八・五　大系・二六四　三代・一〇・二三・二　小校・九・二〇

通考にいう。「高三寸一分、口縱七寸三分、横九寸、腹飾象首紋、口飾蟠夔紋、足飾垂鱗紋、兩耳作獸首形」という。口・腹の夔文は糾纏の狀をなしている。銘六行三六字。

　隹十月初吉庚午、叔朕擇其吉金、自乍薦匠、以保稻粱、萬年無疆、叔朕眉壽、子ゝ孫ゝ、永寶用

綴遺に薦の義を説いて、「金誠齋曰、大戴禮、無祿者稷饋、稷饋者無尸、稷饋謂薦也、薦無牲故謂之稷饋、又公羊傳注云、無牲而祭、謂之薦、按金説是也」という。鼎鬲には多く羞というが、鬲には薦鬲鄭鄧伯鬲という例もみえる。

保は乳形に従う異構の字。普通には盛という。「叔朕眉壽」とは自祝の辭。前器と一人の器で、大系二二四に「春秋隱十年、宋人蔡人衞人伐戴、鄭伯伐取之、傳云、取三師焉、其後不知何年爲宋人所滅、今由器制觀之、蓋在春秋中葉以後也」という。あるいは滅國後の器であろう。

戈叔慶父鬲　敬吾・下・四五　窓齋・一七・一五　大系・二六四　三代・五・二四・二　小校・三・六三

銘九字。「戈叔慶父乍叔姫隮鬲」という。大系二二四に「此亦戴器、叔姫即叔慶父之妻、夫婦同字」という。戴は子姓。字はまた嗇・戠に作り、説文には戠を用いる。戈・戠がその本字で、音も戈聲によむべきであろう。子姓ならば殷の後であるが、風俗通廣韻引に「載、姫姓之後」とあり、それならば郭氏の夫婦同字説になお疑問が残ることになろう。

昭和四十八年四月　初版發行
平成　五　年九月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

饕餮夔龍文卣

白川靜

金文通釋 四〇

二二七、楚公逆鎛　楚・曾・江・黃諸器
二二八、徐王鼎　徐諸器
二二九、吳王光鑑　吳諸器
二三〇、者汈鐘　越諸器

白鶴美術館誌

第四〇輯

二二七、楚公逆鎛

器名　楚鐘嘯堂　楚公鐘薛氏　夜雨雷鎛奇觚　楚公咢鐘文錄

時代　「宗周末年」大系

出土　「石公弼云、政和三年、武昌太平湖所進」復齋　「政和三年、獲于鄂州嘉魚縣、以獻」金石錄　「武昌嘉魚、南境相接、蓋出二縣間矣」王跋

收藏　「宋内府」薛氏　「乙卯冬見於滬肆、爲上虞羅參事所得」王跋

著錄

銘文　嘯堂・下・九一　薛氏・六・六　復齋・一二・三三　積古・三・一四　攈古・三之一・一九　奇觚・一八・二八　金索・一・六七　夢郼・上・二　周存・一・補遺　大系・一七七

器制　復齋に「鍾高二尺有畸、紐上坐一倮鬼、蓋雷神也、五色相宣」というも器影を傳えず、夢郼に收めるものは何に據るものか知られない。文樣は天尹鐘雙劍誃・一 通考・九五九に近いが、もとより僞器である。

考釋　金石錄・一一・五　拾遺・中・七　韡華・甲・五　大系・一六四　文錄・二・一〇
王國維「夜雨楚公鐘跋」觀堂集林卷一八

銘　文　鐘の裏面の鉦にあり、四行三九字。文左行。

隹八月甲申、楚公逆、自乍夜雨䨓鎛、厥格曰□柵□□□屯□、逆其萬年又壽、□保厥身、孫子其永寶

文みな左文。鎛は父に從う。柵下の字を大系に八宂と釋するも爲に近い字形である。王跋に屰を咢にして楚の熊咢とする說を是とし、「案楚世家言、熊繹居丹陽、至文王熊貲始都郢、中間無遷都事、惟言周夷王時、熊渠甚得江漢間民和、乃興兵伐庸楊粤、至於鄂、乃立其長子毋康、爲句亶王、中子紅爲鄂王、紅立後六世、至熊咢、今熊咢之器、出於武昌者、武昌卽鄂、楚之中葉、曾居武昌、於史無聞、惟賴是器所出地、知之耳」という。字は闊大雄偉、氣象のすぐれたものであるが、釋讀しがたいところがあり、文錄に「闕疑者止二字耳」というがなお疑問多く、諸家の釋に各〻異同がある。夜雨䨓鎛のような鐘名を付することも稀な例である。韡華に夜雨雷金とよみ、「雷金疑是雨中所隕金石之類、楚公以之作鎛、或取別誼也」とし、左傳の隕石、秦本紀「獻公十八年雨金」などの文を引くが、鈕上に雷神ありという復齋の記述によるものであろう。夜雨䨓は雷を分寫したもので、吳雷とよむべしとする丁山氏說零釋九七引もあるが、いま字のままに釋しておく。積古以下みな模本僞刻、羅氏がえたという器ももとより僞器である。「隹八月甲申、楚公逆自ら夜雨䨓鎛を作る。厥の銘を……と曰ふ。……逆其れ萬年又壽、（ながく）厥の身を保たむ。孫子其れ永く寶とせよ」。熊咢の元年は宣王廿九年前七九九に當る。初年の器とすれば前八世紀初のものである。

参考

楚器に鐘鎛の属が多く、楚公冡鐘以下の器がある。

楚公冡鐘　五器。うち泉屋に三器二・三・五を藏する。陶齋一・一七に收める一器四は僞器である。

著錄　十鐘・五～七　K氏・圖・四八、五五　海外・一二九～一三一　通考・九四五、六　大系・二一七～二〇　水野・一一四　二玄・四七四」　攈古・二之二・二一(一・三・五)　積古・三・二(四)　陶齋・一・一七(四)　周存・一・補遺　一・六八(一～五)　綴遺・一・三(一・二・三・五)　大系・又一七七、一七八(一～五)　三代・一・五～七(一・二・三・五)　小校・一・一四(一～五)　書道・八七　河出・二五六　二玄・四七三(三)

考釋　餘論・二・九　韡華・甲・二　大系・一六四　積微居・九八

通考に第五器について「欒長九寸、甬長四寸、甬上缺、篆間飾斜角獸紋、鼓上舞上飾以雷紋、鼓右飾一象形」、また第一器について「欒長六寸九分、甬長三寸七分、鼓右飾一鸞形」という。器制文様同じく、大小相次第する編鐘であろう。傳世四器、銘は鉦間にあり、二行一四字。

楚公冡自乍寶大林鐘、孫孫子、其永寶

楚公冡鐘

第五器は「自鑄□鐘」に作る。冡を餘論に爲に從う字とするも、その人を未詳とし、韡華に楊詠春の爲、窓齋の家と釋する說を引き、爰の異文とする說を試み、熊摯紅の子熊延とする。大系に熊咢の子熊儀とするが、それならば若敖と稱する東遷前後の人である。字は家に從う形で、家の音を以て儀と通ずるのであろう。綴遺に、彝銘中の人名に奇字が多いのは、諱を避ける用意であるというのは考え過ぎである。林字甚だ異構。餘論に字を牆と釋するも、韡華に林鐘の林とし、また餘論の說については積微居に詳論がある。

楚王鐘　考古・七・一二　薛氏・六・六九　大系・一七九」　全上古・一三・一一　文錄・二・一〇　文選・下一・二　大系・一六五

舞上・甬に方形雷文を飾り、篆間に小圏を

楚王鐘

配する。考古に「得於錢塘」という。

銘は鉦面にあり、三行二七字。文にいう。

隹正月初吉丁亥、楚王賸邛中嬭南龢鐘、其眉壽無彊、子孫、永保用之

文錄に「賸卽媵也、近儒考定、以邛爲江國之江、嬭爲楚姓之芊、其義甚當、南者仲芊名」といい、大系にその說を採る。考古に「嬭姊也、蓋楚之送女之器、謂之南和鐘者、樂縣在南也」とし、儀禮大射禮の文を引く舊解を、改めたものである。これによって楚の姓を確かめうる。器の時期について大系に、

江以楚穆王商臣三年前六二三滅于楚、此江楚尙通婚姻、自在國亡之前、成王熊惲之妹、有江芊者左傳文元年、楚世家、或卽此邛仲嬭、楚王殆卽成王前六七一～六二六或其父文王前六八九～六七七也、又考古圖謂、此器得於錢塘、蓋謂購自錢塘鬻市、不必因此而疑邛之非江

という。江は河南南部の楚境に接する地で嬴姓とされ、邛は姫姓陳氏大事表譔異册三、二八六葉、その器に太行石室の出土とされるものがある。邛を邛成とすれば濟陰の地で楚と遠く、楚器にみえる邛は楚と同姓のようである。

楚王領鐘

著錄　貞松・圖・上・二　通考・九六四　二玄・四七六」　貞松・一・四　大系・一八二　三代・一・九・二・一〇・一　二玄・四七五」　大系・一六八　文錄・二・一〇　周法高「楚王領鐘的時代」金文零釋

通考にいう。「欒長四寸一分、紐長一寸、篆間飾斜角獸紋、鼓上飾象首紋」。また小鐘で銘も備わらず、編鐘の一であろうという。銘は鉦より鼓左、後して鼓右に及び十九字。

隹王正月初吉丁亥、楚王領自乍鈴鐘、其聿其言

楚王領について大系にいう。

羅振玉以領爲顛之壞字、謂卽楚成王前六七一～六二六、余初未見拓本、遂信從之、今案其說非是、就拓本觀之、領字絕非壞字、字蓋領之異文、从頁今聲也、又以形制而言、器有紐、枚平、花紋乃所謂秦式、蓋戰國時代之器、不得遠至春秋中葉、準此以求之、余意當卽楚悼王前四〇一～三八一、悼王名、史記六國年表及通鑑均作類、而楚世家作疑、類當卽領若領之字誤、世家文蓋本作領若領、因彔年表者、已誤爲類、讀者疑之、遂於字旁注一疑字、其後彔書者、又誤以疑字易正文也

周氏はまた䝉・類とする説を非とし、「頌當卽楚共王之名、國語楚語上、莊王使士亹傅太子箴、韋注、審恭王名也、黃丕烈札記、此當是箴或作審、恭王名也」とある恭王箴前五九〇~五六〇とする。なおその説は、商承祚「長沙古物聞見記」民二八の陳夢家序にもみえるという。また器制花文の上から、成王説は早きに過ぎ、悼王説は遲きに過ぎるとしている。

器の花文はいわゆる秦式でなく、鼓文は象首文、篆間と紐は變樣虁文であり、古い形式をもつ。ただ紐鐘にして枚平、その器制からみて、熊䵼前五四四~五四一とする可能性もある。楚語のことであるから異傳もあり、康王の子は名は員、索隱に「音雲、左傳作䵼」、康王の寵弟公子圍、集解に「史記多作回」という。末句の聿を羅釋に筆、文錄に「聿、筆也、一說聿卽律、言卽音字」というが、聿は肆陳、言は鐘聲の清亮をいうものであろう。

王子申盞盂

著錄　兩罍・八・一　大系・一五九」　積古・七・二六　奇觚・一八・二三　周存・三・一六九　窓齋・一七・一九　綴遺・二八・三　大系・一八二　三代・一八・一二・五　小校・九・九九　河出・二八二」

全上古・一三・一三　大系・一六七　文錄・四・三二　文選・下三・一五

兩罍に器の圖樣を出し盞盇と題する。盞下の一字を盇とよんだものであろうが、字は盂の異構とみられる。通考四七二頁に「有稱盞盂、而器乃爲簋蓋、如王子申盞盂盇」というも、器は盤に似た水器で、韓非子外儲說左上に「盂方水方、盂圜水圜」というものであろう。湯漿を盛る器である。兩罍に「器高今尺一寸二分、口徑六寸七分、重今庫平二三兩五錢」という。文三行一七字。

王子申乍嘉嬭盞盂、其眉壽無期、永保用之

器は阮氏舊藏。積古にいう。

王子申盞盂

按此楚器也、廣雅釋親、嬭母也、廣韻、嬭、楚人呼母也、薛書楚邛仲南龢鐘有此字、他器無之、此曰嘉嬭、其爲楚器無疑矣

楚王子名申、見于左傳者有二、一爲共王前五九〇～五六〇右司馬、成六年、以申息之師救蔡者、一爲平王前五二八～五一六長庶子、字子西、遜楚國立昭王、而爲令尹者、此篆文工秀、結體較長、同于楚曾侯鐘、楚曾侯鐘楚惠王器、子西歴相昭王惠王、此可直斷爲子西器也

ほぼその時期のものとしてよい。嬭は楚の姓であるから、器は王子申がその家人のために作ったものである。盂の字は上部が羊形にもみえるが、器は盌盂の屬。文錄に盂・期・之を韻とする。魚之合韻である。羅振玉藏に同銘の簋があり、うち四字缺文。周存に「近見市上、或云係僞刻、然文字殊清渾」といい、大系に僞刻であるという。

邵王之諻段

著錄　十二・遐・三　通考・三四九　金匱・初・六九」　愙齋・九・三　三代・七・一七・五、六　小校・七・七二　又、鼎　貞松・二・三七　周存・二・補　小校・二・四五

考釋　韡華・乙上・二三　柯昌泗「昭王之諻敦跋」考古社刊第四期　金匱・初・六九

邵王之諻段

兩獸耳の方座段。金匱に「高二六糎、口徑二一・八糎、座高一二・六糎」という。器身に二稜あり、四層の夔樣夔文を飾る。器腹に「邵王之諻之薦毆」の七字を銘する。邵王は楚の昭王。柯釋に諻を兄の假借字とし、「楚昭王以少子嗣位、有兄令尹子西、司馬子期、見於史傳、兩兄讓位徇國、其功甚大、此蓋侑食宗廟之器、是以特稱王兄」という。諻は方言六に南楚などでは母を媓というとあり、作器者は昭王の母、すなわち平王前五二八～五一六の夫人である。平王が太子建のため秦より聘した伯嬴で、平王が奪うて妻としたが、のち呉の侵寇を受けて節を守った話が列女傳にみえる。呉越春秋御覽四九一引に悲劇の人としてかかれている人物である。張政烺「邵王之諻鼎及段銘考」集刊八本三分に詳說があり、金匱にその文を再錄している。

楚王酓章鐘　二器。

著錄　嘯堂・下・九〇　薛氏・六・九(二器)　復齋・三一　積古・三・一六　金索・一・四九　攈古・二之三・七七　大系・一七九、一八〇

考釋　金石錄・一二・三　續古文苑・一・七四　韡華・甲・三　大系・一六五　文錄・二・一〇　文選・上一・九　壽縣考略・一　積微居・二二五

宋刻に傳える器。薛氏に錄する第二器は後半のみで、行款異なる。第一器一一行三四字。

隹王五十又六祀、迖自西鴋、楚王酓章、乍曾侯乙宗彝、奠之
　于西鴋、其永寺用享、穆商商

趙明誠の金石錄に「按楚惟惠王在位五十七年、又其名爲章、然則此鐘爲惠王作、無疑也、方是時王室衰弱、六國爭雄、楚尤强大、遂不用周之正朔、嗚呼可謂僭矣」という。惠王前四八八〜四三二は名は章、酓章は熊章と同じ。下器に幽王熊悍を酓忎に作る。惠王の末年の器である。嘯堂の字様によつて考えると、器は非常な大器であつたらしい。迖は大系に、廣雅釋詁に避と訓し、䙴移徙と同訓であるという。西鴋は西陽。薛氏に「器出安陸」とあり、積古にいうようにその地に近い。寺は口に從うが、持守の意。文錄に壽と釋するのは、文意からも順適でない。曾侯は山東子姓の曾と異なり、姫姓。おそらく漢陽諸姫の一で、のち楚地に入り、その姻族となつたものであろう。短文であるが、鴋・章・鴋・享の韻をとる。

文末に「穆商商」の三字があり、金石錄に「其義未曉」とし、積古に「穆者廟之序、商者鐘之音也」という。第二器に「卜羿反、宮反」とあり、宮商は律の名であろう。大系に「近時唐蘭又說卜羿爲外羽、余則疑反讀爲半、羽外半音、與不及淸宮之半音相近、正如本鐘之題商商也」といい、二人合校してその鐘律をしるしたものとする。積微居に反は變にして宮反は變宮、「謂可證戰國初年、律已有變宮」と論じている。國語周語下には伶州鳩の「故以七同其數、而以律龢其聲、於是乎有七律」という言をしるし、宮徵の變聲はかなり古くから知られていたようである。

別に楚王酓章の戈壽縣楚器・九、壽縣考略・一、十二家・尊・二八、雙劍誃・四五があり、鳥篆一八字を銘し、「楚王酓璋、嚴龔□乍宅戈、以卲揚文武之戈用」とあり、鈿金。宅は車偏に從う。鳥書三考に詳說がある。また輝縣出土の二器金匱初・四〇に「楚王歙璋乍宅戈以」とあり、銘の前半にあたる。

楚王酓肯鼎　二器。

著錄　壽縣考略・圖五　倫敦・一〇五　通考・九八　楚文物・一　大系・補　彙攷・續・三八　壽縣楚器・圖六」　大系・一七〇

器は壽縣第一次出土銅器の一。出土事情について、郭氏彙攷續、壽縣所出楚器之年代はいう。

安徽壽縣、淮河流域附近、於十一二年前、曾有大批銅器出土、大抵爲時駐留於蚌埠之工程師瑞典人 O. Karlbeck 氏所得、由其手分售歐美各地、遂喧傳于世、唯時所出者、多零碎之車馬飾具及帶鉤銅竟之屬、其較大者僅有鐈鼎壺毀數事現存瑞京之東亞蒐集部、……余意其鏡鑑帶鉤之類、殆是淮南墓所出、其少數之彝器雜器、則當屬諸楚人、大率楚墓與淮南墓、同時被發掘、二墓器物、遂致淆混不分也、不則楚器本有少數之孑遺、爲淮南所得、復以殉葬、故其數少、而不成系統也

然自去年民廿二春間、於該縣之朱家集、李三孤堆、復有大批古物出土、據報所載、云土人鳩工六十餘人、掘深五六丈、長可二丈、得見古銅器多種、四週皆架以大木、木料堅緻、排列數層、約有

七八房間之大、其中有大鼎重七百餘斤、鼎蓋皆雕鏤有字、花紋極古、又有大小銅鍋、以及盤匜尊簠壺毀之屬、玉器則有珪璧環玦、球琳琅玕、武器則有刀劍戈矛兜盔矢鏃各件、石器則有盤龍形蟠螭形、并有石牛八座、刻鏤極精、此外尚有雜器多件、爲三代廟堂之祭品、名稱多難定、總計所出、大小諸件、在八百以上云、然發掘非依科學律令、所出之物、復多流入賈人之手、而四處分散、欲求如新鄭古器之勉强得以蒐集于一處、而有不完不備之圖彔、刊佈于世者、恐亦不可得、如此發掘、反覺爲古器物及學術界之不幸、
　然亦事之無可如何者也

出土品の大部分は幸に安徽省政府の努力で七百餘件が回收され、他の諸器も概ね所在が明らかとなり、彝銘のあるものは唐蘭氏がまとめて考釋を付し、「壽縣所出銅器考略」として國學季刊四卷一號に寄せた。その翌年、劉節氏に「壽縣所出楚器考釋」北平圖書館刊、古史考存所收が發表されたが、楚器出土の事情及び釋文研究はこの二篇が最も詳しい。同出の器に楚王酓肯・楚王酓忎の名があり、酓忎は幽王悍に比定されている。楚は幽王の父考烈王熊元の廿二年前二四一、秦を避けて東徙して壽春に入り、

楚王酓肯鼎

その地を郢と稱した。幽王悍は十年にして沒し、哀公立って二ケ月餘で殺され、王負芻が位を奪ったが、その五年前二二三秦に滅ぼされた。壽縣の遺址がもし酓忎の陵墓とすれば、滅亡數年前に造營されたものである。

器は通考に楚王酓肯釶鼎と題し、「高一尺五分、附耳有流、足飾饕餮紋」という。口徑は一尺に及ぶ大鼎である。流のある鼎は寶蘊二七・通考一〇五に錄するもののほか、餘り例をみないものである。

銘は口外に横列、一二字。

　楚王酓肯、乍鑄鐈鼎、吕共胾棠

楚王酓肯について、劉釋に「酓肯之名、學者多異說、馬衡教授以爲考烈王、徐中舒氏謂卽哀王猶、胡光煒氏釋爲朏、郭・唐釋爲肯、唐氏引或說釋爲肓」とする諸說をみな非とし、文獻にいう王負芻とはこの字を誤讀したもので、器は負芻の作器であるとする。大系に器が酓忎鼎と同出であることに注意し、「酓肯余謂亦卽酓恙、二字音紐俱相近」としてみな幽王悍に外ならぬとするが、兩者の器は各〻數器あり、明らかに別人である。唐釋に從來の諸說をあげ、そのうち馬衡說を是とし、「據史記楚世家、考烈王名熊元、世本作完、按從元聲之字、多讀如昆、說文阮字、徐鍇本云讀若昆、髡從元聲、而讀苦昆切、皆其證、然則元肯一聲之轉、考烈王之本名是肯、而史借元或完字、以代之耳」と論ずるのが、最も聲が近い。郭氏も新版においては、舊說を棄てて「其說似近是」とし、「唯不知壽縣所發楚墓、究是一是二耳、如是二墓、則是考烈墓與幽王墓、同時被發、器自當分屬、如是一墓、則尙有考究之餘地也」というが、墓數と關係なく別人の器である。

銘は第二器に「楚王酓肯、乍鑄鉈鼎」に作り、鉈鼎の制について、また諸説がある。鼎名に也に從う字を附していうことがあり、唐釋にそれらは匜の或體であるという。また匜と盂と通名であるので盂鼎と稱するものもその意に外ならず、その結果有流の鼎が作られたと論じている。

𢦏棠を大系に烝嘗と釋し、「棠卽秋祭之嘗之本字、𢦏棠連文、則𢦏蓋叚爲烝、𢦏聲在之部、與烝爲對轉」というも、烝は金文に別にその字がある。唐釋に、經籍に粢盛ということが多く、その假借字であろうという。しかし鉈鼎に銘する語としては妥當でなく、𢦏は祭の意であろう。棠もまた祭名とみてよい。共は金文においては多く恭の意に用い、供の義とするのは轉義とみられる。叔夷鐘の「又共于箵武靈公之所」は、なお物を供薦する義ではない。

文に「楚王酓肯、鐈鼎を作鑄して、以て𢦏棠に供せむ」という。

なお鼎の蓋面花紋中に「郤脰□鼎」、蓋に「□脰」の二字がある。脰は廚。零釋一四七頁に「郤廚之供鼎也」としている。

別に同銘の簠三器彙攷・續・三七　壽縣考略・圖六・七　壽縣楚器圖・五　十二家・尊・一七　通考・三六五　大系・補がある。通考に「高三寸六分、口縱六寸五分、橫九寸六分、口飾蝠紋、腹飾變形鳥紋」とあり、他

楚王酓肯簠

に例をみない華麗なものである。その變形鳥文は鼎蓋の花文と似たところがある。銘は口上にあり、「楚王酓肯乍鑄金匿、目共𢦏棠」という。また簠の底に戊□・己・辛などの刻文があるのは、紀數の字であろう。

楚王酓忎鼎　二器。

著錄　彙攷續・三四　壽縣考略・圖八　壽縣楚器・圖八　十二家・寶・一　通考・九九　大系・四一　楚文物・一～三　河出「二九四」　大系・一八四　三代・四・一七　小校・二・九一　河出・二九三　二玄・四七九　但勺二器　雙劍誃・上・五一　壽器・圖一一　頌齋續・九七」　大系・一八四　三代・一八・二八　小校・九・九九　書道・一一四(盤)

考釋　大系・一六八　積微居・一四七

楚王酓忎鼎

鼎は附耳三獸足。通考にいう。「通蓋高一尺六寸一分、附耳有蓋、蓋上三鼻、正中二獸首銜環、蓋及口耳均飾斜方花紋、足飾饕餮紋」。獸足は酓肯鼎のそれと極めて近い。銘は器蓋の口縁に施されている。器二十字、蓋二二字、別に侃師銘がある。

器銘　楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎、㠯共胾嘗　（腹帶上）　但師盤埜、差秦忎爲之、（口緣內）郘脰　（腹內）三楚
倒刻

蓋銘　楚王酓忎、戰獲兵銅、正月吉日、窒鑄鐈鼎之蓋、㠯共胾嘗
（蓋內）但帀吏秦差苛燕爲之　（又）郘脰

酓忎は幽王悍前二三七～二二八、その三年、魏秦と交戰しており、「戰獲兵銅」とはそのときのことであろう。大系にいう。「戰獲兵銅、而毀銷之以爲祭器、足見銷兵鑄器之事、不始于秦人、蓋周末已是銅鐵交替時代、鐵兵方興、銅兵已失其優勢、故有此現象也」。鐵器時代の到來を示す事實とするものであるが、古く孚金を以て祭器を作る例も多く、それは多分に宗教的な意味をもつものであろう。窒を大系に室の繁文とし、作鑄と同義の字とする。十二家商釋に說文「室、實也」の義をとり、零釋一四六頁にその助詞・副詞の用であるという。字は垤に従い、垤に到・近の義があり、合鑄の意であろう。

器腹花文

別銘は制作者のことをしるしたものであろう。但は侃。說文に剛の古文をこの形に作り、侃字條には「剛直也」という。零釋の「釋侃帀」に剛工見紐、剛陽工東は古代の楚音近しという。國差𦉜に攻帀の稱がある。剛の左偏は土笵に火を加える象。刀はそれを解く所以であるから、侃師とは周禮にいう攻金之工、特に鎔冶の工に當る。積微居に剛と釋する劉說を非とし、侃にして鍊、鍊師とは他器に攻師というものと同じという。侃・剛はおそらく古音近く、柬もまた橐中のものに火を加え

楚王酓忎鼎蓋銘

る象。ともに形聲義に通ずるところのある字である。文は「楚王酓忎、戰ひて兵銅を獲たり。正月吉日、窒(あつ)めて鐈鼎を鑄る。以て蔵嘗に供せむ」、また別銘は「佽師盤埜、秦忎を差(たす)けて之を爲る」、「佽師吏秦、苛燕を差けて之を爲る」という。第二器は佽師銘の部分の名が異なる。器口沿内の「郤脰」の脰は廚の初文であろう。器に附屬すると思われる勺が三器あり、みな同様の刻辭をもつている。また楚王酓忎盤十二家・尊二四 通考・八四八があり、同銘。器銘を「少盤」に作り、脣上に加える。また盤側に「但市卲圣差墜共爲之」とあり、第二鼎と同じ。盤は口徑約一尺、文飾をもたない。壽州出土。著錄は鼎參照。

楚王酓忎盤銘

楚嬴匜　K氏・圖四五・C三九　通考・八五六」　貞松・補中・二九　三代・一七・三七・二」　文選・下三・二三　通考にいう。「長一尺一寸三分、腹飾瓦紋、口飾鳥首紋一道、鋬作龍形、四獸形足」。口緣の變様鳥文は特異な例とみられる。銘四行二一字。文左行。

隹王正月初吉庚午、楚嬴鑄其匜、其萬年、子孫永用享

という。また同出の盤K氏・圖四四・C四〇　通考・八四二があり、ほぼ同銘。器腹に變様虁文、足に鱗文を付している。

楚嬴匜

楚季咩盤　三代・一七・一〇・三　文三行一八字。文左行。

「楚季咩乍嬭隮賸盥般、其子〻孫〻、永寶用享」とあり、媵器であるが、女子の名は姓のみで示されている。器影を傳えないが、銘文は正統的な字様である。

楚子暖簠　二器。

著錄　一、陶齋・二・四四　獲古・二九(蓋)　大系・一三八」　周存・三・一三一　大系・一八三　三代・一〇・一五・二、三　小校・九・一四　二、陶齋・二・四五　獲古・三〇　貞松圖・上・三九」

貞松・續・中一　三代・一〇・一五・四」　大系・一六八
器は鐶耳銜環。器・足の全體に蟠虺文を飾る。第二器は器體殘缺、足部のみを存し、文様同じ。獲古に第一器の蓋を錄し、口旁に四獸首がある。もと器蓋が備わっていたものであろう。陶齋に第一器について「高四寸四分、口徑長一尺四寸八分、闊一尺二分、底徑長一尺二寸三分、闊九寸」という。第二器も大小同じく、同制のものであろう。銘三行一九字。

隹八月初吉庚申、楚子暖鑄其飤匿、子孫永保之

楚は春秋の經傳において爵號を子とされており、この楚子がその證とされているが、楚器は春秋以後みな王と稱し、子というものはない。大系に「暖、古鍰字、本銘字體乃戰國時流派、楚子暖、卽考烈王熊元也」というが、考烈の器は楚王酓肯と稱するもので、郭氏も新版ではその說に從っている。從って暖は考烈ではありえない。

楚子暖簠

文錄にも「不稱王公而稱子、與他器不同、可謂有禮而不僭矣」と論ずるが、文は楚子たる暖ではなく、楚の子暖であろう。虢季子白・虢季氏子組において、邦族の下に子某の名を著けており、鄭子石・鑄叔皮父などと同例である。王子身分のものであろうが楚王ではない。楚には子木・子良など、子某の名が行なわれていた。

中子化盤　筠清・四・二八　攈古・二之二・七四　綴遺・七・一〇　大系・一八二　三代・一七・一三・一」
大系・一六七　文選・下三・七

器影を傳えない。文四行一九字。「中子化用保楚王、用正梠、用擇其吉金、自乍盥盤」という。中の字に偃游を付しており、仲と別字。大系に「凡金文中仲二字有別、中字豎畫上下有同數之斿、或二或三、乃指事字、與本末同意、謂中央之圓、適當正中也、仲則作中、上下無斿、此是中的之中、會意、中直象矢、腰環象的」という。斿のある中は、卜文に左中右三軍の中に用い、旗桿の象。斿の有無によって字を區別するもので、みな旗桿を示す。

綴遺に「按此楚王當是熊渠立其三子爲王後、復去王號者」、大系に「本銘中字、余謂卽楚簡王前四三一〜四〇八名、楚世家、惠王卒、子簡王中立、簡王元年、北伐滅莒、此言征莒、事亦相合」という。郭氏が莒と釋する字は梠に作る。中が簡王の名ならば、子にして父の名

を稱することなく、身分を冠稱しないことも疑うべきである。莒は金文に簷とし るし字異なる。中は周初の安陸六器にみえる中氏の字と同じく、おそらくその族であろう。當時楚に服事していたとすれば、安陸方面の古族である。器は楚の王室に關せず、銘字も王字などに古い字様を存しており、戰國期にまで下るものではない。擇と釋した字は異構。筠清に字を公𠔿に從うものとし、「公、事也、此猶差擇其吉金之意、猶有事於宗廟之意、此乃孤文、但會意炳〻明白」というが、三代の拓によると擇字であることが知られる。

なお一九五六年三月、河南信陽縣長臺關において廣大な楚墓木槨墳が發見され、出土八百餘件、「河南信陽楚墓出土文物圖錄」一九五九・九、河南人民出版社に收錄されている。長沙の諸墓と相通ずる特徴をもつものであるが、中に十三器の編鐘があり、その第一鐘の前後兩鼓に「隹智篙屈奈晉人、救戎於楚競境」という。鐘は鼓・篆に蟠虺を配する晩期のもので、同出の鼎・敦・壺・盤などと同じ時期のものであろう。戎とは陸渾の戎などで、この方面には後までも諸戎の居住地があつた。諸戎の歸服をめぐつて、なお南北の抗爭がつづけられていたのであろう。

信陽編鐘一

曾・邛は楚境に膚接し、最も親密な關係のあつた國で、金文にもそれを證する器が多い。

曾侯簠

著錄　貞松・六・三三　周存・三・一二六　大系・一七九　三代・一〇・二〇・二　小校・九・一七

考釋　韡華・丁・三　大系・一六五　文錄・四・四　積微居・七一

器影なし。銘四行二六字。

叔姬霝乍黃邦、曾侯乍叔姬邛𡚱賸器𩱛彝、其子〻孫〻、其永用之

叔姬・邛𡚱の賸器を作ることをいう。韡華に「容希白先生云、作通造、言有造於黃邦也、說是」というが、女子のことであるから歸嫁の意であろう。大系にいう。

此亦楚器、曾侯見楚王酓章鐘、乃楚之隣國姬姓之女、嫁于黃邦、楚作器以賸之、同時復賸適江之楚女也、許子妝簠、無子妝睪其吉金、用鑄其𠤳、用賸孟姜秦嬴、亦同時爲二女作器、而一爲嬴姓之女、事與此同、上乍字乃迮省、嫁也、適也、晉公𥁰、丕乍元女、又筍伯盨、筍白大父乍嬴妃、鑄匋盨、亦謂遣嫁嬴妃、爲鑄寶器

公羊傳莊十九年に「諸侯娶一國、則二國往賸

之、以姪娣從」とあり、成九年、魯の伯姬が宋に嫁したとき、衞・晉・齊の三國が先後媵を送った話もみえ、この器も從媵のことをいう。曾の叔姬が黃邦に嫁するに當つて邛嬭を以て媵とするもので、郭氏のいうように邛に楚女が嫁するために媵するのではない。それならば文錄に「二女各適異國、尤不能共一器矣」というように、「諸侯娶一國、二國往媵之」とはいえない。尤も器は各自のものを作った筈である。積微居に、曾姬を主とすることを詳說し、「曾爲媵女之母國、作器自遺其女耳」という。この文では曾姬が嫡、邛嬭が媵。楚は曾姬のために同姓國の邛嬭を從媵とし、曾侯がその嫡媵のために器を作ったものである。積微居に鑄器分賸と解すべきでないとするが、許子妝簠「用賸孟姜秦嬴」、白試父鬲「白試父乍井姬季姜隮鬲」など二名を並記するものは、分賸のためとみるべきであろう。またこれによつて、邛が江嬴・邛姬と別國で、楚と同姓であることが知られる。楚王鐘に「楚王賸邛中嬭南龢鐘」とあり、宗國の楚王が特に邛嬭のために媵器を贈つたものであろう。左傳文元年に成王熊惲の妹江芈の名がみえ、江芈とは邛嬭である。黃邦は春秋僖十二年前六四八に滅んでおり、邛嬭は邛嬴滅亡前六二三後であろうから、この黃邦は亡國後に黃の名を繼ぐものであろう。戰國策宋策になお黃の名がみえる。許申陳蔡など、亡國後なお名を存する例も多く、曾・楚の嫡媵を送る黃は、黃嬴ではないかも知れない。

曾姬無卹壺　器二。

著錄　一、善齋・禮三・五四　彙攷・續・三九　壽縣考略・圖二　善齋圖・一〇四　大系・一九〇」大系・一八一　三代・一二・二五　小校・四・九二　二、善齋・禮三・五六　壽縣考略・圖三　善齋圖・一〇五　大系・一九一　通考・七四四　河出・二八六　二玄・四七八」大系・一八一　三代・一二・二五　小校・四・九二　書道・一〇一　河出・二八五　二玄・四七七

考釋　彙攷・續・三六　大系・一六六　壽縣考略・二　壽縣楚器・一二二　積微居・二一七

器制について通考にいう。「通蓋高二尺六寸、腹旁蹲兩獸爲耳、蓋上有三足」。器體は方形。兩獸耳の部分に二道、器腹に十字形の凸帶があり、器の全體に蟠虺文を飾る。蓋上は二器とも四足、二器同制同銘である。銘は口內にあり、五行三九字。文にいう。

曾姬無卹壺

隹王廿又六年、聖趄之夫人曾姬無卹、望安茲漾陲蒿間之無嗎、甬乍宗彝隮壺、後嗣甬之、職才王室

器は壽縣出土。楚が考烈廿二年に陳より徙つて都した地である。大系に「此非考烈以後器、字體與楚王酓章鐘極近、大率卽惠王時物」という。王廿又六年とは、楚の年紀をいう。器制・文字からみて共王前五九〇～五六〇以前とはしがたく、その後の在位年數を以ていえば昭王前五一五～四八九・惠王前四八八～四三二・宣王前三六九～三四〇の三王がある。時期の明ら

かな近似の器に趙孟介壺があり、黄池の會前四八二のことをしるす。獸形耳方形壺の器制からみて、昭王廿六年前四九〇と推定してよいようである。聖桓は何人であるのか未詳。おそらく楚の宗室の人で、曾より曾姫無卹が入嫁したが、當時は楚が難局に直面しており、十年に吳は郢都に入って昭王は雲夢に逃れ、十二年都

に遷り、廿一年吳越相爭うて闔閭が沒し、廿七年吳が陳を伐つのを救うて昭王は陣沒した。器銘にしるすところも、そういう情勢を背景とするものであろう。漾陲は漾水の域、泌陽の附近。無嗎は舞陽、潕水の域。蒿間は桐柏・伏牛の間であろう。大系に「無嗎言鰥寡孤獨而無告者」といい、それらの窮民を安んずる意とする。望安を望守と釋し、劉釋に聖桓を聲桓、無嗎を人名とするが通義を說かず、唐釋には器を周の靈前五七一〜五四五・敬前五一九〜四七六の何れかに比定するほか、銘文の解釋にふれていない。

楊釋に「蒿間之無嗎」の句について、「義頗難通、余疑蒿當讀爲稾、周禮稾人注、箭幹謂之稾、間疑當讀爲榦、嗎疑假爲匹、銘文蓋言按行漾水之旁、見地產竹箭、其美無比、故特鑄器、以紀其事也」という。すなわち矢箭の狀を視察すると解するものであるが、夫人の行爲とも思われず、望安の義にも合わず、作器の理由ともしがたいようである。大系の鰥寡の者を卹問するとする說も、首肯しうるものではない。

望安とは撫卹の行爲であろう。望は卜辭に多くみえる鎭壓のための呪的行爲で、安は作册睘卣に「王姜令乍册睘、安尸白」という安堵の行爲である。從って下文はその地區をいう。漾陲蒿間はおそらく曾姫の出自の地で、無嗎が舞陽の域であるとすれば、當時昭王が都を徙していた漢域の都の稍しく東北に當る。すなわちその地は、楚都の防備のためにも十分な經營を要するところで、曾姫無卹の望安は、そのような背景のもとに行なわれたものと解すべきであろう。王室とはもとより楚を指す。文は

隹王の廿又六年、聖桓の夫人曾姫無卹、茲の漾陲・蒿間の無嗎を望安し、甬用て宗彝𨻰壺を作る。後嗣之を甬ひ、職として王室に在れ

とよみえよう。姫姓の曾は、古くその方面に根據していたとみられる。昭王が都に赴いたのも、方城を背にするこの方面に據つて、吳の侵寇に備えたのである。

字は界線の中に加えられており、字樣は篆意多く、秦公𣪘に似ている。卹・嗎・室はあるいは韻をとるものであろう。

一九六六年七月、湖北京山の鄭家河ダム工事中に曾器が發見され、器物九七件、有銘のもの十件が出土。曾仲斿父・蠶乎の器、及び黃器がある。曾仲はおそらく曾仲盤「曾中自乍旅盤、子々孫、永寶用之」積古・八・一　攈古・二之一・八四　奇觚・一八・二四にみえる曾仲の家であろう。

曾仲斿父諸器　「曾灰中子斿父、自乍䵼彝」鼎、二器「曾中斿父、自乍寶甫」豆・二器　「曾中斿父、用吉金、自乍寶隮壺」方壺・二器

曾仲斿父豆

器影・銘文は文革文物一七一以下、文物一九七二・一　圖版五・六　一九七二・二　五三頁、壺は考古一九七二・一・三二にみえる。鼎は附耳獸足、口沿に變樣夔文、豆も器腹に同じ文様をつけ、足に鏤孔を以て波狀文を飾る。壺は兩耳犧首銜環、器口及び器腹二段に波狀文、圈足に垂鱗、蓋冠に波狀文を蓮華狀に突出し、頸部に鼎・豆と同樣の變樣夔文を付している。壺の器制は曾伯陭壺に甚だ近く、その關係が注意される。

蠶乎段　隹正二月既死霸壬戌、蠶乎乍寶段、用聖夙夜、用享孝皇且文考、用匄眉壽永令、乎其萬人永用

二器。前器と同出。兩耳犧首にして珥あり、三足の瓦文段、足端は史頌段のように外に反轉して魚尾形をなす。器影は文物一九七二・二　圖版九、文革一七三下に錄する。「用聖夙夜」「萬人永用」など、用字に注意すべきところがある。萬年を「萬人」という例は、甫人父匜にみえる。

曾仲斿父壺

別に黃器に「隹黃□□用吉金乍鬲」と銘する鬲があり、黃は江・黃の黃であろう。他に盉・盤・匜・甗などを同出。車馬具も多い。報告者は器群が上村嶺虢墓の器群と似ていることを指摘し、器制・文樣よりして東遷前後の器とする。また曾國の問題にふれ、山東鄫邪の姒姓の鄫、左傳宣十八年に齊晉の相會したという陳留襄邑の繒、及び湖北の申曾と連稱される姬姓の曾と、曾に三國があるという。金文の字はすべて曾に作る。薛氏に錄する曾侯鐘は安陸の出土と傳える。

別に一九六五年十一月、武漢の廢銅中より一銅鼎が發見され、「隹王十月既吉、曾白從寵自乍寶鼎用」と銘する。鼎は立耳三獸足、口下に環文、器腹に波狀文を飾る。文物一九七二・二　圖六・七既吉

蘢乎段

は初吉の誤鑄であろう。邛は楚の同姓國で、おそらく楚と親縁の關係にあるものと思われる。すでに楚王鐘に「楚王媵邛中嬭南龢鐘」とあり、同族としての邛嬭のために媵器を與えている。

伯戔盤　考古・六・二　大系・一五六」　薛氏・一六・一二　大系・一八六」　大系・一七〇　文選・下三・七

考古に、「此器與饋盦、同得於河內太行石室中」という。器は兩鐶耳の盤。器腹は饕餮文を中心とし、地を方形雷文を以て埋めているが、繪圖であるため失眞のところがあるとみられる。「徑尺、深二寸、足高寸半」とあり、圈足は極めて淺い。銘三三字、

隹王月初吉丁亥、邛中之孫白戔、自乍沬盤、用旛眉壽、萬年無疆、子々孫々、永寶用之

という。王月は正月の誤寫であろう。大系に

邛當卽江黃之江、春秋僖二年、齊侯宋公江人黃人、盟于貫、杜預云、江國在汝南安陽縣、其故地在今河南息縣西南、漢書外戚侯表、邛成屬濟陰縣、說文邑部邛字注、亦同、彼乃別一地、又此盤據考古圖云得於河內、宋之河內、當今河南沁陽縣、春秋時爲晉地、此與江之地望雖不合、蓋由賂賄、遷徙使然、吳王夫差監之出于晉地、事與此同

という。江は嬴姓、また邛に姬姓の國あり、邛嬭はそれとは別國であろう。そのことについては、後にいう。

伯戔盦　考古・五・二二　大系・一六二　通考・四七七・圖四〇」　薛氏・一六・一五　通考・四七六　大系・一八六

考古に「得於河内太行石室中」とあり、また商末の器とする。器は葢上を圏形とし、弦紋毁通考・三九一のそれに近く、器體は晉公盞に似ている。考古に「高五寸有半、徑七寸有半、容四升有半」、通考に「巨腹廣脣、兩耳三足、腹葢均飾雷紋及垂葉雷紋」とあり、また方言五によつて器名を甗とし、「所見晉公盞、其形與曾大保盆同、盞卽甗、與盆爲一器、今盆甗分列者、則以伯盞甗、形制略異也」という。

伯戔盞

齊侯敦・弦紋毁との類似からいえば、敦との關係も注意されよう。他にも有葢の甗通考・四七六・圖三九がある。器銘に

隹八月初吉庚午、邛中之孫白戔、自乍鉾盞、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永保用之

とあり、葢銘に「邛中之孫白戔、自乍鉾盞、永保用之」という。前器とおそらく同出、制作の時期も近いものであろう。

邛君婦龢壺　筠清・四・四四　攈古・二之一・七五　奇觚・一八・九　綴遺・一三・二〇　大系・一八七　三代・一二・一三」　大系・一七一

器影を傳えず、銘は器口にめぐらされているらしく、一三字。「邛君之婦龢乍其壺、子孫永寶用」という。

筠清に「邛有二、一爲邛成侯國地理志、俗本誤作郤成、在濟陰、一在西南徼、本邛都國、漢武帝始開置、以爲越雋郡者也、但皆漢地名、漢以前之邛、則不可攷矣」という。また大系に「此亦江器、乃江君之妃名和者所作、本器與伯戔二器、年代均不能確定、要當在春秋魯文四年、爲楚人所滅以前、大約乃莊閔時器也」とする。白戔の器の字様からみて、一應首肯してよい說である。江器が魯文四年前六二三以前の器であるとすると、邛に對する問題に、改めて檢討すべき點を生ずる。それは楚王鐘にいう「楚王賸邛中嬭南龢鐘」、曾侯簠「曾侯乍叔姬邛嬶賸器𩰫彝」と銘する二器が、それ以前の器ならば一應問題はないわけであるが、そのような親緣の關係にある江嬴を楚が滅ぼすことは考えがたいことであり、殊に江嬴の滅亡に際しては、左傳文四年に「楚人滅江、秦伯爲之降服、出次、不擧、過數」としるされており、江は秦と同姓同盟の國であった。このような江と楚・曾の婚姻はありえないことで、金文にいう邛嬭とは、楚が江嬴の後に封じた楚の一族と考えるべきではないかと思う。邛はその後もたとえば邛季戈三代・一九・五一・一、二のように春秋末と思われる器を存しており、江嬴ののち別に楚の建てた國があるのであろう。あるいは江黃の地のほかに、別に江域に邛國があつたかとも考えられるが、もし江黃の地に國したとすれば、江嬴絕國後の國である。江嬴・江姬のほかに邛嬭があるのは、そのように理解すべきであろう。

邛叔孫師父壺　靑山荘淸賞・三九　日本・三〇一」　書道・九六

器高尺餘の下ぶくれの壺。兩肩に獸形の飾あり、器腹に突線を以てする蟠虺文を加えている。器頸

に鑄銘あり、八行卅二字。「隹王正月初吉甲戌、邛立大宰孫叔師父、乍行鼎、眉壽萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之」という。大を立字の形に作るが、大の異構。字迹は正統的な整つたものであるが、器形・文様からみて列國の器である。鼎に行鼎という例は鼂季鼎三代・三・四一・三にみえる。江黄の二國は楚の北境に接し、何れも嬴姓。江は春秋文四年前六二三に楚に滅ぼされたが、黄はそれより以前の僖十二年前六四八年に、同じく楚に滅ぼされている。

邛叔孫師父壺

黄大子白克盤　筠清・四・三二　攈古・二之三・八三　敬吾・上・二　奇觚・一八・二四　周存・四・六　大系・一八七　綴遺・七・二三　小校・九・七六」　大系・一七一

器影を傳えず、銘五行三五字。文は左文。結體も甚だ疏緩なものであるが、新出の䣄父匜の字とよく似ている。

隹王正月初吉丁亥、黄大子白克、乍中嬴□賸盤、用𣍘眉壽、萬年無疆、子ゝ孫ゝ、永寶用之

という。綴遺に器を東遷以後、僖公以前とし、また大系に「此乃黄國媵女之器、黄乃嬴姓、仲嬴□卽所媵女名字、舊或釋仲嬴二字爲女嗣、失之、黄國故地、在今河南璜川縣境、春秋僖十二年滅于楚、故凡黄之器、大率在春秋初年」と説くも、その器は春秋初年に遡りうるものかどうか疑問である。綴遺に丁亥の丁を上文の吉字の

下部と合文とする。殆んど例のないことである。

黄君𣪘　貞松・五・三五　周存・三・五九　大系・一八七　三代・八・二一・二」　文選・下二・二五

貞松に「歸安姚氏咫進齋舊藏」、周存に「敦葢、吳縣潘氏江陰奚氏藏、與買敦合」という。また買𣪘周存・三・四七の金説に「買敦器大、葢文不同、而尺寸相合、至奇」というのは、この器のことである。葢のみを存するようである。貞松に莫同𣪘と釋するが、大系に黄君とする。銘四行二四字。

黄君乍季嬴□賸𣪘、用易眉壽、黄耇萬年、子ゝ

孫〻、永寶用享

黄は下部をこの形に作るもの買𣪘・伯家父𣪘があり、文中の黄耇の黄も同じ。君は同と形異なり、黄君と釋するのがよい。黄君とは失國後の稱であろう。季嬴の媵器を作り、嬴姓の黄である。

黄季俞父盤　周存・四・一〇　綴遺・七・二四　貞松・續下・二〇　大系・一八七　三代・一七・一三・四

器は松江の沈十峯より孟惟寅、のち綴遺齋に歸した。器影を傳えないが、綴遺に「其形制、平底三足而無耳、異於諸器」という。楚王酓忎盤も無耳である。銘三行二三字。文左行。

隹正月初吉庚申、黄季鮽父自乍飤器、子〻孫〻、其永用之

鮽字について大系に「乃从舟从䚾之側視形、譌變爲小篆之俞、再變爲今通行之俞字、注家不測、復以鮽字附入說文、所謂蛇足也」と論ずるが、治瘉の瘉の初文である。余辛を以て膿血を盤に移す象。器は盤にして飤器という。綴遺に、禮書にみえる盤の用途を述べ、「經典中、無以盤爲食器者、後世所見古器、大抵皆盥盤、此銘獨曰飤器、是食盤之制、周時已有之」という。盤飧のことは左傳等にみえ、必らずしも特異のことではない。

黄叔單鼎

著錄　寶蘊・上・二三　乙編・一・二四　倫敦・一七　大系・三二　通考・六二　故宮・下・八二　積古・四・一四　攈古・二之三・一　周存・二・四三　大系・一八八　三代・四・一・二

考釋　餘論・二・二〇　韡華・乙中・四五　大系・一七二　文選・下一・一九

通考に「通耳高九寸、口飾重環紋一道、腹飾饕餮紋」といい、器制上これを西周後期に屬している。銘四行二三字、字左文。

唯黄孫子係君叔單、自乍鼎、其萬年無疆、子孫〻、永寶用享

字形漫漶、大系に「寶字至詭異、所从缶字竟誤析爲二、而置諸對角」というが、字〻みな疑うべく、僞刻であろう。器は通考に康鼎・大克鼎より前に位置させるもので、器の時期とも合わない。器の文様にも疑うべきところがある。ただその銘辭は、あるいは規模するところがあろう。「唯黄の孫

黄叔單鼎

子係君叔單、自ら鼎を作る。其れ萬年無疆、子孫〻永く寶用して享せよ」という。

近年、湖北京山出土の曾器中に黄器の鬲二器が含まれており、頸に環文をもち、一器は脚頭に小稜を付している 文物・一九七二・二、圖版九・三・四。器制は樊君鬲夢鄣・續八 通考・一六四に近く、同出の曾器と同じ時期のものとみられる。口縁に「隹黄□□用吉金乍鬲」圖二とあり、字迹は結體がやや異様にみえる。

⿰爿言父諸器　また湖北枝江百里洲より、一九六九年八月、鼎三・簠二・方壺・盤・匜各一が出土。文物一九七二・三にその報告がある。みな⿰爿言父の器である。簠・匜に銘がある。

⿰爿言父簠　隹正月初吉丁亥、考叔⿰爿言父、自乍⿰阝尊⿷匚舌、其眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永寶用之

⿰爿言父匜　隹正月初吉庚午、⿳宀井廾公孫⿰爿言父、自乍盥匜、其眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用之

簠は器蓋口縁に變様虁文、腹に蟠虺文、圏足に鱗文を飾る。匜は瓦文、口に蟠虺、流は獸首にして象鼻文あり、四足獸首。他に立耳三獸足の弦文鼎、また附耳、器腹に蟠虺、足に鱗文をもつ盤がある。方壺は失蓋、壺身橢圓にして方角、頸部に變様虁文、壺身に鱗文八周、弦文四周をめぐらした異様のものである。報告者はその地を羅の故地としていう。

枝江是楚最早集居的地點、楚世家、當周成王之時、封熊繹于楚蠻、居丹陽、集解引徐廣說、在南郡枝江縣、正義引潁容說、楚居丹陽、今枝江縣故城是、枝江後來又是羅國所在地、漢志、枝江故羅國、羅國姓熊、最早見于左傳桓公十二年、巴人强大後、楚和巴、曾在這裏進行過激烈的爭奪戰、左傳莊公十九年、巴人伐楚、楚子御之、大敗于津、杜預注、津、楚地、從西周到春秋、枝江是長江中游的一箇重要地點

匜銘は左行左文、行款整わず、器の古色があるのに比して甚だ粗略の感がある。黄器と相通ずるところをもつようである。

二二八、徐王鼎

器名　徐王𩟄鼎貞松　郐王盂韡華
時代　「盉在春秋中葉」大系
收藏　「盧江劉氏善齋藏」貞松
著錄
器影　善齋・禮一・七四　善齋圖・三六　大系・三七
通考・八八
銘文　貞松・三・二一　大系・一六四　三代・四・九・一　小校・二・九八
考釋　韡華・壬・五　大系・一五九　文錄・一・三八
文選・上二・一七　積微居・一四五
器制　通考にいう。「通耳高七寸四分、口飾竊曲紋一道」。半椀形の立耳三獸足鼎。器形は蘇冶妊鼎に近い。

徐　王　鼎

銘文四行二七字。

郐王𩟄、用其良金、鑄其䵼鼎、用羹庶昔、用雝賓客、子〻孫〻、世〻是若

郐王𩟄は何人であるのか知られない。𩟄を文錄に量の繁文とする。良金は概ね吉金という。鼎上の一字を大系・文錄に䵼、通考に饆、庶の上の字を積微居に羹とする。庶の上は羹、昔は腊、雝は饔、「世〻是若」は詩の小雅大田「曾孫是若」というのに近い。鄦大子申鼎に「子孫是若」の句がある。文にいう。「郐王𩟄、其の良金を用て、其の䵼鼎を鑄る。用て庶腊を羹にし、用て賓客を饔せむ。子〻孫〻、世〻是（これ）若へ」。腊・客・若の三字魚部入聲の韻。積微居に良・䵼・羹唐部雝鐘部は句中韻であるというが、音の諧和を求めたものであろう。字樣は徐器のうち、最も古いようである。

宜桐盂　周存・四・三九　大系・一六五」　大系・一五九
器影を傳えず、銘に飤盂という。文四行二九字。四行上に空白がある。

隹正月初吉日己酉、郤王季稟之孫
宜桐、乍鑄飤盂、㠯□妹、孫子永
壽用之

という。大系に「日己酉三字、或誤釋乍丁亥享、因有疑此銘爲僞者、非是」というも、字形は確かでない。稟は米に從う。大系に、郤王糧と季稟と名字相對し一人とするが、孫宜桐の器としては字迹が近すぎるようである。盂は水器であるが、ここに飤盂という。黃季𠳐父盤に飤器と銘するのと同じ。妹の上一字を大系に賸の異文とし、「此乃賸妹之器」という。賸䝨の意の字であろう。「隹正月初吉、日は己酉、郤王季稟の孫宜桐、飤盂を作鑄し、以て妹に（おくる）。孫子永壽之を用ひよ」。盂・之の韻をふむ文であろう。

沇兒鐘

著錄　陶齋・續一・五　大系・二三九」　窓齋・二・一九　周存・一・二〇　大系・一六五〜一六七　綴遺・二・一四　三代・一・五三・二・五四・一　小校・一・六五　河出・二六四〜七　二玄・四八〇

考釋　窓齋賸稿・九　韡華・甲・七　大系・一五九　文錄・二・八　文選・上一・一五

沇　兒　鐘

綴遺に「器出荊州」という。器は甬部缺失。鼓・篆間舞上に虺文を糾纏した蟠虺文を飾り、楚王領鐘・子璋鐘などに近いものであろう。陶齋に「高一尺二寸五分、兩舞相距一尺四分、横八寸二分、兩銑相距一尺一寸四分、横八寸八分」という。もと潘氏藏、のち陶齋に歸した。銘は鉦より起つて裏面にめぐり、八二字。

隹正月初吉丁亥、郤王庚之悉子沇兒、擇其
吉金、自乍龢鐘、中翰叡揚、元鳴孔皇、孔
嘉元成、用盤飲酉、龢逾百生、悉于畏義、惠于明祀、䖒㠯匽㠯喜、㠯樂嘉賓、及我父兄庶士、皇
〻趣〻、眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之

綴遺に「按徐子爵而偁王者、意偃王當時、雖爲穆王所誅、後遂僭號、因而不改、淮南子說山訓高誘注、以徐爲楚文王所滅、左傳則云、吳子光滅徐、徐子章禹奔楚、此楚地所以有徐國器也、銘與薛氏款識許子鐘、辭語多同」という。徐滅亡後の器とするものである。大系にも「徐王庚與沇兒、無可考、然由器制與文體觀之、大率乃春秋中葉以後器」とあり、おそらく末葉以後の器であろう。「中翰叡揚」は鐘銘の常語。中は終、叡は且、詩句にその形式がある。元鳴二句は元孔を互用、「用盤飲酉」は孟子盡心下「般樂飲酒」の意。文にいう。

隹正月初吉丁亥、郘王庚の淑子沇兒、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。中に翰くして且旸る。元鳴孔皇、孔嘉元成、用て飲酒を盤しましめ、百姓を龢會せむ。威儀に淑しく、明祀に恵み、盧以て宴し以て饎し、以て嘉賓及び我が父兄庶士を樂しましめむ。皇ゝ趣ゝとして、眉壽無期ならむことを。子ゝ孫ゝ、永く保ちて之を鼓せよ。

文は押韻。旸・皇陽部 成・生耕部 祀・喜・士・期・之之部 のほか、酉幽・賓眞も之・耕の韻に合し、全體として美しい諧調をもつ文である。周存に「沇兒鐘已脫甬、始見於兩罍軒尺牘、云爲吳江徐某所得、經恒軒稱賞、寶如頭目、後歸潘文勤」という。文辭と文字とを以て歎賞をえたものであろう。

徐王義楚耑

著錄　貞松圖・中・一三　通考・五九〇」奇觚・一七・三五　周存・五・一三六　大系・一七〇　三代・一

四・五五・六　小校・五・九八　河出・二九〇」大系・一六二　文錄・四・三四　文選・下三・一五

義楚耑三器。周存に張鳴珂の原跋、王國維の跋と鄒安の補記を載せる。原跋に「銅質湛碧、瑩澤如玉」という。王跋はのち集林の釋觶卮に収められている。通考四〇六にいう。「光緒十四年四月、江西高安農人熊姓、在城西四十里清泉市旁近里許漢建成侯墓山下田中、掘得古鐘鐸大小九、耑三、爲鄒淩瀚所得、鐘無款識、鐸卽郐諧尹句鑃也、義楚卽左傳昭公六年之徐儀楚、又一耑形制同、高六寸、銘四行三十五字、在腹外」。銘に

隹正月吉日丁酉、郐王義楚、擇余吉金、自酢祭鍴、用享于皇天、及我文考、永保怺身、子孫寶

という。酢は作、鍴は觶。觶は殷周期に行なわれたものであるが自名の器なく、列國に入って義楚の二耑があり、耑・祭鍴という。器形は觶に似て狹長、王國維の釋觶卮觀堂集林六に、觶耑同聲にして同器とする。文に「隹正月吉日丁酉、郐王義楚、余が吉金を擇び、自ら祭鍴を作る。用て皇天及び我が文考に享し、永く台が身を保たむ。子孫寶とせよ」という。銘は文錄に、鍴・考・寶の韻と

徐王義楚耑

するも、天・身眞部考・寶幽部の韻である。皇天という語は、西周の器のほかには、他に殆んど例がない。

大系に「怺身」の怺について、「假爲台我也之台、金文多以从台聲若㠯聲之字爲之、且均用爲領格、又此用例爲宗周文所未見、今尚書湯誓、有台小子之文、竟用爲主格、足證該文實周末人所僞託」という。晉姜鼎に辝辟、齊器に䛥・辝、燕器に台を領格に用いる。みな北方列國の器である。

義楚耑　善齋・四・九三　雙王・一九　大系・二〇七　善齋圖・一四三　通考・五九〇」　奇觚・一七・三六　周存・五・一三七　大系・一七〇　三代・一四・五三・三　小校・五・九八

前器と同出の器で同制。高さ六寸三分。頸腹の間に「義楚之祭耑」の五字を銘する。義楚の名は左傳昭六年前五三六に「徐儀楚聘于楚」とみえる人であろう。その昭三十年吳に滅ぼされ、徐子は楚に

弃っている。

なお同出の器に徐王耑貞松圖・中・一三　通考・五九一」奇觚・一七・三四　周存・五・一三六　大系・一七〇　三代・一四・五五・四　小校・五・九八があり、

器は頸腹の間に獸帶文一道を飾り、また「郤王□又之耑、耑㴱之□」と銘する。義楚と別人の器であろう。

子璋鐘　七器。

著錄　一、善齋・樂・一九（仿刻）　善齋圖・一五　大系・二五一　通考・九六三　三、善齋・樂・二〇　四、甲編・一七・二六　大系・二五二　五、上海・八四　七、寧壽・一四・二」　筠清・五・二九（二）　攈古・三之一・二八（二、三）　從古・六・八（三）　愙齋・二・五（二〜四）　周存・一・五〇、補遺一（二〜四）　貞松・一・一四（一、五）　綴遺・二・一三（一）　大系・一九四〜一九八（一〜四）

子　璋　鐘

三代・一・二七〜三一（一〜四、六）　小校・一・四〇（一〜四、六）　錄遺・二（五）　二玄・四三〇（六）

考釋　愙齋賸稿・二　拾遺・下・三五　韡華・甲・五　大系・一七九　文選・下一・三

器は上海に「高二一・三、舞縱九・六、舞橫一三、于縱一〇・六、于橫一四・三糎、重一・九瓩、枚間作三角形蟠龍紋、鉦部飾四龍紋、甚工細」という。器制は者汈鐘に近い。銘は鉦・鼓左より背

面をめぐつて鼓右に及ぶ。五器全文、六・七は二銘合して文を成す。七器で編鐘をなすものであろう。銘四五字。

佳正十月初吉丁亥、羣孫斨子子璋、擇其吉金、自乍龢鐘、用匽吕喜、用樂父兄者士、其眉壽無期、子〻孫〻、永保鼓之

寧壽に、許子鐘の文を節取して銘を成すものとし、大系に許器に加え「本銘字體、與許子簠相似、而文辭復類許子鐘、疑斨即許子妝若𪗆𠂤、故次此銘于此」という。善齋には「文句字體、與沇兒鐘絕相似、兄字亦同从生、殆徐國器也」とする。子璋はあるいは徐子章禹であろう。左傳經昭卅年前五一二「冬十有二月、吳滅徐、徐子章羽奔楚」とみえる人で、傳に「徐子章禹、斷其髮、攜其夫人、以逆吳子、吳子唁而送之、使其邇臣從之、遂奔楚、楚沈尹戌帥師救徐、弗及、遂城夷、使徐子處之」という。夷とは城父、安徽の西北境に近く、そこには許が國したことがある。文に「佳正十月初吉丁亥、群の孫にして斨の子たる子璋、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。用て宴し以て饎し、用て父兄諸士を樂しましめむ。其れ眉壽無期、子〻孫〻、永く保ちて之を鼓せよ」とあり、喜・之・期・之は之部の韻である。

王孫遺者鐘

著錄　陶齋・續・下・補　大系・二三一　尊古・一・四　通考・九五六　河出・二六八　二玄・四八二」
窓齋・一・二　周存・一・二　綴遺・二・一七　大系・一六七〜一七〇　三代・一・六三〜六四　小校・一・九一　書道・九三，九四　二玄・四八一

考釋　韡華・甲・七　大系・一六〇　文錄・二・九　文選・上一・一四　積微居・三八

王孫遺者鐘

周存金說にいう。「王孫鐘、湖北出土、先爲枝江曹氏所得、刻入荊南萃古編、又載新脩湖北金石志、文與沇兒鐘、如出一手、疑郐製也」。その器制について通考に「欒長一尺五分、甬長六寸六分、篆間舞上鼓上及甬、均飾蝌蚪紋」という。蝌蚪文とは細密な蟠虺文のことである。器制は沇兒鐘に近い。銘は鉦より鼓左、裏面をめぐつて前面鼓右に及ぶ。文一一七字。

佳正月初吉丁亥、王孫遺者、擇其吉金、自乍龢鐘、中翰叡揚、元鳴孔皇、用享台孝、于我皇且文考、用𣏌眉壽、余圅龏㝬屖、畏嬰趩〻、肅悊聖武、惠于政德、悲于威義、誨猷不飤、闌〻龢鐘、用匽台喜、用樂嘉賓父兄、及我倗友、余恁㠯心、延永余德、龢溯民人、余尃旬于國、皝〻趣〻、萬年無諆、枼萬孫子、永保鼓之

韡華に「此器出湖北、當是楚器」という。大系に「此亦徐器、由其銘辭字體、與沇兒鐘如出一人手筆、可以判知」とし、遺者を禮記にみえる容居としていう。

檀弓下、邾婁考公之喪、徐君使容居、來弔含、曰、容居聞之、昔我先君駒王西討、濟於河云々、

遺容雙聲、者居疊韻、此自稱王孫、與祖其先君駒王、正相合、容居之年代、可據邾婁考公而定、鄭注云、考公、隱公益之曾孫、考或爲定、按邾隱公益前五〇六～四八八與魯哀公同時、及其曾孫之喪、則當在戰國末年、於時徐亡已久矣、春秋昭三十年、冬十有二月、吳滅徐、徐子章羽公羊作章禹奔楚、左傳云、楚沈尹戌帥師救徐、弗及、遂城夷、使徐子處之、嗣後遂不復見、葢徐以大國淪爲附庸、而卒爲楚所滅也、邾考公時、徐縱尚存、亦不得以王禮自居矣、鄭謂考或爲定者、葢謂一本作定也、余意定亦係誤字、定當爲宣、邾宣公牼與魯襄公同時、於時徐尚未弱、更證以本銘、其文辭字體、亦均以此時爲宜也

居者は齊音において同聲であるから、容居説は一應の可能性があり、邾隱の曾孫の時代とすればほぼ前四〇〇年前後である。韡華・綴遺・大系・積微居に各〻字釋考説があり、文義を考えることができる。文にいう。

隹正月初吉丁亥、王孫遺者、其の吉金を擇び、自ら龢鐘を作る。中に翰くして叡揚り、元鳴孔だ皇なり。我が皇祖文考に用て享し以て孝し、用て眉壽を祈む。余宏恭猒屖舒遲、畏忌翼〻、肅哲聖武にして、政德に惠しみ、威儀に淑くし、謀猷飢たず。闌〻簡〻たる龢鐘、用て宴し以て饎し、用て嘉賓父兄及び我が倗友を樂しましめむ。余、訇心を恁らげ、余が德を誕永にし、民人を龢渉せむ。余、國に専く旬くし、煌〻趣〻として、萬年無期ならむことを。世萬孫子、永く保ちて之を鼓せよ。

文に押韻あり、大系に旟皇陽部・孝考壽幽部・趩德飤喜友德國趣諆子之之部をあげ、文錄に幽部に鐘、

之部に辟義を加えるが、韻は合わない。積微居に之韻の字について、「用一部之韻、首以入聲、次以上聲、又次以入聲、而終之以平聲、界畫釐然、不相雜越」とし、段氏音韵表にいう之部平上入三聲の例であるという。その文辭は、徐國の文化を思わせるものがある。

これと文辭の似たものに郘王子旃鐘金索・一・四八　錄遺・四　文錄・二・八　文選・上一・一三があり、蟠虺文を以て鼓・篆を飾り、鉦・欒の表裏に「隹正月初吉元日癸亥、郘王子旃擇其吉金、自乍龢鐘、目敬祭祀、目樂嘉賓、及倗生目父兄庶士、目宴目喜、中翰叡揚、元鳴孔皇、其音池〻、聞于四方、韹〻熙〻、眉壽無諆、子〻孫〻、萬枼鼓之」の約七六字を銘しているが、金索に字は鑿文であるという。また郘王之子戈錄遺・五七〇に「郘王之子□之元用戈」という。いずれも國君に王號を稱している。

儌兒鐘

四器。一器全銘、三器分銘。

著錄　一、積古・三・三　攈古・三之一・六九　周存・一・二九　大系・一七一，一七二　三代・一・五〇・二，五一・一　小校・一・五七　二、上海・七九」　攈古・三之一・七一　從古・一三・四　窓齋・二・一二　周存・一・三一　簠齋・一・一一　奇觚・九・一四　大系・一七三　綴遺・二・二〇　三代・一・五一・二，五二・一　小校・一・五九　三、貞松・一・二　周存・一・三二　大系・一七四　三代・一・五二・二，五三・一　小校・一・六〇　四、錄遺・一・一，二

考釋　全上古・一二・一一　拾遺・中・二　窓齋賸稿・七　韡華・甲・五　大系・一六三　文錄・二・八　文選・上一・一五

第一器は周存に「陽湖孫氏淵如藏器、阮文達撫入湖北省學」、また第二器は濰縣陳氏、第三器は吳縣潘氏藏。周存に「一爲簠齋十鐘之一、一爲滂喜齋廿鐘之一、均精緻、惜一銘駁蝕」という。錄遺に收めるものはまた別器であろう。第二器はいま上海博物館藏。上海にいう。「儌兒鐘爲編鐘、傳世共有三器、此是其中之一器、舞篆鼓各飾蟠螭紋、雖埋於地下二千餘年、幸未腐蝕、扣之發音仍甚清越、全篇銘文應有七十四字、此鐘存三十字、乃是上段」。細脚に獸飾あり、文樣は王孫遺者鐘に近い。三鐘合わせて、ほぼその全文を知りうる。

隹正九月初吉丁亥、曾孫儌兒、余迭斯于之孫、余兹路之元子、曰、於虖、敬哉、余義楚之良臣、而乘之字父、余贎乘兒、敀吉金鏄鋁、台鑄和鐘、台追孝先且、樂我父兄、飮飤歌舞、孫〻用之、後民是語

儌は咎・僕・儔などと釋されるが、字未詳。下二句の余を徐と釋するものが多いが、文錄に「舊釋余皆讀郘卽徐字、吾謂此余當如字讀」という。句ごとに主語をつける例は琱生設一・二にもみえ、金文にその句法がある。義楚は徐王義楚。贎を大系に

「當是動詞、殆俾使等字之義」とし、また「攷字叚爲擇、或釋得、或釋取、均非」という。孫ゝを文錄に「卽子孫也、說者謂重文、承上子字、秦刻石、大夫作夫ゝ、同此例、然有但作子ゝ者、葢其義已明、則不拘拘于筆畫、金文大氐然也」というも、その兒に命じて作器せしめるので、子を省いたともみられる。「後民是語」は、他に例をみない。大系に「語叚爲敔、謂敦敔也」とするが、字のままによむべきであろう。

隹正九月初吉丁亥、曾孫僕兒、余は迭斯于の孫にして、余は丝路の元子なり。曰く、於虖、敬しめ哉。余は義楚の良臣にして、乘の字慈父なり。余は乘兒をして、吉金鎛鋁を攼び、以て和鐘を鑄せしむ。以て先祖に追孝し、我が父兄を樂しましめ、飲食歌舞せむ。孫ゝ之を用ひ、後民に是語げよ。

文に韻讀あり、王氏韻讀に父鋁且舞語を魚部の韻とする。上文の子・哉も之部合韻であろう。

徐䣄尹鉦

著錄　周存・一・七六　研究・上・九七　大系・一七五　貞松・一・二〇　三代・一八・三・二，四・一
小校・一・一〇〇

考釋　韡華・甲・九　大系・一六三　文錄・四・三四　文選・下三・一七　積微居・二三二

器は無文の鉦。陰陽二面の兩端に銘を付しており、四四字。周存に「未見著錄、字多且精、爲各鑼冠」というも、缺泐して不明の部分がある。

隹正月ゝ初吉、日才庚、郐䣄尹□故□、自乍征城、次者□祝、儆至劍兵、枼萬子孫、眉壽無疆、皿彼吉人享、士余是尙

征城は鉦。南彊鉦貞松圖・中・三六　通考・九三三　叢攷・二五七に「余冉鑄此鉦城、女勿喪勿敗」とあり、城は金に從う。その上文に「余以伐郐□子孫」とあり、郐を攻伐する者の作器であるが、作器者は知られない。その器は柄長口平、この器の句鑃

と器制を異にするが、同じく征城という。通名なのであろう。國語晉語五「戰以錞于丁寧、儆其民也」とみえ、戰役に用いた。別名句鑃。大系に鐸はその合音であるという。また柷を兄、その上は斧形にして父とする。郭釋等によつて文意を求めると、「隹正月、月の初吉、日は庚に在り。郘の諧尹、故□兵器を（あつめて）、自ら鉦城を作る。諸父兄に咨りて、儆しみて劍兵を致さしむ。世萬子孫、眉壽無疆にして、彼の吉人の享を皿しみ、余に士（つか）ふることを是（これ）常とせよ」の意であろう。積微居に「儆至劍兵、與荀子賦篇憼革戒兵、語意相類也」という。軍中の樂器であるから、兵事を戒める語を著けているのである。大系に韻讀を「庚城祝兵享尙、陽耕合韻、城在耕部」、また「此鉦文字、與義楚鍴極相近、疑是同時所出、所謂鐘鐸九者之一」という。なお新版の義楚耑條に「張鳴珂寒松閣題跋云、鐘無款識、鐸有郘王義楚字、其篆法與沇兒鐘、如出一笵、容庚云、鐸卽郘譜尹鉦、張氏誤記爲郘義楚耳」と付記している。時期の相近いものであろう。

徐は嬴姓。文獻に徐方・徐戎・徐夷といわれる東南系の古族で、字はまた舒に作り、金文には郘に作る。余に作るとする說もあるが、儆兒鐘・南疆鉦の文の誤讀である。詩の魯頌閟宮に「荊舒是懲」とあり、魯僖の南伐を歌うが、徐は古くから强盛を誇つた部族で、徐偃王の說話は戰國期に喧傳され、諸子の文にもみえている。通志氏族略二に「皐陶生伯益、佐禹有功、封其子若木於徐、自若木至偃王卅二世、爲周所滅、復封其子宗爲徐子、宗十一世孫章羽、昭三十年、爲吳所滅」という。後漢書東夷傳に「徐夷僭號、乃率九夷以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、偃王處潢池東、地方五百里、行仁義、陸地而朝者三十有六國」というのは、この夷系部族の傳承の一斑をしるしたものであろう。その高度の文化は、以上の徐器によつて十分にその實態を知りうる。沬斯于・厽路あるいは沇兒・儆兒・乘兒などは、その方族の語であろう。

二二九、吳王光鑑

出　土　「一九五五年五月、安徽壽縣蔡侯墓出土」壽縣

收　藏　「安徽省博物館」壽縣

著　錄

器影　郭釋考古學報・一九五六・一・圖版七、又文史論集・圖九　壽縣・圖・一五　五省・圖・五一

銘文　郭釋・圖版八、文史論集・圖一〇　壽縣・圖・三九　五省・圖・五一　二玄・四八六　書道補遺插・一一

考釋　郭沫若「由壽縣蔡器論到蔡墓的年代」考古學報・一九五六・一　又、文史論集　陳夢家「壽縣蔡侯墓銅器」同上・二　壽縣・一九　唐蘭「五省」・序四

器　制　壽縣にいう。「二件、原殘、已修復、兩獸首形耳、附環、周身密布花文、腹內壁有四小圓環、幷有銘文、高三五、口徑五九、腹圍一八八、底徑三三、耳高八・五、長一六・五糎、出土時、內各有一瓢及一瓮缶」。器は細密な蟠虺文を飾る。

吳王光鑑

銘　文　八行五三字

隹王五月、既子白期、吉日初庚、吳王光擇其吉金、玄銑白銑、台乍叔姬寺吁宗彝薦鑑、用享用孝、眉壽無疆、往已叔姬、虔敬乃后、孫〻勿忘

「既子白期」は難解の句で、陳釋に期を喪期と解していう。

吳世家曰、公子光者、王諸樊之子也、索隱

云、世本以爲夷昧子也、集解云、徐廣曰、世本云、夷昧生光、吳越春秋曰、王僚夷昧子、與史記同、而公羊傳以王僚爲壽夢庶子、春秋昭廿七年夏四月、吳弑其君僚、左傳記其事、吳世家則曰、四月丙子、光伏甲士于窟室、遂弑王僚、公子光竟立爲王、是爲吳王闔閭前五一四～四九六、子白疑卽王僚、說文、鐐白金也、左傳昭廿、王僚又名州于、既子白期、是盡子白爲期之喪、喪服小記、期而除喪、道也、孟子滕文公上、三年之喪、吾宗國魯先君、莫之行、又盡心上齊宣王欲短喪、公孫丑曰、爲期之喪、猶愈于已乎、自周敬王五年四月丙子、至六年五月庚戌爲三六五日、是爲吳王光元年、若此推斷不誤、則此鑒作于公元前五一四年

期を期喪の意に用いることは齊器の洹子孟姜壺にもみえるところであるが、子白が王僚州于の字であることは確かでなく、また日辰をいう文中に喪期にふれることも異例である。弑殺の日丙子は左傳にみえず史記にのみあり、特に自ら弑殺した人に對する服喪をいうのも不審であるから、陳釋は疑問とすべきであろう。郭釋文史論集にその說を非とし、既生霸の異語に外ならないとしていう。

既子白期、當卽既生霸、子同孳或滋、生也、白乃古伯字、與霸通、周人毎月分爲四期、曰初吉、曰既生霸、曰既望、曰既死霸、大抵以七日或八日爲一期、此言既子白期、吉日初庚、乃初吉之後、既生霸期中之第一庚日、卽五月九日左右也、有人說、子白乃王僚之字、王僚被弑于四月、此殆吳王光二年五月、王僚期服之喪已盡也、按此不合彝銘體例、可謂妄生異說

郭釋は既子白を既生霸とするが、あるいは死字を避けて、死霸を音の近い子白としるしたものかとも思われる。何れにしても他に例のないことである。唐釋に白期を吳王光の長子にして、文は「既字白期」、すなわち冠禮を行なつた意とするのは唐突に過ぎる解である。

吳王光は闔閭。陳釋に左傳襄十七年「皆有闔廬」の注「闔謂門戶閉塞」を引き、「其義與光相反成義、光或爲廣之假字、說文、廣、殿之大屋也」というが、自銘の器に假借字を用いることもありえない。闔廬は卽位後の別號であろう。楚・越にも同樣の關係が考えられるものがあり、顧頡剛の「楚吳越王之名號諡」史林雜識初編にそのことを論じている。陳釋に「此吳王光嫁女于蔡、故從中國之稱」というが、卽位後の稱である。また吳王の稱には工𠭯王・攻吳王などの複稱のものが多く、越に干越というのと同じ。器の日辰は吳王光の三年、五月既生霸庚午、第十二日に當る。

鈚を陳釋に鑛の異文として、玄鈚白鈚を銅・錫とし、郭釋は鉛・錫。合せていわゆる青銅となる。玄鏐赤鏞などと同じ語例である。叔姬寺吁はその女の名であろう。吳は姬姓、蔡も姬姓。いわゆる同姓婚であるが、外族にして姬というものは西北の諸戎にも多く、擬制的なものであろう。吳世家贊に「余讀春秋古文、乃知中國之虞與荊蠻句吳兄弟也」という。左傳哀十三年の黃池の會に「吳人曰、於周室我爲長、晉人曰、於姬姓、我爲伯」という吳晉は、何れもその初封に疑問のあるものであるが、當時すでに周との親緣を主張していたのであろう。晉も驪姬と婚しており、必らずしもいわゆる同姓婚ではない。

𢏚は弓夷土に從う字であるが、會意の意が知られない。郭釋に彝の異文であろうとし、陳釋に禰の假借とする。宗禰という語も例のないものであるから、彝の假借字とみておく。もとは射儀に關する字であろう。往巳は往也。以下は嫁女を送る辭である。儀禮士昏禮記には、「父送女、命之曰、

戒之敬之、夙夜毋違命」、「毋施衿結帨曰、勉之敬之、夙夜無違宮事」とみえる。郭釋に「乃后孫」を「蔡昭侯之孫」と解しているが、乃后とは叔姫の子孫をいうものであろう。唐釋に孫を孫〻とする。それならば「虔敬乃后、孫〻勿忘」となり、句讀のしかたが異なるものとなる。唐氏は器を目驗していると思われるので、いま唐釋に從う。

訓　讀

隹王の五月、旣子死霸の期、吉日初庚、吳王光、其の吉金、玄銑白銑を擇び、以て叔姫寺吁の宗彝薦鑑を作る。用て享し用て孝し、眉壽無疆ならむことを。往け巳（や）叔姫、乃の后を虔敬せよ。孫〻忘るること勿れ。

參　考

器は蔡侯墓より出土。從つて同出の蔡侯諸器との關係が問題となる。郭釋に蔡侯の鐘・盤と本器の銘文を綜合考核して、七項の要約を示している。

一、蔡與吳爲同姓、然確曾互通婚姻、吳王光之女適蔡侯之孫、其媵器出蔡侯墓中、則此蔡侯爲誰、及其墓之年代、卽可由以推定

二、吳王光在位凡十九年、其元年當蔡昭侯五年、卒年當蔡昭侯二十三年前四九六年、吳王旣嫁叔姫于蔡、曰虔敬乃后孫、則叔姫當爲蔡昭侯之孫、蔡聲侯之妃

四、蔡本楚國之附庸、史稱昭侯十年朝楚、携美裘二、以其一獻楚昭王、自服其一、楚令尹子常欲得其裘、囚之三年、獻裘後始釋歸、蔡昭侯十三年冬前五〇六卽與吳王光共伐楚、攻破郢都、故在昭侯及其子成侯二代、與楚已斷絕關係、及吳旣滅、則蔡聲侯復附于楚、故鐘銘有輔右楚王之語

五、蔡聲侯之墓、何以有吳叔姫媵器在內、此容易解釋、卽叔姫以其媵器爲殉、如叔姫本人已前卒、則蔡人以其遺器爲殉

三はすでに蔡墓の項本卷・三〇五頁に略引した。郭氏はその墓を蔡聲侯、蔡侯𪓐は史記蔡世家に聲侯の名とする產の本字であるとする。聲侯說は「乃后孫」を「蔡昭侯之孫」とする解釋から導かれているのである。しかしこの郭說は、聲侯卽位の前年にすでに吳が滅んでおり、聲侯の盤・尊に「敬配吳王」の語があるのと合わず、蔡・吳の通婚はそれ以前にあるべく、蔡と吳楚との關係からみて、これら三器が昭・成のときにあるべきことは明らかであるから、蔡侯𪓐は成侯朔とするのが妥當であろう。そのことはすでに蔡侯墓諸器の項に述べておいた。器は蔡昭侯のときに當り、吳の叔姫を娶つたものはその子とみるべきであろう。昭侯はその十年前五〇九楚に朝して囚えられ、三年後に漸く許された。その翌年、吳とともに楚を伐ち、楚と敵對關係に立つた蔡は、十三年、子を質として吳に送つている。吳王闔閭が叔姫を與えたのは、この王子で、おそらく後の成侯朔であろう。昭侯が大孟姫を夫差に嫁し、闔閭が叔姫を成侯に嫁したとすれば、蔡吳交〻婚すということになる。

文に韻讀あり、郭釋に庚・銑・疆・忘陽部を韻とする。陳釋に疆・敬・忘を協韻とするが、敬は耕部にして合韻の例はない。

吳王光劍　　文物一九七二・四、圖版二、本文七〇頁。一九六四年九月、山西原平峙峪出土の東周諸器中にあ

り、「攻敔王光、自乍用劍」と銘する。容庚氏の鳥書考補正第二四器・雙劍誃・四三・錄遺五六四にみえるものと同銘であろう。劍首殘破、莖は圓柱形、劍身の左右に火文がある。呉王夫差鑑は淸の同治中、代縣蒙王村より出土、また「王子于之用戈」と錯金鳥書を以て銘する戈文物・一九六二・四-五が萬榮縣から出土しており、呉器の晉地から出ている例が多い。呉晉の往來が、當時頻繁であつたからであろう。呉越の劍・戈については、顧頡剛の「呉越兵器」史林雜識初編所收に、多く文獻の記載を收めている。

呉王光劍

呉王夫差鑑

著錄　K氏・圖五〇　藝類・四六　殷周・圖・五二　通考・八七二　二玄・四八五」　貞松・一一・四　周存・四・四一　大系・一五五　三代・一八・二四・五　河出・三〇〇　二玄・四八四

考釋　王國維「攻呉王大差鑑跋」觀堂別集　大系・又一五五　文錄・四・三四　文選・下三・一六　羅振玉「攻呉王監拓本跋」

通考にいう。「高一尺二寸、口徑二尺一寸二分、無足、兩獸耳銜

呉王夫差鑑

環、腹飾蟠虺紋及葉形紋」という。蟠虺文は細密にして淺く、殆んど地文のようにみえる。大系新版に「山西通志金石記云、同治中、代州蒙王村出土、地在夏屋山之陽」と附記する。貞松・周存に何れもその出土地をしるし、現に都門に在りという、貞松には「此器大可容人、當是浴器」というが、この口徑では浴器ともしがたい。銘は腹內にあり、三行一三字。文にいう。

攻呉王大差、擇厥吉金、自乍御監

大差は夫差前四九五～四七三。差は右に從う字形に作る。貞松に莊子則陽「同濫而浴」、釋文に「濫浴器也」とあるのを引いて浴器とし、冰監の類としては大に過ぎるというが、大系に「余意監當是鑑容之物、古者以水爲鑑、臨水正容爲監、盛水正容之器亦爲監、推之則凡盆皆謂之監矣、此監稱曰御監、當是鑑容之器、王者訏大、器自不嫌其大」といい、浴器としては材質が適わしくないとする。祭器ではないからまたその出土地について、「至器出晉地者、乃呉亡後、器物易主使然」という。別に錄遺・五二一に一器を錄し、「呉王夫差、擇厥吉金、自乍御監」といい、單將來の品であろう。に呉王と稱している。また劍雙劍誃・上・四一　河出・一一六があり、「攻敔王夫差、自乍其元劍」と銘する。

吳王御士尹氏簠　甲編・一三・一」　文物・一九五八・五　二玄・四八三

器は文物によると、一九五七年五月、北京市海淀區東北曜村出土と報告されているが、甲編にみえるものと同じ器であろう。それならば一時坑匿の器であるかも知れない。文物に高さ九糎、寬一九・五糎、長二五・五糎、夔文・垂鱗の器という。西清に載せるものは器腹が波狀文のようにみえ、器口に環文をめぐらしている。文二行一一字。「吳王御士尹氏叔孫、乍旅匜」という。孫は女系に從う。單に吳と稱しており、器制・文字も古く、春秋の前期に遡りうるもので、吳器中最も古いものとみられる。尹氏の稱は詩や左傳にみえ、古い職名である。

者減鐘

著錄　善齋・樂・一七(一)　倫敦・九一　善齋圖・一四(一)　通考・九五七(一)　甲編・一七・六(二〜一〇)　冠斝・上・一(八)　故宮・册・二六(一〇)　故宮・上・二四〇(一〇)　下・四六四(一)　上海・七七(九)」　二玄・四八八(一)」　周存・一・六五、又補(八、九)　貞松・一・一二(一、八、九)　大系・又一五二〜又一五　四(一〜九)　三代・一・四五・二〜四八・一(一、八〜一〇)　小校・一・三二(一、八、九)　二玄・四八七(一)」

考釋　研究・下・一四　大系・又一五三　溫廷敬「者減鐘釋」文史學研究所月刊・一九三四、三卷二期　文錄・二・九　文選・上一・八　積微居・一四三

者　減　鐘

通考にいう。「程瑤田通藝錄樂記三事能言七一云、乾隆廿四年、江西臨江府得古鏄鐘、撫臣獻于朝、續鑑一七・二言、乾隆二十有六年、臨江民耕地、得古鐘十一、大吏具奏以進、今故宮博物院、尙存二器」。周存に、もと丹徒の劉氏二器、吳興周氏の藏器とする。いま著錄に存するもの十器であるが、無銘の器と合わせておそらくもと十二器あつたものと思われる。第一鐘について通考に「欒長八寸四分、甬長四寸九分、篆間鼓上、均飾蟠虺紋」とあり、細密な蟠虺文が鼓篆の間を覆うている。以下みな同制。大系に「其最小者一枚無銘、其次銘二十八字者四、銘八十餘字者六、字多殘泐」という。銘は右欒・鉦・左欒より背面の右欒・鉦に及び、文約八九字、缺泐多きも器數多く、ほぼ補讀しうる。文にいう。

唯正月初吉丁亥、工𫊸王皮𪊨之子者減、擇其吉金、自乍鷂鐘、龠、卑龢卑孚、用𢊁眉壽緐釐、不帛不𦍌、不濼不彫、協于我霝于其皇且皇考、若𦗈公壽、若參壽、卑女𩐊〻誽〻、龢〻倉〻、其登于上下□□、聞于四旁、子〻孫〻、永保是尙

工𫊸はまた句吳・攻吳ともいう。

左傳宣八年疏に「句或爲工、夷言發聲也」とあり、攻も同じ。皮難について大系に

史記呉太伯世家叙、自太伯以降、至第十五世爲轉、索隱引譙周古史考作柯轉、柯轉卽此皮難也、

第九鐘二十八字銘

柯皮古同歌部、轉難古同元部、難古然字、柯轉之子爲頗高索隱云、古史考作頗夢、頗高之子爲句卑古史考云畢軫、此者減與頗高爲兄弟、大約當春秋初年、魯國桓莊之世也

という。これ者減を以て柯轉の子とするものであるが、積微居に者減を柯轉その人として「者減之合音爲轉、故銘文作者減而史記作轉、此猶春秋襄十二年書呉子乘卒、而左氏傳則作呉子壽夢、其例正同、史記、記轉之父爲禽處、而銘文作皮難、不相符合者、句呉諸王、名號不同、一人之稱、往往互相歧異」といい、呉子遏を諸樊、餘祭を戴呉、光を闔廬という例をあげている。そして呉の歷世中、柯柏・柯盧の柯はみな發聲の辭であつて、者減は轉に外ならぬとするのであるが、もし異號をとるとすれば、轉に限らぬことである。兩氏の時期比定は何れも春秋初期とするもので、器制・銘文よりみて早きに失するものと思われ、器は少くとも春秋末期以後とみるべきであろう。

皮難はおそらく諸樊であろう。呉王僚の子諸樊は、王子光とともに楚の役に參加して楚の夫人と寶器とを奪つて歸つた左傳昭二十三年、前五一九が、のち數年にしてその父王僚は光に殺された。その後の消息は史に傳えるところがない。當時、王僚の弟公子掩餘蓋餘・燭庸の二人は、兵を將いて楚に作戰中であつたが、王僚の弑殺を聞いて楚に降り、楚は城を與えてこれを封じ、光の弟夫槩王も自立して楚に奔り、堂谿に封ぜられた。當時、呉の王族にして楚にあるもの多く、呉が滅亡の後にもなお故國の外にあつて王號を稱したことが考えられる。皮難の合音は樊である。その子者減が楚地にあつて光復を謀り、上下四方に聞する鐘を作つたのがこの器であろう。諸樊は夫差と同世代。從つて器は呉の滅亡前四七三前後のものであろう。鵜鐘は他に例なく、字も明らかでない。大系に瑤鐘

とするが、寶鐘・林鐘・龢鐘というのが例であるから、林鐘などの意であろう。楚公鐘にも林の異體字とみられるものがある。不帛不苹は不白不騂、騂は赤をいう。不濼不彫は鑠雕を受けぬ意であろう。積微居に雕を凋と解している。

盥公以下について文錄に「召公在周初、壽最高、故云」、「參謂參星、荀子富國壽於旗翼、亦以星爲喩、一説、參壽卽詩之三壽也」という。盥公は召公奭。書の君奭に「天壽平格」とあり、金文には、周初の經營のことが多くみえ、書の顧命に康王卽位の儀禮を主宰している。參壽・三壽は宗周鐘・晉姜鼎にみえる。この器は江西臨江より出土しているが、宗周鐘はおそらく姜姓呂侯、すなわち䣄侯の器であり、その地は盥公の國の後である召南に近い。いずれもこの方面に傳承された長壽を祈る語であろう。器がこの地で作られたとすれば、楚地にある呉の王子の作器であると思われる。

䲭ゝ以下は鐘聲の形容の語。剖を文選に歆とする。大系に「今案此字與窗爲韻、讀歆甚是、窗ゝ猶欽ゝ」とするが、窗はあるいは鏘の初文であろうかと思われ、それならば韻は鏘・旁・尙となる。文錄に窗を倉と釋するが、字形は異なる。上下四方に達することを希うのは、呉の光復を祈る心を寄せたものであろう。

隹正月初吉丁亥、工𫯊王皮𩁹（諸樊）の子者減、其の吉金を擇び、自ら鷄鐘を作る。白からず騂からず、鑠けず彫（蝕）せず。我が靈龠に協ひ、和ならしめ孚ならしめ、用て眉壽繁釐を其の皇祖皇考に祈る。召公の壽の若く、參の壽の若くならしめむことを。女をして䲭ゝ、剖ゝ、龢ゝ鏘ゝとして、其れ上下の□□に登り、四方に聞せしめむ。子ゝ孫ゝ、永く保ちて是(これ)常とせよ。

文首にも彫・孚・考・壽幽部の韻がある。字は線刻のように細くて明晰を缺くものであるが、甲編に摸勒するところと合わせて判讀することができる。

第八器以下は二八字銘。文に「隹正月初吉丁亥、工𫯊王皮𩁹之子者減、自乍鷄鐘、子ゝ孫ゝ、永保用之」と銘する。甲編第二器は補作。十二律の一を缺くものとして聖旨により大呂の鐘を作り、全律に備えたという。乾隆廿又六年の御識をしるす。この編鐘の出土について、國家集瑞、地祇效靈の寶器としてそのことを頌しているが、器銘によると、楚地に亡命した王子の制器である。

呉王元劍　積古・一〇・三　攈古・二之一・五七　奇觚・一〇・三　周存・六・九六　大系・一五五　綴遺・二九・六　三代・二〇・四六・一　小校・一〇・一〇〇

銘は刀身にあり、二行一〇字。「攻敔王元、啓自乍其元用」という。啓は肇。呉王元について大系にいう。

此攻敔王元、余謂即呉王壽夢之長子諸樊也、諸樊之名、

春秋作遏、公穀均作謁、而左傳與史記、則作諸樊、諸樊與遏若謁、無相通之理、葢諸樊實是謁樊、字之譌也、二書同誤者、必史記偶誤在先、劉歆編纂左氏傳時、從而襲用之、以標異耳、此作元者、正謁樊二字之合音、又爲遏與謁之陽聲、遏謁在祭部、祭元乃陰陽對轉也

すなわち誤字説によつて、闔閭の父諸樊の器とするものであるが、音を以ていえば王僚の弟掩餘葢餘などが近い。僚が弑殺を受けたのち、楚に逃れて封ぜられた人で、闔閭に國を奪われた呉の諸公子に、自ら王號を稱するものがあつたのであろう。僚の子太子諸樊の子が皮難王の子者減と稱するのと同じ。掩餘はおそらく夷語、元はその華名であろう。

元用は劍戈の屬に用いる語で、元劍・元器というのと同じ。劍の起原について、大系に西北説を述べていう。

劍之爲物、非中國所固有、逸周書克殷解言、武王以輕呂擊紂尸、史記周本紀作輕劍、張守節謂輕呂劍名、實則輕呂卽匈奴之徑路、漢書匈奴傳、單于以徑路刀、金留犁撓酒、應劭云、徑路、匈奴寶刀、外國學者謂、起源于突厥語之Kilidj、據此足證劍制實來自西北、于周初時葢已有之、但其用未盛、太伯仲雍竄吳、或曾携此而往、故吳越之劍、得吳越之金錫、遂于攷工記中、同著其良美之稱也

劍が西北の民族から移入されたであろうとする考えかたは、考古學的立場から早く主張されているところで、周緯の中國兵器史稿「周劍之來源」一一二頁にその説が紹介されている。この呉王劍は拓片によると無節の莖をもつ劍で、劍身中央に長稜の凸起がある。郭説に、太伯・仲雍がその制をもたらしたというが、劍はかえつて河南・安徽より呉越など東南の地に遺器が多い。特に呉越の劍は古くから喧傳され、徐君が季札の劍を欲したという話もあり、その子の器といわれるものもある。「吳季子之子逞之元用劍」積古・八・二〇　攈古・二之一・五七　金索・二・一一四　周存・六・九四　綴遺・二九・九　小校・一〇・九九と銘するもので、いわゆる鳥篆。周存に器の全拓を収め、程曾煌の題記がある。鳥篆は越器に最も多く、呉器のほか宋・蔡・楚にも例がある。劍の行なわれる徑路については江上波夫氏北方ユーラシア古代北方文化などに記述があり、劍全體については近刊の林巳奈夫氏の「中國殷周時代の武器」に詳しい。

邗王是埜戈　　錄遺・五六九

「邗王是埜乍其□元用」と銘する。邗は干越墨子兼受中・莊子刻意・荀子勸學・淮南原道と連稱する例が多く、管子內業・小問篇に呉干相戰うて干が滅ぼされた話がみえ、呉は干の號を襲稱した。それで趙孟介壺の禺邗王を呉干とする説が有力に主張されているが、呉を禺とするす例はない。干は魯の成公前五九〇～五七三頃に滅んだとみられるが、この器は必らずしもそれ以前とは定めがたい。夷系の諸族には、國都を失つたのちもなおその號を稱するものが多いからである。呉王が自ら干王と稱することはないようである。

二三〇、者汈鐘

器名　者沪鐘窓齋　虘秉鐘周存　者沪編鐘通考

時代　句践十九年饒釋　翳王十九年郭釋

出土　「傳爲昔年洛陽金村古墓中物」陳釋

收藏　一・三「者沪鐘二、一爲河北鎮崔季芬軍門所得、一爲濰縣陳氏十鐘山房藏器」窓齋

一、「上海博物館」上海　二・三、「舊藏濰縣陳氏者、今歸日本住友家」大系

四、「陶齋」三代世表

著錄

器影　一、上海・七八　二、海外・一三七　大系・二四八　通考・九六二　三、海外・一三八

泉屋・別八　大系・二四九　四、善齋・一・一六

銘文　一、窓齋・二・一五　周存・一・四二　大系・一五九，一六〇　三代・一・三九・二，四〇・一

小校・一・四六　書道・一〇二　二、貞松・補上・二　大系・一六一，一六二　三代・一・四〇・二

三、攈古・二之三・二五　從古・一三・六　奇觚・九・九　窓齋・二・一六　綴遺・二・三〇　周存

・一・四四　大系・一六三　三代・一・四一　小校・一・四七　四、貞松・一・六　周存・一・四

五、又補　大系・一六四　三代・一・四二　五～一三饒釋　錄遺五～一三（四鐘九二字、三鐘六

八字、四と合せて全文）一鐘二〇字、一鐘二四字

考釋　窓齋賸稿・七　大系・一五七　文錄・附・四　者沪編鐘銘釋・饒宗頤、金櫃論古綜合刊第一期

者汈鐘銘考釋・郭沫若、考古學報・一九五八・一

器制　上海にいう。「高二五・三、舞縱一〇・一、舞横一四・二、于縱一二、于横一五・九糎、重三・七八瓩、鐘的裝飾、風味特强、鼓部鑄八龍、平雕淺鏤、有蟠曲翫飛之勢、篆及枚上的紋飾、也極其精麗」、また通考に「通鈕高七寸七分、鈕上鼓上篆間、均飾蟠獸紋」という。器はみな平鈕であるが、善齋著錄のものは鈕を兩獸形を以て飾り、大きさも最大で、善齋に「身高一尺三寸」という。

者汈鐘

銘文　全文九三字。一は銘文四九字。二・三は四八格、四は鉦の二面三二字を存する。五以下は鉦鼓二面各十二字分銘の編鐘である。

隹戉十有九年、王曰、者汈、女亦虘秉不巠德、台克總光朕□、于之愻學、趄

〻哉、弼王宅、宔攴庶戱、台甫光朕立、今余其念□乃有齊休祝成、用裔刺疾、光之于聿、女其用玆、女妥乃壽、亩□康樂、勿有不義、訙之于不啇、隹王命、元頙乃德、子孫永保

戉は越。窓齋に戉と釋し、「周器紀年、不著甲乙、此其創見矣」というも、越の初文である。者汈について窓齋に字を泓の省文とし、また郭氏ははじめ者㲻と釋して諸咎とする説をとり、「越世家索隱引古本紀年云、翳王三十三年遷于吳、三十六年前三七五七月、太子諸咎殺其君翳、㲻卽泓字之異、泓入影紐者、乃後來之音變、失去聲首K而然者也」としたが、新版には容庚説によつて「容庚云、者㲻當作者沪、卽越王句踐之子王鼫與、今案其説至確、銘中之王、卽越王句踐也、舊釋當大作添改」と鼫與説に改め、翌年また者汈鐘銘考釋考古學報、一九五八・一において舊説に復していう。「汈字所從刀字、與銘中剌字所從者全同、故知當爲汈字、汈者詩河廣、曾不容刀之刀、故字從水、汈咎音相近、古皋陶或作咎繇、故汈可音轉爲咎」。また「有越王者召於賜鐘及越王者召於賜矛、均者汈之器、諸咎於弑王之前、已自稱王、今辨出汈字、則與召音尤相近、可爲互證」といい、者召と同一人とする。ただ諸咎は越世家に引く紀年に「翳三十六年七月、太子諸咎弑其君翳、十月、粤殺諸咎」とあり、者減鐘に正月というのと矛盾するので弑殺前に王號を稱したと解したが、そこになお問題があるようである。饒釋に、文は太子に屬する辭に似ず、者㲻は大夫柘稽であり、吳語・吳越春秋第七に諸稽郢に作り、また諸稽到人表・廉稽韓詩外傳八・諸發説苑奉使と傳えられる人であるという。越は句踐の二十年以後、連年吳を伐ち、四年にして吳を滅ぼしたが、その前年、大夫を勵ます辭を與えた器とする。「王曰、者汈」は臣下に對する語であり、これを鼫與・諸咎に比定するのは困難であるが、柘稽とする根據も十分ではない。

㴴字は內に從う。饒釋に汭にして墜とするが、經德の經と解してよい。また悉學を書の説命「惟學遜志務時敏」を引いて説く。趄〻哉を句とすれば、ここで切れるところであろう。宅は巳に從うも

繁文。室は往、攷は攷敔。戱を郭釋に續、饒釋に戛にして庶戛とは書の康誥「不率大戛」の大戛、常禮の意とする。この二句は弼王の義を説くもので、庶戱は賊害をいう。冑は祇、立は位。齊休祝成はその休成を賞する語であろう。訧は謀。不商を郭釋に不適、饒釋に不啻にして多也、不止也とするが、丕適の意であろう。𤔲は治、聿は肆。妥は安の字形に近く、妥安の儀禮を示す字であろう。元頌を郭釋に黽勉の意とする。

饒釋に者沪を諸稽とし、吳越春秋第七「大夫諸稽郢曰、望敵設陣、飛矢揚兵、履腹涉屍、血流滂滂、貪進不退、二師相當、破敵攻衆、威凌百邦、臣之事也」を引き、銘文には伐吳前年の情況があるとする。また郭釋に「細審原銘、碻是越王訓子之辭、此子在王之十九年、已有功德、足證至少已近壯年、諸咎弑父、在翳王三十六年、乃銘鐘十七年後事、當時翳王必已年老、其所以出此非常之擧者、殆因晚年失寵、或有廢長立幼之事而然」という。句踐前四九六〜四六四のときと王翳前四一一〜三七五のときと五世の差があるが、鐘銘の字は吳王光鑑と極めて近く、時期としては句踐期のものと考えてよい。ただ諸咎弑父のこととは關係なく、者沏は王族中の有力な一人であったと思われる。容庚の句踐の子鼫與説のちその説を撤回、饒氏の大夫諸稽説に對して、別に王族説を提示しておく。

文に韻讀あり、それによつて句讀を求めうるところがある。文にいう。

隹越の十有九年、王曰く、者沏よ。女、亦虔しみて丕經の德を秉り、以て克く朕が□を總光し、之の愻學に于てす。趄〻たる哉。王宅を弼け、往きて庶戱賊を攼ぎ、以て祇しみて朕が位を光にせり。今余其れ、乃の齊休祝成有り、用て剌烈疾を𤔲めたるを念□し、之を聿に光にす。女其れ茲を用ひよ。女、乃の壽を妥らかにし、由□康樂し、不義有ること勿く、之を丕適に訧れ。隹王の命なり。乃の德を元頌黽勉し、子孫永く保て。

すべて王命の文であり、優渥の語で、世子に賜うべきものではない。文は德・學・宅・戱・立・疾・樂・商・德など入聲字のほか、哉・聿・玆など之韻の字、また壽・保は幽韻。全體を幽之合韻とするものであろう。郭・饒二家の釋は韻讀に及ばず、そのため句讀參差として定まらぬ憾みがある。いま全文を幽之合韻として、句讀を試み、文義を求めた。

饒釋に、第一組八面全文、第二組六面、第三組二面の拓あり、別に容庚氏の未著錄二面を載せる。合せて十三器を存するわけである。

越王鐘

著錄　博古・二二・一七　鳥書考・圖二」

嘯堂・下・八二　薛氏・一・一八

考釋　金石錄・一一・一　鳥書考・容庚・燕京學報・一六期　又、金文論文選第一輯

大系・補錄・一　文選・下一・三

宋刻に「周蛟篆鐘」として錄するものである。鳥書考に「高七寸五分、甬長四寸九分、銘五十二字、錮紫金、藏宋宗室趙仲爰家、

越　王　鐘

後歸內府、薛氏作商鐘、載一維陽石本、二古器物銘本、三博古錄本三本、字形略有異同、博古・嘯堂兩本銘文、行款皆經改易、惟維陽石本及古器物銘本、尚存原式」という。字はいわゆる鳥書を交えている。

隹正月王春吉日丁亥、戉王者旨於睗、擇厥吉金、自祝禾稟□鐘、台樂虞家、喜而賓各、旬台鼓之、夙莫不貳、順余子孫、萬枼無疆、用之勿相

王春を郭釋に孟春とする。下文の王とも異なる字形であるが、孟とはみえない。戉王を舊釋に多く既望と誤る。祝は鑄。文は鐘銘の常語であるが、容釋にはじめてその讀を通じ、郭釋ではこれに補正を加えている。

者旨を容釋に□夷にして句踐の子鼯與、郭釋に者召にして王翳の子諸咎とする。かつ兩釋とも、者汈鐘の者汈と同一人とする。ただ郭説では時期が下り、器制に問題があるため、博古所收の器影を僞器とし、「越王翳三十六年、當周顯王二十七年、已入戰國中葉、其時不應有甬鐘、而本鐘爲博古圖所錄者、乃有甬而枚甚長、銘文行款、亦已更易、蓋卽金石錄古鐘銘所謂、後又得一鐘、銘文正同者、實仿作之贋品也」と論ずるが、仿作の際器制をかえることも考えがたい。

越王矛周漢遺寶・一〇　鳥書考・補圖・一〇に「戉王者旨於睗」とあり、越王劍鳥書考・續考・三考　金匱初・三六　上海・九二にも同じ名を錄するもの二器。壽州出土がある。大系に「與前越王鐘、自是一人之器」とするのは諸咎説であるが、王翳弒殺の後、三月にして殺された諸咎が、このように多數の精美な鐘・劍矛の類を作ったとは考えがたい。また一方容釋は、ここでは前器の鼯夷説を徹回して「余前於越王鐘之者旨二字、釋爲□夷、疑爲句踐之子興夷、無實據、究不知當屬何王也」三考　という。

思うに者旨は者汈と字異なり、旨は人の反文に從う。すなわち旨にして頣の初文、のちまた稽に作る。吳越春秋第七に八大夫の一として諸稽郢というものがあり、句踐の王子の一人ではないかと思う。越世家に、句踐の會稽に敗れるや、「於是擧國政屬大夫種、而使范蠡與大夫柘稽、行成爲質於吳、二歲而吳歸蠡」とあり、國語・越絶書等によると、入質の人を越王・范蠡とする。人質として王自ら入ることは普通ではないから、世家の文がよく、柘稽はおそらく太子であろう。太子の名は鹿郢紀年・鼯與史記・與夷越絶書と多様に傳えられるが、越王諸器にみえる者旨諸稽於睗は諸稽郢にして鼯與ともしるされる人とみられる。吳の滅亡の後、數年にして句踐卒し、越の勢威が淮域にも及ぶ隆運のうちに卽位した王の器として、鐘銘には者汈鐘のような刺疾の語もみえず、汪洋の音があ

り、劍矛の類も精美を極め、字もまた華麗な裝飾風のものである。上海九二に「劍銘鑄於劍格上、皆雙鉤嵌綠松石、鳥書極優美、者旨於睗、是越王適郢、亦稱與夷、近年安徽蔡侯產聲侯墓中出土、有者旨於睗戈、可證」という。いま者汈・者旨を二人とし、者汈を句踐十九年、者旨を鼫與初年の器とする。その元年前四六四年の正月五日に、丁亥の日を求めることができる。文は「隹正月王の春の吉日丁亥、越王者旨於睗、厥の吉金を擇び、自ら禾稟□（鐘）を祝（鑄）る。以て虞家を樂しましめ、而の賓客を喜ばしめ、甸（陳）ねて以て之を鼓し、夙暮貳はざらむ。順なる余が子孫、萬世無疆、之を用ひて相（喪）ふこと勿れ」とよまれる。また別に「戉王石於自乍用劍」と銘する一器金匱・初・三六があり、鼫與の器であろう。「王戉・之子・勾踐」同上と銘するものも、同人の器とみられる。みな壽縣の出土。金匱に越世家「越王無彊前三五六～三三四時、興兵伐楚、與楚威王戰、大敗、楚盡取故吳地、至浙江、而越以此散、諸族子爭立、或爲王、或爲君、濱於江南海上、服朝於楚」の文を略引し、それで越劍が多く楚都から出土するのであるという。同出の器に玉飾を施した華麗なものが多い。

其次句鑃

其次句鑃

著錄　二器

善齋・樂・四〇(一)　研究・上・九六　通考・九三六　攈古・二之三・六四　敬吾・下・七六(一)　周存・一・八〇　綴遺・二八・二五　大系・一五六、一五七　三代・一八・一・二、二・一　小校・一八・九八　河出・二九八　二玄・四八九

考釋　大系・又一五六　文錄・四・三四　文選・下三・一六

周存に「浙江武康縣山中出土、向傳無字者十餘、惟二有字、一首缺唯字、又見一具、亦有字、大小居二者之中、字同第一器、今在皖劉氏」という。句鑃は徐器に征城というものと同制。文にいう。

隹正初吉丁亥、其次擇其吉金、鑄句鑃、台享台考、用旛萬壽、子〻孫〻、永保用之

正初吉とは正月初吉であろう。字はすべて反書。考は孝。壽・之とともに、幽之合韻である。文錄に鑃をも韻に加えるが、之の入聲としがたい。其次は、音を以ていえば八大夫の一である計然（計倪）に近いが、もとより定かでない。

姑馮句鑃

著錄　擄古・三之一・一二　周存・一・七八　綴遺・二八・二六　大系・一五八　三代・一八・二・二・三・一　小校・一・九九　二玄・四九〇

考釋　韡華・甲・九　大系・又一五六　文錄・四・三四　文選・下三・一六　積微居・一四四

擄古に「吳冠英說、是器于乾隆戊申之夏、常熟翼京門外農人、鋤地得之、歸大田岸俞氏、寶藏不輕示人、去夏客海虞、再請主人、始出是器、因携紙墨搨二分」とあり、その拓も多く流布しなかつたようである。器もまた知られない。文は二面、八行三九字。

隹王正月初吉丁亥、姑馮昏同之子、擇厥吉金、自乍商句鑃、以樂賓客、及我父兄、子〻孫〻、永保用之

姑は吳越の人名・地名に多くみえ、綴遺にその例をあげている。馮は鵬形に従う字らしく、大系に馮をその後期の字とし、積微居に鵬と釋すべき字とする。馮同は越絕書にみえる句踐の大夫、また逢同とも傳える人である。文錄引王國維說　吳越春秋には扶同とみえる。積微居に左傳襄廿六年の舌庸、

また國語呉語に后庸に誤るものもそれであるという。范蠡とともに活躍した越の名臣で、器はその子の作器。名を記さぬのは、家嗣を襲ぐ以前のものであろう。商を大系に「余謂即殷商之商、蓋句鑃之制作、實仿自商人也、句鑃除徐越外、無所見、有與之相近之器、舊稱爲商鐸、或商鐃者、其實即句鑃若征城之藍本」という。殷はもと夷系の族と考えられ、その文化は古くこの方面に及んで傳承されていたのであろう。

白鶴美術館誌總目（六）

第三十四輯（西北諸器一）昭和四十六年六月

一九九、秦公𣪘……一

秦公鐘・秦器……三

二〇〇、虢文公子㝬鼎……三五

諸虢器・虞器・蘇器……四三

第三十五輯（西北諸器二）昭和四十六年九月

二〇一、晉姜鼎……八一

二〇二、晉公𥂴……九六

二〇三、郘鐘……一二五

第三十六輯（西北諸器三）昭和四十六年十二月

二〇四、厵羌鐘……一四一

三晉諸器……一九〇

二〇五、匽公匜……二二一

匽器……二二四

第三十七輯　（中土諸器）　昭和四十七年六月

二〇六、王子嬰次鑪……………………二一七
　新鄭諸器……………………二二八
二〇七、鄭𨞫伯鬲……………………二四四
　鄭器……………………二四五
二〇八、𨞫孟壺……………………二五四
　𨞫器……………………二五六
二〇九、鄀公平侯鼎……………………二六〇
　鄀器……………………二六二
二一〇、趣亥鼎……………………二六九
　宋器……………………二七一
二一一、陳侯段……………………二七六
　陳器……………………二七七
二一二、蔡姞段……………………二八三
　蔡器……………………二八六
　壽縣蔡諸器……………………二八九
　許子鐘　許器……………………三一四

第三十八輯　（東土諸器一）　昭和四十七年九月

二一三、齊侯盤……………………三二三
　齊侯諸器……………………三二九
二一四、國差𦉜……………………三四〇
　大宰歸父盤……………………三四八
二一五、叔夷鎛……………………三五二
二一六、黔鎛……………………三七八
二一七、洹子孟姜壺……………………三八八
二一八、陳肪段……………………四〇四
　田齊諸器……………………四〇七

第三十九輯　（東土諸器二）　昭和四十八年四月

二一九、魯原鐘……………………四二五
　魯諸器……………………四三六
二二〇、曩公壺……………………四五〇
　曩・己諸器……………………四五三
二二一、杞伯每亡鼎……………………四六三
　杞・鄫諸器……………………四六六
二二二、邾公釺鐘……………………四七四
　邾諸器……………………四七八

二二三、鑄公簠……四九三
鑄諸器……四九五
二二四、薛侯盤……五〇〇
薛・滕諸器……五〇二
二二五、郜季故公段……五〇六
郜諸器……五〇七
二二六、曾伯霥簠……五一一
曾・戴諸器……五一六

第四十輯（南土諸器）　昭和四十八年六月

二二七、楚公逆鎛……五二七
楚・曾・江・黃諸器……五三〇
二二八、徐王鼎……五六八
徐諸器……五六九
二二九、吳王光鑑……五八八
吳諸器……五九三
二三〇、者沏鐘……六〇四
越諸器……六〇九

昭和四十八年六月　初版發行
平成　五　年九月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻 金文通釈4（全七巻九冊）

発行日……二〇〇四年一一月一五日 初版第一刷発行

著者……白川 静

発行者……下中直人

発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一 東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集） 〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ http://www.heibonsha.co.jp/

装幀……山崎 登

印刷……凸版印刷株式会社

製本……株式会社石津製本所

製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40374-3
NDC分類番号812.2 A5判(21.6cm) 総ページ654
乱丁・落丁本のお取替えは直接小社読者サービス係までお送りください
（送料は小社で負担いたします）。